

法政大学社会学部  
優秀卒業論文集

2022

目次

2022年度優秀卒業論文集に寄せて .....	社会学部長 宇野 斉 .....	3
女性雑誌『SAY』読者投稿欄 「シリーズ／ほんとうの私」にみる二項対立する女性の性愛言説 —性的規範の衝突と葛藤— .....	中村 文香 .....	5
1984年のヨーゼフ・ボイス来日における日本側の受容の分析 —時代の狭間の芸術家— .....	田村 暖 .....	39
行政が重症外傷診療体制の質向上において果たす役割 —東京都における外傷センター創設を通して— .....	大久保 亮 .....	85
都市農業の存続のために —21世紀の都市農地の生き残り方— .....	服部 祐斗 .....	177
行動経済学における双曲割引の検証 ～時間的非整合性のある行動と成績の関係～ .....	槇田 涼華 .....	219
中国人移民とアメリカ —その歴史と現在 .....	宮森 早紀 .....	245
外国人市民の政治参加 —川崎市・新宿区を事例として— ...	水野 そよか .....	299
うつ病患者の回復過程における困難と 患者による自己管理について .....	牧野 純 .....	325



## 2022年度優秀卒業論文集に寄せて

法政大学社会学部2022年度卒業生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。

2020年春のコロナ禍で、2年生始まりの演習1の説明会、募集、応募、選考、受講許可は対面なしの遠隔で行われたと記憶しています。担当教員だけまたは上級生を巻き込んだ選考プロセスがすべて遠隔という条件下で、もちろん応募した当時の新2年生も慣れないことで大変だったと思います。

その後も演習を含む授業全てが遠隔である期間が続き、「ゼミの先生、ゼミの仲間」という感覚がなかなか掴めない、これでいいのかどうかをそれぞれが深く考えながら継続したのでしょうか。そんな中でも先生方の工夫と、ゼミメンバーの学ぶ態度と意欲の表れがゼミでの切磋琢磨をいや増していたのでしょうか。

2022年度は、コロナ禍といえどもかなり行動の自由を回復していました。皆さんは4年生として、就活などと並行しつつも、卒業論文執筆、そのための準備や調査での活動範囲は広まったものと思います。また、教員からの指導も対面実施されてきたと思っています。

コロナ禍以前、優秀卒業論文に選ばれた学生に対する学部同窓会からの表彰は、学位記公布後の学部祝賀会でなされていました。その席では数百人の同級生から盛大な拍手・祝福を受けて表彰されていました。残念ながら今年度も祝賀会は開けず、授賞式は多摩キャンパスで受賞者と学部同窓会幹部の皆さん、優秀卒論担当の学部学会運営委員の先生方と私で静かに行いました。

今年度の優秀卒業論文は厳正な審査を経て8篇が受賞しています。受賞された皆さんとお目にかかって、そのたたくまいは、とてもしっかりしていると感じました。この数は過去に例のない多さでした。コロナ禍といえども着実に研究を進め、素晴らしい成果をあげたと認められる卒業論文が多数執筆されたことを大変嬉しく思います。

優秀卒業論文を執筆された皆さん、受賞おめでとうございます！

皆さんはコロナ禍を含む様々な制約下でもしっかり書き上げたのです。そして優秀卒業論文と認められました。

卒業後、社会に出てからは、これほどの調査・研究に基づくまとまった内容を論文にまとめる機会はそうそうないでしょう。しかし、授業、演習、研究と論文執筆を通じて得られた物事の見方、考え方、情報の収集と分析、記述、表現の仕方、論文としてのまとめ方のそれぞれは、社会生活の場面ごとに活用できます。そうとは思いませんが、必ず役立ちます。

これから臆することなく、その実力をどうぞ発揮してください。

社会学部長 宇野 斉



女性雑誌『SAY』読者投稿欄  
「シリーズ／ほんとうの私」にみる  
二項対立する女性の性愛言説  
—性的規範の衝突と葛藤—

中村 文香



## 【目次】

1	はじめに .....	9
2	『SAY』とその時代性 .....	10
2.1	『SAY』の概要 .....	10
2.2	『SAY』の時代—女性解放と女性誌創刊ブーム .....	11
2.3	『SAY』の時代—解放の言説と女性の矛盾した社会状況 .....	12
3	社会状況に呼応する『SAY』の言説 .....	13
3.1	記事の構成 .....	13
3.2	記事の分類と今回の分析対象 .....	13
3.3	誌面上での矛盾した女性観の記述 .....	14
3.3.1	能力 .....	15
3.3.2	主張・積極性 .....	15
3.3.3	自律性 .....	16
3.3.4	感情の発露 .....	16
3.3.5	性規範 .....	17
3.4	記事分析のまとめ .....	17
4	「シリーズ／ほんとうの私」 .....	18
4.1	「ほんとうの私」とは何か—自己論と結び付けた解釈 .....	18
4.2	『SAY』における性愛言説の立ち位置—雑誌のコミュニケーションの機能 .....	19
4.2.1	性と愛の語りの普遍性 .....	19
4.2.2	聴き手（読み手）への期待 .....	20
4.2.3	電話での告白の利点 .....	20
4.2.4	上記の意味内容を含まない、ポエム調のもの .....	21
4.2.5	リード文分析のまとめ .....	22
5	「シリーズ／ほんとうの私」にみる性愛の言説の二項対立 .....	23
5.1	投稿文の分類と対立軸の決定 .....	23
5.2	対立軸の検討 .....	24
5.2.1	恋愛・精神的満足追求型／性欲・肉体的満足追求型 .....	24
5.2.2	性的に積極的であることをよしとする／「ふしだらな女」と思われたくない .....	27
5.2.3	恋愛と結婚接続型／割り切り方 .....	29
5.2.4	年頃で結婚したい派／したくない派 .....	31

5.3 性規範の価値転換における作家富島健夫の役割 .....	33
6 終わりに .....	34
6.1 二項対立する性愛の語りが生まれる背景 .....	35
6.2 『SAY』の果たした役割 .....	35
6.3 「性的主体性」と「性を語る」こと .....	36
文献目録 .....	37
謝辞 .....	38

## 1 はじめに

本稿の目的は1980年代、建前として広まった女性解放の言説に対し、女性雑誌『SAY』の読者投稿欄に寄せられる女性の本音から当時の性愛の二項対立する言説を明らかにすることである。

本稿の関心はまず、「性」なるものが、個人にとっていかに重要であるのかという問いから始まる。赤川(2006)の論考によると、日本において明治期に「性欲」という概念が輸入されて以降、「性欲＝本能論」から、性は人格の中核要素であるとする「性＝人格論」に変容し、特に他者との親密性を重視するパラダイムが主流となった<sup>[1]</sup>。このように人格の核として重要視されてきた性欲であったが、女性においてはその限りではなかった。「セクシュアリティ」という概念が成立した近代以降、性的主体とされたのは男性のみであったのだ。守(2010)によると、性的に能動的なのは男性であり、一方の女性は性欲がないか、あるいは受動的なものとする「性の二重規範(ダブルスタンダード)」が敷かれていたという<sup>[2]</sup>。

その後1970年代以降台頭したウーマンリブに始まる第二派フェミニズムはそれまでの性の二重規範を否定した。女性の欲望を肯定し、自分の身体を自らのものにする重要性を説いてきた<sup>[3]</sup>。また女性の解放言説による意識の変容から、女性の自己表現の場や女性を対象とする広告媒体といった消費社会のツールとして女性誌が注目を集めるようになった<sup>[4]</sup>。こうした女性の解放の言説の広まる1980年代であったが、はたして実態として女性は性的主体性を勝ち得ることができたのであろうか。

まず先行研究を検討する中で、女性は制度整備の不十分さと女性解放の言説から矛盾した社会状況に置かれていることが分かった。またそうした矛盾のある状況下で性愛の言説についても保守的なものと解放的なものの、二項対立した状況にあることが分かった。高橋(2021)は恋愛文化とフェミニズムの同時進行した90年代後半を、女性に性的主体性に対する解釈が乱立し、女性もその周りの人も何が正しい性や恋愛のあり方か分からなくなる性的主体のアノミーの時期であると指摘した<sup>[5]</sup>。しかし、この「性的アノミー」の状況は1990年代においてはじめて生じたものではなく、以下に見るように、1980年代の女性たちにも当てはめてみるができるように思われる。

本稿ではそうした、特に女性の性愛についての背反する言説について注目する。その分析対象に、青春出版社発行の女性誌『SAY』を用いる。『SAY』を分析対象とするのは、「あなたが言う雑誌、レディース・ライフマガジン<sup>[6]</sup>」のキャッチフレーズにあるように、読者の生の声を取り入れているところにある。当時の若い女性のかざらない語りのなかに、彼女たちの置かれていた社会状況を明らかにする試みである。分析対象とするのは、「シリーズ／ほんとうの私」の連載期間である第1巻1号(1983年7月)から第4巻11号(1986年11月)まで41号分の掲載記事<sup>[7]</sup>や、「シリーズ／ほんとうの私」全40回の間投稿された449件にわたる読者の投稿、40回の作家富島健夫のアドバイスである。

本稿の構成として、まず『SAY』の性愛に関する読者投稿欄「シリーズ／ほんとうの私」が連載されていた当時の時代性として、女性が解放と保守の矛盾した社会状況に置かれていたことを説明する。それから分析対象の範囲内における記事内容や読者の投稿をもとに、二項対立する性愛言説の様相を示す。そこで当時

【1】 赤川学, 2006, 「日本の身下相談・序説: 近代日本における「性」の変容と隠蔽」, 『社会科学研究』, 東京大学社会科学研究所, 57 (3-4), 2006-03-28, p.90.

【2】 守如子, 2010, 『女はポルノを読む 女性の性欲とフェミニズム』, 青弓社, p.10.

【3】 同上p.11.

【4】 諸橋泰樹, 2002, 『ジェンダーの語られ方、メディアのつくられ方』, 現代書館, p.71.

【5】 高橋幸・永田夏来, 2021, 「これからの恋愛の社会学のために」, 『現代思想』, 青土社, 第49巻第10号, p.18.

【6】 塩澤実信, 1986, 『SAY／林 泰夫』, 『創』, 創出版, 16 (11) (176), p.125.

【7】 第2巻第6号(1984年6月)、コーナー休載

の女性が性的規範の定まらない状況に戸惑いながら、何を争点として性を悩み、語っていたのか明らかにし、当時の状況をアドバイザーとしての富島健夫の役割から新たな解釈をくわえる。終章ではまず、それらの争点が生まれるに至った背景と、当時における女性が多様な性愛の悩みを語ることを可能にした『SAY』のもつ役割を論ずる。最後に本稿における「性的主体性」、「性を語る」ことについての解釈を示す。

## 2 『SAY』とその時代性

### 2.1 『SAY』の概要

まず初めに、本稿で取り上げる女性誌『SAY』についての概略を整理していく。分析対象である『SAY』は、1983年から2007年まで青春出版社によって刊行された女性誌である。同社の兄弟誌として男性誌の『BIG tomorrow』があり、両者に共通するコンセプトとは「人生を上手に生きるためのハウ・ツー誌<sup>[9]</sup>」であることだ。生き方マニュアル雑誌とも称され、諸橋（2002）の分類によると、その誌面は「恋愛・友人」から「ライフスタイル」、「医学・健康」や「心理・救済」、そして「セックス」にまつわる記述まで幅広い情報分野で構成されている<sup>[9]</sup>。1986年において発行部数は63万部と、集英社の『MORE』や講談社の『With』と並ぶ売り上げを見せている<sup>[10]</sup>。

他のファッション誌の見出しと比較しても、本誌の特異性として社会を要領よく生きていくためのハウ・ツー記事を中心に構成されていることが分かる。その出版意図を探るため、青春出版社社長の小沢和一や、『SAY』の編集長である林泰夫の言葉を確認していきたい。

はじめに青春出版社社長の小沢の来歴から、『SAY』のもつ生き方情報誌としての性格を明らかにしていく。青春出版社の設立は昭和30年に遡りその創立以来、小沢は「働きながら勉強したい人達の学習的欲求に応えることを目的<sup>[11]</sup>」としていた。また「迷える人に生き方を少しでも示唆できる本を<sup>[12]</sup>」というのが小沢の出版人としてのテーマであった。それにくわえ本誌の編集長である林泰夫は「読者のかかえている問題に対して、すぐに役立つ情報を出してやる<sup>[13]</sup>」と『SAY』の役割について語る。

また本誌の特徴として、読者投稿を電話で受け付ける「ホットライン」の仕組みがある。ホットラインは読者の声を直接的に取り入れ、編集者が想定しがちな若者像と実際の若者とのギャップを埋めることを目的にしている。一般的なマスコミの描く自由奔放で先鋭的な若者像に対し、小沢社長は「大多数の若者はもっと平凡で地味な生活をしている<sup>[14]</sup>」とした。こうした若者の本音をくみ取るために、「あなたの編集部直通電話」として紙面に電話番号を記載し、直接編集部員が対応するほか、録音がなされ記事に活用されている。初期における「ホットライン」への投稿を呼びかける文を以下の引用に確認したい。

●SAYの「ホットライン」はあなたからの電話をお待ちしています。

「あなたが言う考え方情報誌」SAY。

読者のみなさんの声で作られる女性誌です。

【9】 諸橋泰樹, 2002, 『ジェンダーの語られ方、メディアのつくられ方』, 現代書館, p.88.

【10】 松平由美子, 1986, 「青春出版社, 若者にうける「世渡り指南」路線」, 『NIKKEI BUSINESS』, 日経BP, 4月11日号, p.61.

【11】 内野祐, 1985, 「青春出版社の「ベストセラー」のつくり方」, 『創』, 創出版, 15(5)(185), p.88.

【12】 松平由美子, 1986, 「青春出版社, 若者にうける「世渡り指南」路線」, 『NIKKEI BUSINESS』, 日経BP, 4月11日号, p.64.

【13】 塩澤実信, 1986, 「SAY/林 泰夫」, 『創』, 創出版, 16(11)(176), p.125.

【14】 松平由美子, 1986, 「青春出版社, 若者にうける「世渡り指南」路線」, 『NIKKEI BUSINESS』, 日経BP, 4月11日号, p.64.

あなたの考え方、悩み、おしゃべりなど、編集部の直通電話（03）202・1212へお電話ください。

＊

土、日、祭日を除く月曜日から金曜日までの午前11時から午後7時までは、SAYの編集者が電話口であなたのお話を直接うかがいます。

それ以外の日時には、録音装置が作動して、あなたのご意見を自動的にテープに記録させていただきます。

テープは、翌日必ず編集部で聴かせていただき、可能なかぎり誌面に掲載していきます。

お電話くださいね。

（1983.12：19）

このように本稿で取り上げる女性雑誌『SAY』はよりよく生きるためのハウ・ツーを、読者の生の声をもとに作り出していく雑誌であった。

本稿で『SAY』を分析対象とするのは、そうした読者の本音を第一とした誌面作りにある。そうした立場は80年代当時のビジュアル的なファッション誌である『an・an』や『non・no』、女性の自立や解放の欲求を代弁した『クロワッサン』や『COSMOPLITAN』といった雑誌と比較しても特異であった<sup>【15】</sup>。『SAY』は電話投稿から読者の本音に迫り、「不安定な状態におかれ、何となく満たされないものがある<sup>【16】</sup>」という当時の「平凡で地味な生活<sup>【17】</sup>」をしている若い女性の置かれた状況をすくい出す役割を担っていた。くわえて『SAY』は「シリーズ／ほんとうの私」という性愛に特化した読者投稿欄を持っている。そうした言説空間に見られる等身大の女性の性の語りによって当時の実態に即した分析を目的としている。

## 2.2 『SAY』の時代—女性解放と女性誌創刊ブーム

それではまず『SAY』はどのような時代背景のなかに刊行されていたのだろうか。本項では分析対象である「シリーズ／ほんとうの私」の連載年の1983年から1986年の間とその前後の出来事に注目する。そこで「ウーマンリブの台頭と女性解放の言説」、「女性誌創刊ブーム」というキーワードを手掛かりに、その時代性について明らかにしていく。

まず、1970年代に日本にウーマンリブの思想が伝わり、1980年代前半は女性解放の言説が広まりをみせた。具体的な出来事として、1976年からの国連による「国際婦人（女性）の十年」の取り組みがあり、そのさなかに『SAY』は創刊されたのである。女性の平等に関する出来事を追っていくと、1985年に日本は国連の女性差別撤廃条約に批准し、同年に国会で「男女雇用機会均等法」が成立した。そしてその翌年に「シリーズ／ほんとうの私」は連載終了する。このように『SAY』の創刊から、「シリーズ／ほんとうの私」の連載終了までの期間には男女雇用機会均等法に代表される、女性の社会進出にともなう女性解放の言説が広まりをみせていたといえる。

また、世界規模での女性解放への意識の変容が、1980年代に始まる女性雑誌創刊ブームを引き起こした。諸橋（2002）はこうした意識変革の中で伝統的な男女関係や性別役割の在り方が問い直される一方で、消費の担い手として女性がターゲットとされ、消費社会の企業の戦略ツールとして女性雑誌が目されたという<sup>【18】</sup>。そうして1980年には230誌、1983年には257誌と女性雑誌の創刊ブームが巻き起こり<sup>【19】</sup>、『SAY』

【15】 井上輝子・女性雑誌研究会、1989、『女性雑誌を解説する—Cosmopolitan—日・米・メキシコ比較研究』、垣内出版、pp.37-8.

【16】 内野祐、1985、「青春出版社の「ベストセラーのつくり方」」、『創』、創出版、15（5）（185）、p.94.

【17】 松平由美子、1986、「青春出版社、若者にうける「世渡り指南」路線」、『NIKKEI BUSINESS』、日経BP、4月11日号、p.64.

【18】 諸橋泰樹、2002、『ジェンダーの語られ方—メディアのつくり方』、現代書館、p.71.

【19】 井上輝子・女性雑誌研究会、1989、『女性雑誌を解説する—Cosmopolitan—日・米・メキシコ比較研究』、垣内出版、p.18.

も同時期に創刊された女性誌の一つである。内容としても1960年代の女性雑誌が女性を家事育児に専念させるような性別役割イデオロギー的な内容を含んでいたのに対し、1970年代以降は女性に職場で働くことを推奨する雑誌が見られるなど<sup>[20]</sup>、女性雑誌は女性の在り方について問い直しながら、女性のあるべき姿についての像を生み出す中心的メディアであったといえる。

このように『SAY』の創刊から、「シリーズ／ほんとうの私」連載終了までの期間とは、女性の自立や主体性を謳う女性解放の言説と、そうした女性の在り方を問うメディアとしての女性誌が勃興した時代であった。

## 2.3 『SAY』の時代—解放の言説と女性の矛盾した社会状況

それでははたして、1980年代当時女性の自立や主体性の確立は実現されていたのだろうか。しかし実態は女性解放の言説の広まりに対し社会制度の整備が追いついておらず、女性は矛盾した社会状況に置かれていた。この矛盾の一例に当時における女性の雇用状況を取り上げ、考察していきたい。

まず、当時の女性の社会進出の状況について整理していく。当時の女性の社会進出にはその数と意識の面でも変化が見られた。はじめに婦人労働者の雇用数をみると、1984年には戦後最大の1518万人となった<sup>[21]</sup>。また玉水（1985）は女性労働者の勤続年数の伸びと平均年齢の高さから、女性の勤務継続の意欲が見られると指摘し、女性が職業を持つことへの意識変換の10年間の変遷について以下のように見解を示す。

就職し結婚・出産し再就職（再就職型）の増加傾向がまず目につきます。つぎに、職業を持たない（不就職型）の確実な減少とその少数派化、そして結婚・出産退職（退職型）の減少と、結婚・出産しても就労を続ける（継続型）の増加がみられます<sup>[22]</sup>。

こうした潮流の中で、女性の地位向上についても一般に実感されるようになった。この点について、1984年総務省によって実施されたアンケート結果を参照したい。国政モニターを対象に「国際婦人年以降、婦人の地位は向上したか」という「国連婦人の10年」の活動の評価を問う内容であった。この問いに対し、「向上したと思う」とした回答者は78%に達し、その向上を認める分野は社会通念や風潮（55%）、職場（23%）、法律や制度（18%）、家庭（8%）の順となっている<sup>[23]</sup>。以上に見られるように当時は一般に女性の地位向上が感じられ、女性雇用者の数とその意識の高まりがみられた。

しかし85年に「男女雇用機会均等法」が施行されたのにも関わらず、当時の女性労働者の雇用は実質的に男性と遜色なく平等なものになったとはいいがたいものであった。例えば大卒女子の置かれた就職状況があげられる。80年代には大卒女子の就職率は順調な伸びを続けており、90年には男子との格差も急速に縮小し、社会参加における男女平等が実現しているようにみられた。しかし1984年の公募状況、採用条件に男女の区別を設ける企業が大卒、高卒ともに過半数を超えるなど<sup>[24]</sup>、大卒女子の就職難が指摘される。

また女性は家事や育児の役割が期待されると同時に、男性と同様の長時間労働を課される「保護ぬき平等」の労働条件や、「労働者派遣法」などの法システムの下、不安定な雇用を余儀なくされた<sup>[25]</sup>。さらに

【20】 井上輝子・女性雑誌研究会, 1989, 『女性雑誌を解説する Cosmopolitan—日・米・メキシコ比較研究』, 垣内出版, p.5.

【21】 鷲谷善教, 1985, 「育児と子供の権利—保育所・学童保育をめぐって」, 日本婦人団体連合編, 『国連婦人の10年; 日本の婦人はどこまでできたか』(婦人白書1985年版), ほるぷ出版, p.153.

【22】 玉水俊哲, 1985, 「六、婦人の意識」, 日本婦人団体連合編, 『国連婦人の10年; 日本の婦人はどこまでできたか』(婦人白書1985年版), ほるぷ出版, p.247.

【23】 千野陽一, 1985, 「国連婦人の10年と教育・文化」, 日本婦人団体連合編, 『国連婦人の10年; 日本の婦人はどこまでできたか』(婦人白書1985年版), ほるぷ出版, p.182.

【24】 井上輝子・江原由美子, 1991, 『女性のデータブック』, 有斐閣, p.102.

女性は結婚育児による雇用の中断から年功賃金体系が適応されにくく、また入職時点において不熟練職種、補助的職務など低賃金職種に格付けられ、固定されるケースが多い<sup>【26】</sup>。こうして日本の男女間における賃金格差は1983年に男性の所定内賃金を100としたとき、女性は57.7と他の先進国では類を見ないほどの格差が進展していた<sup>【27】</sup>。

女性労働者の雇用者数の増加、意識の変容という観点から女性の社会進出は大いに期待されるものであった。しかし実態としては社会制度の整備の遅れが見られた。それゆえ1980年代当時、女性は解放の言説と格差の残る実社会との矛盾した社会状況に置かれていたのである。

### 3 社会状況に呼応する『SAY』の言説

前項で80年代の解放の言説と格差の残る実社会との女性の矛盾した社会状況を明らかにした。こうした背反する状況を、本稿で取り上げる『SAY』はその誌面上に色濃く反映していた。本項では『SAY』の発信する社会をうまく生き抜くためのハウ・ツーとそこに見られる二項対立について分析していく。

#### 3.1 記事の構成

記事分析に先立ち、まずは『SAY』の主な記事構成について確認したい。記事の流れについて、簡単に図式化すると以下ようになる。(図1)

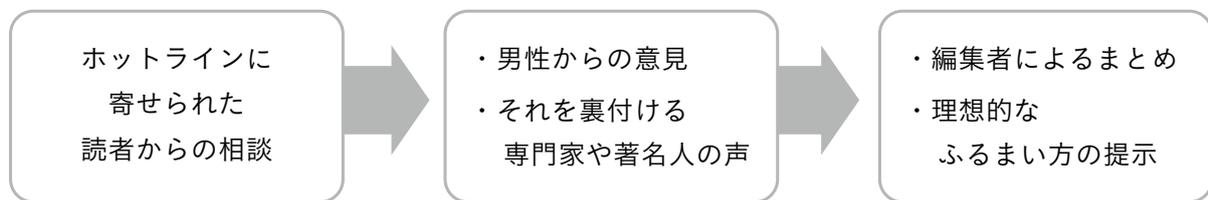


図1 『SAY』における主な記事の流れ

まず、記事の冒頭にはホットラインに寄せられた女性からの悩み、うちあげ話が紹介される。そこであげられる悩み、トラブルを防ぐためにどうすればいいのか、一般の男性からの意見が参照され、それを医師や教授、タレントといった専門家や著名人の声が裏付ける。最後に「失敗」しないためのハウ・ツーを読者に提示することで記事はまとめられる。

#### 3.2 記事の分類と今回の分析対象

本稿で分析する記事は「シリーズ／ほんとうの私」が連載されていた1巻1号(1983年4月)から4巻11号(1986年1月)を対象とする。また当時の女性に向けられる性規範を明らかにする目的から、恋愛や

【25】 和田典子, 1985, 「教育改革のもとで 学校教育」, 日本婦人団体連合編, 『国連婦人の10年; 日本の婦人はどこまで来たか』(婦人白書1985年版), ほるぷ出版, p.192.

【26】 井上輝子・江原由美子, 1991, 『女性のデータブック』, 有斐閣, p.96.

【27】 平井浩一, 1985, 「二、日本政府の動向と婦人関係施策」, 日本婦人団体連合編, 『国連婦人の10年; 日本の婦人はどこまで来たか』(婦人白書1985年版), ほるぷ出版, p.15.

セクシュアリティ、女性・男性像に言及する記事に分析対象を絞った。内容分析の結果、以下のように分類することができた。

「失敗」しないために	恋愛関係においても特に「失敗」に焦点を当て、うまくいくためのハウ・ツーを示すもの
男性への不安解消	恋愛面において男性の心理面を理解することで、不安の解決を図る企画
男性心理⇒行動	男性心理を理解したうえで、求められる行動を理解していくもの
男選び・見分け方	交際、結婚にあたり自分にふさわしい男性をどのように見抜き、選ぶかについてのハウ・ツー
男友達	異性の友人との付き合い方について
結婚前後	結婚前、結婚後の心理や行動を、寄せられた体験談に基づいて解説していくもの
キャリア	会社での立ち回りから転職まで、女性のキャリア一般について解説されたもの
よりよい生き方	恋愛だけにとらわれず、一人の人間としてよりよく生きる方法を解説したもの
男女・変化	男女が交際していく中で互いに相手をどう変化させるか解説したもの また変化させるための方法論
セクシュアリティ	性やセックスについての記事
恋愛テクニック 自己演出	よりよく異性に好かれるための恋愛テクニックや身のふるまいについてのハウ・ツー
男性目線からの 女性の理想像	男性から見た“魅力的な女性”と“魅力的でない女性”を例示していく記事
不倫、浮気	不倫や浮気についてのハウ・ツー

表1 『SAY』1巻1号-4巻11号より『SAY』記事内容の分類

今回二項対立する言説を分析するにあたり、上記の分類の中でも「セクシュアリティ」「恋愛テクニック・自己演出」「男性目線からの女性の理想像」「不倫、浮気」をその対象とする。これらの4つの項目は、誌上で描かれた女性の理想像や性規範を描き出すのに有効であると考えられるためである。次項より、『SAY』全体の記事内容を検討し、そこで同一誌上に見られた背反する言説の在り方を分析していく。

### 3.3 誌面上での矛盾した女性観の記述

今回の記事内容の分析の結果、『SAY』の誌上における言説空間ではその内部で二項対立した女性観、性規範が存在していたことがわかった。本項では記事の中でも特徴的な記述を抜き出し、比較検討を行う。そこで①能力、②主張・積極性、③自律性、④感情の発露、⑤性規範の5つの観点から考察していきたい。

### 3.3.1 能力

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「頭はいいけれど……」と言って嫌われたのは昔の話。現代は“頭の良さ”は魅力を生み出す最も大切な条件 (1983.7 : 28)</li> <li>・今まで“頭のいい女”というのはいよいよ“嫌味”の対象にされてきました。 (1983.7 : 30)</li> <li>・好かれる女性の三要素の中で、1番男性が重視しているのは何だと思いますか？それは“仕事ができること”なのです。 (1985.6.51)</li> <li>・「OLといえば、以前は職場の花的なイメージがありました。現在では、女性も重要な戦力のひとりという見方が強くなってきました。自分の役割分担はキチンとこなせるのが、好かれる女性の第一条件です」 (1985.6 : 51)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の能力は鷹の爪、表に出さないのが、男性から見ると謙虚でステキに見えるようです。 (1984.2 : 169)</li> <li>・むしろ頭の良さを隠して、見えないところで発揮する女性に好感を持つそうです。 (1985.5 : 199)</li> <li>・詩人の荒川洋治「女性で頭の切れる人っておおむね人をはじき出す冷たさを持っている。男に変な敵対心を持っていたりね。だから女の子には人気があっても、男から見ると鼻持ちならない。誰でも包み込むあつたかさがないとね」 (1985.5 : 199)</li> <li>・「男性をたてて、男性に好かれていた方が、長いやすいし、力も発揮しやすいのですから」 (1985.6 : 52)</li> </ul>
--	--

表2 『SAY』1巻1号-4巻11号より「能力」に関する記述の引用

まず、女性の能力については上記の引用のように仕事ができること、頭が良いことは評価される一方、その能力は表に出さずにいることが求められている。また、「テキパキと仕事をしている女性って、主婦になっても家事がうまそうでいいなと思う<sup>[28]</sup>」というように、女性の仕事での活躍に、家庭で担う役割への期待を重ねる記述も見られた。そうして女性が力を発揮するために、男性をたて、男性に好かれることが推奨されている。

このように女性は仕事の能力が評価される一方、それを隠したり、謙虚でいたりすることが好ましいとされた。また社会での活躍を期待される一方、それは女性が担うべきとされる家庭での役割遂行への期待に重ねられている。そして女性の活躍は男性に好まれることで可能になるという、男社会が前提とされていたことが明らかである。

### 3.3.2 主張・積極性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の意志は、はっきり伝える (1983.11 : 168)</li> <li>・「女性だって堂々と意見を述べてほしい」 (1983.12 : 27)</li> <li>・「女だから、自分から行動を起こしていけないなんて思いません。男だって、待っているんだってことをしておいてほしい」 (1984.1 : 31)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手に質問する形で、女性らしくあなたの意見や感想を伝えるのが有効です (1983.12 : 29)</li> <li>・相手に判断をゆだねる余裕を残す形をとる方が、こちらの気持ちを伝えるには効果がある。 (1983.12 : 31)</li> <li>・変にすれていたり、口が達者な女性が増えているのは事実。 (1984.2 : 170)</li> </ul>
---	--

表3 『SAY』1巻1号-4巻11号より「主張・積極性」に関する引用

[28] (1985.6 : 49)

続く女性の主張や積極性について、たしかに女性が意見、意志をしっかりと伝えることの重要性が説かれている。しかしあくまでその主張の中にも相手に判断の余地を残すような「女性らしさ」が好まれるように、男性にとって都合のいい女性が求められているのだ。

### 3.3.3 自律性

<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性との距離を保った接し方をし、「一度や二度寝たからって俺の女だなんて顔しないで」というセリフをはける女性が魅力的だといえます。(1985.3 : 133)</li> <li>・自己を確立して、自分の世界を持っていること(1985.10 : 23)</li> <li>・男性は、一般に、頼られるのが好きです。保護し</li> </ul>	<p>たいという男性特有の気持ちに訴えて家族や就職、将来のことなど相談してみるのもいいですね。(1984.1 : 29)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弱い部分を見せなかったり完璧な女はスカない、というのが大方の男性の考え(1985.3 : 132)</li> <li>・自分中心の世界から抜け出すことが大切です(1984.2 : 170)</li> </ul>
--	--

表4 『SAY』1巻1号-4巻11号より「自律性」に関する記述の引用

続いて女性の自律性に関しても一方で女性は自己を確立し、自分の世界を持つことを求められるが、自分だけの世界にこもるのではなく男性に頼ることが美德とされている。また、「結婚したら家庭を第一に考え、自分の世界を持っている人<sup>【29】</sup>」という記述があるように、女性の自立性の条件には、かねてから女性が主として担うべきとされる「家庭」を第一にするという条件が課されている。

### 3.3.4 感情の発露

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性があまり理屈っぽい言い方をするのは美しくありません。感情をベースにものを言う方が得意だし、感じもいいですね」(1983.12 : 30)</li> <li>・「対人関係で自分をさらけ出すこと。とにかく恐がらずに、あけっぴろげにすることです。それ自体が魅力的なことなんです」(1984.11 : 44)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好き嫌いの感情をすぐに顔にだすのは“わがまま”(1984.2 : 172)</li> <li>・「夫婦だって、恋人同士だってすべてをさらけ出せばいいというものではありません」つまり、ついた方がいい嘘、つかなくちゃいけない嘘もあるということです。(1985.1 : 185)</li> </ul>
--	---

表5 『SAY』1巻1号-4巻11号より「感情の発露」に関する記述の引用

また感情については、喜怒哀楽を表現し感情的であることと感情は抑え、全てをさらけ出すべきではないという言説が同時に現れている。

【29】(1985.8 : 202)

### 3.3.5 性規範

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の過去にこだわらなくなってきたというのは本当です。もちろん処女願望はあるんですけど、処女じゃなかったら離婚したっていうことはないでしょう」 (1985.8 : 202)</li> <li>・不倫という言葉が何かうら哀しい響きを持つのに比べて、“自由恋愛”は活発で明るいあなたを想像させてくれます。 (1985.1 : 21)</li> <li>・不倫一なんて魅惑的な響きでしょう。秘密だからこそ手に入るスリル、情熱。今や、そんな恋を楽しむ女性が多いのも事実。 (1986.4 : 29)</li> <li>・好きでない人とできるのは、むしろ女性でしょうね。 (1983.10 : 21)</li> <li>・セックスの重い部分、暗い部分だけ見て、結婚後以外はセックスをしてはいけない、というわけにはいきません。 (1984.3 : 159)</li> <li>・これからの時代は、相手に頼ったり、偶然に頼ったりしないで、あなた自身で避妊を確実にしたいもの (1984.9 : 174)</li> <li>・社会生活に関わっている限りは、そのタブーを破れば、ペナルティは覚悟しておかなければならないのです (1986.4 : 30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「下手すると“遊び女”に見られてしまいますから要注意。何人もの男と同時に肉体関係を結んでおいて、『人生勉強よ』といっても通じませんからね。やっぱり、してはいけないことがいくつかあります」 (1986.8 : 64)</li> <li>・口でどういってしようと、男性の本音はかなり古くて堅いものと思った方が間違いはありません。 (1986.8 : 65)</li> <li>・男性は愛情がなくてもセックスできる、というのは事実のようです。 (1984.3 : 156)</li> <li>・長くつき合おうと思ったら最初のときや、それからしばらくの時はセックスの表現は控えめにした方がいいようです。 (1984.3 : 159)</li> <li>・女性は、いずれは子どもを産むということを忘れてはいけません。 (1984.8 : 29)</li> <li>・「男の人が女の人を抱きたいと思うのは、ごく自然なことです。それに気に入っているから誘うのです。それなのに“そんなつもりではなかった”などと言ったり、男の人を責めてばかりいるのは女性の甘えです」 (1984.12 : 37)</li> </ul>
---	--

表6 『SAY』1巻1号-4巻11号より「性規範」に関する記述の引用

最後に性規範に関わる言説である。ここでも処女性、男女間のセックス観、不倫や避妊等女性の性的主体性に関して、女性の解放を認める先駆的な言説と、それを批判する言説とが誌面上に現れていることが分かる。

### 3.4 記事分析のまとめ

このように『SAY』の誌面上では、能力、主張・積極性、自律性、感情、性規範について背反した言説の入り乱れていることが分かる。こうした状況は男性中心社会かつ女性の社会進出に関して制度的不十分の中、女性の自立性確立を目指さなければならないという当時のダブルスタンダードな状況を如実に表していると考えられる。

次項からはその中でも「性愛」にまつわる言説に注目するため、「シリーズ／ほんとうの私」における投稿分析に取り組んでいきたい。

## 4 「シリーズ／ほんとうの私」

前項までで、女性解放の言説と実際の社会状況に矛盾があること、そうした状況を『SAY』は誌面上に反映させていたことを明らかにした。また『SAY』内部にみられる二項対立した言説は本稿の関心のはじめにある「性愛」の言説にもみられた。

そうした背反する性愛の言説を読み解くにあたり、本稿では『SAY』連載の読者投稿欄「シリーズ／ほんとうの私」を分析の対象にする。「シリーズ／ほんとうの私」は第1巻1号（1983年7月）から第4巻11号（1986年11月）、40回にわたり掲載された。取り扱われるテーマは愛や性にまつわる体験談であり、読者がホットラインに寄せた体験告白を毎回10-13件、語り口調の体裁をもって掲載され、末尾には作家富島健夫のアドバイスが寄せられることで締めくくられている。

本項では投稿分析に先立ち、性愛言説の生まれる枠組みである「シリーズ／ほんとうの私」の概観を整理していく。はじめになぜ本稿で「シリーズ／ほんとうの私」を分析対象とするか、「ほんとうの私」なるものを「性愛の語り」に結び付け、自己論的な議論を参照し、これを説明する。続いて『SAY』における性愛の語りの位置づけを、雑誌のもつコミュニケーションの機能の観点から確認したい。以上をもって本論文のメインとなる、読者投稿分析に至るまでの素地としたい。

### 4.1 「ほんとうの私」とは何か—自己論と結び付けた解釈

まず本稿で「シリーズ／ほんとうの私」を性愛言説の分析の対象とするのは、本稿の関心の初めにある「性が個人にとっていかに重要なものか」という問いに、タイトルの「ほんとうの私」という文言が呼応しているためである。以上の点について自己論と結び付けながら、性愛について語ることと「ほんとうの私」なるものの関係について考察していきたい。

まず、「シリーズ／ほんとうの私」における「ほんとうの私」とはなにか、この意味合いを指す記事内のリード文を以下の表に引用し、参考にしたい。

巻号／年月	リード文
1.1／83.7	●読者13人が裸の自分を強烈に告白
1.1／83.7	セックスを語るには勇気があります。裸の自分をさらけ出さずにはいられないからでしょう。でも、面と向かっていえないことも電話なら以外に簡単です。13の愛の告白。もう一人のあなたがここにいるかもしれません
1.1／83.7	大胆に言ってしまいたい“ほんとうの私”
1.4／83.9	誰にも話せない“私はこんな女”
2.2／84.2	秘密にしておきたいけれど“もう一人の私”

表7 『SAY』1巻1号-4巻11号より「ほんとうの私」の意味合いをさすリード文の引用

こうした記述の中から、「シリーズ／ほんとうの私」の指す「ほんとうの私」とは、「人に語ることの難しい性や愛の問題を語ることで立ち現れてくるもの」と解釈することができる。

また、ここで性愛の問題を「他者間の親密な相互作用」と言い換えることで、「ほんとうの私」なるものを自己論と結び付けて検討することができる。例えば現代人にとっての自己は、親密性から立ち現れるとす

るアメリカの社会学者のターナーによる理論がある。彼の理論によると、親密な対人関係において開かれる状態こそが現代的な自己の体裁であるというのである<sup>【30】</sup>。また浜口（1982）は日本人の生き方について「対人的な意味連関の中で、関係性そのものを自分自身だと考えるような人間のあり方<sup>【31】</sup>」であるとする間人間主義をとっている。この主張からも、日本人にとっては他者間の意味連関がその自己を表すとしている。

つまり、自己論の観点から見ても、性愛を伴う他者間の親密な相互作用を語ることで現れる「ほんとうの私」像は本稿の問題関心である「性が個人にとって重要であること」と結びつく。

## 4.2 『SAY』における性愛言説の立ち位置－雑誌のコミュニケーションの機能

それでは「シリーズ／ほんとうの私」の分析に先立ち、本項では『SAY』において性愛言説の集まる、本コーナーの位置づけを明らかにしていきたい。分析の材料としてコーナー冒頭に記されるリード文を用いる。そこで内容をもとに分類を行うと、①性と愛の語りの普遍性、②聴き手（読み手）への期待、③電話での告白の利点、④上記の意味内容の含まない、ポエム調のもの、の5つの項目にわけられた。以降より、順番に確認していく。

### 4.2.1 性と愛の語りの普遍性

まず、以下が性と愛に関する語りの普遍性に該当するリード文の引用である。

巻号／年月	リード文
1.1／83.7	セックスを語るには勇気があります。裸の自分をさらけ出さずにはいられないからでしょう。でも、面と向かっていえないことも電話なら以外に簡単です。13の愛の告白。 <b>もう一人のあなたがここにいるかもしれません</b>
1.6／83.12	ひとりになって振り返ると、思わず顔が赤くなる… <b>誰にでもある、そんな一夜の秘め事</b> を讀者13人がソッと告白
2.1／84.1	一人で悩んでいるだけでは、なかなか解決しない男と女の問題。それならいっそ、電話で心を打ち明けてみませんか…。 <b>あなたと同じような悩みを持つ人はきっと大勢いるはず</b> です。讀者13人の“生の声”を聞いて下さい
2.5／84.5	恋の悩み、愛の喜び、今月もホットラインに寄せられた読者の生の声が12本。 <b>同じようなことで、悩み傷ついている人も大勢いるのでは…？</b>
2.9／84.9	恋の悩みは十人十色。 <b>だけどこかに共通点があるのなら、人の意見にも耳を傾けてみては？</b> 電話だから話せることも、きっと多いはず。今月も13人の読者の生の声…
2.10／84.10	今さら何を言ってもムダ。そうは思いながらも誰かに聞いてほしい胸のうち。男と女ってだから難しい。自分だけで悩むのはやめに <b>して。ここにもう1人のあなたが見えるはず</b>
2.11／84.11	彼からのやさしい言葉を待っているのは、 <b>やっぱり女だから？みんな同じような悩みを抱えて生きてるみたい</b> 。13人の女性の声に耳を傾けてみると…
2.12／84.12	どんなに恋に悩んで、愛に傷ついても、人を愛することはやめられない。時には悩み抜いて、とことんまで傷つくことも必要かもしれません。 <b>今月もあなたと同じように迷っている読者13人の生の声を聞いて下さい</b>

【30】 船津衛, 「『自我』の社会学」, 井上俊他編, 1995, 『岩波講座 現代社会学 第2巻 自我・主体・アイデンティティ』, 岩波書店, p.45.

【31】 浜口恵俊, 1982, 『間人間主義の社会 日本』, 東洋経済新報社, p.58.

3.1/85.1	聞いてほしいことは山ほどあるけれど…。面と向かっては言えないことでも電話でなら大丈夫。 <b>今月悩みを打明けて13人は、もしかすると明日のあなたの姿かも…</b>
3.3/85.3	ふっと、心の中を駆け抜ける不安。好きだけど、この先そうしたらいいのか……。誰もが感じて いるのに人に知られたくないから、それは秘密ごと。ここに寄せられた読者13人の声は、そんな あなたの本音ではないかしら
3.5/85.5	どうして私の気持ちがわからないのかしら？とかくままならないのが男と女の関係です。決着 をつけたはずの恋なのに、やっぱりもう1度会いたい…そう正直に打明けてくれた女性たち。 <b>あなたならきっとその想い、わかるはずです。</b>
3.7/85.7	このままでは不幸になってしまう。それが分かっているのに諦め切れない。彼の笑顔が頭を離れ ない。そんなままならぬ気持ちを必死の思いで告白します。女として人間として、痛いほど分 かる胸のうち。いつか、あなたもこんな恋をするかも…。
3.8/85.8	強いつもりでいても、恋をすると、心の弱さを思い知ります。ささいなことも気にかかる。小 さな不安が胸をふさいでしまう。そんな女心を告白します。 <b>10人の“あなた”が出会った、こ んな恋……</b>
4.1/86.1	失くした後で、恋はまぶしいぐらいに輝き出します。確実に自分のものだったうちは気づかなか った素晴らしさ。でも、もう取り返せない。だからせめて思い出にすがって心をなぐさめます。 悲しさと寂しさと悔しさ…。 <b>涙と一緒に告白するのは、“明日のあなた”かも…</b>

表8 『SAY』1巻1号-4巻11号より性と愛に関する語りの普遍性に該当するリード文の引用(太字引用者)

該当するリード文を参照すると、うちあげられる悩みは、読者を含めた女性全般が経験するものであるとされる。それは「もう一人のあなた (1.1)」のように、すでに経験され共感されえるものとして表現されたり、「明日のあなた (4.1)」というように今後経験されうるものとして記述されたりしている。

#### 4.2.2 聴き手 (読み手) への期待

続いての傾向として、聴き手 (読み手) に能動的に参画するように期待する文言がある。

巻号/年月	リード文
1.2/83.8	自分は自分、他人は他人とスッキリ割り切れないのが愛と性の問題です。ホットラインに寄せられた、あなたの仲間たちのこんな体験、こんな考え方、 <b>あなたは一体どう受け止めますか？</b>
2.2/84.2	愛と性に関する打ち明け話。人に言えない秘密を率直に語ってくれた女性たちの声を、 <b>あなたはどう感じますか？</b>
2.3/84.3	寒い冬の夜一人でいると寂しくて眠れないことがある。だれかに聞いてほしいこんな打ち明け話。 <b>あなたも一緒に考えてみませんか？</b>
2.8/84.8	小さな悩みかもしれないけど、本当にどうしていいかわからない。だから思い切ってHOTLINEにコール。 <b>あなたに聞いてほしい</b>
3.2/85.2	同じ人間なのに、男と女ってどうしてこんなに違うのかしら。遊びなのか愛なのか、何とかして彼の本心を探りたい。迷って疲れて、時には誰かに話さずにはいられない胸のうち。 <b>今月も読者14人が、あなたに問いかけています…</b>

表9 『SAY』1巻1号-4巻11号より聴き手 (読み手) への期待について引用(太字引用者)

#### 4.2.3 電話での告白の利点

加えて語られるのは、性愛の告白における電話の有用性である。語らずにはいられない胸のうちも、

『SAY』の設置するホットラインであれば、顔を合わせることなしに心置きなく語れるというのである。

巻号／年月	リード文
1.1／83.7	セックスを語るには勇気がいります。裸の自分をさらけ出さずにはいられないからでしょう。 <b>でも、面と向かっていえないことも電話なら以外に簡単です。</b> 13の愛の告白。もう一人のあなたがここにいるかもしれません
1.3／83.9	深夜のホットラインに、そっと録音されていた読者14人の愛と性の体験告白！ <b>顔を知られないという安心感からか、どの声も大胆に秘密を明かしてくれました</b>
1.4／83.9	<b>いつまでも、自分だけの胸奥深くにそっとしまっておきたいことだけれど、いっそのこと誰かにすべてをはき出してしまったほうが楽になる。</b> そんな愛と性の秘密を、読者13人が、こっそりと、ホットラインに明かしてくれました
1.5／83.11	ホットラインに寄せられた読者14人の性の打ち明け話。 <b>電話だからこそ話すことができるのです。</b> あなたもこっそりダイヤルしてみませんか？
2.1／84.1	一人で悩んでいるだけでは、なかなか解決しない男と女の問題。それならいっそ、 <b>電話で心を打ち明けてみませんか…。</b> あなたと同じような悩みを持つ人はきっと大勢いるはずです。読者13人の“生の声”を聞いて下さい
2.4／84.4	<b>人に言えないような体験だから、せめて電話で告白したい。</b> 話してしまえばスッキリする。身につまされるような深夜の電話が今日も…
2.9／84.9	恋の悩みは十人十色。けどどこかに共通点があるのなら、人の意見にも耳を傾けてみては？ <b>電話だから話せることも、きっと多いはず。</b> 今月も13人の読者の生の声…
3.1／85.1	聞いてほしいことは山ほどあるけれど…。 <b>面と向かっては言えないことでも電話でなら大丈夫。</b> 今月悩みを打明けて13人は、もしかすると明日のあなたの姿かも…
3.2／85.2	同じ人間なのに、男と女ってどうしてこんなに違うのかしら。遊びなのか愛なのか、何とかして彼の本心を探りたい。 <b>迷って疲れて、時には誰かに話さずにはいられない胸のうち。</b> 今月も読者14人が、あなたに問いかけています…

表10 『SAY』1巻1号-4巻11号より電話での告白の利点引用(太字引用者)

#### 4.2.4 上記の意味内容を含まない、ポエム調のもの

最後にこれまで指摘した意味内容を含まない、ポエム調のリード文が見られた。3巻以降、これまでの3つの特徴を持ったリード文が見られなくなるのに代わり、これらのポエム調のリード文が現れるという変遷がみられた。

巻号／年月	リード文
3.4／85.4	どんなに想っても、どんなに尽くしても、寂しいだけの恋なんてもういらぬ。たとえ涙を流してもやっぱり本当の愛を見つけたい…読者13人の胸の裡を聞いて下さい
3.6／85.6	あんなに輝いていた人なのに…。今は胸を熱くした昨日まで嘘のよう。潮が引くように気持が冷めてゆくのはなぜ？それでも、もう1度確かめずにはいられない—「本当の気持聞かせて」
3.9／85.9	みんなに反対されたって、彼が好き。どうして、こんな辛い恋に身を焼くんでしょう。どうして不幸になると分かっている恋が諦め切れないんでしょう。そう、理屈なんかじゃないのよね。女だから…。
3.10／85.10	気が遠くなるような長い夜。彼とのひと時が幸せすぎたから、ひとりぼっちに耐えられない。泣いて泣き疲れてみても、彼の面影は消えない。でも、仕方がないのよね。あんなにステキな夢を、一度でも見ちゃったんだから…

3.11/85.11	男と女の間、確かなものなんて、ひとつもない。いつか裏切られた時、そうつぶやいたはずなのに、また新しい出会いに胸がときめきます。恋って不思議。傷ついて泣いたことも、恨んだことも、まるで何事も無かったように、すべて忘れさせてしまう……
3.12/85.12	愛を失くして、弱さを知ると、ひとりの夜が耐えられなくなります。昨日までの楽しさが悲しみをつのらせる。あの暖かさが心の寒さを余計に強くする。こんな気持ちになると分かっていたら決して恋なんかしなかったのに……
4.2/86.2	みんなの前では笑顔でいられても、ひとりきりの夜には、まだ涙が出て仕方がないの。新しい恋が見つければ、こんな気分も晴れるのに。分かっているんだけど、そんなこと無理です。忘れてしまえるまで、あと少しだけ…
4.3/86.3	信じていた優しさなのに、どうしてこんなにもろく壊れるの？もう大人だと思っていたのに、どうしてこんなに涙が出るの…恋が終ると、子供じみた私に戻ります。全てを失くしてしまった後から、また思い知る、長い夜
4.4/86.4	私のどこがいけなかったの…。男と女の気持は、歯がゆいぐらいにズレ違い。そして別れはいつも突然です。ひとりぼっちの寂しさや、今はない彼との思い出の、うつろな声の間わず語り
4.5/86.5	いつまでも夢を見ていたい。たとえダメされているとしても、恋は恋。幸せは幸せ…。いつか来る別れは怖いけど、今はただこの瞬間を生きるだけ。傷つくことが分かっているのに愛し続けてしまう。そんな不思議な女心
4.6/86.6	ただの遊び相手とわかっているけど、彼の優しい言葉に胸がときめく。このまま一緒にいられるなら、だまされたフリもしてしまう。でも、せめてひとりで泣き明かしたい“思い残しの夜”
4.7/86.7	愛しているのに、素直になれない。あなた好みの女になりたいけど、つい嫌われることばかりしてしまう。—そんな“恋愛ベタ”の私でも、愛してくれますか？
4.8/86.8	だまされているとわかっているけど、彼を拒めない。彼の笑顔をもう一度見たくなくなってしま…。そのためなら、いくら傷ついても構わない。ども、この心にすきま風が吹くのは一体なぜ？
4.9/86.9	つらくないといったら嘘になる。寂しくないというのも嘘。それでもあなたのことが好き……。たとえこの恋が終わっても、せめてもう少しだけ
4.10/86.10	声をあげて泣かなくなったのは、いつの頃からかしら。枕に顔を押しつけても、とめどなく涙があふれてしまう。帰ってきてほしい…止れるのは、あなたしかいないのだから
4.11/86.11	追いかければ追いかけるほど、逃げてゆく。わかっているの。でも、この気持ち受けとめてほしくて、つい……。だから私、気がつけばいつもひとりぼっち

表11 『SAY』1巻1号-4巻11号より上記の意味内容を含まない、ポエム調のもの引用者)

#### 4.2.5 リード文分析のまとめ

これらのリード文の分析から、『SAY』の読者投稿欄である「シリーズ／ほんとうの私」において、木村(1992)の指摘するような「読者共同体」の形成<sup>[32]</sup>が見られる。「シリーズ／ほんとうの私」において性愛にまつわる悩みはだれしも経験するものであり、読者はそれを語ることと耳を傾けることを促されている。つまり『SAY』においても、雑誌がマスメディアであるがゆえに同じ世界観や価値観を共有する連帯感をもたらし<sup>[33]</sup>、「雑誌と読者のコミュニケーションの場<sup>[34]</sup>」として機能しているとみなすことができる。

【32】 木村涼子, 1992, 「女性雑誌の情報空間と女性大衆読者層の成立」, 『思想』, 岩波書店, No.812, p.243.

【33】 同上p.232, p.243.

【34】 守如子, 2010, 『女はボルノを読む 女性の性欲とフェミニズム』, 青弓社, pp.109-110.

## 5 「シリーズ／ほんとうの私」にみる性愛の言説の二項対立

ここから、本稿のメインとなる読者投稿分析を行っていく。前項までに、『SAY』は1980年代における社会矛盾を反映し、その記事内容に二項対立した言説の見られることを説明した。ことに性愛にまつわる読者投稿欄の「シリーズ／ほんとうの私」において読者の寄せる投稿群も、二項対立の図式に当てはめられることが今回の分析で明らかになった。

本項では「シリーズ／ほんとうの私」の第1回（1983年7月）から第40回（1986年11月）の全449件の投稿を分析対象とする。そこでみられた性愛にまつわる4つの対立軸を検討する中で、当時の女性の性愛の語りの中の争点を明らかにする。またまとめにかえて、コーナー末尾にアドバイスを寄せる作家富島健夫の役割と彼のアドバイスが有効とされたその時代性について考察していきたい。

### 5.1 投稿文の分類と対立軸の決定

まず、対立軸を検討していくにあたり、449件すべての投稿を要約し、その内容ごとに分類を行った。分類の項目は以下の通りである。

○「ふしだらな女」と思われることの恥	性的に積極的な行動をとったことに対し、それを恥じる投稿
○「性」にまつわる男性への不満	男性の性欲や性癖、性交後の態度等について不満を告白する投稿
○ホットライン投稿の動機	ホットラインで悩みを打ち明けるに至った経緯について触れる投稿
○自慰行為について	自身や男性の自慰行為についての投稿
○女性にとっての結婚	女性にとっての結婚について、年齢や仕事、妊娠といった観点から語る投稿
○女性の性とキャリア	女性であることとキャリアを積むことの関係性についてふれる投稿
○女性の性への積極性	女性が性的なことに積極的に行動した、行動することへの考えを語る投稿
○性体験告白（過激、武勇伝的）	性的な体験について、女性が性描写を過激に語ったり、その行為について武勇伝的に語る投稿
○性的な身体についての悩み	胸のサイズや妊娠の可否等について語る投稿
○他の投稿に対する反応	他の投稿や『SAY』の記事内容をうけて、それに反応するような投稿
○男女の性別役割	性行為における主体性や結婚後の家事等、性別によって期待される役割の違う内容について触れる投稿
○男女関係、気持ちか性欲か	男女の性愛関係において、気持ち的な満足と性欲の満足、どちらを優先するかに言及した投稿
○男性に求める結婚の条件	結婚において男性に家柄や学歴、職業といった条件が求められることについて触れた投稿
○男性比較	つき合っている彼氏と浮気相手の差異など、男性二人を比較する投稿
○浮気、不倫、彼の浮気	自身の浮気や不倫、あるいは彼の浮気について語る投稿
○恋愛と結婚	恋愛と結婚は連続するのか、あるいは別のものとしてとらえるのかについて語る投稿

表12 『SAY』1巻1号-4巻11号より投稿の分類

この分類をもとに、今回取り上げる4つの対立軸を見出すことができた。対応関係を以下の図に示す。

①恋愛・精神的満足追求型／性欲・肉体的満足追求型	<input type="checkbox"/> 男女関係、気持ちか性欲か <input type="checkbox"/> 「ふしだらな女」と思われることの恥 <input type="checkbox"/> 男女の性別役割
②性的に積極的なことをよしとする／「ふしだらな女」と思われたくない	<input type="checkbox"/> 女性の性への積極性 <input type="checkbox"/> 「ふしだらな女」と思われることの恥 <input type="checkbox"/> 性体験告白（過激、武勇伝的）
③恋愛と結婚接続型／割り切り型	<input type="checkbox"/> 恋愛と結婚 <input type="checkbox"/> 男性に求める結婚の条件 <input type="checkbox"/> 女性にとっての結婚
④年頃で結婚したい派／したくない派	<input type="checkbox"/> 女性にとっての結婚 <input type="checkbox"/> 女性の性とキャリア

表13 対立軸と分類の対応関係

この4つの対立軸について、次項より『SAY』第1巻1号-第4巻11号をもとに、実際の投稿を引用しながらその内容とそれぞれの差異や共通した観念などを分析していく。

## 5.2 対立軸の検討

### 5.2.1 恋愛・精神的満足追求型／性欲・肉体的満足追求型

はじめに恋愛において精神的満足を優先するのか、性欲的な満足を追求するのかに関する対立軸である。この対立軸を検討していく中で「どちらも必要である」とする第三極としての混合型の記述も見られた。それではまず、性欲・肉体満足追求型の投稿をみていきたい。

#### 心だけでは幸せになれない。体も大事でしょ

☎男と女っておかしいなと最近つくづく思いますね。初めは、好きかどうかがすごく問題になって、つきあっていくうちに、精神的なことより肉体的なことが大きくなっていくみたいです。あのう、きのう私にピッタリという彼と初めてしちゃいました。こんな何もかもピッタリ相性が合う男性がいたのかと思うと、うれしくてうれしくて……。いま、最高に幸せな私なわけ、なんですね。実はですね、前の彼とは性の不一致で別れたんですね。もっと言うと、性器の不一致で、私と前の彼とは大きさが合わなかったんですね。…… (1983.11 : 165)

#### 彼と私はマンネリ？いい解決法ないかしら

☎やっぱセックスのマンネリいうの、あるんやね。うち、彼と付き合ってもう3年になるんやけど、なんやつまらなくなっただけというんか、ワンパターン化してしまったという感じなんや。……やっぱ、1人の男の人だとセックスってマンネリ化するもんなんやろか。心よりも体の欲求みたいもんの方が強くなる時って誰にでもあるんやろか。思い切って他の男の人と冒険してみようかなあ、うちには多分できっこないやろけど…。こういうのって、浮気心いうんやろか。このままじゃ、あかんや。ムードを変えるとか、色々工夫が必要なんやろね。(SA 22歳) (1984.11 : 132)

これらの投稿には、男女交際において初めこそ心を重視していたが、関係性が続くにつれて性欲的なものがより重大なものとその価値が変容してきたことを表している。

つづいて恋愛・精神的満足追求型の投稿を見ていきたい。この極においては2つの特徴づけに分けられる。まず、恋愛のメインがセックスになることの不満を語る投稿である。

#### **セックスばかりのつき合いじゃ虚しすぎるわ**

☎あ、男の人って、最初に肉体関係結んじゃうと、やっぱりお手軽な女って思うのかなあ。私の彼、彼が本当は私のことどう思ってるのか、すごく心配なんです。彼、大学のサークルの2年先輩で、私は1年なんだけど、最初から懂れてた人なの。……（コンパ後彼の家に上がり抱かれて）、で、それ以来、一応私は彼の彼女みたいになれたんだけど…、でも、なんか違うんだよね。あまり楽しくなくて。サークルの後、彼の部屋に行ってセックス。このパターンばかりで。それに、好きとか全然言われたことないし…。なんか恋人なのに、ちっとも気分がわかなくて。こういう気持ちわかります？（匿名）

(1984.12 : 140) (カッコ内引用者)

#### **東京で暮らす彼。だんだん離れてゆきそうで**

☎好きな人と一緒にいられないって、つらいですよえ…。こういうのってきっと私だけじゃないと思うけど、高2のときからつき合ってる彼、今は東京の大学なんです。……この間、お正月で彼が帰省したんです。で、いつもみたいにデートしたんですけど、やっぱり変わっちゃった。……だからかな、すぐ体になっちゃって。もちろん彼、前みたいに愛してくれた。ううん、前より激しく愛してくれた。でも私、前みたいに素直に喜べない。抱かれるより、もっといっぱい話がしたかった。ただ体だけなんて、そんなの嫌です。……（松本市・匿名）

(1985.4 : 143)

つづいて男性との交際において性行為の比重が重くなることに對し、もっと情緒的なつながりを欲する投稿が見られる。

#### **心を閉ざしたままのセックスなんて空しい…**

☎別に彼のこと嫌いになったわけじゃないし、セックスもイヤじゃないけど、なんだか最近は、以前ほどのめりこめないの。会社が終わったあとで、食事して、飲んで、それからホテルに行って。お互いに自宅だから、終電に間に合うように、急いで洋服着て、別々の電車で帰って。セックスの間は、あまり話もしないし、だから、あっても2、3時間くらいでしょ、話ができるのって。私、もっともっと色んなことおしゃべりしたい。今日はこんなことあったっていう話をするくらいで、お互いのホンネっていうか、内心をぶつけあうこともないような気がするのね。なのに、肉体関係だけは、しっかり成立していて、違うんじゃないかなって思う。本当は、セックスよりも、もっと話すことがあるはずなのに…。……（神戸市・AK）

(1983.8 : 133)

#### **理想の彼との同棲生活。贅沢かしら、この不満**

☎あ、もしもし。私、半年前から同棲中の21歳のOLです。彼も同い年で、ちょっと有名なヘアサロンの美容師なんですよ。まだ、お互い若いから、今はまだアレだけど、でも、いつかちゃんと結婚するつもりなんです。彼って、面白いし、やさしいし、ほんとカッコ良くて、それに職業柄女のコの扱い方も慣れてて、気をそらさないでしょ。私って幸せだナーっていつも思ってるの。セックスも強いし、うまいし、

ほとんど毎晩愛し合ってるんだよねー。なんか、最近、女の歡びっていうのかな、わかりかけてきたみたいなのがするんですね。……で、こんなの贅沢な悩みかなあって思うんだけど、最近、ちょっとひっかかっているのはね、私、彼とケンカしたことないってことなんですよ。……でも、やっぱり、将来のことなんか考えると、このままじゃマズイんじゃないかって思うんですね。……彼のこと、ものすごく愛してるから、だからこそ、たまにはね、ま正面からブツカリあいたいなって思うんですねー。だから、今度何かあったら、絶対まともにケンカしかけちゃおうって、心に決めてるんです。(東京都・HT)

(1983.12 : 135)

ここまでで男女交際において精神的な充足に重きをおく派と性欲に重きを置く派の背反する二極をみてきた。続いて恋愛における精神性や性的欲求に関する投稿を見ていく過程の中で、「精神的なものも性欲もどちらも追求したい」という第三極の投稿群がみられた。

その投稿の特徴として、「セックスなしでは愛されているか不安になる」と「女性から求めることの恥ずかしさ」という2点の特徴があげられる。

### 週2回遊びに来る彼。なんだかこの頃へんよ

☛今つき合ってる彼って、週2回ぐらいウチのアパートに来よって、一緒にごはん食べたり、TV見ながらお酒飲んでキャクキャやってるんよ。ごつつう楽しいねん。そやけど彼、この頃おかしいんよ。前は来ると必ずウチを抱いてくれはったのに、この頃少なくなって……。『どうしたん？何かあったん？』って聞いても、「別に」って。何となく前より冷たくなった気もするし、どうなってんのかようわからへん。よそに女の人でもできたんやろか……。そわそわしている時もあるし、おかしいわ……。『オレは何も変わっとらん。おまえは心配性なんや。考えすぎや。おまえのこと大事にしたいんや』いうけど、なんやウチから気持ちが離れていってるんやないか、心配で…。(枚方市・匿名・19歳)

(1985.1 : 135-6)

上記の投稿における女性は、男性に性的に求められる頻度をいかに愛されているかを測る指標として意識していることが分かる。

### 淡泊すぎる彼。本当に私のこと愛しているの？

☛23歳のOL。つき合って丸1年になる彼がいます。でも私たち、あの、どうも体の関係がうまくいかないんですね。淡泊っていうのかしら、最初の頃はそうでもなかったんですけど、この頃ちょっと…。……それで最近、本当に愛されているのか、どうしても不安になっちゃって…。……この間も、土曜の夜で、久しぶりだったし次の日、お休みだから「ねえ」って私から背中に抱きついたんですね。そしたら「おまえって本当に好き者だよなあ」って。すごいショックでした。屈辱ですよ。私は彼が好きだから触れ合いたいのに、そういう行動をとると「好き者」だなんて、女は彼がその気になるまでただ待ってないといけないんですか。

でもこのままじゃあ心も離れていってしまうんじゃないかって。べつにセックスしたいんじゃないですよ。肌のぬくもりっていうか。愛情の証っていうか。なーんか…。彼、本当に私が必要なんでしょうか。よくわかんない…。(東京都・匿名)

(1985.6 : 163)

つづいてのこちらの投稿は、男性との性的なふれあいが愛されていることの実感につながるとしている。しかし「セックスがしたいわけじゃない」と、セックスそれ自体を目的としていないとする記述が見られる。

つまりセックスをあくまで精神的な充足の手段に過ぎないとしている。

またこれら3つの極に共通してみられる記述は、セックスは男性から与えられるものだという事である。性欲・肉体的満足充足型においても、その動機はパートナーである男性から性的満足を得られていないことにあり、また先の投稿に見られるように女性から性行動を起こすことは恥ずかしいことと意識されている。つまり、男女交際における気持ちと性欲、どちらを優先するかという対立軸においては共通して女性の性的主体性の問題がその争点の根底にあったといえる。

### 5.2.2 性的に積極的であることをよしとする／「ふしだらな女」と思われたくない

続いて女性の性的積極性に対して肯定的な者と、それを恥ずかしいと忌避する者の対立軸である。本項でもまず、これらの対立軸それぞれに見られる特徴を整理していきたい。

はじめに、女性の性的積極性をよしとする軸には、自らの性行為の過激さを物語る投稿と自らの性的積極性を自慢する投稿の2点が特出して多くみられた。たとえば下記の投稿では、投稿者が彼と自宅にて一日全裸で過ごした様子を嬉々として語っている。

#### 2人だけの男と女のゲームを1日中楽しむの

📞イタズラ好きのユーコです。先月の12日で21歳になったばかり。彼とこの間の日曜日、1日中ヌードで過ごしちゃいました。……まずいことに、午後4時ごろ、新聞の集金係の人がきたの。ギャハッ、どうしたと思う？私はエプロンだけつけて前を隠して彼は彼で何も着ないで、大きな空箱を前にかかえて、私の後につっ立っているのよ。……彼はドアを閉めるやいなや、エプロンだけでお尻丸見えの私に、モヤモヤしたんですって。いきなり立ったまま、玄関で……。彼も好きみたい、こんなごっこ。またしようねって。  
(京都・ユーコ) (1983.7 : 163-4)

また次の投稿では、投稿者が「かわいい男の子」を「抱いてあげる」というように自身の性的優位性を自慢しながら、一度肉体関係を持っただけでだらだらと続いてしまう関係性にうんざりした様子を見せている。

#### 1度寝たからってなによ しつこい男、大嫌い！

📞私ってさ、面倒なこと嫌いなよね。俗にいう四角関係っていうの、それに関わって困っちゃった。今ね、大学の写真部にいるんだけど、2つ下に、すっごくかわいい男の子が入ってきたの。……ある時、暗室で2人きりになったことがあったのね。狭い所で、薄暗いじゃない、ポソポソ小声で話してたら気持ちが高まってきて、ついキスしちゃったの、「好きよ、かわいい」って。私より彼の方がうつむいちゃってね、頬を撫でてあげちゃった。そのまま、私のアパートへ行って抱いてあげてね。ま、途中から立場が逆になったけど。それで次の日から、ほとんど毎日、アパートに来るようになったの。大学生・21歳  
(1986.10 : 157)

続いて自らをふしだらな女と思われることを恥じる投稿を見ていく。主な項目として過去の恋愛遍歴、女性が性に積極的であること、性欲を覚えること、軽い女として扱われることの4つがあげられた。ここでは性的積極性をよしとする軸との関連から、過去の恋愛遍歴、女性が性に積極的であることの2つの項目から投稿を確認していきたい。

まず性的に積極的である自身を嬉々として語る投稿と、性的に積極的でいたことから恥をかいてしまったと後悔する投稿に対立軸が見られるのは明らかである。

### 彼を喜ばせてあげようと思っただけなのに…

♣男の人ってわからないなあってね、この前、つくづく感じちゃった。私、21歳のOLなんですけど、今、同じ会社につきあい始めて3か月になる彼がいます。……で、この前の金曜日かな、新宿で映画見て、そのあと飲みに行ったのね。2人ともいい気分で、酔っちゃって。結局、なんか勢いで、ま、いいか、なんて感じで、連いて行っちゃったですよ、ホテルへ。もちろん、私、初めてだったんです。……それでも、私、体を許す決心がつかなくて、とっさにね、せめて彼をイカせてしまおうと思って、彼のものを握りしめたのね、それから手を上下に動かして…。そしたら…。「余計なことするな！」って、ものすごい剣幕で怒鳴られちゃった。それでなんか2人ともシラけて…。あれから1週間たつけどなんか気まずくて。喜ばせてあげようとしたことなのに、私、間違っていたかしら。(東京都・ナオミ) (1984.2 : 136)

上の投稿では「私、間違っていたかしら」という記述から、女性が男性のために積極的に性的な行為を行うことがいけないことなのか、判断がつかず戸惑いを見せている。

続いて過去の恋愛遍歴に関する投稿を確認してみよう。

### 見合いしてスピード結婚。でも私の“過去”が

♣お見合いして、22歳で結婚して、1年足らずで離婚しました。破綻のキッカケというのは、実は結婚初夜からあったんです。私ね、東京の短大に行ってる間は、いろいろ遊んで、同棲みたいなことも半年ぐらいしてたことあるし、わりと経験豊富だったのね。でも、卒業して田舎に帰って、岡山なんですけど、地元の銀行に勤めるようになってからは、特定の恋人も作らないで、真面目にしてたんです。品行方正ぶりが認められて、5つ年上の、材木屋の跡取りって人とお見合いして、3か月で結婚したんだけど。さいしょに会ってるうちは、私もブリッコしてたから、わからなかったんでしょうけど、やっぱり、どこまでも隠し通せるもんじゃありませんね。たとえばね、彼がブラジャー外そうとする時に、私が体を横にして、背中に手がまわりやすいようにしたり、パンティーとか脱がされる時にも、片方ずつ腰を浮かしたりしてあげるでしょう。……「ずいぶん慣れてるようなことするね」って、その時いわれて。でも…。「ぜったい処女じゃなければならないとはいわないし、僕だって恋愛の経験も、セックスの経験もあるから、過去にはこだわらないよ」っていうわけね。「気にしないから全部話してくれ」って。で、私、大体のこと話したんですよ。それが失敗だった。やっぱりシラを切り通せばよかった。それからというものの、その人、なんだかすごく乱暴になって、「前の男はこうだったのか」、「こんなこともしたのか」なんていうのよね。こっちがまるでその気になってないのに、急に襲いかかってきたりとか。強姦まがい。私も、そのうち忘れてくれると思って、日常生活にしても、いい妻になろうと努力したんだけど、ダメでした。もし、再婚するチャンスがあったら、今度は何が何でも、演技を続けるつもりです…。(岡山市・Y・S)

(1983.8 : 132)

上に引用する投稿では、男性が女性の過去を気にしないと、その過去を語るよう促す。女性もそれを信じて打ち明けるが、結果としてその行動が離婚を招く事態となった。この投稿から男性が女性の性経験の豊富さを認めるということは、言葉として発されることはあっても、実際は受け入れがたいものであったことがうかがえる。つまりこうした記述からも、連載当時、女性の性規範は解放にも保守にも振り切れず、曖昧模糊とした状況であったことが分かる。

### 19歳で30人の男を経験したけどまだ体は感じない

☎自分で自分のことが信じられないっていうか、そういうところがあるんです。今19歳で、もうそろそろ20歳です。初体験が15歳で、それから今まで30人以上の人とSEXしちゃって、でも全然感じないんです。すごく不感症なんです。……でも別に後悔はしていません。別にSEXが悪いことだとは思わないしね。でも本当に好きな人ができちゃってその人にまさか30人以上の人とSEXしたなんて言えなくて、今になって後悔してます。綺麗な体でいけばよかったな、って。本当に自分の体は大切にしたいなって思いました。東京都・匿名 (1986.3 : 138)

つづいての投稿では、セックスを悪いことだと考えていない女性が、一方で好きな人ができると綺麗な体でいけばよかったと後悔している。この女性の中では性的に奔放でよいとする考えと、大切な人のためには清くあるべきという背反した観念が同時に存在していた。それゆえに投稿に見られる悩みが発生したのだといえる。以上より、これらの投稿は、過去の恋愛遍歴が男性に知られることで関係性に悪影響を与えたり、また思いを寄せる男性を前に自分の過去を後悔していることを表している。

また、この過去の恋愛遍歴において、経験人数が問題とされている。この観点から性的積極性を認める軸の投稿を見返したとき、こちらにはその経験豊富さを誇る投稿が見られる。以下に引用するのがその一例である。

### 性経験は多いのに妊娠しない私。ちょっと心配

☎もしもし、あのね、アタシきょう誕生日なんだ。で、記念に電話しちゃった。……でも、自慢じゃないけどさア、18っていても、経験は豊かなんだヨ。うん、もち、アレのことだけ。処女喪失するのが13ときだもんね。……それからさア、もう何人ぐらいの男とねたかなー、ちょっと思い出せないコもいるくらいだから、かなりの数だよ。友達の中にさア、アタシのこと、誰とでも寝る安上がりな娘だって、陰口たたいてるのもいるみたいけど…。そんなこといいんだヨ、だって、好きになっちゃうんだもん、相手のヤツを。その気になっちゃうんだから仕方ないヨ。そいでもね…。実はひとつ気にしてることあるんだ。アタシ、今まで避妊なんてしたことないんだけどー、妊娠したことないんだヨ。そりゃ、ないにこしたことないけどさア、あんまりアレしすぎると子供ができない体になっちゃうっていうじゃん。商売の人って、そういう体になるって。もしかしたらさア、アタシの体もそうなんじゃないかってさ…。だってやっぱ、将来は、結婚して好きな人の子供産みたいもんね。産めないなんて女の資格なくなるようで、ヤダヨ。困るヨ！なんかつらいヨ。(匿名) (1984.2 : 136)

このように性的積極性をよしとする者とそれを恥じ忌避する者の対立軸においては、まず女性の性的積極性の賛否にまつわる対立が見られるほか、経験人数という観点からも相反する反応が見られることが分かる。

## 5.2.3 恋愛と結婚接続型／割り切り方

次に、恋愛と結婚を連続したものとしてとらえるか、別様のものとしてとらえるかにまつわる対立軸について検討する。投稿を検討していくにあたり、本稿では「結婚に求められる条件」という観点を導入していきたい。なぜなら山田 (1996) によると当時結婚とは男性にとってはイベントであるが女性にとっては生まれ変わりであるとする観念が見られたためである<sup>[35]</sup>。これについて永田 (2021) は上記の山田 (1996)

[35] 山田昌弘, 1996, 『結婚の社会学 未婚化・晩婚化はつづくのか』, 丸善ライブラリー, p.42.

の提示する結婚観について「女性は結婚する相手の職業や経済状況、価値観、家族の状況などによって、自分の人生が大きく影響を受けるので、結婚を通じて“よりよく生まれ変わ”りたいと考えている<sup>[36]</sup>」と説明している。このように当時条件を求める結婚観が主体とされるなか、そうした規範に順応する投稿と反発する投稿とが見られた。

そこでまず、対立軸に対応する投稿を確認していく前に、投稿にみる結婚に求められる条件を整理していきたい。今回条件として、①学歴・就職先・家柄、②男性や女性の家族との関係性、③男性の性欲や生殖能力、④男性の性格、⑤男女の年の差や女性の年齢、の5つの分類分けができた。その一例として①学歴・就職先・家柄の投稿を参照したい。

### 結婚1年で後悔の日々。私が悪かったのかな…

♀28歳の主婦です。結婚してもうすぐ1年になりますが、正直いって今、離婚のことすら考えています。結論からいうと、打算的すぎたんだと思います。私、結婚相手は東京の人で高収入、年上で誠実な人ならどんな人でもいいと思っていたんですね。恋愛と結婚は別だと考えていましたし、結婚前につき合った男性の中にどうしてもこの人と一緒にいたいって感じる人もいなかったから、それなら条件の方がいいと思って…。女ならだれでも考えているんじゃないのかしら。相手の男性によって女の生活様式もある程度決まってくるのですもの、少しでも相手がいい条件の方がいいって。それで主人と見合いして、ラッキーだと思ったんです。たまたま主人が4つの要素を満たしていたのでスピード結婚してしまいました。もう私も、歳が歳でしたし。でも、あまりにお互いのこと知らないまま夫婦になってしまって、最初のうちはうまくいったのですがだんだん嫌なところばかりが目につくようになって…。……一緒に暮らしていれば、それなりに愛情みたいものが生まれるんじゃないかって思ってたのですが、あまりに短絡的な考えだったって悟りました。どうして結婚したんだろうって、この頃は毎日考え込んでしまうんです。……（東京都・匿名）  
(1984.9 : 128-9)

上の投稿では他の女性も条件を考えているはずと、結婚において男性の条件を重視することが自明であったことがうかがえる。投稿者も結婚と恋愛は別物と考え、条件のみで結婚を決める。それでも結婚生活のうまくいかなさから、その判断が正しかったのか気持ちが揺らいでいることが分かる。

つづいてこうした条件を加味したうえで、結婚と恋愛の接続性を主張する投稿を見てみよう。そこではその接続を阻む存在として両親の存在があげられている。以下がその一例である。

### 反対されれば燃えあがる。それが恋なのよね

♀真剣に結婚したいと考えている人がいるんです。でも、親は猛反対なんです。考え方が古いっていうか、結婚は絶対に見合いという考え方で、家柄とか学歴をすごく大切にします。……彼は21歳で私より2つ年下。これだけでも反対なのに、高卒なんです。私は割と有名な女子大を出ていますから、親としては“釣り合わない”と言うわけです。会ってください、って頼んだ時に、初めてお父さんに殴られました。思わず、その日は家を飛び出して、彼のところへ行きました。……彼の前で泣いて、それから優しく抱いてもらいました。年下の彼だけど、その夜ほど逞しさを感じたことはありませんでした。……私、やっぱり彼と結婚します。2人でどこか遠い所へ行っても、決して後悔しません。彼さえ居てくれれば、それだけでいいんです、私。 家事手伝い・23歳  
(1985.12 : 154)

[36] 高橋幸・永田夏来, 2021, 「これからの恋愛の社会学のために」, 『現代思想』, 青土社, 第4巻第10号, p.14.

ここでみられる当時の若い女性とその両親との意識のズレは結婚観に限ったことではない。例えば婚前性交に関する意識についてもそのズレが認められる。井上・江原（1991）による世論調査のまとめによると、1987年時点約半数の男女生徒が未婚であっても愛があれば性交渉をよしとしているのに対し、大多数の親が結婚と性を深く結びつけようとしているという<sup>[37]</sup>。このように、結婚における条件について、当時の若い女性間での賛否はもとより、親世代との対立も見られることが分かった。

#### 5.2.4 年頃で結婚したい派／したくない派

最後に結婚適齢期に結婚をしたいか、あるいはなにがしかの要因で結婚を先延ばしにしたいという対立軸である。はじめに、結婚適齢期で結婚したいと考える投稿を見ていきたい。投稿を読み解いていくと、22-3歳が適齢期とされ、一部25歳で焦りを感じるという記述が見られる。また適齢期までに結婚をしていないと、他者から白い目で見られるほどであるという。以下が該当する投稿の例である。

##### つき合って2年。私と結婚する気あるのかな

☎編集部のみなさん、こんにちわ。10月で22歳になります。短大時代からつき合って2年になる彼がいます。それで、今悩んでるのは、私たちって、もう2年になるのに、1度も将来のこと話し合ったことがないってことなんです彼は26歳で、サラリーマンなんですけど、結婚のこととか、どう思ってるのかって。私は田舎が新潟で、今は東京で1人暮らししてるんですけど、家の方からは、そろそろ帰ってきなさいっていうし、なんか心配してるみたいなんです。それに私自身も24までには結婚したいなって思ってるし、そう考えると、彼の意志を確かめておきたくて。……今まで、こんなこと気にしてなかったのに自分もおかしいです。どうして彼、結婚のこと、何も言ってくれないんだろう。恋愛と結婚は別って、割り切ってるのかしら。だけど女はそうはいかないと思うんです。（東京都・匿名）（1984.12：142）

ここでみられる当時の適齢期をめぐる女性の焦りについて、80年代は生涯未婚率が4%、1985年時点の女性の平均初婚年齢が25.8歳であった<sup>[38]</sup>という社会状況が関係していると考えられる。このように女性は開放的な規範を共有していた一方で保守的な観念にもとらわれていたことが分かる。

つづいて適齢期での結婚を遅らせたいとする軸の投稿である。ここでまず、その投稿群に見られるストーリーラインに注目したい。①女性が結婚を先延ばしにしたいと言う⇒②彼が離れていく⇒③後悔、という図式になっており、結婚を先延ばしにすることに対して男性からの理解が得られないことが分かる。以下にその投稿例を示す。

##### 結婚したいのにタイミングが合わないんです

☎コンピューター機械関係の会社に勤めてるOLです。今ね、ちょっと恋人とギクシャクしていて、少し落ち込んでる。彼？同い年よ。もう今年で26だし、友達は皆、25のうちになって思ってるのか、この春バタバタ結婚しちゃって、私もそろそろ落ち着きたいなあ、なんて思ったのよ。で、彼にも、「私たちもそろそろ決まりつけなくちゃね」って、言ったのね。そしたら彼「そうだな」なんて、あんまりいい顔しないんです。でも1年前までは、彼の方が、結婚しよう、結婚しようって、もううるさいぐらいだったのよ。……でもその頃は私の方が、今いち踏み切れなかったの。なんだか、結婚すると自由がなくなっちゃうような気がして、まだまだひとりでいろんなことを楽しみたかった。もちろん彼とは結婚するつもりだった

[37] 井上輝子・江原由美子編，1991，『女性のデータブック』，有斐閣，p.56.

[38] 高橋幸・永田夏来，2021，「これからの恋愛の社会学のために」，『現代思想』，青土社，第4巻第10号，p.13.

から「もうちょっと待って」って言ったのよね。……私、彼以外の人となんか結婚したくないし、タイミングのズレって怖いですねえ。でもこうなつてつくづく、なんで1年前に彼のプロポーズを受けなかったんだろうって、後悔してるのね。バカだったなあって。結局、ひとりでいたからって何も自由だったり得したりしたことってなかったもんねえ…。(東京都・匿名)(1985.6:164)

### 結婚したい時機は男と女でこうも違うもの？

☎私、フラれてしまって…。もう3年越しのつき合いですし、ついひと月前までは仲良くドライブに行っていたのに。「結婚するから別れてほしい」っていきなり言われてね。彼が私の部屋の鍵を置いて出て行くのを、ポーッと立ったまま眺めてました。今も実感がなくてね。でも秋には結婚するそうなんです。彼は30歳で広告代理店に勤めています。つき合い始めから結婚したがっていました。「そろそろ世間体もあるし結婚したい」とか、「毎朝あったかいご飯と味噌汁を食べたい」とよく言っていて。でも、私はデザイナーの仕事も満足できることをやってないし、それに遊びたいし、結婚に対して憧れなんか全然なかったの。30歳になるまで結婚なんて死んでもしたくないっていつも言っていたんですよ。彼、上司のすすめる縁談なんかが前からいっぱいあったんですって……。別れ際に彼ったら、「おまえさんとは本当に気が合ったし、楽しかったけど、求めているものが違うからな」って。私、フラれて初めてわかったんです。私も本当はあの人と結婚したかったんだって。無意識のうちに、結婚するならこの人って決めてたみたい。相手も当然そう思っていてくれる、私が30になるまで我慢して一緒に遊んでくれると思ってたんですね。今気づいても遅いですよね。結婚するタイミングはもう完全に失ってしまったから……。彼のお嫁さんってどんな人なのかしら。家庭的な人ならいいな。でも、私の方が彼の気持ちをもっとよく理解できるのに……。 24歳 (1986.7:150)

これらの投稿から、結婚を先延ばしにする動機として、仕事に熱中したり趣味や恋愛を楽しむといった独身時代ならではの自由を謳歌することが挙げられている。これは結婚することで就労や自由な行動が困難になるという当時の女性の置かれた状況を表している。つまり投稿に則していえば、結婚は相手に尽くさなければならぬ<sup>[39]</sup>、家事は女性がやるもの、共働きでままならなければ仕事を辞めるべき<sup>[40]</sup>、仕事で疲れていても夫の性欲にはこたえなければならぬ<sup>[41]</sup>、応じない場合は男性が外で性行為しても文句が言えない<sup>[42]</sup>、というようにまとめることができる。

ここまで適齢期をめぐる対立軸について確認してきたが、ここで「結婚しない選択肢はない」という、この対立軸での前提である投稿を見ていきたい。

### いくら激しく愛されたって淋しさは消えない

☎私の彼は10年上で、これまで知り合った男性の中では一番だと思ってるから、できれば結婚したいって思うんだな。……ただ困るのは、彼は36歳で、今は独身だからフリーなんだけど、結婚の話はタブーなん

[39] 脚注の39-42については、対応する投稿の要約である。

結婚生活において食事の用意やセックスなど、相手のペースに尽くさなければならぬことにうんざりし、別居したい。ただ一人になって、自由に過ごしたい。(1984.11:131)

[40] 子供ができるまでは共働き。しかし主人は家事に協力もしなければ、「手を抜くなら仕事をやめろ」と言う。家事の遂行には自分が仕事をやめなければ無理と考えるが、旦那にもこの気持ちを分かってほしい。(1985.4:145)

[41] 三年間の結婚に終止符。親の反対を押し切った結婚で、似たような仕事をしているし気が合うと思った。しかし、向上心もなく読者の仕事の忙しい時に家事もしない、セックスを断るも強姦のように迫ってきた。離婚しきっぱりした気分。(1985.10:150-1)

[42] 友人の紹介でお互い適齢期を過ぎていると結婚して2か月。共働きで疲れていても夫が毎晩求めてくる。2日続けて断ると『外で浮気するかもしれないぞ。それでもいいのか』と言われる。性の不一致が辛い。(1986.1:152)

ですよ。もう生涯結婚はしないぞって宣言されちゃってるんです。彼、2年前に離婚してるの。それがかなりこたえてるみたいなの。……不安です。私も26歳になるし、周りの友達もどんどん結婚していくし、このままの状態っていうのは……。彼は、「どうしても結婚したいなら別の男を捜せ」っていうのね。冷たいな。私のこと嫌いだっていうんなら、諦めるしかないけど、そうじゃないから、それもできない。彼さえ結婚する気になってくれれば一番いいんだけど……。どうしてもダメなら、諦めなきゃいけないのかな。やっぱり一生独身で終わるってこと、私にはできないもの。でも、でもね、彼と2人である時って、私、すごく幸せなの。ひよっとしたら、大きな幸せを掴めるかもしれないのに、ここで彼から離れるなんて、決心がつかません。だから……。(東京都世田谷区 匿名希望・26歳) (1985.9:152)

#### 私がお見合いした日の夜 彼は異常なほど求めてきた

こんなに長い間、ひとりの人を愛してきたなんて、自分でも不思議です。相手は家庭を持っている人で33歳の人なんですけどね。不倫の関係。もう5年目なんですよ。……彼の奥さんという人も優しく素敵の人らしいんですよ。だからずっと申しわけないことしてるって気持ちがあったんです。諦めようとしてお見合いしたり。そのことを彼に言うと、うつ向いたまま何も言いません。困ってるんでしょうね、そんな時。……でも仕方ないのにな、一人で生きていけるほど強い私じゃないし。もうOL人生にも疲れてきましたし、同期入社の子達も結婚してやめていくし…。早く結論を出さなくちゃね。つい、「奥さんと別れるなんて無理よね」なんて言って泣いちゃったり…。もう終りの時が近づいているんでしょうね。今までは考えないでこれたことが、なんだかまとめでのしかかってきそう。 OL・25歳

(1986.1:152)

これら2つの投稿から、投稿者らは愛する相手とともにあることよりも、結婚というゴールにたどり着くことに熱心であることが分かる。PHP研究所(1980)による1980年に20-39歳の女性1100人を対象として行われた調査でも、「結婚の必要性について」という問いに対し、「した方がよいと思う」は55.7%、「どちらかと言えばした方がよいと思う」が24.4%を合わせると8割になった<sup>[43]</sup>。このように当時の女性にとって結婚が当たり前のものとして認識されていたことを押さえておきたい。

### 5.3 性規範の価値転換における作家富島健夫の役割

このように、「シリーズ／ほんとうの私」にみられる性愛言説はその規範意識の揺らぎから二項対立を見せるなど、混乱した状況にあったことが分かる。そうした言説に対し、誌面上でアドバイザーとしての役割を担ったのが作家富島健夫であった。本項では富島の果たした役割を考察する。そこで彼の来歴をもとに投稿者女性らの置かれた状況を「価値転換の過渡期」としてあらたな解釈を加え、まとめたい。

はじめに富島健夫は官能と若い女性をターゲットにしたジュニア小説の領域で活躍した作家である。『SAY』編集部が富島健夫に期待した姿は、アドバイスの項の見出しに続くリード文に明らかである。まず富島健夫とは、若い女性の心理に詳しく<sup>[44]</sup> 男と女の心の機微を知り尽くした<sup>[45]</sup> 作家であるとしている。また豊富な人生経験から<sup>[46]</sup>、夢物語ではなく現実に即したアドバイス<sup>[47]</sup>を行うと評価されている。

【43】 PHP研究所, 1980, 『「現代女性の意識調査」 80年代の女性を見つめる』, PHP研究所, p.40.

【44】 (1983.7:166)、(1983.8:133)、(1983.10:138)

【45】 (1985.10:152)

【46】 (1985.12:154)

【47】 (1986.5:160)

そうした富島の根幹にあるのは、1931年に朝鮮で生まれ育ち、1945年敗戦によって引き上げてきた「少国民」としての経験である【48】。荒川（2017）は軍国少年であった富島のそうした経験を、昭和20年を境としたそれまでの精神的支柱の価値の崩落【49】であるとした。富島は60年代半ばにおいて若い女性読者を対象として「ジュニア小説」の中で繰り返し国家や建前、まやかしの人生論に騙されるなど説いたという【50】。そして彼はその小説の内部に嘘を持ち込むことを嫌い、作家の石坂洋二郎を理想的な若い若者を描きたい「父親の立場から書かれた文学」とし、自身は若い者の立場から書いていると批判した【51】。またどのような「純愛物語」においても、性欲の存在を隠すことなく描くという信念を持っていた【52】。これらの議論は富島が「シリーズ／ほんとうの私」のアドバイザーを務める以前から、若い女性に対して若者の立場に立ち、実状に即したメッセージを送っていたことが分かる。

ここで富島健夫の経験した敗戦後の価値転換の経験をもとに、80年代女性の経験する性的規範の揺らぎも価値転換に動きつつある状況として解釈を加えることができる。つまり作家富島健夫は敗戦という価値の根本的転換の経験者であり、性的規範の転換を経験する女性に生き抜くすべを説くという構図が見出すことができる。そしてそのアドバイスは実態に基づくものであったと考えられる。例えば富島は知識を過剰に持った処女が性に積極的に行動することをとがめる【53】発言をする一方で、女性が性生活を拒む旦那と別れるのは当然である【54】というように女性の性的欲求を肯定したり、男が性行為を簡略し、テクニシャンにならないのは女性が積極的でないから【55】とするように、女性に対して性に能動的であるよう促す語りも見られた。たしかに富島には処女尊重の女性観があった【56】。それでも性的規範について混乱を極める女性の悩みに対して、保守とも解放ともどちらにも振り切れない解答を与えていた。こうした一見背反してみえるアドバイスも、性解放の言説が存在することを前提としながら、道徳的規範を押し付けず、そのつど正しい行動の在り方を示していたのだといえよう。つまり、「シリーズ／ほんとうの私」において女性たちは、価値の転換の過渡期において苦しみ、富島は価値転換の経験者としてそうした不安定な状況下において生き抜くすべをリアリスティックかつ柔軟な姿勢で与える役割をしていたといえる。

## 6 終わりに

ここまで『SAY』の読者投稿欄、「シリーズ／ほんとうの私」において女性が性愛の二項対立する言説を悩み語る様相を明らかにした。本稿のまとめに、当時性愛の語りが二項対立した背景を誌面上の傾向から明らかにする。続いてそうした時代において「ホットライン」の仕組みから、多様な語りを受け入れる『SAY』の果たした役割について考察したい。最後に投稿分析を通して本稿における「性的主体性」、「性を語る」ことについての解答を示す。

---

【48】 荒川佳洋, 2017, 『「ジュニア」と「官能」の巨匠 富島健夫伝』, 河出書房新社, p.189.

【49】 同上p.186.

【50】 同上p.180.

【51】 同上p.142.

【52】 同上p.192.

【53】 (1984.2: 138)

【54】 (1986.1: 153)

【55】 (1986.8: 168)

【56】 荒川佳洋, 2017, 『「ジュニア」と「官能」の巨匠 富島健夫伝』, 河出書房新社, p.163.

## 6.1 二項対立する性愛の語りが生まれる背景

はじめに『SAY』の誌面全体に見られる傾向として、女性のあるべき姿は男性によって定められ、女性はそうした規範形成において主体性を持ちえなかったことを指摘したい。例えば『SAY』における記事分類には、「男性からみた女性の理想像」とカテゴライズできる記事群がある。「男のつき合い方の本性を知っていますか「結婚を対象に考えたい女性、恋愛だけを対象に考えたい女性」の違い<sup>[57]</sup>」、「なぜ、あの人がばかりもてるのかしら？男にとってのいい女、ヤな女」独身男性78人の本音収録<sup>[58]</sup>」といったタイトルの記事において、女性の理想像は男性の視点を通して描かれている。また「シリーズ／ほんとうの私」においても、女性の性愛の語りに判定を下すのは男性である作家富島健夫であった。こうした『SAY』の言説空間から、当時において女性自身がどうありたいかは問題とされず、男性からどう見られているかがより重要視されていたことが明らかである。

またここで問題とされる男女における立場の差異は、本質主義的な性別意識の再生産によって強化されていたと考えられる。例えば『SAY』の誌上では男性心理に関する特集が多く組まれた。これは女性にとって男性は自らと区別された全く異なる謎の存在として位置づけられていたことが分かる。また、「シリーズ／ほんとうの私」のアドバイザーである富島健夫は「女は浮気の罪をほとんど感じないか、あるいは全く感じない<sup>[59]</sup>」、「男女の結びつきの男側の心理は、つまり感情の発露ではなく性欲の発動<sup>[60]</sup>」というように、そのコメントに本質主義的な性別意識を繰り返し説いている。本質主義的に男女それぞれの性を記述することは、両者の間に超えることのできない壁を築いたといえよう。その壁が女性をジャッジする男性の地位を押し上げるものであったと推測できる。

このように女性は性規範決定の主体となりえず、その役割を担う男性の特権的な立場は本質主義的な性別意識の再生産によって強固なものとなっていた。性愛において理想とするあり方を女性自らによって決定できない状況が、自らの規範意識さえも疑わせ、背反する語りを生んだ要因であったと考えられる。

## 6.2 『SAY』の果たした役割

前項より、女性の性的アノミーの状況は女性が性的にありたい姿を自らで決定できる立場にないことが要因であり、それを本質主義的な性別意識の再生産が強化してきたことを確認した。たしかに『SAY』は誌面上にそうした状況を生み出す構造を持っていたが、同時に女性にとって当時の状況下に生まれるどのような悩みも打ち明けることができる許容力ある存在であったことを指摘したい。そこで、当時の苦悩する女性の多様な語りを受け入れる場として、『SAY』のホットラインが果たした役割について論じていく。

まずここで「性が個人にとっていかに重要なものか」という本稿の初めにある問いに立ち返ることから始めたい。「シリーズ／ほんとうの私」の投稿は、その分類も多岐にわたり、二項対立の様式も含むように多様性に富んだものであった。その内容は他者の親密性に関わる切実な問題でありながら、他者の規範意識が予測できない状況においては語りの対象である当人はもとより、友人等にも語ることが困難であったと推測される。この語りの多様さと、匿名性の保たれた投稿欄を用いてでも話さずにはいられないという点において、当時の女性にとって性の問題が重要であったことがうかがえる。こうした他者には語りがたい性愛の多

【57】(1984.5:38)

【58】(1985.1:131)

【59】(1984.7:150)

【60】(1984.11:134)

様な語りが『SAY』の紙面上には現れていた。これはホットライン上で編集者と交わされる、許容感のある関係性にあつたと考えられる。

前述のように『SAY』の読者投稿は編集部直通の「ホットライン」を通じて行われた。電話口では編集者が直接対応するほか、対応時間外に録音されたものは必ず編集部で聴かれることが投稿を呼びかけるページに記載されている<sup>【61】</sup>。つまり、「シリーズ／ほんとうの私」の性愛に関する投稿は編集者との対話の中で語られるか、誰かに必ず聞き届けられると期待して寄せられたものであると分かる。

また「ホットライン」における編集者とのやり取りは投稿者に対してサポートティブなものであった。『SAY』編集長である林泰夫は同年代であれば悩みを共有でき、本音で話し合えるという狙いから、「ホットライン」の相談役に読者と同年代の女性を出すようにした<sup>【62】</sup>。雑誌のインタビューにおいて彼はその一例として「失恋した女性が彼の彼女を傷つけようと電話をかけようとしたがやめた」という電話に対応した女性編集員の言葉を紹介した<sup>【63】</sup>。ここで本稿においてもその様相を確認するため、以下にその言葉を引用したい。

—あなたが今、悲しくって、悔しくって、そして彼女を傷つけてやりたい気持ちになるのって、あたりまえのことなんだよね。だってそれだけ彼を好きだったんだもん。ハンパに男を好きになったら、こんなグチャグチャのあなた、けして出てこないもの。ねえ、すごいと思わない？こんな気持ちになるあなた。本当の恋とか失恋もしたことないままボーッと結婚して、一生終わるような人生より、ずっと、ずっといいよ！苦しいんでしょう？気が狂いそうに彼をまだ好きなんでしょう？だったらさあ、やるだけやってみるといい、自分の思ったこと。いい子ぶっても、あなたの中にはどうしようもない嫉妬のかたまりがあるんだから。他人がどう思おうといいじゃない。電話したければ、しちゃいなよ。彼に会いたければ会っちゃいなよ（以下略）<sup>【64】</sup>

電話上で実際に交わされたという編集部員の言葉は、上から啓蒙的に指導するようなものではなかった。その言葉は投稿者の心情に寄り添いながら、奮い立たせるような力を持っていた。

こうした『SAY』のもつあたたかい許容感が、正しさのわからない不安な状況下において、どんな語りも受け入れてくれるであろうという女性からの信頼を勝ち得たのではないだろうか。「シリーズ／ほんとうの私」にみられる性愛の語りの多様性はこうした信頼のおける打ち明け相手としての役割が可能にしたのだ。

### 6.3 「性的主体性」と「性を語る」こと

最後に本稿における原問題に立ち返り、投稿分析を通して見えてきた「性的主体性」と「性を語る」こととは何か、その位置づけを示す。

はじめに、本稿において「性的主体性」とは性的規範を自らで決定できることにあるといえよう。前項で確認したように、「シリーズ／ほんとうの私」連載当時の女性は性規範の決定権としての性的主体性を持ちえなかった。

そうした女性は「性を語る」ことで自らの性的規範を問い直し、再構成を試みていた。前述のように、当時

---

【61】 (1983.12: 19)

【62】 塩澤実信, 1986, 『SAY/林 泰夫』, 『創』, 創出版, 16 (11) (176), pp.124-5.

【63】 同上

【64】 塩澤実信, 1986, 『SAY/林 泰夫』, 『創』, 創出版, 16 (11) (176), pp.124-5.

解放言説の流入の中で性規範意識のずれが生じた。異なる規範意識の衝突は同時代の女性間や男性、親子間で見られたほか、ひとりの女性の内部でさえ問題となった。「シリーズ／ほんとうの私」に寄せられる「性の語り」において、女性はそこで生じる規範意識のずれの葛藤と、そうした規範の入り乱れる中で性的主体として自らのありたい姿を物語った。これを当時の女性における「性的主体性」獲得の過程と定義することで、本稿の結びとしたい。

## 文献目録

### 〈引用文献〉

- 赤川学,2006,「日本の身下相談・序説：近代日本における「性」の変容と隠蔽」,『社会科学研究』,東京大学社会科学研究所,57(3-4),2006-03-28,pp.81-95.
- 荒川佳洋,2017,『「ジュニア」と「官能」の巨匠 富島健夫伝』,河出書房新社.
- 千野陽一,1985,「国連婦人の10年と教育・文化」,日本婦人団体連合編,『国連婦人の10年；日本の婦人はどこまでできたか』(婦人白書1985年版),ほるぷ出版,pp.181-88.
- 船津衛,1995,「『自我』の社会学」,井上俊也編,『岩波講座 現代社会学 第2巻 自我・主体・アイデンティティ』,岩波書店,pp.45-68.
- 浜口恵俊,1982,『人間主義の社会 日本』,東洋経済新報社.
- 平井浩一,1985,「二、日本教育の動向と婦人関係施策」,日本婦人団体連合編,『国連婦人の10年；日本の婦人はどこまでできたか』(婦人白書1985年版,ほるぷ出版,pp.12-21.
- 井上輝子・女性雑誌研究会,1989,『女性雑誌を解読する COSMOPOLITAN一日・米・メキシコ比較研究』,垣内出版.
- 木村涼子,1992,「女性雑誌の情報空間と女性大衆読者層の成立」,『思想』岩波書店,812, pp.231-52.
- 松原由美子,1986,「青春出版社, 若者にうける「世渡り指南」路線」,NIKKEI BUSSINESS,日経BP,4月14日号,pp. 61-4.
- 守如子,2010,『女はポルノを読む 女性の性欲とフェミニズム』,青弓社.
- 諸橋泰樹,2002,『ジェンダーの語られ方 メディアのつくり方』,現代書館.
- PHP研究所,1980,『現代女性の意識調査 80年代の女性を見つめる』,PHP研究所.
- 塩澤実信,1986,「SAY/林 泰夫」,『創』,創出版,16(11)(176), pp.124-5.
- 高橋幸・永田夏来,2021,「これからの恋愛の社会学のために」,『現代思想』,青土社,第49巻第10号,pp. 8-30.
- 玉水俊哲,1985,「六、婦人の意識」,日本婦人団体連合編,『国連婦人の10年；日本の婦人はどこまでできたか』(婦人白書1985年版),ほるぷ出版,pp.247-60.
- 内野祐,1985,「青春出版社の「ベストセラーのつくり方」」,『創』,創出版,15(5)(185), pp.88-95.
- 和田典子,1985,「教育改革のもとで 学校教育」,日本婦人団体連合編,『国連婦人の10年；日本の婦人はどこまでできたか』(婦人白書1985年版),ほるぷ出版,pp.189-200.
- 鷲谷善教,1985,「育児と子供の権利一保育所・学童保育をめぐって」,日本婦人団体連合編,『国連婦人の10年；日本の婦人はどこまでできたか』(婦人白書1985年版),ほるぷ出版, pp.153-61.
- 山田昌弘,1996,『結婚の社会学 未婚化・晩婚化はつづくのか』,丸善ライブラリー.
- 『SAY』,青春出版社,第1巻第1号(1983.7)-第4巻11号(1986.11).

### 〈参考文献〉

- 赤川学,1999,『セクシュアリティの歴史社会学』,勁草書房.
- Foucault,Michel,1976,Histoire de la sexualité Vol.1 La volonté de savoir,Paris : Gallimard. (渡辺守章訳,1986,『性の歴史Ⅰ：知への意志』,新曜社.)
- 濱野ちひろ,2019,『聖なるズー』,集英社.
- 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編,1995,『表現とメディア』(日本のフェミニズム7),岩波書店.
- 桑原桃音,2014,「第11章 1970~1990年代の『セブンティーン』にみる女子高生の性愛表象の変容」,小野静子・赤枝香奈子・今田絵里香編,『変容する親密圏/公共圏 8 セクシュアリティの戦後史』,京都大学学術出版会,pp.245-65.
- 日本婦人団体連合編,1983,『高齢化社会と婦人；婦人の現状と要求』(婦人白書1983年版),草土文化.
- 1984,『「ME」で変わる婦人労働；婦人の現状と要求』(婦人白書1984年版),草土文化.
- 1986,『「均等法」施行と婦人労働；婦人の現状と要求』(婦人白書1986年版),ほるぷ出版.
- Plummer,Ken,1995,Telling sexual stories : power, change and social worlds,London ; New York : Routledge. (桜井厚・好井裕明・小林多寿子訳,1998,『セクシュアル・ストーリーの時代 語りのポリティクス』,新曜社.)
- 矢崎千華,2020,『「身の上」の歴史社会学—明治時代の自己物語から考える近代化と共同性』,生活書院.

## 謝辞

本稿は多くの方々の協力があり、執筆することができた。

はじめに、株式会社青春出版社プライム涌光編集部の方々にはお忙しい業務の傍ら、本稿執筆に不可欠であった『SAY』のバックナンバーをお貸しいただいた。また、編集にまつわる貴重なお話も聞かせていただいた。この場をかりてお礼申し上げたい。

次に指導教官である鈴木智之教授には毎週適切なご指導をいただき、最後まで書き上げることができた。ここに深謝の意を表したい。

また、鈴木宗徳教授には先生のゼミナールを離れてからも、論文の相談に応じていただいた。この場をかりてお礼申し上げたい。

最後に友人の張間丈氏は論文執筆をはじめ、学生生活を通して些細な悩みにいつも親身に寄り添ってくださった。この場を借りてお礼申し上げたい。

1984年のヨーゼフ・ボイス来日における  
日本側の受容の分析  
—時代の狭間の芸術家—

田村 暖



## 【目次】

### 序章

- 1 問いの所在 ..... 43
- 2 先行研究の分析 ..... 43

### 1章 1984年の日本とヨーゼフ・ボイス

- 1 80年代前半の日本社会と思想 ..... 45
- 2 80年代前半までの日本の現代美術 ..... 47
- 3 80年代前半のボイスの活動と来日の経緯 ..... 48

### 2章 ボイスをめぐる言説の分析

- 1 資料収集の方針 ..... 52
- 2 資料全体の傾向の分析と分類 ..... 53
- 3 各類型に顕著な言説 ..... 54
- 4 類型③に近接する人物・団体 ..... 63
- 5 類型④に近接する人物 ..... 67
- 6 類型⑤に近接する人物 ..... 73
- 7 まとめ ..... 76

結論 ..... 78

参考 ボイス来日の8日間の動向 ..... 80

参考文献一覧 ..... 82



## 序章

### 1 問いの所在

1984年5月29日、西ドイツの現代美術家ヨーゼフ・ボイスが来日した。6月1日より、池袋の西武美術館で自身の個展が開催されるためである。ボイスはこの個展のオープニングに出席したほか、講演会や学生との対話集会、旧友のアーティストであるナム・ジュン・パイクと共演するパフォーマンスなど、8日間の日程を精力的にこなした。約1年半後に亡くなるボイスにとってこれが最初で最後の来日となったが、ボイスの総合的な活動を日本に伝えるという目的は、一応は達成されたであろう。

ところで、欧米の美術関係者の来日自体は、戦後の日本社会において特に珍しいものではなくなっていた。例えばフランスの美術批評家ミシェル・タピエは、50年代に度々日本を訪れ、大阪の具体美術協会と共同で仕事をしていた。また、ボイスと並ぶ当時の欧米の現代美術家の巨頭であるアメリカのアンディ・ウォーホルも、70年代までに自身の展覧会を絡めた来日を果たしている。

このように、海外の批評家や作家の来日が一般的なものとなりつつあった1984年という時代状況であるにも関わらず、ボイスの来日はマスメディアで大々的に報じられ、また日本人々も彼を熱烈に歓迎した。マスコミがこの状況を指す語として用い始めた「ボイス現象」という造語は、それを象徴するものであろう。一人の芸術家―それもお世辞にも明るい作風や人柄ではない芸術家―の来日をめぐって、ある種の流行・ブームが発生していたのである。だがその一方で、ボイスを支持する声と同じぐらいに、彼を批判する声も少なくなかった。またそのようなボイス批判から派生して、「ボイス現象」を批判する人さえも現れた。まさにボイスを巡って世論は賛否を二分するような状況だったのである。

では、1984年の来日時、ボイスは日本人々にどのように受容されていたのだろうか。また、なぜそのような受容を人々がするに至ったのだろうか。来日する人物が有名なミュージシャンや俳優ならまだしも、相手は難解な作品やパフォーマンスを展開する、60代の地味な風貌の男性である。なぜそんな彼は、日本において時のスーパースターとして、人々の間に論争を巻き起こすに至ったのだろうか。これは単なる偶然では起こり得ない社会構築的な現象であろう。

故に本研究ではこのことについて、まず1章で、当時の日本の社会や現代美術の時代背景を検証して、その同時代との共鳴の可能性について検討する。続く2章では、ボイスが日本に初めて紹介された1970年代から、彼が亡くなる前の1985年までに、ボイスと彼の来日について言及のあった論考やインタビューなどの言説を収集し、それらの分析を行う。その言説分析を通して、日本のボイス受容の内にどのような傾向と差異が見られたのかについても検証していく。

なおこの研究は、物故作家としてのボイスの評価と研究が進む現在の立場から、過去を検証・批判的に分析するものではなく、それらを留保しつつ、あくまで1984年当時に何があったのかについて、客観的かつ公平に分析することを試みるものである。

### 2 先行研究の検討

本稿に先行する研究として、以下の2つが挙げられる。どちらも1984年のボイス来日について、後年になって研究が成されたものである。

一つ目は、茨城県の水戸芸術館現代美術ギャラリーで2009年に開催された展覧会である「Beuys in

Japan ボイスがいた8日間」を契機に刊行された、『BEUYS IN JAPAN ヨーゼフ・ボイスよみがえる革命』（2010）だ。この本には、来日を目撃した人物やそれに携わった関係者へのインタビュー、またボイスと80年代の日本社会の状況を絡めた論考や、はじめてボイスにふれる人向けのキーワード集などが掲載されている。特に、この展覧会の企画者である高橋瑞木による論文「祈りの残影—1984年のヨーゼフ・ボイス、日本」では、70年代の日本におけるボイスの初紹介から、来日時の熱狂、来日後の批判に至るまで、今回の筆者の研究でも取り扱う言説が簡単に紹介されている。しかしながら、この本はあくまで展覧会に派生する資料集であり、来日時の雰囲気は感じ取れても、その先にあるであろう学術的意義を捉えるためのものではない。またこの本の中での関心は全体としてボイス自身の評価に絞られており、本研究で同じく取り扱う「ボイス現象」やボイス批判についての言及は最小限に抑えられている。その点において、本論文はこの本に不足する部分を補う性質があるだろう。

ボイス研究の一環として彼の来日を取り上げたものとしては、渡辺真也の著作『ユーラシアを探して ヨーゼフ・ボイスとナムジュン・パイク』（2020）が挙げられる。この研究は、ボイスとパイクの作品やパフォーマンスに共通する、東西世界の接続点としての「ユーラシア」概念をキーワードに、彼らの諸作品を分析するものである。その4章3節「ボイスとパイクの最後のパフォーマンス:日本での《コヨーテⅢ》」では、2人が共演した草月ホールでのパフォーマンスの分析を中心に、来日時の状況を簡単に紹介し分析している。特に節の終盤では、様々なボイス批判についても言説を引用しながら紹介しており、「お互いを理解するために、ボイスの八日間の日本訪問は短すぎた」と締めくくっている（渡辺：2020）。だが、この論文の主体は言説分析ではなく作品分析であり、故に前述の言説の立ち位置は論文の補足程度のものであるほか、「ボイス現象」についての言及は成されていない。またボイス来日をめぐっては、後述するように最新の研究とも渡り合えるほどに先駆的なボイス評の存在も確認できており、8日間の来日を「短すぎた」とするのは早計である。

このように、これまでのボイス来日の研究では、そのアーカイブ化や意義の検討などが中心的に取り組みられていたものの、来日当時の日本人々の反応や、そこから発生した「ボイス現象」の実体についての研究は十分にされていなかったのである。

# 1 章 1984年の日本とヨーゼフ・ボイス

## 1 80年代の日本社会と思想

### 1.1 大量消費社会の到来

1984年という年について考える上で欠かせないのは、それがまだ「バブル」以前であるという大前提である。今日80年代の文化についてマスメディア等で語られる際には、しばしばその象徴として、「高級ブランド」や「ディスコ」など、バブル経済やそれに伴うバブル文化が持ち出されることが多い。しかし、それらが出現するのは1985年のプラザ合意以降の話であり、その前年である84年を「バブル」の文脈で語ることは困難である。

バブル期の文化について論じた原宏之は、自著の中で80年代を、「①80年代初頭の旧来の『政治の季節』の終焉②84年までの混沌期③86年までの戦後とポスト戦後の断絶④88年までの文化的バブルへの移行⑤93年までのバブル文化期」の5つに分類している（原：2006）。とりわけ②の混沌期については、「戦後の政治・経済・文化・アイデンティティの諸矛盾が、一気に噴き出して最後に息を引き取るような時代」であるとして、まさに1984年前後が戦後とバブルの文化的な狭間に位置することを指摘した（原：2006）。バブル経済は80年代半ば以降の現象であるだけでなく、それに派生する文化もまた80年代末になりようやく本格化したにすぎないということだ。

故にこの原の分類を援用すると、私がこの論文で検討するのは、②の混沌期、つまり1968年前後の学生運動で絶頂を迎える「政治の季節」が限界に達し、次第に物欲が政治的なアイデンティティに取って代わる大量消費時代（原はこれを『消費の季節』と定義した）へ向かい始める境目の時代であると考えることができる。またこの移行による「消費者」の登場は、政治的な闘争を過去のものとし、資本主義的なシステムや記号的な消費を肯定する人たちの登場を意味していた。日本の80年代前半とは、あらゆるものが消費の対象としてみなされる様式が始まる時代だったのである。

### 1.2 人智学の輸入

ボイスは自身の表現活動において、ルドルフ・シュタイナー（1861－1925）が創設した人智学の影響を大いに受けていることを度々表明していたほか、1980年代は日本にその思想が紹介される時代でもあった。

幼少期より自然科学と哲学に熱中していたシュタイナーは、早くから自然の中の「霊的な」世界との交信を始め、30代からのゲーテ研究でその世界観を理論的に構築し、1902年に人智学の原型を完成させた。そこに始まる人智学とは、「人間の内的意識を深めることで、非物質的な霊的世界の市民としての自己を見出すことを研究する学問であり、またその行為自体を指す」語でもある（Carlgren：1975）。その点で、人智学は学問でありながら宗教運動のような性質を帯びることとなる。例えば1910年代のシュタイナーの講演会では、スピーチではなく演劇的な朗誦術が展開されたり、人智学の思想を建築に落とし込んだ「ゲーテアムム」を建設したりと、シュタイナーのカリスマ性に依存している部分が少なくなかった。しかしながら、彼の科学・芸術・宗教を近代社会の中で再統一しようとした姿勢や、それを通じて既存の学問や制度を「拡張」しようとした精神などは、戦後になって、ボイスや彼が創設メンバーの一人となった西ドイツの「緑の党」などに受け継がれることとなった。

今日の日本では例えば「シュタイナー教育」として人智学の一部が受容されている。シュタイナー教育とは、彼が1919年より始めた、子供の頭脳ではなく人間性を尊重するために、子供と教師双方の主体性を守

り様々な科目に芸術的な行為を介入させる教育手法である。校内暴力や不登校など経済成長と共に荒んでいく日本の学校教育を背景に80年代半ばに紹介され、90年代より次第に教育機関として定着することとなった（日本シュタイナー教育協会HP）。

ただし、これが日本にシュタイナーと人智学が紹介された最初の動きではない。少なくとも、80年代頭には後述の「緑の党」を筆頭とした西ドイツの人智学由来のオルタナティブな運動が日本でも知られるようになり、1984年には実質的な人智学専門雑誌である『第三の道』も創刊された。なおこの第2号（84/6/15刊行）の特集はヨーゼフ・ボイスであり、まさに彼の来日に合わせて組まれたものである。

### 1.3 ニューアカデミズムの台頭

1984年は、日本において思想の軸がマルクス主義から現代思想へと転換していく過渡期であり、その世代交代を「ニューアカデミズム」の若手学者が牽引した時代とも言える。

60年代末の学生運動の理論的背景に代表されるマルクス主義は、日本の敗戦後から70年代中葉まで日本の思想の中心にあった。すなわち、労働者と資本家との間の階級闘争や資本主義批判、唯物史観などの二項対立的な価値観や、近代社会のインターナショナルな普遍性などを大前提とする思想がアカデミズムの中で流通していた。しかしながら、70年代末になると、マルクス主義は国内外の様々な要因から徐々に理論的な限界を迎えることとなった。

日本国内で起こったのは大量消費社会の到来、すなわち現状に満足する若者の登場である。学生運動的な革命の失敗は、若者からマルクス主義そのものへの関心を遠ざけ、前述の「政治の季節」を終わらせた。また物質的な豊かさの達成は、消費者が主体となる資本主義社会を構築した。これらの現象は、「革命を志向する労働者の存在を基盤としてきたマルクス主義では説明が困難なもの」であった（仲正：2006）。

60年代よりフランスを中心に発生した現代思想や文化人類学も、ちょうどこの時期に日本で本格的な紹介が始まった。記号論や構造主義とポスト構造主義、脱構築、フランクフルト学派由来の消費社会の分析、フィールドワーク、西洋世界の相対化などの新しいポストモダンの思考の枠組みは、マルクス主義後の思想の空白を埋める格好の素材となった。

それらの結果として登場したのが「ニューアカデミズム」である。彼らは現代思想以来の、近代から逸脱するポストモダンの感性、哲学と他領域との横断、縦割りの専門分野からの脱却といったスタイルを、実践的に日本へ紹介した。労働ではなく消費を中心としたこれらの研究は、「マルクス主義に幻滅していた当時の若手思想家」の間で瞬く間に受容されることとなった（仲正：2006）。また、学術論文を発表の場とした客観的な研究ではなく、大衆向けの雑誌やテレビ番組など多様な媒体で自身の「研究成果」を発表し、主客を曖昧にした研究方法や文体を採用するといった方法論的側面においても、「ニューアカデミズム」は革新的だった。

マスメディアの側も「ニューアカデミズム」の拡大を促進した。もともとこの「ニューアカデミズム」という呼称自体「マスコミが興味本位に命名したもの」であり、意図的に作られた枠組みであったと考えることもできる（足立：1985）。彼らは思想さえも大量消費社会の制度の内へと取り込もうとしたのである。その結果、「ニューアカデミズム」は「断片化し、情報化し、商品化（シミュラークル化）し」、記号的に大衆に消費されていったのである（大澤：2016）。またその人々の「わかりたい」という気持ちは、彼らの内に教養主義的な欲望を芽生えさせることにもつながった。

ただし重要なのは、80年代当時においてニューアカデミズムはあくまで「ニュー」、すなわちマルクス主義が優勢のアカデミズムの世界においては、あくまで少数派であったことだ。1988年に、ポストモダン系の文化人類学者・中沢新一を東大に迎え入れるか否かの審議の中で、マルクス主義系の教官が猛反発し混乱

に陥った「東大駒場騒動/中沢事件」などがその典型例として挙げられる。思想の世界もまた急速に世代交代が進んでいた時代だったのである。

## 2 80年代前半までの日本の現代美術

### 2.1 1970年代の美術

80年代の美術の動向について検討するためには、それとちょうど対になる1970年代の美術についてまずは確認する必要がある。60年代末より活躍した「もの派」の作家らの活動を筆頭に、70年代は「その影響を受けた、ストイックでモノトーンの極度に抑制的な作品や、コンセプチュアル・アートやミニマル・アートのようなシステムティックでクールな表現が主流」となる時代であった（安来：2018）。60年代の学生運動が行き詰まりをみせ、公害問題など経済成長の歪みのような社会問題が噴出するようになり、芸術表現を通して何かを主張したり、そもそも何かを作ったりすることそのものが否定されるようになったということだ。それを象徴するかのように、70年代は、芸術表現を成立させる物質的な意味での基本的条件である〈支持体〉への関心がトレンドとなっていた。例えば旧来の絵画は、「ベニヤボードのような日常的素材から舗石のようなものまで面的条件を備えていれば表現の対象となり、それを「平面」と呼称することで、〈支持体〉の解放を促した（谷：2018）。

80年代に入っても、基本的には上記のような問題意識や関心は持続することとなる。しかしながら、「禁欲性、モダニズムがその極限まで推し進めた還元性が生み出した表現」（近藤：1997）はまもなく行き詰まり、それに反動するかのようなムーブメントが巻き起こることとなる。それが「新表現主義/ニュー・ペインティング」である。

### 2.2 1980年代前半の美術―新表現主義の台頭と制度の拡大・拡散

70年代末より、それまでの禁欲的な表現とは打って変わり、鮮やかな色彩や有機的なストローク、具体的なイメージなどを典型とした、奔放で享乐的な表現を用いた作品が国内外で同時に発生するようになる。それらは1980年代に入ると「新表現主義/ニュー・ペインティング」として美術系のマスメディアで取り上げられるようになり、一躍時代のトレンドとして認識されるようになった。国ごとにその発生要因は微妙に異なるが、特に日本の場合には、「反モダニズム、反ハイカルチャー、反純粋美術としてのポストモダン、サブカルチャー、応用美術」（ばるばら：2019）に注目が集まったことにある一方で、他方には70年代以来の〈支持体〉への関心がさらに深まり「媒体、媒質をめぐる表現の多様性」が生まれたことで、「空間的な拡張」や「ジャンル間のクロスオーバー」を引き起こしたことも由来する（谷：2018）。ここに、川俣正の工事現場のような野外作品など、今日の現代美術にまで続く「インスタレーション」の発生や、日比野克彦の段ボールを支持体とした平面作品に代表される、美術とデザインなどの諸分野の融合の始まりなどを見ることができるが、これらをボイスのいう「拡張された芸術概念」<sup>【1】</sup>の、技法レベルでの実践と位置付けることも可能だろう。このように、80年代の美術は、70年代までの系譜を踏まえるのであれ踏まえないのであれ、その領域を急速に拡張・拡大していくこととなったのである。

現代美術に関連する制度面の整備や拡大も、80年代には著しい。

創作者の視点で見れば、それまでと比較して自身の作品を展示できる機会が多角化した。公募展の求心力

【1】ボイスが独自に提案した、私たちが生きる現実社会そのものを対象として、それを未来に向けて造形することで、従来の意味での芸術を乗り越えていくという考え方。この概念において、「教育活動、政治活動、環境保護活動など、社会におけるあらゆる活動が芸術活動であるとみなされ、それらの活動に携わる人々に芸術家としての資質が与えられる」。(浅沼：2010)

が若い世代を中心に低下したり、かつての前衛美術グループが解散に追い込まれたりする一方で、都市では貸し画廊でのグループ展に関心が集まるようになり、それ以外にも清澄白河の佐賀町エキジビット・スペースや表参道のスパイラル・ガーデンなど、いわゆるオルタナティブ・スペースが新進作家を取り上げる場として注目されるようになった。また都市郊外や地方でも美術館の建設ブームが巻き起こり、美術の大都市への一極集中が解消されるようになった。そしてこれは、60年代の日本の「反芸術」などの「美術」であることに抗うアヴァンギャルドの回収と馴致」に繋がり（北澤：2018）、芸術の諸ジャンルが制度的に囲い込まれるようになったことで、「展覧会は高度化する一方で、前衛は終焉を迎えた」のである（建畠・三浦：2008）

鑑賞者の視点で見れば、大量消費社会の中に現代美術—この時期に流布した呼称を使えば、「現代アート」—が位置付けられるようになった。それを支えたのが、美術系・文化系のマスメディアである。例えば『美術手帖』では、80年代初頭より積極的に新表現主義の動向を紹介しており、1983年7月の「特集：ジュリアン・シュナーベル」など、個別の作家に着目することも少なくなかった。新表現主義のブームは、美術家たちの創作の営みだけでなく、マスメディアによる煽動にも支えられていたということである。それ故に、シュナーベルが「日本ではアイドルスターのように囃し立てられ、あっという間に消費され」たように、「作家がアーティストと呼ばれ、マスメディアが軽妙なノリで現代美術を若者たちの流行現象として紹介する」ような状態でもあった（安来：2018）。このように、80年代初頭の日本は、言うなれば「現代アートブーム」が発生しやすい環境であり、「ボイス現象」もその中の一つとして捉えることができるだろう。

一方で旧来のイデオロギーが健在だったことも指摘する必要がある。確かに80年代前半は、前述のように美術の世界に新しい空気が舞い込んできた一方で、依然として画壇の権威やそこに君臨する大御所の作家、モダニズムの時代を牽引してきた批評家の存在感は絶大であった。特に画壇は、そのヒエラルキーが「今日からは想像もつかないほど堅固であり、大家の権力は国の政治家にも匹敵するほど絶大なもの」として、制度の中に残存していた（谷：2018）。しかしこのような権威が解体されるのもまた80年代である。美術市場の安定化や展示スペースの増加は、作家にとって画壇に頼らないキャリア形成の道筋を見いだすことに繋がった。戦前生まれの大家の作家は次々この世を去った。また美術に関する情報を掲載する媒体の多様化は多くの書き手を生み出し、「美術批評の拡散による“美術批評家”を名乗る人物の減少」を引き起こした（筒井：2019）。2章で分析する中沢新一によるボイスとの対談やボイス評は、その典型的な事例であるといえる。

このように80年代前半は、新表現主義という新しい表現のスタイルが確立されただけでなく、今日につながる様々な制度の整備も急速に進展した時代であった。その混沌の最中にボイスは来日していたのである。

### 3 80年代前半のボイスの活動と来日の経緯

#### 3.1 1970年代までのボイス

ボイスの1970年代までの来歴について、ここでは年譜の形式で簡潔に紹介する。

1921：ドイツに生まれる

1944：ボイスの乗ったドイツ軍戦闘機がソ連軍によりクリミア半島上空で撃墜。瀕死の重傷を負うも、現地の人々の介抱によって奇跡的に生還。

その際に体に塗られた脂肪や、体を包んだ毛布、彼らの移動手段であるそりなどが、後の彼の作品やパフォーマンスで頻りに用いられる素材となる点で、この出来事抜きにボイスを語ることは不可

能である。

1947：デュッセルドルフ芸術アカデミー（以後芸術アカデミーと略す）に入学

これ以降、ボイスの活動拠点は西ドイツのデュッセルドルフとなる。

1961：芸術アカデミー彫刻科の教授に就任

1962：フルクサスに参加

1960年代半ば：脂肪やフェルト、動物などを用いた作品やパフォーマンスを制作。フルクサスの一員として知名度が高まる。

この時期にボイスの作風はほぼ完成していたと思われる。またパフォーマンスの過激さ（事故で出血してしまったり、ウサギの遺骸を用いたりなど）で、彼の「カリスマ」性やシャーマニズムの精神が注目され始める。

1967：芸術アカデミーにて、学生らと「ドイツ学生党」を結成。同学校の教授や教育文化庁との関係性が悪化し始める。

社会活動家としてのボイスが始まる年と言える。これだけ見ると彼は反体制的な作家だったと捉えられるかもしれないが、同年には初の大回顧展が開催されていことも知られている。

1968：「直接民主制のための組織」設立。芸術アカデミーの入学志願者をめぐるトラブル（自身のクラスに定員を設けることについて反対した）で、校舎を占拠する。

ボイスが作品やパフォーマンスを通して人々に示してきた価値観を最もよく体現した出来事の一つである。その後において、ボイスが政治の世界へ参画しようと試みる契機にもなった。

1972：ドクメンタ5にて「国民投票による直接民主制のための組織」発表。芸術アカデミーを解雇される。

ドクメンタには、1968年の第4回以降、亡くなるまで継続して作品を出品しており、ボイスの展示歴について検討していくうえでは欠かすことのできないものである。

1975：芸術アカデミーに復帰

そしてボイスの晩年にあたる1980年代前後の動向を代表するのは、彼の緑の党への参画と、《7000本の樫の木》の制作だ。これらは、彼の来日の経緯やその第一印象にも影響を及ぼすこととなる。

### 3.2 緑の党

1970年代半ばに西ドイツで結成した「緑の党」は、既存の政党（特に同国の社民党）の政策の不備に不満を持つ人々の支持を集めた。元々は「西ドイツ国内における原発建設に代表される環境破壊に対して抗議する市民運動」が源流であり、環境保護を中心とした一連の公約が当時はとても画期的なものだったからだ（永井：1983）。また原発反対運動は間もなく西ドイツにおける核兵器配備に反対する動きにもつながり、反戦の政党としても人々に受け入れられるようになった。政党としては、既存の政治団体とは異なる「オルタナティブ」なものを目指しており、サブカルチャーを積極的に取り入れたり、女性を積極的に重要な役職に登用するなどして、とりわけ若者の支持を集めた。またエーリッヒ・フロムや人智学の思想も参照したことで、その理論的支柱も形成された。

ボイスは1979年に「緑の党」に参加して、欧州議会選挙に立候補するも、落選した。そして翌年の1980年には党の代表として西ドイツの連邦議会選挙に出馬するものの、こちらも落選した。ボイスにとっては、政治家として活躍することよりも、選挙の期間中に何かしらのアピールをすることの方が重要だったようである。ただし、「現代美術家が国政選挙に立候補した」ということの衝撃は凄まじかったようで、次章で分析する来日時の日本側の言説では度々このエピソードが語られていた。

### 3.3 《7000本の檜の木》

《7000本の檜の木》は、1982年に西ドイツのカッセル市で開催されたドクメンタ7にボイスが出品した作品である。植樹された檜の木の横に玄武岩でできた高さ約1.2メートルの石棒を置くというごく単純な構造の作品だが、その数がとても膨大であったために完成までに多くの時間がかかり、すべての設置が終わったのは、ボイスの没後の、1987年6月であった。故にドクメンタ7の鑑賞者が観たのは、檜の木というよりは、「一辺およそ100mの三角形の中に設置された玄武岩の巨大な山」だった（渡辺：2020）。

ボイスはこの作品を通して、「都市生活の質の改善と、悠久の時間というイデーを具体的に表現」しようとしたという（Stachellhaus：1987）。自然から切り離された都市に植樹をすることで、そのエネルギーを街に回復させ地球環境への想像力を養うと同時に、長い年月をかけて絶えず変化する檜の木と不変の玄武岩を対置させることで、あらゆる有機物の変化の可能性（＝彫刻の可能性）というボイスの彫刻に対する考え方を人々に伝えようとしたということだ。緑の党への参画以来の、ボイスのエコロジーへの関心の高さを示すプロジェクトである。

植樹にここまで時間がかかったのは、その財政的なコストの問題によるものである。渡辺によれば、木と石の一セットで500ドイツマルク（当時のレートで約5万円）、総費用は350万ドイツマルク（当時のレートで約3億5000万円）にも及んだという（渡辺：2020）。当然展覧会の予算の範囲内で出来るものではなく、その多くを世界各地からの寄付で賄った。そして、このプロジェクトに特に関心を示したのが日本の企業である。渡辺によれば、西武は自分たちの所有する美術館での個展開催を条件に約500本を寄付し、ニッカウイスキーは「スーパーニッカ」の広告への出演を条件に電通を通じて約800本を寄付して、同プロジェクトに最も貢献した企業のひとつとして名を連ねることとなった（渡辺：2020）。またその西武における個展開催の経緯は少なくない数の媒体で伝えられ、檜の木をドイツで植えることに奮闘した西武とそれをたぎつけたボイスに対して、賛否が分かれるものとなった。

### 3.4 1982年冬の来日中止

実は西武美術館での個展より前に、1982年の11月～12月頃にボイスは初の来日をする予定だった。東京で開催される現代美術家のグループ展にボイスも参加していたからだ。

国際交流基金の創設10周年を記念するイベントとして、海外から作品と作家を招く『行為と創造—現代美術からの啓示』という展覧会が企画され、その作家選定の際、当時基金のスタッフだった南條史夫がボイスの招待を提案した。欧米で10年以上前から注目されているアーティストであったにも関わらず、日本ではその名をほとんど聞かないような当時の状況に対して疑問を感じていたからだ。作品展示ではなくボイスによる公開討論会を行うということを条件に、来日の契約は成立した。東京都美術館での討論会や京都、広島への訪問も決まっていた。またその告知等で次第にボイスのメディア露出は増え、知名度も向上するようになった。

ところが直前になって、ボイスの顎部の疾患の悪化に伴う手術を理由に来日が中止となった。またその振替として83年3月の来日が決まったが、こちらも健康上の理由でキャンセルされ、来日そのものが無期限延期となった。なお実際のところ、この段階でボイスは来日そのものへの関心があまり無かったらしく、体調不良が単なる言い訳だった可能性も南條は否定していない。

しかしながら、この一連のスキャンダラスな中止劇は、結果的に日本の人々によるボイスの神格化を加速させ、彼の来日を待ちわびる声をさらに増大させることとなった。

### 3.5 1984年5月の来日決定

次にボイス来日に向けて動き出したのは、1983年秋、池袋の西武百貨店本店内にあった西武美術館である。開館から10年弱となり、デパートの催事としての美術展との差別化を模索していた館長の森口陽は、「未だ評価の定まらない今日性のあるスーパーアーティスト」として、ボイスの日本初の大規模個展と来日に向けて動き出した（森口：2001）。

同年11月より西武美術館での展覧会と来日に向けての交渉が始まった。ボイスは南條の時に引き続き依然として来日に消極的だったが、「『7000本の櫛の木』のうちの500本を展覧会のギャランティとして寄贈してほしい」という条件の下で、84年3月に契約が成立した（森口：2001）。またこの時、朝日新聞社との展覧会の共催、櫛の木の寄贈、同時期に別の展覧会開催のために来日するナム・ジュン・パイクとの共同のパフォーマンスなども決定した。そしてこれ以降、美術館の月報や各種雑誌などでの広報活動が本格的に始まることとなる。

## 2章 ボイスをめぐる言説の分析

### 1 資料収集の方針

1章では、1980年代前半における日本の社会や思想、そして現代美術のトレンドの変遷と、ボイスの来歴について詳しく確認した。続く2章では、1984年の日本におけるボイス受容の実体を具体的につかむため、当時の新聞や雑誌等に書かれた文章をもとにした言説分析を行う。

それらの言説を収集するにあたって、方針として以下のようなルールを定めた。

- ・大まかな時期として、ボイスの訃報（1986年1月）より前の文献を収集する。それ以後になると、仮にボイス来日について言及が成されていても、当時の状況を伝えるものというより、事実上の回顧録のような内容になってしまっているからだ。
- ・84年の来日決定以後の言説については、来日について触れたものに限定する。あくまで本論文の焦点はボイス来日についての言説であって、彼に関する純粋な批評の推移を追うものではないからだ。
- ・あくまで分析するのは日本の鑑賞者の言説であり、ボイス自身の発言ではない。そのため当時行われていたインタビューや記者会見、講演会などの文字起こしにおけるボイスのコメントや、近い時期に彼自身により執筆されたテキストなどは分析の対象としないものとする。それらは今回の研究の範囲外の事象であり、これらも研究の対象としてしまうと、もはやボイスの作品論になってしまうからだ。ただし、日本側の聞き手の質問やリアクションが含まれるインタビューについては、彼らの発言のみ分析の対象として取り扱う。
- ・量はあまり多くないが、来日決定以前の文献についても一通り収集する。ボイスに関する言説の時間的推移を追う中で、言葉だけが先行する「ボイス現象」の輪郭を捉えるためである。
- ・資料の検索にあたっては、慶応義塾大学アート・センターが1999年にまとめた日本語文献リスト、国会図書館や各美術館図書室（特に東京都現代美術館と国立新美術館）の検索システム、各新聞のオンライン・データベースを活用する。
- ・記事の大小やボイスに言及している部分のボリュームについては、考慮せずに収集する。

これらの方針にのっとり、2022年4月から10月にかけて各図書館や図書室で資料を探し、収集した。

なお、東京藝術大学で開催されたボイスと学生の対話集会の文字起こし資料は、確かに他の資料と同様にボイスについて当時語られたという性質は持っているながらも、それがボイスとの会話によって形成された言説であり、また質問者の属性について真偽が定かでない部分が多いことから、今回の収集・分析の対象からは外すこととする。

## 2 資料全体の傾向の分析と分類

以上の方針にのっとして収集した58の文献を概観すると、次のようなことが分かる。

### ・多様な媒体

一人の現代美術家の展覧会の開催と来日の話題でありながら、様々な種類とジャンルのメディアで言及が成されている。種類別で見ると、展覧会の図録などの学術的な冊子から新聞、雑誌に至るまで多岐にわたる。このうち雑誌については、大手出版社によるものだけでなく、小規模の出版社によるものやミニコミ（同人誌）なども含まれている。またジャンル別で見ると、確かに美術系の雑誌や新聞での言及は多いが、それだけでなく、文芸誌やカルチャー誌、音楽誌など、様々な部門の雑誌で取り上げられている。その他、大手新聞社の新聞紙面での記事も少なくない。

### ・多様な書き手

一部の重複はあるものの、ボイスについて言及した人の数もとても多い。中心は作家や批評家、美術系の学生などの美術関係者だが、それだけでなく宗教学の博士の学生や音楽系のライター、ニューアカデミズムの旗手の一人など、様々な分野の人々もボイスに関心を示し、文章をしたためた。また雑誌記事については匿名の場合も少なくない。

さらに文献一つ一つを読み進めると、ボイス来日という同一の事象を扱っていながら、そこには「ボイスに対し好意的か批判的か」の区別だけでなく、「“ボイス現象”についての言及があるか否か」と、それがあがる場合「"ボイス現象"を支持するか批判するか」という区別も存在していることが分かった。またそれらの分岐を整理すると、以下の5つの類型があり、収集した言説は全てこれらに分類できることが分かった。

#### ①ボイスを支持する言説（現象への言及ナシ）

ボイスの作品や活動を肯定的に評価する言説である。

#### ②ボイスを批判する言説（現象への言及ナシ）

ボイスの作品や活動を否定的に捉えている文献である。

#### ③ボイスに賛同しつつ、「ボイス現象」も支持する言説

ボイスの作品や活動を肯定的に評価して、それを支持するという行為もまた好意的に捉えている言説である。

#### ④ボイスを批判すると同時に、「ボイス現象」も批判する言説

ボイスの作品や活動を否定的に捉えるだけでなく、彼に熱狂する人々に対しても批判的な眼差しを向ける言説である。

#### ⑤ボイスに賛同しつつも、「ボイス現象」は批判する言説

ボイスの作品や活動は肯定的に評価しつつも、彼に熱狂する人々に関しては批判的に牽制する言説である。

これらの類型を通して、ボイスと「ボイス現象」をめぐる言説を体系的に捉えることで、一連の事象を構築的なものとして整理し分析する。ただし、複数の資料に文章を寄稿した人物や団体については、上記の分類では一概に片付けられない独自の言説もみられた。これらについては大まかな類型に分類しつつも、それにとらわれない言説の多様性を示す事例として提示する。

ここからの節では、まず上記の類型に典型的な言説をそれぞれ分析する。それに続いて、複数の文献に文章を寄稿した人物や集団を個別の事例としてまとめ、分析していく。

### 3 各類型に顕著な言説

#### 3.1 類型①：ボイスを支持する言説

ボイスの諸活動を好意的に受け止めつつ「ボイス現象」については言及しない言説は、来日決定以前から幅広く存在している。そしてその多くで、日本におけるボイス受容の存在を、「ボイス現象」とは異なる観点から捉えている。

1981年1月の『美術手帖』において、ボイスを日本へ再紹介することになった今泉省彦の展覧会レポートは、81年当時の日本におけるボイスに関する情報の少なさを次のように嘆いている。

「現代のアーティストのなかで、ボイスほど、噂ばかりで現物が日本で観られなかった作家はまれである。」

「本誌（註：美術手帖）でいうならば、過去針生一郎、東野芳明あたりが、軽く、紀行文のような紹介をした程度だし」……「ボイス紹介の記事は、私の見るところ十指に充たないのであり、それも皆少ない枚数での紹介なのである。」

「何種類かのボイス展のカタログが入ってきてはいるが、なにぶんドイツ語や英語である。」（注釈引用者）（今泉：1981）

ボイスについては日本において「噂ばかり」であり、70年代に取り組まれた批評は「紀行文のような」ものに過ぎず、より正確な情報を得ようとするならば「ドイツ語や英語」の文献を探すしかない状況であるということだ。ここでは、ボイスについて、知名度は一定程度あるものの、それが名ばかりで、作品や批評などの実体を伴っていないことを批判している。

このような状況は、82年にボイスの来日が告知される前後より改善されていくが、批判の対象はボイスを受容しようとする「日本」とそこに生きる人々の方へと移っていく。例えばボイスの緑の党に関するインタビューを翻訳した奥田貞之は、ボイスの積極的な政治活動を評価しつつ、日本の若者に、「今の日本の政治、世界情勢に対する不安、危機感」を「正直に外に訴える素直さ、純真さが『シラケ』の名の下に消えつつある」（奥田：1984）とし、浅田彰が同時代の若者論として展開した「シラケつつノる」若者像に反発した。また映像文化史家の松本夏樹は、日本を「テクノロジー信仰に病める国」と批判的に比喻し、それに「食傷している我々の頭を“やわらかく”するための癒しを与える存在として、ボイスを位置づけた（松本：1984）。

松本のレポートに代表されるように、ボイスと対比させた「日本」への批判や失望は、そのまま彼らの文章の中に、日常生活とは離れた特別な存在としてのボイス像を出現させることとなる。例えばそれらは複数の書き手によって以下のように表現されている。

「ボイスという男はまれにみるユートピアンであり、おそろべきオプティミストなのではないだろうか。」（今泉：1981）

「芸術家としての名声だけでなく政治的活動とユニークな人間性は、アメリカのポップアートの先駆者ウォーホルに匹敵するだろう。」（中村：1982）

「みずから“<sup>メルクリウス</sup>医術の神”を名のるボイス」(松本：1984)

来日するボイスが「ウォーホルに匹敵する」大物であるとしたり、彼が自称する「医術の神」という形容を文中で引用したりと、彼の偉大さや、そんな彼が日本を訪れることの意義の大きさを強調しようと試みている。また来日決定以前でも、「まれにみるユートピアン」や「オプティミスト」であると彼を言い表す言説があるように、それは80年代のボイス再評価の文脈全体の中で展開されたものでもあった。

さらにそれは、ボイスの作品や言動を鑑賞者が理解することの困難を強調するものにもなる。その難しさを示すことが、かえってその提供者としてのボイスを、一般の人々より優れた存在として特別視することにつながるからだ。例えば松本は、ボイスの諸活動（とりわけ《7000本の樫の木》）に薔薇十字などの秘教的キリスト観があると考察して、ボイスの難解さは、自然科学成立以前のテクノロジーを参照した「彼特有の“錬金術的思考”のせい」であり、彼の行為はそれに基づく「秘儀」であると主張する（松本：1984）。ボイスの作品や活動の内に宗教的・呪術的な解釈を見出しているということだ。ボイスを「ウォーホルに匹敵する」と評した中村信夫は、ボイスを理解するために彼の「過去を抄出する」必要があると主張する一方で、それを彼「自らはほとんど語っていないので、歴史書等の助けによって我々は想像するだけである」とも述べた（中村：1982）。歴史を知るのではなく「想像する」ことを目的としている点で、それは真実とも虚構ともとれない「伝説」の形成のプロセスに類似しているだろう。また人智学の観点からボイスを分析した深沢英隆は、「ボイスを対象化することには多くの困難を伴う」とし、その要因として①彼の芸術活動の背後にある「思想的―個人史的意味」を、従来の作品批評の形式に則り参照しなかったこと②ボイスの言論・社会活動が、「すでに作家によって課せられた周到な思想内容によって先行規定され」ており他者による批評の介入の余地がないこと、という二点を挙げている（深沢：1984）。そしてそのうえでボイスを「美術家としては史上まれに観ぬ程に、実作品に確固たる理念内容を先行させている作家」として評価した（深沢：1984）。鑑賞者がボイスを理解できない「困難」の原因は、ボイスの難解な表現ではなく、その「確固たる理念内容」を受け止めきれない観る側の知識の不足にあると考えているということだ。これらの事例から、ボイスを支持する文献の書き手の多くは、彼の作品や言動の理解の難しさを自覚しつつも、あくまでボイスは自身の考えを誰にでも分かるように伝えており、それを受け止められないのは観客側の責任であるという立場に立っていることが分かる。

このように、ボイス支持の文献は、ボイスと相対した日本の現状を批判する点と、彼を理解することの困難を示すことでその崇高さを強調する点において、多くの共通点が見られる。後述する「ボイス現象」という視点について言及しない点で、これらは純粋なボイス批評の形態をとっているが、一方でそれはボイスの作品や言動、そして「カリスマ」性について無批判であるということでもある。「医術の神」という語を用いた松本に顕著なように、彼に対する全面的な支持の表明は、その原始的な呪術の演出を本物の儀式かのように受け止めることを意味する。

だが例外もある。それが『Hot Dog PRESS』における大久保隆史による来日の紹介の記事だ。彼はボイスの芸術表現を「超人的」と表現し、その超越性を認めつつも、次のようにボイスを形容する。

「フェルト帽にハンティングベストのボイスおじさん」

「むずかしおじさん・ボイスのおもしろパフォーマンスが日本でも見られるのかな。」

「西武デパートで買いものだけをして帰るとか、ひょうきんボイスが見られるといいんだけど……」  
(大久保：1984)

大久保はボイスについて、「おじさん」とか「ひょうきん」といった言葉を修飾させることで、彼が預言者やシャーマンではなく市井の人であることを、パフォーマンスを「おもしろ」と評価することで、それが宗教的な儀式ではなくそのパロディであることを暗示している。ボイスの人としての卓越性について、そこに完全に没入することなく、少し距離を保った状態で彼を消費しようとするための戦略であると言える。

### 3.2 類型②：ボイスを批判する言説

「ボイス現象」に言及せずにボイスを批判する文献は、今回筆者が収集した文献の範囲ではとても少なく、わずか3つである。さらにボイス来日決定後のものは1つしかなく、その少なさが伺える。ただしこれはボイス批判が少ないということではなく、「ボイス現象」についても合わせて批判したものも含めれば全体の約4分の1を占めるほどになるという意味である。それだけボイス批判は「ボイス現象」批判と同時に展開されていたということだ。この点については後で考えていく。

ボイスに対する批判は、彼が日本に紹介されて間もない1972年に始まる。美術批評家の坂崎乙郎は、70年代当時の国内外の現代美術の問題について考える批評のなかで、同時代の問題児の象徴としてボイスをやり玉に挙げる。その紹介のされ方は以下のとおりである。

「ドイツにヨーゼフ・ボイスという風変わりな芸術家があらわれる。」

「ボイスはなぜ作曲家にも哲学者にもならず、よごれたズボンを両面にはりつけたりするのだろう。理由は、何か見る人の頭を悩ますものが必要だからである。」

「ボイスの言葉をそのまま鵜呑みにすれば、展覧会場はおよそ古着屋かジャズ喫茶の観を呈するだろう。」  
(坂崎：1972)

ボイスに対して「風変わりな」という形容詞を付けることで、その異質さを表明するだけでなく、「作曲家」や「哲学者」という言葉とボイスの作品を指す「よごれたズボン」や「古着屋かジャズ喫茶」という言葉とを対比させることで、彼の仕事の下品さや卑俗さを表現している。ただし坂崎の批判の矛先は、ボイスというより彼を含む当時のコンセプチュアル・アートの動向全般だったと考える方が適切であろう。例えばこの文章は、ボイスが「コンセプチュアル・アーティストである」として話が展開されるし、文中にはボイスではない「長さ18メートルの木を」「会期中ずっとパイナップルのように輪切りにしている」アーティストに対し、「きこりのほうがはるかに立派であり、観念の空転もはなはだしい」として、美術における観念への追求の姿勢そのものに嫌悪感を示している。確かに70年代の美術は国内外で「禁欲性、モダニズムがその極限まで推し進めた還元性が生み出した表現」(近藤：1997)が主流の時代であり、坂崎は同時代のその象徴としてボイスを位置づけたのだろう。

次にボイス批判が展開されるのは、1979年にニューヨークのグッゲンハイム美術館で開催されたボイスの回顧展に対する、画家近藤竜男によるレポートである。近藤は、ボイスの作品はニューヨークで「異様な不気味さをたたえている」と感じ(近藤：1980)、その原因をボイスの作品自体に内在するものに求める。ボイスの作品は、「死と生の狭間における人間があまりに暗く生々しく実感される」ものであり、それは

「ユニヴァーサルな意味合いを欠く二十世紀のロマンティズムでしかない」ものであるという（近藤：1980）。この文章の執筆段階でまだ20世紀であったにも関わらず「二十世紀のロマンティズム」を批判しているという点で、これをポストモダンへと向かいつつある社会におけるモダニズム批判として位置付けることが可能であろう。

84年のボイス来日をめぐっては、批評家の伊東順二がボイスを批判している。その際に彼が対比して評価するのが、イタリアの新表現主義のアーティストであるフランチェスコ・クレメンテと、伊東がフェリックス・ガタリに紹介されて訪問したオルレアン(Orléans)の精神療養施設にある患者たちのアトリエだ。彼はその2つを次のように評する。

「近代精神の根本にメスを入れ、エモーションを積極的に享受するという態度を鮮明に示したフランチェスコ・クレメンテの新作」

「ボクはものを創ることは人間にとって、喜びへの本能的な追求なのだな、と痛切に感じた。芸術はこのような救済への意志を内包するからこそ、そして、その救済は生への深い苦痛に支えられているからこそ、人間生活にとって必要不可欠なものになり得る、という基本的な事実をその時ほど強く思い起こしたことはなかった。」（伊東：1984）

クレメンテの「エモーションを積極的に享受する」姿勢が、精神療養施設のアトリエの「喜びへの本能的な追求」と類似しており、それらは共に芸術のもつ「救済の意志」を想起させるということだ。この芸術の根源的な豊かさの強調は、文中での言及こそないものの、新表現主義の動向への評価を暗示している。そしてこの立場にたって、ボイスの言葉が「私の心をとらえなかった」として以下のようにボイスと彼に代表されるコンセプチュアル・アートを批判する。

「自己の内部に存在する苦悩や不安を、後天的理性に支えられた観念論的アプローチで把握し、社会的な構造矛盾を行為の組織化、意識の平等化によって超克することが精神による造形芸術と呼ばれるならば、本能による創造への欲求、個人的救済への意志はどこに行ってしまうのだろうか。それはまた、人間の解放とも矛盾しているように思えるのだが……。そこに近代社会を否定しながらも近代精神を廃棄することができなかったコンセプチュアル・アートの、純粋知性的特権意識がもたらした失敗があるように思える。」（伊東：1984）

ボイスは、「人間の解放」の条件であるはずの「本能による創造への欲求」と「個人的救済への意志」を追求しないがために自己矛盾を生み出しており、またその原因が近代社会を否定しつつも許容するコンセプチュアル・アートの「純粋知性的特権意識」にあると伊東は考えたということだ。この新表現主義とコンセプチュアル・アートの対比による批判は、そのままポストモダニズムの芽生えとモダニズムの極点との対比として見ることができる。つまりここでもまた坂崎や近藤と同じく、モダニズムの芸術の行き着く先としてボイスが位置づけられているのである。

このように、ボイスを批判する言説では、彼をコンセプチュアル・アートに代表される美術のモダニズムの限界点として見る傾向がある。そしてそれは、コンセプチュアル・アート全盛期の70年代であれば「風変わりな」存在、新表現主義が台頭し始めた80年代においては重苦しく古臭い存在として、ボイスを捉えることを意味していた。日本の社会や芸術がボイスに比べて遅れているとしたボイス支持の言説とは真逆の

ベクトルからの評価である。

### 3.3 類型③：ボイスと「ボイス現象」の両方を支持する言説

ボイスだけでなく「ボイス現象」も評価する言説では、その多くで「ボイス現象」を支える存在としての当時の若者を強調する。その紹介のされ方は例えば次の通りである。

（朝日ホールの講演会を終えて）「表に出たボイスは若い人達に囲まれてサイン攻め。セーラー服の女子学生の姿もチラホラ見られた。」（びあ：1984）

「若い美術家はもちろん、原宿かいわいのヤングの間まで、芸術のジャンルを超えて、東京はいまちょっとした"ボイス・パイク・ブーム"である。」（田中：1984）

「世代のギャップを超え、これほどまでに若者に支持される理由はなにか？」（木島：1984）

ボイスに熱狂する「若者」が、美大生などのある一部の属性に偏っているのではなく、「セーラー服の女子学生」や「原宿かいわいのヤング」に至るまで、全般に及んでいることをこれらの言説では指摘している。上記の文章に限らず、「ボイス現象」について指摘する諸言説は、基本的にその主体が同時代の若者にあるという前提で話が進んでいくことになる。

「ボイス現象」を支持するにあたっては、そんな「若者」が具体的にどのような存在であるのかについて考察するものも多い。それは以下のように展開される。

「60年代を知らない若者たちが、文化の歴史的軌跡を求めはじめたことで、文化のジェネレーションギャップの埋め直し作業がはじまるのだろうか。」（板根：1984）

（ボイスの）「切実な言葉と行為は、社会活動の無力さを痛感し、政治に見切りをつけていた若い世代にさえ働きかけ、多くの人々に社会への精神的可能性を蘇生させている。」（伊藤：1984）

「ノンポリと言われる若者たちに小さな波紋が徐々にひろがり」（若江：1984）

ここで注目されるのが、当時の若者の、「60年代」的な闘争と比較した場合の「ノンポリ」さや「政治に見切りをつけてい」るような状況だ。これは当時の社会が若者に対してラベリングした「シラケ」や「新人類」といった世代の総称に呼応するものである。従来の見方でいえば、まさに原が指摘した、70年代にそれまでの「政治の季節」が終焉を迎えた後の、大量消費社会のなかに生きる人々のことを指しているが、重要なのは、ボイスに熱狂する若者についてはそれとは異なっていると多くの書き手が考えている点だ。「逃走」ではなく、60年代の復活とも全く新しいものともとれる、「闘争」を試みる若者の姿を一実際にいたのかどうかは別として彼らは「ボイス現象」のうちに捉えていたのである。

ボイスを支持する方法は、基本的に前述の「ボイスを支持する言説」と共通する。とりわけ、日本におけるボイス理解の困難を強調する点においては顕著である。例えば美術評論家の伊藤俊治は、読売新聞夕刊での批評において、日本におけるボイス紹介の遅れを、欧米で展開された「荒々しく挑発的な作品行為の息吹をダイレクトに伝えることができなかった」ことにあるとし、それが達成されたボイス来日を歓迎した（伊

藤：1984)。また『ぴあ』における来日レポートでは、ボイスの全体像のつかみづらさを、「現在の社会が専門分野ごとに細分化されている」ことに起因しているとして、日本を含む社会分化の進んだ近代社会のシステムと、前近代的な統合を試みるボイスとの相違を指摘した（ぴあ：1984）。ボイスの言動や作品を理解するには多くの困難が伴うという点においては、多くの言説でその前提として共有されていたようである。

そのうえで、ボイスも「ボイス現象」も支持する言説では、そんな難解な彼を受容するためには更なる努力が欠かせないということを以下の文章のように読者に訴える。

（ボイスの生い立ちや諸言動を）「ずっと追っていかなければ、彼を理解したり、芸術家としての面白さを知ることはできないだろう。」（音楽の友：1984）

「西欧の伝統に根ざしたボイスの言説や隠喩を理解し、古い芸術の概念を打ち破るばかりでなく、社会や意識までも造形（変革）しようとするボイスのメッセージを受け止めるには、我々にはまだ多くの努力が必要なようだ。」（杜：1984）

これらの言説では、ボイスを「ずっと追ってい」ったり「多くの努力」を費やしたりすることで、彼の「面白さを知る」ことができるようになり、またその「メッセージを受け止める」ことが可能になると考察している。ボイスを現時点において未到達な目標として設定することで、彼へのより一層の没入と支持を促しているということだ。

それ故に、彼らはボイスを当時の社会や芸術の状況に対して先見の明をもった存在、もしくは新しい存在として位置づける。これは、ボイスを神秘的な存在として認識した前述の「ボイスを支持する言説」に比べて、より実証的な評価となる。例えば80年代にドイツでボイスとの交流を深めた作家の若江漢字は、ボイスの対立主義的イデオロギーからの解放の考え方が当時の東西ドイツの統一の気運に類似するとして、「ボイスが早くから唱え実行してきたことの真意が、今やっと鮮明になりつつある」と、その預言者の性質を評価している（若江：1984）。そしてその先駆性は、特に旧来の芸術を超克するものとして表面化する。例えば以下の通りである。

「芸術家が“芸術家”としておさまらず、従来ワクを超えて、常に社会に働きかける存在であろうとする姿に共感したい。」（音楽の友：1984）

「かつて『政治が芸術である』などといった芸術家がいたのだろうか。」（木島：1984）

この2つの記事では、ボイスの作品制作に留まらない幅広い活動（特に緑の党の結成への参加）を紹介しつつ、そのように芸術と政治を不可分なものとみなした「芸術家がいたのだろうか」と、その特殊さと先駆性を強調したり、「従来ワクを超え」る「拡張された芸術概念」に基づく社会参画の新しさに「ボイス現象」の若者らと共に「共感」しようとしていたりしている。ここにはもはや「ボイスを批判する言説」にあるような、前時代の遺物としてのボイス像は存在しない。

ただし、ボイスと「ボイス現象」を支持した人々は、ボイスを同時代の若手作家に並ぶ最先端の存在としては認識していなかったようである。全く新しい存在というよりはむしろ、過去に作品や言動を通して提示した問題提起が、今日もなお有効なものであるという点を評価していたということだ。それは特に草月会館でのパフォーマンスについてのレポートの内に表れている。例えば朝日新聞の編集委員の板根巖夫は、その

演奏が「かつて60年代はじめ欧米で活躍したフルクサス・グループの残り香をしのぼせる強烈な印象」だったと、その古さと色褪せなさに関心を寄せている（板根：1984）。同様に読売新聞の視（フルネーム不明）も、そのパフォーマンスが「観客との馴れあいを拒絶した毅然たる意志につらぬかれ、60年代のラジカルな雰囲気を感じさせてくれた」と振り返り、板根と同じくそこに60年代の芸術が持っていた「ラジカルさ」があったと報告している（視：1984）。あくまでボイスは美術史的に見れば過去の存在であるということを知りつつも、それが依然として先鋭的で見ると人を驚かせるものであるという点で、そこに未だ残る同時代的な意義を彼らは感じたのである。

このように、ボイスと「ボイス現象」双方を支持することは、「ボイス現象」の主体としての若者の志向を支持することであり、またボイスの難解さを理解しつつも、若者をも熱狂させるその古さと新しさを混在させた魅力を捉えることだったのである。

### 3.4 類型④：ボイスと「ボイス現象」の両方を批判する文献

ボイスだけでなく「ボイス現象」も批判する文献のなかで、最もセンセーショナルな語り口で、ボイス批判の代名詞として先行研究等で度々引用されてきたのが、『芸術新潮』の84年7月号に掲載された匿名の記事、「嗚呼ボイス、来てしまったらタダの人」である。

このボイス評で中心となって展開されるのが、政治家や社会運動家としてではなく、芸術家として捉える場合のボイスの浅はかさである。ボイスについては、その「カリスマ」性や「神話」が彼の作品やパフォーマンスに先行しがちだが、その関係性を逆転させると、その仮構性が可視化されるということだ。

例えばボイスが芸術の拡張で目指す「新しい社会」に関して説明するパートでは、それが人々に支持されるのは、彼が単なる社会思想家ではなく、「芸術家（通常の意味での）」であるから「人は彼の話に耳をかたむける」のだと指摘する（芸術新潮：1984）。またそれらの概念は「何でも入る無限のポケットのようなもの」であり、これを用いることで「どんなにつまらない芸術活動をも意味のあることのように見せることができる」ともこの筆者は考えている（芸術新潮：1984）。拡張の終着点には芸術そのものの消滅があるはずなのに、その事実に見て見ぬふりをするどころか、むしろますます既存の芸術の枠組みを強化しようとしている点に、ボイスのダブルスタンダードを発見しているのである。また続く草月ホールパフォーマンスのレポートでは、ボイスの「コヨーテと交信したという説明」に対し、「あまりのバカバカしさに啞然としてしま」い、その原因の一つが「彼のパフォーマンスに何も新しいものがない」ことにあるとした（芸術新潮：1984）。前述のボイス批判の言説と同様に、やはり彼を70年代までのモダニズムの終焉の時代に位置する過去のアーティストとみなしているのである。

このような批判を通して主張されるのが、「カリスマ」として人々が熱狂するボイスの実体の大したことのないさだ。例えばボイスの来日初日の記者会見（と称する“対話”）の会場のレポートでは以下のようにボイスの発言を振り返る。

「それよりもこんなことを考えてしまった。ひょっとして、この会見でボイスがたいしたことを言っていないのだとしたら、なんでこの変なかつこうをした小父さんの話を我々はきいているのか—それは彼が騒がれているからで、実は誰も知らなかったりして…。そんな思いが頭をよぎると、自分も含めてここにいる皆がこっけいな存在になっているような気がしないでもない。」

「はっきり言えば、平凡で陳腐—そんな感じがするのである。彼の話の聞いていると、どこかでごまかされているような気がしてくるのだ。」（芸術新潮：1984）

ボイスの話は実際のところ「たいしたこと」がない可能性があり、そんな彼は人々がいう「カリスマ」などではなく、「平凡で陳腐」な「小父さん」にすぎないということだ。ボイスの芸術家としての浅はかさが、彼の言動全般の中身の軽薄さと絡められながら論じられている。

故にこの文の筆者は、そんな「たいしたことない」ボイスを、批判的な検証もなく受容する日本の「ボイス現象」を批判する。この文章の締めくくりとして、彼は「まったく無批判のまま、何が何だかわからないままに熱狂していた日本のボイス現象」が、来日を機に「冷静に見直され」ることを望んでいる（芸術新潮：1984）。「ボイス現象」は、ボイスについて「無批判」に「何が何だかわからないまま」受容されたものであり、それは決して「冷静に」捉えられたものではないということだ。「ボイス現象」における批評的視座の欠落をこの筆者は指摘している。

この『芸術新潮』の文章に見られた、①ボイスの芸術家としての浅さ、②たいしことのないボイスの実像、③人々の無批判なボイス受容への警戒、の3点は、他のボイスと「ボイス現象」の両方を批判する文献でも表されている。

1985年1月の『美術手帖』に掲載された、美術史家の末永照和による評論「今日の作家性」では、80年代当時における美術の世界の「巨匠」という肩書の終焉について論じられているが、その関連としてボイスと彼の来日について触れている。その中で名前こそ出さないものの批判されるのが、後述する針生一郎の一連の言動である。この文中で針生は「ボイス来日の過熱ぶりの先頭に立ち、というより役者ボイスのお上手に乗せられ、キスまでされて、夢遊病のようになった」評論家であり、「もはやつける薬もない」と、その客観性を喪失した状態に釘を刺している（末永：1985）。ボイスは過去の巨匠とは肩を並べることのできないただのアイドルのような存在であり（①②に相当）、そんな彼を熱狂的に歓迎する「ボイス現象」と針生は我を忘れた状況にある（③に相当）ということだ。

演劇系雑誌『Panoramic Magazine IS』に掲載された、美術記者・芥川喜好の「咳払いと"ボイス情報"」という論考では、草月ホールでのパフォーマンスのレポートを中心に、ボイスへの失望を論じている。芥川はボイスのパフォーマンス中の「咳払いと嘔吐」の行為に「少なからぬ衝撃を受け」、「その生理的混沌のなかに、現代の都市状況における表現の発生」を感じていた（芥川：1985）。ところがパフォーマンス終了後、ボイスの口からそれがコヨーテを模したものだという発言を聞かされ、「目の前の現実としての行為は後退し、整理された『情報』がそれにとって代わった」ことに「目の前が白くなるのを感じた」という（芥川：1985）。そしてそんな解説をするボイスは、観客に正確な作品解釈を求める「教養主義者のよう」とであると批判した（芥川：1985）。現実の行為の「混沌」とは正反対の「情報」を作家自らが提示したことについて、その芸術家としての横柄さに疑問を呈したのである（①に相当）。また、「あのボイス体験と呼ばれてたものの多くは、実はボイス情報の確認にすぎなかったのではないかと」、「ボイス現象」を含む一連の騒ぎを冷静に捉えるよう読者に求めている（③に相当）（芥川：1985）。

ボイスと「ボイス現象」双方を批判する言説の間では、「ボイスは実際は人々が熱狂するほどの人物ではないのではないか」という疑問点において、共通する解釈がみられていたのである。

### 3.5 類型⑤：ボイスを支持するが「ボイス現象」は批判する言説

ボイスを肯定的に捉える一方で「ボイス現象」については批判的にみる言説では、ボイスの評価について、その作品や言動が持つ意義やメッセージではなく、彼の知名度の問題に起因するものが多い。例えば、1982年の来日中止に至る経緯を記述した南條史夫のテキストでは、彼がボイスを日本に紹介しようとした経緯について、「それほど海外で注目され、取り沙汰されている作家が、なぜ日本では同等の重要性をもつ

て語られないのか」と嘆いたうえで、「その誤解を正すこと」を目的に、ボイスの来日を提案した（南條：1983）。ボイスの作品やパフォーマンスへの賛否は別として、まずは日本に彼の存在を伝えることが最優先であると考えたということだ。他にも同じ1982年の来日中止についての文章である「EOS REPORT」では、ボイスが「戦後最大の美術作家であり、残された最後の巨人」であると、その存在感の大きさを指摘している（EOS：1983）。また1984年の来日に触れたものであれば、『第三の道』第2号に掲載された「ヨーゼフ・ボイス来日を巡って」という河西善治の文章が挙げられる。ここでは、ボイスが日本の人々の間で注目を集めるのは、彼が「世界的著名人」であるからだとして、来日当時におけるボイスの知名度の高さを認めており、それが実際の作品や言動を伴って受容されていないことを批判する。

そしてその知名度の高さは、であるにも関わらず日本においてボイスに対する理解が遅れていることの批判へと繋がる。それらは次のような文章で示される。

「確かにボイスは自らの登場を演出することがしばしばあり、大衆のスノビッシュな反応をあおる傾向があるが、それにしても日本でのボイス頌は余りにもスノビッシュで実体を伴わないものであり、ボイスを受け入れる態度としては十分なものではなかった。」（EOS：1983）

「ボイスは、自分の招聘元が展覧会を行う美術館であるにもかかわらず、また彼の来日に『期待を寄せる』『無名の若い人々』や美術関係者の彼に対する理解や姿勢が一年前とほとんど変わらないにもかかわらず、やってきた。」（河西：1984）

82年の来日決定の段階から、日本におけるボイス受容は、「余りにもスノビッシュで実体を伴わない」、知名度ばかりが先行するものであり、「ボイスを受け入れる態度としては十分なものではなかった」のであり、その状態は84年の来日決定の時においても「ほとんど変わってない」ということだ。ボイスが来日するということの意義を現代美術や人智学の観点から重く受け止めて、だからこそボイスを表面的に消費しようとする日本の「ボイス現象」の態度に対して批判の眼差しを向けたのである。

故に「ボイス現象」に対する批判は、「ボイスとボイス現象の両方を批判する言説」と同様に、その無批判な受容の方へと向かう。例えば南條は、来日の交渉時のエピソードとして、「ある日本人の作家」が「ぜひ自分の作品をボイスに見て欲しい」と言ったエピソードを挙げている。南條は、このようにボイスに強い影響を受けた人々を、（後述する東野や赤瀬川と同様に）「信徒」と宗教的なニュアンスをもって表現しており、その扱いに手を焼いたことを伺わせている。また言説としては、以下のような形で表現されている。

「あらゆる面でボイスを受け入れる態勢には困難がつきまとう。にも拘らず、ジャーナリズムにあおられたボイスは日に日に巨大な怪物になりつつある。」（EOS：1983）

「しかし、こうした『日本におけるボイスへの高い関心』なるものは全く事実でないし、日本で『ボイス、ボイス』とさわいでいるほんの一握りの人たちは、ボイスとの対話のためのどんな準備をしたのだろうか」（河西：1984）

「だが世界に、ボイス主義だけがはびこって、いつのまにか彼をその総統に祭り上げるようでは心もとない。」……「やたら神託、いや理論に弱いのだ。」（中村：1984）

ボイスは日本において「ジャーナリズムにあおられた」「巨大な怪物」という実体を伴わないものであり、その空回りは日本でボイスに熱狂する「ほんの一握りの人たち」の迎え入れの準備を滞らせ、ただ「神託」を受け入れるだけの存在にしてしまっているということだ。批判的な視座のないボイス受容は、ボイスについての誤解を正すことなく受容することであると、この類型の書き手たちは考えたのである。

ボイスの世界的な知名度の高さを参照することは、それに対する日本側の理解の遅れと空回りを強調することになったということだ。

## 4 類型③に近接する人物・団体

### 4.1 針生一郎

美術批評家の針生一郎は、60年代末から70年代初頭にかけて、ボイスを日本に紹介した人物の一人である。またその後もボイスとの交流を続けていたがために、来日当時は日本で最もボイスに詳しい人物として持て囃されていたようである。それ故、針生の文章には、他の書き手には現れない独特な距離感がみられる。

70年代にボイスを紹介した当時、針生はボイスに対して客観的な立場から評価をしようと試みていた。例えば日本で初めてボイスを大々的に紹介した1970年1月の『美術手帖』では、ボイスとの交流の記録を記しつつも、基本的にはボイスの作品論に終始している。それは以下のようなものである。

「この作家の形而上学的な観念の骨格だけは強烈に感得された。」

(ボイスの作品を観て)「だれでもまず感ずるのは、重苦しく胸をしめつける、悪魔のように不気味な力だろう。」

「かれは芸術と現実のあいだに、どんな境界もありえないことを徹底的に自覚し、その猥雑さ、俗悪さ、無意味さのただなかで、二つの概念を刺しつらぬくもうひとつの芸術を求めている」

(針生：1970)

「芸術と現実のあいだ」を「刺しつらぬく」、ボイスの言葉でいう「拡張された芸術概念」をいち早く評価するなど、基本的には彼の芸術に対する姿勢を肯定しつつも、それによって生まれる作品が「猥雑」で「俗悪」であり、「悪魔のように不気味な力」を持っているのだと、必ずしもポジティブな意味を帯びていない点も指摘している。またボイスを「この作家」や「かれ」など、あくまで批評家によって見られる対象として一歩距離を置きながら呼称していることも分かる。このボイスとの遠さは、それから約4年後の1973年11月の『スペースデザイン』に掲載されたボイス論にも共通するものである。この論考の中で、針生はボイスによる芸術の商品化に対する前向きな姿勢について、「わたしには判断がつかなかった」と振り返っており、ボイスとの交流を示唆しつつも、彼の態度について批判する余地を残している。

ところが、来日前後では、針生自身がボイスとの親密さを表明するようになり、いわばボイスの意志の代弁者としての役割を演じることになる。

それを代表するのが、東京藝術大学における対話集会での出来事だ。針生は出席者の一人として集会に参加したが、終盤になって針生がボイスに質問をすると、彼はそれに回答した後に針生を壇上に招き、「近くといきなり抱擁接吻」をした(針生：1984)。その現場の写真も撮影されており、針生とボイスの私的な交流の象徴として様々な文献に掲載され語られた。またその際、ボイスが設立した「自由国際大学」の日本

支部を針生が設立することも決定した。これは針生にとっても想定外のことであったようだが、その活動が「わたしの日常生活のスタイルと変わらない」ことから、すぐに承諾した（針生：1984）。針生は日本におけるボイスの活動の代行者を担うことになったということだ。

このことは言説のレベルからでも把握することができる。例えば84年6月1日の新美術新聞における、ボイスの来日と個展を告知する記事では、針生がボイスとヨーロッパで出会ってからの「この十年をふりかえると」「多少の感慨を禁じえない」として、ボイスを客観的に捉えるというより、個人的な交流という私的領域からこのイベントを認識しようとしている（針生：1984）。また同じ記事では、ボイス自身が発案した用語の意味やその歴史的背景を述べており、まさにボイスの言葉を代弁しようとする姿勢が伺える。

「ボイス現象」については、その存在を認めて支持をしつつも、ボイスの立場からそれを見たらどうかという疑問を起点に客観的な分析をしようと試みている。その傾向は大きく2つに分けられる。

まず「ボイス現象」の中にいる人々とボイス本人の考え方の違いだ。これについて針生は以下のように述べている。

「わたしとしては、彼自身の現在の関係と日本でのボイスへの関心との、微妙なズレが気になっている。日本の多くの人びとは、彼をカリスマ的魅力のあるスーパースターとみて、日本ではこれまでみられなかった代表作に接することを願っているだろう。だが、ボイス自身は展覧会など極端にいえばどうでもいいことで、日本の学者を中心とする民衆と討論するほかは、街や風土や歴史にふれたいと思うだろう。」（針生：1984）

「日本の多くの人びとは」は「彼をカリスマ的魅力のあるスーパースター」であると認識しており、そんな彼が来日するのは展覧会のためではなく（それはもはや『どうでもいいこと』だという）、討論や国内の見物であるということだ。ここでは、日本におけるボイスの「カリスマ」化が彼の本心に反している可能性を示すことで、「ボイス現象」に対して自制するよう釘を刺している。

もう一つは、「ボイス現象」の内部にある様々な立場の違いだ。その多様性は以下のような文章で示される。

「ボイス来日を待ちかまえる公衆には、大別してつぎのような三つのグループがあったような気がする。第一に、現代のカリスマ的パフォーマンス・アーティストの風貌と作品にふれたいという、美術家、美術学生など。第二に、ボイスが影響をうけ、その思想を発展させつつあるルドルフ・シュタイナーの信奉者たち。第三にボイスが加わっている緑の党や第三の道に、政治的な角度から関心をよせる人びと。」（針生：1984）

「ボイス現象」の内には、その属性や関心の方向性の違いによって、美術、人智学、政治の3つのグループに分けることができるということだ。また特にこの文章でいう「第三」の人々には特に関心を寄せていたようで、他の文章では、ボイスを「スーパー・スターとしてよりも、独特な社会運動家としてのボイスに関心をそそぐ人びともいた」ことを指摘している（針生：1984）。「ボイス現象」が単に芸術の領域だけでなく、政治の領域にまでも拡がっている可能性を、針生は見出していたのである。

このボイスにとっての芸術と政治の接続を評価する姿勢は、針生の初期のボイス論と来日当時の言説に共通するものである。

1970年の『美術手帖』に掲載された文章では、ボイスによる「ドイツ学生党」の設立に触れつつ、彼が「芸術が全能の力を回復することを求め、そのなかで政治的変革も必然であると信じている」と、芸術の可能性のひとつとしての政治への参画の可能性について一早く論じている(針生：1970)。また1973年の『スペースデザイン』に掲載されたボイス論では、彼の「人民投票による直接民主主義」の活動を目撃した体験談から、「ボイスのなかでは、直接民主主義の政治行動と、ハプニングやオブジェをふくめた芸術活動とは、まったく矛盾しないものよう」であると、彼の主張する論理の一貫性を説いている(針生：1973)。そして来日を受けて書かれた前述の新美術新聞の文章では、ボイスの活動を象徴する言葉として定着しつつあった「社会彫刻」の語を用いつつ、60年代末以来の諸活動から「緑の党」への参加に至るまでを一括りに捉えて、「彼の芸術活動もそのまま政治なのだ」と、その芸術と政治の不可分さについて主張している(針生：1984)。

このように、日本において唯一無二の近さからボイスを論じた針生は、彼の政治的活動への理解者の一人としても動いていたのである。

## 4.2 西武美術館スタッフ

ボイスを日本に招いた張本人であり、それ故に東京藝大の対話集会を筆頭に度々批判もされた西武美術館だが、その中にいた学芸員らの思いは複雑だったようである。特に注目すべきは、ボイスをめぐる賛否両論と、ボイスの「神話」や「カリスマ」性について、どちらも自覚的に意識したうえで展示を企画し、ボイスを招待した点である。

西武美術館のスタッフにとって、ボイスと彼の来日に関する賛否の声は想定内の事態であったようである。例えば84年5月の西武美術館月報にてボイス展開催を告知した広告では、ボイスについて「どうか賛否両論の渦に巻き込んでやってください」と、ボイス批判を容認するどころか、むしろそれを推奨するような立場に立って、批評的な受容をすることを月報の読者に要請している(西武美術館：1984)。また同美術館の学芸員の萩原佐和子は、来日後「1冊の部厚いボイス特集ファイルができるほどの、賛否両論が、対峙して」おり、またそれが「本展が出発点となって種々の論陣がはられることを期待した我々にとっては手ごたえ十分であった」と振り返っている(萩原：1984)。ボイスをめぐる展示や来日をめぐる多様な言説の発生は、展示と来日を企画した彼らにとって、そのやりがいの一つとなったと考えているということだ。ボイス来日に向けて彼と直接コミュニケーションを交わした館長の森口陽も、彼をめぐる賛否の分断を自覚しており、来日を振り返るレポートでは、ボイスが「天才と風狂の評価を合わせもつ」存在であると表現し、その評価の幅広さを指摘している(森口：1984)。ボイスの作品と人物をめぐる賛否両論は、西武美術館側にとっては予想の範囲内のことであり、むしろそれを煽る立場にあったということである。

ボイスの「神話」や「カリスマ」性について言及した言説も少なくない。例えば前述の個展開催の告知記事では、ボイスを「動く神話」と表現していたり(西武美術館：1984)、森口も、ボイスを「現代美術の神話的存在」と評価したりしていた(森口：1984)。ボイスの個展をキュレーションするにあたっては、彼の作品やアクションの記録だけでなく、その人格的側面や既存の評価の面にも目を配らせていたということだ。また5月31日の西武美術館におけるボイスによる作品のインストール作業を追った同館の林牧人のレポートでは、彼と直に接することによって、次第にその「カリスマ」性を発見するプロセスを報告している。文章の冒頭では、銅板やフェルトなどが「どのように変貌して真の作品となるのか」、「お楽しみのはじまり」であると、第三者的な目線でボイスの行為を批判的に観察しようと試みている(林：1984)。ところが作業をほぼ完了し、ボイスが作業員にねぎらいとして100ドル札を2枚渡したことで「皆の間から拍手が沸き上がり、その場の空気が和んだ」エピソードから、林は「ボイスのカリスマ的人気の所以のある部分を

見つけることができた」と、現場での行動を起点にその人格の卓越性を容認する姿勢をみせた。ボイスには確かに「カリスマ的人気」を帯びるだけの素質があるということ、彼の行動を目の前にして発見したということだ。これは、他の多くの言説におけるボイスの神格化が、来日以前の言動に依っている傾向とは大きく異なっている。

また彼らは、ボイスが来日することの意義についても模索して、芸術の観点からも政治・社会の観点からも革新的な存在としてのボイス像を確認していたようである。特に森口は、ボイスと来日に向けて直接交渉した発頭人として、彼の革命的な言動を評価する。それは以下のようなものである。

「ボイスのアクションに、『怪物的力量』を発揮する近代社会の体制、いかえれば芸術の体制を変革しようとする意図がみてとれる」(森口：1984)

「ボイスは芸術を伝統的な孤独の領域から開放するために来日した。そしてその成果は、多くの聴衆との対話やアクションによってしめされたものと思う」(森口：1984)

ボイスは「近代社会」や「芸術の体制」を「変革し」「開放する」存在であり、それを日本で遂行することが来日の主目的であると考えていたということだ。他にも彼は、同館の広報雑誌のボイス特集号において、ボイス展の構想からボイス自身の来日が決定するまでの交渉のプロセスを詳細に説明している。ここには、前述の《7000本の樫の木》をめぐるやり取りや、当初はボイスがあまり個展と来日に積極的でなかったことなども、赤裸々に記述された(森口：1984)。経緯をめぐる批判されかねない個展と来日をめぐる事情を公開することで、改めてボイスが来日することの意味の重さと特別な意義を確認していたのである。また同館の萩原も、個展と来日の意義について次のように考察している。

「自らの目と耳でこの芸術家の創造行為を知覚確認し、創り手はそこから何を見い出すか。新たな創造の啓発となりうるのか、過ぎ去った過去の栄光なのか。一人の芸術家が訴える個と社会とのかかわりを自らにどう問い直すのか。『もの』『人間』『社会』といかにこだわりの関係を持つのか」(萩原：1984)

ボイスというたった「一人の芸術家」が発する様々な革新的な問いについて、彼の来日はそれを「知覚確認」して自分なりの解釈ができる絶好の機会であると考えているということだ。ボイスの新奇性が、来日によってさらに人々に示されていくと考えている点で、森口と萩原の意見は共通している。

これらの自覚の背景にあるのは、「ヨーゼフ・ボイス」という名前を取り扱うことになる美術館の学芸員の責任感である。それが特に鮮明に表されているのが、同館の6月の月報に掲載された、弱(フルネーム不明)の『ある架空の会議から』というエッセイ(もしくはレポート)だ。ここでは、自分たちの美術館でどんなボイス展をするか、そしてそのために彼の来日を求めるか否かについて、学芸員間でも意見の対立があったことを示唆し、その背景にはボイスという存在の社会的な大きさがあつたと以下のように指摘している。

「ただその場に集まった各人を何かしら緊張感の輪に導き入れたものがボイスというネーム・ヴァリューの持つ緊張感そのものであり、日本にも確かに存在する彼についての期待と興味の渦の中に『ボイス展をやった連中』というレッテルのもと自分達が投げ込まれるだろうことに対する多分に世俗的な六分の晴れがましさと四分の躊躇だったと言えるかもしれない。」(弱：1984)

日本におけるボイスに対する「期待と興味の渦」という「ボイス現象」を認識したうえで、だからこそ「ボイスというネーム・ヴァリュー」が通常の企画展にはない「緊張感の輪」に美術館のスタッフを引き込んでいるということだ。ボイスの個展を行った「連中」として世間から揶揄されることも承知の上で展示と来日を企画する上では、ボイスをめぐる賛否や「カリスマ」性に自覚的にならざるを得なかったのである。

そのような困難の上でもなお西武美術館が提示しようとしたのは、第三者の言説に依存しない、鑑賞者一人ひとりの目線でボイスを評価することの意義である。それは前述のボイス展開催告知の記事に始まっており、書き手は「彼とジャーナリズムの手中に落ちない」ためにも、「われわれ自身の新たなボイス像を生み出し、破壊する」べく展覧会に訪れてほしいと促している（西武美術館：1984）。ボイスの評価を第三者に委ねるといことは、彼らの「手中に落ち」てしまうことと同義であるとみなしているということだ。萩原の個展開催直前のボイス批評の記事の中でも、同様の指摘がなされている。彼女はボイスの「手と顔をじっくり観察してみ」ることで、「いつかあなたの描くボイス像をお聞きすることができるのを楽しみにして」いるという（萩原：1984）。ボイスについて何よりも鑑賞者自身による「観察」を最重要視することで、「あなたの描くボイス像」が生まれるということであり、それが「楽しみ」であるというほどに本来の展覧会と来日の意図に沿っているということだ。主体的な解釈の豊かさを唱える点で、両者には共通点が見られる。また同じ萩原は、ボイス来日のレポートの結語として、一連のボイス批判に対する反論を次のように行っている。

「そうした批判はむしろ、ボイスの言葉が実践、現実の日々の活動に裏打ちされた論理であることを見落としてはいないだろうか？」（萩原：1984）

ボイスに対する批判は、まさにボイスを直接観察することで得られる「実践、現実の日々の活動」のリアリティに欠いているということだ。

西武美術館のスタッフは、ボイスの個展と来日を企画した人たちという批判を受けることを認めつつも、むしろそれを逆手にとって、他の日本の美術関係者には真似できない圧倒的なボイスとの近さをもって、彼を批評しようと試みていたのである。

## 5 類型④に近接する人物

### 5.1 東野芳明

日本にボイスを紹介した人物の一人である批評家の東野芳明は、1971年5月号の『美術手帖』にて、彼のストックホルムでの個展の鑑賞と交流のレポートを寄稿している。だが、作品や行為の奥に芸術や社会の変革を見出した針生に対して、東野はそれらが持つ暗さについて指摘する。例えばボイスのオブジェは「暴力的な行為の痕跡のようなものが、硝煙のように匂って」きており、「それが、ボイスの作品をおしなべて、重苦しい、とっつきようもないものにしていく一つの要素で」として、彼の作品の無骨さと陰鬱さについて論じている（東野：1971）。またその要因は「人間そのものの、宿命的な悪や絶対的な死の問題と深いところにつながっている」からだとも考えた（東野：1971）。ボイスの作品の特徴は、それが根本的に抱く影の部分にあると考えたということだ。

この重苦しきは、84年の来日時の言説にも共通する。それらは以下のようなものである。

「彼のオブジェはいつも病的な不吉な表情をたたえている。」（東野：1984）

(草月ホールのパフォーマンスを観て)「ボイスのだけを見てたらたしかに感動的ではあるけど、本当にしんどい(笑)。」

ボイスの作品は「病的」かつ「不吉」であり、パフォーマンスも「本当にしんどい」ものであると、東野は指摘しているのである。ボイスについて論じるにあたり、その主題を教育や社会などの具体的なものではなく、死や病などのより根本的で形而上学的なものに寄せて批評しているということだ。

84年の東野のボイス評に固有なのは、ボイスの真面目さという彼の人格的な側面が度々強調された点だ。例えば『世界』に掲載された東野とボイスの対談の前書きでは、彼の来日が「芸術と人間救済とを、こんなにも真摯に信じ込み、行動している男の一端にふれたことは、こじれた風邪のような、不思議な体験だった」と振り返り、「芸術と人間救済」という途方もないテーマを「真摯に信じ込」んでいるボイスの姿が、「こじれた風邪のよう」に日常生活から乖離した異質な経験であったことを指摘している(東野：1984)。また同年の『ユリイカ』9月号に掲載された、東野と赤瀬川原平と安齋重男の鼎談「都市空間の中の身体」では、「ボイスほどあんなにひたむきで真面目な男はいない」としたうえで、その単純な観念を「執拗に本気にえんえんと実践しているのには呆気にとらざるをえない」と驚きつつ評価しながらも、それが転じて「逆方向を向いているヒトラーみたいな所があ」と、その過剰なまでの率直さを批判している(東野他：1984)。いずれもボイスが甚だしいほどに芸術や自身の行為全般に対してひたむきであることについて、その姿を少し離れた地点から捉え直そうとしたものである。

東野は、自身がこういった考えに至る背景について、ボイスのもつ「ドイツ的・ゲルマン的」な感性との相性の悪さを指摘している。この問題意識は70年代から一貫したものであり、それは次のような文章で表現されている。

「ラテン系の教養で育ったぼくには、ドイツ語のあの重苦しさをふくめて、ゲルマン系の文化や発想はどれもなじめないとところがある。きっとボイスには、ドイツ文明のもっている、重厚な思弁的な伝統が反映しているにちがいないので、ぼくにはいまのところいささか、しんどい、厄介な、頭の痛い作家である。」(東野：1971)

「ぼくにも、すべてを象徴的な理念体系に統合しようとするボイスのドイツ的生硬さにはついていけない部分があって、何度もしんどい思いをしたのは事実である。」(東野：1984)

「彼はやはりドイツ人ですから、ともかく全てがヘーゲルの体系的に体系化されていないと、語ることも生きることもしないということがあるんじゃないかと思うんですよ。我々日本人にはそういうところはあまりないですよ。その辺はすごく違うと思うんです」(東野他：1984)

ドイツ文化の「重厚な思弁的な伝統」や「象徴的な理念体系を統合しようとする」姿勢、そして「ヘーゲル的な体系的」を試みるボイスの「ドイツらしい」行為について、東野や自信も含む「日本人」には到底理解できない部分があると考えている。

なお、とりわけ「ラテン系の教養」が根付く日本という側面への関心は高かったようで、次のような文章も書いていた。

『『笑っていいとも』とか『不思議大好き』とか『スキゾ人間』とか、甘口の柔らかい文化や風俗の弥漫しているこの国で、ボイスの辛口の硬い、ぎすぎすした思想は、強烈な不協和音を残していった。』（東野：1984）

当時の日本の軽やかな大量消費社会を象徴する一連の用語群が、ボイスの作品や思想とは相容れないものであると主張することで、この「ドイツ的」なものの受容の困難が、東野だけに限らず当時の日本社会全体に言えるものであると考えているということだ。

「ボイス現象」については、それに関する直接的な批判こそしないものの、その宗教的な性質について以下のように関心を示している。

「ボイス信者はいいだろうけど」

「新興宗教の教祖って感じね。だから、霊媒的に感じられる人には、すごいものになる。霊は単純じゃないといけないし。」（東野他：1984）

「ボイス現象」を構成しているのはその「信者」であり、それ故にボイスは「新興宗教の教祖」に近い存在になっているということである。ボイスと彼の取り巻き双方の宗教性を指摘することで、一連の現象の従来の美術の枠組みから外れた異質さを発見したということだ。

このように、東野はボイスの作品の重苦しさや人格の生真面目さ、そしてその宗教のような状況の内に、日本や時代の空気とは乖離した暗い性質を見出していたのである。

## 5.2 赤瀬川原平

美術家の赤瀬川原平はボイスについて、草月ホールのパフォーマンスで「その作品もしかと見てないのに、その実物を見ることになってしまった」（赤瀬川：1984）。それゆえ書かれた文章や応じた鼎談については、その体験に基づくものとなっている。

赤瀬川も、東野と同様にボイスの生真面目さを指摘する。例えば1984年6月21日の『新美術新聞』に掲載された公演鑑賞レポートでは、70年代に『美術手帖』等でボイスを知った時の印象として、「ずいぶん生真面目な、深刻な、まさに現代芸の作品だな、と思った」という（赤瀬川：1984）。ボイスの「生真面目」さや「深刻」さは、当時の「現代芸の作品」として少なからぬ時代性をもって受け止められたということである。また来日を受けては「何か遊びがないような気がする」と振り返っており、その真面目さに起因する余裕の無さについて考えようとしていた（東野他：1984）。

赤瀬川がこのボイスの過剰なまでの真面目さを通して捉えようとしていたのは、それによるボイスの表現や言動の空転である。それは次のような文章で示される。

（草月ホールでのパフォーマンスを観て）「何かしらチグハグな感じが終始つきまとった。結論からいうと、ナンセンスなものとしリアスなものが分離しているのである。」（赤瀬川：1984）

「日本人が見ると、何か『巨人の星』の星飛雄馬って感じでね（笑）。そういうことをガーッとやられると、何か滑稽に見えちゃうんですね。生一本で真面目というのは、どうしてもそういうことになってしまう。」（東野他：1984）

「真面目な人の不幸があるとしたら、そういうふうなズレちゃった所なんじゃないか。」(東野他：1984)

(ボイスには)「矛盾がないから。最初の観念から全然進んでないですね。」(東野他：1984)

ボイスは漫画「『巨人の星』の星飛雄馬」のように、確かに目標に向かって率直ではあるが、第三者から見ると「何か滑稽に見えちゃう」存在であり、それ故に実際のパフォーマンスでは「ナンセンスなものやシリアスなものが分離して」しまうなど、60年代以来の彼の「最初の観念から全然進」まず過去の存在となってしまうっており、そこに「真面目な人の不幸」があると考えたということだ。ボイスの真面目さを認める一方、むしろそれがボイス自身の自由な精神を阻害しているとみたのである。

そして赤瀬川は、その弊害としてボイスの内における教養主義の発生を考える。前述の『新美術新聞』のレポートでは、その「ナンセンスなものやシリアスなものの分離」を受けて、「ボイスというのは教養主義の人だと思った」(赤瀬川：1984)。鑑賞にあたって事前の知識や情報を必要とするボイスの作品やパフォーマンスの内に、教養主義が抱く知的特権意識の感覚を得たのである。東野と安斎との鼎談では、赤瀬川がボイスを「教養主義だって言っちゃった」ことに対し、東野は「強要主義でもある(笑)」と切り返しており(東野他：1984)、その選民の意識が赤瀬川のみに限らずボイス批判全体の文脈の内でも語られていたことが伺える。

このように、ボイスが空回りするほど真面目で教養主義でもあることを「発見」したことを受けて、赤瀬川は来日によって日本における「ボイス神話」が解体されたと考えた。赤瀬川は草月ホールでのパフォーマンスについて、後半のトークセッション中に退出してしまうのだが、そのことについて、ボイスの神話や伝説などに彼の多弁が加わると「どうもチグハグになって」しまい、それが「超能力のユリ・ゲラーが、その多弁によって信頼が崩れるのによく似ている」と、呪術的な「神話」や「伝説」が言語化された情報と相容れないのだと指摘した(赤瀬川：1984)。そしてそれを受けて「ボイスの神話はやはり実態を見て崩れていくと思」い、その解体を捉えた。また鼎談では、ボイスについて「見てはいけないものを見てしまった」と振り返っており、来日前には赤瀬川自身もボイスの「神話」や「伝説」について少なからぬ期待を抱いていたことも示唆した。

「ボイス現象」については、その渦中の彼らもボイスと同様に教養主義に陥っていることを批判した。それは以下のような文章で示される。

「ボイスというのは信者を作っちゃうタチの人ですし、信者というのは盲目ですからね。盲目の頭だけからはいってくる。だから僕はあれを、教養主義だって言っちゃったわけだけど(笑)」(東野他：1984)

「しかし会場には教養主義の人が多かったようで気がかりである。そうだとしたらボイス神話はまた一段と光を増すのであろう。」(赤瀬川：1984)

教養主義はボイスだけでなく「ボイス信者」にもみられる現象であり、故に彼と同様の知的な特権意識を抱いている可能性があるということだ。その「盲目」な態度に、従来の美術鑑賞とは相容れない異質なものを「ボイス現象」の内に見出しており、その危うさに「気がかり」を表明している。赤瀬川もまたボイスの無批判な受容に警鐘を鳴らしたのである。

### 5.3 海野弘

美術評論家の海野弘がボイス評の中で度々口にしていたのが、「材木屋」という単語である。ボイス来日の条件であった《7000本の樫の木》の一部の寄贈という話が、芸術家の本来の仕事からは逸脱していると考えたからだ。例えば1984年7月11日の『新美術新聞』に掲載された「デパート包装のボイス」という時評では、架空の対話の形式でボイスを以下のように認識する。

『ボイスねえ？ ああ、あのドイツの材木屋さんか』  
 『なにをいってるんですか。こんなのが美術批評家だなんて情けないなあ』  
 『だって、日本のデパートに材木を売り込んで、お礼にきたとかいう人だろ。』  
 『ちがいますよ、七千本の植樹のパフォーマンスですよ。その一部を西武美術館が寄付したんです。』  
 『結局、材木屋さんみたいだけど。』(海野：1984)

ボイスは「七千本の植樹のパフォーマンス」という名目で「日本のデパートに材木を売り込んだ」「ドイツの材木屋さん」であるということだ。海野は美術批評家である自分がボイスについてそう言うのを「情けない」と自覚しつつも、全体の文脈を考慮して敢えて発言しているのである。

そしてこれは、ボイスと「ボイス現象」双方を批判する言説にもみられた、彼の芸術家としての浅さの問題でもある。1984年9月の『アトリエ』に掲載されたボイス評「ボイスはホテルである」では、ボイスを改めて「材木屋」であるとその存在を矮小化したうえで、その西武との交渉のプロセスが、「ボイスのいう資本主義とも共産主義ともちがう経済システムといったものではなくて、まさに資本主義的な計画そのものではない」かと指摘し、「ボイスのしゃべっている陳腐なきれいごとと彼の経済的戦略の矛盾」を批判する(海野：1984)。ボイスの理念や思想は表現や言語の世界に留まるものであり、実際の行動とのダブルスタンダードがここに露呈しているということだ。海野はここにボイスの芸術家としての思慮の無さをみたのである。

そしてそれはボイスに対する疑わしきの視線につながる。1984年12月11日の『新美術新聞』に掲載された「冬眠前にもう一度」という一年を回顧する時評では、ボイス来日について次のように振り返る。

「来てもやっぱりよくわからなかった。いったいありやなんだったんだろうね。しかし美術ジャーナリズムの三浦和義氏みたいで、そのカリスマ的〈疑惑〉(?)によって、一部を稼がせたね。」(海野：1984)

ボイスは文章が書かれた同年の「ロス疑惑」に匹敵するほどに、人格的な怪しさをまとっていたということだ。このように海野はボイス批判について、彼の作品からではなくその人格的側面から取り組んだのである。

「ボイス現象」については、これだけ不明瞭な部分が残るボイスを日本の人々が理解することの困難を指摘し、そんな中で「分かったふり」をする一部の美術関係者の存在を批判する。例えば「ボイスはバターである」では、来日をめぐって「アートの専門家を称する人々は右往左往し」、「わかったふりをして、ボイスのことをおうむがえしに喋るか、カリスマとか教祖とかいう言葉をかぶせてすませた」のであり、一連のボイスに関する言説がボイスを正確に捉えるには至っていないことを指摘した(海野：1984)。同様に「デパート包装のボイス」では、日本の美術関係者が「わからないという恥づかしいから、黙っているか、自分でもわからないくせに、シンポジウムなどに呼ばれるともの欲しげに出ていくとかしている」と、その沈黙と図々しい態度を批判した(海野：1984)。

その中で特に非難の対象として取り上げられたのが、ボイス展を企画した西武美術館と、その館長の森口陽だ。とりわけ森口については、1984年6月13日の『朝日新聞』に彼が寄稿したボイス評「ボイスを迎えて」をやり玉に挙げて次のような文章で批判する。

（「ボイスを迎えて」を読んで）『「なんだい、こりゃー。ボイスの作品の梱包と保存の仕方の説明じゃないの」……『西武では社員のアルバイトを多めに歓迎しているとのことだから、この人も宅急便でもやると成功まちがいなしだよ』（海野：1984）

「これはかなり不思議な文章で、学芸部はボイスの包装と貯蔵のやり方について書いてください、とでも頼んだのだろうか。」（海野：1984）

「この人は、ボイスを神様のように思っていて、このようなことを書くことが大したことだと思っているのかもしれない。神様なら、鼻くそやつばだってありがたい」（海野：1984）

「これはどうも六分どころではなく、十分の晴れがましさに書かれ、神様におつかえした様子がめんめんとつづられる」（海野：1984）

森口はボイスを一人の芸術家ではなく「神様のように」認識しており、彼に「おつかえした」興奮はボイスの「鼻くそやつばだってありがた」く思うような域に達してしまい、もはや美術館の学芸員ではなく「宅急便でもや」ったほうがいい程に、その職務を逸脱しているということだ。森口の無批判な受容をも通り越した神格化の様相を、「ボイスを迎えて」という文章の内に海野は見出していたのである。また「森口氏を含む西武美術館の方々は、ボイス展について一種の興奮状態にあったようだ」と、これを彼に限らない美術館全体の問題とも捉えていた。

海野は「ボイス現象」について、ボイス自身の怪しさに対する批判的視座を一切排除した熱狂を、本来なら批評を担うべき美術の専門家の側が煽動してしまったことを問題視したのである。

#### 5.4 中沢新一

文化人類学者や宗教学者でありニューアカデミズムの旗手の一人であった中沢新一は、来日中のボイスとの対談を行っている。そこで度々強調されたのが、日本人、東洋人としての中沢の立場である。それは以下のような発言に顕著に表れる。

（草月ホールでのパフォーマンスを受けて）「チベット仏教の修行にもそれとまったく同じようなものがあるということです。」

「伝統的なアジアの考え方に生を授かるということ、あるいは動物と人間とのつながりについて、〈再生〉というものがあります。」

（ヨーロッパ人にとっての動物の魂の尊重の観念について）「日本人にしてもそれはいえます。」（中沢・ボイス：1984）

中沢の著書『チベットのモーツァルト』でも言及された彼のチベット仏教の修行の経験を参照したり、「伝統的なアジアの考え方」や「日本人」といった語によって、「アジア」や「日本」のような枠組みをボイスに意図的に示したりと、中沢の独特なボイスの捉え方を伺うことができる。故に彼のボイスに対する評価も、「近代のエコロジーが表現しているような自然主義とは違う、第三のラインを歩んだ人なのだろう」と、人智学に派生する「第三の道」の概念を引用したりするような、他のボイス評にはみられない独自のものとなっている。

ただし中沢は、ボイスが日本に対して抱いている二つの誤解を批判する。

一つ目が、「日本人」に対する「テクノロジー人間というイメージ」を来日中崩さなかったことである。中沢はこのことについて、「日本人」は「エスキモーやアフリカ人や、東南アジアの山のなかにいるような原住民の感性をいまだにもっている」ことを指摘し、「日本人」がボイスが思っている以上にプリミティブな感覚を抱いている存在だと反論する（中沢：1984）。

二つ目が、日本における捕鯨の問題をボイスが批判し続けたことだ。これに対し中沢は、例えば対談の場では、「単純にこの問題だけで、日本人が他の動物の魂について考えていないという結論を下すことは早急であると思います」と直接反論したり（中沢・ボイス：1984）、1984年8月の『美術手帖』に掲載された「ボイス、パイク、自然」という文章では、「鯨を殺す日本人を批難するなんて、一番安易なやり方で相手の抱えている複雑な矛盾を覆い隠して見えなくしてしまうやり方」であると、その安直さを指摘したりしている（中沢：1984）。

また中沢は、日本におけるボイス受容について以下のように捉え、その困難を指摘する。

「日本人はボイスさんの、その非常に多面的な、大きな広がりをもった、捉えがたいほど巨大な思想を、いったいどうしてつかんだらいいのか、みんなとまどっていると思うのです。」……（ボイスに対し奇妙な質問ばかりをしたのは）「私自身のみならず、日本人が、ボイスさんの全体像をつかまえないという熱意を持っているということです。」（中沢・ボイス：1984）

「日本人」は、ボイスの「捉えがたいほど巨大な思想」を受け止めきれずにいる一方で、それでもなお「全体像をつかまえないという熱意を持っている」ということだ。この点において、中沢は日本の多くの人々がボイスに対して関心を向けることを評価する。

ただし、ボイスを無批判に受容しようとする「ボイス現象」に対しては懐疑的だ。彼はボイスの「テクノロジー人間」という指摘について、「これは彼と対応した日本人の問題でもある」とし、「ボイス万歳をするのはけっこうだけれど、そのボイスが抱えている無理解を、その人たちは感じとることがないのだろうか」と、ボイスの抱えている問題を棚上げして神格化する日本の関係者を批判した（中沢：1984）。ボイスへの熱狂には、「日本人」のアイデンティティへの侮辱を黙認する部分があると考えたということだ。

このように中沢は、日本や東洋を代表するという固有の立場からボイスを捉え、その「日本人」や「東洋人」との関連を見出そうと模索したのである。

## 6 類型⑤に近接する人物

### 6.1 若桑みどり

美術史家の若桑みどりは、彼女の肩書きらしく、ボイスを一人の芸術家として評価しようと試みている。これは、当時主流であった政治家や社会思想家としてのボイス像とは一線を画するものである。例えば『新

美術新聞』に掲載された阿部信雄によるインタビューでは、阿部がボイスを預言者だと捉えたことについて次のように反発する。

「私はそうは考えません。私は、ボイスをあくまでもアーティスト（拡大された意味における…つまりすべてのものに創造的なかたちを与えるという意味での）として見るんです。預言者は火のような言葉は吐いたけど、何も造ってはいないですね。行動していない。」（阿部・若桑：1984）

ボイスは彼自身の「拡張された意味」において「あくまでアーティスト」であり、「行動してない」預言者とは異なった存在であると考えていたということだ。若桑は他の問いに対しても、「何にもまして彼のアイデンティティはアーティスト」であると発言しており、ボイスをアーティストとして捉えることの意義を強調している（阿部・若桑：1984）。また、阿部の「ボイスは自身の行為について語りすぎている」という発言に対しては、「芸術を、過去の芸術の概念で考えれば、そうなのです。だから彼は、芸術という枠そのものをやめちゃって」あらゆる行為を芸術として認識するようになったと反論している（阿部・若桑：1984）。ボイスのいう「拡張された芸術概念」の意味を正確に捉えることで、彼の芸術への取り組み方を擁護したのである。

そのうえで若桑は、現代美術の中の異端として位置付けられがちであったボイスの美術史的な普遍性を示そうとする。特に1984年9月号の『ユリイカ』に寄稿された若桑のボイス評では、例えばボイスのいつも帽子とチョッキを着る様が、ロシア未来派の詩人ウラジーミル・マヤコフスキーの服装に類似しており「別に目新しいことはない」としたり、レクチャーや討論を重視する姿勢が「バウハウスとしっかり結び付いている」と考察したりしており、ボイスの作品や行為の内に美術史的な系譜を見出そうとしていた（若桑：1984）。そのような一貫性の上こそ、「あくまでアーティスト」としてのボイス像が浮かび上がってくるのである。

若桑が芸術家としてのボイスをここまで強調するのは、日本においてそのような形で彼が受容されなかったと考えているからだ。例えば若桑は「日本人が彼をどう受け取ったか、そのズレに大いなる興味を抱いて」おり、日本とボイスの間に作品や行為に対する解釈の不一致があったことを示唆している（若桑：1984）。

このズレが最も表面化したものとして若桑が批判するのが、東京藝大での対話集会だ。彼女は対話集会に集まった学生が大きく二つに分けられると指摘する。一つが「芸大の人たち」に代表される、「ほとんど何の意識も持たない普通の人々と芸術家たち」のグループである（若桑：1984）。若桑は彼らが「ボイスを、何か変なことをやっている最先端の、少なくともアカデミックではないアーティスト」だと認識しており、「深く知ろうとはしない」人たちであると分析した（若桑：1984）。もう一つが「ボイスの芸術に対しては何の愛もなく、ほとんど何の理解もなく、自分達のやっている政治行動の道具にしよう待ち構えている」、「武蔵野美術大学や早稲田大学や中央大学の学生」の集団である（若桑：1984）。若桑は、彼らがボイスを「政治家として見て」おり「緑の党で緑化運動をしている小父さん」だと認識していたがために、対話集会が「弾効の口調」で行われた「一種のつるし上げ集会」となってしまったと批判した（若桑：1984）。日本におけるボイス受容は、彼の行為を芸術として捉えようとするものではなく、単なる好奇心から来る興味関心か、彼を政治家や思想家として認識しその不備を指摘しようとしたものだったのである。

「ボイス現象」については、やはり他のボイスと「ボイス現象」の両方を批判する言説と同じく、その無批判な受容に警鐘を鳴らしている。若桑は、ボイスの対話集会での発言を引用しつつ、次のように批判する。

「ボイスは集会の最後にこう言いました。『私をスーパースターと呼ぶのは自由だ。しかし、少なくとも、私が“論理の組み立てによってのみ”、スーパースターになったということを忘れないでほしい』。日本には、このロジックがない。ロジックがないのに、なぜ彼が日本でスーパースターなのか。そこが、私の一番笑いたいところですね。」(若桑：1984)

ボイスは本来「論理の組み立てによってのみ」持て囃される存在であるにも関わらず、日本においてはこれが欠落した状態で人々が熱狂しているということだ。「ボイス現象」の内に、その「ボイス」という実体の伴っていない空転を見出したのである。

ボイスを芸術家として捉え、その特殊性ではなく普遍性を示すことは、日本において彼を思想家や芸術家としてしか受容できないか、もしくは全く無批判に彼を受け入れてしまう状況に対する批判的な眼差しに繋がったのである。

## 7 まとめ

ここまで、ボイス来日と「ボイス現象」にまつわる日本の言説を分析してきた。この調査から、以下のようなことが分かった。

まず時間的な推移を見ると、1982年の来日決定と中止をめぐる言説では、ボイスについて日本でその知名度が欧米と比べて全くと言っていいほど無い状態を嘆くものが多かったが、1984年の来日をめぐるのは、そういった問題は指摘されなかった。ボイスという名前が、この2年の間に急速に人々の間に広まったということだ。84年の来日をめぐるのは、むしろボイスをめぐる「誤解」を批判するような言説もあり、その点にボイス認知をめぐる時間的な変遷を見ることができるだろう。

ボイスをめぐる賛否には、大きく5つの対立軸があることが分かった。彼について、ほぼ同時期に全く異なる見解の言説が発表されていたということだ。

一つ目が、「ボイスを時代の最先端の存在とみるか、前時代の遺物とみるか」である。前者の立場からは、確かにボイスは60年代以降の時代に属する古い存在であることを認める一方で、「緑の党」への参加など、当時から80年代の社会にも通じる様々な問題を発見し、その解決に向けて動き出していたことを評価した。それに対し後者は、ボイスを美術史的に捉え、それが60年代末にモダニズムの極として出現したコンセプチュアル・アートの運動に属することを指摘し、新表現主義などの新しい運動が台頭する80年代の美術界とは相容れない存在であるとして、ボイスを批判した。ボイスをどのような時間軸で評価するのかをめぐって、現在進行形か過去形かのいずれかに分かれたのである。

二つ目が、「ボイスの作品や人柄は明るい、暗い」である。前者はボイスの作品や行為の難解さを認めつつも、彼の「社会彫刻」という語に代表される、現状の社会の体制に対して積極的な変化を促す姿勢を評価した。またボイスに近い立場で書かれた言説では、彼との私的な交流の過程からその豊かな人間性を見出していた。それに対し後者は、ボイスの作品や行為が、現状への変革を強要する重苦しいものであり、(かつてのナチズムをも連想させられる)ドイツ的な息苦しさを感ぜられるものであることを指摘した。ボイスの作品や行為は、社会を前向きに変革する明るいものとも、目の前の状況を悲観したうえで強制的に変化させようとする暗いものとも受け止められていたのである。

三つ目が、「ボイスを芸術家として見るか否か」である。前者はボイスの一連の言動について、あくまで彼の「拡張された芸術概念」に基づく芸術的な行為であるとし、美術の範疇からは逸脱しないものとして捉えた。それに対し後者は、ボイスは確かに芸術家ではあるが、それ以上に思想家や政治家であり、いわば複数の仕事を兼業している状態であるとみなし、それぞれの仕事をあくまで独立したものであるとして捉えた。この対立軸については、例えばボイスを支持しながら彼を芸術家とみなさないなど、ボイス支持/不支持のベクトルとは異なるものとして存在していた。

四つ目が、「ボイスは偉大か、大したことがないか」である。前者は、ボイスの一連の言動には何かしらの深い特別な意味があり、それらを受け手は正確に解釈することが何より重要視されることであると考へた。一方の後者は、ボイスの様々な言葉や行為が実は深い意味など帯びていないのではないかと仮定し、であるにも関わらず深さを演出しようと試み続けるボイスの人格的な浅はかさを指摘した。また彼らは前者の立場を「教養主義者」とラベリングして、その知的特権意識を批判した。ボイスの行為を本物と見るか仮構のものとするかによって、対立が発生していたのである。

五つ目が、「ボイスの真面目さは良いものか、悪いものか」である。前者はボイスの真面目さについて、だからこそ芸術や社会に対する変革の意志が存在し続けるのだとして、その姿勢を評価した。それに対し後

者は、ボイスはその真面目さによって、本来あるべき自由な芸術家の姿を損ってしまい、客観的に見れば何の根拠もなく自らを精神的に拘束する哀れな存在になってしまったと捉えた。ボイスの真面目さは、彼の言動の一貫性を支える基礎としても、彼の精神を縛ってしまうものとしても認識されていたのである。

「ボイス現象」については、それが日本の若者や一部の美術関係者によって構成されていることが分かった。ボイス来日の際に彼に近い立場だった人たちによる熱狂であっただけでなく、若者の間には美術関係者か否かの境に関係なく、一定程度のボイス人気があったということだ。

「ボイス現象」を支持する立場の人たちは、そんな彼らがボイスに関心を持っていることそのものを評価した。大量消費社会の到来で後退したとされる若者の政治的な態度が、ボイス来日によって形を変えて再生しつつあると捉えたということだ。

その一方で、「ボイス現象」を批判する立場の人たちは、その無批判な受容に対して批判的な眼差しを向けた。様々な謎や曖昧さ、そして日本に対する理解の不足の残るボイスの言動を鵲呑みにして受容することは、もはやある種の「宗教」的な性質を帯びるものであり、従来 of 芸術家の受け止め方の姿からは大きく逸脱するものであるとみなしたということである。

いずれにせよ、「ボイス現象」はボイス自身に対する興味関心とは別の物として、人々の間で語られていたのである。

## 結論

本研究では、1984年のヨーゼフ・ボイス来日をめぐって、その時代背景と当時の言説の分析を通して、彼の日本における受容のされ方について検討してきた。当時の日本社会や美術の状況についての概観では、大量消費社会の到来や「ニューアカデミズム」の台頭など、70年代以前＝近代の時代から離脱しようとする動きが発生していたことが分かった。また来日までのボイスの動向をめぐっては、彼が西ドイツの「緑の党」に参加したり、植樹の作品を展開するなど、エコロジー運動に関心を寄せていたことや、1982年に来日する予定だったのが中止になったことなどを提示した。続く言説分析では、ボイスをめぐる語りの内に、「ボイスを支持するか批判するか」と、「ボイス現象を支持するか批判するか」の二つのベクトルがあることを指摘した。またボイス来日の際に複数の文章を寄稿した人物や団体の言説からは、上記の二つのベクトルが複雑に絡み合い、多種多様な切り口でボイスを捉えていたことが分かった。

ここまでの分析から、ボイスという存在は1984年の日本において、近代からポストモダンへと時代が移行していく狭間の時代状況の緊張感を映す鏡のような役割を担っていたという結論が導き出せる。ボイスをめぐる言説において、「ボイスは日本にとって新しい存在なのか、古い存在なのか」という対立軸に代表される、様々な賛否両論があったのは前述の通りだが、これらは全て「1960、70年代的なものは1980年代においても有効か、それとも既に失効したか」という問いに回収することができるだろう。ボイスや「ボイス現象」を支持した人たちは、ボイスの呈示するテーゼは今日においても意味のあるものであり、80年代を生きる人々はそれを旧来の「政治の季節」の時代とは異なる方法で受容しているとし、60、70年代的なものの80年代における有効性を説いた。一方でボイスや「ボイス現象」を批判した人たちは、ボイスの作品や行為は全て過去に属するもの一現在行われている行為はその再演一であるとし、そのように時代錯誤なボイスに熱狂する人々の受容はあまりに無批判であることを指摘して、80年代における60、70年代的なものの効力の喪失について考えていた。ボイス来日をめぐる彼の言動に対する賛否の背景には、近代からポストモダンへと移り変わる時代の中の価値観の対立があったのである。

同様の緊張関係は、例えば第1章で述べた、コンセプチュアル・アートと新表現主義との対立や、旧来の大学中心のアカデミズムと「ニューアカデミズム」との対立の内にも見ることができる。「政治の季節」から「消費の季節」へ時代状況が変化していく中で、これまでの戦後日本の「政治性」は、大量消費社会のシステムの内にも組み込まれたうえで効力を持つようになった。故にそのような時代状況を、「政治性」の喪失や、消費財の無批判な享受の様式として非難したのが、新表現主義批判や「ニューアカデミズム」批判であり、ボイスや「ボイス現象」に対する批判だったのである。

確かに80年代に登場した新しい事象やボイスの行為は、後の時代において「勝利」し、それまで時代の主流だった様々な動向や価値観を過去のものへと追いやった。大量消費社会は、ボイス来日の翌年のプラザ合意に始まるバブル経済を経て絶頂に達し、その後の「失われた30年」においても、確かに不況にこそなったが、大量消費のシステム自体は存続するどころか加速するようになった。「ニューアカデミズム」は、80年代後半になるとアカデミズムの世界に取り込まれたが、それは同時にマルクス主義的な思想の後退を意味していた。そして芸術の政治性・社会性は、現代美術の世界においてますます一般的なものとなり、「リレーショナル・アート」や「ソーシャリー・エンゲイジド・アート」など、芸術と社会・政治をつなぐ様式はもはや今日の現代美術を語るうえで欠かすことのできないものとなった。一方で消費の対象としての美術もまた広く普及した。アートマーケットは今日に至るまで拡大し続けており、ダミアン・ハーストや村上隆など、経済との協力関係の中で大成する作家さえも現れた。また一般の人々も頻繁に美術館に通うよう

になり、マスメディアが協賛する大規模で大量動員する展覧会が毎月のように開催されるようになった。ボイスと彼の来日、そして「ボイス現象」は、これら90年代以降の時代の移り変わりを予言するかのような事象だったのである。

そのうえで注目すべきは、本研究で提示した言説の中には、このような「鏡」の役割を越えて、その先の時代の芸術や社会の姿を予見するかのようなものもあったことだ。針生一郎が示した、ボイスによる芸術と社会の一体化の可能性は、まさにその後の時代でそのようになったし、若桑みどりが考察した「拡張された芸術概念」の普遍性は、広く近現代の美術史の中で知られるようになった。ボイスをめぐる言説は、単に近代からポストモダンへの移行を示すだけでなく、その先にあるポストモダンの状況の成熟を見通すものでもあったのである。

現代美術が社会現象になる事例は今日においても存在している。例えばバンクシーが来日し東京にグラフィティを残した（とされる）際には、東京都知事が作品の前で写真を撮ったり、それが都庁に移送・展示され長蛇の列ができたなど、「バンクシー現象」と言っても過言ではない騒ぎになった。これら現代社会の「現象」をめぐるでも、1984年のボイスと同様に、時代を映す鏡、そしてその先の時代の変化を示す予言としての役割が存在しているのかもしれない。

## 参考 ボイス来日の8日間の動向

本研究の参考として、ボイスの1984年の来日中の動きについて整理して紹介する。

5月29日

- 14:20— ボイスが成田空港に到着。2日のパフォーマンスで共演するナムジュン・パイクと、西武の個展の出品作品の核をなすコレクションの所有者ウルブリヒト夫妻も同じ飛行機に搭乗していた（萩原:1984）。ロビーでは、美術関係者や報道のカメラマン、「ヨーゼフ・ボイス、シンドローム」と書かれた横断幕を持った学生らに出迎えられる。空港から車で赤坂プリンスホテルへ直行（萩原:1984）。西武のスタッフも同乗（萩原:1984）。
- 16:30— 赤坂プリンスホテル到着。ボイスはチェックインしてしばし休憩（萩原:1984）。
- 19:40— 同ホテルにて記者会見。ボイスとウルブリヒト、通訳の三島憲一が壇上に上がる（萩原:1984）。
- 21:05— 記者会見終了。個別の写真撮影や質問に応じながらゆっくりと退出（萩原:1984）。

5月30日

- 午前中— 浦和の鉄鋼所にて出品作《フォンドVII/2》の銅板の加工作業（萩原:1984）。
- 12:50— 西武美術館に到着。梱包された作品群を前にして、暫定的に設置場所を指定し解梱作業が開始される（萩原:1984）。ウルブリヒト夫妻も途中から合流（萩原:1984）。
- 16:45— 築地の朝日ホールに向かう。
- 18:20— 講演会「芸術と社会」が始まる。告知後には美術館や主催の朝日新聞社へ問い合わせが殺到、入場無料だったこともあり、400人収容の会場の前に当日は長蛇の列が生まれた（萩原:1984, びあ:1984）。
- 21:00— 講演会終了。終了予定時刻寸前まで熱い討論が繰り広げられ、実質中断される形となった（萩原:1984）。退出までの間、詰めかけるファンに対しサインや握手などのサービスをし、21:30頃ホールを離れる（萩原:1984）。

ホテル到着後—ウルブリヒト夫妻、パイク、西武美術館の学芸員らと夕食。未明に終了（萩原:1984）。

5月31日

- 10:00— 西武美術館での作品設置作業2日目。翌日のオープニングに向けてボイスや作業員が休みなく動く（萩原:1984）。
- 午後— NHK「日曜美術館」のための取材が会場に入る。解説者である東野芳明によるインタビューが作品の前で実施（萩原:1984）。
- 17:00過ぎ— 《フォンドVII/2》のインストールを開始（林:1984）。21時頃に完成。
- 22:00— すべての作業が終了。赤坂プリンスホテルに戻った後、ギャラリーワタリへ移動（針生:1984）
- 時間不明— ギャラリーワタリにて作品制作。その間、針生と歓談（針生:1984）。作品完成後、ギャラリーの外から見物していた人々にサインをし、1時半にホテルへ戻る（針生:1984）。

6月1日

時間不明 (午前中?) ―雑誌「朝日ジャーナル」のインタビューがホテル自室にて実施。聞き手は評論家の武邑光裕 (萩原:1984)。約2時間の取材に応じる (萩原:1984)。

15:10― ボイスが西武美術館に到着。会場の最終点検をした後、貴賓室にて軽食をとりつつ西武百貨店社長と歓談 (萩原:1984)。

16:00― 「ヨーゼフ・ボイス展」オープニングパーティーが開始。西ドイツ大使、東京ドイツ文化センター所長夫妻、東ドイツ大使、旧知の芸術家など約300人ほどの招待客で賑わう (萩原:1984)。ボイスはその間、客のサインに応じたり、作品を使った即興のパフォーマンスを披露したりした (萩原:1984)。18:30終宴。

6月2日

午前中― ボイスが東京藝術大学に到着。彫刻科の工房を見学した後、対話集会の会場である体育館へ向かう (萩原:1984)。

11:00― 対話集会が開始。会場には約1000人近くの若者が集まった (萩原:1984)。その他、大学関係者や針生一郎なども訪れ、対話にも参加した (萩原:1984)。13:00過ぎに終了。国立西洋美術館にて昼食後、ホテルへ戻る (萩原:1984)。

16:30過ぎ― ボイスが草月ホールに到着。ボイスとパイクが共演する「コンサート・パフォーマンス」のリハーサルが開始 (萩原:1984)。

17:30― ホール開場。530人が入場する中、2人のリハーサルは続行された (萩原:1984)。

18:15― パフォーマンス開演。

19:15― 終演。直ちに2人による質疑応答が開始される (萩原:1984)。

6月3日

午前中― 雑誌「世界」のインタビューがホテル自室にて実施。聞き手は東野芳明 (萩原:1984)。

6月4日

10:30― 中沢新一とのインタビューが西武百貨店内のスタジオ200にて実施 (萩原:1984)。

昼頃― 西武美術館へ最後の来館。作品返却時の注意事項等を職員に指示する (萩原:1984)。

13:30― スタジオ200へ戻り共同記者会見が行われる。その中で「国際自由大学」の日本事務局開設の旨を発表 (萩原:1984, ぴあ:1984)。

19:00― 日本料亭にてお別れ夕食会。西武百貨店の堤会長、ウルブリヒト夫妻、パイク夫妻らが出席 (萩原:1984)。22時頃まで続く。

6月5日

9:30― 小石川の東大付属植物園を訪問。約3時間散策した後ホテルへ戻る (萩原:1984)。

17:00― ホテルをチェックアウト (萩原:1984)。

21:00― ボイスの動向を取材し続けたビデオチームに労いの言葉をかけた後、出国 (萩原:1984)。

## 参考文献一覧

### 序章

- ・水戸芸術館現代美術センター（編），2010，『BEUYS IN JAPAN ヨーゼフ・ボイスよみがえる革命』，フィルムアート社
- ・渡辺真也，2020，『ユーラシアを探して ヨーゼフ・ボイスとナムジュン・パイク』，三元社

### 第1章

- ・Frans Carlgren, 1975, 「Rudolf Steiner und die Anthroposophie」, 高橋明男訳, 1992, 『ルドルフ・シュタイナーと人智学』水声社
- ・Heiner Stachellhaus, 1987, 「Joseph Beuys」, 山本和弘訳, 1994, 『評伝 ヨーゼフ・ボイス』美術出版社
- ・浅沼敬子, 2010, 「ボイスの表現を読み解く重要概念」, 『BEUYS IN JAPAN ヨーゼフ・ボイスよみがえる革命』, フィルムアート社
- ・足立正直, 1985, 「ニューアカデミズムとは何か」, 新日本出版社編集部(編) 『ニューアカデミズム その虚像と実像』, 新日本出版社
- ・大澤聡, 2016, 「80年代日本の思想地図」, 斎藤美奈子, 成田龍一(編) 『1980年代』, 河出書房新社
- ・北澤憲昭, 2018, 「汎化されたアヴァンギャルド」 『起点としての80年代』 株式会社マイブックサービス
- ・近藤幸夫, 1997, 「ニュー・ウェイブ再考-1980年代前半の東京における現代美術の動向についての一考察」 『芸術学』 (1), 三田芸術学会
- ・建島哲, 三浦雅士, 2008, 「美術館 その絶頂と奈落」, 『大航海』(68), 新書館
- ・谷新, 2018, 「80年代美術をめぐる／その隆盛と社会に開かれたアート」 『ニュー・ウェイブ 現代美術の80年代』 国立国際美術館
- ・谷新, 2018, 「80年代日本/美術の成果-70年代のミニマリズムを超えて」 『起点としての80年代』 株式会社マイブックサービス
- ・筒井宏樹, 2019, 「美術批評家絶滅危機の時代」, 『美術手帖』 71(1076), 美術出版社
- ・永井清彦, 1983, 『緑の党』, 講談社
- ・仲正昌樹, 2006, 『集中講義! 日本の現代思想』, NHK BOOKS
- ・南條史夫, 1983, 「来日中止の顛末」, 『EOS』(3), ペヨトル工房
- ・原宏之, 2006, 『バブル文化論』, 慶応義塾大学出版会
- ・ばるばる, 2019, 「アートをクロスオーバーさせたメディアたち」, 『美術手帖』 71(1076), 美術出版社
- ・森口陽, 2001, 『展覧会の絵』, 美術出版社
- ・安来正博, 2018, 「現代美術の曲がり角-追憶の80年代-」 『ニュー・ウェイブ 現代美術の80年代』, 国立国際美術館
- ・著者不明, 「シュタイナー教育の概要」, 日本シュタイナー学校協会ホームページ (最終取得日: 2022/12/18)

### 第2章

- ・赤瀬川原平, 1984, 「パイクの居眠り」, 『新美術新聞』 1984/6/21
- ・芥川喜好, 1985, 「咳払いと“ボイス情報”」, 『Panoramic Magazine IS』(28), ポーラ文化研究所
- ・阿部信雄, 若桑みどり, 「ヨーゼフ・ボイス 作品と言動と言説」, 『新美術新聞』 1984/7/11(上), 7/21(下)
- ・伊東順二, 1984, 「ガタリ、ボイス、クレメンテ、そして……」, 『流行通信』(247), 株式会社流行通信
- ・今泉省彦, 1981, 「黒板の前にレクチャーするボイス」, 『美術手帖』 33(475), 美術出版社
- ・海野弘, 1984, 「デパート包装のボイス」, 『新美術新聞』 1984/7/11
- ・海野弘, 1984, 「ボイスはホタルである」, 『アトリエ』(691), 婦人画報社
- ・海野弘, 1984, 「冬眠前にもう一度」, 『新美術新聞』 1984/12/11
- ・大久保隆史, 1984, 「緑の党の創立者、ヨゼフ・ボイスのパフォーマンスが異常人気だ」, 『HotDog PRESS』, 講談社
- ・奥田貞之, 1984, 「5%のハードルを超えて 訳者あとがき」, 『Joseph Beuys MAGAZINE』(2), えるまあなカンパニー
- ・河西善治, 1984, 「ヨーゼフ・ボイス来日をめぐって」, 『第三の道』(2), 人智学出版社・木島真理子(1984) 「ヨーゼフ・ボイス遂に来日」, 『時事解説』(9243), 時事通信社
- ・近藤竜男, 1980, 「ヨゼフ・ボイスと安泰なニューヨーク」, 『美術手帖』 32(459), 美術出版社
- ・弱, 1984, 「ある架空の会議から」, 『西武美術館月報』(3) 西武美術館
- ・末永照和, 1985, 「今日の作家性」, 『美術手帖』 37(537), 美術出版社
- ・武邑光裕, ヨーゼフ・ボイス, 1984, 「前衛の教祖 ヨーゼフ・ボイス 芸術の原風景を語る」, 『Asahi Journal』 26 (25), 朝日新聞社
- ・東野芳明, 1971, 「ストックホルムのヨゼフ・ボイス」, 『美術手帖』 23 (342), 美術出版社
- ・東野芳明, 赤瀬川原平, 安斎重男, 1984, 「都市空間の中の身体」, 『ユリイカ』16 (9), 青土社
- ・東野芳明, ヨーゼフ・ボイス, 1984, 「コヨーテからのメッセージ」, 『世界』(468), 岩波書店

- ・中沢新一, ヨーゼフ・ボイス, 1984, 「対談/中沢新一」, 『ドキュメント・ヨーゼフ・ボイス』, 西武美術館+WAVE+SPN
- ・中沢新一, 1984, 「ボイス、パイク、自然」, 『美術手帖』 36(530), 美術出版社
- ・中村敬治, 「兎について」, 『新美術新聞』 1984/11/1
- ・中村信夫, 1982, 「ヨーゼフ・ボイス 人と思想」, 『国際交流』 9(1)
- ・南條史夫, 1983, 「来日中止の顛末」, 『EOS』(3), ペヨトル工房
- ・萩原佐和子, 1984, 「芸一術一道=求道者ボイス」, 『西武美術館月報』(4), 西武美術館
- ・萩原佐和子, 1984, 「メモ1984.5.29-6.5」, 『ART VIVANT』(14), 西武美術館
- ・林牧人, 1984, 「ヨーゼフ・ボイスはいかに作品を制作したか」, 『西武美術館月報』(5), 西武美術館
- ・針生一郎, 1970, 「ヨゼフ・ボイス—不気味な、関係の形而上学」, 『美術手帖』 22(322), 美術出版社
- ・針生一郎, 1973, 「ヨーゼフ・ボイス 非政治的政治の実践者」, 『スペースデザイン』(111), 鹿島出版会
- ・針生一郎, 1984, 「芸術における精神的なもの」, 『新美術新聞』, 1984/6/1
- ・針生一郎, 1984, 「ボイス来日が残したもの」, 『毎日新聞』, 1984/6/30夕刊
- ・針生一郎, 1984, 「ボイスとパイクの間で」, 『美術手帖』 36(530), 美術出版社
- ・深沢英隆, 1984, 「ボイス現象の底にあるもの」, 『第三の道』(2), 人智学出版社
- ・松本夏樹, 1984, 「熱の秘儀がテクノロジー社会を変える」, 『日本版オムニ』, 旺文社
- ・森口陽, 1984, 「ボイスを迎えて」, 『朝日新聞』 1984/6/13夕刊
- ・若江漢字, 1984, 「BEUYS NOTE 12 足跡」『アトリエ』(694), 婦人画報社
- ・若桑みどり, 1984, 「芸術の原点への復帰」, 『ユリイカ』 16(9), 青土社
- ・著者不明, 1983, 「EOS REPORT」, 『EOS』(2), ペヨトル工房
- ・著者不明, 1984, 「ヨーゼフ・ボイス展遂に実現!」, 『西武美術館月報』(3), 西武美術館
- ・著者不明, 1984, 「嗚呼ボイス、来てしまったらタダの人」, 『芸術新潮』 35(7), 新潮社
- ・著者不明, 1984, 「ヨゼフ・ボイス、8日間の軌跡」, 『ぴあ』(217), ぴあ
- ・著者不明, 1984, 「ヨーゼフ・ボイス」, 『音楽の友』 42(8), 音楽之友社
- ・「現代芸術における想像力」読売新聞, 1972/2/22, 夕刊
- ・「破壊と馴れ合いと」, 読売新聞, 1984/6/11, 夕刊
- ・「魅せた ボイス パイク」, 毎日新聞, 1984/6/14, 夕刊
- ・「既成芸術への告発」, 朝日新聞, 1984/6/27, 夕刊
- ・「社会彫刻目ざす芸術」, 読売新聞, 1984/6/29, 夕刊
- ・「生で伝えるボイス像」, 読売新聞, 1984/10/1, 夕刊



行政が重症外傷診療体制の  
質向上において果たす役割  
—東京都における外傷センター創設を通して—

大久保 亮



## 【目次】

はじめに .....	90
1. 外傷医療の現状と課題 .....	92
1.1 2000年の外傷医療の現実 .....	92
1.2 日本外傷学会による提言と取り組み .....	93
1.2.1 学会による提言 .....	93
1.2.2 提言の実行 .....	94
1.3 学会による提言後の外傷治療の現状と課題 .....	94
1.3.1 外傷治療成績の向上 .....	94
1.3.2 外傷診療体制の課題 .....	95
1.4 質の高い外傷医療施設の必要性 .....	95
1.5 救命救急センターの現状と施設間格差 .....	96
1.6 外傷センターへの患者集約 .....	97
1.6.1 外傷センターの必要性 .....	97
1.6.2 外傷センターの不在 .....	98
1.7 包括的外傷診療体制の整備における行政の役割 .....	99
2. 横浜市重症外傷センター .....	101
2.1 横浜市重症外傷センターの成り立ち .....	101
2.1.1 横浜市の外傷診療体制の課題 .....	101
2.1.2 重症外傷センター設立の提言 .....	103
2.2 重症外傷センターの運用開始 .....	104
2.2.1 重症外傷センターの運用開始 .....	104
2.2.2 重症外傷センター設立へ行政が果たす役割 .....	105
2.3 重症外傷センターに対する救急隊員の実感 .....	106
2.4 重症外傷センターの実績 .....	107
2.5 重症外傷センター設立後の行政による関与 .....	108
3. 外傷センターの事例検討 .....	109
3.1 島根大学医学部附属病院高度外傷センター .....	109
3.1.1 島根大学医学部附属病院高度外傷センターの位置付け .....	109
3.1.2 高度外傷センターへ全県からのトラウマバイパス .....	110
3.1.3 高度外傷センターの課題 .....	112
3.1.4 高度外傷センターの成功理由 .....	112
3.2 岐阜県救急外傷センター .....	113

3.2.1	岐阜県救急外傷センターの成り立ち	113
3.2.2	岐阜県救急外傷センターの役割	113
3.2.3	調査結果による岐阜県内の外傷診療体制	114
3.2.4	外傷センター創設の意義	115
3.3	埼玉県重度外傷センター	115
3.3.1	重度外傷センターの成り立ち	115
3.3.2	埼玉医科大学総合医療センター	116
3.3.3	埼玉医科大学国際医療センター	118
3.3.4	外傷センター創設の意義と課題	118
3.4	鳥取県立中央病院	118
3.4.1	鳥取県立中央病院への集約化	118
3.4.2	小林氏が赴任する以前の県立病院	119
3.4.3	小林氏が赴任後の県立病院	120
3.4.4	メディカルコントロール協議会の重要性	120
3.5	C MC協議会管内の外傷センター（仮称）	121
3.5.1	外傷センター（仮称）設立の経緯	121
3.5.2	プロトコルの複雑性	121
3.5.3	プロトコルの意義	123
3.6	兵庫県災害医療センター	124
3.6.1	神戸市周辺の外傷診療体制	124
3.6.2	プロトコル策定の課題	124
3.7	日本医科大学千葉北総病院	125
3.7.1	千葉北総病院の集約化	125
3.7.2	プロトコル策定の課題	125
3.8	重症外傷診療体制の質向上のため行政が果たす役割	126
4.	行政の役割の包括的な検討	127
4.1	行政主導による外傷センターができない理由	127
4.1.1	救命救急センターとしての立場	127
4.1.2	行政が動かない理由	127
4.2	学会による外傷センター創設の動き	129
4.2.1	学会における議論の頓挫	129
4.2.2	学会による議論の進展と限界	130
4.3	行政を動かすデータの重要性	131
4.3.1	行政にとってのデータの必要性	131
4.3.2	行政によるデータ収集の重要性	131

4.3.3	実現可能なデータ収集の方策	132
4.4	高度救命救急センターの施設要件の見直し	133
4.4.1	高度救命救急センターの形骸化の現状	133
4.4.2	高度救命救急センターの外傷センター化	134
4.5	救命救急センターの外傷センター化	134
4.5.1	救命救急センターの施設数の適正化	134
4.5.2	救命救急センターの削減の現実性	136
4.6	厚生労働省の役割	137
4.6.1	国による外傷診療体制への関与の必要性	137
4.6.2	外傷診療体制における厚生労働省の立場	137
4.6.3	厚生労働省としてできること	138
4.7	救命救急センターの役割分担	139
4.8	行政の役割の包括的な検討	140
5.	東京都における外傷診療体制の実態	141
5.1	東京都の外傷診療体制	141
5.1.1	東京都における外傷センターの必要性	141
5.1.2	東京都における外傷センターの現実性	142
5.2	東京都における外傷診療体制のアンケート調査の概要	142
5.3	アンケート結果	143
6.	東京都が果たす重症外傷診療体制の質向上における役割	152
6.1	東京都が重症外傷診療体制の質向上に果たす役割の考察	152
6.2	東京都が重症外傷診療体制の質向上に果たす役割の提言	152
6.2.1	A案：東京都母体救命搬送システムと東京都子ども救命センターの外傷搬送への転用	152
6.2.2	B案：立候補をした施設を外傷センターとして指定	153
6.2.3	C案：立候補した施設の選別案	154
6.2.4	D案：エリート外傷センターの拡充案	157
6.3	研究の意義	158
6.4	研究の限界	159
	おわりに	161
	謝辞	162
	注	163
	参考文献	168
	付録 アンケート	172

## はじめに

地域レベルの医療行政は、原則的に都道府県が策定した医療計画に基づき推進されている。医療計画は医療法第30条により、「都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの」とされ、3年後の中間見直しを含め6年ごとに改訂される（厚生労働省 2021a:14）。医療法第30条の4では、医療計画へ5疾病5事業と称される「がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療……の5事業」について記載することを定めている（厚生労働省 2017:1）。

交通事故や労働災害などに起因する外傷は、5事業の1つである救急医療の中に含まれる。このように外傷は、5疾病であるがんや脳卒中などとは異なり、「疾病」としては特に扱われない。それゆえ、外傷が医療計画へ記載されるかは「任意」ということとなる。事実、2022年現在施行中の第7次医療計画において、医療計画を作成する上での指針となる厚生労働省の課長通知には、外傷について明記されていない（厚生労働省 2017: 1）。そのため、この指針に沿って作成される都道府県の医療計画の大半では、医療計画に外傷が組み込まれておらず、外傷は行政にとって相対的に重要視をされていないことが見て取れる。医療計画は、各地域の医療提供体制の整備に大きな影響を及ぼすことから、計画に外傷が盛り込まれないということは、必然的に行政の関与による外傷診療体制の質向上は望めないということになる。

ではその外傷について、行政の扱いは妥当なのであろうか。確かに、外傷死の代表格である交通事故死者数は減少している。2022年の交通事故死者数は2610人と、統計開始以来過去最少となり、交通戦争とまで呼ばれた1970年の16765人に比べ大幅に減少している（政府統計の総合窓口 2022）。このような事情から外傷は、高齢化により増え続けるがんや脳卒中、また心筋梗塞などの5疾病に比べ、行政上の扱いが低くならざるを得ないことが推察される。

ところが、わが国では2021年、交通事故を含む不慮の事故により約4万人が死亡しており、不慮の事故は若年層において主たる死因でもある（厚生労働省 2022a）。また不慮の事故による人口10万人あたりの死亡者数は、2000年の31.4に対し2021年の31.2と変わっておらず、ISS16以上1）の重症外傷の死亡率は8.0%～58.5%と高い（厚生労働省2022b, 2000; 日本外傷データベース 2021）。さらに外傷は報道でも承知の通り、悲劇的な事件や事故により、健全な人の人生をも一瞬にして変えることさえある。外傷は依然過去の問題ではなく、放置されるべき問題でもない。

外傷死や外傷による後遺症を減らすべく、その予防に関しては警察当局に代表される多種多様な取り組みがなされている。また外傷診療に関しては、医療側から様々な研究や提言が行われ、こちらも着実に実行されている。この医療側からの提言の中には、外傷診療に関し行政の役割やその重要性を説くものも見られる。しかしながら、外傷診療の体制整備において行政が果たすべき役割について特化した研究は、管見の限り見当たらない。

そこで本稿では、重症外傷診療体制の質向上に向けて行政が果たす役割について検討する。行政の役割を考察する上で、既存の資料の他、実際の現場の声を聴くべくインタビュー調査、並びに文書による取材を行った。取材は国会議員、医師、医療行政の担当者に実施した。以下の表1は取材対象者の詳細をまとめたものである。なお、インタビュー内容について分かりづらいつと思われる個所には、筆者の補足説明を付加している。また、筆者の判断やインタビュー対象者との相談の結果により、匿名化や修正すべきと判断した事項について、一部匿名化や修正を施したことを付言する。

表1 取材対象者一覧

名前	所属・役職	取材または回答を得た日付	取材を行った場所、方法
松本尚氏	衆議院議員	2022年8月5日 2022年12月21日	衆議院第一議員会館
岩下眞之氏	横浜市立大学附属 市民総合医療センター 高度救命救急センター担当部長	2022年8月17日	オンライン会議システムZoom
松山重成氏	兵庫県災害医療センター 救急部部长	2022年8月28日	兵庫県災害医療センター
今明秀氏	八戸市立市民病院院長	2022年9月6日	オンライン会議システムZoom
吉村有矢氏	同院救命救急センター		
松本松圭氏	済生会横浜市東部病院 横浜市重症外傷センター長	2022年9月8日	済生会横浜市東部病院
小林誠人氏	鳥取県立中央病院 高次救急集中治療センター長	2022年9月11日 2022年12月14日 2022年12月24日	鳥取県立中央病院 Gmailによる文書
渡部広明氏	島根大学医学部附属病院 高度外傷センター長	2022年9月20日 2022年12月9日	島根大学医学部附属病院 Gmailによる文書
横浜市医療局 医療政策部医療政策課 救急・災害医療担当	横浜市医療局医療政策部 医療政策課 救急・災害医療担当	2022年9月22日	Gmailによる文書
金史英氏	日本医科大学付属病院 高度救命救急センター	2022年9月26日	日本医科大学付属病院
小倉真治氏	岐阜大学医学部附属病院 高次救命治療センター長	2022年10月13日	オンライン会議システムZoom
横浜市消防局 救急部救急課	横浜市消防局救急部救急課	2022年10月20日	Gmailによる文書
大友康裕氏	東京医科歯科大学病院 救命救急センター長	2022年10月28日	オンライン会議システムZoom
原田尚重氏	武蔵野赤十字病院 救命救急センター長	2022年11月14日 2022年12月27日	Gmailによる文書
中村茉佑香氏	岐阜県健康福祉部医療整備課 医療整備係	2022年11月17日	Gmailによる文書
埼玉県危機管理 防災部消防課 消防・調整担当	埼玉県危機管理防災部消防課 消防・調整担当	2022年12月5日 2022年12月8日	Gmailによる文書
小川博史氏	埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター病棟医長	2022年12月12日	オンライン会議システムZoom
澤野誠氏	埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター長	2022年12月20日	埼玉医科大学総合医療センター
大村拓氏	厚生労働省医政局地域医療 計画課災害等緊急時医療 ・周産期医療等対策室 救急医療対策専門官	2022年12月24日	オンライン会議システムZoom
A氏	B病院 救命救急センター長	2022年X月X日	オンライン会議システムZoom

# 1. 外傷医療の現状と課題

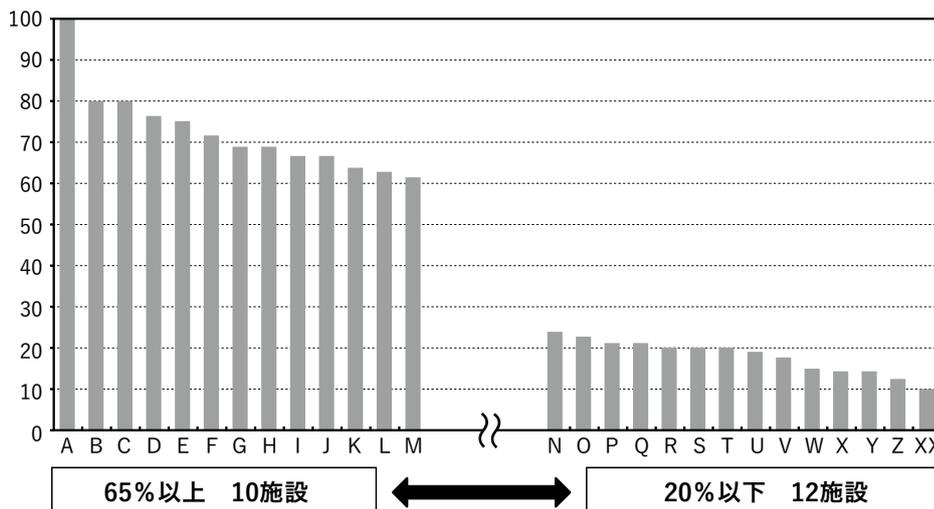
## 1.1 2000年の外傷医療の現実

2000年わが国では、全外傷死亡症例に占める「避け得た可能性の高い外傷死（Preventable Trauma Death）〈PTD〉」<sup>[2]</sup>の割合であるPreventable Death Rate（以下：〈PDR〉）が、「38.6%にも昇るという惨憺たるもの」であり「救急医療に携わる者皆が大きな衝撃を受けた」（島崎ほか 2002:5; 横堀・横田 2018: 90）。この調査を実施した一員である、東京医科歯科大学病院の友友康裕救命救急センター長は調査結果について、衝撃的であり「間違いじゃないかなと思ったので、翌年もう一回（同様の調査を）やったんですよね」と回想する。また島根大学医学部附属病院の渡部広明高度外傷センター長は、調査対象の医療機関が救命救急センター<sup>[3]</sup>のみであることを指摘し、本来のPDRはさらに悲惨なものとなる可能性があることを説明する。

日本の相当優秀な施設でこのデータだからってことを考えると、2次救急病院<sup>[4]</sup>とかも全部足したら、もうとんでもない恐ろしいことが起きてるんじゃないかということが、容易に予想されるということです。（渡部氏）

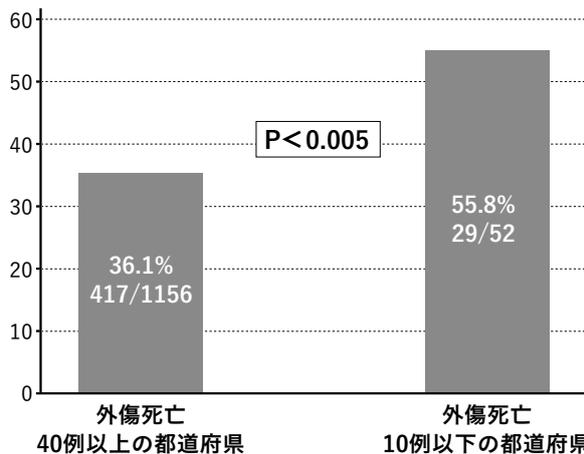
さらに調査結果では、PDRが各救命救急センターにより10%から100%、各都道府県により20%から80%と、救命救急センターにおいても「大きな施設間格差」と「幅広い地域間格差」があることが示された（島崎ほか 2002: 5）。

図1 各救命救急センターにおける外傷死亡症例中の修正予測外死亡の割合



「出典：救命救急センターにおける重症外傷患者への対応の充実に向けた研究（2002）」

図2 都道府県別成績の較差—扱い重症外傷症例数による比較



〔出典：救命救急センターにおける重症外傷患者への対応の充実に向けた研究（2002）〕

島崎ら（2002）は、この2000年におけるPDRが1970年頃の米国の調査結果とほぼ同等であることを紹介し、日本の外傷診療体制の現状を米国と比較し以下のように指摘している。

今回の調査で明らかになった日本全国の救命救急センターにおける『避け得た外傷死亡症例』の数とその発生比率は、現在の日本の救急搬送システムや医療レベルからみると、予想以上に高いものであり、このことはとうてい一般市民に納得してもらえない数字とは言えない。米国では、既に昭和41年 National Academy of Sciences-National Research Council 報告書「不慮の事故死と後遺症：現代社会における無視されている疾患」……がきっかけとなって、米国社会が立ち上がり、外傷医療をシステム医療として社会全体の構造改革を通して改善することに成功している。（島崎ほか 2002: 5）

このように21世紀初頭における日本の外傷診療体制の状況は、日本に比し早期に外傷システムを構築した米国とはかけ離れたものであった。

## 1.2 日本外傷学会による提言と取り組み

### 1.2.1 学会による提言

島崎らによる、2000年の外傷診療体制の調査結果を受け、同年日本外傷学会は「日本の外傷医療の問題点と今後の課題—21世紀へ向けての展望—」と題し、以下の通り提言を行った。

1. 外傷医療は「適切に選別された患者に対して適切な時間内（Golden hour<sup>[5]</sup>）の存在）に適切な医療を施す」ためのシステム医療であることをあらためて認識する必要がある。
2. 外傷に対する病院前医療の標準化を、本邦の事情に適応した形で導入する必要がある。
3. Under-triage<sup>[6]</sup>を回避するためには、over-triage<sup>[7]</sup>を容認した明確な搬送基準を確立し、これを普及する必要がある。
4. 外傷医療の超緊急性（Golden hour）を鑑み、速やかな搬送手段（航空搬送）の確保が望まれる。
5. 適切な医療を受けられずに不幸な転帰をとることを避けるために、適切な医療を施せる施設を認定し、搬送基準に従ってその施設に患者を搬送する必要がある。外傷医療施設の認定には、以下の条件を満

たす必要がある。

外傷患者登録制度 (Trauma registry) は必須である

外傷診療に習熟した医師 (学会が認定する) の存在

直ちに診断・確定治療が施される院内体制 (ソフトおよびハード面ともに)

体系的な外傷教育プログラムを持つ

6. 外傷医療施設における質の確保は重要な問題であり、内部および外部からの評価とその結果を改善に結び付ける体制構築が望まれる。
7. 外傷患者登録制度は、施設の医療の質の確保や地域の外傷医療システムの検証のためには不可欠のものである。統一されたフォーマットを用い、正確で欠落のないデータ入力が行われるための体制作りが今後の課題である。
8. 診療レベルの維持・外傷専門医のトレーニング・外傷臨床研究のためには、外傷医療施設あたりの症例数を確保する必要がある。
9. 外傷を扱う可能性のある全ての医師に対する外傷診療の標準化した教育が行われなければならない。これには以下のレベルに応じた体系化が求められる。
  - ・卒前
  - ・研修医
  - ・専門医
10. 外傷医療に対する社会的関心を高めるためには、積極的な情報提供、外傷医療の重要性の広報活動、社会的啓発活動などが必要である。(辺見ほか 2001: 322)

## 1.2.2 提言の実行

上記の提言1にあたる、外傷医療が〈システム医療〉であることを再認識するという考えに基づき、これらの提言は学会主導により徐々に実現されてきた。

具体的には、提言2の病院前医療の標準化や提言9の医師に対する外傷診療の標準化を目指し、学会により「救急隊員・医師・看護師に対する標準化した外傷診療の指針 (JPTEC・JATEC<sup>[8]</sup>・JNTEC・JETEC) が作られ、全国的な普及が進められている」ほか、外傷専門医<sup>[9]</sup>の制度も誕生した (森村ほか2017)。また提言の3にあたる「オーバートリアージを容認した搬送基準」が導入され、提言の4で望まれた速やかな搬送手段であるドクターヘリは、2001年から運用を開始し、2022年現在全国47都道府県に56機が配備されるに至った (認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク 2022; 森村ほか 2017)。2004年には、外傷患者登録制度の導入を求めた提言7の通り、データを通じた外傷診療の質向上を目指し、日本外傷データバンク (以下: JTDB) を学会が立ち上げた (森村ほか 2017)。

このようにわが国では、外傷診療体制の質向上に向け、多種多様な取り組みが学会を中心として実行されてきた。

## 1.3 学会による提言後の外傷治療の現状と課題

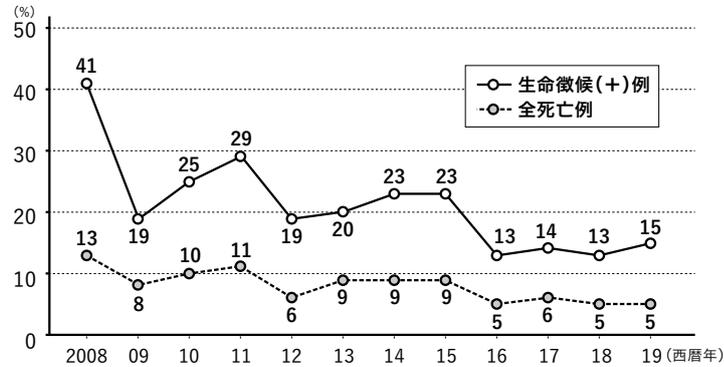
### 1.3.1 外傷治療成績の向上

実際にこれらの取り組みは、効果を出していることが報告されている。例えばJATECが普及し、軽度の外傷患者の死亡率は低下していることが分かっている (Hondo et al. 2013)。また近年におけるPTDの発生率の低下を示す報告も存在する。遠藤ら (2016) はJTDBの解析により、2010年から2014年におけるPTDが、2004年から2009年に比べ有意に減少していることを明らかにした。

千葉県では交通事故調査委員会が、平成30年および令和元年の県内全交通死亡事故事例中peer review

「<sup>[10]</sup>によってPTDまたはPTDの可能性がある<sup>[11]</sup>とされた割合が、救急隊現場到着時に生命徴候を有した事例の15%であり、「平成20年からの調査開始以降、……PTDまたはPTDの可能性ありと判定された症例の発生率は着実に低下してきている」と報告している（千葉県交通事故調査委員会 2022: 4）。

図3 千葉県内のPTDまたはPTD疑い事例の年次推移



〔出典：千葉県交通事故調査委員会（2022）〕

一部の医療機関では自院の診療体制について検証を行い、その結果についての公表も行っている。それによると、外傷診療体制において非常に良好な成績を残している医療機関があることが分かっている。外傷診療に注力している日本医科大学千葉北総病院では、益子ら（2018）が自院の、JTDB登録症例のうちPTDの可能性のある<sup>[12]</sup>割合が2.9%であったことを報告しており、JTDBへの登録症例から算出される全国の6.0%と比べ良好な成績を残している。また八戸市立市民病院では吉村ら（2016）が、自院のPDRがpeer reviewにより3.4%であったことを明らかにしている。

日本外傷学会による2001年の提言以後、現在に至るまで様々な施策が行われてきた結果、外傷診療の質は着実に向上してきている。

### 1.3.2 外傷治療診療体制の課題

一方でJTDBの解析からは、2019年のPDRが22.6%<sup>[13]</sup>であったことが報告されており、依然わが国では無視できないPTDがあることが明らかとなっている（岡ほか 2022）。また千葉県交通事故調査委員会の報告書（2022）によると、たとえ救命救急センターであったとしても、施設によりPDRが2%から32%と、依然外傷診療の大きな施設間格差が存在することが報告されている。さらにJTDBの解析により、REBOA<sup>[14]</sup>を使用し大動脈遮断を行った重篤な状態の患者ですら、手術開始までの時間の中央値が97分と大幅にかかっていることも分かっている（Inoue et al. 2016）。このように、必ずしも全ての救命救急センターが重症外傷に適切に対応することができない現状が示されている。

そのためJATECが普及したにもかかわらず、重症患者や外科的処置を必要とする患者の死亡率は有意に悪化しており、外傷の根本治療の体制を強化する必要性が明らかとなっている（Hondo et al. 2013）。

## 1.4 質の高い外傷医療施設の必要性

迅速に、かつ適切な外傷の根本治療が行われる体制を整備するためには、質の高い外傷医療機関が必要である。しかしながら後述する一部自治体を除き、上述の日本外傷学会により出された提言の5、6、8に該当する「外傷医療施設あたりの症例数確保に基づく質の高い外傷医療施設の設置は未だ実現していない」

(日本外傷学会 2021: 2)。このことは、提言の1や10にあたる社会における外傷医療に対する認識が、未だ十分でないことも示している。外傷医療に対する社会的関心の重要性について、島根大学病院の渡部医師は次のように説く。

車にはねられようがけがをする人を診てくれるのが救命センターだと思って、救命センターのお医者さんは外傷の専門家だとみんな思って運ばれて行って治療受けてんだけど、その専門家がほとんどいないですよ日本には、っていう実情をもうちょっと国民が知らないから問題なので、これをもうちょっと広めていかないと正しい議論になっていかない。(渡部氏)

PTD、防ぎ得た外傷死の原因としては、手術やIVR<sup>[5]</sup>の施行の遅れ、また手術不履行や過大侵襲手術、さらには輸血の遅れや救急隊による病院選定の誤りなど多数の原因がある(本村ほか 2012)。救急隊の病院選定は重要であり、アンダートリアージを回避するためには、学会による提言の3で述べられている通りオーバートリージを容認する必要がある。しかし上述の通り、PTDの削減のためには、適切な外傷医療施設を整備することが必要不可欠であり、それなしに救急隊によるオーバートリージは意味をなさないことを大友らは指摘する。

Over Triageを許容してまで、重症外傷が疑われる患者を高次救急医療施設へ直接搬送するという考え方は、「高次救急医療施設へ搬送すれば適切な外傷診療が施される」という大前提が担保されて初めて正当化されるものである。(大友ほか 2002: 319)

そのため、「専門医不在を理由に他の救命救急センターへ転送となる」、「診療体制の不備から、適切な検査や手術が直ちに行えない」、「適切な診断、治療を行える医師が常駐していない」などの理由により、「適切な時間内(Golden hour)に適切な医療を施すことができない」ことには、いくら他の施策を講じたとしても重症外傷の救命は困難となる(大友ほか 2002: 319)。

## 1.5 救命救急センターの現状と施設間格差

現状大部分の地域で、重症外傷は直近の救命救急センターへ搬送される。それゆえ、全ての救命救急センターは、重症外傷を適切に診療する体制を求められる。ただ、他疾患に比べ圧倒的にリソースが必要となる重症外傷に対し、全ての救命救急センターが対応することは、現実的に不可能であることを本村らは指摘する。

全ての救命救急センターで外傷傷病者への輸血投与、循環管理、止血術を24時間365日迅速に施行できる体制を確保できることが理想的であるが、そのためには、潤沢な輸血、緊急対応可能な麻酔科医師、救急科医師、胸部外科医師、腹部外科医師、放射線科医師、小児科医師などの医師、看護師や放射線技師などのコメディカルを含むチームが常に迅速に対応できる待機体制が必要不可欠である。わが国の現状でこの体制を全救命救急センターに求めることは、到底不可能である。(本村ほか 2012: 388)

八戸市立市民病院の今明秀院長は、そもそも救命救急センターが大量の交通外傷を診療する施設として発足したことを説明し、その外傷患者が減少した現在、救命救急センターは実質的に「老人内科センター」と

なっていると形容する。そのためB病院のA救命救急センター長は、重症外傷の診療体制を「救命救急センターっていう枠組みで規定するのが難しくなった」ことにより、救命救急センター間で診療の質の差がでることを説明する。

(外傷以外の他疾患に関して) 大きな差は、そもそも救命センターではそんなにはないですけど、外傷に関してはやっぱり経験とかあと件数とか、あとどういう外科医がいるかによって差がある。正直差がある。(A氏)

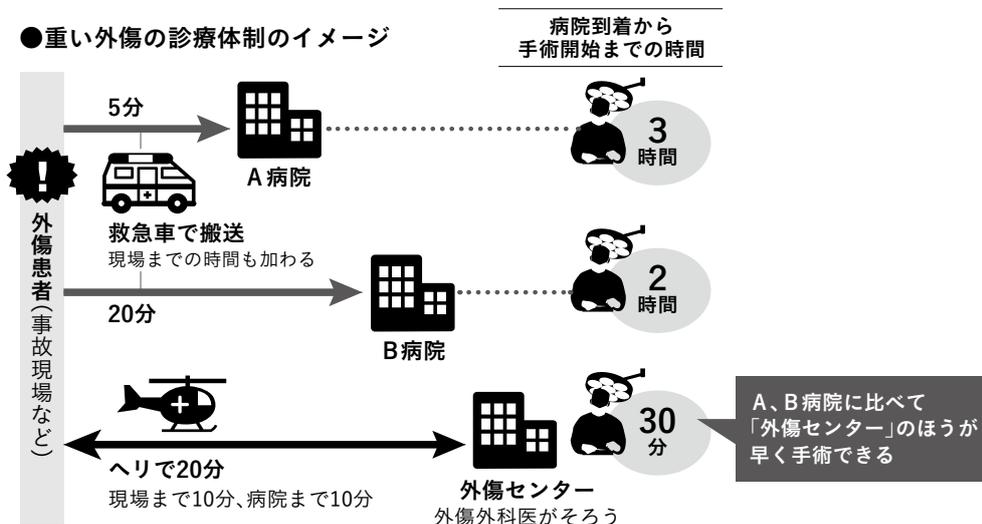
この現状は、上述の千葉県における調査において、救命救急センター間でPDRが32%から2%と大きな施設間格差があったことに表れている。

## 1.6 外傷センターへの患者集約

### 1.6.1 外傷センターの必要性

現状、全ての救命救急センターが重症外傷に対し適切に対応することができていない。そのために登場する概念が〈外傷センター〉である。外傷症例を直近医療機関への搬送ではなく、トラウマバイパス [16] により集約することで質の高い外傷診療体制を有する医療施設は、総じて外傷センターと呼称される (日本外傷学会 2021)。

図4 ト라우マバイパスの概念図



【出典：朝日新聞(2022)】[17]

島根大学病院の渡部医師は外傷診療体制について、日本と米国において「決定的に違うのは、外傷センターがあるか、ないか」と語る。その上で渡部氏は、「外傷センターがコアになってトラウマシステム(外傷診療体制)って作る」ことを解説し、日本においては外傷センターの不在により外傷システムが構築できないことを説明する。

アメリカと決定的違うのは何だって考えると、外傷システムが日本にはないんですよ。……初期診療は救急医がやります、けど病院外(例えばドクターヘリやドクターカーなどで)は診ませんよとか。

初期診療はします、けど手術はしませんよとか。初期診療はするけど集中治療はしませんよ、なんてことをやっていると助けれんです。ここ全部繋がってるんです。(渡部氏)

さらに渡部氏は、外傷システムを構築する上で主導的な立場を取る施設としての外傷センターが必要であると強調する。

トラウマシステムの中に病院間連携っていうのを組み込んでってね、より短時間で根本的治療までの時間をいかに短縮するかっていう仕組みを各地域で考えていかなあかんわけだけど、その考えていくのも外傷センターが核となってやらなきゃいけないんですよ。救命センターでやると、ここも救命センター、ここも救命センターになると、え？どこが主導するのみたいな話になってくる。(渡部氏)

1施設当たりの重症外傷の症例数とPTDの発生率の間には、負の相関関係があることを島崎ら(2006)や千葉県交通事故調査委員会(2022)が明らかにしている。また、1施設当たりの重症外傷症例の増加が治療開始までの時間短縮に寄与することを、青木ら(2019)が明らかにしている。このように、外傷症例の集約化は外傷診療の質を向上させることが分かっている。埼玉医科大学総合医療センターの澤野誠高度救命救急センター長はこのことを、「量は質を変えていく」と表現する。

図5 重症外傷患者数(ISS $\geq$ 15)と修正予測外

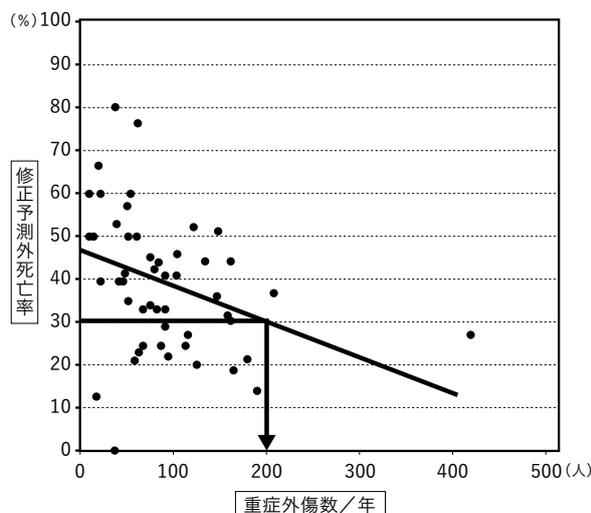
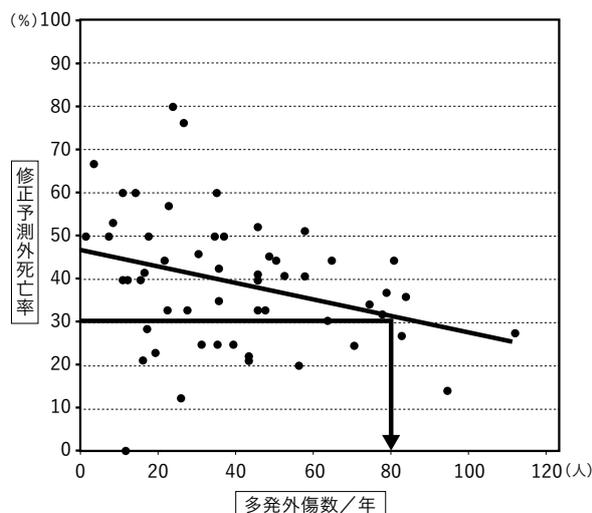


図6 多発外傷患者数と修正予測外死亡率の関係



「出典：救命救急センターにおける避け得た外傷死の実態とその要因調査のための研究(2006)」

さらに重症外傷症例の増加は、救命率の改善のみならず入院総医療費の低下にも寄与することが報告されており、外傷症例の集約化は財政的にも効果があることが明らかとなっている(遠藤ほか 2018)。また交通事故の減少や医療技術の進歩により、外傷外科医育成に不可欠な手術症例数の確保が難しくなっている中、重症外傷症例の集約化は将来の外傷外科医<sup>[18]</sup>を育成するための解決策にもなり得る(Takeuchi et al, 2022)。

### 1.6.2 外傷センターの不在

このような状況認識により、2010年日本外傷学会は「外傷センターを整備することは、外傷診療の質の向上につながるが、海外においてすでに科学的に証明されている。したがって、わが国においても、外

傷診療体制整備の一環として、外傷センターを指定し、医療資源と重症外傷例の集約化を図る必要がある」との声明を出し、外傷センターの整備とその要件について提言を行った（日本外傷学会 2010: 445-446）。ところが、この提言後10年以上たつ現在においても、わが国に法的な外傷センターは存在しない。自治体レベルにおいても、行政主導により外傷センターが創設されたのは、後述するごく一部の自治体にとどまる。千葉県交通事故調査委員会では、千葉県内において外傷診療の施設間格差が存在するということを根拠とし、「治療成績の良好な県内3か所程度の救命救急センターに症例を集約する施策を実施すべき」と、いわゆる外傷センター構想を提言しているが、現状実現していない（千葉県交通事故調査委員会 2022: 18）。

ではなぜ、外傷センターが国内でできないのであろうか。事実、現在に至るまで外傷センターの在り方は議論されてきた（日本外傷学会 2021）。益子らは、「外傷センターの『あるべき論』はこれまでも複数の学会で語り尽くされてきたと言っても過言ではない」とまで述べている（益子一樹ほか 2018: 34）。さらに益子らは、現在の外傷センターの議論に苦言を呈し、次のような提言を行っている。

外傷センター設置の議論が収束しない原因の一つは、すべての国民に均等なアクセスを保証しようとするにある。均一な配置を求めれば、特に地方において設置基準を低くせざるを得ないのは明白である。アクセスの問題はドクターヘリの配置、運用などによって解決すべきである（益子一樹ほか 2018: 37）

この提言に限らず、これまで外傷センターの創設について様々な具体的な提言がなされてきた。しかしながら、現実には外傷センターの議論はまとまっていなかった。

## 1.7 包括的外傷診療体制の整備における行政の役割

このような状況を変えるべく、2021年日本外傷学会は「“外傷センター”の設置を根幹とした外傷システムの構築に向けた取り組みは本邦の大きな課題の一つ」とし、地域における包括的外傷診療体制（Inclusive Trauma Care System：ITCS）の在り方を以下の通り提言した（日本外傷学会 2021: 3）。

地域における包括的外傷診療体制は、市民が受傷した際にその重症度にかかわらず、「確実な救命、機能予後の最善化、整容の後遺障害の最小化」を地域において図る仕組みである。またその体制は地域の医療計画に組み込み、学術団体が連携して策定するものである。（日本外傷学会 2021: 4）

提言では、地域における包括的外傷診療体制（以下：ITCS）の構築に向け、この体制を医療計画へ組み込むことを始め、行政が果たす役割が大きいことが述べられている。

具体的には行政の役割として、「センター施設の指定、ならびに既存の外傷診療施設を中心に構成される『包括的外傷診療体制構築検討会議』の設置、事業支援、継続的な質の向上を図るための検証・改善体制の構築」を挙げている。もっとも、ITCSの構築には、「外傷死亡例の地域疫学調査によってPTDの症例数、PDR等を明らかにし、ITCSの課題抽出や継続的な評価を目的にしたデータベースの構築が重要である」とことを指摘し、「精度が高く継続性に富んだ疫学調査に基づくデータベースの構築には行政やメディカルコントロール協議会<sup>[9]</sup>の主体的な関与が不可欠である」とも強調している（日本外傷学会 2021: 5）。このようにITCS構築のため、行政が果たす役割が小さくないことが分かる。

消防法第35条の5では、「都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者……の搬送……及び医療

機関による当該傷病者の受入れ……の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準……（以下：実施基準）を定めなければならない」と定められている。その中でメディカルコントロール協議会とは、消防法第35条の8において、「都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会……を組織するものとする」との規定に基づき、都道府県が実施基準を策定するために組織される（e-Gov法令検索 2023）。提言ではITCSの構築のため、「救急搬送に係るメディカルコントロール体制の関与は不可欠である。特に外傷蘇生センターおよび外傷再建センター<sup>[20]</sup>搬送適応症例の観察・判断・搬送先基準の策定、基準に拠るプロトコルの研修と救急活動に係る検証を、地域メディカルコントロール協議会単独あるいは複数が連携して行う必要がある」とし、都道府県が組織するメディカルコントロール協議会の重要性も謳われている。

以上の通り提言では、ITCS構築のための行政の役割として、外傷診療の現状を把握するための疫学調査、外傷センターの指定並びに外傷センターへの搬送基準の策定、さらには外傷診療の質向上のための継続的な支援などを挙げ、行政が外傷診療体制へ主体的に関与することの重要性が示された。

次章以降では、行政が主体的に関与することで外傷センターを立ち上げた横浜市の事例の検討に始まり、様々な医療関係者や医療行政の担当者への調査を通し、具体的にどのように行政がITCS構築に関わるべきかを検討していく。

## 2. 横浜市重症外傷センター

横浜市が重症外傷センターを設置する以前においても、全国的には外傷センター機能を有する、あるいは標榜している医療機関が一定数存在した。しかしながら、いずれのケースも病院側の意思によるものであり、横浜市重症外傷センターは、わが国で自治体が設置した初めての外傷センターである（森村ほか 2017）。

そこで本章では、この横浜市重症外傷センターについて行政の役割を中心に考察し、本論文のテーマである重症外傷診療における行政の役割を考察するための一助とする。横浜市重症外傷センターを考察する上で、既存の資料の他、実際の現場の声を聴くべくインタビュー調査、並びに文書による取材を行った。取材は重症外傷センター設置 2 病院である、市内唯一の高度救命救急センターを有する横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下：市大センター病院）と、旧済生会神奈川県病院において長年交通救急センターとして外傷診療を担ってきた済生会横浜市東部病院（以下：東部病院）のそれぞれの医師、岩下真之高度救命救急センター担当部長と松本松圭横浜市重症外傷センター長に実施した（済生会横浜市東部病院 2022）。さらに、重症外傷センターの設置を主導した横浜市の医療行政の担当者、また重症外傷センターへの搬送を担う救急隊員へ取材を行った。

### 2.1 横浜市重症外傷センターの成り立ち

#### 2.1.1 横浜市の外傷診療体制の課題

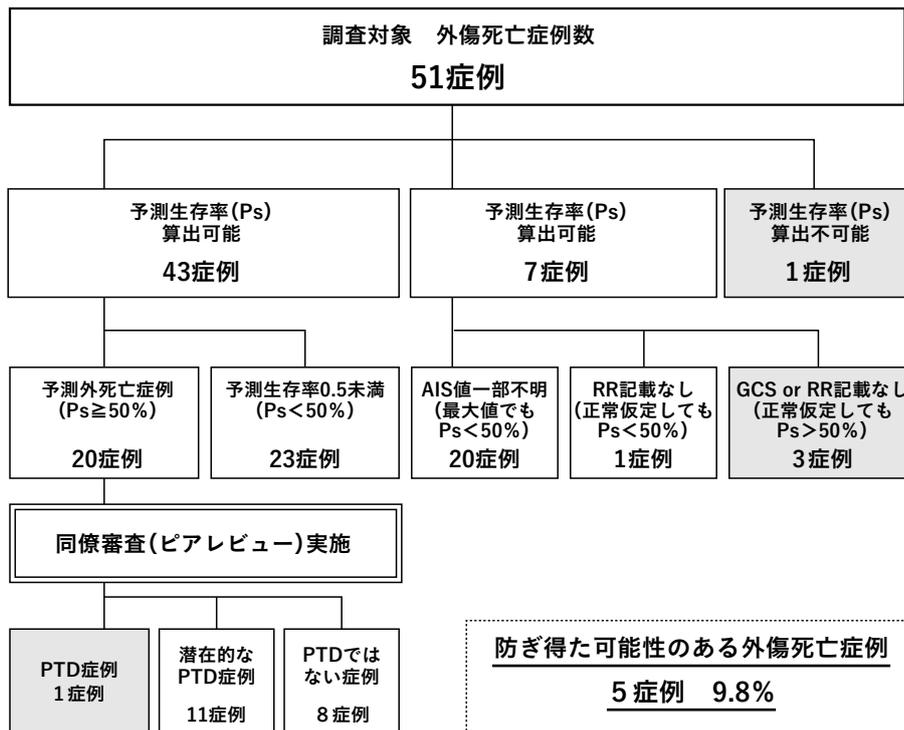
横浜市では、「将来に向けて、市民が安心して救急医療を受けられる体制の確立を目指し、現行の救急医療体制を踏まえて緊急に改善すべき救急医療の課題、抜本的に改革すべき中期的な課題を明確にし、改善・改革の具体策をとりまとめ、横浜市の救急医療行政に反映することを目的に、『横浜市救急医療検討委員会』を設置」し、横浜市救急医療検討委員会（以下：検討委員会）は現在に至るまで、8回の提言を行っている（横浜市 2021）。

この検討委員会による第4次の提言に関し、2011年横浜市では2次救急医療体制の検証作業を進める中、複数の病院から「横浜市は外傷診療の体制が弱い」点が指摘された（横浜市救急医療検討委員会 2011: 5-6）。また検討委員会では、ある委員から「市内の救命救急センターの中でも外傷診療を不得意としている病院がある」との指摘があった（横浜市救急医療検討委員会 2013）。実際、東部病院の松本松圭医師によれば、直近の救命救急センターに重症外傷が搬送され、当該施設では手術ができないため、東部病院へ転院搬送されてくるのが「多々あった」という。市大センター病院の岩下医師は、全ての救命救急センターが質の高い外傷診療体制を常時有することの困難性と、救命救急センターの現状を次のように説明する。

24時間いつでも（外傷診療が）できるというのは、例えば麻酔科医がいなくちゃいけないとか、手術室がいつでも使えるとか、あとは輸血部がすぐ血を持ってきてくれるとか、外科医もさ、脳外はいるし、整形はいるし、お腹の外科もいるし、これを全ての病院で全然準備することはできなくて。……救命センターっていても、やっぱりね、2人で当直してたりする。人数が決まっていななんだよね。中にはスタッフ1人で研修医だけでっていう救命センターもあるし、っていうか大部分がそうかもしれない。……中にはね、頑張っって受け入れてくれる先生もいるんだけど、やっぱりね、転院になっちゃう。（岩下氏）

しかしながら、横浜市は東京都及び政令指定都市の中で、外傷を含めた不慮の事故死の状況が芳しくないというデータ<sup>[21]</sup>以外、横浜市の外傷の実態に関するデータは存在しなかった。そのため横浜市は、「外傷診療の実態を把握し、今後の救急医療体制の検討に役立てることを目的」とし、外傷診療体制の状況調査を行った（横浜市救急医療検討委員会 2013: 26）。その結果、2009年から2010年における横浜市の交通事故死亡のPDRが9.8%、PTDの可能性ありと判定された割合が31.4%<sup>[22]</sup>であったことが確認された（横浜市救急医療検討委員会 2013）。

図1 調査結果のまとめ



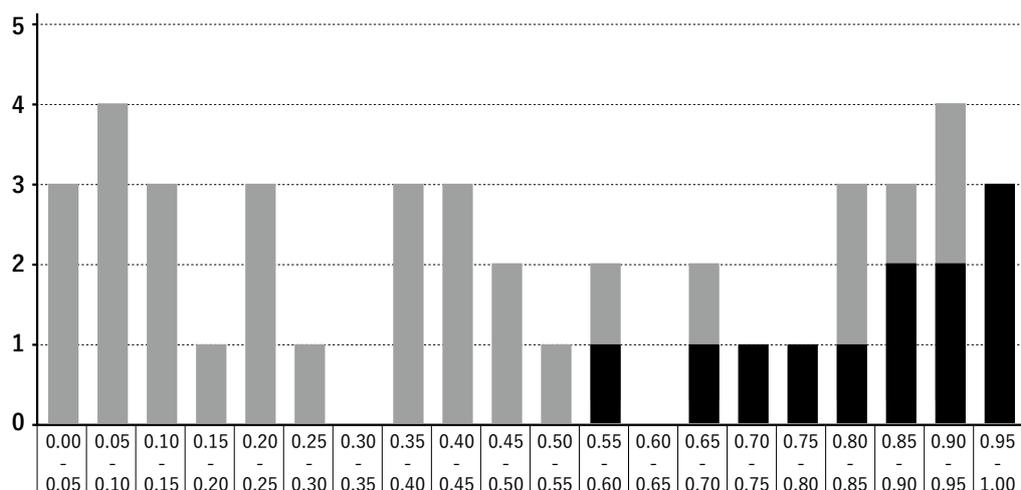
「出典：横浜市救急医療検討委員会(2013)」

岩下氏によると、実際のPTDには次のような症例があった。

普段外傷をあんまり受けない、で、その病院に入って、集中治療室に入って、例えばねお腹の中の出血で、お腹がパンパンに膨れ上がっちゃったのね。そんな時に気管挿管して、人工呼吸して、点滴してね、痛み止め使ってっていうのはやってるんだけど、お腹の手術をしないといけなかったんだよね。お腹を開けて。だけでも外傷をあまり見慣れてないので、お腹を保存的（開腹せずに）にみちゃって亡くなっちゃったっていう、なんていう症例が入っている。（岩下氏）

調査によると、PTDやPTDの可能性ありと判定された症例が8割を超える予測生存率においても存在した（森村ほか 2017）。また医療機関により、修正予想外死亡症例の割合が0%から100%と、大きな施設間格差があることも明らかとなった（横浜市外傷診療状況調査報告（案）2012 :5）。

図2 外傷死亡症例の予測生存率 (Ps)の分布 (黒いカラムはPTDやPTDの可能性ありと判定された症例)



【出典：わが国初の自治体設置型外傷センターの成り立ち：横浜市重症外傷センターの開設経緯と現況 (2017)】

### 2.1.2 重症外傷センター設立の提言

横浜市による、重症外傷を受け入れる救命救急センター等へのヒアリング調査では、ヒアリングを行った全ての医療機関が、「重症外傷症例の集約化について肯定的であり、約9割の医療機関が外傷センターの設置が有効」であると回答をした（横浜市救急医療検討委員会 2013: 10）。

こうした検討を経て、検討委員会は救急医療体制に関する第5次提言において、「高度な外傷診療水準を維持確保するためには、外傷に対応できる外科系医師と重症外傷症例の集約化が重要な課題である」とし、「将来に向けて外科系医師を適正数確保し、高度な医療提供体制を安定的に確保するため、市内の外傷診療拠点として重症外傷症例の救急搬送や外傷対応医師を集約させた『横浜市外傷センター（仮称）』を速やかに整備すべきである」と提言を行った（横浜市救急医療検討委員会 2013: 2-3）。提言では、外傷センターの創設により期待できる効果として、重症外傷患者を集約化させることにより外傷診療の水準が向上すること、またその高度な外傷診療水準が評判を呼び、外傷系の医師が集まることにより医師の労務環境の改善が図られ、安定的な医師確保に結びつくこととされている（横浜市救急医療検討委員会 2013: 4）。提言においては、外傷センターの設立により、重症外傷患者の集約化による診療水準の向上と安定的な医師確保というメリットが示された。

外傷センターの在り方について提言では、「重症外傷の治療に必要な医療スタッフは複数の診療科にまたがり相当の人数になるため、これらの医療スタッフを単独に配置することは病院経営上も好ましくない」との見解が述べられている。そのため、院内にAcute Care Surgeonが常駐していれば、「救命救急センターイコール外傷センターでも十分対応できる」とし、「特に日常的に重症外傷診療を実施してきた救命救急センターに横浜市外傷センター機能を併設し、既存の診療体制等を有効活用することが最も現実的である」とされた（横浜市救急医療検討委員会 2013: 5, 9）。外傷センターの在り方については、病院経営の観点からも、既存の救命救急センターを機能再編するという考え方がとられた。

外傷センターの整備数に関しては、諸外国の状況を参考に以下の通り提言している。「米国では、外傷センターがレベルⅠ～Ⅲに分類されており、最も高度なレベルⅠ施設は、人口200万人に1か所程度設置されている。また、ドイツには、レベルⅠの外傷センターが人口100万人に1か所程度設置されている。横浜市は、人口約370万人であり、ドイツ、米国を参考にすれば、2～4か所程度の整備が望ましい」（横浜市救急医療検討委員会 2013: 5）。横浜市内には当時8つの救命救急センターが存在していたが、提言では

重症外傷を受け入れる外傷センターを数か所に絞ることを求めた（厚生労働省 2022c）。

横浜市が行った先のヒアリングでは、「重症外傷患者は一度受け入れると、処置後動かさず、転院搬送できなくなる可能性が大きいので、外傷医師や機能を集約化した外傷センターに直接搬送することが望ましい」という意見もあり、提言では「重症外傷患者の救急搬送は、横浜市外傷センターへの直接搬送『トラウマバイパス』を基本」とする旨が述べられている（横浜市救急医療検討委員会 2013: 3, 10）。

## 2.2 重症外傷センターの運用開始

### 2.2.1 重症外傷センターの運用開始

この第5次提言を受けて、横浜市メディカルコントロール協議会（以下：横浜MC）では既存の外傷プロトコル<sup>[23]</sup>の改訂を行い、外傷センターへの搬送適応症例を「体幹損傷または頸部損傷または両側大腿骨骨折による出血性ショックを疑う症例」<sup>[24]</sup>とし、救急隊員へのプロトコル周知と研修を行った（森村ほか 2017: 81）。横浜市は外傷センターを創設する上で、より早期に根本的治療を行うため、このようにトラウマバイパスをシステム化した。岩下氏は、「僕らがいくら待ってても、運んでこなければ集約化にならない」ため、トラウマバイパスを規定したプロトコルを策定できたことは意義が大きいと語っている。

横浜市健康福祉局医療政策室では、外傷センターの施設要件の策定を行い、これを満たした横浜市立大学市民総合医療センターと済生会横浜市東部病院の2か所を指定し、外傷センター設置病院としての協力を依頼し了承を得た（森村ほか 2017）。外傷センターにこの2か所の救命救急センターが選ばれた理由を、市大センター病院の岩下医師は以下のように説明している。

横浜市大は……歴史がもう30年もあって、もともとね人数が多い。……済生会東部っていうのは……あそこはね、消化器外科上りの救急医なの。……外傷外科医が育たないのは、やっぱり外傷の人って少ないんだよ、（病院に）来ていきなりお腹の手術をする人。だから、普段はAcute Care Surgeonをやって一緒に育つのがいい。だから済生会東部の先生は普段はね、外科の手術をしてんの。……だから年がら年中手術を、平時の腫瘍の手術もしてるし、……そういうところに外傷の人がポーンと来る。だから……毎日誰か（外傷手術ができる医師）がいる。それでそこは自然に選ばれた。（岩下氏）

横浜市は重症外傷センター設立に際し、この指定2病院に対し施設設備に対する財政面での支援を行っている。横浜市医療局医療政策部医療政策課救急・災害医療担当によると、横浜市は以下の設備整備を図った。

外傷センターにおける必要な機能として、「救急搬送され最初に診療を行う初療室で、緊急手術ができ、極めて近い隣接地でCT検査等ができることが望ましい」との参考意見（学会等）をもとに、既存の医療設備を整備・強化をすることで重症外傷センターとしての機能を持たせるために、①当時、初療室に手術設備のなかった済生会横浜市東部病院には緊急手術を行うための医療機器の整備、②当時、初療室隣接地にCT装置がなかった市大センター病院には初療室内に外傷対応型のCT装置の整備を支援しました。（横浜市医療局医療政策部医療政策課救急・災害医療担当〈文章回答〉）

岩下氏は、この行政による施設設備に対する支援が、意義の大きいものであったことを述べている。外傷センターの運用開始に先立ち、運用体制についての見直しも行われた。例えば指定病院の1つである市大センター病院では、重症外傷症例の受け入れが決定すると、救命リーダーが館内放送によりスタッフを初

療室に集め、それと同時に関係各所に連絡をすることで、手術室では緊急手術に即応できる場所と人員の確保、放射線部では重症外傷症例以外の撮影制限などを行う体制とした。さらに初療室には、重症外傷症例専用の輸血も常備した（加藤ほか 2018）。

以上のように、横浜市では様々な取り組みを行い、2015年4月から横浜市立大学市民総合医療センターと済生会横浜市東部病院の2病院で、重症外傷センターの本格運用が開始された。

図3 済生会横浜市東部病院のハイブリッドER<sup>[25]</sup>（救急車の搬送入り口から数メートルの場所に設置されている）



撮影：筆者（2022年9月8日）

## 2.2.2 重症外傷センター設立へ行政が果たす役割

重症外傷センター設立には、一般に行政のタテ割りで調整が困難と言われる、医療をつかさどる医療行政部門と救急搬送をつかさどる消防行政部門の連携・協力体制が必要不可欠である。横浜市でこのような問題が起こらなかった理由を、岩下氏は次のように説明する。

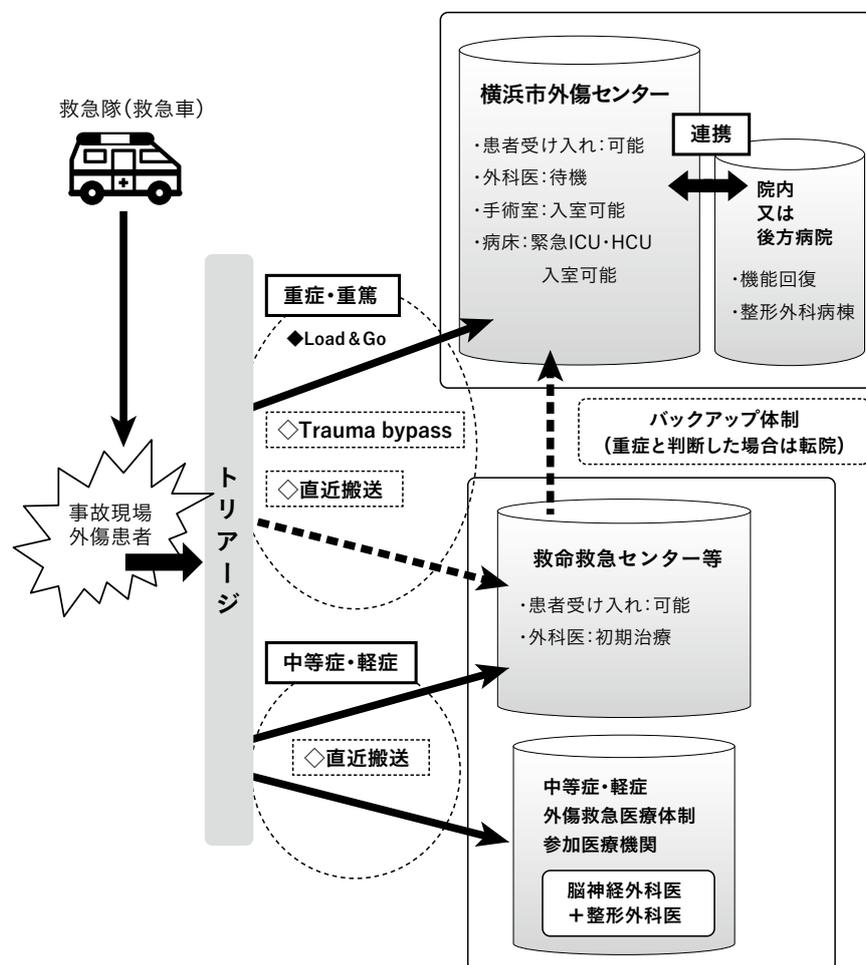
横浜消防の中の人たちが、横浜市の医療局にね、出向してるの。横浜市の医療局とって、役所の人でしょ。役所の全く医療とか救急とか消防に無縁な人ではなくって、横浜消防の消防士さんであったり、救急救命士さんがそこに入ってるから、お互い仲間なんだよ。……横浜消防も、やはり古くから横浜市大が30年前から救急やって、メディカルコントロール協議会の会長なんかもね、ずっとね横浜市大の先生なの。だからタッグを組めてる。だから非常にやりやすいし、もう皆なんか、基本的に仲良し。（岩下氏）

以前から局を超えた専門職間の人事異動が行われていたことが、行政内での連携・協力体制を可能とした背景にあった。

横浜市は重症外傷センターを設立するにあたり、外傷診療の実態把握のための疫学調査に始まり、プロトコルの改訂やその研修の実施、さらには医療機関の設備整備へ予算措置を講じている。筆者はこれらが、第

1章で詳述しているITCS構築のため行政に求められる役割と捉えており、質の高い重症外傷診療体制の構築のためには、横浜市の事例からも行政が関与することの意義が大きいことを、関係者のインタビューで立証した。こうしたことから、他地域への展開にも、以上のような取り組みが求められる。

図4 横浜市外傷診療体制のイメージ図



「出典：横浜市救急医療検討委員会 2013」

### 2.3 重症外傷センターに対する救急隊員の実感

重症外傷センターへ患者を搬送するのは行政の一部門である横浜市消防局の救急隊であり、重症外傷センターを効果的に機能させるためには、救急隊が傷病者を適切に観察・処置をし、適切な医療機関へ搬送する必要がある。そこで重症外傷センターを機能させるための一翼を担う横浜市消防局救急課の救急隊員より、重症外傷センターに関する感想や実感を伺った。

まず横浜市が重症外傷センターを設立すると知った時の感想を伺うと、救急隊員は以下のような感想を持ったという。

1分1秒を争う状況の中で、傷病者を観察・評価の上、活動を判断し、適切な病院選定を行う必要があるので、活動に関しては（シミュレーション訓練等）習熟が必要だと感じた。

外傷センター適応事案であれば、救急救命処置やSMRを行いながら、関係機関や傷病者家族との調整

などを行わなければならないので、各隊員とも意思統一を図らなければならない。

救命のために理論上必要なことであっても、(なぜわざわざ遠くの病院に運ぶのかなど)感情面で納得ができるかは別の問題なので、傷病者家族に対しても丁寧な説明が必要だと感じた。

重症外傷の傷病者に対するトラウマバイパスが確立されることにより、受入確認や搬送がスムーズになると感じた。

2つの医療機関に設立されたため、市内の広範囲をカバーすることが出来るとともに、24時間365日、外傷傷病者の搬送先が確保されていることにより現場滞在時間の短縮に繋がると感じた。(横浜市消防局救急課〈文章回答〉)

重症外傷センターへの搬送にあたり、救急隊員は現場活動の習熟や傷病者家族への丁寧な説明の必要性を感じていた。加えて、搬送先の確保や搬送のスムーズさといった、重症外傷センターに対する期待感があったことが伺える。

では実際に重症外傷センターが稼働し、救急隊員はどのような実感をもったのだろうか。重症外傷センターが稼働してからの実感を伺うと、以下の回答を得ることができた。

重症外傷センター適応症例の勉強会等に参加する機会が増え、外傷症例に対する処置、観察方法の理解が深まった。

医療機関の勉強会等でもフィードバック等を受けるなどにより、救命の一助になっていると感じる。

勉強会等が定期的開催されることで外傷診療に対する知識を学ぶ機会も増え、救急隊にどのようなことが求められているかを知ることができ、救急活動に活かすことができた。

救急車の要請場所から直近の救命救急センターまで1分、重症外傷センターまで15分といった状況もあり、迅速に高度な治療を受けられるということは理解していても、傷病者の生死がかかっている場面ではどちらの方が良かったのか苦しきを感じることもある。

搬送先に苦慮していた重症外傷傷病者の早期搬送を行えるようになった。

緊急性がある中で、すぐに受入れてもらえることは非常にありがたかった。

緊急の外科的治療が必要な傷病者を迅速に搬送し、治療に繋がられる仕組みだと感じた。

病院到着から検査、診断、治療まで流れるように進むので、運んでよかったと思う症例があった。(横浜市消防局救急課〈文章回答〉)

救急隊員の実感からは、重症外傷センターの設立後、救急隊の質向上につながっていること、設立以前に期待されていた搬送の迅速化が実現していること、一方でトラウマバイパスを行う際に葛藤があったことが読み取れる。救急隊員は、重症外傷の患者が治療を迅速化に受けられていることも実感しており、重症外傷センターは救急隊員からも評価を得ているといえることが明らかとなった。

## 2.4 重症外傷センターの実績

重症外傷センターの実績は、統計的にも示されている。竹内らによると、重症外傷センター設立後の2015年から2016年における横浜市内の交通事故死亡のPTD、またはPTDの可能性あり<sup>[26]</sup>と判定された割合は、それぞれ1.7%、11.9%であった。同様の調査方法により、重症外傷センター設立以前の2009年から2010年における交通事故死亡のPTD、またはPTDの可能性ありと判定された割合は前述の通り、それぞ

れ9.8%、31.4%であった。この結果により、重症外傷を集約化した重症外傷センターの有効性が日本で初めて示された (Takeuchi et al, 2022)。

さらに横浜市も、重症外傷センターの効果についてPTDの減少を確認しており、行政側も効果を実感していることが分かった (横浜市医療局医療政策部医療政策課救急・災害医療担当〈文章回答〉)。

## 2.5 重症外傷センター設立後の行政による関与

横浜MC検証委員会では、「外傷センター運用開始後から、外傷センターに搬送された全症例に対してプロトコルの遵守性や外傷センターへの搬送判断の適否について検証を行い、さらに外傷センター以外の医療機関に搬送された重症外傷症例に対しても事後検証を加え、その結果を3ヵ月ごとに横浜市MC協議会総会に報告してきた」(古谷ほか 2018: 29)。この検証結果を経て、横浜市では搬送プロトコルの改定を行っている。

横浜MCでは上記の調査結果を基に、横浜MCプロトコル委員会および調査委員会で議論した結果、重症外傷センターへ重症外傷の患者の集約化をさらに進めるべきという結論に至った。そこで市内全域の重症外傷を重症外傷センターに集約化するため、トラウマバイパスの適用をより強化すべく、2020年1月より従来の「救急隊員が現場に到着してから45分以内に主要な外傷センターへ搬送可能であること」という時間制限の基準を撤廃することを決定した (Takeuchi et al, 2022)。市大センター病院の岩下医師によると、救急隊が重症外傷センター適応症例と判断しなかった症例の中には、実際は重症であった「隠れた外傷症例」が多数存在することも分かった。そのため、新しいプロトコルでは、「高リスク受傷機転」と「ショック疑い」も重症外傷センターへ搬送することとした (岩下氏)。

実際、この時間制限を撤廃した新しい外傷プロトコルの運用開始以降、重症外傷センターへの搬送件数がほぼ倍増した。横浜市は今後も横浜MC協議会と連携し、外傷事例の調査を行っていく予定としている (Takeuchi et al, 2022)。

このように横浜市では、重症外傷センターを設立するのみでなく設立後も検証を行い、検証に基づくプロトコルの改訂など、ITCS構築のため行政に求められる役割を着実に実施している。外傷診療体制の継続的な質向上のため、この取り組みは必要不可欠である。横浜市ではPDCAサイクルを回すべく上記のような検証システムを整備しており、設立後もなお外傷診療体制の質向上へ行政が関与し続けることの重要性を示している。

### 3. 外傷センターの事例検討

第2章では、行政によるITCS構築への関与の成功例として、横浜市の重症外傷センターの事例を取り上げた。学会による提言の通り、横浜市のように行政が主体的に関わることで外傷センターを創設することは、様々な利点があり理想的である。しかしながら、横浜市ほど行政が主体的に関わっていないものの、外傷センターあるいは、外傷症例の集約化による実質的な外傷センターが存在している地域もある。

本章では、それらの地域について検討をすることで、外傷センターあるいは、実質的な外傷センターがなぜできたのか、またどのようにしてできたのか、さらにはどのような課題が存在するのかを検証する。そうすることで、重症外傷診療体制の質向上のため行政が果たす役割を、学会が提言する外傷センターの「指定」以外の観点からも考察する。本章では、実際の現場の方たちへのインタビュー調査による取材を基に考察を行っている。取材は医師、医療行政の担当者、国会議員に実施した。

#### 3.1 島根大学医学部附属病院高度外傷センター

##### 3.1.1 島根大学医学部附属病院高度外傷センターの位置付け

島根県は人口約70万人に4つの救命救急センターを有する（厚生労働省 2022c）。その救命救急センターの1つである島根大学医学部附属病院には、2016年4月高度外傷センターが設置された。高度外傷センターは、「島根県全域を対象として、交通事故をはじめとする不慮の事故により、重症、中等症以上で専門的な外傷治療が必要な患者に対して治療を行い」、「防ぐことができたと考えられる外傷死や、外傷後遺障害の減少につながることを目的として設置された（島根大学医学部Acute Care Surgery講座 2022）。

高度外傷センターの渡部広明センター長は、高度外傷センターができる以前の状態を「東京よりも島根県の方が人口対比で言うと、たくさん死亡してる」状況と説明し、「当時、外傷専門医が1人しか島根県にいなかった」とことを明かす。当時島根県には外傷システムが存在しなかったが、その理由には島根県の救急医療体制が背景にある（渡部氏）。

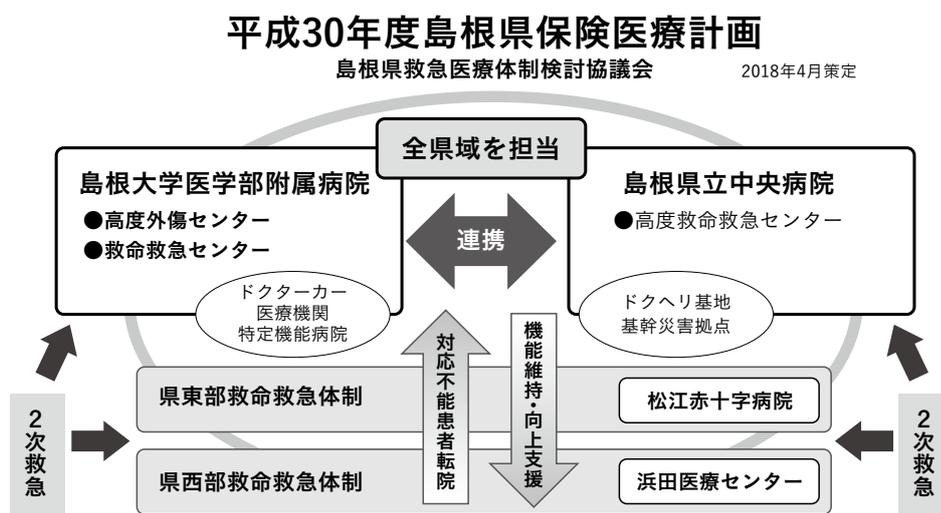
島根県でも4つ救命センターがあつて、このうち2つ（島根大学病院と島根県立中央病院）の救命センターは結構救急医いっぱいいます。残りの2つの救命センターには救急医はほんのわずかしかない。1人ないしは、2人。こんな状況で人口数十万の医療圏を診てるんですよ。（渡部氏）

このような状況において、2018年の島根県保健医療計画における救急医療体制の改定に向け、全県の主要急性期病院をメンバーとした島根県救急医療体制検討協議会が立ち上がった。本協議会では、限られた3次救急施設を有効に活用し、重症外傷を含めた3次救急を確実に受け止めるための体制を検討した。島根大学医学部附属病院における高度外傷センターの設置に伴い、島根大学病院を全県の重症外傷診療の中核を担う機関と位置づけ、高度救命救急センターを有する島根県立中央病院と島根大学病院で全県の3次救急を受け入れる体制を構築した。その他の2つの救命救急センターでは、2次医療圏における2次救急を中心に対応し、重症症例は出雲市の中核2施設である島根県立中央病院と島根大学病院へ搬送する体制とした。外傷患者搬送に関しては、高リスク受傷機転をはじめとした重症外傷は高度外傷センター、四肢単独外傷は県立中央病院へという役割分業を明確にすることで地域の外傷診療に対する分業体制も構築された（渡部 2019）。

渡部氏によると、高度外傷センターが設立される以前は、島根県立中央病院が「基幹病院」として、救急

医療体制の「全部頂点」に君臨していた。高度外傷センターが設立された現在、島根大学病院と県立病院のすみわけは、「外傷」と「非外傷」で行っている。県の保健医療計画に「高度外傷センター」が記載され、重症外傷患者の集約が促進されたことにより、島根大学病院は「事実上の外傷センター」となった（渡部氏）。島根大学病院の高度外傷センターは、横浜市が2病院を重症外傷センターとして「指定」した事例とは異なり、医療計画による「位置付け」となっているが、行政の関与もあり重症外傷の集約化に成功した事例である。

図1 県保健医療計画における救急医療体制の概念図



「出典：渡部氏ご提供資料（渡部氏作成）」

### 3.1.2 高度外傷センターへ全県からのトラウマバイパス

島根大学病院高度外傷センターへは、ドクターヘリやドクターカー、さらには防災ヘリコプターを用いて全県から重症外傷の患者が搬送される。高度外傷センターへは、救命救急センターのない医療圏のみならず、松江医療圏など救命救急センターが存在する地域からも、重症外傷の傷病者が搬送される（渡部氏）。

トラウマバイパス適応症例ならば、松江赤十字（救命救急センター）に搬送するのではなく、バイパスして当院へと直接搬送となります。また、同医療圏では重症の場合ほとんどがドクターカー要請されるため結果的にトラウマバイパスとなっています。（渡部氏〈文章回答〉）

図1 ドクターカー<sup>[27]</sup>の車内



撮影：筆者（2022年9月20日）

島根大学病院へのトラウマバイパスは、各地域のプロトコルにおいて規定されていない（渡部氏）。ところが、これらの地域からトラウマバイパスが行われる理由について渡部氏は、「県が作った医療計画」によるところが大きいと説明する。さらに渡部氏は松江医療圏について、「松江消防側からドクターカー事業に入りたいて言ってきた」事実を明かす。この理由について渡部氏は、救急隊が重症外傷の傷病者を島根大学病院へ搬送することが、患者の利益となることを実感しているため、トラウマバイパスが消防側から自発的に行われるようになったと解説する。

救急隊の外傷センターへの依存度は非常に大きくなって。やっぱり外傷はここへ連れてこなきゃいけないってのが分かってるのか、ここに来た人で助からないのは少ないよね。うちで亡くなる人は、頭が完全にダメな人か、心肺停止以外、ほぼ死なないですよ、うち。治療成績うち圧倒的にいいので。……外傷センターができて、重症外傷運んできて、今までだったら死んでんのが救急室で開胸されて、助かってICUに上がっていく姿を彼らは見てるので。外傷センターへ連れてきて、やっぱり助かるんだっていうのを、たぶん実感をしてると思うんですよ。だから隣の松江市からでもやっぱり外傷センターを呼びたいって言うようになってきたのは、そういう実績を見てるからでしょうね。今までは松江消防はドクターカーも呼ばなかったし、（高度外傷センターの管轄）エリアにも入ってなかったし、外傷センターに連れてくるってことはほぼしなかったんですよ。「松江は松江で完結します」って言うんだけど、最近は「松江医療圏のも重症は外傷センターへ連れてきたい」と。で、ドクターカーもどんどん呼んで。松江は結構呼ぶんですよ。……そういう認識をね、消防の中でもどんどん変わってきてるんです。（渡部氏）

図2 高度外傷センターの初療室<sup>[28]</sup>（手前には「診療指揮官」の席が、初療室の奥にはハイブリッドERがある）



撮影：筆者（2022年9月20日）

渡部氏によると、救急隊がトラウマバイパスを行いやすいようにするため、ドクターカーのオーバートリアージに対して、医療サイドが絶対に怒らないというルールとなっている。さらに、「島根全県の消防が、フリーアクセスで外傷センターに電話していいことになっている」ため、消防サイドが外傷センターへ気軽に相談ができる体制となっていることも、外傷センターへ重症外傷を集約できている証拠である（渡部氏）。

渡部氏は、夜間ドクターヘリが飛行しない時間帯での搬送時間短縮に向け、夜間飛行が可能な防災ヘリコ

プターの改革にも取り組んだ。一般に要請から数分で離陸できるドクターヘリと異なり、防災ヘリコプターは離陸開始までに時間を要する。そのため、夜間帯に外傷センターまでの搬送時間を短縮するためには、防災ヘリコプターの改革が必要不可欠となる（渡部氏）。

僕がここに来たときは、「防災ヘリよろしく」って頼んでからヘリが飛び上がるまでに2時間かかってました。「そんなん助けれんぞ」と。で、今は防災（ヘリ）の要請をかけてから15分で飛び立てるようにしてもらってる。（渡部氏）

より多くの重症外傷を高度外傷センターへ搬送できるようにするために、防災ヘリコプターの離陸準備にかかる時間の短縮が実現した。

### 3.1.3 高度外傷センターの課題

しかしながら、島根県においても依然課題が存在する。その課題とは、渡部氏が外傷システムの中で重要と語る、「病院間連携」である。高度外傷センターへの搬送時間がかかる県西部地域では、いかなる手段を用いても外傷センターへ搬送する猶予がない重篤な傷病者が、直近の医療機関へ搬送されるケースは存在する（渡部氏）。そのような場合でも、搬送先の医療機関が、高度外傷センターへ迅速に連絡をすることで、早期に根本治療へつなげられる可能性があるという渡部氏は語る。

早く呼んでくれた方がいいんだけどね。向こうもなんか気兼ねして、なかなかギリギリじゃないと連絡してくれないので、そんな気兼ねする必要ないんだけど、そこらへんの病院間連携をもうちょっと密にすれば、県西部の患者さんを早くこっちに連れてこれるようになるかもしれないですね。（渡部氏）

また、夜間帯においては防災ヘリコプターが飛行するが、その用途は現場からの直接搬送ではなく施設間搬送である。そのため、夜間帯において県西部地域では、重傷外傷の患者が一旦最寄りの医療機関へ搬送され、検査を行った後転院搬送となるため、直接搬送に比べ根本的治療までの時間が大幅にかかってしまう（渡部氏）。この現象を渡部氏は「東京と同じ構図」と表現する。この課題を解決するため、夜間帯県西部地域において重症外傷が発生した場合、消防がその情報を高度外傷センターへ伝えることで、防災ヘリコプターを活用し高度外傷センターのスタッフが当該患者の搬送先へ向かうという方法を検討しているという。ただこの案では、必ずしも全ての症例で防災ヘリコプターの使用が見込まれるわけではない。したがってこの案を実現させる場合、防災ヘリコプターの空振りを容認する必要がある（渡部氏）。それゆえこの案は、防災ヘリコプターを飛行させる消防との交渉が難しいことを渡部氏は語る。しかしながら、重症外傷発生の際に情報を高度外傷センターが消防から得ることで、当該患者の搬送先の病院と当該医療機関の診療体制を相談・共有し、高度外傷センターのスタッフが必要であるならば出向くという「病院間連携」はできる可能性があるという、渡部氏は話す。

### 3.1.4 高度外傷センターの成功理由

島根大学病院の高度外傷センターが成功している理由として渡部氏は、そもそも島根県においては、外傷診療体制が確立されていなかったことを挙げる。

1つ感じてるのは、今まで外傷やってなかったから、どこも。専門的なこと。県中病院がもう一手で担

ってたの。全ての重傷をね。だけど彼らも外傷の専門家ではないけれども、もう基幹病院としての責務として頑張っておられたんですよ。ところが、専門家いるんだったら、専門家をお願いしようよってなるわけですよ。そういうふうになって、すんなり話がまとまったっていうことだと思います。だから今まで、外傷学を専門にしている人がいなかったから上手くいったんじゃないかな。だから逆に言うと、既に外傷やってる救命センターが数か所あったら、上手いこといかないと思う。(渡部氏)

高度外傷センター成功の背景には、そもそも外傷診療体制が整備されていない現状があった。ただ渡部氏は、「県が作った医療計画」により外傷センターが成功していることも語っている。本節では重症外傷診療体制の質向上における行政の役割として、医療計画による外傷センターの位置付けにより、外傷センターへ公的な意味合いを付与することが重要であることが示された。

## 3.2 岐阜県救急外傷センター

### 3.2.1 岐阜県救急外傷センターの成り立ち

岐阜大学医学部附属病院は県内唯一の高度救命救急センターを有し、ドクターヘリを活用し、県下全域から重症患者を集約している。岐阜県は2018年、岐阜大学医学部附属病院を「岐阜県救急外傷センター」（以下：外傷センター）として位置付ける覚書を当該病院と締結した。岐阜大学病院の外傷センターは、横浜市が2病院を重症外傷センターと「指定」した事例とは異なり、岐阜県による「位置付け」となっている（岐阜県健康福祉部中村氏〈文章回答〉）。しかしながら、行政が関与することで外傷センターが正式に組織された事例である。

### 3.2.2 岐阜県救急外傷センターの役割

岐阜県が、岐阜大学医学部附属病院を「岐阜県救急外傷センター」として位置付けた理由や目的、また外傷センターと行政との関りについて、岐阜県健康福祉部の中村氏から以下の回答を得た。

岐阜大学医学部附属病院は、県内唯一の高次救命治療センターであり、また、日本外傷学会専門医指定施設であるため、覚書を締結する以前から県内の重症外傷の診療を担っておりましたが、高齢社会を反映し高齢者の外傷が増えていることや、若者のケガなどによる不慮の事故が多いことを背景に「岐阜県救急外傷センター」として位置付けられました。

センターでは、外傷診療の質の向上のために、重症外傷の分析、症例データの収集、重症外傷の原因の究明、専門医の育成などが行われています。

行政としては、センターでの分析結果を、メディカルコントロール協議会を通じて病院前救護に生かすという点で関わりを持っています。(中村氏〈文章回答〉)

医療者側のみでなく、行政側も外傷に対する危機意識を持つことで、行政が関与する外傷センターが設立された。また、外傷センター設立後も外傷診療の質向上のため、行政が関わり続けている点は、横浜市と同様である。

岐阜大学医学部附属病院の小倉真治高次救命治療センター長は、外傷センターが設置される以前から、ドクターヘリやドクターカーを用いて岐阜大学病院へ重症外傷を集約化してきたことを説明する。外傷センター設立以前より、重症外傷の患者は岐阜大学病院へ集約化がなされていたが、あえて外傷センターを創設し

た目的について、小倉氏は次のように詳述する。

何パーセントかは（救急隊が）大学に運ぶ意識がない地域もある。……医療圏ごとにやっぱり（外傷治療の）成績の差があるというのを薄々と感じていて。……ドクターヘリを呼ばない地域があったり、その地域にある病院にすぐ運んでしまったりして、成績に波があるだろうというのが薄々と感じられた。そこをメディカルコントロール協議会の中で、外傷治療成績を調べようという話を5年くらい前から始めていて、……「県の外傷センターを作ってよ」と言ったかということ、データ集積、研究を目的に外傷センターを作ろうと、もう既に実体としての患者集約はできているから、その外傷治療の方策がこれでいいのかということを確認したいという風に県に言って、それをやることを主な目的として外傷センターを作った。（小倉氏）

さらに小倉氏は、外傷センターに行政が関与したことの意義について、次のように解説する。

行政として調査をすることの、お墨付きを（岐阜大学病院に）あげるということで。普通（他の医療機関は）抵抗するやん。その地域の病院は、医療成績悪いぞということを明らかにするわけだから。……それを抵抗しないように、県の調査というようなことにするという意味合いがあって、外傷センターにしたと。（小倉氏）

岐阜県において、外傷センター設立の意義は、重傷外傷の集約化はもとより、全県を通じた外傷診療体制の評価であった。その上で小倉氏は、「まず実態としての、きちんとした活動が生じていて、そこに看板をかぶせる方が、看板を掛けてから、活動をあげるのって非常に大変」であることを指摘し、岐阜大学病院は以前から実質的な外傷センターであったゆえ、外傷センターの設立が容易であったことを語っている。

### 3.2.3 調査結果による岐阜県内の外傷診療体制

外傷センターによる調査結果は、一般には公表はされていない。ただしメディカルコントロール協議会を通し、その結果は医療サイドへ医療圏ごとに公表している。調査結果によると、小倉氏の想定通り医療圏により大きな格差が存在した（小倉氏）。

また調査結果によると、一定の基幹病院がある医療圏においてPTDが多いことが分かった（小倉氏）。その理由について小倉氏は、「そこにある程度の基幹病院があるから、その基幹病院が自分の実力を過大評価しているからという結果」と評し、そのような医療圏では、「それどころかそういう意識（PDRが高い）さえなかったといっても、過言ではない」と回想する。小倉氏は、救急隊の中には「手抜きをすると（ドクターヘリを）呼ばない」救急隊が存在することを指摘し、そのような地域について以下の見解を示した。

PTDを生み出す医療体制っていうのは、救急隊も教育や意識が低い。……「もうここに運べばいいや」と、頭使わない文化っていうのは、そういうこと（PTD）を生み出す。（小倉氏）

一方で、飛騨医療圏などの過疎地域では成績が良好であった（小倉氏）。その理由を小倉氏は次のように解説する。

飛騨はあつという間に岐阜大学に送ってくるから。……もともとできないというのを認識しているか

らじゃない。手離れが早いっていうか。だから意外に飛騨地域は（成績が）いいの。飛騨地域で患者をもったまま死なせることはあまりない。（小倉氏）

### 3.2.4 外傷センター創設の意義

このような結果の公表により、PDRは「わりあい均てん化されてきた」（小倉氏）。成績向上の理由について小倉氏は、以前ならば直近の救命救急センターへ搬送していた地域において、ドクターヘリを積極的に要請する意識が「全県的に救急隊にわりあい浸透してきた」との見解を示した。

小倉氏は外傷センターの設立意義として、「今まで（PDRの成績が）暗黙知だったのが形式知になった」ことを主張する。行政が重傷外傷診療体制の質向上において果たす役割として、集約化を目的とした外傷センター創設だけでなく、地域の診療体制を評価し改善を主導する医療機関を公式に「位置づけ」、支援することも重要であることが分かった。

## 3.3 埼玉県重度外傷センター

### 3.3.1 重度外傷センターの成り立ち

埼玉県は2020年3月、実施基準の改正においてにおいて、重症外傷（ロード&ゴー<sup>[29]</sup>）の適応医療機関リストとして、県内11の救命救急センターのうち3救命救急センターを重度外傷センター<sup>[30]</sup>、1救命救急センターを特定外傷センター<sup>[31]</sup>として位置づけた（厚生労働省 2022c; 埼玉県 2022; 埼玉県危機管理防災部消防課）。埼玉県として重度外傷センター（以下：外傷センター）を、既存の救命救急センターや重症外傷への対象医療機関とは別途位置づけた理由について、埼玉県危機管理防災部消防課消防・調整担当から以下の回答を得た。

各救命救急センターにおいてもすべての外傷について受入することが出来るわけではなく、救急診療において強い部分とそうでない部分があります。また院内の体制や受入れ状況などによっても影響が生じる場合があることから、各機関が連携し合う必要があります。医療資源が限られる中、より高度な治療を行うことの出来る医療機関などの情報共有を各機関で図った上で、必要に応じて連携できる体制を事前に構築しておくため重度外傷センターや特定外傷センターを新たに位置づけた形となります。（埼玉県危機管理防災部消防課消防・調整担当〈文章回答〉）

医療者側のみでなく、行政側も外傷に対する危機意識を持つことにより、岐阜県同様行政が関与する外傷センターが設置された。

埼玉県においては、埼玉県の作成した基準<sup>30)</sup>に合致する施設を重度外傷センターとして位置づけるのみであり、重度外傷センターへトラウマバイパスを行うか否かなど、重度外傷センターの取り扱いについては、各地域メディカルコントロール協議会（以下：MC）での議論に委ねられていると、埼玉県の担当者は説明する。

埼玉県「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」では、消防機関が行う救急搬送は、傷病者の症状に応じて診療可能な直近医療機関への搬送が原則となっています。具体的な救急活動については各地域MC協議会で定められたプロトコルに従い救急活動が行われています。搬送する医療機関の選定は、地域における医療資源や現場における状況などを加味し、トラウマバイパスを行うかなども含め、

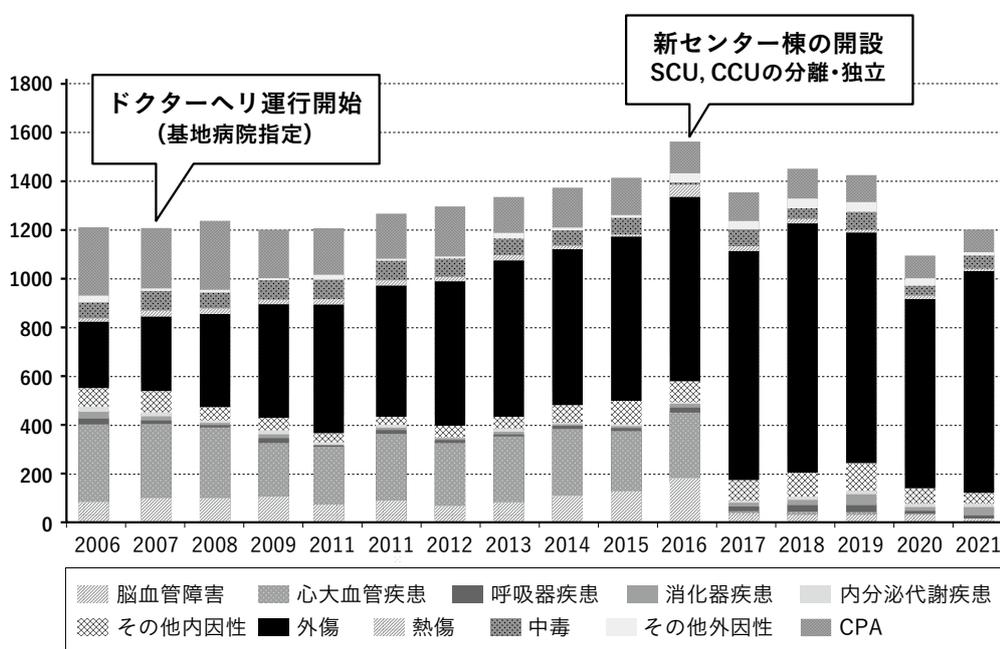
各消防本部や各救急隊の判断に委ねられています。(埼玉県危機管理防災部消防課消防・調整担当〈文章回答〉)

そのため、外傷センターが重症外傷の患者を集約化し実質的に機能するか否かは、それぞれの地域により異なることとなる。

### 3.3.2 埼玉医科大学総合医療センター

埼玉医科大学総合医療センターは、県が指定する重度外傷センターの1病院であるとともに、県内唯一の特定外傷センターに指定されている。埼玉医科大学総合医療センター(以下:総合医療センター)の澤野誠高度救命救急センター長によると、総合医療センターは「重症外傷に特化した救命救急センター」であり、米国型の外傷センターを「日本で初めて実現してきた」(図3)。

図3 高度救命救急センター入院患者種別の推移



「出典:澤野氏ご提供資料」

澤野氏は総合医療センターの特殊性を他の救命救急センターと比較して次のように解説する。

ほとんどの救命救急センターでは、手術はそれぞれの科に依頼をするわけです。骨折だったら整形外科。肝損傷だったら肝臓外科なり、腹部外科に。ところが、それって相手任せなわけだよね。その外科の先生たちが、すぐ対応できなかつたら、他へ送るしかないわけ。(澤野氏)

ところが、総合医療センターでは、既存の診療科と高度救命救急センターを「完全に人員的にも、手術と場所も、物理的なスペースも完全に分離」した。そのため、総合医療センターでは、「全員がこの中で完全に自己完結<sup>[32]</sup>で手術ができる」体制となっている(図4)(澤野氏)。

図4 高度救命救急センターセンター棟の構成図

(2019.5現在)

		埼玉医科大学総合医療センター (1012床 36診療科)
手術室 5室 (緊急手術 優先)		手術室 11室
小児救命救急センター (PICU) 16床		
GICU, CCU, SCU 20床	救命(外傷)HCU 32床	救命(外傷)後方病床19-40床
救命(外傷)ICU 20床	初期治療室 3室 高速MD-CT 2室 血管撮影室 2室	

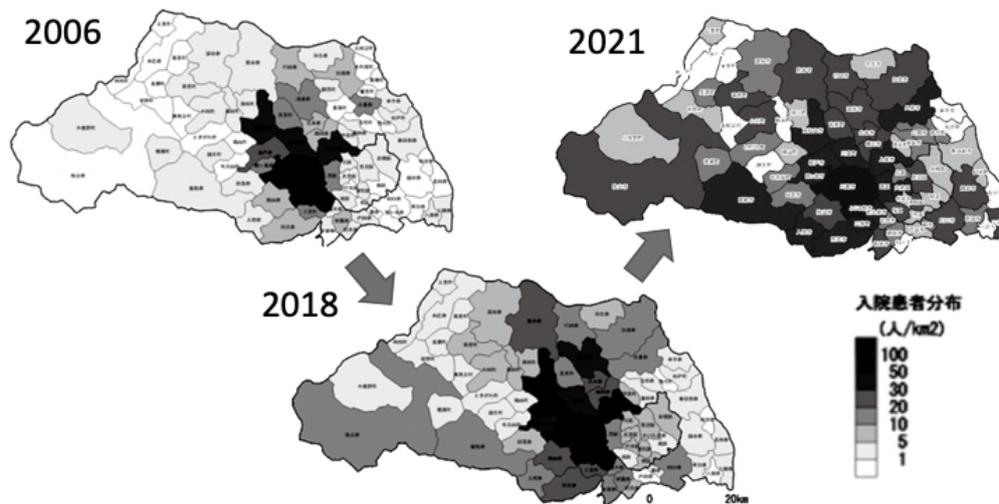
「出典：澤野氏ご提供資料」

総合医療センターには2007年より、「集約化の飛び道具」としてドクターヘリが配備され、全県より重症外傷の集約化に成功している。つまり、県により外傷センターとして指定される以前より、重症外傷は総合医療センターへ集約化がなされていた(図5)(澤野氏)。また、総合医療センターが在する西部第二メディカルコントロール協議会には、救命救急センターが総合医療センターの1病院のみであるため、必然的に重症外傷の患者は総合医療センターへの搬送となる(埼玉県 2022)。澤野氏は都市部について、「大きな施設が山のようにあって、その中でそれぞれの施設が患者を取り合ってる状態」と形容し、埼玉県の医療状況を東京都と比較して次のように説明する。

東京都って医療機関同士の競争があるわけだね。患者を集めなきゃなんない。ここでは患者は集めるものじゃないんです。患者は集まってくるんです。(澤野氏)

したがって、総合医療センターが外傷センターとして指定されて以降、特段の変化は「ない」と澤野氏は語る。澤野氏曰く、県による外傷センターの指定は、「どちらかというと現状追認」であった。ただそれでも、「県の方の行政の方も、それを追認してなおかつ、それをサポートしてくれるようになってきた」とし、「行政との間でも、このトラウマバイパスというのが、正しいということが共有できたことが、凄く大きなこと」と澤野氏は語る。

図5 高度救命救急センター入院患者搬送元の推移



「出典：澤野氏ご提供資料」

### 3.3.3 埼玉医科大学国際医療センター

埼玉医科大学国際医療センター（以下：国際医療センター）も、県により重度外傷センターへ指定された病院の1つである。国際医療センターの小川博史医師も先の澤野医師同様、重度外傷センターが県により指定されて以降、特段の変化がないと語る。

国際医療センターは西部第一メディカルコントロール協議会の地域に属し、本協議会のエリアには国際医療センターと防衛医科大学校病院の2つの救命救急センターが存在する（埼玉県 2022）。小川氏は西部第一メディカルコントロール協議会として、プロトコルに外傷センターへのトラウマバイパスを規定していないため、県による外傷センターへの指定は実質的な意味がないと語る。ただ実際の運用面では、救急隊の判断により、搬送時間が多少長くとも国際医療センターへファーストコールをかけることが「多くあります。全然少なくない。日常的」と小川氏は説明する。県による外傷センターへの指定が特段の意義をもたない中、救急隊による自主的なトラウマバイパスが行われている場合がある。

### 3.3.4 外傷センター創設の意義と課題

澤野氏が指摘する通り、行政が医療者側と同様、現在の外傷診療体制に危機意識を持ち外傷センターを実現化したことには意義がある。

ただ、その外傷センターが集約化を行えるか否かという問題は、プロトコルを作成する地域MCにかかっている。したがって、重傷外傷診療体制の質向上において行政が果たす役割としては、外傷センターを指定するのみでなく、MCにおけるプロトコルの作成が重要であることが明らかとなった。

## 3.4 鳥取県立中央病院

### 3.4.1 鳥取県立中央病院への集約化

鳥取県立中央病院（以下：県立病院）の小林誠人高次救急集中治療センター長によると、外傷診療ができる医師は都心部に集まる傾向があり、特に山陰地域においては医師不足が顕著であった。その中で小林氏は県立病院へ2021年に赴任し、鳥取県東部地域の重症外傷を県立病院へ集約化する取り組みを行った。小林氏は集約化されるに至った経緯を詳細に説明する。

10数年前までは救急医も外傷医も一人もいなかったという現状ですので、そういう現状であれば、外傷事案っていうのは、いろんな病院が受けざるを得なかったっていう現状がありました。そこでわれわれが但馬救命33) (小林氏の前職場) を立ち上げて、但馬救命が立ち上がったので、今度はさらに悲惨な状況だった鳥取県っていうところに、僕ら手をつけたので、鳥取県に僕らは赴任をすることで、きちんとした救急医の確保と外傷医、特に外傷外科医ですね、外傷外科医というものを育成して、そこに地方に添えることで、外傷患者はここに集約化するというのを、まず医療サイドで決めました。……重症外傷であれば救命救急センターに搬送するというのを、メディカルコントロール体制下で形作ることで、非都市部、田舎は全部救命センターに集約化することが可能になりました。(小林氏)

小林氏が県立病院へ赴任する以前、鳥取県東部地域では重傷外傷が「適当に搬送されていた」(小林氏〈文章回答〉)。その理由として、小林氏はMCが「機能不全の状態」であったためであると説明する(小林氏〈文書回答〉)。そこで小林氏は上述の通り、MCにおいて重傷外傷を県立病院へ搬送するよう救急隊への教育を行った(小林氏)。ただ実際には、トラウマバイパスが行われないことが多々あったため、MCにおいて手厳しい指導となったことを小林氏は回想する。

僕言いますもん。ほんとあの検証会議とかで「どれだけ人を殺したらいいんですか」って「いや、それは酷いじゃないですか」って言われるけど、「いや、こうしたら人助かっていますよね。プロトコールこうですよ。こうした通りにしたら、助かってますよね。これ違反してますよね」。……「どうしてここに運んだの」「いや、近かったから」「ドクターヘリ呼んで豊岡(但馬救命と同一)に連れて行くと医師会がうるさいから」「どこ見て仕事してるんですか」「そんなね、行政とか医者顔見て仕事するんだったら、辞めたらどうですか」って「もっと他にいい仕事ありますよ」。(小林氏)

しかしながら、このような着実な指導により、県立病院へは重症外傷が集約化されるようになった(小林氏)。

### 3.4.2 小林氏が赴任する以前の県立病院

小林氏が県立病院に赴任する以前の県立病院は、とても救命救急センターとは呼べないものであったと小林氏は回想する。

以前の救命救急センターって、なんちゃってです。それこそ行政が勝手に決めた。「お前んところ県立病院だから救命救急センターやれや」って勝手に決めてます。……救命救急センターのベッドコントロール、急性期病棟のベッドコントロール、一般病棟のベッドコントロールってのは、誰もそれを統括する者がいなかったんで、「ベットいっぱいだから、救命センター今日受けられません」っていうのが、1年のうち半分以上あったんですよ。(小林氏)

さらに小林氏は、赴任する以前の救命救急センターの内実を、次のように明かす。

医者もいない、救急医もいない、外傷医もいない、救命救急センター。名ばかり救命救急センターになってしまったがために、名前だけが出てしまう。でもそこは、ドーナツと一緒に。ドーナツって

外見凄く立派でしょ。中身全くないでしょ。それなんです。そういう救命救急センターが地方にはたくさんあって、そんなところに外傷患者運んだって、助かる訳がない。(小林氏)

そのため、重症外傷が搬送されたとしても、適切に外科医が対応することができていなかった(小林氏)。

何をしていたか分からない。そもそもが「お腹の中に血が出てますよ」。外科医がやって来ます。「どこが破裂してんの?」「CT行こ、CT」。「いや、もう動かさせませんから」。「いや、CT撮らないとどこを手術していいか分かんない。いや、そんなん腹開けてから決めるなんてできない」「え?で、手術した後誰が診んの?俺?外来あるし」っていうような世界ですよ。(小林氏)

小林氏が赴任する以前の県立病院の救命救急センターは、本来の救命救急センターとはかけ離れたものであった。

### 3.4.3 小林氏が赴任後の県立病院

ところが、小林氏が県立病院に赴任し、例えば以下のように一般外科医へ指導することで、重症外傷の傷病者へ対応することができるようになったという。

「もう腹ん中血出てるから、とりあえず(腹を)開けて血止めよや」「え?どうやって?」「血止めんねん。とりあえず。開けたら分かるやん」(小林氏)。

また、以前は重症外傷の患者を手術室へ連れていく際、「定期手術で空かないから、3時間待ってください」といったこともあり、手術室への患者入室が遅れていた。ところが、現在では「その辺(救急初療室)で空け」るなど、手術を迅速に実施することが可能となった(小林氏)。

ただ小林氏は、重症外傷へ対応する体制が整えられた理由について、他科の医師の協力<sup>[34]</sup>によるところが大きいことを強調する。

ほんとに各科の先生たちが、一生懸命にやってくださってて、とにかく地域の患者さん、自分たちで診ないといけないっていう意識がすごい根強いのと、鳥取大学の人事なので、自分たちはずっと山陰で働くと思う。だからこの地域の人は自分たちの患者だっていうのはすごくあって、どの科も、どの先生たちもすごい協力的です。だから但馬救命って、救急医が20何名いたんだけど、ここは救急医が6人か7人くらいで但馬よりすごいことやってます。(小林氏)

小林氏は「今まで鳥取県ってこれで良しと思ってずっとやってきてるけど、実は良しじゃなかったっていうのが、みんな分かってきた」と語り、着実に院内の体制が変わったとの見解を示した。

### 3.4.4 メディカルコントロール協議会の重要性

以上のように、県立病院が重症外傷へ対応できる体制が整えられた背景には、小林氏の努力によるところが大きい。しかしながら、県立病院が実質的な外傷センターとなったもう1つの理由には、MCによる救急隊への関与もある。したがって、重傷外傷診療体制の質向上において行政の果たす役割として、MCにおける救急隊への教育が重要となる。

### 3.5 C MC協議会管内の外傷センター(仮称)

#### 3.5.1 外傷センター(仮称) 設立の経緯

ある政令指定都市D市を中心に複数の市町村を含んだ地域を管轄するC MC協議会管内には、複数の救命救急センターが存在する(厚生労働省 2022c)。

C MC協議会では数年前、レベル別に分けた外傷センター(仮称。以下同じ)を指定した。重症の体幹部(胸部、腹部、骨盤)損傷などが疑われる傷病者を、レベル1外傷センターに原則搬送し、例外はあるものの他の重症外傷をレベル2外傷センターへ搬送することとした。C MC協議会ではこの基準に従い、B病院をレベル1外傷センター35)へ指定した。これによりC MC協議会管内では、体幹部外傷をB病院へトラウマバイパスを行うプロトコルが運用されている(A氏)。

B病院のA救命救急センター長によれば、このプロトコルが作成された理由には、救命救急センターの増加が関係している。元来D市を含むC MC協議会管内には、救命救急センターがB病院のみであった。ところが、このプロトコルの作成の数年前、E病院に救命救急センターが設置され、C MC協議会には2つの救命救急センターが存在することとなった(A氏)。もっともA氏は、E病院に救命救急センターが設置されたことは、この地域にとって良いことであると考えている。事実、E病院に救命救急センターが設置されたにも関わらず、B病院への搬送件数は増加している。つまり、E病院に救命救急センターが設置されたことにより、これまでには対応ができなかった地域の潜在的な救急需要にも応えられるようになった(A氏)。

E病院に救命救急センターが設置される以前、C MC協議会管内には救命救急センターがB病院にのみ設置されていたため、重症外傷は必然的にB病院に集約をされ、B病院は「実質外傷センター」であった(A氏)。ところが、E病院に救命救急センターが設置され、E病院にも重症外傷が搬送される状況となると、「救急隊が病院を選ぶときに混乱した」現実をA氏は説明する。A氏曰く、「救急隊は外傷に強い病院に搬送したい訳ですね。なんだけど、(搬送)実施基準が救命センターに搬送することってなっていると、最寄り(の救命救急センター)に運ぶ」ため、救急隊において葛藤がみられた。

救急隊がやっぱり、重症外傷これまでだったらB病院に運んでただけど、直ぐ近くにE病院っていうのができて、そっちに運びなさいってなったら、今まで助かってたのが、どうも助かっていないようになってなると、救急隊も悔しい。(A氏)

このような事態が「相次いだ」ため、C MC協議会では重症の体幹部外傷をB病院へトラウマバイパスする旨、規定したプロトコルを作成した(A氏)。

#### 3.5.2 プロトコルの複雑性

プロトコルでは上述の通り、外傷センターをレベル1とレベル2に分類しており、患者の病態によりそれぞれのレベルに応じた医療機関へ搬送することが規定されている。外傷センターのレベルを分類した理由についてA氏は、外傷センターとなるB病院とE病院の重症外傷への診療体制が反映されていると説明する。実際には、レベル1外傷センターとレベル2外傷センターの差異、つまりB病院とE病院の差異は、24時間常時重症外傷へ対応できるか否かであった。しかしながら、その事実を「明確に(プロトコルへ)できないって書くことってなかなか難しい」ため、「苦肉の策」としてレベルを分けるという複雑なプロトコルとなった(A氏)。そのため本来は、レベル2外傷センターを特設する必要性はない。しかしながら、あえてレベルを分けE病院を外傷センターとした理由について、A氏は次のように解説する。

外傷センターとか外傷医だって名乗りたい人っていっぱいいるんだけど、地域にそこまでニーズはない。むしろ一か所に、ぼーんと集めた方がいいはずなんだけど、やりたい人たちが増えてきた時に、こういう枠組みを作ってあげて、一応搬送はできるようにしておくけど、どちらかという救急隊が「これは流石に目の前に救命センターあるけど、ここに行くよりは10分遠いけど、例えばB病院に行った方がいいんじゃないか」、あるいは「いつもあそこに運んでるけど、お腹を刺した人なんて助かってないよね」みたいなところはあるわけですよね。そうなので実態に名前を合わせていくやり方がとられた。(A氏)

A氏はC MC協議会の外傷プロトコルにおいて、外傷センターをレベル別に分けていることに関し「配慮された枠組み」との見解を示し、その枠組みが3つの視点から成立していると説明する。1つ目は、「新しく(E病院が)救命センターになった。当然外傷も一定数か、ある程度の超重症でなさすぎるくらいの外傷は診てもらわないといけないし、(E病院が)診たいという意図もある」という「病院側の論理」である。病院側の論理としてはこの他に、全ての重症外傷がB病院に搬送されると、B病院が「パンクする」という側面もある(A氏)。2つ目は、救急隊が傷病者を適切な病院に搬送できるための「消防の論理」である(A氏)。

もともと外傷と言えば、B病院。B病院に搬送すれば済む。(救命救急センターが)1か所しかなかったから。そこで救命センターが新しく指定された際に、「どうすればいいんだ」。最初のうちは、(救命救急センターとして)横並びだから、名前としてはですよ。横並びだから「近くに搬送しよう」ってなると、実際問題いろいろと、「そうじゃない方がよかったんじゃないかな」っていう事例が実際ある、現場の感覚では。で、そういう消防からのニーズ……分かりやすい搬送先の選定基準を作ること、救急隊が迷わず「これはB病院がいい」とか、「これはE病院でも大丈夫だ」とかいうのを選びやすくするっていう救急隊、及び消防隊の論理に合わせた。(A氏)

3つ目は、「市民、県民のことを考えてあげる行政サイドの論理」であり、行政としては外傷センターを複数個所設置したい思惑があるとA氏は語る。

そこ(外傷センター)に行けなかった人たち、自分は「行ってたら助かったんじゃないか」って家族だって思うわけですよね。そうでもないわけですよ。……住民への説明って意味でも、ある程度段階は、レベルの段階はあるけれども、複数個所設置しましたよみたいなものがある。(A氏)

以上の通り、様々な関係者の考えに沿い、外傷センターはレベルを分けることにより2か所設置された。

C MC協議会の外傷プロトコルでは、外傷センターをレベル別に分けているが、そのレベルの分け方の基準において、直接外傷診療に関する体制とは関係のない項目も存在する。その理由についてA氏は、レベル2外傷センターを創設するために、「逆算して定義(レベル分け)を作った」と解釈する。

(外傷プロトコルを今まで)整備しないまま救命センターが増えていくと、こういった後から整理しないといけなくなる。で、後から整備をするとなると、各施設に配慮した形で、中途半端な基準を作らないといけなくなるっていうケースなんでしょう。(C氏)

以上の通り、多様な側面からの合意を目指す結果、複雑なプロトコルにならざるを得ないことが分かった。

### 3.5.3 プロトコルの意義

前述の通り、C MC協議会における重症外傷の集約は緩やかに行われているため、他病院において処置が困難なため転送となる事態が依然存在することを、A氏は明らかにする。

激しい交通事故でとりあえず、レベル2だったり、レベル2にもなっていない救命センター<sup>[36]</sup>に搬送されることはままありますが、やっぱり受け入れた結果、もの凄い出血があって、ちょっとこちらでは対応できないから、受け入れてもらえませんかみたいな要請がわれわれのほうに入ることはあります。(A氏)

しかしながら、トラウマバイパスをプロトコルで規定できたことに意義はありとA氏は語る。外傷は「血しぶきあげながら助ける」という側面があり、救急医にとって「花形」である。それゆえ、外傷症例が他病院へ搬送されることへの抵抗感は少なくない(A氏)。そのため、プロトコルが存在しないことは、この抵抗感が救急隊員へのしわ寄せにつながると、A氏は説明する。

(救急医が) やりたいってことと、地域から求められているってことがマッチしてないですよ。外傷に関しては、どんどん減ってる。どんどん安全になってきているのに。……高齢者がコロナになりました。肺炎になりました。心肺停止になりましたって、たくさん受け入れても(他施設は)何も言わないけど、なんか外傷に関してはですね。……外傷がもてかかれるっていうのは、なかなか抵抗があるし、実際に自分のとこの目の前を通ってB病院へ行っているとか、その逆もあったりすると、どこにしわ寄せがくるかっていうと、直接病院同士で言い合いはないですよ。……扱った救急隊がやっぱりプレッシャーを受けるわけです。(A氏)

そのためA氏は、このプロトコルが救急隊にとり、救急隊が適切な病院へ傷病者を搬送できるようにするために重要であると強調する。

こういうもの(トラウマバイパスを規定したプロトコル)がないと、近場(の救命救急センター)に行かなかった場合に、やっぱり逆に言えば「なんで遠いところ(B病院に)行ったの、わざわざ」っていう話が出てくるわけです。……現場の救急隊の声としても、……複数(救命救急センターが)あって、「どっちに運ばばいいんだ」。そしてそれに対して何も(救急隊が)言われなかったらいいけど、やっぱり(E病院から)言われるわけですよ。だからそういう現場の声もあったし、……私もFさん(E病院の救命救急センター長)から直接電話もらったことがありますよ。「なんでそう(B病院に重症外傷が搬送される)なの」みたいな。「いや先生、トラウマバイパスって知ってますか」って大先輩に対して言うわけですよ。(A氏)

C MC協議会では、トラウマバイパスをプロトコルにより規定し、外傷センターを指定することで、B病院へ重症外傷の集約化を行っている。行政が果たす重症外傷診療体制の質向上においての役割として、都市部においてもMCが大きな役割を果たせることが明らかとなった。

## 3.6 兵庫県災害医療センター

### 3.6.1 神戸市周辺の外傷診療体制

兵庫県災害医療センターは外傷診療において名高く、国内屈指の重症外傷の症例数を誇る。その救急部長である松山重成医師に、兵庫県災害医療センターを含む神戸市周辺の外傷診療体制について伺った。松山氏によると、プロトコルとして外傷診療が得意である兵庫県災害医療センターへのトラウマバイパスは規定されていないものの、概ね重症外傷症例は兵庫県災害医療センターへ集約化されているとのことであった。ただ一方で、集約化の有無は搬送を行う救急隊により左右されるため、全ての重症外傷症例の集約化ができていないわけではないことを指摘する。

彼ら（救急隊員）が、重症外傷はうちへってという意識を持ってきてる人はうちへ（受け入れ要請を）言ってくる。やっぱりG病院が好きなお客とかね。G病院シンパの救急隊員もいるんで、そういう人はG病院に連れて行くのもあるし、何も考えずに近いところに運ぶって人も確かにいる。……うちに運んでくる人ってね、意識高い系の人が多い。よく講習会とか勉強会とか来たりして、うちのこと知ってて運んでくれる人が多い。（松山氏）

このような現状のため、G病院に運ばれ手遅れになったケースもあるという。

彼ら（G病院の）ERの医者ってのは自分で手術しないんで、外科の先生に「手術してください」って言ったら「忙しいからダメ」って言われて、そっからうちに送ってくるのもある。で、手術が間に合わなかったこともある。（松山氏）

### 3.6.2 プロトコル策定の課題

このような状態を回避するため、松山氏は横浜市同様にプロトコルへトラウマバイパスを規定することにより、重症外傷を集約化できることを望んでいる。ところが、そのようなことは「あんまり、そこを突っつき過ぎると角が立つ」ため、現実的には難しいことを松山氏は具体的に説明する。

バイパスされる施設の人が反対するだろうな。……G病院は反対するやろな。そんな時必ず言われんのが、「だって、災害（医療センター）受けられないじゃん。キャパが小さいだろ」って言われて、それはその通りで、現実的に救急隊が重症外傷はうちに運ぶってという意識をもってくれてるんだけど、ときどき溢れて向こう（G病院）に行ってるっていう現状が変わらないにしても、それを活字にされるといやっていうのはあるかもしれないね。彼らは彼らでプライドがあるからね。（松山氏）

以上のように、実質的な外傷センターにおいても課題があることが分かった。その課題とは、集約化を行うためのプロトコル策定である。トラウマバイパスを規定するプロトコル策定は、医療者間での合意が得られにくく、困難であることが明らかとなった。

## 3.7 日本医科大学千葉北総病院

### 3.7.1 千葉北総病院の集約化

兵庫県災害医療センター同様、MCにおいてトラウマバイパスを規定するプロトコル策定の困難性を語るのには、日本医科大学千葉北総病院（以下：北総病院）の前救命救急センター長で、現在衆議院議員である松本尚氏<sup>[37]</sup>である。北総病院はドラマ、コード・ブルーの医療監修をはじめ、これまで日本の外傷医療をけん引してきた。同院はドクターヘリやドクターカーを活用することで重症外傷を集約化し、日本有数の症例数を誇る。それゆえ、北総病院は前述の兵庫県災害医療センターと同様実質的な外傷センターである。印旛地域MC管内には、北総病院と成田赤十字病院の2つの救命救急センターがある。松本尚氏によると、印旛MCにおいて北総病院へのトラウマバイパスを、「文章で規定すると、いろんなところからハレーションを起こすから、文章は規定しない」。松本尚氏は、成田赤十字病院との関係性の中で、トラウマバイパスをプロトコル化しない選択をしたと説明する。

極めて良好な関係で仕事をしてきたんで、あえて文書化はしなかった。文書化すると、要はうちに全部外傷を連れてこい。日赤には連れて行くなってことになってしまうから。それは日赤にとってはおもしろい話ではないだろうから。同じ救命センターだろうから。(松本尚氏)

そのため、北総病院への重症外傷の集約化は、救急隊員へトラウマバイパスの必要性を「ずっと、言い続け」、「不文律」を作ることで実現してきた（松本尚氏）。ただ松本尚氏は、プロトコル化しないことについて、「多少なりとも限界がある」ことを指摘し、「不文律のままでいいわけでは決してない」との考えを示した。その理由として松本尚氏は先の松山氏同様、トラウマバイパスがなされるか否かが、「救急隊員レベルで変わってしまう」ためであると語り、その実情を具体的に説明する。

「地元の病院があるから、もうここに連れてけばいいよね。余計な事やる必要ないよね。勉強もする必要もないよね。なんせうちの地域は病院ここだけだから」って言って、そこにしか連れてかないような消防本部もあるし、そんな連中に何言っても無理だよ。トラウマバイパスがどうだとか、そんな難しいこと言っても聞く耳持たないから無理だよ。(松本尚氏)

### 3.7.2 プロトコル策定の課題

松本尚氏は、第5節で検討したC MC協議会でのプロトコル策定による集約化に関し、「他の病院がよく納得したなと思うけどね」との考えをし、トラウマバイパスをプロトコルとして規定することの困難性を先の松山氏同様述べている。

前述のC MC協議会においても、プロトコル作成は医療機関への配慮があり、一筋縄ではいかなかった。本稿の検討においても、MC協議会管内に複数の救命救急センターを有している地域の中で、プロトコルとしてトラウマバイパスを規定している地域は、横浜市とC MC協議会のみである。本章の検討において、MC協議会においてトラウマバイパスを規定するプロトコルを策定することの難しさが明らかとなった。

### 3.8 重症外傷診療体制の質向上のため行政が果たす役割

本章では、重症外傷診療体制の質向上のため行政が果たす役割を、学会が提言する外傷センターの「指定」以外の観点から考察してきた。行政の役割として、医療計画による外傷センターの位置付けや防災ヘリコプターの積極的活用、外傷診療体制の評価を目的とした外傷センターの支援、またMCによるプロトコル策定や救急隊員への教育が重要であることが分かった。

## 4. 行政の役割の包括的な検討

第2章と第3章では、外傷センター、あるいは実質的な外傷センターの具体的な事例を取り上げ、行政の役割を検討してきた。課題はあるものの、全国的にこのような外傷センターが創設されることは理想的である。しかしながら、そのような状況とはなっていない。そこで本章では、行政主導による外傷センターの創設に限られた自治体である理由を考察し、その上で重症外傷診療体制の質向上のため行政が果たす役割を、外傷センター創設以外の観点からも検討する。本章では、実際の現場の方たちへのインタビュー調査による取材を基に考察を行っている。取材は医師、医療行政の担当者に実施した。

### 4.1 行政主導による外傷センターができない理由

#### 4.1.1 救命救急センターとしての立場

松本尚衆議院議員は現在の外傷診療の現状を、「どこに行っても同じようなレベルすらできない」と評し、その状況を打開するため一貫して外傷センターの創設を主張してきた。その上で、国内に外傷センターができない理由には、救命救急センターのプライドと救命救急センターの施設要件に原因があると分析する。

日本の外傷センターを作れない一番大きな理由の、いくつかあるうちの1つは、どこの病院も診れないくせに外傷診たがるっていう、メンツに関わってるような部分っていうのがあるんですよ。診れないくせに、「うちは、うちもだって救命センターだから外傷診ます」って言うわけ。診れますかと。例えば僕がいた病院（千葉北総病院）のレベルでお前たち診れんのかと。絶対診れないっすよ。だけど診れないけど、「外傷だけは診れません」っていうことを言いたくないから、「外傷診ます」って言うわけですよ。で、施設条件にも「外傷診ること」って書いちゃってる。書くからああいうことになるんだけど。（松本尚氏）

わが国の救急医療体制は、初期、2次、3次と階層的に整備されており、救命救急センターは3次救急医療機関として、2次救急医療機関では対応が困難な重篤な救急患者の救命医療を行う医療機関として位置づけられている（厚生労働省 2021b）。救急医療対策事業実施要綱において、救命救急センターは「重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるものとする」と定められている（宮城県 2022）。救命救急センターに対し、このような「すべての重篤な救急患者」へ対応することが求められているため、前述の松本尚氏が指摘する事態が起こることとなる。

本稿でも検討してきた通り全ての救命救急センターが、とりわけ重症外傷に対応できる体制とはなっていない。事実、外傷に代表される外因性疾患への診療体制は、心筋梗塞や脳卒中などの内因性疾患への診療体制と比べ整ってはいないことが、救命救急センターの体制調査において明らかとなっている（厚生労働省 2021b）。また松本尚氏が委員を務め、千葉県内の外傷診療体制を調査した交通事故死亡事例調査報告書においても、全ての救命救急センターが重症外傷に対応できる体制とはなっていないことが分かっている（千葉県交通事故調査委員会 2022）。

#### 4.1.2 行政が動かない理由

上記の現状を打破するため、松本尚氏は交通事故死亡事例調査報告書において外傷センターの創設を提言

する以外に、千葉県の医療行政の担当者へ外傷センターを設立するべきであると直接提案したという。しかしながら、行政の反応は次のようなものであったという。

行政にそれを音頭取りしてくれって言うんだけど、「いやいや、行政はお医者さんたちがそういうルールにすることにしましては全く関与しません」と。「やってください」と。医者たちは、「俺たちも診れる」という話になるから、なかなか納得しないわけですよ。「もう診ません。もう北総病院で全部診てください」と言うんだったら、大いに結構や。けども、そういうことは、医者たちがアグリーしないから、行政はそれは黙ってみてる。(松本尚氏)

松本尚氏は、医療者側の足並みが揃わない限り、行政は動かないことを指摘する。兵庫県災害医療センターの松山医師も松本尚氏同様に、医療者間で議論となる事案へ行政が介入したがるなことを、ドクターカーの事例を用いて指摘する。

ドクターカーがね、G病院が昼間走ってるのね。で、うちは昼間神戸市外しか走っちゃダメって言われてるのよ。……最初はね、うち後から入ってきたんで、ずっとこう10年間くらい我慢して、「そろそろ昼間も走らせてよ」とかね、もっと言ったらね、患者のためになることを考えたら、「外傷だったらうちを優先させてよ。……そうしようよ」と言うと、消防のね、お偉いさんとか、そういう会議の場でも彼らは一様にね、黙る。話がそこで進まないの。(松山氏)

松本尚氏は、医療者側の足並みが揃わない限り行政が動かない理由を、以下のように説明する。

僕は、それ（外傷診療体制が十分に整備されていないこと）は社会問題だと、僕は思ってるけど、それは一部の専門家が思ってるだけであって、国民はそんなこと知りません、となると、その状態で行政が動く必要性がないので、それは「医療の従事者の中で決めてください」ということになるわけ。……少なくとも千葉県では、そういう答えだったし、厚労省も「いや、今救命センターの役目として、重症の外傷も診ますし、心筋梗塞も診ます、脳卒中も診ます、書いてあるわけですよ」。まあ、1970年代の決まりなんだけどね。「書いてあるから、重症外傷診るのは救命センターって決まってるから、全国に約300か所ありますから、そこで診てください」というふうに答えが返ってくるだけで、その質がいいとか、悪いとかって言うことは、とりあえず問うてないわけですよ。(松本尚氏)

以上の通り、行政が施策を実現するためには、行政側がその施策を実現する必要性を認識している必要があることが分かる。

しかしながら外傷診療体制について、多くの行政が改善をする必要性を認識していないと、八戸市立市民病院の今明秀院長は指摘する。その上で今氏は、行政による外傷センターの指定により、成果を出している横浜市が例外的であることを、青森県と比較して説明する。

横浜市のように、行政が入ってきて上手くいってるのは、成り立ちが違うからで、交通事故が大変だった時に、神奈川県交通災害センターっていうのが、県で作らなきゃダメだったということで、済生会病院にできたわけで、まず交通事故撲滅を神奈川県第一の目標にしてたわけです。だから横浜ではうまくいきました。青森県だと、例えば第一の目標がリンゴを上手にとかね、お米をたくさん作るみ

たいなことなわけですよ。そこには力を入れるけど、青森県の目標に交通事故撲滅ってのは載ったことないんですね。(今氏)

外傷センターがわが国においてできない理由には、医療者間におい合意がないこと、またそもそも行政が外傷センターの必要性を認識していないこともあり、医療者間で論争となる事案には行政が介入しないためであることが分かった。

## 4.2 学会による外傷センター創設の動き

### 4.2.1 学会における議論の頓挫

松本尚氏によると、行政には外傷センター設立の機運がなかったため、外傷学会において外傷センターを創設しようと努力を続けてきた。八戸市立市民病院の吉村医師は、現在学会主導により外傷センターについての議論がなされている背景として、これまでの行政の施策が不十分であったことに由来すると指摘する。

行政が、専門医とか各診療科、病院のレベル、診療レベルとかそういうところにまで踏み込んだ地域医療計画というのを、これまでしてこなかった。そこがやっぱり、今学会主導でどうにか補おうとしている側面だと思います。(吉村氏)

ところが、学会において外傷センターの議論が続けられるものの、学会として足並みを揃えることができなかったことを松本尚議員は説明する。

(行政が動かない) だから学会で決めませんかっただけですよ。学会も10年俺が言ってきて、やっとこの紙切れ(日本外傷学会による提言)1枚だからね。……東京だけで20何か所救命センターあるでしょ。東京なんて、4か所ありゃいいんだよ。俺に言わしたら。たった4か所外傷やるのに、20何か所救命センターで、うちはできないっていうのはごくわずか。「うちもやります。うちもやります」どうやって決めるのこれ。例えば日本医科大学系で言えば、千駄木に日本医科大学ありますと。同じ系列で東京医科歯科大学も同じ系列の先生がいるわけですよ。文京区で2ついるか?……自分の日本医科大学の系列だけでも、どっちがやるかって決められないのに、そんな東京都全体で決められるわけがねえじゃろそんなの。だから学会では、「まず東京都が決める」……って学会で俺言ったの。みんな黙ってるわけだ。「決められないでしょ。なんならじゃあ俺が決めてやるよ」って言ったの。みんなドン引きしてたけど、そういうふうにしてまでも決めないと、外傷センターって決まらないんですよ。(松本尚氏)

八戸市立市民病院の今院長も松本尚氏同様に、外傷センターの創設に行政が関わることの重要性を指摘する。その上で、その以前の問題として、行政への提言を担う学会において、外傷センターの議論が瓦解してしまったことを詳細に説明する。

学会があるものを決めて、それを行政が受け入れて決断して行動する。そしてそれを学会がチェックして、進化させるっていうはずだったんですけども、一番最初の学会のところから、実は一枚岩でないことが分かったんですね。外傷センターっていうのは、重症外傷を集約化するっていうところから

スタートしなきゃダメだったんです。で、学会に入ってる半分くらいの人は賛成だったんです。……ところが、反対してる人たちが出てきたんですね。「集約化は賛成だけど、うちの病院が外されちゃ困る」っていうのが、東京と大阪だったんですね。東京と大阪には、「外傷は自分たちは一流にやってる」っていう施設が結構あったんです。それが集約化になると、例えば「10件（の医療機関）あるうちの、7件は遠慮してよ」ってことになるので、「それは我慢できない」と。そこでもめました。つまり、学会が一枚岩になって決めるはずだったのが、その決めるところからもめちゃったと。しかも、学会で権限を持っている人が東京と大阪に多く住んでいて、そして学会の選挙権持っている人たちが東京と大阪に住んでるので、結局地方の人たちが「賛成」って言っても、その地方の人たちに選挙権がないことが多くて、だから結局決まらなかったんですよ。決まらなかったんで、行政を動かすことができずに同じような議論を、「作った方がいいよね」っていうのが学会のプレゼンの場ではどんどん発言されるんですけど、いざ決める時になると決まないと。それがずっとありました。（今氏）

続けて島根大学病院の渡部広明医師も、学会における外傷センターの議論が「総論賛成、各論反対」であったと回想し、都市部の医療者が議論において折り合えなかった経緯を説明する。

「東京大阪外して外傷センター作ったらどうですか」って僕が提案したのよ。そしたら「なんで東京大阪外すんだ」って言い出したんで、「だったら東京大阪も入ってやったらいいじゃないかと、もっと議論に参加しなさい」と。「そんなところがやる、あれがやるみたいな議論辞めて、ちゃんと能力があるってことを提示してそこを認定しましょうよ」って言ったら、「もともと診てないんだから提示したくない。データが出てこない」。だから議論が進まない。しまいには大阪なんかでは、会議でデータみんなを出し合ってみてそれで決めようってなったら、「うちは出したくない」って言ったって。（渡部氏）

以上のように、学会は外傷センターの議論において歩調をとることができなかった。

#### 4.2.2 学会による議論の進展と限界

ただ八戸市民病院の今院長は、近年外傷センターの議論が進みつつあることを述べている。

ついここ1、2年でどういう変化が起きてるかっていうと、東京と大阪外しましょうと。東京と大阪外して地方だけの外傷センターっていうのを作ったら、もしかしたらいけるんじゃないかっていうことが、ここ1、2年で始まりまして、もしそうだとすれば、外傷センターっていう仕組みを学会で作って、それを行政が認識してもらって決断するっていうのが初めて進むんですね。ここ20年くらいやってきたことは無駄に終わったんですね。（今氏）

今氏によると、このように医療者間での合意形成が困難な状況において、行政による外傷センターの創設は望めないため、今後学会として外傷センターを指定していく考えであるという。

もめるところに、すんなり厚生労働省なりが決断できるかっていうと、なかなかいかないです。……ですから、国から外傷センター指定してやってもらうっていうのは、外傷学会としては今んところ諦めていて、外傷学会による指定っていうところを今狙ってやってるところです。（今氏）

学会において外傷センターの議論がまとまることは、大変有意義である。これまで見てきた通り、行政が施策を実現する上で肝要なことの1つに、医療者間での合意形成が図られているということがあった。そのため、学会がまとまることは、行政が施策を実現する上で重要である。しかしながら八戸市民病院の吉村医師は、外傷センターの指定における学会の役割の限界を指摘し、行政が果たす役割を論じる。

第三者的な立場で、場合によってはトップダウンで行政がしっかりと手綱を握ってやるしかないのかなあと、私は思います。これは学会主導でやっても恐らく、学会主導でやると、病院、医者同士の力自慢になってしまう。(吉村氏)

続けて今氏も、学会による外傷センターの指定では、搬送基準<sup>[39]</sup>において外傷センターが考慮されないことにより、必ずしも重傷外傷が外傷センターへ搬送される規定とはならない可能性があることを指摘する。ゆえに今氏は、行政の指定による外傷センターと、学会の指定による外傷センターでは実効性が異なるとの見解を示す。

以上のことから、重症外傷診療体制の質向上に向け、学会による取り組みだけでなく行政が主体的に関与することが重要といえる。

## 4.3 行政を動かすデータの重要性

### 4.3.1 行政にとってのデータの必要性

松本尚議員は立法者の立場となった現在、行政が外傷センターの創設に向け動かなかった理由を理解することができたという。

僕、今までずっと、医者立場から行政に「外傷センター作ってくれ、作ってくれ」って言っても、彼らが動かない理由は何なのかな。やる気がないのかな。ではなくて行政が動かなくてはならない、合理的な理由があるか、ないかなんですよ。(松本尚氏)

そして松本尚氏は、千葉県に対し外傷センター創設を訴えながらも、行政が動かなかった理由を次のように分析している。

我々が行政に対して、(外傷センターが)ないことの合理的な理由を説明しきれなかったからかもしれないな。今にして思えば。僕はこっちの側(医療側)にいと、「なんで作らないんだ」ばかりにいつちゃうわけですよ。「どうして作らないだ」みたいな。「作って当たり前だろ」ぐらいに思ってたけど、実は行政側からしたら、政治やる側からしたら、目線変えてしまうと、「あ、これ具体的な理由説明していないよね」。(松本尚氏)

行政が施策を実現するためには、その根拠となるデータが必要不可欠であることが分かる。

### 4.3.2 行政によるデータ収集の重要性

八戸市民病院の今院長も松本尚氏同様にデータの重要性を述べている。ただ今氏は、外傷診療の成績が、前述の千葉北総病院や八戸市立市民病院のように、成績が良好な施設からのみの発表であるため、「ちゃん

とやってない施設からは数字は全くでないで（データを収集することが）難しい」ことを指摘する。

八戸市民病院の吉村医師は、米国においては外傷センターの質が評価されていることを説明し、外傷診療のデータ収集並びに質の評価を行政が実施すべきであると主張する。

そこが海外との違いで、海外はそこ（外傷診療の質）をしっかりと評価しないと認定しないし、ある意味我々がやっているあの論文（自院の外傷診療の成績を発表している）にした取り組みも義務なんですね。義務としてやって、当然のようにやって、質をある意味公表して、そこに対して認定を受けるという、客観的で正当な評価を受けているのが、いわゆる行政の認定する外傷センターですが、日本は成績もよくなっちゃってるし、外傷センターがなくてもどうかなっちゃってるという枠組みの中で、当然やらなきゃいけない自施設の診療の質の評価もないがしろにしている施設が多いので、もし行政が何か切り込むのであれば、各施設の成績をしっかりと提出させて評価すること、それは外傷データバンクでも不十分なんで、外傷データバンクの中からさらにもう少し詳しい情報も含めて、しっかりと質を評価する。それが一番第一歩なのかなと思ってるんです。（吉村氏）

東京医科歯科大学病院の大友康裕救命救急センター長も、米国の外傷センターでは、診療体制の質が適切に評価されていることを説明する。

予測外死亡の数字は、州のほうでも把握できるのね。それっていうのを外傷センターごとに比較もできるし。だから全米の標準的な成績と特定の施設の成績の比較も可能なので、あまりにも死亡率が高そうなの、高いという施設に関しては、何らかの方法でチェックをするってことも、実施することも可能になるということだね。そういう状態であれば、どこに問題があるかっていうのも、また常態的に不適切な手術をする外科医がいることが原因なのか、手術室の準備態勢に問題があるのかとか、そういうことも洗い出すことができるんだけど。（大友氏）

学会が提言する包括的外傷診療体制の構築においても、「精度が高く継続性に富んだ疫学調査に基づくデータベースの構築には行政やメディカルコントロール協議会の主体的な関与が不可欠である」ことが指摘されている（日本外傷学会 2021: 5）。診療体制の質評価は行政に課せられた重要な役割である。

#### 4.3.3 実現可能なデータ収集の方策

ところが、質の評価に対する医療者側の抵抗は、小さくないことを島根大学病院の渡部医師は指摘する。

もうね、全国調査<sup>[40]</sup>（2000年のPTDの調査のような）がたぶんできないんだと思うんですよ。当時は多くの方がPTDっていうのが何かよくわからないけれども、全国調査があるから、「じゃあ回答しよっか」って回答したわけですよ。でもPTDって何かって言うと、ほんとは死んじゃいけないのに、死んでる人じゃないですか。で、その意味が分かっちゃったら、各病院さんとしてはどうですか。「今からPTD調べるので、おたくのPTD出してください」って言われたら、病院さんとしてはどうですかね。出したくないでしょ。自分のとこのあらを出す感じでしょ。それが分かっちゃったので、回答が得られないですよ。（渡部氏）

八戸市民病院の今院長も渡部氏同様に、質の評価に対する医療者側の抵抗が大きいことを説明する。

PTDという言葉が、医者が嫌いなんですね。第三者に評価されるってことが大嫌いなんですね。……がんの登録も上手くいっているのは、ダメって言ってないんですよ。お宅の施設の5年生存率は何割です。そこで止まっているんですよ。例えば時々、読売新聞とかが、それを暴露して、乳がんがいい成績の県と悪い成績の県があるからおかしいんじゃないのみたいなことができるわけですね。そうするとそれに対して地元医師会からクレームがいきますね。(今氏)

都道府県によるがんの生存率の格差の公表でさえ医療者側の抵抗がある中で、PTDを調査することは極めて医療者側の抵抗が強い。

そのため八戸市民病院の吉村医師は、「現状把握をどこまで正確にできるかっていうところが、それがプリベンタブルかプリベンタブルじゃないかってところの以前の問題として非常に重要」であると指摘し、PTDの調査ではなく、より多くの医療機関が外傷データバンクへ外傷症例を登録することにより、さらなるデータの収集・分析を可能とする案を提言する。ただ、多くのインタビュー対象者が指摘することではあるが、外傷データバンクの症例登録作業は例えばがんの症例登録と比べ、より複雑で専門性が高い。ゆえに今氏は、症例登録に関わる人材の人件費の補助を行政が行うことを提案する。今氏によると、ドクターヘリのデータベースを構築する際、データの欠損値が多かったため、厚生労働省がデータ登録者の人件費の補助を実施した。すると、データベースの欠損値が少なくなったという(今氏)。今氏はこのドクターヘリのデータベース事業の成功例を参考に、複雑で専門性が高い外傷データベースの登録者に対する人件費の補助を、行政が実施することは有意義であると主張する。

松本尚議員が指摘する通り、行政が施策を実行するためには、その根拠となる理由が必要である。そのため、外傷センターを行政が事業化するため、当該地域の疫学調査を実施することは有益である。現に、横浜市は重傷外傷センターを創設するため、横浜市内のPTDを調査している(横浜市救急医療検討委員会2013)。しかしながら、PTDの疫学調査は上述の通り医療者側の抵抗が強いことが分かっている。したがって、外傷診療体制の質をこれまで以上に把握するためには、より多くの医療機関が外傷データバンクへ症例の登録を行うことが先決である。その際の登録者の人件費を行政が補助することは、行政に求められる役割の1つである。

## 4.4 高度救命救急センターの施設要件の見直し

### 4.4.1 高度救命救急センターの形骸化の現状

松本尚氏は外傷診療体制の質向上のため、理想的には外傷センターを創設すべきとしながらも、現実策として「高度救命センターの見直しから始めるのが一番近道」であるとの見解を示した。

救急医療対策事業実施要綱によると、高度救命救急センターとは「救命救急センターに収容される患者のうち、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れるものとする」とされており、2022年7月1日現在全国に46か所整備されている(厚生労働省2022c;宮城県2022)。

ところが松本尚氏は、「中毒なんて、どこだって今診れるようになってるし、指つなぐかつながないかは、救命センターの仕事じゃないのよ。形成外科の仕事」であると語り、今日における高度救命救急センターの施設要件として、指肢切断と急性中毒は不適であると指摘する。松本尚氏は、救命救急センターができた当初、これらの疾患へ対応ができない施設があったために高度救命救急センターが作られたことを解説するとともに、高度救命救急センターの形骸化<sup>[41]</sup>を指摘する。

鳥取県立中央病院の小林医師も同様、高度救命救急センターの施設要件に疑問を呈する。

高度救命の要件を満たしてる要件とかですね、含めると、これできないのにどうして救命センターなんだろうって思っちゃいますもん。熱傷治療、切断にしる、中毒にしる、普通にやってますもん、いやむしろ全然特殊じゃないですもん。(小林氏)

さらに八戸市民病院の今院長も、高度救命救急センターの施設基準が、現状にっていないことを指摘する。

全然現実的じゃないです。弥生時代みたいな話です。縄文よりはまともだなと。……既得権があって、既に高度救命センターの権利をもらってる人がいるわけで、その人たちから「あなたのところは、広範囲熱傷の手術できてないし、ダメージコントロール<sup>142)</sup>もできてないから剥奪するよ」ってわけにはいかないんですよ。(今氏)

厚生労働省の大村拓救急医療対策専門官も高度救命救急センターについて「実態として救命救急センターの方が救命救急センターの充実段階評価が高いところもある」と語り、高度救命救急センターにより質のばらつきがあることを認める。その上で、高度救命救急センターの施設要件について「要件が古いものである」との認識を示し、「それが適切か不適切かっていう検討をしてない」現状を説明する。

#### 4.4.2 高度救命救急センターの外傷センター化

ただ今氏は、重症外傷診療体制の質向上に向け、制度として実在する高度救命救急センターの枠組みを利用することを提案する。今氏は、「高度救命センターイコール外傷センターにしちゃえば、既にお金がおりにくる仕組みがあるわけだから」、高度救命救急センターの施設要件を「外傷の条件を重く」見直すことで、「結果的にそれ（高度救命救急センター）が外傷センター」とすることができると主張する。

行政がどこまで、どうすればいいのかって、凄く答えが分かってくる。……外傷部分を濃くすると。それが外傷診療に対する行政の関わり方であって、その分かりやすい形としては、高度救命救急センターという一文でいいんだと。その中身を外傷寄りにするんだと。(今氏)

大村氏は、上記の通り高度救命救急センターの施設要件について、現状においては適切か否かの検討を行っていないため、施設要件自体を見直すのではなく、施設要件に重傷外傷を「追記することは可能」との見解を示した。

行政が重症外傷診療体制の質向上に果たす役割として、高度救命救急センターという既存の枠組みを使用し、実質的に外傷センターとする方策があることが分かった。

### 4.5 救命救急センターの外傷センター化

#### 4.5.1 救命救急センターの施設数の適正化

2022年7月1日現在、全国に救命救急センターは300か所整備されている（厚生労働省 2022c）。鳥取県立中央病院の小林誠人高次救急集中治療センター長は、重症外傷を「(発生数が)少ないから集約化しな

いとけない」と集約化の必要性は認めながらも、外傷センターの必要性は否定している。その理由として小林氏は、既存の救命救急センターが本来求められている、「重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる」役割を果たすことで、全ての救命救急センターが重傷外傷の患者に適切に対応できるからであると説明する。(宮城県 2022)。

小林氏は「そもそも救命救急センターが外傷診られないというのは、おかしい話」であると述べ、「むしろ救命救急センターの質をきちんと担保して」、いわゆる外傷センター機能を、全ての救命救急センターが本来持たなければならぬと主張する。ゆえに小林氏は、救命救急センターが国から求められている役割を果たすことで、外傷センターをあえて作らずとも、重症外傷診療の質を担保することができるかと指摘する。ただ小林氏は、現状の救命救急センターが、救命救急センターとしての機能を適切に提供できていないことが、都市部においても存在することを、妊婦の外傷患者を例に説明する。

救命センターって、これ受けられませんというのがあつたのが、不思議ですもん、東京だとか。え、なんで？妊婦さんの外傷受けられないの？救命センターでしょっていうのありますもん。……救命救急センターって最後の砦でしょ。最後の砦が、これ最後じゃないじゃないですか。(小林氏)

このように、救命救急センターが本来の役割を果たせていないこともあるため、小林氏は救命救急センターの在り方を見直す必要があると主張する。小林氏は、現状の救命救急センターの問題点として、救命救急センターの施設数が過多であることを挙げる。同様に八戸市民病院の吉村医師も、救命救急センターの施設数が過多であり、それがゆえに質の担保が困難であることを指摘している。

海外の、特にアメリカなんか地域として国土が広いし、ヨーロッパもそうなんですけど、認定される外傷センターっていうのは非常に地図で見ると少なく、日本は救命救急センターの数だけ見ても、異常なくらい多いわけなんですよ。なので素人の一般市民からすると、これだけたくさん病院があつて、運んでもらえてっていうのは、ある意味ありがたいように映るんですが、外傷患者さんの治療成績の担保、質の維持ってことを考えると、当然今運んでいる、今消防の救急車で運んでいる病院のほんの一握りに限定しないと質は維持できないし、限定したとしても、それで欧米と同じくらいの数かつて言うとならぶぶん多すぎるくらいの数になると思います。(吉村氏)

救命救急センターの施設数が際限なく増え続ける理由について、B病院のA医師は病院にとり、救命救急センターが財政的に魅力的であることを解説する。

急性期病院にとって、救命センターがあるっていうのは、正直病院の収益にも直結してくるところなんです。いろんな補助金だとか、患者さんの医療単価とかも変わってきます。なので、実質的な中身が伴っているかどうかは別として、「救命センターになりたいです」みたいな病院はあるわけですね。(A氏)

同様に松本尚議員も、病院にとって救命救急センターを有する財政的な利点を説明する。

心肺停止の患者1人診ても、どんと金があるわけですよ。救命センターじゃないところが心肺停止の患者さん診ても、金低いんですよ。ただ救命センターであるだけで、心肺停止診ただけで金つくんで

すよ。どっちも全然助かりませんよ。(松本尚氏)

このような財政的な理由により、救命救急センターは増え続けている。

小林氏は、救命救急センターの施設数過多により、発生数の少ない重症外傷の症例が救命救急センター間で分散してしまい、適切な対応をとることのできない施設が発生すると説明する。したがって、「救命センターの選定をもう少しきちんとすればいい」との見解を示し、適切な救命救急センターの施設数を、人口や地理的条件を基に行政が決定する必要があると指摘する(小林氏)。その上で、もちろん様々な地域の条件により左右されるものの、あくまでもモデルとして、2次医療圏や人口50万人に1か所程度の救命救急センターが適切であると小林氏は主張する。

小林氏は、外傷センターの創設はハードルが高いため、救命救急センターの施設数を適切にし、診療体制の質を担保する方が「簡単でお金かからない」ことを解説し、救命救急センターの施設数を見直すことを提案する。松本尚氏も、「救命センターもピンキリになっちゃってるから、質の平準化っていうのをもうちょっとやった方がいいんじゃないかって気もする」と指摘し、救命救急センターの施設数を削減するべきであるとの見解を示した。

#### 4.5.2 救命救急センターの削減の実現性

救命救急センターの施設数を削減することで、1施設当たりの症例数を確保し、全ての救命救急センターが重傷外傷の患者を適切に診療できるようにするという案は、救命救急センターに本来求められている役割を実行させるという点で最も簡潔である。

厚生労働省の大村拓専門官は国の立場として、救命救急センターが増え続けることに対し、「機能が十分でない救命救急センターはもう増やすべきではないというメッセージとして発信していくのかなと思います」と述べている。ただ、救命救急センターが他の医療機関と役割分担をしている地域も多いため、「あからさまに国からの指針で、『お宅の施設の要件はこうです』っていうのが言いづらい」とし、救命救急センターの施設数はおろか、在り方についてさえ国が介入することの難しさを語った。

また、救命救急センターの施設数を削減するという案について、現実的ではないと主張する識者は多い。その一人である島根大学病院の渡部医師は、その理由について次のように解説する。

各病院が小ぶりなりすぎている。だからバンバンと潰して、それを1か所にガンと集めたら、医者の負担も減るし、いろんな意味でいいこといっぱい、いくんだけど、ただじゃあ、そこのどの病院潰すっていう話になるから、誰もこれができないから、そういう発想は現実性がないんですよ。(渡部氏)

その上で渡部氏は、救命救急センターの施設数を適切にするという案は、確かにこの案を主張する小林氏がいる鳥取県においては現実的であると語る。実際、鳥取県における救命救急センターは、鳥取県立中央病院と鳥取大学医学部附属病院の2病院のみであり、これ以上救命救急センターの施設数を削減する必要性がないからである(渡部氏)。救命救急センターを適切な施設数とする、すなわち救命救急センターの施設数を削減するという案は、鳥取県のような一部地域を除き現実性が極めて怪しい。しかしながら、この案を行政が実行できるならば、外傷センターを創設せずとも重症外傷診療体制の質向上は達成できる。

## 4.6 厚生労働省の役割

### 4.6.1 国による外傷診療体制への関与の必要性

「国が認定する仕組みをやっば作らないと」、このように、国により認定する外傷センターが必要であると語るのは島根大学病院の渡部医師である。渡部氏は地方の医療現場で外傷診療を行っている立場から、一部の地域での先進的な取り組みのみでは「地域間格差」がさらに広がることを懸念している。その理由として渡部氏は、「外傷センター作るには金かかります」と指摘し、地方自治体に外傷診療体制構築の施策を完全に委ねていると、財政的な観点からも外傷センターを創設する自治体とそうでない自治体が分かれてしまうと解説する。そのため、「国主導で、全国あまねく」重傷外傷の診療体制を担保するため、「都道府県はこの基準に則って、決めなさいっていうふうに、上からオーダーを下におろさないと、都道府県はやりませんよ。お金かかるから」との見解を示した。

ただ渡部氏は、国が外傷診療体制に関し注力していないことを指摘し、「厚労省にまず（外傷診療体制の重要性に）気づいてもらわなあかん」と主張する。

問題なのは、厚生労働省が外傷の重要性を全く理解していない。厚労省に「外傷センター作らんといかんでしょ」って言ったら、「まあ、先生のおっしゃることはよくわかりますけど、……年間4万にでしょ」って言うんですよ。「脳卒中、心筋梗塞は桁が違いますよ」と。（渡部氏）

B病院のA医師も外傷センターの議論に関して「行政サイドで議論されていない」ことを嘆く。

事故も減っていくのに、救命センターがどんどん増えてくるっていうところで、やっぱり外傷の基準をきちんと作らないまま、救命センターでまかなえばいいよって、やっば外傷センター自体の議論が非常に遅かったし、そもそもこの外傷センターは、厚労省の考え方の中ではかなり後回しになってる。（C氏）

東京医科歯科大学病院の大友医師は、第1章で詳述した2000年における衝撃的なPDRが公表されて以降、「救急医が手弁当で」JATECの普及など外傷診療体制の質向上のため邁進してきたことを説明する。「自分たちの努力で、しかも自分たちの時間を潰して、全国に普及してきた」ことにより、外傷診療の成績は着実に良くなっている（大友氏）。そのため大友氏は、国としても外傷診療体制の質向上に向け、施策を実施する優先順位が他の疾患に比べ低くならざるを得ないことを認める。

何もしなきゃ、外傷に関しても（2000年代の産科の医療崩壊同様）崩壊してたはずだけど、我々が頑張ったおかげで、一部で上手くいってるので、お上としても、まあ上手くいってるんだったら、特に何もしなくていいじゃないかなっていう流れになってしまっている。（大友氏）

### 4.6.2 外傷診療体制における厚生労働省の立場

では、厚生労働省は現在の外傷診療体制についてどのような見解であろうか。厚生労働省医政局地域医療計画課災害等緊急時医療・周産期医療等対策室の大村拓救急医療対策専門官より、国としての考えを伺った。

大村氏によれば、厚生労働省としては銃創や爆傷など発生数が少なく特殊な外傷に関しては、例えば「各県一個」単位の「地域の拠点となるような高度救命救急センター等」の基幹施設で適切に治療を行えるよう、例えば外傷外科医等養成研修事業<sup>[43]</sup>を通し支援を行っていくと説明する。その上で、これら以外の通常の

重傷外傷については、「通常の周辺の救命救急センターでは、外傷外科医を増やしてくとかではなくて、根治的な治療まではできなくてもいい」と語り、初療を適切に行えることを求めるとの見解を示した（大村氏）。ただ一方で理想的には、全ての救命救急センターにおいて外傷診療体制が整えられていることが望ましいとの考えも示している（大村氏）。

どこの救命救急センターでも診られるようにして欲しいんですね。いわゆる均てん化です。どこの施設でも、全国どこにいてもけがをしても大丈夫っていう状況になるのが、一番理想的ではあります。（大村氏）

しかしながら島根大学病院の渡部医師は、既存の救命救急センターの均てん化を主張する厚生労働省の姿勢に疑問を投げかける。

でもそれで上手いかんかったやろ、この20年間。それに対しては、「どうやねん」って言ったときには答えが返ってこない。だから彼らは実はアイデアもってないんですよ。「救命センターを運用でカバーする」とか「在り方を検討します」とかよく言うんやけど、で、そのアイデアを教えろと。ノーブランチだから。ちゃんとそれ提示してきたことなんか一回もないよ。……だからダメなのよ。だからそういう発想はずっと言い続けてきて20年ダメだったんでしょ。そこに反省というものがやっぱりないと、今までの論理はやっぱりダメだになっていうことで、方向転換してもらわないかんのだけど、行政ってそうはならない。（渡部氏）

ただ大村氏も、本来救命救急センターは、国の指針通り「なんでも診れなければいけないはず」ではあるところ、実際には「多様化している」ことを認め、救命救急センターの均てん化には限界があることを認識している。

均てん化といってもできないですよ。診療科が限定されている救命救急センターもある。（大村氏）

では、渡部氏が主張する国による外傷センターの創設について、国としての考えはどのようなものなのだろうか。大村氏によると渡部氏が述べる通り、外傷センターという「名称を付けると、どうしても付いてくるのが金になってくる」ため、慎重にならざるを得ないと説明する。また大村氏は、「今社会にとって何が一番必要なのかっていうので、優先順位でそういうことは考えていくことになる」とも述べ、外傷センター創設への国による関与は、早急には検討ができないとの見解を示した。

#### 4.6.3 厚生労働省としてできること

大村氏は国としては、地域の医療事情が異なること、また地方自治の観点から「一律に」医療体制へ「踏み込めない」ことの難しさを語っている。また、「(外傷などの) 疾患単位の話が、どうしても検討会とかワーキングのところまで議論にならない」ため、国として疾患単位で施策を講ずる難易度の高さも語っている（大村氏）。しかしながら、国として何もできないわけではないと大村氏は述べている。例えば、都道府県が医療計画を作成する上での指針となる通知において、地域でより重傷外傷について考えることを求めることは可能であると大村氏は説明する。

地域の中で話し合ってもらう必要があるの、そういう話し合いを促すために、都道府県に対してうちから基本方針として、いかにそういう疾病が救命率が低くて特殊なものであって、人員配置とかそういったものが必要であるかっていうのを示していく。(大村氏)

また、地域のメディカルコントロール協議会において、外傷に特化するのではなく救急医療体制全般に対し、より議論を求めることも可能であるとの認識を示した。

外傷だけに特だしするような記載じゃない書き方をして、今までよりも「ちゃんとみんなで検討してください」とかなんかそんな感じの書き方からまず始まったりするのかな。(大村氏)

そうすることで、医療機関が「より役割分担とかができやすいようにしたい」と大村氏は語った。

国が外傷診療体制の質向上に向け果たす役割として、地域において医療機関の役割分担についての議論が進むように、後押しする方策があることが分かった。

#### 4.7 救命救急センターの役割分担

東京医科歯科大学病院の大友康裕救命救急センター長は、外傷センターの創設を主張しながらも、実現可能な案として、「救命救急センターの役割分担」を提案する。大友氏によると、救命救急センターの役割分担とは、各々の救命救急センターがそれぞれ得意な疾患を公表し、それを搬送基準へ反映させることにより、傷病者を適切な医療機関へ直接搬送するというものである。その一環として、外傷に関しても対応可能な医療機関を明示することにより、実質的なトラウマバイパスが可能となる。トラウマバイパスを搬送基準において規定することは、これまでに多くの識者が重要性を主張するところであり、大友氏の提案はこれに立脚するものである。

これまで検討した通り、実際に重症外傷の傷病者について、搬送基準において救命救急センターの役割分担を実施することでトラウマバイパスを規定しているのは、横浜市やC MC協議会であった。一方、東京都の現行の搬送基準では、重症外傷を含む「生命の危機を伴う重症、重篤な傷病者」は、「救急現場に最も近い医療機関を選定する」ことになっており、原則重症外傷の傷病者は直近の救命救急センターへの搬送となり、トラウマバイパスは行われない(東京消防庁 2022)。そのため都内においても、直近搬送をされるがゆえに失われる命があることを大友氏は指摘する。

診る体制にないんだったら断るのが、一番僕は正しいと思うんだけどね。残念ながら、一旦収容して、いろいろ検査をして、しかも2時間も3時間もかけて検査をして、「うちでは手術出来ないから転送です」というわけね。その手術が必要な患者さんが、手術開始までにもう2時間も3時間も浪費されてると。実際にうちの病院に来た時には、よそからね、転院になってきた時には、搬入と同時に心停止みたいなのもあったり、それからたくさん輸液をしてることによって、血がすごく薄くなってしまっていて、血が固まらなくなっている。そういう状態で転送するのは、残念ながらあるんですね<sup>[44]</sup>。(大友氏)

このような事態を防ぐため、大友氏は救命救急センターの役割分担により、搬送基準において重症外傷を、その診療に長けた施設へ搬送することを規定する案を提言する。そして、この案であれば、医療者間での軋

轢が生じにくいことを、搬送基準を策定する行政にとってもハードルが低いことを説明する（大友氏）。

今は全ての救命救急センターが、全て最高の救急診療を提供するっていう、そういう前提でなるべく近いところから運ぶっていう、そういう救急隊のプロトコールになってるのを、疾患別に搬送先を決めるっていう風にすればいいので、仕組み自体を変えて実行するのは難しくないと思う。（大友氏）

搬送基準において、重症外傷をその診療に長けた施設へ搬送することを搬送基準で定めることは、トラウマバイパスを行うことにつながり、実質的に外傷センターへ搬送するシステムに近い制度を構築することができる。その点で、搬送基準を策定する行政の役割は大きいものといえる。

## 4.8 行政の役割の包括的な検討

本章では、行政主導による外傷センターの創設に限られた自治体である理由を考察し、重症外傷診療体制の質向上のために行政が果たす役割を、外傷センター創設以外の観点からも検討してきた。

その結果、外傷センターを創設するためには、学会による取り組みでは限界があるため、行政が主体的に関与する必要があることが明らかとなった。一方、行政が施策を実現するためには、その根拠となるデータが必要不可欠である。そのためには、行政が外傷診療のデータ収集並びに質の評価を行うこと、またデータ収集のための人件費の補助が重要であることが分かった。さらに、時代に即した高度救命救急センターの施設要件の見直しや、救命救急センターの在り方自体の見直しによる、これらの実質的な外傷センター化、また救命救急センターの役割分担による搬送基準の見直しも肝要であることが明らかとなった。

## 5. 東京都における外傷診療体制の実態

これまで、行政が重症外傷診療体制の質向上において果たす役割を、様々な視点から考察してきた。その中で多くの識者により、多種多様な医療機関を有する東京都において、外傷センターを作る場合の難しさが述べられてきた。

様々な医療機関を有する東京都において外傷センターを創設する場合、外傷センターとなる医療機関の選定には相当な困難が予想される。その東京都を事例に、外傷センターのあり方を考えることは、これまで検討してきた様々な論点を洗い出すこととなる。さらにこの検討は、東京都以外の地域において外傷センターを作る際にも参考となりうるため、大いに意義があるものとする。そのため第5章と第6章では、外傷センターの創設を中心に、重症外傷診療体制の質向上において東京都が行政として果たすべき役割を考察する。

### 5.1 東京都の外傷診療体制

#### 5.1.1 東京都における外傷センターの必要性

日本医科大学病院の金史英医師らは、2018年6月の日本外傷学会において、「東京都における外傷センターを考える 必要か？可能か？」と題し、外傷データバンクを用いて都内の救命救急センターの外傷手術の件数を解析した結果を発表した。それによると、都内26全救命救急センターの外傷手術症例を仮に5施設に集約したとすると、1施設当たりの開腹手術の件数は年間平均12例、つまり月平均で1例となることを明らかにした。金氏らはこの解析結果について、都内の外傷手術症例を仮に5施設に集約すると、1施設当たり「十分ではないが手術件数の増加は期待できる」と結論付けている（金ほか 2018: 205）。

金氏にこの内容を踏まえてインタビューを行ったところ、東京都において外傷患者を集約化し、治療ができる外傷センターが「必要」であるとの考えを示した。その理由としては以下に記すように、外傷患者が減少していく中で、1施設当たりの症例数が不足し、治療に必要な技術が維持できなくなることへの危惧があるという。

（東京都は）人口が多くて、施設が多くて、さらに病院と病院の距離が近いけども、患者さんっていうのは減っていく中で、（外傷患者が様々な病院に）分散してしまっているんで、1施設に来る患者さんの件数は減っている。それは喜ばしいことではあるかもしれないけども、患者さんの件数が減ってことは、実際に手術をする機会が減っていったらすると、技術的なものとか診療体制としての習熟というか、そういったものがなかなか維持ができなくなってしまう。（金氏）

実際、外傷症例を集約化している横浜市重症外傷センターの東部病院でさえ、外傷外科医が必要であった超緊急手術<sup>[45]</sup>は年間にして5例のみであった（清水ほか 2016）。東京都の現行の搬送基準では、重症外傷の傷病者は直近の救命救急センターへの搬送となるため、外傷患者は分散してしまう（東京消防庁 2022）。したがって、1施設当たりの症例数は横浜市の重症外傷センターよりも少ないことが容易に予想される。

また、東京都は今後も救命救急センターの施設数を増やす方針でいるため、さらなる外傷患者の分散につながる事が予想される（東京都福祉保健局 2022a）。このような状況下において、「施設を集約をした方が、（1施設当たりの）件数も多いので、外傷診療のレベルも上がる」ため、東京都に外傷センターが必要と金

氏は考えている。

### 5.1.2 東京都における外傷センターの現実性

しかしながら金氏は、実際に外傷センターを作れるか否かという点については、「なかなか難しい」との見解を示した。その理由として、例えば「日本医大とか帝京っていうのは、昔から外傷をよくやっていて、医科歯科大学もそうなんですけど、マンパワーもあって診療能力も高いところが近接をしている」ために、行政が外傷センターを選定し、指定することが難しいという。

横浜市で、重症外傷センターの一翼を担う市大センター病院の岩下医師は、横浜市で重症外傷センターを作ることができた理由について、横浜市内には大学病院があるものの、横浜市立大学を除いた全ての病院が大学病院の分院としての位置づけにあるため、市内で主導的な役割を果たす施設が限られていたことを挙げている。

音頭とする人は、まあ横浜市大ってなってる。で、周りの人たちも、横浜市大は古くからやって、ヒトがたくさんいて、中心だって思ってるから、じゃあ我々が「こういうふうにやりましょうか」というと、「はいやりましょう。頑張りましょう」というね、風土ができてる。東京でそれ言ったらさ、ね、東大はいる、医科歯科はいる、日本医大はいる、あと日本赤十字がいるとか……。 (岩下氏)

岩下氏は東京都の現状について「音頭（を）とする人が多すぎる」と評し、都内の関係各機関をまとめることができる医療機関が不在であるがゆえに、東京都において外傷センターを作ることの難しさを指摘した。

## 5.2 東京都における外傷診療体制のアンケート調査の概要

これまでのインタビュー調査で得たこのような状況認識の下、筆者は東京都における外傷センターの在り方を考えるためには、都内の重症外傷診療の体制や医療機関の意識を調査する必要があると考え、都内全26救命救急センターに対し外傷診療に関するアンケート調査を実施した。

アンケート調査は、①各施設の重症外傷診療体制の基礎データを把握すること、また、②重症外傷診療の質向上のために外傷センターは必要か否か、③東京都において外傷センターを設立すると仮定した場合に当該施設が外傷センターに立候補する意思があるか否か、という主に3つの問いに対する回答を得ることを軸に調査票を設計した。設問は、(1)日本外傷学会専門医研修施設であるか、(2)日本外傷学会が提言している外傷蘇生センターの要件に当てはまるか、(3)外傷センターを設立する場合、立候補をしたいか、(4)東京都において外傷センターは必要であるか、(5)東京都における重症外傷治療へのご意見、の計5問であり、項目数は全部で14項目とした。なお、本章で検討する「外傷センター」とは、日本外傷学会が提言している「外傷蘇生センター」をモデルとして捉えている。

アンケート調査は郵送により実施し、都内全26救命救急センターのうち、58%にあたる15施設から回答を得た。回答率は約6割であるため、東京都全ての救命救急センターの診療体制について網羅はできていない。そのため都内の外傷診療体制の全体的な質向上を考える場合、回答を得られなかった他の救命救急センターの診療体制についても把握する必要があることをあらかじめ付言する。

調査にご協力いただいた施設は以下の表1の通りである。なお、回答内容について匿名化を希望した施設には、匿名化を施している。

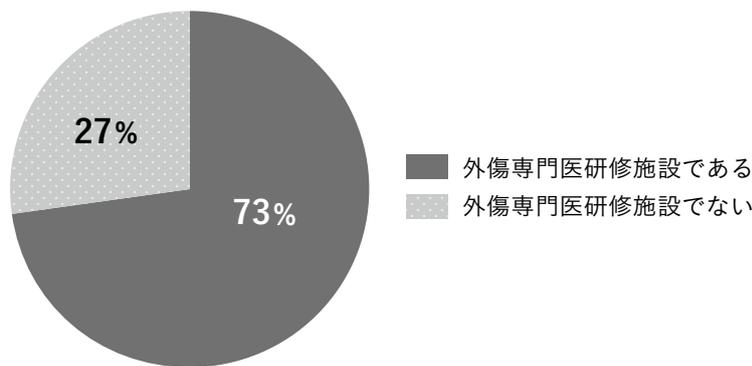
表1 アンケート調査対象医療機関名

\*無回答

医療機関名	名前	役職
日本医科大学付属病院	横堀將司氏	部長
東京医科大学八王子医療センター	弦切純也氏	救命救急センター長
帝京大学医学部附属病院	森村尚登氏	救急科科长
武蔵野赤十字病院	原田尚重氏	救急救命センター長
日本医科大学多摩永山病院	畝本恭子氏	部長
東京都立多摩総合医療センター	清水敬樹氏	部長
日本大学医学部附属板橋病院	木下浩作氏	部長
国立病院機構災害医療センター	*	*
聖路加国際病院	大谷典生氏	救命救急センター長
東京女子医科大学附属足立医療センター	*	部長
青梅市立総合病院	肥留川賢一氏	救命救急センター長
日本赤十字社医療センター	林宗博氏	救命救急センター長
国立国際医療研究センター病院	佐々木亮氏	救急科診療科長
東京大学医学部附属病院	土井研人氏	救命救急センター長
東京都済生会中央病院	関根和彦氏	救命救急センター長

### 5.3 アンケート結果

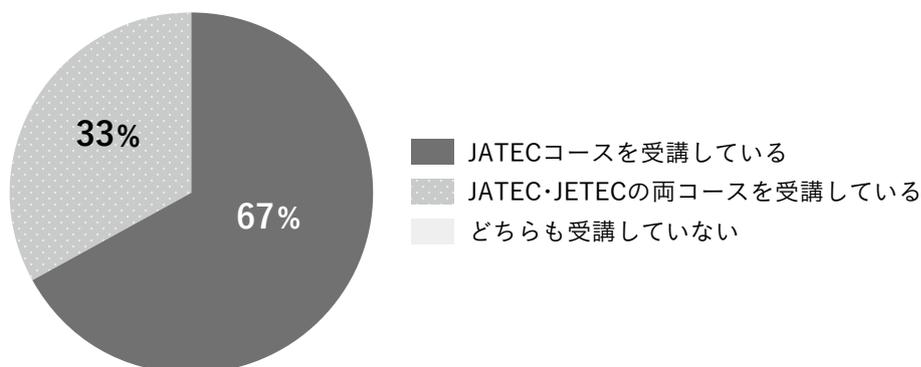
#### 設問1 日本外傷学会専門医研修施設であるか



回答をした15施設のうち、「日本外傷学会専門医研修施設である」のは11施設、「日本外傷学会専門医研修施設でない」のは4施設であった。この結果から、都内の救命救急センターでは約7割という高い割合で、外傷専門医を教育する体制が整っていることが分かる。

## 設問2 日本外傷学会が提言している外傷蘇生センターの要件に当てはまるか

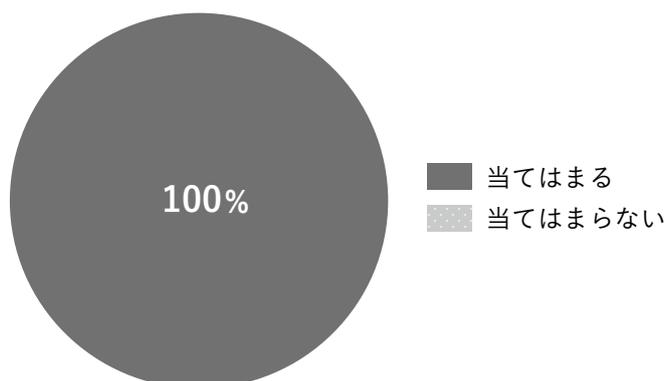
1. 外傷初期診療を指揮する医師は、JATECコースを受講していること（JETECコース<sup>[46]</sup>を受講していることが望ましい）



回答をした15施設のうち、「JATECコースのみを受講している」医師を要するのは10施設、「JATEC・JETECコースの両コースを受講している」医師を要するのは5施設であり、「どちらも受講していない」施設はなかった。全ての施設で外傷の初期診療対応のコースを医師が受講しており、外傷の初期診療に関してはどの施設においても問題がないと考えられる。

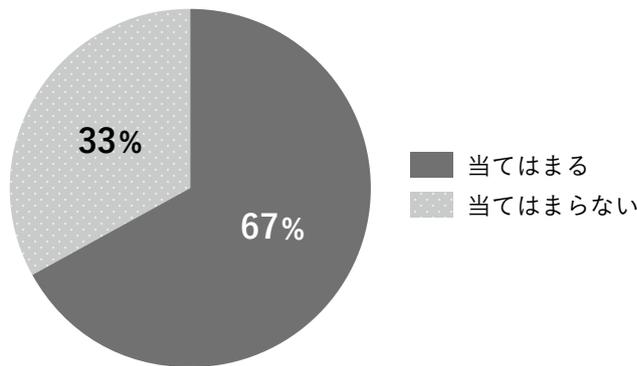
一方、JETECのコース受講に関しては受講が3割ほどの施設にとどまっていることから、JETECの普及が課題であることが分かった。ただ、これらのコースの受講を外傷蘇生センターの要件とすることに関しては、「この質問は、広く受講機会が均等かつ十分ある必要があります。現在JATEC、JETECのコース開催が滞っている状況で、受講したくてもできない状況です。これをもって要件の有無とするのは適切ではないと思います」（H病院）という意見があり、受講機会のアクセシビリティという状況を含め、慎重に判断をする必要がある。

2. 緊急コールから5分以内に、救急科専門医など外傷蘇生に精通した医師が初療室に参集でき、蘇生処置を開始できること



回答をした15施設全てが、「緊急コールから5分以内に、救急科専門医など外傷蘇生に精通した医師が初療室に参集でき、蘇生処置を開始できる」要件に当てはまった。

3. 緊急コールから30分以内に外傷外科医、IVR医による止血処置、60分以内に脳外科医による開頭手術が開始できる体制があること

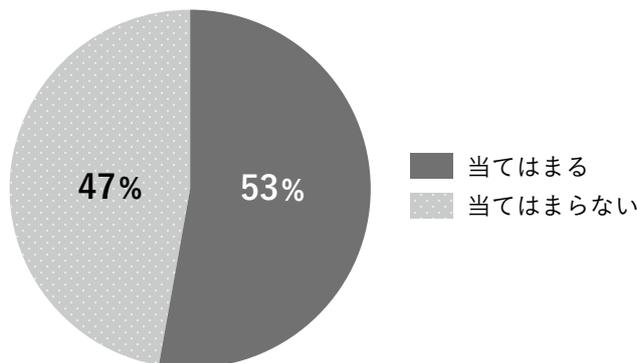


回答をした15施設のうち、この要件に「当てはまる」と回答したのは10施設、「当てはまらない」と回答したのは5施設であった。

「止血をできる体制」にあるという要件は、外傷蘇生センターを構築するにあたっては必須と考えられる。横浜市の指定により、現在重症外傷センターとして稼働している東部病院の清水は、「重症外傷を受け入れる外傷センターは、外傷外科医（主に頸部、胸部、腹部外傷を担当する外科医）が初期診療より関与し、手術適応の際には遅延なく開胸開腹手術を施行することが必須である」としている（清水ほか 2016: 461）。これに対し、全国的には比較的体制が整っている<sup>147)</sup>と考えられる東京都の救命救急センターにおいても、約3割の施設でこの要件を満たさないことが分かった。

またこの項目は、外傷蘇生センターの要件とされる10項目の中で、満たしていない施設数が多く、止血術ができるか否かは各救命救急センターにおいて分かれる状況となった。この要件に「当てはまらない」理由を尋ねると、「外傷外科医が常在していません」（東京大学医学部附属病院）、「人的に足りません」（青梅市立総合病院）、「外傷外科医は必ずしもこの条件には当てはまらない」（I病院）などの回答があり、外傷外科医の不在による問題が大きいことが明らかとなった。

4. ISS 16以上の重症患者を、年間150例以上診療していること

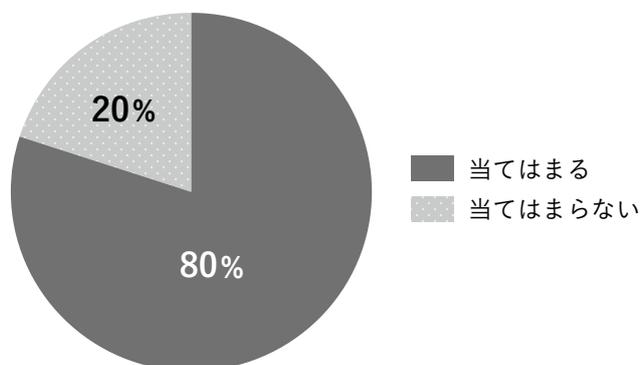


回答をした15施設のうち、この要件に「当てはまる」と回答したのは8施設、「当てはまらない」と回答したのは7施設であった。

この項目は外傷蘇生センターに求められる10項目の要件の中で、最も満たしていない施設が多かった。交通事故の減少などによる重症外傷の減少、また都内には救急患者を受け入れる医療機関が多いことによる患者の分散により、約半数の救命救急センターにとって、この症例数の要件は厳しいものであった。ただ、

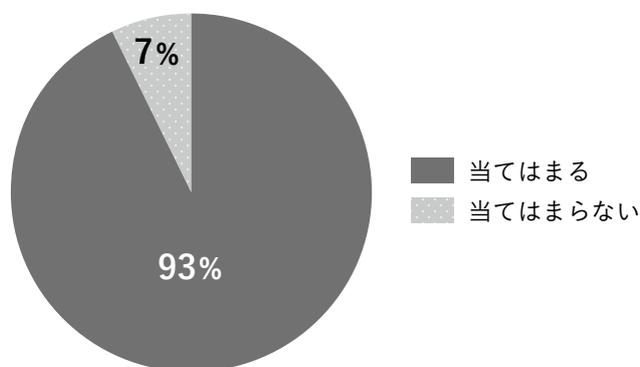
「2019年以前は同程度以上診療してましたが、COVID-19まん延移行は年間80例程度です」（帝京大学医学部附属病院）と回答している医療機関もあり、この要件は新型コロナウイルス感染症の影響も考慮する必要がある。

5. 日本外傷データバンクに全ての入院外傷患者を登録し、日本外傷学会が定める「質の評価指標」を開示していること



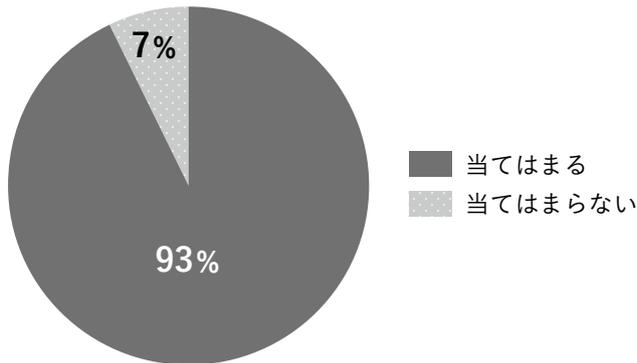
回答をした15施設のうち、この要件に「当てはまる」と回答したのは12施設、「当てはまらない」と回答したのは3施設であった。多くの施設ではこの要件を満たしているが、一部の施設では外傷患者を受け入れてはいるものの、この要件を満たしていない施設がある。

6. 多数傷病者や局地災害発生時に、消防や警察の要請に応じて医師を現場に派遣する体制が確保されている



回答をした15施設のうち、この要件に「当てはまる」と回答したのは14施設、「当てはまらない」と回答したのは1施設であった。ほぼ全ての救命救急センターで、医師を現場へ派遣できる体制が整っている。

7. 外傷診療に関わる医療従事者に対する外傷診療教育を、継続的に実施していること

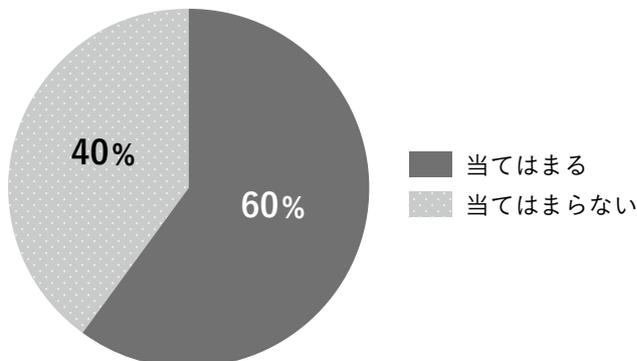


回答をした15施設のうち、この要件に「当てはまる」と回答したのは14施設、「当てはまらない」と回答したのは1施設であった。1施設を除きこの要件を満たしているが、外傷患者を受け入れてはいるものの、この要件を満たしていない救命救急センターも存在する。

8. 救急隊員に対するオンラインメディカルコントロールが、24時間体制で対応可能なこと

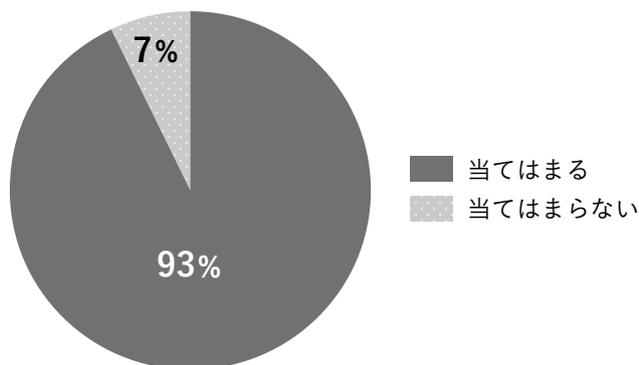
この要件に関しては、「東京都ではオンラインMCは病院で行っているものではありません。東京消防庁に24時間医師が常駐してMCを行っています」(H病院)、「東京は東京消防庁救急隊指導医のもとでonline medical controlを担保している」(I病院)との回答の通り、東京都においては東京消防庁が一括して対応することで、この要件を満たしている。そのため、次章において東京都における外傷センターの在り方考察する際、この要件を全ての施設が満たしているとみなす。

9. 専従医の2名以上が外傷専門医資格を有し、日本外傷学会専門医研修施設であること



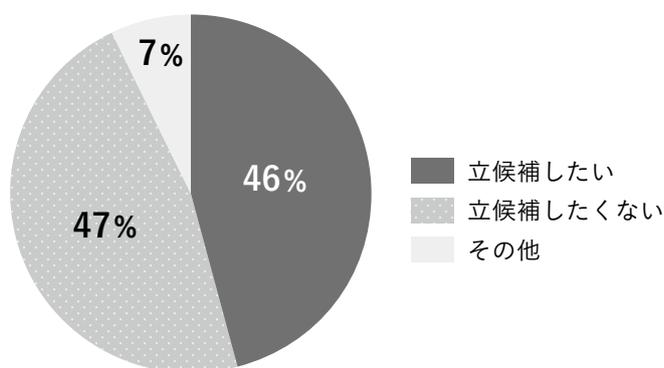
回答をした15施設のうち、この要件に「当てはまる」と回答したのは9施設、「当てはまらない」と回答したのは6施設であった。この項目は、外傷蘇生センターに求められる10項目の要件の中で、2番目に満たしていない施設数が多かった。外傷学会専門医研修施設であることに加え、2名以上の外傷専門医を有するという基準は、比較的マンパワーがある都内の救命救急センターであっても易しくはない基準であるといえる。

10. 大量輸血プロトコル；MTP（massive transfusion protocol）<sup>[48]</sup>が施設内にあり、発動の基準が明確なこと



回答をした15施設のうち、この要件に「当てはまる」と回答したのは14施設、「当てはまらない」と回答したのは1施設であった。1施設を除き、この要件を満たしているが、外傷患者を受け入れてはいるものの、この要件を満たしていない救命救急センターも存在する。

**設問3** 東京都が立候補をした施設の内数か所から10か所程度を、重症外傷症例を集約化し、常時迅速に重症外傷へ対応可能（手術による止血術を含む）とする外傷センターとして認定し設置する方針を打ち出した場合、貴施設は立候補をしたいと思いますか。なお立候補時点では施設要件は問わないものとします。（理由については自由記述回答）



回答をした15施設のうち、外傷センターに「立候補をしたい」と回答したのは7施設、「立候補をしたくない」と回答したのは7施設、「その他」と回答したのは1施設であった。外傷センターとして立候補したいか否かについては、概ね半数の施設ずつに分かれる結果となった。

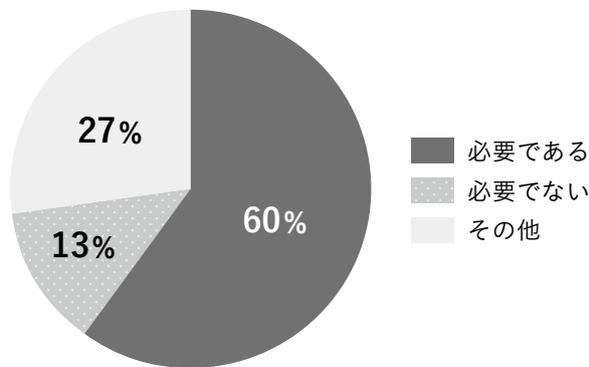
「立候補をしたい」と回答した理由を尋ねると、「すでに非常に多くの重症外傷症例を応需しています」（東京女子医科大学足立医療センター）、「当院救命救急センターでは、重症外傷患者の救命治療や手術治療を含む根本治療に注力してきたから」（東京都済生会中央病院）、「マンパワー、技術ともに対応可」（日本医科大学付属病院）、「経験をともなった施設がはたすべき役割と存じます」（東京医科大学八王子医療センター）、「当施設のミッションであると認識しているため」（J病院）との回答であった。「立候補をしたい」施設は、外傷診療に注力している施設であることが分かる。

続いて、「立候補をしたくない」と回答した施設に理由を伺うと、次のような回答であった。「救急整形外科医の確保困難」（G病院）、「施設のスタッフの構成がドクターカーやドクターヘリなどプレホスピタル診療及び、集中治療に軸足があるため」（東京都立多摩総合医療センター）、「対応できる外傷外科医が充足し

ていないため」(東京大学医学部附属病院)、「人数的に運営は難しい。当院はもともとER方式」(青梅市立総合病院)、「立候補をする条件に満たないので立候補はしない。……都内に在する26、これから28になる救命救急センターがすべてのことに長けたセンターである必要はないので、我々は自身の特性を活かしたセンターであれば良いと考えている」(I病院)。「立候補をしたくない」理由としては、重症外傷患者へのマンパワーの問題や、救命救急センターが外傷診療へ軸足を置いていないことが挙げられる。

「その他」と回答した帝京大学医学部附属病院は、「立候補で決める案件ではないと考えます」と回答した。その理由として、日本外傷学会が提言を行った「地域における包括的外傷診療体制 (ITCS)」における行政の役割を引き合いに出し、外傷センター施設は行政が「指定」するものであり、「自薦ではありません」と説明している(帝京大学医学部附属病院)。

**設問4 東京都において行政が外傷センターの施設認定に関与することにより、常時迅速に重症外傷へ対応可能(手術による止血術を含む)となる、外傷センターは必要であるとお考えですか。(理由については自由記述回答)**



回答をした15施設のうち、外傷センターが「必要である」と回答したのは9施設、「必要でない」と回答したのは2施設、「その他」と回答したのは4施設であった。東京都において外傷センターが「必要である」と回答した施設は半数を超えた。

「必要である」理由を尋ねると、「集約化が治療成績向上につながります」(東京女子医科大学足立医療センター)、「施設の役割が明確となれば、医療資源が有効に配分できるので」(東京大学医学部附属病院)、「外傷診療に注力していない救命救急センターもあるため(特に夜間に重症体幹部外傷に対する手術ができない救命救急センターがある)」(東京都済生会中央病院)、「外傷に明るいセンターに集約する事は必要である」(青梅市立総合病院)、「トレーニングを含め、集約化が必要である」(日本医科大学付属病院)、「必要と考えるが、その条件は厳格にする必要があり、外傷を優先的に受け入れることで、他の救命事案の受け入れができないようなものでは意味がない」(I病院)というものであった。外傷センターが必要であると回答した施設は、外傷症例の集約化の重要性を強調していた。

「必要でない」と回答した施設は、その理由として「関東郊外に比べると、圧倒的に重症外傷が少ない」(東京都立多摩総合医療センター)、「集約するならば、きちんと集約し、センターは必ず応需する体制が必要だと思うが、そうなるとは思えない。外傷センターに中途はんばに集約することで、その他の救命救急センターの経験値、能力の低下が心配される(日常やらないと更にできなくなる)。結果、社会全体の外傷診療の質は低下するように予想します」(H病院)などと回答し、集約化への懐疑的な見方を示した。

「その他」と回答した施設は、「都内ではトラウマバイパスも可能と考えるが、どこに設置してもキャパシティの限度があるので、発生段階で当該施設がオーバーフローになっていないか把握するシステムの構築の

方が急務であると考える」(日本医科大学多摩永山病院)、「もし外傷センターを設置するならば有事や多数傷病者を念頭に置いた危機管理体制を織り込んだ仕組みを法案化することが先決だと思っております」(原田氏)など、外傷センターを創設する以前にすべき施策があると回答した。

**設問5 東京都において、重症外傷治療において問題であると考えることを教えてください。また重症外傷に関し、救命救急センターの在り方、現状の直近搬送の Protokol や転院搬送の在り方へのお考え、さらには行政へ求めることを含め重症外傷治療のシステム全般に関し、ご意見がございましたら教えてください。**

この設問では各施設から、現状における東京都の外傷診療体制の問題点や外傷患者を転院搬送する際の課題、外傷患者を集約化することの必要性、さらには病院前救護の質の重要性が語られている。

「例えば通常は対応可能な施設が患者を受け入れた後、手術室が使えない、担当医師の事情が変わった等で転送になっているケースがある。JATECに準じて初期診療がクリアできても、転送に時間を要して脳ヘルニアの完成、複合性凝固障害によるショックなどで失われる。転送依頼をかけて次の機関が見つかるまでも長い、転送手段が消防頼みの場合、現在のような出動件数では相当な待ち時間となり、転送先に着いた時は手遅れとなる。トラウマバイパスを採るなら、発生時点で確実に手術まで対応可能な医療機関の状況把握のシステムを」(日本医科大学多摩永山病院)。

「直近搬送による選定で時間が費やされ、その次に重症度に応じた転院搬送となった場合の時間の消費、救急隊の負荷について問題視すべきである」(東京大学医学部附属病院)

「米国での外傷診療ではトラウマバイパスが浸透しているが、東京都あるいは東京消防庁では理解されない可能性がある。直近施設に搬送後に外傷センターへ転送を行うのは、時間のロスが大きすぎるだけでなく、直近施設での検査結果が無駄になる可能性がある。(直近施設で血液・画像検査の結果を待つと時間がかかりすぎるだけでなく、画像検査をCD-ROM等に記録する時間もかかってしまう。一方で、直近施設で全く検査を行わないのであれば、すぐに転送できるメリットはあるが、外傷診療を評価することができないので、適切な初期診療が行えない)」(東京都済生会中央病院)

「外傷患者を積極的に診る病院・医師が限られている。→集約すべき」(青梅市立総合病院)

「外傷医療教育についてしっかりとシステムが必要である。また症例の集約が必要。ドクターカーの拡充及び、D-Call NETの活用も必要である」(日本医科大学付属病院)

「外傷診療(特に重症外傷診療)システムにおいて重要なことは、人員の確保と、質の担保であると考えている。人員の確保には、継続的な職員の入職と持続可能な勤務体制が必要である。質の担保には、十分な症例数の確保が必要になる。このためには、安定的な財源と、症例の集約化が必須である。都においては、大病院主導で救命救急センターが設置されていた。このため、地域的偏在が著しく、人員確保も安定せず、恒常的に運用できる外傷診療システムが構築できていない。都も、補助金交付などを行っているが、現実問題として直接的に外傷システム構築に使用されていない問題もある。外傷の実診療において重要なことは、急性期治療をいかに短時間で成し遂げるかである。この考えを元に、外傷症例を直近へ搬送するという「trauma(外傷)bypass」の方針が導入されている。しかし、搬送を急ぐあまり、十分な外傷診療体制を持たない施設が選定され、結果当該施設では治療を完遂する事が出来ずに転送判断となり急性期治療完遂までに時間を要してしまう場合がある。特に十分な人員、資機材、設備が必要となる重症外傷診療においては、15分余計に時間がかかったとしても、急性期治療完遂できる施設(この場合、外傷センター)へ最初から搬送するほうが望ましい。(一部の病態は直

近への搬送が適しているので、集約化させるべき病態を定義し、具体的な『現場での観察項目』と『判断基準』をプロトコルとして救急隊に周知、研修の後に実施する必要があります。救急隊の活動の質の担保と継続的な維持は、メディカルコントロールと称されており、地域メディカルコントロール協議会によって実践されるものです。この活動なくしては、外傷センターをいくら設置しても意味がありません。東京都で強化すべきは、このメディカルコントロール体制でもあります) 重症外傷症例は官民の努力により年々減少している。人口と地理的条件を考えて数施設を外傷センターと指定し、人員と症例を集約化することで、効果的な外傷診療システムが構築できると考える」(帝京大学医学部附属病院)

一方で、外傷患者の集約化が現実的でないとする立場の施設からは、集約化の問題点も指摘されている。

集約化は集約されなかった施設の能力低下をきたす諸刃の剣だと思います。目先の効率化だけではなく、社会全体の質向上の視点がないと失敗すると思います。仮に集約するのであれば、外傷センター以外の施設が重症外傷をみなくても社会がまわるぐらいのシステム構築が必要なのではないでしょうか。それが現実的でない以上、現在の各救命救急センターのPower-upを中心に考えた方がよい結果を生むと思います (H病院)

また、「都内26施設の了解と承認があれば、行政はそれに従うものと思われます」(武蔵野赤十字病院) という意見もあった。前章で松本尚議員などが指摘した見解と同じく、医療者側の合意は行政を動かすことができるという意見であった。

## 6. 東京都が果たす重症外傷診療体制の質向上における役割

本章では前章までの知見と、都内の救急救命センターへのアンケート調査結果を踏まえ、重症外傷診療体制の質向上に向けて東京都が行政として果たすべき役割を軸に、東京都の外傷センターをどのように構築するかという問いを検討する。重症外傷診療体制の質向上において行政が果たす役割については、先行研究やインタビュー調査等を参考に前章までに様々な見解を検討してきた。それらの見解と都内救命救急センターに対するアンケート調査結果を踏まえて、東京都が重症外傷診療体制の質向上に果たす役割を提案する。

### 6.1 東京都が重症外傷診療体制の質向上に果たす役割の考察

第4章では多くの識者から、高度救命救急センターの施設要件の見直しが提案された。ただ、この問題は厚生労働省マターであるため、本章では触れない。

鳥取県立中央病院の小林医師からは、救命救急センターの施設数の見直しが主張されていた。質並びに症例数を確保することができるため、救命救急センターの施設数を削減するべきであるという提案であった。しかしながら東京都においては、そもそも2次医療圏に1つしか救命救急センターがない鳥取県とは異なり、比較的マンパワーのある救命救急センターが数多く存在する。このような状況で、救命救急センターの施設数を削減することは、3次救急体制の見直しにとどまらない救急医療体制全般に関する改革が必要となるため、膨大な時間や労力がかかることが容易に予想される。救命救急センターの施設数の見直しは、これまで検討したように、東京都において非現実的である。そのため、本章での考察において、救命救急センターの施設数を見直すことには触れない。

本章では、東京医科歯科大学病院の大友医師や他の多くの識者が重要視した、搬送基準の改良を中心に外傷センターを考察する。東京都における救急隊の搬送基準は、重症外傷を含む「生命の危機を伴う重症、重篤な傷病者」は、「救急現場に最も近い医療機関を選定する」こととなっており、原則重症外傷患者は直近の救命救急センターへの搬送となる（東京消防庁 2022: 1）。この基準が妥当であるのかを考えることは、すなわち重症外傷診療体制や外傷センターの在り方を考察することである。これまで検討した通り、外傷センターを創設するためには、医療者間での合意が必要不可欠である。したがって、本章では医療者側の合意が得られやすい搬送基準について提言することで、実現可能な行政の役割を示す。

### 6.2 東京都が重症外傷診療体制の質向上に果たす役割の提言

前章までのアンケート調査の結果やインタビュー内容を基に、東京都が重症外傷診療体制の質向上において果たす役割として、重症外傷の傷病者を適切な病院へ搬送するシステムを作ることを提言する。以下に、そのシステムとして4つの案を提案する。

#### 6.2.1 A案：東京都母体救命搬送システムと東京都こども救命センターの外傷搬送体制への転用

提言の1つ目であるA案は、東京都母体救命搬送システム（以下：スーパー母体救命）と東京都こども救命センターのシステムを、重症外傷の搬送体制へ転用するという案である。つまり、重症外傷患者の搬送体制をよりシステム化するということである。

スーパー母体救命とは、「脳卒中や出血性ショックなど重症な疾患により緊急に母体救命処置を必要とす

る妊婦等が、近くの救急医療機関等で受入れが決まらない場合に、『スーパー総合周産期センター』が必ず受け入れることで、受入先の選定にかかる時間をできるだけ短縮し、迅速に診療を受けられるようにするシステム」である（東京都福祉保健局 2022c: 1）。このシステムは、転院搬送と一般搬送のどちらにも適用され、直近の救急医療機関でこのような患者の受入れが難しい場合に、都内6か所に指定されている母体救命対応総合周産期母子医療センター（スーパー総合周産期センター）が患者を必ず受け入れるというものである。実際、このシステムにより早期搬送がかない、母体を救命することができた事例が存在する49）（東京都福祉保健局 2022c）。

東京都は小児に関しても、転院搬送に関しスーパー母体救命と類似したシステムを有している。そのシステムの中核を担うのが、東京都こども救命センターである。東京都こども救命センターは、「他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設」として、都内4か所に設置されている（東京都福祉保健局 2022c）。国立病院機構災害医療センターの岡田らは、重症外傷症例の減少により「現状の搬送体制では診療・教育体制の維持向上は難しく、その改善は急務である」と指摘した上で、こども救命センターのシステムと「同様な方法で外傷患者を集約化する搬送体制」を提案している（岡田ほか 2022: 129）。

筆者が提言するA案では、この両システムを重症外傷患者の搬送体制へ転用するものである。本案では、まず転院搬送において、他の医療機関では救命治療の継続が困難な重症外傷患者が発生した場合、当該患者の受入要請があった場合には患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設として都が外傷センターを数か所指定し、そこへ当該患者を搬送できるシステムを提案する。また直接搬送においては、重症外傷患者が近くの救急医療機関等で受入れが決まらない場合、転院搬送と同様の方法で当該患者を外傷センターへ搬送できる体制を提案する。このシステムにより、受入先の選定にかかる時間を可能な限り短縮し、患者が迅速に診療を受けることができるシステムを構築することができる。前章における、アンケートの設問5の自由記述欄では、多くの医療機関により外傷患者を転院搬送する際の課題が、特に時間の観点から問題視されていた。これらの課題を解決するために、重症外傷の搬送に関しても、小児や周産期の搬送体制と同様にシステム化をするというのがA案である

この案の最も良い点は、日本医科大学病院の金医師も述べるところではあるが、既存のシステムを応用するため、医療関係者の理解が得やすく行政が施策を実現しやすいことである。だが、この搬送のシステム化には限界がある。それは多くの患者が、このシステムの恩恵にあずかることができないという問題である。このシステムにおいては、一般搬送の場合救急隊のファーストコールは直近医療機関である。つまり一般搬送においては、現状の体制と同様に、必ずしも外傷診療体制が整っている施設へ搬送されない可能性がある。このように、全ての重症外傷患者がこのシステムの恩恵にあずかることができないと点がこの案の課題である。

本案は、救急隊の第一選定として、外傷センターへのトラウマバイパスが行われなため、このシステムの恩恵にあずかることができない患者が存在するという課題があるとしても、既存のシステムを応用しているという点で、医療者側の合意が得られやすく、搬送システムの構築が容易である。

## 6.2.2 B案：立候補をした施設を外傷センターとして指定

2つ目のB案は、東京都が外傷センターへ「立候補をしたい」と回答した施設を全て外傷センターとして指定し、当該施設へトラウマバイパスを行う旨搬送基準として規定することで、重症外傷を集約化するシステムを構築するという案である。A案では主に転院搬送のシステム化という視座からの考察となった。しかし、転院搬送によるシステム化では限界がある。事実、重症外傷においては、現場からの直接搬送例の方が

転院搬送例に比べ、有意に死亡率が低いことが明らかになっている（岡ほか 2022）。このことから、重症外傷診療の質向上のためには、現場からの直接搬送による集約化を模索する必要がある。そのため、B案以降では現場からのトラウマバイパスという視点で考察する。

前章でのアンケート調査の設問3において、外傷センターへ「立候補をしたい」と回答した施設は、外傷診療に注力している施設であることが分かった。逆に「立候補をしたくない」と回答したのは、診療に関し人的な問題を抱えている施設であったり、外傷診療へ軸足を置いていない施設であった。この結果から、外傷センターへ「立候補をしたい」と回答した施設を、外傷センターとして指定し重症外傷症例を集約することは、医療者間の摩擦を極限にまで抑えた現実策であるといえる。さらにこの案は、現在の東京都における他疾患の搬送基準と類似していることから、医療者側行政側の双方にとって受け入れやすいものともいえる。例えば現在、「急性心筋梗塞等、早期の専門的治療が必要な心疾患が疑われる傷病者」や、「急性期の脳卒中の疑いのある傷病者」は、それぞれ心臓循環器救急医療機関や脳卒中急性期医療機関に搬送されることと規定されている（東京消防庁 2022: 1）。またこれらの疾患に比べ患者数が圧倒的に少ない、「緊急に熱傷ユニット設備を有する医療機関に入院させ、専門的治療が必要と判断される傷病者」、いわゆる重症熱傷についても、熱傷救急医療機関へ搬送されることと定められている（東京消防庁 2022: 1）。重症外傷については、これらに対応できる医療機関リストを「立候補」という他疾患とは異なる方法で作成するとしても、対応医療機関のリストを作成するという点において他疾患と何ら変わるものではない。

ところが、本案にも課題は存在する。本案は提言する案の中で、最も外傷診療体制の質の担保という側面をないがしろにしているという点である。もっとも、外傷センターへ「立候補をしたい」と回答した全ての施設が、アンケート調査の設問2の3で「手術が迅速に施行できる体制にある」と回答するなど、これらの施設は概ね外傷蘇生センターの要件を満たしており、一定の質が担保されていると考えられる。しかしながら、これはあくまでも現状の話であって、以後においても質が担保されるという保証はどこにもない。さらに、外傷センターへ「立候補をしたい」と回答した施設を、都が自動的に外傷センターへ指定すると、際限なく外傷センターの施設数が増え、結果的に集約化がままならないという事態が起きる可能性が考えられる。この問題も、外傷診療の質の担保に関する課題を抱える。

B案は、外傷診療の質の担保において課題がある。しかし現状、東京都においては、重症外傷は直近の救命救急センターへ搬送されているため、本案はより搬送先が選別されるという点で意義がある。また本案は、トラウマバイパスを行う3つの案の中で、最も現状の枠組みを応用している点も、実現可能性が高いと考えられる。

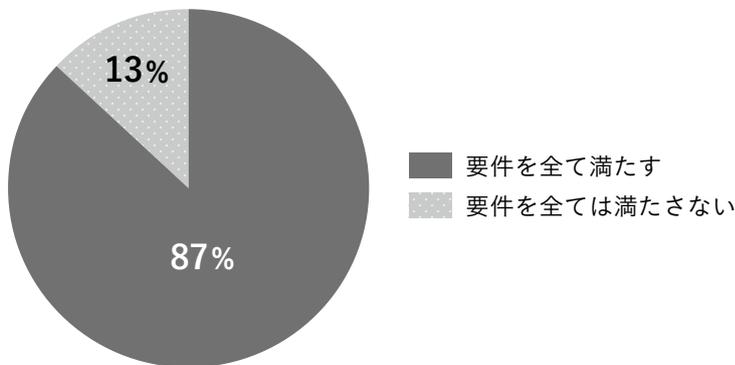
### 6.2.3 C案：立候補した施設の選別案

3つ目のC案は、外傷センターへ「立候補をしたい」と回答した施設から、一定の要件を満たした施設を、都が外傷センターとして指定し、当該施設へ重症外傷をトラウマバイパスする旨、搬送基準として規定する案である。外傷センターへ「立候補をしたい」と回答した全ての施設を外傷センターへ指定するというB案は、確かに医療者間の軋轢が生まれにくく、行政にとっては比較的実行しやすい案である。しかし、重症外傷診療体制の質向上のため、外傷センターを創設するという本来の目的に立ち返れば、B案がいささか早急な案であることは否めない。そのため本案では、外傷センターへ「立候補をしたい」と回答した施設の意向を十分に尊重しながらも、診療体制の質の担保という原則を堅持するシステムを提言する。

外傷センターの質の担保という側面を考慮すると、日本外傷学会が提言している外傷蘇生センターの要件を、望ましい要件も含め全ての要件を満たした施設を、都が外傷センターとして指定すべきである。しかしながら、アンケート調査に回答をした15施設のうち、望ましい要件を含め、外傷蘇生センターの「要件

を全て満たす」救命救急センターは2施設、「要件を全ては満たさない」救命救急センターは13施設であった（図1）。比較的他地域に比べ診療体制が充実していると思われる東京都の救命救急センターにおいても、望ましい要件を含めると、要件を全て満たすことが難しいことが明らかとなった。

図1 外傷蘇生センターの要件を全て満たす施設の割合（望ましい要件も含む）



もちろん、このアンケート調査の回答率が約6割であるため、東京都全ての救命救急センターの診療体制について網羅できてはいない。そのため都内の外傷診療体制の質向上を考える場合、回答を得られなかった他の救命救急センターの診療体制についても本来は検討する必要がある。ただ、このアンケート調査の結果のみをもってしても、都内全域において、重症外傷の患者を上記の外傷蘇生センターの要件を全て満たす施設のみ、現場から直接搬送することは現実的とはいえないことが分かる。

例えば、広大な多摩地域において、アンケート調査の回答を得られた救命救急センターにおいて、望ましい要件を含めると、外傷蘇生センターの要件を全て満たす施設は存在しない。ちなみに、多摩地域において回答を得ることができなかった救命救急センターは、公立昭和病院のみである。公立昭和病院は外傷専門医研修施設でないため、少なくとも外傷蘇生センターの要件を全て満たすことはない（公立昭和病院 2022；日本外傷学会 2021）。つまり、広大な多摩地域において、望ましい要件も含め、外傷蘇生センターの要件を全て満たす施設は存在しないこととなる。したがって多摩地域において、搬送基準に重症外傷の傷病者を、望ましい要件も含め外傷蘇生センターの要件を全て満たす施設にのみ搬送する旨規定することは、重症外傷の搬送先が多摩地域において皆無になることを意味する。

極論として、日中においてはドクターヘリが飛行しており、要件を全て満たす区内の2施設に搬送することができるため、多摩地域に外傷センターが必要ではないという意見があるかもしれない。しかしながら、夜間や悪天候、機体不良や他事案出動中などドクターヘリが飛行できない時間帯は確実に存在するため、搬送時間を考慮すると多摩地域において外傷センターは必要であるといえる。またそもそも、多摩地域は人口400万人以上を抱えており、重症外傷は一定数発生する。多摩地域での重症外傷を区内の施設へ搬送することは、区内からも受け入れる必要のある区内の医療機関が、患者で圧倒されるため現実的とは言えない（公益財団法人東京市町村自治調査会 2022）。そのため、搬送時間など他の条件は一切考慮しないが、第2章で検討した横浜市や米国の事例を参考に人口ベースのみで勘案すると、多摩地域には外傷センターが1施設から2施設必要であると考えられる。つまり、重症外傷の傷病者を、望ましい要件も含め外傷蘇生センターの要件を全て満たす施設へ直接搬送することは、都内全域においては現実的とはいえない。

このため、都内全域で重症外傷診療の在り方を考える場合、現状に即した外傷センターの基準を考える必要がある。外傷センターの要件に関し、まず問題と考えられるのは、アンケート調査の設問2の1で問題が浮き彫りになった、JETECコースの受講状況である。このJETECコースを受講できていないという理由

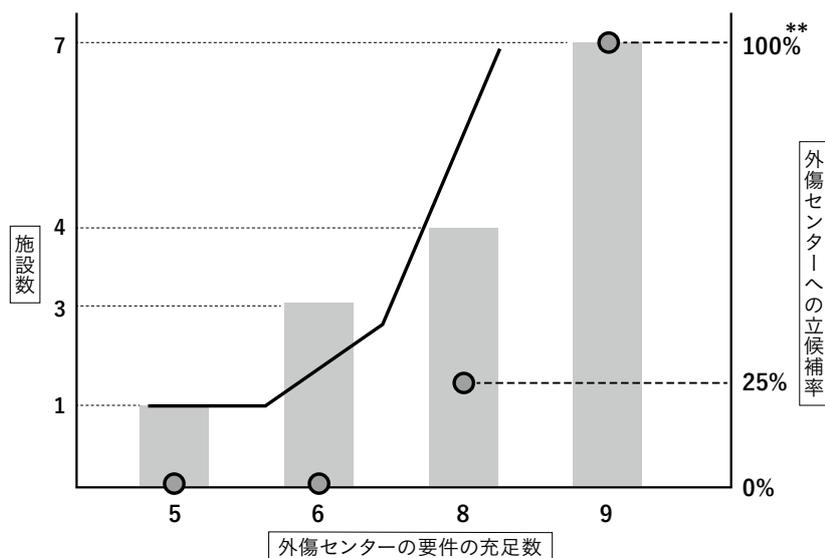
のみをもって、外傷センターへの指定の可否を検討していいかという課題が存在する。H病院が「この質問は、広く受講機会が均等かつ十分ある必要があります。現在JATEC、JETECのコース開催が滞っている状況で、受講したくてもできない状況です。これをもって要件の有無とするのは適切ではないと思います」との指摘の通り、JETECのコースには受講機会の課題がある上、本来外傷センターに求められることは、むしろ設問2の3にある「手術が迅速に施行できる体制にあること」である（原田氏）。そのため、本案では外傷センターを構想するにあたって、外傷センターへの要件に「外傷初期診療を指揮する医師は、JETECコースを受講していることが望ましい」との要件を入れないこととする。

さらに今回、設問2の4で規定されている、「ISS16以上の重症患者を、年間150例以上診療していること」という要件も、外傷センターへの要件に入れないこととする。その理由としては、帝京大学医学部附属病院が「2019年以前は同程度以上診療してましたが、COVID-19まん延移行は年間80例程度です」と回答している通り、この要件は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。また、この要件は当該施設の周辺に、重症外傷を受け入れる救命救急センターの存在の有無からも影響を受ける。たとえ現状、直近に多くの救命救急センターが存在するためにこの要件を満たさなかったとしても、外傷センターが設立され重症外傷が集約された場合、この要件に当てはまる可能性がある施設も存在する。もちろん現状において、この要件を満たしていることの重要性を否定するものではない。しかしながら、本案における外傷センターでは、この要件は適切ではないと考え除外する。

したがって、本案で検討する外傷センターは、日本外傷学会が提言する外傷蘇生センターの要件である「外傷初期診療を指揮する医師は、JETECコースを受講していることが望ましい」、また「ISS16以上の重症患者を、年間150例以上診療していること」という要件を除外する。したがって本案で検討する外傷センターは、要件をすべて満たすと、充足数が9となる。

図2は、外傷センターの要件の充足数別の施設数と、充足数における外傷センターへの立候補率を示したものである。この図からは、多くの施設が外傷センターの要件を全て満たしていること、また外傷センターの要件の充足率が高いほど外傷センターへ立候補をする割合が高いことが分かる。

図2 外傷センターの要件(筆者考案\*)の充足状況と立候補割合



\* 日本外傷学会が提言している外傷蘇生センターの要件のうち、「外傷初期診療を指揮する医師は、JETECコースを受講していることが望ましい」、また「ISS16以上の重症患者を、年間150例以上診療していること」の2要件を除く

\*\* 外傷センターへの立候補を「その他」と回答した、帝京大学医学部附属病院を除く

外傷センターの要件を全て満たす施設は、武蔵野赤十字病院、国立病院機構災害医療センター、帝京大学医学部附属病院、独立行政法人国立国際医療研究センター病院、日本医科大学付属病院、東京女子医科大学附属足立医療センター、東京都済生会中央病院の計7病院である。これらの病院は「その他」と回答した帝京大学医学部附属病院を除き、全病院が外傷センターへ「立候補をしたい」と回答している。

本案では、都がこの7施設を外傷センターとして指定し、当該施設へ重症外傷をトラウマバイパスする旨、搬送基準を規定することを提言する。この7施設には、武蔵野赤十字病院（武蔵野市）や国立病院機構災害医療センター（立川市）など、多摩地域の医療機関が2施設含まれており、少なくともこの7施設で都内全域をカバーすることができると考えられる。もちろん、アンケート調査の回答率が約6割であるため、これ以上に外傷センターの施設数が増えることは予想される。しかしながら、少なくともB案に比べ多少の施設数は抑えられ、重傷外傷の集約化を行うことができる。そのため本案はB案に比べ、診療体制の質の担保という点では軍配が上がる。

もちろん、本案にも課題はある。その課題とは、これらの施設が外傷センターとして指定された後、外傷蘇生センターの要件である「外傷初期診療を指揮する医師は、JETEC コースを受講していることが望ましい」という要件を受講により満たしたとしても、「ISS 16以上の重症患者を、年間150例以上診療していること」という高いハードルをクリアできるか否かは、依然未知数であるということである。もう1つの問題は、外傷センターとしての要件を全て満たさない施設にも、外傷センターとして「立候補をしたい」と回答した施設が存在するという点である。それゆえ、これらの施設が本案に合意するか否かが、本案の成否を決める可能性がある。

このような課題があるとしても、本案には一定の価値があると考えられる。それは、「立候補をしたい」と回答した施設の意向を最大限尊重しながらも、外傷センターを構築する上で重要な診療体制の質の担保という原則を守っている点である。

#### 6.2.4 D案：エリート外傷センターの拡充案

最後のD案は、日本外傷学会が提言している外傷蘇生センターの要件を、望ましい要件を含め全ての要件を満たす施設の中から、外傷センターとして立候補をする意思がある施設を、都が外傷センターとして指定し、当該施設へ重症外傷をトラウマバイパスする旨、搬送基準を規定する方法である。

C案で検討した通り、重症外傷の傷病者を、外傷蘇生センターの要件を望ましい要件も含め全ての要件を満たす施設へ、直接搬送することは都内全域においては現実的ではない。しかしながら、一部の地域において、この非常に厳しい基準をクリアした施設の中から、外傷センターとして立候補をする意思がある施設を都が外傷センターとして指定し、トラウマバイパスを行う体制とすることは可能である。すなわち、搬送時間上、外傷センターへトラウマバイパスをできる地域のみ、先行してトラウマバイパスを実施するというものである。

その後、外傷蘇生センターの要件に適合する施設を順次、都が外傷センターとして指定し、外傷センターの管轄エリアを都内全域に拡大していくものである。この方法の良い点は、東京都において外傷センターを作る際、外傷センターが過多となり集約化の効果が薄れるという、外傷診療体制の質を考える上で最も懸念される点を払拭できることにある。外傷蘇生センターの要件を全て満たすということはすなわち、設問2の4の「一定数以上の重症外傷症例を診療する」という厳しい基準を満たすこととなる。したがってD案は、診療の質の担保という、外傷センターを作る上で最も重要な目的を、議論の余地がなく達成することが可能となる。

ただ本案にも課題がある。それは、都内全域がこのシステムの恩恵にあずかることができない点である。

本案は、エリートの外傷センターの創設となるため、それが都内全域に広がるかは未知数である。また本案では、搬送時間の観点からトラウマバイパスを行うエリアを決定しなければならないが、そのエリアを決める際に相当な困難があることが予想される。トラウマバイパスを行うエリアを決定する際、トラウマバイパスをされる救命救急センターの意向が、D案の成否を左右する可能性がある。特に、トラウマバイパスにより通過される救命救急センターが、外傷診療を積極的に行う意思があればなおさらのことである。したがって、本案を採用する際には、医療機関側が外傷センターやトラウマバイパスについて、合意ができたエリアから順次拡大していくことを提言する。

このような問題を抱えながらも、本案は外傷センターが「核となる外傷センター」として一定の役割をもつことが期待されること、また1施設当たりの重症外傷の症例数が確保されるため、意義のある案であると思われる。

表1 各案のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
A案	・既存のシステムを応用するため、医療関係者の理解が得やすく、行政が施策を実現しやすい	・トラウマバイパスを行われないため、全ての患者がこのシステムの恩恵にあずかることができない
B案	・トラウマバイパスを行う3案の中で、最も現状の枠組みを応用しているため、実現可能性が高い	・外傷診療の質の担保が困難である ・外傷センターが増え集約化が不十分となる
C案	・医療機関の意向を最大限尊重しながらも、診療体制の質を担保している	・症例数の確保が未知数 ・要件を満たさない施設の意向により、本案の成否が分かれる可能性がある。
D案	・症例数確保により質が担保された、「核となる外傷センター」ができる	・一部地域のみでの実施となる ・トラウマバイパスをされる救命救急センターの意向に左右される

### 6.3 研究の意義

帝京大学医学部附属病院は前述の通り、外傷センターは「立候補で決める案件ではない」とし、行政が「指定」するものであると主張した。確かに、横浜市が2病院を重症外傷センターとして「指定」したように、行政が外傷センターを「指定」し創設することは理想的である。しかしながら、これまで見てきた通り、行政が「立候補」によらず外傷センターを「指定」し運用することは、残念ながら少なくとも東京都においては非現実的である。そのため、都内の救命救急センターへのアンケート調査の項目や、本稿での提言では「立候補」といういわば緩衝材を作ることで、医療者間の軋轢を回避しようとした。「都内26施設の了解と承認があれば、行政はそれに従うものと思われまます」（武蔵野赤十字病院）という意見に代表されるように、重症外傷診療体制の質向上という目標に向け、医療者側においても納得できる現実的なシステムを考えたつもりである。

本稿においては、行政が果たす役割があるということ自体を示すことができた点も意義深いと考える。八戸市立市民病院の今院長によれば、どの病院が外傷センターになるかという、議論が必至な問いは地方50)においても存在すると、青森県の例を用いて説明する。

外傷センターになる資格をもってんのは、八戸市立市民病院だけなんでけども、当然「県立（病院）、県庁がある町はどうなの」みたいな形になってもめるんです。従来がんセンターを作る時には、がんの拠点となる県庁のとことか、大学病院が既に先行してリードしてたので上手くいったんですが、外傷となった場合には、残念ながらそうじゃありません。例えば外傷専門医っていうのがいない大学病院がたくさんあるんですね。……そうゆう中で、外傷センターを地方でっていうのもね、なかなかこう、たぶん実際になった時にもめまずね。（今氏）

東京都以外の地域においても、外傷センターを作る際には一筋縄ではいかないことが分かる。本章での検討は、このように議論を呼ぶ他地域においても参考となりうるであろう。

## 6.4 研究の限界

本章での検討は、都内の救命救急センターへのアンケート調査を基に行っている。したがって、アンケート調査の回答率は重要である。しかしながら、本アンケート調査の回答率は約6割であり、東京都全ての救命救急センターの診療体制については網羅できていない。そのため、本章における都内の外傷診療体制の質向上の考察は、回答を得られなかった救命救急センターの診療体制や意向を無視し、検討を行っていることに留意する必要がある。さらに、重症外傷の診療体制において東京都が果たす役割は提言以外にも数多く存在する。

例えば、第3章で行政の役割として検討した、医療計画による外傷センターの位置付けや、外傷診療体制の評価を目的とした外傷センターの支援、さらには行政による疫学調査などである。これらの施策はいずれも重要であり、行政が果たす役割である。しかしながら、これらの施策について、本章において触れることができなかった。

本章で提言している4案は全て、重症外傷の集約を目的としているため、必然的に医療機関への搬送時間が長くなってしまうことは否めない。そのため、搬送時間の在り方を別途検討する必要がある。日本医科大学病院の金医師は、外傷センターを作り患者を集約した場合、たとえ区内においても搬送に時間がかかる地域があることを指摘し、区内にもドクターヘリを飛行させるなど、搬送手段についても考察する必要があることを述べている。ヘリコプター救急は、集約化において重要な要素である。ところが、金氏によると、日本医科大学病院にはヘリポートが設置されているが、「近隣住民の反対が大きい」ために、ヘリコプターの離着陸を一度もしたことがないという。このような区内特有の事情を、搬送時間の側面においても本来は考慮する必要がある。第3章において、搬送時間を短縮するための方策として、島根大学病院の渡部医師は防災ヘリコプターの積極的活用を挙げていた。都内にも東京消防庁航空隊が8機のヘリコプターを有し、多くの救急搬送にも活用されている（東京消防庁 2022）。しかしながら、救急搬送への防災ヘリの積極的な活用に関して本章では検討できていない。

さらに外傷センターが創設された際、搬送時間の観点から全ての重症外傷症例、あるいはその疑いの症例を外傷センターへ搬送することは適切ではない。帝京大学医学部附属病院の森村氏が指摘する通り、「一部の病態は直近への搬送が適しているので、集約化させるべき病態を定義し、具体的な『現場での観察項目』と『判断基準』をプロトコルとして救急隊に周知、研修の後に実施する必要」がある。ただ、これらの詳細な搬送基準に関しては、医学的考察が大いに含まれるため検討を行っていない。また、森村氏が「救急隊の活動の質の担保と継続的な維持」なくしては、外傷センターの設置は意味がないことを主張する通り、メディカルコントロールの役割は重要である。メディカルコントロールにおける救急隊への教育は、鳥取県立中

央病院の小林医師も指摘する通り、外傷診療体制を構築する上で行政の重要な役割ではあるものの、本章では触れることができていない。

アンケート調査において、I病院は東京都に外傷センターが「必要と考えるが、その条件は厳格にする必要があり、外傷を優先的に受け入れることで、他の救命事案の受け入れができないようなものでは意味がない」との指摘をしている。救命救急センターは、重症外傷を受け入れるだけでなく、幅広い重症患者を受け入れることが求められる。外傷センターを構築する上で、救命救急センターにおける他疾患の受け入れに関し、これらも検討をする必要があるものの触れることができていない。

本章では行政が果たす重症外傷診療体制の質向上における役割として、東京都に焦点を当て考察を行ってきたが、都内においても地域性は様々である。現に大島町や八丈町、さらには三宅村などの島しょ地域についての診療体制については、本章においては全く考慮ができていない。

本稿では重症外傷診療体制の質向上について、防ぎ得た外傷死 (Preventable Trauma Death) の減少に焦点を当て、いわゆる外傷蘇生センター的な側面から検討を行ってきた。ところが、重症外傷診療体制の質向上について検討する場合、外傷患者の圧倒的割合を占める整形外傷に関し、防ぎ得た後遺症 (Preventable trauma disability) の減少、いわゆる外傷再建センター的な側面からも考察をする必要がある。重症外傷診療体制の質向上には、この2つのPTDの減少や撲滅が肝要である。したがい、さらなる検討が必要とされることを付言する。

## おわりに

済生会横浜市東部病院の松本松圭横浜市重症外傷センター長は、外傷が「Neglected Disease」、「顧みられない疾病」であることを強調していた。実際、厚生労働省の大村拓救急医療対策専門官は、2024年度からの第8次医療計画に向け、「安倍元総理が銃撃された事件には社会的インパクトがあった」ことにより、重傷外傷の診療体制についての検討が行われていることを明かす。裏を返すと、元来は重傷外傷の診療体制について、行政はあまりスポットライトを当てることがない。この「顧みられない疾病」に対し、本論文においては、外傷医療が<システム医療>であるとの再認識の基、行政の果たす役割を様々な観点から検討、また具体的なシステムを提案できたことは大変有意義である。

埼玉医科大学国際医療センターの小川医師は医療行政について、「(行政職員が) 専門性の高さゆえに、聞いても分かんないっていうのを、今までやってきたせいで、お医者様、お医者になっちゃったと思う」との見解を示し、行政に対し「実際の現場がどうなっているかをちゃんと見てほしい」と語っていた。確かに、医療行政は専門性が高く、行政職員にとって足踏みをしてしまうケースは少なくない。しかしながら、本稿でも検討した通り、重症外傷診療体制の質向上に向けて行政が果たすべき役割は大きい。今後、重症外傷診療体制の質向上に向け、さらなる行政の施策の実現を期待する。

## 謝辞

本論文の作成にあたり、インタビュー調査やアンケート調査の実施にご協力いただきました方々に深く感謝申し上げます。特に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、最前線でその対応にあたられ大変ご多忙のところ、快く取材を受け入れていただいたことには感謝の念が堪えません。

また、終始熱心なご指導を頂いた谷本有美子先生に心より感謝申し上げます。さらには、ゼミの同期の皆様からは多くの刺激と示唆を得ることができました。本論文の執筆は、多くの方々のご協力なしには成しえることができませんでした。皆様、本当にありがとうございました。

【注】

【1】 ISS (Injury Severity Score) とは、外傷重症度の解剖学的指標であり、ISS>16が重症外傷と定義されている (横浜市救急医療検討委員会 2013)。

【2】 外傷重症度の生理学的指標であるRTS (Revised Trauma Score) と、外傷重症度の解剖学的指標であるISS (Injury Severity Score)、さらに年齢の3つの要素を基に予測生存率を算出する、TRISS法による予測生存率が50%以上である死亡症例を「予測外死亡症例」とし、その中で「GCS5点以下の急性硬膜下血腫症例」と「80歳以上の高齢者」を除外したものを「修正予測外死亡」、すなわち「避け得た外傷死」とした (鳥崎ほか 2002: 2; 横浜市救急医療検討委員会 2013)。

ただPTD判定の正確さを期すためには、より詳細な検証が必要であり、その作業を全国で行うことの困難さを、吉村らは以下のように指摘する。

本来、外傷死亡をPTDと判定するには、もし適切な治療が行われていれば、その死亡を防ぎ得たかどうか (preventability) について、専門家による客観的で詳細な検討が必要である。これをpeer reviewという。全国の外傷死亡例すべてにpeer reviewを実施することは不可能であり、本邦におけるPTDの真の実態は不明である。(吉村ほか 2016: 304)

またPTDの定義は調査実施機関各々で異なっており、一概にPTDの割合を比較することはできない点に十分留意する必要がある (益子一樹ほか 2018)。

鳥根大学医学部附属病院の渡部広明高度外傷センター長は、PTDの事例を具体的に2つ説明する。

手に大きな怪我があったら、「おお、大きな怪我があるな。これちょっと洗って縫ってやらなあかんよ」とみたいな話になるわけですよ。で、手縫うでしょ。で、縫ってたら最初は「先生痛い痛い、早く治療してくれ」って患者が言うってたけど、しばらくすると、どんどんしゃべらへんくなってくと。で、そうこうしてるうちに、医者が縫っているところで、看護師さんが「先生患者さん、意識なくなってますよ」「え？どうしたん？血圧測ってみて」「先生血圧60の30です」「あ、先生心臓止まりました」といって死んでくんですよ。これが典型的なPTDね。けど実は肝臓が割けて、お腹の中大量出血してた。それに気づかないで、手の傷なんかを縫ってた。(渡部氏)

例えば肝臓が割けて血が出てるんだったら、肝臓血が出てます。輸血はすぐ点滴で入れる。「とりあえず輸血しよう」輸血だけして、上から入れるだけです。けど手術で止めない。こんなことがよく起こるんですよ、日本では。なんでかって、すぐ手術が出来ないからですよ。手術するためには、外科医呼んでこなあかんでしょ。で、外科医がオンコールで外に泊まってたら、来るのに10分、20分かかかるじゃないですか。で、来てまた説明するじゃないですか。で、手術するために、オペ室に移動せなあかんでしょ。で、麻酔科医も呼ばなあかんでしょ。オペ室使えなかったら、準備せなあかんでしょ。準備整えるときつくり1時間くらいかかっちゃうんですよ。ほんとは今すぐここで血を止めないと死ぬってやつが、オペ室用意なんかしてると、もう目の前で死んでいくんですよ。これは止血ができないために起こるPTDで、典型的な病院の機能がないうために起こっているPTDです。(渡部氏)

【3】 日本の救急医療体制は、初期、2次、3次と階層的に整備されており、救命救急センターは3次救急医療機関として、2次救急医療機関では対応が困難な重篤な救急患者の救命医療を行う医療機関として位置づけられている (厚生労働省 2021b)。

救命救急センターは、一般的に3種類に分類されることを、兵庫県災害医療センターの松山重成救急部部長は解説する。まず集中治療型とは、次のようなスタイルである。

3次の部分だけを担ってやってきてたよね。そこしかしない代わりに、来た患者はこつてりやりますよと。意思決定も早いし、実際のスピードも早いし、そのかわりこの弱点は数が捌けない。……一点豪華主義っていうか、一人の重症患者によってたかって、医療資源をね、ヒトもモノも投入する。(松山氏)

次はER型であり、米国の診療体制と同様である。

時代も変わって、合理的ではある。……これが今やもう日本主流だよ。……ER physicianってのは救急医に専従してる。physicianってのは内科医って意味だから、彼らは総合内科医に近いのかな。だからどうしても外傷診療が苦手と言えば、苦手なの。……ER physicianが数を捌きながら、必要な資源を院内から引っ張ってくるのね。外科だったり、整形外科だったり、そういう専門医を。……だからね、こっちはね数は捌ける代わりに、どうしても、意思決定も遅れる。(松山氏)

最後に各科乗型とは、特に非都市部に多い診療体制である。

(担当医師が) 救急専従医ですらないから、昼間は内科だったり、外科だったり、整形外科だったりする、普通の先生が夜「ちくしょう」とか言いながら当直してんのよな。(松山氏)

【4】 2次救急医療機関とは、入院治療や緊急手術を必要とする患者に対応する医療機関である (厚生労働省 2021b)。

【5】 重症外傷では「受傷から決定的治療を開始するまでの時間が1時間を越えるか否かによって生死が分かるとされ、この最初の1時間をgolden hour (ゴールデンアワー)」と呼ぶ (鹿本群市医師会 2022: 1)。

【6】 アンダートリージとは、「救急隊員や指令管制員が、搬送する患者の病状を実態よりも軽く判断すること」(情報・知識&オピニオンimidas 2022a: 1)。

【7】 オーバートリージとは、「救急隊員や指令管制員が、搬送する患者の病状を実態よりも重く判断すること」(情報・知識&オピニオンimidas 2022b: 1)。

【8】 JATEC (Japan Advanced Trauma Evaluation and Care) とは、「救急医療機関へ搬送された外傷患者に対して、『防ぎえた死』の発生を防止すべく迅速に検査・治療するための診療ガイドライン」である (日本赤十字社医療センター救命救急センター・救急科 2022: 1)。鳥根大学病院の渡部医師は、JATECの重要性についてPTDの原因と絡めて解説する。

外科医がJATECのこと知らなかったら、予定手術通りのことをやられたらどうなっちゃうか。例えば肝臓が大きく割けてます。肝臓が割けてたら、「俺ら肝臓切るの得意だから、肝臓切っちゃおう」と、血圧60まで下がっててね、今まさに心臓が止まりそうなのに、2時間、3時間、4時間の手術が耐えられるかって、耐えられないわけですよ。出血もする。そうやって手術中に亡くなっていく。これが手術室でのPTDです。(渡部氏)

また渡部氏は、JATECについて、「教えたのは救急医なんです。……ほんのわずかしかない。全医者の中からしたらね」と、JATECが救急医を中心に普及していることを語り、地方における救急医の不在により、JATECの普及にも課題があることを説明する。

救急医のいない病院なんて、日本にいっぱいあるわけですよ。まあ、東京とかだったら、東京の救命センターには、必ず救急科専門医絶対います。じゃあ、鳥根県とか他の救命センターで、救急専門医が常に患者診てますよって自信もっていえるよと

が、何か所あるかって。今日は救急専門医が1人いるから、診てくれるけど、明日は救急医いないから、他の科の先生が診てますとか。もしくは、救急医なんてそんなたくさんいないので、例えば救急の担当やるのに、救急の先生が2人しかいなかったら、2人で毎日診るのはあれでしょ。だから今日は救急医が診て、今日は外科の先生、今日は脳外科の先生、今日は小児科の先生とかって、当番制ひいて救急やってる病院は、もう圧倒的に多いわけですよ。(渡部氏)

- 【9】 外傷専門医とは、日本外傷学会による専門医制度である。したがって、第三者機関である日本専門医機構による専門医制度ではない。外傷専門医と外傷外科医との関係性については、渡部は詳細に解説する。
- 外傷外科手技においては外傷専門医として「できなければならない手技」と、自身ができなくても「知っておくべき手技」の理解が必要である。できなければならない手技の代表格のひとつに蘇生的手術（蘇生的開胸術、蘇生的開腹）がある。開胸による大動脈遮断で心停止を回避したり、開腹して出血点を確認して圧迫止血をしたりする手技は、患者の生命をつなぎ止めるまさに蘇生の一手法であることから外傷専門医ができなければならない手技である。一方、より高度な手技を必要とする病態に対しては、必ずしもできなくても良いが、外傷外科医（Acute Care Surgeon）が行う手技に関する理解が必要である。心損傷の心縫合や大血管の縫合、damage control surgeryの実施など外傷外科医が専門とする手技は、その適応や手技内容を理解しておくことが重要である。外傷専門医はチームマネジメント能力を持ち合わせた医師であり、外傷外科医のもつ治療戦略と戦術を理解した初期対応力が求められる。(渡部 2019: 135)
- 【10】 専門家により検証を行うpeer reviewを実施することは重要ではあるが、客観性には課題もある（吉村ほか 2016）。
- 【11】 評価委員の間で意見が分かれる場合に、「PTDの可能性があり」としている（千葉県交通事故調査委員会 2022）。
- 【12】 ISS $\geq$ 16の重症外傷で予測生存率が50%以上かつ死亡の症例（益子一樹ほか 2018）。
- 【13】 鳥根大学病院の渡部医師は、この調査結果が「日本で外傷診療をちょっと得意とする施設たちが、ちゃんと登録してるデータベース」からの成績であることを付言している。
- 【14】 REBOAとは、例えば「外傷により動脈が損傷を受けて出血性ショックに至る状態といった緊急時や、手術の際に大量出血に至る可能性がある状態に使用されること」が多い。「血管内でバルーンを膨らませることで一時的に血液の流れを遮断し予想外の出血を予防することや、遮断をしている間に出血部位の治療を行う」（泉工医科工業株式会社 2022: 1）。
- 【15】 IVRとは放射線治療であり、「IVRによる止血は、造影CTの画像を参考にしてX線透視で血管の中での位置を確認しながらカテーテルを出血場所付近に進め、血管の中から血を止める」（日本IVR学会2022: 1）。
- 【16】 トラウマバイパスとは、「受傷機転や病態から重症が疑われる外傷患者を直近の病院ではなく、外傷センターへ直接搬送することで、より早期に専門的外傷治療を行うためのシステム概念」である。（日本外傷学会 2021: 8）。
- 【17】 『朝日新聞』2022.10.5朝刊
- 【18】 外傷外科医とは、特に体幹部（胸部、腹部、骨盤）損傷の傷病者に対し手術を行う外科医であり、Acute Care Surgeonと一部重複する。Acute Care Surgeryとは、「外傷外科」「救急外科」「外科的集中治療」の3つの領域を担当する診療概念である。外傷外科領域においては、日本専門医機構による専門医制度は存在しない。Acute Care Surgery学会において、Acute Care Surgery認定外科医制度が存在するのみである。Acute Care Surgery認定外科医をAcute Care Surgeonと呼ぶ。

外傷外科の黎明期を鳥根大学病院の渡部医師は次のように説明する。

外科医の人たちが救急医に移って、交通事故死を減らそうって始めたのが救急の専門なんですよ。……だから当時は、救急やる人たちが外科だったんですよ。特に都市部を中心に。で、田舎は救急なんてものは、そもそもない。当時は。だから各診療科の先生がとにかく集まって、とにかくいいことをやろうみたいな。(渡部氏)

ただ現在は、外科手術ができる救急医が「1割切ってます。もともとは8割くらいでした」と渡部氏は説明し、そのため「今救命センターの中で、来院から15分以内に手術ができる施設ってほんの一握りしかないと思います」と語っている。さらに渡部氏は、外傷外科領域において地域間格差が存在することを明かす。

都市部であれば、まあ、Acute Care Surgeryとか、外傷外科分かった人が手術するんだけど、地方都市とかにそういう人たちがいないのよ。そうすると普通の外科の先生たちがするんですよ。普段はがんの手術をしているような先生たちが、外科の手術ってのはもう俺らしかできないから、やらざるを得ないっていうことで、やってるわけです。それも専門ではないけれども、やらんと死んじゃうんだからって、使命感でやってるんだけど、そのところがやっぱり専門的な視点で手術が実行されているところか、かなりブラックボックスなんですよ。(渡部氏)

渡部氏は外傷診療に関し、欧米では救急医と外科医が一緒に診療をするのに対し、日本においては異なることを指摘し、外科医が救急領域と隔絶があることを、Acute Care Surgeonとの違いと交えて詳述する。

日本の場合、surgeonがそもそもERにこないで、とにかく救急医が診察して、診断して、外科医に手術をしてくれるような素材を、全部全部全部用意して、「はい、こんなデータがあるので、先生手術してください」って説得して、「これは手術だね」と、「うん」と言ってくれる素材を用意するために検査してんですよ。だからせんでもいいCT検査なんかしちゃってるわけですよ。外傷なんかだったら、血圧を測ってショック状態で命が危なくて、お腹血が出てたら、もうCTなんか撮らずに、開腹術なんだけど、「CTがないから手術できない」って外科医が言うことやこしいので、ありとあらゆる検査をして、「先生、はいお願立でしたんで、手術して」みたいな、こういう変な構図があるのは、外科医が救急室に降りてこないからですよ。…各診療科の間に壁があって、救急は救急がやるフィールドだと。で、あそこで診断がついたものだけを俺らがやったらいい的な発想が非常に強いんですよ。けど、これはいわゆる各診療科の論理であって、外科医も同じ、脳外科医も似たようなところがある。けど、僕らのようなAcute Care Surgeonっていうのは、初期診療の時にこそ僕らが出て、安定化することに意味があるって発想だから、患者が到着する前からもうそこにいる、やる必要があるって考えをもってる。(渡部氏)

鳥取県立中央病院の小林誠人高次救急集中治療センター長は、特に地方において救急医、さらには外傷医が不足する中で、重症外傷診療の質を都会に負けないレベルとすることは可能であると述べる。多くの地方の救命救急センターにおいて、重症外傷患者を手術する際、都市部の集中治療型の救命救急センターではAcute Care Surgeonが担っている手術の役割を、定期手術を行う一般外科医が行わなければならない。そのため一般外科医が、外傷症例の術式を理解する必要がある。小林氏はその指導者となる外傷外科医が、二次医療圏に「1人か2人」で良いと考えており、必ずしも外傷外科医が手術する必要がないと説明する（小林氏）。

外科医たちってみんなメスもてるんですよ。技術はすごいんですよ。救急外傷外科医って何でもできますけど、ある分野に関して言えば、毎日そこをやってる外科医に勝てるわけがないでしょ。技術はものすごく高いんです。ただ戦略をもてないだけ、外傷に対する。そこを電話でも、何でも一言、一緒に何回かやって、「こういうふうにしといて下さい」って言えばや

ってきますよ。社長が1人でいいのと一緒にですよ。社長が24時間365日現場に出てるわけじゃなくて、必要時には連絡を受けて指示を出したりしてますけど、救急外傷外科医の指導者ってそれだけでいいんですよ。(小林氏)

外傷症例が減少し外科医の研鑽の機会が減る中で、小林氏は「外傷外科って特化しちゃうと少ないけども、救急外傷外科っていう風に」すれば、「内因性の疾患の中で、緊急手術とか出血性ショックって結構あるので、その中でトレーニングすればいい」と説明する。

- [19] メディカルコントロールの役割とは、「救急現場から医療機関に傷病者が搬送されるまでの間に、救急救命士を含む救急隊員が医療行為を実施する場合、医師が必要な処置を救急隊に指示もしくは指導し、医療行為の質を保障すること」である(上伊那地域包括医療協議会メディカルコントロール委員会 2022a: 1)。
- [20] 提言では、ICTSの要素と責務として以下の外傷センターを提言している。
- 「地域における包括的外傷診療体制(ITCS)」においては、既存の外傷診療施設を中心に機能の分担を図り、各々外傷蘇生センター(Trauma Resuscitation Center)、外傷再建センター(Trauma Reconstruction Center)、外傷リハビリテーションセンター(Trauma Rehabilitation Center)と呼称し、主として、生命予後ならびに機能予後の双方またはいずれかの視点から重症である症例(生命的ないし機能的重症例)のうち、地域で定めた対象症例に対応する。
- (ア) 外傷蘇生センター(Trauma Resuscitation Center)は、急性期の蘇生、救命救急医療、集中治療を提供する部門である(※1)。
- (イ) 外傷再建センター(Trauma Reconstruction Center)は、機能再建のための医療を提供する部門である(※2)。
- (ウ) 外傷リハビリテーションセンター(Trauma Rehabilitation Center)は、リハビリテーションを提供する部門である。
- ※1 外傷蘇生センター要件
1. 外傷初期診療を指揮する医師は、JATEC コースを受講していること(JATECコースを受講していることが望ましい)
  2. 緊急コールから5分以内に、救急科専門医など外傷蘇生に精通した医師が初療室に参集でき、蘇生処置を開始できること
  3. 緊急コールから30分以内に外傷外科医、IVR医による止血処置、60分以内に脳外科医による開頭手術が開始できる体制があること
  4. ISS 16 以上の重症患者を、年間150例以上診療していること
  5. 日本外傷データバンクに全ての入院外傷患者を登録し、日本外傷学会が定める「質の評価指標」を開示していること
  6. 多数傷病者や局地災害発生時に、消防や警察の要請に応じて医師を現場に派遣する体制が確保されていることが望ましい
  7. 外傷診療に関わる医療従事者に対する外傷診療教育を、継続的に実施していること
  8. 救急隊員に対するオンラインメディカルコントロールが、24 時間体制で対応可能なこと
  9. 専従医の2名以上が外傷専門医資格を有し、日本外傷学会専門医研修施設であること
  10. 大量輸血プロトコル; MTP (massive transfusion protocol) が施設内にあり、発動の基準が明確なこと
- ※2 外傷再建センター要件
1. 外傷初期診療を指揮する医師は、JATECコースを受講していること
  2. 救急科医、外科医、脳神経外科医、整形外科医、形成外科医、血管外科医、麻酔科医、放射線科医が常駐またはオンコール体制により初療室に参集でき、機能再建のための緊急手術や計画的再手術(例: 血行再建術、脊髄損傷除圧術、顔面外傷等)を行うことができる体制があること
  3. 脊髄損傷(骨粗鬆症性椎体骨折を除く)、骨盤骨折、四肢長管骨開放骨折の機能再建に係る転院要請を原則応需する体制があること
  4. 日本外傷データバンクに AIS 3 以上の外傷患者を原則として全例登録していること
  5. 外傷診療に関わる医療従事者に対する外傷診療教育を、継続的に実施していること
  6. 専従医の1名以上が外傷専門医資格を有し、日本外傷学会専門医研修施設であること
  7. 日本骨折治療学会のトラウマレジストリーに参加しており、年間30例以上の登録を継続していること(日本外傷学会 2021: 4, 13-4)
- [21] 2010年横浜市は、東京都及び政令指定都市19都市の中で、ワースト2位であった(横浜市救急医療検討委員会 2013)。
- [22] 今回の調査結果に使われた予測式には限界も指摘されている。
- 調査結果の予測式に関わる尺度(係数)は、1980 年代の米国のデータを使っている。そのため、この尺度は、現在の日本の高齢化率とは全く異なるデータベースを基に算出しており、現在では死亡とする可能性が高い結果を、生存率が高いと予測する結果としてしまう可能性がある。このことは既に指摘されていて、頭部外傷、頭部単独外傷の場合は非常に厳しい分類になることが、この予測式の弱点と言われている。今回の事案の半数近くに頭部外傷が含まれていることと、80 歳以上の高齢者の方は、若い方と同じ衝撃を受けても重症度が高くなることから、この予測式の限界も考える必要がある。(横浜市救急医療検討委員会 2013: 24)
- [23] プロトコルとは、「傷病者に対して必要な処置を迅速かつ確実に実行する為の手順など」を「文書化」したもので、救急隊の「現場活動の基準となる」ものである(上伊那地域包括医療協議会メディカルコントロール委員会 2022b: 1)。
- [24] ただし、これらに該当する場合であっても直ちに確実な気道確保や胸腔穿刺・ドレーンを要する病態が疑われる症例は、直近の救命救急センターへの搬送を原則とした。また少なくとも受傷から60分以内の根本治療開始を念頭に置き、病着後の蘇生の処置開始までの時間を鑑みて指令から外傷センター搬送まで45分以内を目標にすることを明記した。(森村ほか 2017: 81)
- [25] ハイブリッドER とは、CT・血管撮影装置・手術室機能を備えた救急初療室であり、「患者の移動なく、検査・診断・治療が完結できる」。済生会横浜市東部病院でも、ハイブリッドER導入前は、「CT 室から初療室、血管造影室へ向かう過程で、移動・治療準備に時間を有していた」のに対し、導入後は「診断・治療準備を同時に進める事で」治療開始までの時間が短縮された。(稲垣・船曳 2019: 197)。
- [26] PTDの可能性と判定された症例とは、外傷手術などの緊急治療が行われていれば救命できた可能性があるが、患者の年齢、認知症の有無などの精神的・社会的要因、また一人暮らしで家族がおらず介助を受けることができないなどの理由により緊急手術が行われなかったものである(Takeuchi et al, 2022)。
- [27] ドクターカー車内には、血ガス分析装置や血液凝固分析装置を備えることで、輸血や手術の可否を病着前に判断できる。また、車内の映像と超音波検査の映像などが「基地病院にリアルタイムで届く」画像伝送システムを備えている(渡部氏)。
- [28] 「ふつうは救命センターという建物の中に、その中に外傷センターが入ってるという構図が多くのところ」であるところ、高度外

傷センター棟は「意図的に」救命救急センターと建物に分けられている。高度外傷センター棟の建設費は約12億円であり、行政の補助はなかった。多くの救命救急センターが、同時に2人までしか受け入れられない中、高度外傷センターの初療室では救命救急センターの受け入れとは別に、同時に4人受け入れることができる（渡部氏）。また、初療室は「手術室の空調」であり、「到着と同時にメスが入れられる（人的にも可能）」ので、最短1、2分で手術できます」と渡部氏は説明する。また渡部氏は、「人がいないからこんなことはできないって、よく人は言うけれど、いやシステムがないから人が来ないんでしょっていう話で。……仕組みがきちりできたところには人が来るんですよ」と語っている。

「診療指揮官」はコマンダー席において診療の指揮を執る。「救命センターの中に輸血が専用に置いてある施設なんてほんのわずかしかない」ところ、高度外傷センターでは輸血を常備している（渡部氏）。

- 【29】ロード&ゴーとは、「重傷外傷現場において、生命に関わる損傷の観察・処置のみを行い、他の観察・処置はすべて省略し、5分以内に現場を出発することをめざす」というもの（横浜市救急医療検討委員会 2013: 33）。

- 【30】重度外傷センター（県内3施設）とは、「重度の頸部、躯幹部（胸部、腹部、骨盤）外傷について実施を決定してから30分以内に根治的な手術等が可能な体制、同時に複数の傷病者を受け入れる体制が常時とれる」施設である（埼玉県 2022: 23）。

- 【31】特定外傷センター（県内1施設）とは、「重度の脊髄損傷や骨幹部損傷に対して実施を決定してから6時間以内に根治的な手術等が可能な体制が常時とれる」施設である（埼玉県 2022: 23）。

- 【32】自己完結型は、迅速に手術などの根本治療が行えるという利点に加え、既存の診療科との関係が良好になりやすいことを埼玉医科大学総合医療センターの澤野誠高度救命救急センター長は説明する。澤野氏は「多くの救命救急センターが救急医が中心となってやっているところでは、正直言うと既存の診療科との関係ってのはあまり上手くない」と語る。その理由については、澤野氏が以前一般外科医であったころ、「救急はとんでもなく嫌だった」理由と同一であると解説する。

普通の病院では手術枠っていうのがあって、その手術枠が朝から夕方まで手術が組まれてるわけですよ。そこへいきなりね、救急に手術が入って来られても、対応できないし、自分のスケジュールも狂うし、なったって、患者さんが怒るわけだよ。（澤野氏）

その一方で、自己完結型は施設と人員が「分かれているからこそ、（他科と）ギブアンドテイクができる」と語る。

分かれているからこそ、今救急で手術をする患者に対して、「ちょっとお手伝いしてくれますか」っていうのはありなんですよ。分かれていなかったら「手術お願いします」になっちゃうんですよ。（澤野氏）

そのため総合医療センターでは、「救命救急センターサイドも外科医であったり、脳外科医であったりなので、日頃から（既存の診療科と）コラボレーションが非常に多い」と、澤野氏は説明する。

- 【33】小林氏は、「但馬地域（兵庫県北部）の医療が崩壊」していたこと、また豊岡病院の但馬救命救急センターヘクターヘリが配備されるため、兵庫県より声がかかり豊岡病院へ赴任した。小林氏は当時の感想を次のように語る。

救急医療やるやつ1人もいないなあ。ほんとに荒野野原というか。誰も開拓してないとこじゃないですか。これ日本一の救命センターにできるなあ。ドクターヘリも当初は、200件飛んだらいいっていう風に言われたんですけど、「いやこの地域1000件いくよ。絶対1000件一発目、1年目からいくから、日本一のドクターヘリ事業にできるよ」って言って、あ、これできる、マーケティング全部して、ここだったら勝てる、っていうか勝つ。（小林氏）

このようにして、豊岡病院のドクターヘリは毎年、日本一の出勤回数を誇るようになった。

- 【34】県立病院の体制と比較し、豊岡病院の状況を小林氏は説明する。

豊岡病院、京都大学の地域なんですよ。っていうことは京都市内の先生がクッソ田舎の豊岡、何にもやること、興味ないところに飛ばされて、まあ言ってみれば飛ばされてるんですよ。そんなところで誰が地域のことなんか考えます？救急医たちだけが、「但馬での地域での救急医療学びたい、ドクターヘリ事業学びたい、ドクターカー事業学びたい」っていう、いろんなモチベーション高い人間が集まってくるから、すっごく頑張りますよ。だから救命センターしか働いてないっす。そうするとできないこともたくさん増えてくるし、病院としては全然協力してくれない。心臓血管外科できないし、それから整形外傷できないし、あと整形外科医が協力しないから。心臓血管外科医が協力しないから。「いやそんな、俺らの地域と違うから。お前らが勝手に運んできたんでしょ」って平気で言いますから。……「当直するのは、救急のお前らの仕事で、俺らの仕事ちゃうから。5時になったら帰るわ」。（小林氏）

- 【35】B病院のA救命救急センター長は、外傷センターの現実と意義を次のように語る。

正直儲からないです。全然。外傷センターになっていいことなんて、なんもないっすよ、病院にとっては。輸血なんかもの凄く高いし。手術の点数は逆に、予定のがんの手術とかの方が、よっぽど1回の手術でもらえるお金高い、いいわけだし、そもそも外傷の手術って、1回じゃ終わらないですから、で、結構カットされるんですよ。保険というか、国からもらえる、3割負担の残りの3分の2の部分が、「ここダメ。ここダメ。輸血使いすぎ」とか出てきて切られていくんで、外傷って全然儲からないです。だけど、それでもやっぱり覚悟もって取り組むとこじゃないと、外傷センターってやれないよねってことで、こういうような指定をしたということだと思います。（A氏）

- 【36】C MC協議会においてプロトコルが作成された後、さらに救命救急センターが増えたことによる。

- 【37】松本尚代議士は、長年日本医科大学千葉北総病院で外傷診療に携わり、世界トップレベルの治療成績を残してきた。ドクターヘリ事業では、事業開始当初から普及に邁進し、テレビドラマ「コード・ブルー」の医療監修を務めるなど、ヘリコプター救急の第一人者となった。新型コロナウイルス感染症蔓延の際には、千葉県庁で対応にあたり、2021年より衆議院議員を務めている（自由民主党 2021）。

- 【38】救急医療対策事業実施要綱とは、医療機関向けの国庫補助金について補助対象施設等の詳細を定めたものである。

- 【39】第1章で詳述した実施基準と同一

- 【40】この調査メンバーの1人である東京医科歯科大学病院の友友康裕救命救急センター長は、正確なデータを出すために慎重を期したことを語っている。

ISS（外傷重症度の解剖学的指標）とかRTS（外傷重症度の生理学的指標）を自分（病院側）で計算させると、絶対重症にして返ってきたらどうだろうから、来院時のバイタルサインと診断名だけを出してもらって、こっちでだから全部Ps（予測生存率）を計算したんだけどね。（大友氏）

- 【41】ただし、松本尚氏は広範囲熱傷については、他疾患に比べ医療資源が必要とされる重症外傷より、さらに医療資源を必要とするた

め、対応する医療機関が明示されていることには一定の意義があることを認める。松本尚氏は高度救命救急センターの施設要件として、広範囲熱傷は必要としながらも、圧倒的にマンパワーを必要とする重症外傷と広範囲熱傷の両疾患を、必ずしも診療ができる体制とする必要はないと語る。

重症外傷いっぱい診ると同時にね、重症熱傷なんてね、診てられないですから。……だから僕は、重症外傷はやりますと。

熱傷は来たらしゃあないけど、基本的にはやらないっていう方針でやってたから。だから（千葉北総病院は）高度救命にはならなかったの。（松本尚氏）

- 【42】 ダメージコントロール手術とは、「重度胸部、腹部又は骨盤部外傷患者に対する初回手術において、止血手術、損傷臓器等に対する処置、タオルパッキング等を迅速に実施した後に、患者を一度集中治療室等に収容し、全身状態の改善を図り、二次的又は多期的手術により根治を図る段階的外科治療のことである」（今日の臨床サポート 2022: 1）。兵庫県災害医療センターの松山重成救急部部長は、ダメージコントロール手術について、詳細に解説する。

腸がズタズタになってるでしょ。ズタズタな腸は、血は止めなくちゃいけないから、……ガツン、ガツンと切除したら、もうそれで終わり。腸切って、切りっぱ。で、「続きは明日ね」なんつって言ってね。で、それは、外科のころは考えられなかったの。切ったらつなぐ。切りっぱ、腹開けば、こんなありえへん。今でもやっぱね、そう思ってる、もしくはそれしかしたことない先生が圧倒的で、こんな変な手術したことある人って、ほんとと少ない。……普通の外科の先生にとっては、こういうのってのは、もの凄く数が少ないんで、見たことない、聞いたことない、で暮らしてる人がほとんど。（松山氏）

- 【43】 外傷外科医等養成研修事業とは、「重症外傷（特に胸腹部外傷）に迅速かつ適切に対応するために必要な知識や手術等の手技を習得するための研修を実施し、重症外傷の診療を担う医師（外科医、救急医）、看護師の資質及び技能の向上に資することを目的とする」ものである（厚生労働省 2022d: 1）。ただ、この研修には限界があることを日本医科大学付属病院の金史英医師は解説する。

研修を1回受けて、座学やって、ビデオ見て、ご遺体を用いたトレーニングコースを1回やったか、2回やったかくらいで、実際に（技術が）維持できるのかっていったら、そうじゃないわけですよ。動かない患者さんが、ショックかどうか分からないような状況でできるかって、出血もしないし、そういうご遺体を使ったトレーニングをやったからといって、やり方は分かるけども、全然技術として習得できるかっていうと、そうではない。（金氏）

- 【44】 ただ、このようなことが明るみになることは少ないと、東京医科歯科大学病院の犬友医師は説明する。

「前の病院があまり適切でない外傷診療をしました」って、言うのもそれはなかなか難しいんですよ。また家族に、亡くなった場合に、「前の病院が余計なことをしたから、こういう結果になりました」なんて絶対言えないので。（犬友氏）

- 【45】 手術決定の判断から開始までが1時間以内の手術

- 【46】 JETEC（Japan Expert Trauma Evaluation and Care）とは、「JATECで指導する初期診療を引き継ぎ、チームとして質の高い根本治療と患者管理が行える」ことを目標とするもの（一般社団法人日本外傷学会 2022; 1）。

- 【47】 B病院のA医師は、東京都の救命救急センターの多くが大学病院であることを指摘し、大学病院の強みを説明する。

無給に近いような人とか、アルバイトで生計を立てているような人がいっぱいいるわけです。だけど、やっぱりそういうちょっとブラックな環境でも人を働かせることができるっていうのが、学部がある大学病院の強みでもある。（A氏）

- 【48】 大量輸血プロトコルとは、「大量出血を呈している患者、もしくは出血が進行し高度となる可能性が高い患者に対して、事前に設定した輸血製剤セット（輸血製剤量と比率）を先制的に使用し救命を図るための輸血の手順」である（斎藤ほか2017: 788）。

- 【49】 2008年、都内で搬送受け入れ先の決定に時間を要し、不幸な転帰をとった2件の妊産婦脳血管障害の事例があった。都では、この2事例の検討結果を踏まえて、現行の母体・胎児救急を主体とした周産期医療システムを維持しつつ、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦について、救急医療と周産期医療が連携して迅速に受入先を確保する新しい仕組みとして、2009年より「東京都母体救命搬送システム（スーパー母体搬送）」をスタートした（東京都福祉保健局 2021）。

- 【50】 地方においては、外傷センターへの搬送時間が長時間となるため、一度最寄りの病院へ搬送し、外傷センターへ転送することとなりやすい。ところが、八戸市立市民病院の今明秀院長は、「小さな病院に一旦患者さんを入れてしまうと、その病院で手術室入れるのには結構時間かかるし、輸血もないし、いろんな弊害があります。だから小さな病院に患者さんを入れないことが大事」であると指摘する。その上で、例えば緊急に処置が必要な場合は、患者を「病院入れる必要ないわけですよ。病院の玄関に停車してもいいけど、医者が救急車に乗ればいいだけで、病院入れるからややこしくなる」と説明する。実際に青森県の三戸地域では、重症外傷の患者を八戸市立市民病院へ搬送する際、三戸中央病院の医師が救急車に同乗する取り組みが行われている（今氏）。

## 【参考文献】

- 青木誠・阿部智一・齋藤大蔵・萩原周一・大嶋清宏（2019）「外傷患者数が多い施設ほど患者予後は良いか？－日本外傷データベースデータを用いて－」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第33巻第2号、pp.243、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/33/2/33\\_207/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/33/2/33_207/_pdf/-char/ja)（2022年12月2日アクセス）
- e-Gov法令検索（2023）『消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）』、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000186>（2023年1月9日アクセス）
- 一般社団法人日本外傷学会（2021）『外傷専門医研修施設一覧』、<http://www.jast-hp.org/nintei/sisetsu.html>（2022年12月27日）
- 一般社団法人日本外傷学会（2022）『外傷専門診療ガイドラインJETEC™について』、[http://www.jast-hp.org/kensyu/jetec\\_about.html](http://www.jast-hp.org/kensyu/jetec_about.html)（2022年12月21日）
- 稲垣直之・船曳知弘（2019）「Hybrid-ER 導入前後における動脈塞栓術までにかかった時間の検討」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第33巻第2号、pp.197、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/33/2/33\\_195/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/33/2/33_195/_pdf/-char/ja)（2022年11月12日アクセス）
- 遠藤彰・白石淳・伏見清秀・村田希吉・大友康裕（2018）「DPC データからみた本邦における施設あたりの重症外傷患者数と生存率・入院総医療費との関連の検討」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第32巻第1号、pp.40-3、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/1/32\\_40/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/1/32_40/_pdf)（2022年10月12日アクセス）
- 遠藤彰・白石淳・本藤憲一・大友康裕（2016）「我が国の11年間の外傷診療成績の検討（JTDB における PTD 症例数の推移から）」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第30巻第2号、pp.127、J-STAGE、[http://www.procomu.jp/jast2016/pdf/jast2016\\_program\\_ver2.pdf](http://www.procomu.jp/jast2016/pdf/jast2016_program_ver2.pdf)（2022年11月3日アクセス）
- 大友康裕・辺見弘・本間正人・益子邦洋・小関一英・横田順一郎・村田厚夫・島崎修次（2002）「重症外傷搬送先医療施設選定には、受け入れ病院の診療の質評価が必須である 厚生科学研究『救命救急センターにおける重症外傷患者への対応の充実に向けた研究』の結果報告」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第16巻第4号、319-23頁
- 岡和幸・工藤公平・坂根舜哉・高津研翔・神人将・神戸勝世・松本亮・山本祐太郎・川口 留以・藏本俊輔・室野井智博・下条芳秀・木谷昭彦・比良英司・渡部広明（2022）「重症外傷患者の予後を改善するドクターカー～シームレスな診療が早期止血につながる～」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第36巻第2号、pp.130、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/36/2/36\\_36.2\\_07/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/36/2/36_36.2_07/_pdf/-char/ja)（2022年11月12日アクセス）
- 岡和幸・坂根舜哉・神戸勝世・松本亮・山本佑太郎・川口留以・藏本俊輔・室野井智博・下条芳秀・比良英司・渡部広明（2022）「本邦で『防ぎ得た外傷死』はどれだけ発生しているのか？」、『日臨救急医学会誌』、日本臨床救急医学会、第25巻、251頁
- 岡田一郎・大塚洋幸・菱川剛・井上和成・米山久詞・関聡志・永澤宏一・長谷川栄寿（2022）「東京都では早急な包括的外傷診療体制の確立が必要である」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第36巻第2号、pp.129、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/36/2/36\\_36.2\\_07/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/36/2/36_36.2_07/_pdf/-char/ja)（2022年11月12日アクセス）
- 加藤真・酒井拓磨・高橋航・益田宗孝・竹内一郎（2018）「横浜市重症外傷センターにおける Trauma team」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第32巻第2号、pp.267、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/2/32\\_265/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/2/32_265/_pdf/-char/ja)（2022年11月12日アクセス）
- 上伊那地域包括医療協議会メディカルコントロール委員会（2022a）『メディカルコントロールとは』、<https://www.union-kamiina.jp/fire119/kmc/mc/index.html>（2022年10月23日アクセス）
- 上伊那地域包括医療協議会メディカルコントロール委員会（2022b）『プロトコール班とは』、<https://www.union-kamiina.jp/fire119/kmc/protocoll/index.html>（2022年10月23日アクセス）
- 鹿本群市医師会（2022）『JPTECとは…？』、<http://www.kamoto-med.or.jp/what%20news/Pic/jptectowa.html>（2022年10月23日アクセス）
- 金史英・増野智彦・横堀将司・塚本剛志・新井正徳・布施明・横田裕行（2018）「東京都における外傷センターを考える必要か？可能か？」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第32巻第2号、pp.205、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/2/32\\_205/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/2/32_205/_pdf/-char/ja)（2022年11月12日アクセス）
- 公益財団法人東京市町村自治調査会（2022）『多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2021（令和3）年版』、公益財団法人東京市町村自治調査会、<https://www.tama-100.or.jp/cmsfiles/contents/0000001/1059/1jinkoutochi.pdf>（2022年12月27日）
- 厚生労働省（2001）『平成12年 人口動態統計（確定数）の概況 第4表死因順位（第10位まで）別死亡数・死亡率（人口10万対）』、<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei00/hyo4.html>（2022年10月10日アクセス）
- 厚生労働省（2019）『疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について』、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000159904.pdf>（2022年11月7日アクセス）
- 厚生労働省（2021a）『第8次医療計画の策定に向けた検討について』、<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000794328.pdf>（2022年11月7日アクセス）
- 厚生労働省（2021b）『救命救急センターの現況』、

- [https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report\\_pdf/202122004A-bunta-4-2.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202122004A-bunta-4-2.pdf) (2023年1月1日アクセス)  
厚生労働省 (2022a) 『令和3年 (2021) 人口動態統計月報年計 (概数) の概況』、  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai21/dl/gaikyouR3.pdf> (2022年10月8日アクセス)  
厚生労働省 (2022b) 『令和3年 (2021) 人口動態統計 (確定数) の概況』、  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei21/dl/15\\_all.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei21/dl/15_all.pdf) (2022年10月8日アクセス)  
厚生労働省 (2022c) 『救命救急センター設置状況一覧』、  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000961826.pdf> (2023年1月8日アクセス)  
厚生労働省 (2022d) 『令和4年度外傷外科医等養成研修事業実施団体公募要領』、  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000955442.pdf> (2022年11月20日アクセス)  
公立昭和病院 (2022) 『救急科』、<https://www.kouritu-showa.jp/facilities/naika/medicine/> (2022年12月27日)  
今日の臨床サポート (2022) 『K636-2ダメージコントロール手術』、  
[https://clinicalsup.jp/jpoc/shinryou.aspx?file=ika\\_2\\_10\\_1\\_9\\_2/k636-2.html#:~:text=%EF%BC%88%EF%BC%91%EF%BC%89%20%E3%83%80%E3%83%A1%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%AB%E6%89%8B%E8%A1%93%E3%81%A8,%E6%B2%BB%E7%99%82%E3%81%AE%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%A7%E3%81%82%E3%82%8B%E3%80%82](https://clinicalsup.jp/jpoc/shinryou.aspx?file=ika_2_10_1_9_2/k636-2.html#:~:text=%EF%BC%88%EF%BC%91%EF%BC%89%20%E3%83%80%E3%83%A1%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%AB%E6%89%8B%E8%A1%93%E3%81%A8,%E6%B2%BB%E7%99%82%E3%81%AE%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%A7%E3%81%82%E3%82%8B%E3%80%82) (2022年11月9日アクセス)  
済生会横浜市東部病院 (2022) 『救急科について』、<https://www.tobu.saiseikai.or.jp/clinical-department/199/> (2022年11月20日アクセス)  
埼玉県 (2022) 『傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準 医療機関リスト (令和4年4月1日現在)』、<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/26234/20220401iryokukannrisuto.pdf> (2023年1月9日アクセス)  
齋藤伸行・八木貴典・松本尚・宮田茂樹・横田裕行 (2017) 「救命救急センターにおける大量輸血プロトコルに関する実態調査」、『日救急医学会誌』、日本救急医学会、第28巻第10号、pp.787-824、Wiley Online Library、<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.1002/jja2.12226> (2023年1月7日アクセス)  
島崎修次「編」(2002) 『救命救急センターにおける重症外傷患者への対応の充実に向けた研究』2001年度厚生科学研究費補助金行政政策研究分野厚生科学特別研究事業 (200100069A) 杏林大学医学部救急医学ほか  
島崎修次「編」(2006) 『救命救急センターにおける避け得た外傷死の実態とその要因調査のための研究』2003-2005年度厚生労働科学研究費補助金健康安全確保総合研究分野医療技術評価総合研究 (200400973A) 杏林大学医学部救急医学ほか  
島根大学医学部Acute Care Surgery講座 (2023) 『施設紹介：高度外傷センター』、  
<https://www.shimane-u.acs.jp/facility/274> (2023年1月9日アクセス)  
清水正幸・明石卓・小林陽介・折田智彦・船曳知弘・山崎元靖・北野光秀 (2016) 「外傷センターにおける外傷外科医の必須条件」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第30巻第4号、pp.461-2、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/30/4/30\\_461/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/30/4/30_461/_pdf/-char/ja) (2022年10月12日アクセス)  
自由民主党 (2021) 『コロナ政策にメス！救命医、日本を救う』、  
[https://www.jimin.jp/election/results/sen\\_shu49/candidate/202139.html](https://www.jimin.jp/election/results/sen_shu49/candidate/202139.html) (2022年11月20日アクセス)  
情報・知識&オピニオンimidas (2022a) 『現代人のカタカナ語辞典』、  
<https://imidas.jp/katakana/detail/Z-01-A-1955.html> (2022年10月23日アクセス)  
情報・知識&オピニオンimidas (2022b) 『現代人のカタカナ語辞典』、  
<https://imidas.jp/katakana/detail/Z-05-1-0258.html> (2022年10月23日アクセス)  
政府統計の総合窓口 (2023) 『令和4年中の交通事故死者数について』、[file:///C:/Users/Owner/Downloads/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%94%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E3%81%AE%E6%AD%BB%E8%80%85%E6%95%B0%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/Owner/Downloads/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%94%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E3%81%AE%E6%AD%BB%E8%80%85%E6%95%B0%20(1).pdf) (2023年1月5日アクセス)  
泉工医科工業株式会社 (2022) 『REBOAとIABOの違い、どんな状況下で使用されるのか』、<https://www.mera.co.jp/column/7239/> (2022年10月23日アクセス)  
千葉県交通事故調査委員会 (2022) 『平成31年・令和元年 交通事故死亡事例調査報告書』、<https://www.police.pref.chiba.jp/content/common/000031797.pdf> (2022年10月10日アクセス)  
東京消防庁 (2022) 『救急隊による救急搬送先医療機関の分類、リスト及び選定基準』、<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kk/syobyoby/besshi.html> (2022年12月29日アクセス)  
東京消防庁航空隊 (2022) 『東京消防庁航空隊』、<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-koukuutai/index.html> (2022年12月30日アクセス)  
東京都福祉保健局 (2021) 『東京都母体救命搬送システム事例集 ～10年間を振り返って～』、<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryokyuu/syusankiiryobotaiyuumei.files/jireisyuu.pdf> (2022年12月29日アクセス)  
東京都福祉保健局 (2022a) 『令和4年度第1回救急医療対策協議会会議録』、<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryokyuu/kyuutaikyoku/kyutaikyokaisaijoky/04kyutaikyoo1.files/R4giziroku01.pdf> (2023年1月12日アクセス)

セス)

- 東京都福祉保健局 (2022b) 『母体救命搬送システムの概要』、  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryoku/kyuukyuu/syusankiiryu/botaikyumei.files/botaikyumeigaiyou.pdf> (2022年12月29日アクセス)
- 東京都福祉保健局 (2022c) 『三次救急医療 (救命治療)』、  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryoku/kyuukyuu/shoni/sanji.html> (2022年12月30日アクセス)
- 日本IVR学会 (2022) 『外傷の治療としてのIVR』、[https://www.jsir.or.jp/shimin/gaisho\\_ivr/](https://www.jsir.or.jp/shimin/gaisho_ivr/) (2022年10月23日アクセス)
- 日本外傷データバンク (2021) 『Japan Trauma Data Bank Report 2021 (2019.1-2020.12)』、<https://www.jtcr-jatec.org/traumabank/dataroom/data/JTDB2021.pdf> (2022年10月8日アクセス)
- 日本赤十字社医療センター救命救急センター・救急科 (2022) 『JPTEC・JATEC (外傷初期診療)』、  
<https://www.jrcmc-eccm.com/education/jptec-jatec/> (2022年11月15日)
- 認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク (2022) 『ドクターヘリを知る－歴史と実績』、  
<https://hemnet.jp/know-history> (2022年10月31日アクセス)
- 八戸市立市民病院 (2022) 『救命救急センター』、  
<https://www.hospital.hachinohe.aomori.jp/introduction/kyuumeikyukyuu> (2022年11月20日アクセス)
- 古谷良輔・清水誠・山崎元靖・武居哲洋・中森知毅・森村尚登 (2018) 「横浜市重症外傷センター開設後2年間の事後検証結果：当市における重症外傷症例搬送の現状と課題」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第32巻第1号、pp.29-33、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/1/32\\_29/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/1/32_29/_pdf/-char/ja) (2022年10月16日アクセス)
- 辺見弘・岡田芳明・金子高太郎・箕輪良行・松浦謙二・本間正人・溝端康光・田中裕・小関一英・木村昭夫・大友康裕 (2001) 「日本の外傷医療の問題点と今後の課題. 21世紀へ向けての展望」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第15巻4号、322頁
- 益子邦洋・大友康裕・河野元嗣・伊藤祥光・清水正幸・田邊康・溝端康光・木村昭夫 (2010) 「日本における外傷センター整備のあり方に関する提言－第24回日本外傷学会学術集会シンポジウムの討議から－」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第24巻第4号、445-6頁
- 益子一樹・松本尚・原義明・本村友一・齋藤伸行・八木貴典 (2018) 「社会に対する Outcome を重視した 外傷センター整備が必要である」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第32巻第1号、pp.34-7、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/1/32\\_34/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/1/32_34/_pdf) (2022年10月10日アクセス)
- 松本尚・益子一樹・原義明・八木貴典・齋藤伸行・飯田浩章・本村友一・市川頼子・岡田一宏・安松比呂志・阪本太吾・瀬尾卓生・久城正紀・太田黒崇伸・山本真梨子 (2018) 「外傷センター設置のための具体的モデルの提案」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第32巻第2号、pp.205、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/2/32\\_205/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/32/2/32_205/_pdf/-char/ja) (2022年11月12日アクセス)
- 宮城県 (2022) 『救急医療対策事業実施要綱』、<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11439/r4qq.pdf> (2022年1月1日アクセス)
- 本村友一・益子邦洋・本村あゆみ・岩瀬博太郎・織田成人・嶋村文彦・森本文雄・中西加寿也・北村伸哉・金弘・岡本健・葛西猛・糟谷美有紀 (2012) 「千葉県交通事故死亡事例検証会 (平成21年) による preventable trauma death の検討」『日救急医学会誌』、日本救急医学会、第23巻、pp.383-90、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjaam/23/9/23\\_383/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjaam/23/9/23_383/_pdf) (2022年10月11日アクセス)
- 森村尚登・井口浩一・織田順・嶋津岳士・高須修・竹内一郎・奈良理・藤田尚・松本尚・渡部広明 (2021) 『地域における包括的外傷診療体制についての提言』、[http://www.jast-hp.org/pdf/JAST\\_inclusive\\_trauma\\_care\\_system\\_statement.pdf](http://www.jast-hp.org/pdf/JAST_inclusive_trauma_care_system_statement.pdf) (2022年11月2日アクセス)
- 森村尚登・北野光秀・林宗貴・土井智喜・藤田尚 (2017) 「わが国初の自治体設置型外傷センターの成立：横浜市重症外傷センターの開設経緯と現況」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第31巻第2号、pp.79-86、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/31/2/31\\_79/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/31/2/31_79/_pdf/-char/ja) (2022年10月31日アクセス)
- 横浜市 (2021) 『横浜市救急医療検討委員会 (平成22年度以降)』 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoku/iryoku/kyukyuu/iryoku/iinkai/ki-kento.html> (2022年11月16日アクセス)
- 横浜市救急医療検討委員会 (2011) 『平成23年度第1回横浜市救急医療検討委員会議事録』 [https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoku/iryoku/kyukyuu/iryoku/iinkai/ki-kento.files/0044\\_20180925.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoku/iryoku/kyukyuu/iryoku/iinkai/ki-kento.files/0044_20180925.pdf) (2022年11月13日アクセス)
- 横浜市外傷診療状況調査ワーキンググループ (2012) 『横浜市外傷診療状況調査報告 (案)』 [https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoku/iryoku/kyukyuu/iryoku/iinkai/ki-kento.files/0041\\_20180925.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoku/iryoku/kyukyuu/iryoku/iinkai/ki-kento.files/0041_20180925.pdf) (2022年11月13日アクセス)
- 横浜市救急医療検討委員会 (2013) 『横浜市の救急医療体制に関する第5次提言』 [https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoku/iryoku/kyukyuu/iryoku/iinkai/ki-kento.files/0034\\_20180925.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoku/iryoku/kyukyuu/iryoku/iinkai/ki-kento.files/0034_20180925.pdf) (2022年11月13日アクセス)
- 横堀将司・横田裕行 (2018) 「外傷診療の標準化がもたらしたものは何か：新たななる挑戦へ」『日医大医学会誌』、日本医科大学付属病院、第14巻第2号、pp.90-1、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/manms/14/2/14\\_90/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/manms/14/2/14_90/_pdf/-char/ja) (2022年10月10日アクセス)
- 吉村有矢・今明秀・野田頭達也 (2016) 「地方病院における防ぎ得た外傷死 (Preventable Trauma Death) の検討－第

- 三者を加えた peer review による外傷診療の質の評価と向上—」『日外傷会誌』、日本外傷学会、第30巻第3号、pp.304-11、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/30/3/30\\_304/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/30/3/30_304/_pdf) (2022年10月10日アクセス)
- 渡部広明 (2019) 「『外傷専門医が知っておくべき外傷外科手術の世界』～できなければいけない手技と知っておくべき手技～」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第33巻第2号、pp.135、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/33/2/33\\_129/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/33/2/33_129/_pdf/-char/ja) (2022年11月12日アクセス)
- 渡部広明 (2019) 「外傷センターを核とした地域外傷診療体制 ～島根県保健医療計画から考える地方の外傷診療体制～」、『日外傷会誌』、日本外傷学会、第33巻第2号、pp.168、J-STAGE、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/33/2/33\\_167/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjast/33/2/33_167/_pdf/-char/ja) (2022年11月12日アクセス)
- Inoue Junichi, Shiraishi Atsushi, Yoshiyuki Ayako, Haruta Koichi, Matsui Hiroki and Otomo Yasuhiro, (2016) “ Resuscitative endovascular balloon occlusion of the aorta might be dangerous in patients with severe torso trauma : A propensity score analysis” ,Journal of Trauma and Acute Care Surgery, 80(4):559-67 [https://journals.lww.com/jtrauma/Abstract/2016/04000/Resuscitative\\_endovascular\\_balloon\\_occlusion\\_of.1.aspx](https://journals.lww.com/jtrauma/Abstract/2016/04000/Resuscitative_endovascular_balloon_occlusion_of.1.aspx) (accessed October 17,2022)
- Takeuchi Ichiro, Morimura Naoto, Iwashita Masayuki, Kitano Mitsuhide, Doi Tomoki, Hayashi Munetaka, Fujita Takashi, Yamasaki Motoyasu and Shuri Jun, (2022) “Validating the trauma care system developed by Yokohama City local government” ,Nihon Kyukyu Igakukai Zasshi,9(1) <https://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/ams2.749> (accessed October 16,2022)
- Hondo Kenichi, Shiraishi Atsushi, Fujie Satoshi, Saitoh Daizoh and Otomo Yasuhiro, (2013) “In-Hospital Trauma Mortality Has Decreased in Japan Possibly Due to Trauma Education ” ,Journal of the American College of Surgeons, 217(5):850-7 [https://journals.lww.com/journalacs/Abstract/2013/11000/In\\_Hospital\\_Trauma\\_Mortality\\_Has\\_Deceased\\_in.11.aspx](https://journals.lww.com/journalacs/Abstract/2013/11000/In_Hospital_Trauma_Mortality_Has_Deceased_in.11.aspx) (accessed October 17,2022)

## 付録 アンケート

貴医療機関名と先生のお名前等をご記載下さい。

貴医療機関名 ( )  
先生のお名前 (任意) ( )  
先生のお肩書き (任意) ( )

設問1 貴施設は日本外傷学会専門医研修施設ですか。

- 外傷専門医研修施設である  
 外傷専門医研修施設ではない

設問2 2021年5月27日に日本外傷学会から、地域における包括的外傷診療体制についての提言が出されましたが、提言の中で述べられている外傷蘇生センターの要件に貴施設が当てはまるか教えてください。(任意)

1. 外傷初期診療を指揮する医師は、JATEC コースを受講していること (JETEC コースを受講していることが望ましい) (複数選択可)  
 JATECコースを受講している  
 JETECコースを受講している  
 どちらも受講していない
2. 緊急コールから5分以内に、救急科専門医など外傷蘇生に精通した医師が初療室に参集でき、蘇生処置を開始できること  
 当てはまる  
 当てはまらない
3. 緊急コールから30分以内に外傷外科医、IVR医による止血処置、60分以内に脳外科医による開頭手術を開始できる体制があること  
 当てはまる  
 当てはまらない (当てはまらない場合、その理由を教えてください) (任意)

---

---

---

4. ISS16以上の重症患者を、年間150例以上診療していること
- 当てはまる
- 当てはまらない
- その他 \_\_\_\_\_
5. 日本外傷データバンクに全ての入院外傷患者を登録し、日本外傷学会が定める「質の評価指標」を開示していること
- 当てはまる
- 当てはまらない
6. 多数傷病者や局地災害発生時に、消防や警察の要請に応じて医師を現場に派遣する体制が確保されている
- 当てはまる
- 当てはまらない
7. 外傷診療に関わる医療従事者に対する外傷診療教育を、継続的に実施していること
- 当てはまる
- 当てはまらない
8. 救急隊員に対するオンラインメディカルコントロールが、24時間体制で対応可能なこと
- 当てはまる
- 当てはまらない
9. 専従医の2名以上が外傷専門医資格を有し、日本外傷学会専門医研修施設であること
- 当てはまる
- 当てはまらない
10. 大量輸血プロトコル；MTP（massive transfusion protocol）が施設内にあり、発動の基準が明確なこと
- 当てはまる
- 当てはまらない

設問3 東京都が立候補をした施設の内数か所から10か所程度を、重症外傷症例を集約化し、常時迅速に重症外傷へ対応可能（手術による止血術を含む）とする外傷センターとして認定し設置する方針を打ち出した場合、貴施設は立候補をしたいですか。なお立候補時点では施設要件は問わないものとします。

- 立候補をしたい
- 立候補をしたくない

設問3の回答理由を教えてください。（任意）

---

---

---

---

---

設問4 東京都において行政が外傷センターの施設認定に関与することにより、常時迅速に重症外傷へ対応可能（手術による止血術を含む）となる、外傷センターは必要であるとお考えですか。

- 必要である
- 必要ではない
- その他

設問4の回答理由を教えてください。（任意）

---

---

---

---

---

---

---





都市農業の存続のために  
—21世紀の都市農地の生き残り方—

服部 祐斗



## 【目次】

第1章	180
1.1 研究動機	180
1.2 研究の目的	180
1.3 本論文の構成	181
1.4 都市農業の概念について	181
1.5 都市問題	182
1.6 都市農業の機能	185
第2章 都市農業・農地の現状	187
2.1 都市農地の区分	187
2.2 税制度上の農地の区分と課税評価	187
2.3 都市農業の現状と課題	189
2.4 法制度の歴史と宅地並み評価の背景	193
2.5 わが国の都市計画の歴史	193
2.6 都市計画法制定後の都市農業	194
2.7 宅地並み課税の背景	194
2.8 長期営農継続制度と生産緑地法の意義	196
第3章 新たな都市農業の在り方	198
3.1 都市農業をめぐる法整備	198
3.2 田園都市と市民参加型農業	199
3.3 市民農園の歴史と概要	201
3.4 市民農園と農業体験農園の特徴	202
第4章 農業体験農園の可能性	204
4.1 農業体験農園の効果分析	204
4.2 農業体験農園の現状—練馬区の事例—	208
4.3 民間企業による体験農園運営	210
4.4 今後の都市農業の在り方	212
第5章 おわりに	214
参考文献	215

# 第1章 はじめに

現在、我が国の農業は風前の灯火と言えるような状況にある。日本の農業の現状は、農家の担い手・就業者不足、農家の高齢化、肥料・飼料・燃料などの原資価格の高騰、耕作放棄地の増加などがあげられ、消費側からは輸入品の増加による食生活の変化、少子高齢化による消費者の需要減、物価高騰による食料価格の上昇、食料の安全性の損失による不安という消費側にとっても危機的な状況にある。食料は我々が生きていくうえで必須である以上、それらを生産する農業・農地もまた保存し、持続的に継続していかなければならない。我が国が抱える農業の問題の一つとして、都市農業の衰退という問題がある。本論では、衰退している都市農業について論じ、都市農業の再生の方法を考察していく。

## 1.1 研究動機

日本の農業振興は喫緊の課題となっている。都市農業は都市化と地方農村や海外などの遠隔地に食料生産地を依存する傾向が強くなるに従い、都市内部および周辺の農業・農地は縮小と後退を余儀なくされた。総務省によると、我が国の全国の耕地面積と耕地利用率は1960年では、耕地面積は607万㎡、利用率は133.9%であったのに対し、2006年における耕地面積は467,1万㎡、利用率は93.0%にまで減少した。また、市街化区域内農地<sup>【1】</sup>の面積は1980年では、約21万5千haあったのに対し、2006年には約8万9千haに減少した。最近の調査では、2021年の国土交通省の調査によると、全国の農地が約430万haであるが、市街化区域内農地の面積は約6.1haにまで減少している。今後も都市農地は減少し、現存する農地は都市計画や宅地転用により更なる縮小や細分化が予想される。そのため、宅地転用や土地流動によって消えつつある都市農地を保全する方法を考察したいと考え、本研究を行った。

## 1.2 研究目的

都市農業問題、あるいは都市と都市に隣接する郊外における農地の保全問題は長く議論されてきたテーマであった。

政策としても、農地保全は主要な課題として挙げられ、国内のみならず世界的に開発規制や農業振興といった施策がとられている。都市農業に関わらず、都市農地を保全する目的として、農業生産を含む農業の多面的機能<sup>【2】</sup>の存在が挙げられる。しかし、North (1995) によると、「伝統的な立地論に基づけば、農業地代は都市的土地利用の地代よりも低いため、転用のインセンティブが働く、そして、自由な土地所有権や職業選択の原則の下では、土地所有者の意思に反して、農地を保全することは困難である。そのため、多くの研究の焦点は、都市化が進行して開発需要が高まる中で、一定の制度を設けた場合に、農家がどれくらい農業を継続し、どのくらい農地を転用するのかということであった。」としている。

従って過去の研究では、しばしば都市農地にかかる宅地並み課税と呼ばれる高額な課税金や農家の経営状況について議論がなされることはあったものの、都市農地保全を農業の多面的機能という視野から論じる先

---

【1】 都市計画法(1968年)に基づき、「市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街を図るべき区域」である。ここでは、東京・大阪・名古屋を含む三大都市圏とそれら以外の道県の地方圏の農地としている。

【2】 多面的機能とは農業が保有する機能のこと、例えば、都市環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、コミュニティ機能、教育機能、景観創出などがある

進的な研究は少なかった。しかし、近年では都市農地関連法の改正や我が国の都市農地に対する意向の転換に伴い、加茂（2019）や八木（2018）など農業の多面的機能を十分に発揮できる、都市農家の経営方式として農業体験農園を例に「市民参加型農業」の意義を唱えている。そのため、本論では都市農地保全の手法として、農業の多面的機能を観点に市民参加型の都市農業が現存する都市農地にいかなる効果と有用性をもたらすのかを考察する。

### 1.3 本論文の構成

本論は5章構成となっており、1章では研究動機・目的、都市農業の概念と意義を述べ、都市農業の現状と課題を提示する。2章では都市農地の税制度上、都市計画法上の区分と課税評価を説明し、都市農地に係る法制度を紹介し、我が国の都市計画の歴史と都市農地の重課税である宅地並み評価の背景を昭和バブル、高度経済成長期の人口増加・宅地需要と当時の政策から述べる。3章では本論のキーワードである市民参加型農業について述べ、都市農業の再生手法となる農業体験農園の導入を提案する。そして、4章では農業体験農園の影響と効果について事例を用いて検討・考察し、5章に結論を述べる。

### 1.4 都市農業の概念について

都市農業が直面している問題に触れる前に、「都市農業とは何か」ということを明らかにしたい。都市農業という言葉が登場するのは、かなり古く、例えば、すでに昭和初期に『大阪府農会報』<sup>【3】</sup>という雑誌の中で「都市農業」や「都市地域の農業」という言葉が用いられていた。また、青鹿四郎（1935）は、『農業経済地理』の中で、「都市農業」という単語を用い、その定義と具体的事例を紹介している。「此処に云う都市農業とは、都市の商業地域、工業地域、住宅地域等の都市地域の中に介入し、若しくはそれ等の外圍をめぐって発達する特殊なる農業組織—都市的勢力に依って直接に影響せらるるために発達する搾乳、養鶏、養豚、養魚、温室、フレーム、観葉植物、芽菜、葉菜、瓢菜、根菜、水菜、果樹等の高等養畜、高等園芸及び露地高速圃作並びにこれらと総合的経営関係に置かるる麦その他穀物、水田稲作等の複雑なる一列の農業組織を指すのである。」と述べている。

当時、昭和初期においても都市の膨張と急速な都市化の進展が見られた地域には、通常の都市近郊農業とは異なる農業が存在していた。しかし、この時代に現代的都市農業が萌芽したと考えるのは早計である。橋本卓爾（1995）によれば「都市農業が本格的に形成されるのは、したがってまた、都市農業という言葉が頻繁に使われるようになったのは、1960年代後半以降である」と述べている。

その背景には、3つ理由が存在し、その第1は、1950年代後半以降から大規模で急速かつ無秩序な都市化があったことである。東京、大阪、名古屋の3大都市圏を中心に都市化が著しく拡大した。橋本（1995）によれば、その内実には「(1)政府・地方自治体による産業基盤整備中心の地域開発に支えられた独占資本の復活・高蓄積のための重化学工業化、(2)重化学工業の拠点たる太平洋ベルト地帯への異常ともいえる資本、労働力（人口）、生産の集中への反動としての、太平洋ベルト地帯外縁部に向かっての無秩序な都市膨張があった。」としている。こうしたもとの、都市内部やその近郊の農業・農村は破壊、解体され、農地の縮小、農業の後退を余儀なくされた。我が国の高度経済成長期の発展は都市農業の犠牲とともにあったのである。

【3】昭和5年（1930）年12月号の『大阪府農会報』（第246号）において、「早くも目醒めて都市農業に相応しい…」というタイトルで「都市農業」としての北中通（大阪府泉佐野市）の紹介がされている。

第2の背景は、新「都市計画法」の成立（1968年）、施行（1969年）とこれは第2章で細述するが、それに基づく市街化区域内と市街化調整区域の設定である。これによって、都市の農地・農業は市街化区域内農地と市街化調整区域農地に線引きされた。

第3の背景は、第2の背景と連動して登場した市街化区域内農地に対する宅地並み課税問題である。1971年に表面化されたこの税制は以降、宅地並み課税を実施する政府とそれを阻止する農業者や土地所有者の激しい攻防をもたらすこととなる。

以上が都市農業という用語、学術的テーマが登場するようになった背景である。しかし、今日的な都市農業の概念、その言葉の使われ方は、都市農業振興基本法第2条（2015）は「都市農業」という言葉について、「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義しているが、これは実際には明確な定義がなく、都市農業振興基本法制定時における政府資料「都市農業振興基本法のあらまし」でも厳密な定義は述べられていない。

そこで、本論では樋口（2008）の学説が都市農業の概念として妥当であると考え、これを引用したい。樋口によれば「都市農業とは大別すると「(1)農林水産統計の農業地域類型区分<sup>[4]</sup>で“都市的地域“に含まれる地域で行われている農業」「(2)都市計画法にいう”市街化区域“及び、”市街化調整区域“で行われている農業」のいずれかの意味で、「都市農業」の語を使用している場合が多いとしている。本論では、農林水産省の統計と都市計画法及び税制度を用いるため、(1)と(2)を使い分けて引用する。

## 1.5 都市問題

都市農業の機能は都市問題を解決する糸口になる可能性がある。現代の都市問題について、宮本憲一（1980）は次のように定義している。「(1)都市化・工業化がすすみ、事務所、交通機関や人口集中・集積によって、自然の破壊、大量汚染物の排出、混雑現象の発生が予測される条件の下で、(2)企業が都市の集積利益のみを享受して、集積不利益を負担せず、(3)公権力がそれを規制しないためにおこる自然的・社会的環境の破壊であり、(4)また、資本制蓄積と大量消費生活様式の社会的結果として、(5)都市の共同生活条件である社会的共同消費が充足されないなどの都市的生活様式が維持できないために発生する市民の生活困難である。」とし、宮本は現代の都市問題を「集積不利益」と「社会的共同消費の不足」に集約している。また、柴田徳衛（1976）は都市問題を「市民が健康で快適な生活を進めるうえでマイナス要因になり、それを不幸にするものと」と述べている。

このように両者は都市問題を市民の生活困難や市民の快適な生活を阻害するものとしてとらえている。こうした観点は現代の都市問題を考察する場合に基本となるものである。具体的には、都市の公害問題や防災機能の低下、水質汚濁、緑地の減少、レクリエーションの質・量の低下、景観の悪化などに始まる。こうした都市問題の中でA.J.トインビー（1975）は、食糧という言葉に触れており、トインビーによると、都市を「その住民が都市の環境の内部で、生きてゆくために必要な食糧の全部を生産することのできない、人間居住地域である」と定義している。トインビーの都市の定義の通り、1960年高度経済成長によって急速に都市化した大阪市は、市域の約9%にあたる約1808haが食料生産の場であったが、しかしその30年後の1990年には、僅か1%強しか占めなくなった。これは大阪市でも食料生産をする場所が宅地へと転用されてしまったためである。またトインビー（1975）は「都市の空き地は農地として利用される機会は少なく、

---

【4】農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、市区町村及び旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として、農業地域類型を設定することにする（農林水産省web）

公共交通機関や車の駐車場、レクリエーション用の運動場や公園のために要求される」と述べている。

都市部が食料生産を行う場としての機能を放棄した背景には、食料の外部依存がある。橋本卓爾（1995）は食料の外部依存について3つの側面があると述べている。「その第1は食料の他地域依存である。このことは都市と農村が分離し、社会的分業・地域間分業が普遍化する資本主義社会では当然のことである。第2は市場依存である。都市が食料を他地域、特に遠隔地農村に依存する度合いが強まるに従って、必然的に大規模市場の形成や大量広域流通が促進されていき、市場・流通機構は巨大化かつ複雑化するため、食料生産者と消費者は市場の厚い壁で遮断され、価格でしか交信できない関係となる。第3は資本への依存である。食料の生産者と最終消費者の間が時間的にも空間的にも離れるに従って、加工・流通といった分業が生じ、そこへの資本の介入・支配が必然的となる」としている。橋本の食料の外部依存の定義の中で、食料の他地域依存という側面が都市部の食料生産の機能低下の要因であろう。1955年まで東京や大阪のような大都市の内部および周辺でも大規模な食料供給地は存在していたが、高度経済成長期に都市の内部及び周辺の農業は都市化により著しく破戒され、食料の地域内生産・流通・消費は急速に崩れていった。この過程で食料の遠隔化が強くなったのである。

こうしたことを理由に橋本（1995）は「都市部における食の貧困化」が進んでいると指摘している。都市部が抱える食の貧困化について、橋本（1995）は「(1)食料の量的確保の不足、(2)野菜など生鮮食料品の価格形成が歪められ、都市住民が全体として割高の野菜などの購入を強制されている、(3)食料の安全性・品質が破壊されていることである」としている。

第1は、天候や災害による収穫不良、パンデミックや戦争等による情勢の変化に直接的に影響を受けやすい輸入作物が食料確保の不安定性を引き起こしているためである。

第2は、都市住民が日々消費する野菜などの生鮮食品の生産地が地方や外国を含む遠隔地に移動し、巨大化・複雑化した市場・流通機構に媒介されることによって、出荷・流通経費は増大し、これが消費者や生産者に転嫁されているためである。

第3は食料が利益追求を第1とする資本の論理に支配され、さらには輸送や貯蔵過程が長期化することで食品の品質が損なわれる。また、食料の外国依存が強まることで、BSEに代表されるような「食品公害」や「食料汚染」など身近な食料の安全性が崩されている。そして、この問題を最も被っているのは身近な食料供給地を失った都市住民である。食料生産地の遠隔化がますます進むことで、都市住民は土のついた新鮮な野菜や果実を手取る機会を失い、生産者と価格でしか交信できない状態は生産者と消費者の交流と連携を妨げ、「良質で安全な食料の確保」を不可能にしているのである。

さらに、都市住民の食の貧困化に関して、橋本（1995）は「食生活全体、食文化が歪められ都市住民の肉体と精神が危険にさらされている」と警鐘を鳴らしている。これについて、日本科学者会議（1992）によると「我が国における急激な都市化は、その内部及び周辺の農業を放逐しただけでなく、人間がそれぞれ居住する地域の自然や土地に働きかけて獲得してきた食料に依存しながら、長い歳月をかけて築き上げてきた食生活・食文化をも乱暴に破壊した。」としている。そのもっとも典型的なケースが都市地域である。都市では、都市内や周辺地域で生産された農水産物を活用した伝統食材は影を潜め、外国産の農水産物を原料にし、しかも添加物が多量に投入されている加工食品や外食が、都市住民の「主食」にさえなっている。

こうした食生活の歪みは、都市地域、とりわけ子供の肉体と精神、さらに家庭生活全体に大きなダメージと混乱を与えている。正木健雄（1979）によれば、「1980年代では都市部の子供たちの間で、背中ぐにゃ、朝からあくび、アレルギー、骨折、貧血、腰痛などが増大していた。」としている。また、虫歯、高血圧、糖尿病の激増や土踏まずの未発達も指摘されている。この背景には、多くの医師・衛生学者などが指摘するように食生活の乱れが大きいとされている。日本科学者会議編（1992）年の中で大阪柏花診療所の藤本弘

は、校医の経験からこうした病気の増加の原因は、砂糖の取りすぎや食品添加物、食物繊維の欠如、早食い、やわらかい食品の取りすぎ等にあると述べている。また、橋本は残業・長時間労働・単身赴任・共働き・深夜勤務・配転・学習塾通いなどが恒常化する中で、都市住民の家庭から家族全員が食卓を囲む風景が消えつつある「食卓のない光景」、「個食化」という現象が起きていると指摘している。これはエンゲルスが『猿が人間になるについての労働の役割』の中で述べた事から140年以上経過した現代でも変わらない<sup>【5】</sup>。しかし、現代の都市住民は内部を含み周辺から食料供給地を失い、さらに食料の外部依存を余儀なくされ、肉体と精神は崩されているのである。

このようにして、都市問題とは食の外部依存、食料供給地の消失、食生活の歪み、生産者と消費者の交流・連携の遮断という深層的な問題を孕んでいる。さらに食の貧困化に加え、都市は(1)自然・緑の消失と退行、(2)都市住民の自然観の後退と都市アメニティの変化、(3)防災機能の低下、(4)都市の物質循環の遮断という問題を抱えている。

第1は、都市部の緑地が減り生態系が悪化していることにある。石原肇(1995)によれば、「大阪府では緑地が著しく減少しており、大正の一時期(1921-24年)には46.8%あった大阪府の緑被率は1977-83年の間に38.0%に減少している。特に農地の減少が著しく、1970年には25,161haあった大阪府の農地は2010年には6,747haに減少している。」としている。緑地の消失と農地・農業の消失は軌を一にしている。それは、農業が自然を相手に営まれる産業である以上、そこには生物多様性が存在し、水質の浄化、物質循環が行われているからである。

第2は緑地が減少し、都市部から農地が放逐されたことで、自然的なアメニティが喪失し、都市住民の肉体と精神が荒廃していることである。生物学者渋谷寿夫(1978)は、生物界(自然界)の破壊が、生物としての人類の「肉体の荒廃、精神の荒廃」、「感覚の荒廃」、「自然観の荒廃」、「自然に対する態度の退質・自然観の退化」につながることを指摘している<sup>【6】</sup>。

第3は都市から緑や自然が消えることで、農地・農業がもつ環境保全・防災機能が低下し、都市がヒートアイランドや災害にもろい地域になるためである。農業は正常に営まれる限り、植物の光合成による空気中の炭酸ガスの固定と酸素の発生、大気中の粉塵の吸着、土壌バクテリアによる有機物の分解、土壌浸食の防止、植物の蒸散作用による気温調整等々、さまざまな環境浄化機能を果たしている。また、居住地域周辺に位置する都市農地はその存在自体が防災空間、災害の緩衝地になっている。さらに橋本は、農業が破壊されるということは、我が国の古くからの課題である洪水防止機能も損なわれると指摘している。水田や森林は保水力を生かした水循環システムを備えている。しかし、都市化がこうした機能を遮断することで、洪水多発の危険性が著しく高まるだけでなく、都市部の水資源を枯渇させる要因にもなる。

第4は都市およびその周辺から農地や農業が消えることで、都市廃棄物の再利用を遮断し、物質循環を困難になるためである。例としては大阪市内では1950年代前半までは、市内で排出される糞尿のほとんどの部分が肥料として市内やその周辺地域の農地に還元されていた。また、かつては都市畜産の資料として利用されていた家庭、食堂、加工食品場などから排出される生ごみ、残飯などは現在では全く利用されず、処分されている。いずれにしても、こうした都市部の問題は都市部から農地や林地が消失したことで引き起こされた問題である。そのため、都市部で農業を営み、農地を保全していく意義は大きい。

【5】労働によって食料・食生活を作り出す人間の生活の仕方が物質文明を発達させ、人間の身体的・精神的・文化的・社会的な発達を生み出す大きな力になったと述べている。

【6】また、野田正彦(1978)は都市から自然や緑が消失することで、過密、騒音、大気汚染などの被害をもたらし、また自然や緑の退行は都市の景観を貧しくし、都市アメニティを破壊すると指摘している。

## 1.6 都市農業の機能

前項で指摘した通り、都市から農業や農地や都市的公園などの緑地が消えたことで多くの都市問題が浮上している。橋本（1995）は現在の都市の状態は安全性、快適性、保健性が急速に奪われていると指摘し、次第に都市は「人の住めない場所、住みにくい場所」になりつつあると示唆している。

そこで都市が人々の健康と快適な生活を育む場所とするために、農地・農業を保全する意義は大きい。本項では都市農業の機能についてより深く論じる。

都市農業の機能について、C.R.ブライアントとT.R.R.ジョンストン（2007）は農地資源の価値を「私的価値・関心」と「集団的価値・関心」に分け、「生産」、「保護」、「場所」、「遊び」の4つの機能から分類した。

表1-1 都市農家の機能

主な機能	私的価値・関心	集団的価値・関心
(1)生産	農業経営体レベルの生産 食料・非食料の農産物・サービス	潜在的な食料生産力、食料供給面、 食品加工場と農産物供給業への支援
(2)保護	私的保留地	野生生物生息地形成、水供給
(3)場所	住居、商工業の発展、 特定の市場志向の農業生産	住居へのアクセス、経済発展と雇用の支援、 インフラストラクチャーの支援
(4)遊び	レクリエーション企業 余暇農業、農場における レクリエーション企業	農業景観のアメニティ価値

第1は農産物の市場価値である。私的価値・関心の側面では食料と非食料の両方の農産物を含む農業生産と加工・流通市場などの副次的サービスと密接に関連しており、すべて生産物やサービスを金銭と交換することが出来るという面である。集団的価値・関心の側面では、国家ないしは国際的な食料安全保障に寄与するという面である。これは土地の生産機能は、国家的、国際的な農業システムに組み込まれている潜在的な生産力と農業生産システムが食品加工場や農産物供給場のような他の経済活動を支えているためである。

第2は農業活動が自然環境に与える価値である。ここで注目に値するのは、農業活動が野生生物の棲息環境と水資源の質と量に与える潜在的な影響と農地に関わる文化的価値・アメニティ価値である。それは農業景観のなかに、しばしば歴史的・文化的な価値が付随しているためである。たとえば、西田一也（2011）は水田や圃場などの農地や水路施設が水生生物にあたえる影響を述べている。また、日本学術会議（2001）は里山のある日本の原風景が国民に安らぎ、文化の重みや誇りを与え、「新しい自然景観の形成」は自然環境の保全と同時に文化の創造と関連があるとしている〔7〕。

第3は土地の立地に由来する価値に関わっている。土地資源としては、住宅開発や工業や商業の発展に転用される余地があるが、都市農地はこうした物理的な価値や生物生産的な価値以上の農業活動が存在する。例えば、浅井葉子（2016,p.931-935）によれば、練馬区の都市農業は農業体験農園や区外の観光客を呼び込むマルシェの開催など地域経済の振興に貢献しているとある。

第4は農地や農業によって支えられるレクリエーションや余暇活動の価値である。たとえば、農業体験農

【7】 また、中野・馬場（1998）によれば、日本の伝統文化・芸能である田楽や田遊びは食と農業に起源があるとしている。海外の事例では、須田文明（2022）によれば、イタリアのトスカーナ州キアンティ地方ではアグリツーリズムとして歴史的景観とブドウ畑やオリーブ畑を調和させる景観づくりを行っている。

園やクライנגルテン（滞在型市民農園）やマルシェなどがあげられる。津端修一（1983）によれば、農業を活用したレクリエーションは緑地や農地などの自然風景が消えた都市地域には非常に貴重なものであり、またこうしたアグリツーリズムの活動は市民に安らぎやくつろぎ、健康など心身ともに良い影響を与えている。

こうした機能に加え、日本学術会議（2001）によれば、農業の多面的機能には(1)景観保全、(2)騒音防止等、(3)温度・湿度の調整、(4)オープンスペース・災害時の避難場所、(5)農業を通じた教育、(6)コミュニティの形成があるとしている。いずれにしても、農業の多面的機能は都市においても十分に発揮されることが期待される。

## 第2章 「都市農業・農地の現状」

### 2-1 都市農地の区分

農林水産統計上の都市的地域における農地とは他に、農地区分については、都市計画法上の概念である市街化区域内農地と市街化調整区域内における農地がある。これらの農地区分と農地法制度を理解することは、都市農業の現状と課題を知る上で非常に重要である。

まず、日本の都市農地は都市計画法と農業振興法の2つの法によって利用区分されており、またそれらの中でも細かい区分があり、農業振興地域と農用地区域とその他に分かれる。

都市計画内区域の農地区分には、市街化区域内農地、生産緑地、市街化調整区域がある。

都市計画法によると、市街化区域内農地とは「既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域」のことである。「市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、原則として住宅や商業施設等を新たに建てること出来ない土地である」としている。生産緑地とは、改正生産緑地法によって指定された農地であり、これについては次項で詳しく述べる。

以上が農地区分の定義である。細かく分類するとかなりの数の種類になるが、大きく分けると都市農地と呼ばれるものは、市街化区域内・市街化調整区域内農地と生産緑地に大別される。次項では、こうした農地区分の課税制度上の違いについて述べていく。

### 2.2 税制度上の農地の区分と課税評価

都市計画法により区分された市街化区域内農地のうち、固定資産税の課税評価によって農地の区分が異なる。

具体的には市街化区域、生産緑地地区及び東京・名古屋・大阪の三大都市圏特定市に所在するか否かで、「一般農地」、「生産緑地地区農地」、「一般市街化区域農地」、「特定市街化区域農地」と区分され、それぞれ評価及び固定資産税の課税方法が異なる。一般農地及び生産緑地地区農地は、農地評価<sup>【8】</sup>及び農地課税となっており、その課税額は低く抑えられている。市街化区域内農地はいずれも評価は宅地並み<sup>【9】</sup>であり、特定市街化区域内農地は課税も宅地並みで、一般農地に比べればかなり高い課税額（宅地並み価格の3/1）となっている。なお一般市街化区域農地は「農地に準じた課税」とされ、一般農地と同じ負担調整措置が取られており、課税額の上昇が比較的安く抑えられているものの、既に高い水準に達している農地も多く、課税額という視点からすると「農地に準じた課税」とは言い難い。そして生産緑地地区は、宅地並み評価と農地評価や優遇措置によって課税額を抑えられた区域（農地並み評価）である。

こうした農地区分の主要な背景には、大きく3つの法制度の制定にあった。

第1に新都市計画法である。昭和43年（1968年）に制定された都市計画法では、都市計画区域に「市街化区域」と「市街化調整区域」の区域区分が創設され、市街化区域内では、農地転用をするのに転用の許可を必要とせず、都道府県知事への事前の届出をもって足りるものとした。農地の転用は農地法の下での許可制度により厳格に規制されていたが、市街化区域内農地の転用許可が不要となったのは、市街化区域内農業

【8】農地評価とは農地利用を目的とした売買実例価格基準として評価したもの。

【9】近隣の宅地の売買実例価格を基準として評価した価格から造成費相当額を控除した価格。宅地並み評価の対象となる農地の固定資産税及び相続税は非常に高額であり、高額な農地課税が都市農家の経営を圧迫している。

が基本的に、国の農業施策から外されていたことが原因であった。

第2に農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の成立である。これは、都市計画法に対抗して、農業地域を指定し、農地転用を抑え、農用地を確保することを政策目的として昭和44年（1969年）に制定された。農振法は、国土における土地利用区分とそれに応じた土地利用規制を設ける点において、都市計画法と共通するが、都市計画法が宅地の造成等、合理的な都市計画を設定する法律であったのに対し、農用地区域及びこの土地の用途の設定を内容として含んでいた。

第3に改正生産緑地法（1991年）の制定である。1970年代、人口の増加に伴う都市化の進展に従い、緑地や農地の宅地転用が急速に進んだ。これにより、住環境の悪化や土地が地盤保持・保水機能を失ったことにより都市災害が多発し、重大な社会問題となった。

そこで、緑地の有する環境機能などを考慮し、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を形成していく」を背景に1991年に改正生産緑地法が制定された。これは都市計画法の中で考案された制度であり、農地の宅地転用を防止し都市農地を保全することが目的であった。また生産緑地は、食糧自給の面や環境面から、保護すべき対象として様々な制約を受ける代わりに、一般の宅地と比べ非常に安く、農地と同様の評価基準とされている。生産緑地に指定されるには、次の要件が必要となる。(1)現に農業等に適正に利用されている市街化区域内の土地であること、(2)良好な生活環境の形成に効果があり、かつ公共施設等の敷地として適していること、(3)面積が単独または近隣の農地と合わせて500㎡以上（市町村条例により300㎡以上に引き下げが可能）であること、(4)農業等の継続が可能な条件を備えていること、(5)用排水その他施設などの整備状況から農地などの継続が可能であると認められていることである。

これらの要件に加え、生産緑地地区は厳格な行為制限がある。

第1は「生産緑地地区において、建築物その他工作物の造成、土地に手を加える行為は原則としてできないことである。ただし、農林漁業を営むために必要となる施設又は、農林漁業の安定的な継続に資する施設に限り、市町村長の許可を得て設置・管理することができる。

第2は指定解除の条件の困難性である。これは農林漁業の主たる従事者が死亡等の理由により、従事することができなくなった場合と生産緑地として告示された日から30年が経過した場合に限り、指定解除が出来る。

第3は遡り課税と譲渡制限である。生産緑地については相続税の納税猶予が受けられるが、たとえば農地を譲渡したり、貸したり<sup>[10]</sup>、転用した場合、3年ごとの「継続届出書」を提出しなかった場合、納税猶予を受けた相続税が免除になる前に、相続人が農業経営を廃止した場合、相続税猶予制度の指定が解除される。そして、納税猶予が打ち切られた場合、納税猶予は免除されず、相続時までさかのぼって課税されてしまう。これを「さかのぼり課税」といい、猶予されていた本来の相続税と、猶予期間に応じた利子を合わせて納付しなければならず、これにより農地所有者は多額の税金が課せられる。

相続税猶予制度について、樋口修（2008）は次のように述べている。「相続税猶予制度は、市街化区域内農地に限らず、農地全般の相続時にかかる相続税を猶予する制度であり、1975年に制定された。農地の細分化防止と農地の後継者の育成を税制優遇という面から助成する制度として位置づけられている。」

この制度は、農業相続人が引き続き当該農地を引き続き農業を営む場合に、その農地にかかる農地評価分を超える部分に対する相続税を猶予するものである。つまり、相続人は相続時、農地評価分を納税すればよいということである。そして、この納税が猶予されるには、一定の条件が定められており、その期間が農地によって変わる。期間としては、3大都市圏特定市の市街化区域内農地以外の一般農地の猶予期間は20年

[10] 2018年法改正「都市農地の貸借に関する法律（都市農地貸借法）」の制定により、貸借後も相続税猶予制度は適用される。

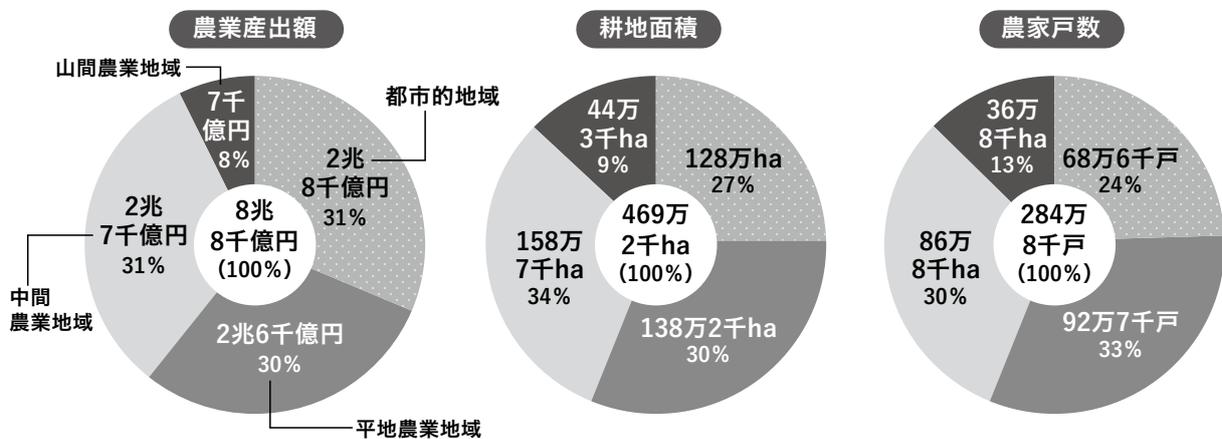
とされている。ところが、三大都市圏特定市の市街化区域内農地、生産緑地については、相続人の死亡日までとされている。つまり、農地を引き継いだら、所有者が死ぬまでの間、終身営農を義務付けられるということである。また、相続期間中に相続人が宅地転用等によって農業経営を廃止した場合、猶予は打ち切れ、猶予額に利子税を加えて納税をする必要があることから、生産緑地指定を受けない農家も多い。

以上、こうした厳格な義務と行為制限が、農地所有者にとって農地を保護する目的であった生産緑地指定と維持の足枷となっているのである。

## 2.3 都市農業の現状と課題

都市農業の現状をわが国の主要地域における農業と(1)耕地面積、(2)都市農家戸数、(3)農業生産額・販売額の3点から比較分析する。

図1-1 都市農業の全国に占める割合



(出典：農林水産省Webサイト(2017)より「生産農業所得統計」組替集計「耕地及び作付面積統計」組替集計「農林業センサス」組替集計)

農林水産省(2017, 図1-1)によると、第1に耕地面積について、全国の耕地面積(469万2千ha)のうち都市農業にあたる都市的・中間・山間農業地域における耕地面積は、27%(128万ha)にあたり、わが国の耕地面積の大部分を占める中間農業や平地農業地域と比較しても変わらない。また、農林水産省(2020)の1経営体当たりの耕地面積では(図1-4)、平成31年全国の耕地面積平均は299a、地方都市平均では209a、そのうち都市農業の経営耕地面積は66aであり全国平均の約2割にあたり、三大都市圏の特定市(大阪市・名古屋市・東京都23区内)における経営耕地面積の平均は56aである。

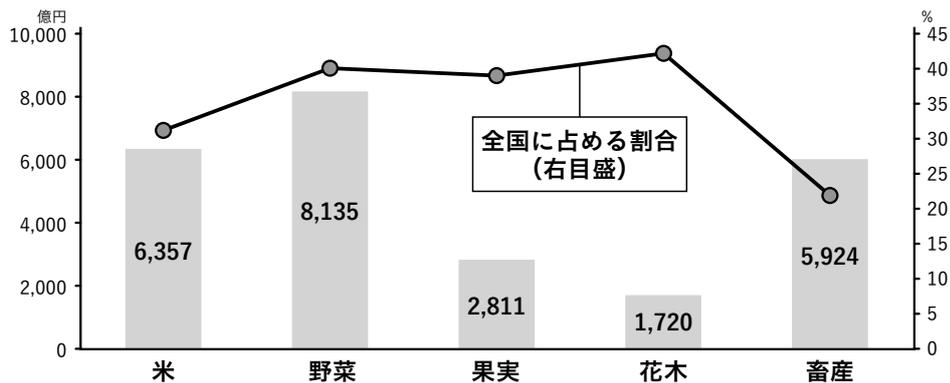
第2に都市農家戸数(図1-1)は全国の農家戸数(284万8千戸)のうち、都市農家戸数は24%(68万6千戸)にあたり、一方、平地農業地域は33%(92万7千戸)、中間農業地域は30%(86万8千戸)である。

第3に農業生産額は全国の農業生産額(8兆8千億円)のうち都市農業は31%(2兆8千億円)にあたり、平地面積は30%(2兆6千億円)、中山間地域は31%(2兆7千億円)である。

いずれにしても、都市農業の規模は主要地域と比較しても、大きな差はない

【11】 定義は次の通り(1)可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村又は市町村、(2)可住地に占める宅地率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上は除く。DIDは人口集中地区のことで、人口密度の高い(約4000人/km以上)国勢調査基本単位数区がたがいに隣接して、その人口が5000人以上となる地区。農林水産省「農林統計」を参照

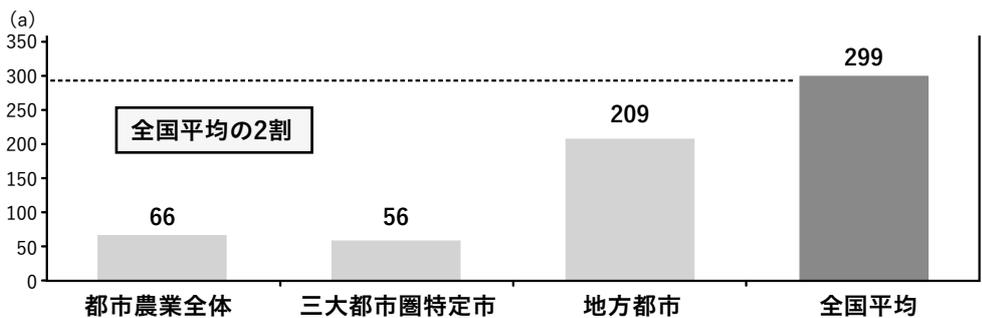
図1-2 都市的地域の農業生産出額と全国に占める割合(17年、作物別)



(出典：農林水産省Webサイト(2017)より「生産農業所得統計」組替集計)

図1-2によると、野菜品目の農業生産額が最も大きく、土地集約が可能な農業が多い一方で、畜産や(コメ)水田などの一定規模の土地利用が必要となる農業も大きな割合を占めている。

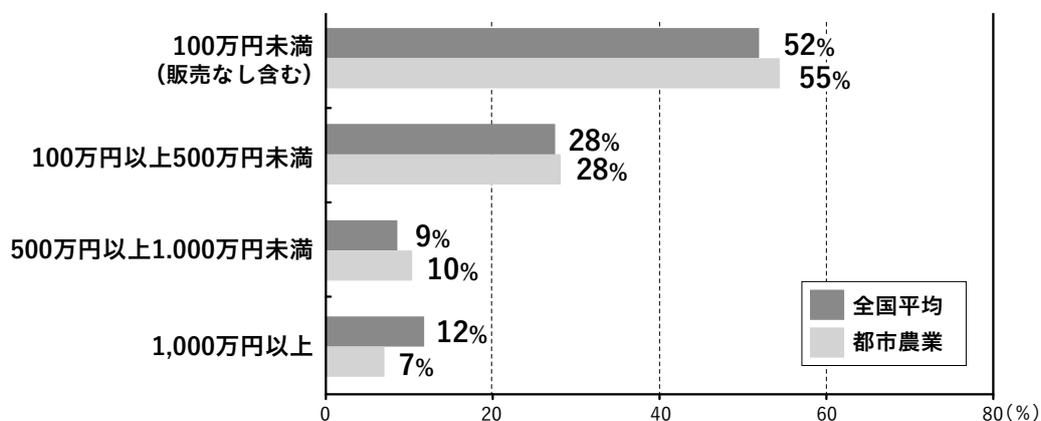
図1-3 1経営体当たりの経営耕地面積



(農林水産省Webサイトより「農業構造動態調査(平成31年)」「東京都及び全国農業会議所調べ(令和元年)」)

図1-3によると、地方都市や全国平均に比べて、都市農業は全国平均の2割と比較的小規模な土地で行われていることが分かる。

図1-4 農産物の年間販売金額(農業経営体数割合)



(農林水産省Webサイト「2020年農林業センサス」、「東京都及び全国農業会議所調べ2020」)

農業生産額は、都市の場合は土地利用性が低い条件であるにも関わらず、最も大きい。例えば、農産物の年間販売金額（2020, 図1-4）では全国平均・都市農業ともに年間販売金額100万円以内の零細農家と年間販売金額100万円以上500万円以上の農家の割合は全国・都市農業ともに同じ割合であるが、500万円以上1000万円未満の農家の割合では都市農業農家が全国平均より1ポイント多い。1000万円以上の農家になると、わずかとなるものの全国平均は12%、都市農業は7%が存在している。年間販売金額100万円以下の零細農家が多い理由として、細谷賢治（1997）によると、これは昭和の農地改革による地主の解体後、小作人が増加し、一経営体あたりの農地の縮小・細分化に伴い、日本では兼業や零細農家が増加したためである。とはいえ、都市農業はおおむね規模の大きい農業を展開していると言える。これには、都市農業の特性として付加価値の高い農業を行えるという理由がある。

第1には輸送コストの削減、農産物の鮮度を維持し消費者に届けることが出来ることである。それは、都市農業は大都市市場としての大量消費地に近いという利点がある。交通システムや貯蔵技術が発達したことに従い、遠隔地からの輸配送は容易になり、出荷できる農産物の種類は増えたが、しかし都市農業の大都市市場へのアクセスの優位性は大きい。Jumper, S.R. (1974,p.378-398) は多くの園芸作物は傷みやすい為、数日、ときには数時間のうちに届かなければならないとしている。また、輸送・貯蔵にかかるコストについて、Janick, J (1979) は保冷トラックのような輸送技術の進歩があったがしかし、多くの園芸農産物では輸送費が今も依然として経営の収益性を規定する主要な要因であるとしている。都市へのアクセスの優位性について、八木洋憲（2020,p.18-19）は「都市に対する課税がなければ、あるいは、都市地代と比較しなければ、都市近郊における農業経営は、農村部に比べて面積当たりの生産性が高い」としている。

第2は事業の多角化経営である。滝沢昌道（1993,p.56-51）によると、都市農業では一般的に、都市での需要を背景として露地野菜の生産が主であった。しかし、輸送・貯蔵技術の発達に従い大量生産・定価格の遠隔地の農産物が市場に参入し、市場競争が激しくなると小ロット、比較的高価な都市農産物は不利と言わざるを得ない状況となっていたとしている。

そこで、都市農業においても事業の多角化戦略が必要となった。たとえば、農産物の多品目生産や直売所、レストラン、加工・流通施設の設置・整備、観光農園経営など立地的特性を生かした事業で集客力を上げた。しかし、藤島ら（1995）によると、こうした事業拡大に伴い、都市農業は労働投入時間・人件費の増加やより経営的・専門的なノウハウや知識が要求されるようになったと指摘している。

こうした理由から都市農業は土地生産性が高く、付加価値の高い農業を行える反面、多角化経営の場合は労働投入量・時間が増える傾向にあるという特徴がある。

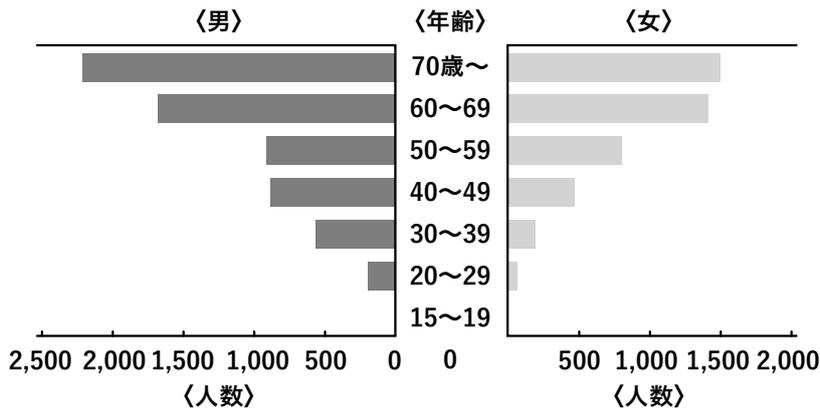
### 2.3.1 都市農業の課題

しかし、都市農業は先述したとおり衰退の危機にある。

その理由として、第1には宅地並み課税による問題であり、高額な固定資産税・相続税が農地保全を困難にし、都市農地の宅地転用を助長している。

第2に都市農業者の高齢化及び農業従事者の人口減少である。農林中央金庫（2005）によれば、都市農業従事者は60～70歳以上の高齢層が最も多く、20～40歳の若年層から中年層は少なく、農業従事者の平均年齢は61.7歳という結果になっている（図1-6）。

図1-6 都市農業従事者の年齢別人数



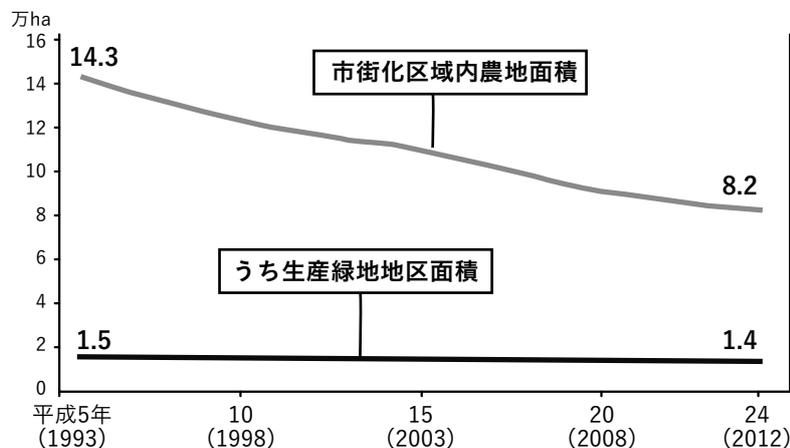
(出典：「2000年農業センサス東京都結果報告」農村金融誌2005より)

農林業センサス（2020）によれば、東京都における経営主体年齢階層別人口は60歳以上の高齢者が83%を占めている。また、23区の中でも最も農地面積が多い練馬区、世田谷区の年齢人口では、60歳以上の農家がどちらも85%以上を占めていた。

続いて都市農業人口について、農林業センサス（2000,2020）によると、東京都における自営農家の人口は2000年には、39,754人いたが、2020年には12,416人となっており、20年間で半分以下に減少した。

さらに農家の高齢化と人口減少に伴い、都市農地の経営耕地面積も減少している。

図1-7 市街化区域内の農地面積の推移



(出典：総務省「固定資産の価格などの概要調査」、国土交通省「都市計画年報」農林水産省Webサイトより)

農林水産省（2012,図1-3）によれば平成5年（1993年）に14.3万haあった市街化区域内の農地面積は、平成24年度（2012年）には8.2万haまで減少し、生産緑地の場合は平成5年（1993）1.5万haから平成24年（2012）年の19年の間で1万ha減少している。

以上の理由から、都市農業・農地は全国的に見ても生産額・販売額規模の面において非常に大きい数値を占めているものの、固定資産税・相続税の問題、さらには都市農家の高齢化と人口減少により消失しつつある。次項では農地にかかる宅地並み課税問題の背景について、都市計画法の成立と地価高騰という2つの視点から論じる。

## 2.4 法制度の歴史と宅地並み評価の背景

本項からは、戦後からバブルまでの農地転用の原因と宅地並み課税の背景について論じる。

稲本ら（2016, p128-129）は農地転用については農地法制上、とりわけ農地法では農地転用許可の制度を設けていたが、その具体的基準はなかったと述べている。1959年10月7日に農林次官通達によれば「農地法制定当時に比し、国民経済は著しい発展を見、これに伴い産業構造の変化、人口の増加、都市の発展などがもたらされた。これらを考慮するとき農地の転用はある程度やむを得ないところであるが、国民経済の発展及び国民生活の安定上必要性に乏しい施設を建設しようとする場合又は転用される農地についてその利用の見込みが確実でなく転用の結果土地の遊休化を招く恐れがあると認められる場合などにおいては、農地の転用は極力これを抑制するべきものとする」と述べている。具体的には、農地を第1種農地、第2種農地、第3種農地に区別し、第1種農地は転用を原則許可しない農地、第2種は街路が普遍的に配置され、公共施設等から近い地域内にある農地であり、一部許可される農地、第3は土地区画整理事業施工地区やガス若しくは上下水道の整備された地区内の農地であり、これについては原則的に許可するとした。その後、都市計画法制定により市街化区域内は許可が必要なく、調整区域には許可を行う事とした。

このようにわが国の都市計画では、農地は開発用地とされてきたのである。

## 2.5 わが国の都市計画の歴史

日本の都市計画制度は明治時代から現在まで130年の歴史を持つが、この長い歴史の中で最も顕著な変化を見せたのは1960年代以上の都市化と都市再編の流れからであった。高度経済成長期と続くバブル景気に突入し、日本は急速な商・工業化に従い、都市化が進展、後に人口増加とスプロール化による宅地需要の上昇（地価高騰）という現象が全国的に頻発した。具体的には経済成長の政策のもとで、大規模な市街地開発・都市開発プロジェクトが次々に行われたことで、土地利用の混乱、住居環境、自然環境の破壊という問題を招いた。

そこで、都市部への人口の大量流入と都市周辺の広範なスプロール化現象の発生を防ぐ目的として、新都市計画法が1968年に制定された。しかし、それ以前にも無秩序な市街地開発のための対策が無かったわけではない。石田頼房（1968）によれば、戦後、1960年までに市街化を抑制する動きとして「(1)1946年特別都市計画法による緑地地域の創設」、「(2)1950年建築基準法制定前後における農林業地域案等の研究」、「(3)1956年の首都圏整備法による近郊地帯の試みとその失敗」について挙げている。特に(1)は新都市計画法と関連性があり、(1)の施策は建蔽率10%以下の建造物などしか建築できないなど、直接的・具体的な試みであり、市街化調整地域の前身となる考え方であった。

この新都市計画法（1968）について李妍蓉（2010）によれば、「都市計画法の重要な内容は第1に都市計画手続の点では決定権限の地方自体の機関委任事務としての委譲と住民参加制度の導入、第2に技術的側面では区域区分制度・開発許可制の導入と地域地区制の制限の強化などであった」としている。

これを具体化するために当時、三大都市圏、新産業都市、人口10万人以上の都市を都市計画区域とし、さらに都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに線引きし、市街化区域内農地については農地法上の農地転用を不要とするとした。また、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街地化を図る」として、市街化区域内農地は一般農地ではなくなった。

## 2-6 都市計画法制定後の都市農業

都市計画法が施行され、都市の農地は市街化区域内農地と市街化調整区域内農地に2分されると、都市地域では脱農家の動きが短期間に広範に進行した。橋本（1995, p.110-111）によれば、1960年から1975年における東京都、大阪府、神奈川県における農家戸数は、この15年間で東京都では、65年では74,657戸あった農家は70年では38,400戸、75年には31,019戸に減少し、大阪府は60年には44,997戸あった農家は70年に65,578戸と増加するものの、75年には56,119戸に減少した。神奈川県は、65年には66,738戸あった農家は70年には58,949戸に減少し、さらに75年には51,661戸に減少したとしている。

また、この時期には農家戸数の減少とともに、専業農家が減少し、兼業農家が増加したことも注目すべきである。橋本（1995, pp.114-115）によれば、「1970代から農民のより一層の賃労働者化を意味する「恒常的勤務」の割合が増大し、専業農家から恒常的兼業農家や自営兼業農家へのシフトが起きた。」としている。例えば、1974年調査の大阪府農業会議、建設省都市局（1997）によると、大阪府の都市地域における収入源別農家状況は対象農家数6,671に対し、(1)農業収入のみの農家、(2)農業収入が主と答えた自営農家は1055戸（全体の15.8%）であったが、(1)営業収入や(2)給料収入や(3)不動産収入が主とする副業農家は4850戸（76.9%）であった。都市地域に当たっては自営兼業として、アパートや賃貸経営を行っている農家が多く、土地の賃貸料や家賃収入によって生計を立てている。これは、新都市計画法制定後、宅地並み課税が実施されたことによる農業収入より不動産収入へ依存する農家が現れてきたためである。たとえば、農業センサス（1975）によると、農産物の販売額別農家数について、販売額なしと答えた農家は東京都では48%（計30,380戸のうち14,100戸）であり、大阪府では48%（計56,119戸のうち26,634戸）であった。橋本（1995）は「こうしたことの他にも、都市的地域では経営耕地の零細化と集約化による大規模生産の同時進行が行われるようになった」と指摘しており、都市計画法制定が都市農業の経営に大きな変化をもたらしたことが分かる。

## 2-7 宅地並み課税の背景

都市計画法の改正にあたっては、市街化区域内農地の転用統制の存続や都市地域内の農家に対する課税の厳格化、都市農業への不当な扱いの排除等を求める農業者側からの強い働きかけがあった。

当時、建設省と農林省との間に対立があり、両者の論争の結果として、市街化区域内農地が農政の対象から外れ、基本的に支援を受けられない孤立無援の状態となってしまったのである。併せて、市街化区域内農地は宅地並み課税を強いられることとなった。都市計画法の成立以降、都市農地は宅地にするか、農地として保全するか（保全農地<sup>[12]</sup>）という2区分化を迫られることになった。

要するに宅地並み課税とは、農業的土地利用から都市的土地利用への転換を進めるための施策であった。この背景には、(1)住宅難の解消、(2)地価抑制、(3)内需拡大、(4)税の不公正の是正、(5)都市農業は不要とする政府の意向があった。

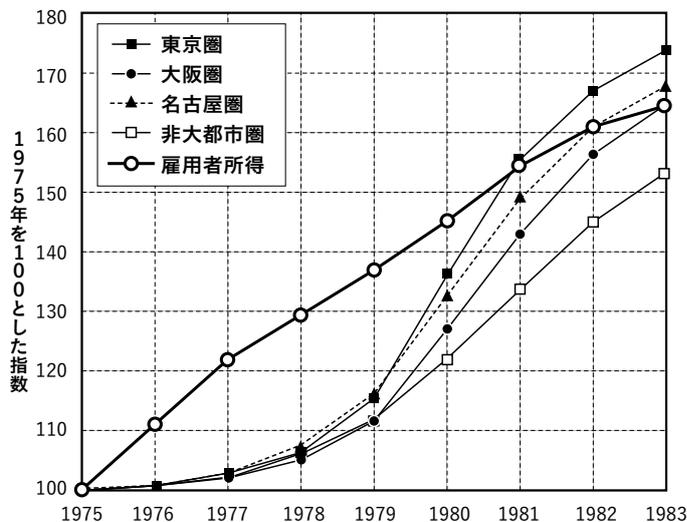
高度経済成長期からバブル景気の時代（1960-1990年）は、都市部への人口流入、地価高騰によって住居空間の不足問題が深刻化していた。そこで慢性的な住宅供給の不足を補うため、1950年代から農地や緑地を宅地化・商・工業地化する傾向が強くなった。大西敏夫ら（1995）によれば、農地転用の状況につい

[12] 保全農地とは、市街化調整区域による編入か、生産緑地に指定するかどちらかで、これらを都市農家が希望しなければ農地は全て宅地化農地に位置づけられる。

て、「たとえば、大阪府における1965年の農地転用の数値では大阪府の約6割を占めていた農地・森林・原野は、わずか5年後の1970年には約5割となった。これに対して道路や宅地は急増が見られたが、これは農地や森林の改廃によるものであった。その後、新都市計画法のもと、農地の線引き（保全する農地か宅地化する農地か）が行われ、1990年には大阪府の農用地面積は1965年の38,135haから18,081haまで半減してしまっただ。農地が半減したこの期間に、大阪府を含め東京、名古屋の三大都市圏と、その周辺に位置する近郊都市部の地価は2度の急激な高騰を見せた。」としている。

当時の地価高騰と雇用者の所得について、山田浩久（2002）は1975年以降の住宅地の地価高騰と雇用者所得の伸び率の推移を比較している。

図2-1 1975年以降の住宅地の地価高騰と雇用者所得の伸び率



(出典：山田(2002) 図2 住宅地地価の上昇と雇用者所得の伸びとの関係)

山田（2002）図2-1によれば、1976年を契機に地価上昇が始まり、1983年バブル景気の頃にピークに達している。この時期における住宅地需要の増大は、橋本（1995, p.84）によると「都市への人口集中と共に政府の住宅政策の展開が大きく影響している。これは政府がすべての国民に持ち家を保証するといったものでは決してなく、公共による住宅供給は協力抑えつつ、住宅は個人が自助努力によって取得せよという政策にはかならない。そして、この持ち家政策を推進する重要な手段が、住宅金融（政府による住宅金融公庫融資および民間住宅ローン）の整備・拡充であった。また、この時期、住宅金融の制度化にも促され、三大都市圏を中心にして住宅建設が著しく、増加した」としている。

なお、地価高騰は1950年代から1970年代にかけて3度起きており、1950年代から60年代後半にまでかけて発生した地価上昇は都心を中心とした局所的な地価高騰であったが、70年から74年にかけて発生した地価高騰は全国的規模で生じた。例えば、日本不動産研究所の「全国市街地価格指数」によると、55年から64年まで10年間に約6倍、74年までの20年間では30倍強の価格上昇があった。光多長温ら（2012）によると、1970代前半の地価上昇要因は、住宅地・商業地共通して、貸出金余剰と人口増加が大きいと分析している。

そして、74年から75年にかけて「狂乱地価」と呼ばれる第2次狂乱地価が東京都を中心にして始まった。熊田俊郎（2002）によれば、「この狂乱地価は80年代以降も続き、80年代半ばからじわじわと上昇していた東京都の地価は、86年から87年にかけて一気に暴騰した」としている。これがバブル経済の発生であった。国土庁の地価公示によれば、東京都の商業地の地価公示価格は80年に対前年比ですでに12.9%の上昇

率を見せ、86年には対前年比19.6%に上昇し、87年には74.9%という異例の急上昇を見せた。また、住宅地においても80年に対前年比19.9%、86年は6.4%と下降するが、87年には60.5%も上昇した。東京都で爆発した狂乱地価は三大都市圏や地方中枢都市にまで飛び火した。例えば、大阪市の1㎡あたりの住宅地の平均地価公示では、1987年では279,200円、1988年では373,300円、1989年では534,800円、1990年では747,700円と地価の著しい増加を続けた。この時期の狂乱地価は、土地投機の横行を生むとともに勤労市民にとって、マイホームの夢を打ち砕き、土地を持つものと持たないものの資産格差を押し広げた。土地問題は当時深刻な社会問題として顕在化し、政府は無視できない状態となっていた。

そこで、政府は1988年6月28日に「総合土地対策要項」を決定し、市街化区域内農地の宅地化促進を掲げた。当時、市街化区域内農地に対する批判が財界、一部評論家、マスコミから高まっていた。これは、サラリーマンが通勤可能地に土地を買えない・住居に住めないのは、あるいは計画的な都市形成や都市施設整備が進まないのは市街化区域内農地の宅地化が遅れているからだとする意見が根拠になっていたためであった。

さらに宅地並み課税の背景には、土地税制の強化があった。従来、土地税制は土地対策において補完的・補助的な役割として位置づけられていたが、しかし、「総合土地対策要項」以降から土地税制は土地対策の主要な手段、ジョーカー的な手段として昇格した。政府は1989年に「土地基本法」の制定、90年4月6日には政府税制調査会の中に「土地税制小委員会」を設置し、同会の検討を踏まえ、「土地税制のあり方についての答申」を行った。この結果、土地税制の大幅な見直しが行われ、土地税制強化を土地対策上必要と認め、この土地税制強化のために、市街化区域内農地が白羽の矢が立ったのである。

こうした背景から都市農地の二分化、課税によって宅地にするべき農地と保全するべき農地という線引きが行われたのである。

## 2.8 長期営農継続制度と生産緑地法の意義

農地は資本という単一的な側面だけでなく、農家にとって農地は伝統的な遺産、継承しなければならない象徴としての精神的・文化的な意義が強いものである。それゆえに、先祖から受け継いできた農地を残していきたいと考える農家も多いが、しかし宅地並み課税によって高額な固定資産税・相続税を支払わなければならない。泣く泣く農地を手放すことを余儀なくされるということが現状である。都市農地を保全する唯一の方法である「生産緑地法」も指定条件や行為制限が厳しく、実情に即した制度とは言えない。この背景について本項では、生産緑地法の意義とその前身であった長期営農継続制度について論じる。

生産緑地法制定以前、中央政府は宅地並み課税を効果的に推進するため、課税問題で浮上した農業側と政府側の攻防の対策として、1982年3月31日「地方税法の一部改正法案」を可決し、長期営農継続制度（宅地並み課税徴収猶予制度）（以降長営制度と略す）を制定した。これは農業側が掲げている「農地はあくまで農地課税」の原則を自民党税制調査会が検討し立案された。内容には「(1)10年間営農を続ける意思のある場合宅地並み課税を猶予する、(2)猶予する農地の面積要件は団地及び経営団体のいずれかが990㎡以上、(3)認定は農業委員会を経由し、農地課税審議会の議を経て市長が行う、(4)宅地並み課税対象を宅地並み価格の2分の1未満か、1万円未満の農地まで拡大するなど（ただし、3.3㎡あたりの評価額が3万円未満のものは対象としない）」とされていた。

長営制度のポイントは、「今後10年以上農業を続けていく意思のある農家の一定規模以上<sup>[13]</sup>の農地について、宅地並み課税に伴う増税分の徴収を猶予するもので、適用農地は5年ごと見直しを行い、農業が継続

---

[13] この要件については、おおむね10a以上で、100㎡以下の零細な圃場でも合わせて990㎡以上あれば適用される

されていれば猶予税額の全額が免除される。」ということであった。こうした要件を盛り込んだ長営制度の意義について、橋本（1995, p.169）は「(1)市街化区域内農地のほとんどを宅地並み課税の脅威から回避させること、(2)都市農業をまがりなりにも10年間若しくは5年間認知され、法制化させること」としている。

こうして、ほとんどの農地で宅地並み課税が当面、免除された。たとえば、1985年には東京圏で約84%、大阪圏では91%の農地が長営制度によって宅地並み課税を免れている。しかし、長営制度にはそれ自体限界があった。

第1にはこの制度はあくまで宅地並み課税の回避を前提にしたもので、一定の要件が満たさなければならず、減税・猶予措置も緊急的・限定的であったことである。

第2は10年間以上の営農を認めながら、それを支援・助長する措置・制度が一切なかったことである。

第3はこの制度では都市農地の転用に歯止めをかけられず、あくまで所有者個々の恣意的な農地利用・転用にゆだねられているということである。こうした理由から長営制度は農地保全の対策としては不完全な制度であった。

そこで、1991年4月19日「生産緑地法の一部を改正する法律」（改正生産緑地法）が参議院本会議にて可決成立され、同年4月26日に施行された。この法律は宅地並み課税の実施が決定された1974年に制定された「生産緑地法」を一部改正したものであった。前法が宅地並み軽減措置や長営制度の議論の陰に隠れほとんど機能しなかったこと、また軽減措置の期限の終了、長営制度の機能不十分という理由から法改正がなされた。改正生産緑地法では生産緑地法になかった農地のより積極的な保全を促す要件が組み込まれた。特に、指定要件と買取り申し出の際の条件であった。あくまで農業側の意見は指定要件、とりわけ面積要件の設立は都市農業が小規模・小区画の農地所有のもとで営農している実態に即し、都市農業者の営農継続を保証すべきとしていた。

しかし実態は前述したとおり、改正生産緑地法は30年という長い期間の営農義務と指定後は転用ができないといった厳しい制約がある。生産緑地法の評価としては再検討・改正の必要がある法律というのが現実であり、農地の二分化という問題には変化を与えなかった。

## 第3章 「新たな都市農業の在り方」

### 3.1 都市農業をめぐる法整備

都市農地を保全し、都市農業を継承していくためには、税制度や都市計画法を含む法改正が必要となる。政策的な課題としては、(1)農地並み課税である生産緑地の要件・行為制限の緩和、(2)耕作放棄地を防ぐために農地の貸借を促す、(3)相続税猶予制度の延長・適用対象の拡大、(4)緑地政策の中に農業を組み込むこと、(5)無秩序な都市開発の規制と防止である。

具体的な施策は、生産緑地法の改正と都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定（都市農地貸借法）である。2017年法律第26号より「都市緑地等の一部を改正する法律（改正生産緑地法）」が制定された。この法律の改正により、新たな要件が組み込まれた。

第1は面積要件の引き下げである。生産緑地地区を都市計画に定めるには、一団で500㎡の区域とする規模要件が設けられ、要件を満たさない小規模農地は保全対象とされないとされていたが、改正後は生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡にまで引き下げ可能となり、あわせて同一または隣接する街区内に複数の農地がある場合は、一団の農地としてみなす（個々の農地は100㎡以上）とした。

第2は生産緑地地区内の行為制限の解除である。改正後は生産等に必要な施設、ビニール施設等、直売所、販売所、加工・流通施設、農家レストラン等の設置も可能となり、生産緑地においても農業経営の多角化が容易になった。

第3は生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できるようになったことである。これに指定された場合、買取り申出ができる時期は、生産緑地地区の都市計画の告示日である30年経過後から、10年延期された。また、10年経過後は改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができることとなった。買取り申し出が延期されたことで、農家の自由な農地利用を実現することが可能となった。

さらに、2018年法律第68号より「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）」が制定された。この法律の目的は転用や耕作放棄地となる事を防ぐため、意欲ある農業者に土地所有者から都市農地の貸借を促すというものである。

そのため、貸借対象の農地は市街化区域内にあって長期に保全されることが担保されている生産緑地が対象になる。

この法律による貸借方法は大きく分けて2つあり、(1)自ら耕作事業を行う場合の貸借、(2)特定都市農地（市民農園）を開設する場合の貸借がある。

第1の方法は都市農地を所有者から賃貸借権または使用貸借による権利の設定を受ける耕作者が、都市農地における耕作の事業に関する計画（事業計画）を作成し、市区町村長に提出する。市区町村長は要件を満たす場合には農業委員会の決定を経て認定される。

第2の方法は特定農地貸付けの枠組みである。

農地を所有していない者が農地を借りて市民農園を開設する場合に、農地所有者から直接農地を借りることはできず、地方公共団体や農地中間管理機構を介してのみ借りることができるという従来の原則を変えたものである。これにより、農地を所有していない農業者でも農園の開設に限り、農地所有者から直接農地を借りることができるようになり、永久的な農地保全を実現できるようになった。

このようにして、厳しい行為制限や面積要件により実態に即さないといわれた(1)の課題である生産緑地法の

改正と(2)耕作放棄地を防ぐために農地の貸借を促すという問題は、都市農地貸付法の制定により、解消された。また、これらの法・制度の制定に加え、2018年から(3)相続税猶予制度の延長・適用対象の拡大、(4)緑地政策の中に農業を組み込むこと、(5)無秩序な都市開発の規制と防止の課題を解消するための法が改正された。

第1に(3)の課題である、相続税猶予制度の改正である。平成30年(2018年)に農地などについて贈与税・相続税の納税猶予が改正され、都市農地の貸付けの特例が創設された。これにより生産緑地地区内の農地について、(1)認定都市農地貸付け(農業者向けの貸付け)又は(2)農園用地貸付け(市民農園向けの貸付け)を行った場合にも納税猶予の継続が可能となった。さらに、相続税適用対象地域が大幅に見直された。これは、三大都市圏の特定市に所在する、特定生産緑地である農地等及び田園住居地域内にある農地を納税猶予の適用対象に追加するものであり、併せて追加された、納税猶予期限及び免除事由により、三大都市圏の特定市以外の生産緑地地区内の農地等について、免除期間が20年から終身になった<sup>14)</sup>。

第2に(4)の課題は都市計画法及び建築基準法の改正が期待される。

2018年4月に都市計画法は「住居用途地域の一類型として田園住居地域の創設」と「住宅と農地が混在し、両社が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域をあるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発建築規制を通じてその実現を図る」という条文の追加と開発規制を定めた。例えば、土地の造成、建築物の建築、物件の堆積を市町村長の許可制とし、駐車場・資材置き場などの造成も規制対象となるだけでなく、市街地環境を大きく改変する恐れがある一定規模以上の開発は原則不許可となった(政令で300㎡まで)。また2017年には法律第26号より新都市緑地法の条文改正が行われ、緑地の定義に農地を明示し、緑地政策の中に生産緑地ほか都市農地の保全方針を追加し、都市農地が公共スペースとして認められようになった。

このようにして、都市農業・農地を保全するための法改正や制度が整ったことで、都市農業を公共政策として活用する土台が築かれたということであり、農地保全のハードルが下がった。それだけでなく、都市農地はオープンスペースとして市民が容易に利用できる場所へと位置づけられた。つまり、都市農業・農地を公共政策に加えるということである

## 3.2 田園都市と市民参加型農業

今後、都市農業の保全のために必要とされていくものは、まず第1に農地制度・税制度の改正、第2に農業形態やプロセスの決定、農地の管理方法の規定、そして第3に農家と都市住民の相互理解・連帯感の熟知である。都市農業は高度経済成長期から転用を積極的に進めていくべき対象とされ、商・工業化やバブル経済での土地投機や宅地造成の犠牲にされてきた。制度から見ても都市農業・農地は都市計画法や生産緑地制度など土地政策の手のひらの上で転がるような状況にあり、孤立無援の状態であった。しかし、今日ではこうした過去の反省や都市問題の再浮上等の背景から積極的な制度改革が行われ始めており、都市計画においても緑地(農地)の保全や緑化を目指し、居住地域と緑地が調和する田園住居地域の創設を明示している。

そこで今後の都市があるべき姿としては、都市農業・農地を保全していき、農業がもつ多面的機能を十分に活用し都市住民の快適で健康的な生活を育む場所である田園都市を築くことである。田園都市とは、エベネザー・ハワードによる著『明日の田園都市』で論じられた概念である。ハワード(2016)によれば、「都

【14】水耕栽培を行う農業用ハウスにする場合や加工・流通施設、資材置き場や農地の全面をコンクリートで覆った場合についても引き続き「農地」として見直しがなされた。

市と農村の問題に対処するためには、都市と農村の融合を実現し、両者が持ち合わせた長所を有効に活用できる田園都市を建設することである。」としている。この田園都市には、多くの慈善施設が設置され、共同住宅や巨大ストアなどの都市型施設と共に食料供給地としての農村の土地（農地）だけでなく、水力発電所やエネルギー施設なども存在する。

そして、ハワード（2016）は田園都市を建設するためには「共同の精神」が必要であるとしている。これは、(1)技術応用・適用によって現状を改善し、(2)人々が協力していくことで環境を良くし、無駄を省いていくという共同の社会を実現するというものである。言い換えれば、建物や土地・農地、人、都市と農村にあるあらゆるものを活用し田園都市を実現していこうとする考えである。ハワードの田園都市の理念に立てば、これからの都市農業は住民や他の農家と共同で運営していく、市民参加型農業へと形態転換していくことが重要である。

西村利也（2001,p.6-10）によれば、「農園とは単に、自給自足や市場に出荷するための農産物を作り出すためだけに使われる場ではない。そこには、市民との交流、自然とのふれあいの場を提供する機能もある。」と述べている。また都市農業の機能について、農林水産省（2022）によれば、「(1)都市住民の農業・食への理解醸成、(2)農業体験・交流活動の場」というコミュニティ形成や教育・啓蒙としての側面があると述べている。

こうした機能に注目し、現在相当数の市民農園や学童農園が都市に設置されている。しかし、既存の市民・学童農園の多くは狭小な区画、無秩序な利用、農家・利用者間の欠如、貧弱な施設、景観面でも不十分であるため、市民・学童農園を住民共通のオープンスペースとして育てる必要がある。西村（2001）によれば、「農家は農地の提供者としてだけでなく、利用者に対して農業生産や地域文化の専門家として関わることを期待される」と述べている。市民参加型農業に必要なことを、西村は以下の4つの視点から述べている。

「(1)地方自治体による農地の確保、(2)利用者の契約期間の長期化、(3)都市計画の中に農業・農地を組み込む、(4)運営団体の育成、活動援助」である。

第1に地方自治体による農地を確保すること、具体的には、農業体験農園や市民農園の活用によって、都市農地を公共施設、緑のオープンスペースとして公共財に位置づけ、これらを市民が自由に利用できるようにすることで、市民の都市農業への理解と愛着を深めることである。それだけでなく、教育の場としても活用し、市民農園や学童農園は食育や農育など教育的価値が高いことから都市農業を公共教育に含めることが望ましい。

第2に利用の契約期間を長期化することである。農園の長期利用者を増やし、安定した収益を確保するだけでなく、農地の継続的な保全を維持することが目的である。新規利用者より長く利用している利用者の方が栽培経験やノウハウが豊富であり、農家との緊密なコミュニケーションを行っているため、今後も同じ農地を利用することが期待される。

第3に都市計画の中に農業・農地を組み込むことである。これは防災空間の確保や都市アメニティの拡充といった農業の多面的機能が都市にもたらす影響を考慮している。都市に農業の機能を組み込むことで、快適で健康的な居住環境を形成することが期待される。

第4に運営は利用者による組織を育成し、行政側はその組織への活動援助を行っていくことである。具体的には、農業体験農園や農業学校を通して、専門知識を持つ農業者や公共教育機関が担い手の育成・指導に関わることで、農業者の高齢化や人口減少の解消に貢献する。

これらの視点は農地を確保、維持を行う上で必要なものである。そして、この次の段階として農家と都市住民の交流・連携を促進させ、市民が直接農業生産に参加し、農家と協力し、共に働きながら都市の農地・農業を守っていく方式をとることが期待される。

つまり、今後の都市農業の在り方は、農地を地域のオープンスペース（共有地）、公共財として確保、保全し、農家と都市住民の交流を促進させる場所として都市農業を営んでいくことである。

### 3.3 市民農園の歴史と概要

住民や他の農家と共同で運営していく都市農業の形「市民参加型農業」の具体的な事例として市民農園と農業体験農園があげられる。

市民農園の始まりについて、加藤総一郎（2007）によると、もともとドイツのシュレーパー博士（整形外科医）が子どもの健康のための運動場として構想したものであり、後に市民向けの園芸用花壇が整備されたのが始まりだったとしている。

わが国においては、市民農園は都市政策の一つとして論じられてきた。例えば、ハウードの『明日の田園都市』にはすでに邦訳されており、また加藤（2007）によると造園家の大屋霊城は「花苑都市」を提案し、甲子園や藤井寺で菜園付き住宅や教材園付き住宅などの建設に携わってきたとしている。

市民農園の設立と運営は戦前からとされているが、公的に認められるようになったのは戦後であった。1975年に農林水産省が市民農園を「レクリエーション農業」として認めると、これにより全国に市民農園が急速に増加し、1987年には全国で2,718件にまで増加した。その後、政府は1989年に「特定農地貸付に関する農地法などの特例に関する法律（特定農地貸付法）」を制定し、翌年1990年には「市民農園促進法」が制定された。

前者は市町村や農業協同組合が農家から土地を借りてそれを市民に貸すことを許可した法律であった。後者の法律は農地貸付の動きを促進する形でつくられた法律であり、農機具収納施設や休憩施設を含めた施設を農園に設置することを許可するもので、貸し農園の整備を促進した。

さらに1991年に生産緑地法が改正されると、1994年に「特定市民農園の整備の促進について（通達）」に基づいて長期的な運営を目的とした特定市民農園制度が創設された。星啓ら（1998）年によるとこれは、貸し農園に対し、賃貸期間が20年以上というような都市公園並みの要件を貸す一方で、相続や贈与における課税評価額を3割削減するという特例が設けられたものであるとしている。

2000年以降、市民農園法は幾度の法改正があり、たとえば2003年に「構造改革特別区域制度」が打ち出され、特区指定された地域における企業やNPO法人による特定農地貸付法での農園開設が可能となり、2005年には特定農地貸付法並びに市民農園整備促進法を改正し、特区指定地域外においても民間による農園開設が可能となった。

表2-1 市民農園に関する法律の変遷

市民農園の歴史	
1975年	農林水産省が市民農園を正式に「レクリエーション農業」として認める
1989年	特定農地貸付法
1990年	市民農園整備促進法
1991年	生産緑地法改正
1994年	特定市民農園の整備の促進についての通達を発令
2003年	構造改革特別区域制度
2005年	特定農地貸付法・市民農園整備促進法改正

市民農園の種類について、市民農園の形態には日帰り型と滞在型（クラインガルテン）、特定農地貸付法による農地貸し型農園と体験型農園がある。日帰り型市民農園は都市農地や都市近郊農地で日常的な活動としての農地利用となるため、宿泊用の施設を用意する必要がなく、施設投資負担が少なく済むという利点がある。

一方、滞在型市民農園（クラインガルテン）は市街化区域外にある100a以上の大きな農地を使って運営する農園形式が多く、日帰りが困難な遠方向きであり、都市部からの利用者は非日常的活動（大抵は宿泊付きのレジャー）として行うため、週末訪問などの2地域居住を好む利用者に好ましいという特徴がある。

貸し型市民農園は農業者が農作業を行わず一貫して利用者が行う一方、体験型農園の場合、農作業は利用者が行うが、準備や栽培指導や栽培計画等は農業者が行うという特徴がある。特に重要なことが貸し農園と体験農園は経営主体が同一ではないが、相続税猶予制度の適用対象であることである。

表2-2 日帰り型市民農園と滞在型市民農園の特徴

時間	日帰り型	滞在型
場所	都 市部・都市近郊地	遠方・地方
施設投資負担	肥料・農機具収納施設、休憩所、駐車場など整備が必要	肥料・農機具収納施設、休憩室（トイレを含む）、宿泊施設、駐車場必要

表2-3 貸し農園と体験農園の特徴

種類	貸し型農園	体験型農園
作業・経営主体	利用者自ら	原則土地所有者 栽培計画・技術指導は農業者が行う
施設投資負担	表4-3日帰り型と同様 全て利用者による負担	貸し型と同様、費用負担は利用者、 資材準備負担は農業者が行う
農地貸借の必要	自治体等から賃貸する必要あり	不要
相続税猶予制度	適用内	適用内

市民農園にはこうした経営形態の他に、観光農園や学童農園、福祉農園などが存在するが、中でも農業体験農園が都市農業において発揮する役割と効果は大きい。

### 3.4 市民農園と農業体験農園の特徴

本項では市民農園と農業体験農園の特徴の違いについて説明する。

工藤豊（2009）によれば、「まず市民農園とは学童の農業体験学習の一環や土地を持たない人が、趣味として農業を行う目的で開設された農園のことであり、市民農園促進法の定義では(1)主として都市の住民の利用に供される農地であること、(2)目的が営利以外のレクリエーションの農作業であること、(3)小区画（1区画1000㎡以下）であること、(4)相当の人数を対象として定型的な条件であること。」としている。

一方、農業体験農園の場合は貸し農園のように利用者に農地を貸し与え、農作業をさせるものではなく、農業者が指導者として利用者に栽培・技術指導、栽培準備・計画などを行うことで利用料を収入として得る経営方式である。（農園利用方式や発祥の地から練馬方式とも言われている。）体験農園は農作業を農家に請

け負わせるのではなく、あくまで経営者に農地の主導権がある。また利用者と農業者は賃貸関係ではない為、小作権は発生しない。

この農園の長所として、作物の収穫は利用者自身が行き持ち帰るため、農作業で労働ピークとなる収穫作業の負担がなく、農家は土地と資材の用意・管理、栽培計画の立案、栽培指導を行うだけでよい。このため、高齢農業者にとって、栽培の経験をいかしつつ肉体的な負担の少ない省力的な経営を可能とする。以上の内容に加えた農業体験農園の特徴については次の通りである。

第1に資材関係の問題である。市民農園は基本的に自分たちで資材を調達しながら行っていくが、農業体験農園では農園主が作付け計画を作成し、資材の準備・調達を行うため利用者の負担が少なく済むという面がある。

第2に技術指導の講習会の有無である。農業体験農園では、初心者向けにそれなりの収穫量が採れるように定期的に講習会を開き、技術指導を行っている。しかし、市民農園にはそうしたイベントや講習会がなく、栽培技術を学びたい場合はあくまで独学、自主学习に依存する必要がある。

第3に交流会・収穫祭の有無である。農業体験農園では栽培指導や交流会、収穫祭を通して新しいコミュニティの形成、何年も農業を継続することによって新しい担い手になる可能性がある。しかし、市民農園の場合、そうした交流イベントは特別に企画がされない限りは実施されず、コミュニケーションも農家が不在であるため利用者同士にとどまる。

こうしたことの他に、法・税制度面においても農業体験農園と市民農園で差が存在する。たとえば、生産緑地で行っている農園の場合は、買取り申請で市民農園と農業体験農園によって差が出ている。市民農園の場合は生産緑地の指定から30年経過によるもの以外は申請ができないが、農業体験農園は申請可の場合がある。

さらに農業体験農園の役割・メリットとして次のことが期待されている。

第1に安定した農業収入が実現できることである。これは、入園者に対して農作業の場やサービスを提供する代わりに、収穫する農産物代金を含めて一定の利用料金が、作付け前の段階で確保できるため（おおむね契約は2～3月に行い、その時点で一年分の料金を一括して徴収）、農家は経営の安定化を図れる。

第2に農家の省力化の実現である。これは、収穫・出荷など集中する農作業を農園利用者負担によって、平準化するとともに、出荷に要する手間や経費を軽減して、労働の質に変化をもたらすためである。また利用者と農家の距離が近いと、消費者の反応やニーズや直接把握できることも大きい。

第3に入園者に対する農業理解を醸成することである。これは、入園者は新鮮で高品質の野菜などを収穫し、農作業のなかで都市農家との交流を通し、地域で受け継がれてきた文化や農業技術の習得が可能となり、入園者の農業理解の醸成が可能となるものである。

第4に農業後継者の確保が期待できることである。これは、特に都市農業においては農家の後継ぎが就農しない場合が多いが、体験農園では、農業経営に参画していなかった農家の後継者またはその配偶者が直接農業経営に関与する機会が生まれ、入園者と農園者の間で新たな役割を果たすことが期待される。

農業体験農園が特筆すべき特徴は、農地利用・保全に関わる経営の改善と向上に期待できることである。

たとえば、大江靖雄（2009）は「体験型市民農園は、都市農地利用の確保と都市住民の体験型レクリエーションのニーズに応えるという二つの点で、優れた点を有している」としている<sup>【15】</sup>。次章では体験農園の経営効果を明らかにする。

【15】 学童教育において矢部光保（2014）は農業体験学習が農業に対する興味や関心を向上させ、自然環境や食・農を大切にする意識を醸成させるとしている。佐藤公子（2015）によれば、小学校から高校生の間までに農業体験学習の経験がある大学生は食育への関心、バランスの取れた食事摂取、食知識の習得に関与することが明らかになっている。

## 第4章 「農業体験農園の可能性」

### 4.1 農業体験農園の効果分析

八木洋憲（2008）は国分寺市農園A（MG農園）、練馬区農園B（IG農園）、練馬区農園C（MT農園）の3つの体験農園をサンプルにし、都市農地における農業体験農園の経営効果を(1)費用、(2)収支、(3)労働投入から明らかにした。

表3-1 経営及び土地利用の概要

項目	国分寺市MG農園 (38区画)	練馬区IG農園 (120区画)	練馬区MT農園 (138区画)
農業従事者 (年齢)	経営主(66), 妻(64)	経営主(45), 妻(43), 母(74)	経営主(42), 妻(42), 父(77), 母(70)
経営耕地	50a うち生産緑地50a	88a うち生産緑地72a, 市街化調整区域16a	120a うち生産緑地100a, 宅地化農地20a
経営概況 (2004年度)	体験農園30a 売上120万円, 育苗用5a, 畝売り等15a 売上10万円(Ⅱ種兼業)	体験農園47a 売上350万円, 育苗用5a, 水田(委託)16a, 直売20a 売上150万円(Ⅱ種兼業)	体験農園50a 売上400万円, 直売60a 売上500万円, 貸し農園10a 売上40万円(Ⅰ種兼業)
経営内土地 利用の変遷	芝栽培50a 1997年定年退職 体験農園開始 直売開始 2001年 直売撤退 2003年 市から体験農園 指定。30a, 38区画 サツマイモ 畝売り20a	キャベツ60a 1998年 体験農園30a, 90区画 1999年 体験農園 118区画 2001年 キャベツ 撤退 直売20a 2004年 体験農園 120区画	キャベツ90a 1985年 直売開始 30a 直売 60a 2000年 キャベツ50a 貸農園 10a 2001年 キャベツ 撤退 体験農園50a, 120区画 32品目 2004年 138区画 42品目
過去 ↑ ↓ 現在			

注：ヒアリング調査(2005年6～9月実施)をもとに作成。  
(出展：八木洋憲(2008)「経営及び土地利用の概要」)

(1)費用

表3-2 3農園の経営における変動費・固定費の内訳

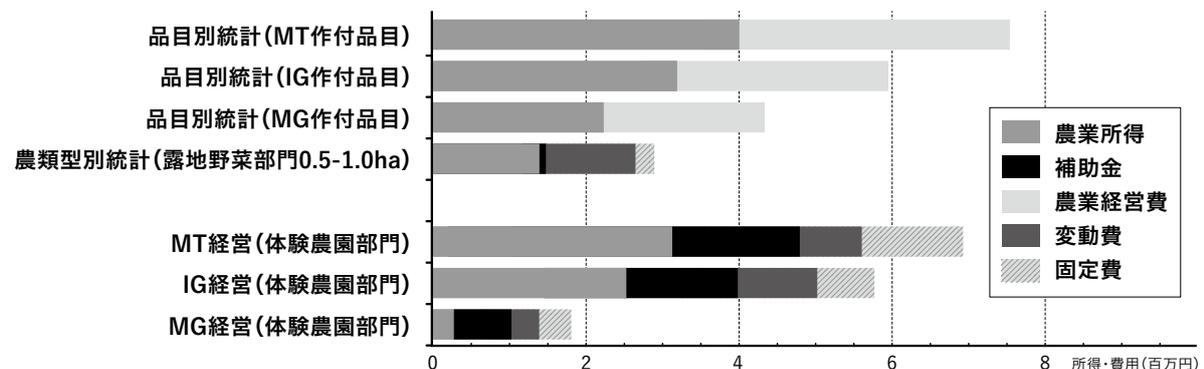
項目	MG農園 (38区画)		IG農園 (120区画)		MT農園 (138区画)	
区画当たり変動費 (円/区画)	8.368		8.462		6.188	
種苗費 (〃)	1.316	購入苗, 種子代	1.417	購入苗, 種子代	2.174	種子代
肥料費 (〃)	3.063		3.891		1.078	堆肥は自家製
農薬費 (〃)	395	ニーム忌避剤	417		435	
光熱動力費 (〃)	658	水道, 電気, 軽油	458	水道, 電気, 軽油	435	水道, 電気, 軽油
小農具費 (〃)	604	くわ10本, 人力噴霧器2台, スコップ6本, ジョウロ5個, かま10本, 一輪車1台, バケツ6個等	316	くわ30本, 人力噴霧器6台, スコップ5本, ジョウロ7個, かま10本, 一輪車2台, バケツ40個等	563	くわ50本, 人力噴霧器10台, スコップ26本, ジョウロ30個, かま30本, 一輪車2台, バケツ34個等
通信印刷費 (〃)	79	コピー, インク	112	はがき, インク	55	はがき, インク
諸材料費 (〃)	2.253	支柱900本, 寒冷紗4枚, トンネル支柱400本, マルチ3本/年	1.851	支柱2.280本, 寒冷紗15枚, トンネル支柱1.300本, マルチ17本/年	1.448	支柱2.760本, トンネル支柱1.500本, マルチ220本/年
農園当たり固定費 (円/年)	418.200		737.250		1.275.710	
区画当たり固定費 (円/年)	11.005		6.144		9.244	
格納・休憩施設 (円/年)	108.700	水道設備(15) 51.000円, 簡易トイレ(7) 45.000円, スチール物置(10) 9.000円, 物置用ハウス(10) 3.700円	126.870	水道設備(15) 31.560円, スチール物置(10) 27.810円, 休憩用ハウス(10) 54.000円, テーブル(8) 13.500円	91.710	水道・トイレ設備(15) 43.200円, 休憩施設(19) 16.110円, 机(8) 14.400円, 椅子(15) 18.000円
農機具 (〃)	270.500	15ps トラクター(8) 113.000円, 軽トラック(4) 157.500円	374.630	20ps トラクター(8) 208.130円, 1tトラック(5) 166.500円	911.250	35ps トラクター(8) 281.250円, 3.5tトラック(5) 630.000円
経営管理用備品 (〃)	18.000	ワープロ(5)	87,750	パソコン(5), プリンター(4), 年会費	87,750	パソコン(5), プリンター(4), 年会費
育苗用施設 (〃)	21.000	育苗用温室(15)	35.000	ビニルハウス(10)	35.000	ビニルハウス(10)
農園環境設備 (〃)	-	-	113.000	フェンス(15)	150.000	フェンス(15)

(出展: 八木洋憲 (2008)「調査経営における変動費・固定費の内訳」)

表3-2によれば、変動費は肥料費、種苗費、マルチ等の諸材料費が規模による差が大きい。通信印刷費のうち、はがきやインク代は利用者数に比例しているが、光熱動力費は通減傾向が見られなかった。固定費は、農園により差が見られる。その他にも、トラクターなど農機具、インターネット費用は規模の大きいMT農園が最も大きい。休憩施設や育苗用施設には規模による変動はない。

(2)収支

図4-1 年間経営収支に関する事例経営と農業経営統計との比較



(出展: 八木洋憲 (2008)「年間経営収支に関する事例経営と農業経営統計との比較」)

図4-1では、農業収支について農業所得では体験農園経営より品目別所得<sup>[16]</sup>の方が多いが、農業経費（固定費・変動費）では品目別経費より体験農園の方が低く抑えられている。また、行政から給付される体験農園の補助金は区画による変動が大きいが、規模が大きくなればなるほど固定費も増加するため、補助金による恩恵は少ない。

### (3)労働投入量と労働時間

表3-3 体験農園の内容及び労働投入の内訳

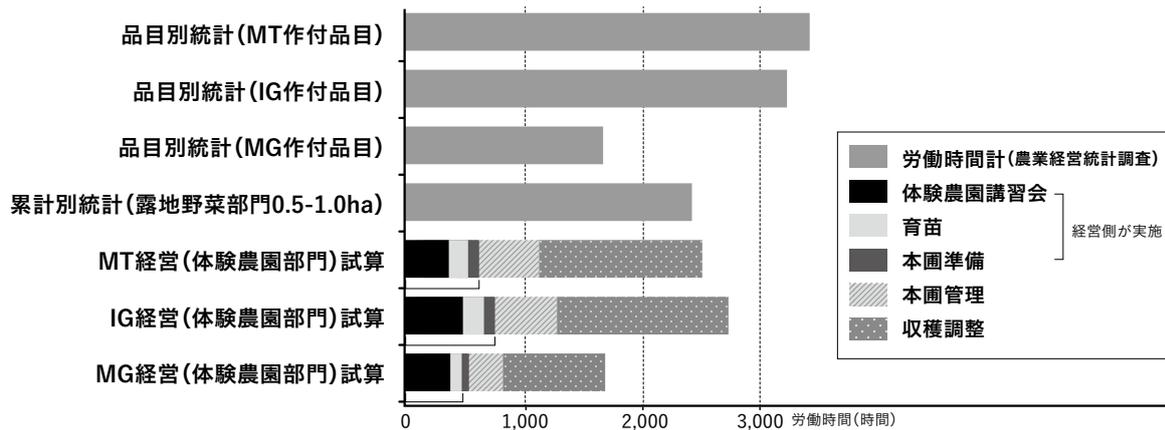
項目	MG農園 (38区画)	IG農園 (120区画)	MT農園 (138区画)
体験農園の品目 (下線は定植を行うもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春：ジャガイモ、ニラ、小松菜、大根、春菊、インゲン、サトイモ、京イモ、ナス（購入苗）、ピーマン（購入苗）、ミニトマト、モロヘイヤ、ネギ、カブ、ノラボウ、京葉、ニンジン、ハウレンソウ</li> <li>・秋：ニンジン、大根、小松菜、ハウレンソウ、京葉、ハクサイ、ブロッコリ（購入苗）、赤カブ、甘味大根、青菜（セイサイ）、チンゲンサイ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春：ジャガイモ、キュウリ、トマト、ナス、ピーマン、シシトウ、インゲン、枝豆、とうもろこし、キャベツ、大根、ハウレンソウ、小松菜</li> <li>・秋：大根、おふくろ大根、ハウレンソウ、小松菜、ブロッコリ、キャベツ、ハクサイ、長ネギ、ニンジン、春菊、カブ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春：大根、オクラ、レタス、トウモロコシ、モロヘイヤ、ナス、ピーマン、シシトウ、トマト、キュウリ、ミニトマト、ニガウリ、枝豆、サトイモ、インゲン、ジャガイモ、キャベツ、ハウレンソウ、ラディッシュ、小松菜、ミズナ、長ネギ、サヤエンドウ、スナックエンドウ、ジャガイモ、サツマイモ</li> <li>・秋：キャベツ、カリフラワー、ブロッコリ、カブ、ハウレンソウ、小松菜、春菊、京水菜、ハクサイ、てがる菜、サトイモ、大根、長ネギ、ニンジン</li> </ul>
講習会の開催日	水曜 10時 金曜 10時 (年8回) 土曜 10時	水曜 10時 14時 土曜 10時 14時 日曜 10時	金曜 10時 土曜 10時 14時 日曜 10時
	3月1回 4月2回 5月3回 6月2回 7月1回	8月1回 9月2回 10月2回 11月2回 12月4回	3月1回 4月2回 5月2回 6月 収穫祭 7月1回
参加状況	欠席3～4人/回程度	欠席10人/回程度	欠席10人/回程度
経営者が実施する農作業	基肥散布、トラクター耕耘 種子の準備、定植野菜の育苗 肥料の準備、農薬の配合 外周の除草、資材の搬入出	基肥散布、トラクター耕耘 種子の準備、定植野菜の育苗 肥料の準備、農薬の配合 外周の除草、資材の搬入出	トラクター耕耘 種子の準備、定植野菜の育苗 肥料の準備、農薬の配合 外周の除草、資材の搬入出
労働投入に関する意見	手間もかからないし、繁閑の差も小さい。経営主は週4回管理等作業、妻は随時手取り除草作業を行う。	月に27～28日労働。休憩を含み8～18時。キャベツ栽培をしていた頃に比べ、夏場のピークが無くなった。	月に27～28日労働。休憩を含み4：30～18：30。6月は直売の出荷も多く、忙しい。
今後の意向	60区画をめどに増やしたい。	今の人数規模がちょうどよい。150区画程度までなら可能。	200区画程度まで可能だが、増やさない。 ブルーベリー園20a 開始予定。

注：ヒアリング調査(2005年6～9月実施)をもとに作成。  
(出展：八木洋憲(2008)「体験農園の内容及び労働投入」)

表3-3より、労働投入量について、1月に27から28日の労働が平均となった。これは利用者が農園を利用できる休日に出向く必要があるためである。また、講習会にも制限があり、平均して月に1回ほどであり、収穫期が過ぎた月では4回の講習があった。

[16] 品目別所得・費用とは、体験農園事業を除いた従来の農産物生産・販売によって発生した利益と費用のことである。

図4-2 年間労働時間に関する経営形態と農業経営統計との比較



(出展：八木洋憲(2008)「年間労働時間に関する事例経営と農業経営統計との比較」)

図4-2より、労働時間は区画が最も多いMT農園が長い。体験農園の労働時間の内訳は、体験農園講習会や育苗、本圃準備などの経営者側が行う作業は年間上限5000時間程度であり、農作業の大半を占める本圃準備や収穫調整は利用者が行うため、最大で年間1300時間の労働時間の削減となった。

この調査では、八木は収益を得るなら最低15a程度の区画が必要であり、所得を確保するには35a以上は必要であるとしている。また、労働削減効果から体験農園區画を150～200区画までなら増やすことが可能であると明らかになった。加えて、原修吉(2009)によれば、「東京都1ha以上の農地を有する農園主が50a程度で農業体験農園を開設している」と指摘しており、休憩施設や駐車場、利用者向けの施設が必要である事を考慮すると、体験農園の運営にはある一定以上の区画面積が必要であることが明らかになった。

都市農業・農地の存続の課題である「経営」、「農家の高齢化」、「後継者の不在」を解消する方法として、「農業体験農園経営」を(1)収益性、(2)費用、(3)労働投入量、(4)後継者の育成・発見の4つの側面から分析した。

第1に収益性は、体験農園運営より露地野菜を含む品目栽培による経営の方が収益は高いことが明らかになった(図4-1)。これは体験農園の収益の変動が低いこと<sup>[17]</sup>が要因として考えられる。通常の品目別栽培・販売に比べ、体験農園の収益性は利用者による利用料(固定料金)であるため、収穫量や営業による影響は少ない。また、品質向上・流通改善など価格転嫁が容易な品目栽培経営に比べ、体験農園は栽培・農業技術指導や講習会の開設など金銭的価値に変換しづらいサービスを行うことも要因にある。

第2に費用は、品目栽培経営より体験農園経営の方が費用負担は少ないことが明らかになった(図4-1)。これは、体験農園は収穫した作物を利用者が個人で持ち帰るため、加工・流通の必要がなく、品目栽培より費用負担が掛からずに済むということが要因にある。また、品目栽培の場合、変動費や固定費上昇による価格転嫁は消費者理解が得にくいという側面がある一方、体験農園の場合、自分たちが肥料や農機具などの資材を扱うという性質上、変動費の上昇に応じて利用料金に担保することが可能であるという事が考えられる。

第3に労働投入量は、品目栽培経営に比べて体験農園経営の方が農家の労働投入時間は少ないことが明らかになった。これは、加工・流通過程が不要なこと、収穫調整や本圃準備など農作業に関わる大部分を利用者が行うこと、定例会や講習会が平均して月1回以下などの理由から、体験農園の農家の労働時間が少ないことが考えられる。

【17】通常、体験農園の収益は利用者による年単位ないしは月額の設定料金であるため、天候や規格・収穫量によって収益が変化する品目栽培に比べ安定した利益を得られる八木(2020)。

第4に後継者の育成は、体験農園の運営を通して後継者を育成・発掘したという事例はなかった。従来通り農家の子ども、孫が農業・農地を引き継ぐ継承農業によって続いていくと予想される(図4-2)。

## 4.2 農業体験農園の現状—練馬区の事例—

練馬区には農家が開設し、耕作主導権を持って経営・管理する農業体験農園が17園存在し、利用者は入園料野菜収穫物代金を支払い利用している。練馬区住民は3万8000円、練馬区に住民表がない人は5万円で利用が可能となり、20歳以上という年齢制限があるが家族参加も可能である。一部の農園を除き大部分の農園は1区画(30㎡)から借りることが可能で、毎年1月から利用者の募集を行っている。そして、練馬区では行政と園主会が体験農園主に対し、独自の助成を行っている点も特徴である<sup>[18]</sup>。

このように練馬区では行政が体験農園の運営する農家を支援し、農地保全に積極的に働きかけている。

次に、藤井至(2018)における練馬区農業体験農園ヒアリング調査(2016)から練馬区の農園運営の実態を明らかにしたい。

表4-1 練馬区の農業体験農園の運営状況

園主	園主 年齢(歳)	地区	開設年	経営 耕地面積(a)	農園(a)	区画数	農園 収入割(%)
A	61	大泉	1996	105	80	153	76
B	62	大泉	1997	140	60	140	43
C	76	練馬	1998	72	42	118	50
D	56	練馬	1999	48	40	92	95
E	74	練馬	2001	110	30	74	30
F	54	石神井	2002	100	50	160	60
G	53	大泉	2003	135	50	130	50
H	48	大泉	2004	110	45	119	40
I	78	大泉	2005	230	70	113	70
J	55	大泉	2006 2014	140	70	10151	50
K	48	大泉	2007	70	35	82	50
L	63	大泉	2008	50	45	100	95
M	48	石神井	2009	90	40	82	66
N	54	大泉	2010	130	50	101	70
O	51	石神井	2011	75	40	88	50
P	33	石神井	2012	100	42	109	50
平均	57			107	49	106	59

(出展：藤井至(2018)「東京都練馬区農業体験農園の運営状況」を基に作成)

[18] 練馬区農業体験農園に対する援助等に関する要綱には、(1)農家が所有する区内の生産緑地地区内に所在する農地で面積がおおむね2,000㎡以上であること、(2)7年以上体験農園の用に供することができること、(3)日照、排水等農園に適した土地であること、(4)原則として公道に接していること、(5)体験農園の近隣の利用者が相当数見込めること、(6)農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令上、農園として支障がないこと、これらを含む他8つの条件を満たした農園が練馬区では体験農園の対象地になり、当該年度の運営期間が6ヶ月以上の農園に対し、契約日時点で練馬区民であった利用者が利用中の農園1区画につき1万2000円を補助金として支給している。

表4-1から練馬区の体験農園農家の年齢はおおむね50歳以上の高齢世代が多い。開設年に関しては2010年以降の新興農園は少ないが、2000年代以降に開設した比較的新しい農園が多く、市民農園整備促進法以降から農園開設をした農家が多い。注目すべき点は、耕地面積に対する農園面積の割合が50%以下の農家において、農業収入割合では農園収入が大きい比重を占めている点である。例えば、「I農家」の場合、耕地面積が230aのうち体験農園面積は70aで全体の30%であるが、農業収入では農園収入の割合が70%を占めている。また農園の区画数が多ければ、利用者を多く受け入れることができるため、A農園やI農園、L農園など体験農園区画数が100aを超えているような農家の収入割合は、全体のうち農園収入が50%以上を超えている。

表4-2 農業体験農園のヒアリング調査結果

園主	農業体験農園経営をはじめたきっかけ	農業経営面での魅力			後継者の有無	農業体験農園導入後の経営変化	特記事項
		収入	労働力	その他			
A	都市農業存続における市民理解の必要性 園主Bとともに仕組みを考案		○		◎	直売が主から農園経営が主に移行 後継者と共に農園を運営	先代から直売中心に移行 技術を発揮できる経営を模索
B	近隣住民の農業の理解促進 園主とともに仕組みを考案	○	○	○	◎	隣接の農園レストランへの 食材提供	講習会における農産物の販売
C	園主A・Bからの紹介 近隣住民の農業の理解促進		○		◎	家庭内で労働分担 (本人：農園、後継者：他作業)	後継者も農業体験農園経営を 引き継ぐ予定
D	交流を行うことによる 農業の社会的意義を感じたため		○			直売店への出荷から園場直売へ	学校の食育事業に関わり栽培 指導や給食への食材提供を行う
F	知り合いの農家からの紹介			○	○	ブルーベリー観光農園を導入 農園の区画数を拡大	農業体験農園利用者がブルーベリ ー観光農園を利用する事が多い
G	市場出荷のみでは経営に不安 園主Aの農園を視察後開設			○	※	家族内の労働分担（母：直売） 農園の区画数を拡大	
H	園主A・Bからの紹介 全農地を直売は困難と感じたため		○		△	時間ができたため切り花を導入	
I	出荷労働力の削減のため		○			農園の区画数を拡大	
J	時代にあった経営であると考えたため	○	○		※	スーパーへの出荷を廃止	ベジフルサミット枝豆部門 入賞経験あり
K	園主Aからの紹介	○			※	家庭内での労働分担 (本人：農園、親：他作業)	
L	知り合いの農家からの紹介 市場出荷にやりにくさを感じたため			○		農園の区画数を拡大 農業体験農園が農業経営の主	
M	知り合いの農家からの紹介	○			※	家族内で労働分担 (本人：農園、親：他作業)	
N	農業体験農園の仕組みが 自分の農業経営に適していたため		○		△	農業体験農園が農業経営の主	果樹（ブルーベリー園）と野菜を 組み合わせて農園を運営
O	知り合いの農家からの紹介 家族労働のみでは経営の持続性に不安		○			農園の区画数を拡大	相手の顔が見える経営のタイプを 評価
P	園主Eからの紹介 近隣住民の農業の理解促進	○			※	市場出荷を廃止し、直売と給食に 家族内で労働分担（父：他作業）	30代の後継者が園主として 農園経営

(出展：藤井(2018)「都市農業に果たす農業体験農園の役割と課題」園主ヒアリング調査2016年)

表4-2から、農業体験農園を始めたきっかけについての農家の回答では、行政の支援や働きかけというより、知人や農家のコミュニティによる紹介から始めたと回答する農家が多く、農業者間の情報共有や農家コミュニティの存在が重要であると分かる。また、その他の理由としては、自主的に体験農園経営を選択したと答える農家もいることから、従来の経営方式から多角化経営方式へと変えたいと考える農家に対して、行政や農業委員会は農地保全のため、アプローチをかけていく必要がある。

農業体験農園導入後の経営変化については、経営がうまくいき農園区画数を拡大する農家や4-1項（図4-1）で示した体験農園の労働投入量・時間の削減効果が働いており、「H農園」は切り花の導入を開始している。この表で特に注目すべき点は、O農家の特記事項にて、「相手の顔が見える経営のタイプを評価」としている。これは体験農園にしか現れなかった影響である。従来の販売経営であれば、農家と生産者との交

流や対話はなかった。しかし、体験農園は利用者に栽培指導や講習会などのサービスを行うことで、今までより消費者（利用者）との交流機会が増えるため、消費者のニーズや要望をいち早く受容できることが期待できる。

表4-3 利用者の状況と講習会のヒアリング調査結果

園主	講習回数 (一月)	利用者の リピート 率(%)	利用者の 農園への 愛着(%)	サポ ーターの 有無	農園主催の行事	特記事項
A	10	88	94	◎	収穫祭、食事会、料理教室、ゴルフ視察研修旅行、花火大会、防災訓練	農作業体験を通じて感動を与えられると認識。交流の意義を痛感。5名のサポーターがおり農園のウェブサイトの運営。野菜づくりの本を出版。
B	10	91	97		収穫祭、交流会、料理教室、コンサート、視察研修旅行	農園利用者が農園に隣接する農園レストランを開業（テナント貸し）。農地が開かれることで近隣住民への農業理解にもつながる。本を出版。
C	8~10	93	96	◎	収穫祭、花見	近隣住民に都市農業をより理解してもらうため芋掘り体験を実施するなど積極的に交流活動を行う。
D	8~10	83	98	○	収穫祭、餅つき	行事をきっかけに園内で会話が増えるなど農園で行う行事を評価。都市農業の持つ機能が重要と取組を実施し交流の必要性を認識。野菜づくりの本を出版。
E	8	63	88	◎	収穫祭、旅行	講習会や農園の作業における交流を通じて農業に対する理解を得られると実感
F	8	89	79	○	収穫祭、ゴルフ、料理教室	年1組ベースで農村移住・新規就農する利用あり。園主M・O・Pの農園と区画の品評や講習会での指導方法など視察交流。
G	9	97	85	○	収穫祭、コンサート	開設当初からのリピーターが存在し、他の利用者に指導してくれる方もいる。
H	8	92	94	○	収穫祭、うどん作り体験	農園経営をすることで地域活動（PTA）にも参加。イベントの手伝いをやってもらう利用者も存在。
I	12	94	97		収穫祭、芋掘り	開設当初からのリピーターが存在。
J	6 (12)	88	91	○	収穫祭、飲み会、餅つき	2園開設しているが講習会・収穫祭などは分かれて実施。野菜づくりのTV番組に出演。野菜づくりの本を出版。
K	8~12	90	90	○	収穫祭、練馬大根収穫体験、練馬大根漬物体験	利用者にアンケートを実施し、ニーズを把握しながら運営。
L	10	90	93	◎	収穫祭、顔合わせ会	農園のウェブサイトを農園利用者が運営。
M	9	88	96		収穫祭、バスツアー、花見	園主F・O・Pの農園と区画の品評や講習会での指導方法など視察交流。
N	9	83	93		収穫祭、交流会	農業体験農園の交流の形態に縛りがなく、園主毎に個性を出して交流を行えることを評価。
O	9	80	93		収穫祭	利用者から得られることが多く、自分の学びにつながる点を評価。園主F・M・Pの農園と区画の品評を実施や講習会での指導方法など施設交流。
P	9	90	93		収穫祭、懇親会、BBQ	農業体験農園を通じて地域を知ってもらう効果があると実感。園主F・M・Oの農園と区画の品評を実施や講習会での指導方法など視察交流。

(出展：藤井(2018)「都市農業に果たす農業体験農園の役割と課題」)

表4-3から農業体験農園は利用者にとっても非常に利点が多いことが分かる。例えば利用者のリピート率や利用者の農園への愛着度合いが80%以上を超えていることから、利用者は非常に満足していることが見える。こうした利用者への愛着度や好感といったものは、農家と利用者が直接交流する体験農園事業において重要な評価軸となる。またD農園のように収穫祭や交流会など利用者と農家の交流を促すイベントを開催することで、利用者の農園に対する満足度を図り事業改善に反映しようとする農家もみられる。

このようにして、農業体験農園を運営する農家は、区画数を拡大することで利用者の受け入れ数を増やしたり、農園独自のイベントや講習会を行い、農家と利用者との意見交換の場を設けることで利用者のニーズを把握し答えることに注力している。一方で、体験農園事業は消費者の需要をつかむため、経営ノウハウや知識が必要になるため、新規参入は難易度が高いと考えられる。

### 4.3 民間企業の補助による体験農園運営

農園は本来的には農家が運営・管理するものであったが、体験農園は高いコミュニケーション能力や経営

スキルが求められるため、農家自身が全ての農園運営・管理を行うことは難しい。こうしたことから、農家が企業に経営補助を依頼する事例が増えており、都市農地貸付法の制定により農家がベンチャーキャピタルや民間企業に農地を貸借し、企業が体験農園を開設するケースや農家が自主開設によって体験農園を運営・管理する際、経営アドバイスや広告・宣伝を含めた事務作業などのコンサルティングを企業に依頼するケースが増えている。以降ではこうした体験農園事業の運営を行う事業者を紹介する。

例えば、株式会社マイファームは「体験農園マイファーム」と呼ばれる農家主体開設による農業体験農園の運営サポートと農家との農地の賃貸契約によるマイファーム主体の体験農園運営事業を行っている。三大都市圏を中心に12都道府県86か所で開設・運営しており（2014年時点）、区画面積は8～25㎡利用料金は平均で1年目は6,125円、2年目以降は4,065円となっており、継続利用が好ましい点が特徴である。

今回、マイファームにヒアリングを行い、体験農園の開設・運営方法を尋ねた<sup>【19】</sup>。

体験農園マイファームの開設方法は(1)「農園経営パッケージ」、(2)「農園賃貸パッケージ」の2つがある。

農園経営パッケージとは、農家が主体となり体験農園を運営する方法であり、マイファームは事務作業や経営アドバイスなどのコンサルティングを行う。具体的には自治体等との協議対応や許認可申請に関する業務サポート、農園の開園整備（土壌改良、農地整備、備品等手配）、近隣住民への事業説明等を含む農園開設に関わる法的・行政手続きや利用者の募集（Web広告、ポスティング等による集客を実施）、利用契約・農園の管理（草刈、清掃等）サポート、利用者への栽培指導、講習会の実施、利用者からの問い合わせ、クレームへの対応といった開設後の運営サポートを行う。

一方、農園賃貸パッケージは、マイファームが農家から農地を賃貸し、マイファームが体験農園を運営していく方法である。マイファームと農家が一括賃貸契約を結ぶことで、マイファームは農園の運営・管理、利用者との利用契約を行う代わりに（利用料金を得る）、貸主は安定した賃貸料を得るというものである。体験農園は都市農地貸付法や特定農地貸付法に則り開園され、初期費用は50万から200万円、農地の規模によりそれ以上になる場合がある。

体験農園パッケージのメリットとしては、経営部門をマイファームに委託できること、農家による費用負担は開設にかかる初期投資費用、マイファームによる運営サポート費用のみで、利用料はこうした費用と利用者の仲介手数料を差し引いた金額が利益となるため、利用者の数や農園の規模によって利益が増えることである。一方デメリットとしては、固定費や変動費の他に運営サポート料・利用者の仲介料をマイファームに支払う必要があるため、個人開園の農園より収入は減るといえる点である。

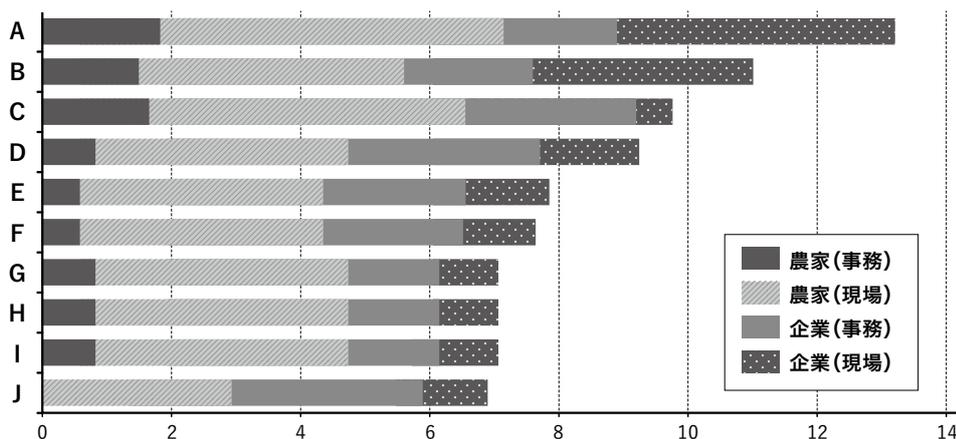
農園賃貸パッケージのメリットは、農家は賃貸契約を結ぶだけで農園を開設できること、経営のノウハウや知識の他に初期投資費用、運営費・維持費といった変動費や固定費が要らないこと、農園の運営・管理など体験農園に関わる業務をトータルでマイファームに委託できること、賃貸契約であるため、安定した収入を得られることである。デメリットとしては、賃貸契約を結ぶ必要があること、委託運営のため利用料を直接得られず、大幅な収入増加にはならないこと、農地という資産を第3者に貸す必要があるため、抵抗を感じ忌避する農家もいることである。また、マイファームには農園派遣スタッフが所属しており、彼らは「自産自消アドバイザー」と呼ばれ、各農園に1～5人、週2～3回、1日2～3時間農作業の補助スタッフとして活動を行い、利用者への接客を主体に業務を行っている。

実際に、企業補助による農園運営の作業配分の実態を示した表が次である。

---

【19】株式会社マイファームへのヒアリングは2022年10月31日に行った。

図5-1 農園別企業による農園運営の事業補助比較



出展：三橋友美・寺田徹・横張真(2017,p.649) 図-1積極運営補助・補助依頼タイプ

図5-1では、D、E、F農家のように農家による現場作業が多い場合は、企業は事務作業の補助が多くなる傾向にあり、農園によって企業補助による現場作業の量が大きくなる。これは三橋ら(2017)によれば「区画面積が比較的大きい場合や農家が多忙な場合、利用者へのサービス低下を防ぐためである」としている。利用者にとって経営者が現場に現れないという状況は好ましくない。体験農園は(表4-3)で示したように、利用者は利用者と農家の交流やつながりに期待していることから、図5-1において現場作業の全てを企業に委託する農家はいない。

このようにして、企業補助による体験農園の運営は労働削減効果があると考察できる。

さらに、マイファームのように利用者集客や広告活動、行政手続きなど複雑で高度な業務をカバーすることも可能であり、体験農園を初めて開設する農家の開設障壁を取り除くことが可能となる。体験農園の運営・開設は高度で専門的な知識と経営スキルが必要となるため、農園派遣スタッフや事務手続きをサポートしてくれる事業は重要である。また、マイファームによれば、コロナ禍の3密を避ける非接触型のレクリエーション・ライフイベントとして、20代から30代のファミリー層、40代から50代の団塊世代に需要が高まってきているとしている。特に今後の需要としては、都市農地貸借法の制定により都市農地の貸借の円滑化が図られたことで、最近では農地所有者から体験農園の開設の相談や案件が増えており、体験農園の数が増えることにより、より多くの地域から利用者と呼べるようになると期待している。

#### 4.4 今後の都市農業の在り方

最大の障壁であった都市農地関連法の改正が進み、農地保全のハードルが下がり始めている。そこで今後、都市農業が都市の中で存続していくためには、(1)都市機能と農業の機能との補完、(2)市民が農業に直接参加できる体験農園の設置、(3)農業者の教育助成・農業コミュニティの育成、(4)自治体・民間企業によるアプローチが必要である。

第1は、農業が有する多面的機能と都市機能を融合した都市計画を行うことである。

農業の多面的機能は食料供給、景観・環境保全、防災空間の供給、地産地消機能などがあり、これらの機能は都市の機能と非常に相性が良い。たとえば、住居や建物が多く地盤が弱いため、洪水が頻発しやすい都市においては農地という防災空間の存在は重要である。橋本(1995)によれば、農地・農業を防災に生かす方法として、「緑の防災計画」を実施することであるとしている。生産的オープンスペースとして、都市農地を活用し地域のハザードマップに組み込みことである。また、地産地消については、人口の多い都市に

あって農家レストランやマルシェを開設することは、消費者にとっては地元の新鮮な野菜を食べられるだけでなく、地域産業の発展につながる。都市農業を地域の魅力発信、アグリツーリズムなどの観光事業に活かしていきたい

第2は、農地を体験農園として運営し地域住民のみならず、地域外の住民も利用できるようにすることである。農地とは単に食料生産を行う場所というだけでなく、市民と交流の場や食・農育などの教育の場としての価値がある。これらは農業者が農作業や農や食のイベントを通して生まれる価値であり、そのベースとなる農業体験農園には参入障壁がない。地域住民でなくとも地域外から参加し、利用できることも特徴である。

多くの人が利用できる体験農園を抱える街として「農園型都市」を実現することを提案する。これは橋本（1995）が提唱した文化と耕作が一体となった「カルチャーファーム<sup>【20】</sup>」に由来しており、体験農園を都市計画の重要拠点に位置づけ、教育・文化施設として地域に設置することである。これについては、英国北部のトッド・モーデンのような都市が理想である。そして、農園型都市においては、農園はフリースペース、オープンスペースとして扱われ、利用料、スペース、利用基準において誰もが利用しやすい基準に設定する必要があり、その点では練馬区の区民農園のように自治体も運営・参画する農園を開設することが必要となる。

第3は、学校教育の中に農業体験や農業に関わるイベントを導入し、子どもたちの農業への理解と教育の現場から次世代の農業の担い手を育成することである。農業者を育成するには年単位という長い年月がかかる。また、幼いころから自然や農に触れていないかぎり、農業に対する関心は沸きづらい。そこで、公共教育・義務教育の中に農業を組み込み、農業を身近に感じさせることで、都市農業・農地の問題に問題意識を芽生えさせることである。

例えば、カントリーパークと呼ばれるような田園公園を設置し、主に子どもや高齢者の憩いの場として活用することである。また、わが国では全国で「道の駅」が地産地消や地元産業の活性化に貢献しており、こうした農産物の販売施設にも農業を体験できる空間を設置することで、より都市農業のネットワークを拡大できると考えられる。

これに加え、大人に向けた農業指導や農業コミュニティを形成することも重要となる。橋本（1995）によれば、農家と都市住民との日常的交流・連携の場を広げ、組織化を進める取り組みとして「農業ファンクラブ」を育成することが重要であるとしている。こうしたコミュニティに期待できることは、農家と市民の交流を通して、市民は都市農業の理解者、応援者となり、農家は応援者を魅了するに足る情報を常に受け取ることができ、応援者側も都市農業を通して生活環境の悪化を防止する種々のイベントや意見交換の参加に期待できる。また、農園においても引き続き、ファミリー層や定年退職を迎えた団塊世代など、農業をレクリエーションとして行う人々に対し、農家や指導者がしっかりと技術指導、知識を継承していく必要がある。

第4は、自治体や民間企業の都市農業への参与である。

4-2項表4-2において、自治体や農業委員会の関与より農家コミュニティの紹介やアドバイスにより経営を転換する農家が多かったことから、行政の影響力が弱いことが分かる。行政が個人の事業に参与することは難しいが、農地を保全するという名目であれば、経営ノウハウを蓄積している民間企業と協力し、農地を残したいと考える農家に積極的に行政支援やアドバイザー、専門スタッフの派遣をしていくことが重要である。そのために、現地スタッフの育成機関として、農業委員会と協業し地域の農業学校を設立し、地元の引退農家を講師として招聘し、受講生に地域の農業や文化等を指導していくような学校運営をすることが必要不可欠である。

【20】学童農園や観光農園、農業体験農や市民農園など文化や農業を市民に継承し、コミュニティを醸成することにつながる農業の形

## 第5章 おわりに

本研究では都市農地の保全方法を(1)都市農業の多面的機能の活用、(2)都市農家の高齢化・減少、(3)都市農地関連法・税制度の問題、(4)市民参加型農業の導入という観点から分析し、農業体験農園が都市農業にどのような効果をもたらすのか検討した結果、以下のことが明らかになった。

第1に、都市においても農業の多面的機能は十分に発揮され、とりわけ体験農園はその潜在的効果が高いということである。

食料供給機能、防災空間の供給機能、環境・景観保全機能などこうした農村がもたらす機能は都市においても、かなりの効果が期待されることが分かった。特に、文化の継承や農家と市民の交流、食や農の知識・理解の醸成という機能においては、体験農園は大きな影響を与える可能性があり、農作業を通じた対話や講習会やその地域独特の催しを運営していく中で、農家と地域内外の住民とネットワークが形成され、都市農業に支援者が増えていく事が期待される。こうした動きは人口の多い都市において顕著であり、農業者同士のコミュニティに限らず、異なる立場、老若男女多くの市民が都市農業に参加し、やがて、都市農業の応援者・支持者となり、都市農家は彼らと連携を取り農地保全に向け、積極的に動き出すことが期待される。

第2に、農地の保全は農家の意向次第で可能な方向にあるということである。

農地保全の根本的な問題である税制度自体は改正されていないが、都市農地貸借法や特定生産緑地法、都市計画法、相続税猶予制度の改正により、改正前より都市農業は保全に向けて動きやすくなっている。また、農業の省力化や経営コンサルに関わる企業補助への依頼や体験農園方式への経営シフトなど農家の意向次第で改善していく余地は多くある。しかし、経営の意思決定は土地所有者にある。後継者の有無についても、土地所有者の判断で決定される。つまり、農業は経営である以上、経営者の能力や経験、意向によって都市農業・農地の状況は左右されるということであり、従って農家個々人の意思決定に影響を与えることが出来ない限り、全体的な都市農地保全の実現は難しいということである。

第3に、農業体験農園が後継者の育成という側面において、具体的な効果を与えていないことである。農業体験農園は農作業や講習会などの農園イベントを通して、栽培知識やノウハウ、風土・文化を利用者に伝え、農家と市民の緊密なネットワーク、コミュニティを築くことに貢献できる。しかし、こうした影響が「体験農園の利用者の中から後継者を育成・発見に、どのような効果をもたらすのか」立証できなかった。そこで、今後は具体的な実績を示し、この仮説を立証することが本研究の課題である。

## 参考文献

- 青鹿四郎・解題：錦織英夫（1980）.『農業経済地理—昭和前期農政経済名著集18—』.農村漁村文化協会
- 浅井葉子（2016）.「練馬区の都市農業の取り組みと展開」『農業農村工学会誌』84巻,11号,pp.931-935.
- 荒川いずみ・秋田典子（2021）.「東京都の全域市街化区域自治体を対象とした都市農業振興基本法に基づく施策の特徴」『ランドスケープ研究』84巻,5号,pp.575-580.
- A.J.トインビー著：長谷川松治訳（1975）.『爆発する都市』.社会思想社
- 石田頼房（1981）.「1968年都市計画法の歴史的背景と評価」『都市計画』119号,pp.9-15.
- 石原 肇（2015）.「大阪府における緑地構成要素の変化に関する地域的特性—都市農業振興基本法の制定を踏まえて—」大阪産業大学人間環境論集15巻,pp.151-158.
- 稲本洋之助・小柳春一郎・周藤利一（2016）.『日本の土地法—歴史と現状—第3版』.成文堂
- エンゲルス（1965）.『猿が人間になるについての労働の役割』.大月書店国民文庫版
- エベネザー・ハワード著：山形浩生訳（2016）.『新訳 明日の田園都市』.鹿島出版会
- 大江靖雄（2009）.「体験型市民農園にみる都市農地利用と市民参加—新しい農村地域資源管理に向けて—」『食と緑の科学』63号,pp.9-17.
- 大阪府会議（1974）.「都市農業の実態と農家の意向—都市近郊農業者の意向に関する調査結果概要—」
- 発行元不明（1930）.『大阪府農会報』246号,pp.1-55.
- 大西敏夫・小林宏至・藤田武弘（1993）.「市街化区域における農地の利用転換動向と「宅地化農地をめぐる諸問題」『農政経済研究』17集,pp.53-79.大阪府立大学農学部農業政策学研究室
- 小川修司（1992）.『土地問題と国土政策』.創造書房
- 加藤壮一郎（2007）.「日本の緑地政策における「市民農園」の可能性」『千葉大学公共政策』4巻,第3号,pp.187-199.
- 岸上祐子（2014）.「イギリスの小さな町の大胆な政策」『水資源・環境研究』27巻,2号,pp.57-60
- 工藤 豊（2009）.「わが国における市民農園の史的展開とその公共性」『日本建築学会計画系論文集』74巻,643号,pp.2043-2047.
- 國井大輔（2016）.「農業・農村の多面的機能と生態系サービスの定義と評価手法に関する整理」『農林水産政策研究』25号,pp.35-55.
- 倉橋 透（1996）.「地価高騰と土地対策の評価」『総合都市研究』58号,pp.43-58.
- 熊田俊郎（2002）.「バブル経済およびその崩壊期における首都近郊都市」『関東都市学会年報』4巻,2号,pp.13-22.
- 光多長温・後藤和雄・宍戸駿太郎（2012）.「わが国の地価変動とその経済要因に関する一考察」『地域学研究』42巻,2号,pp.271-285.
- 国土交通省（2021）.「農地面積の現状」.001362577.pdf (mlit.go.jp), (参照2022-12-21)
- 建設省都市局（1997）.「市街化区域内農地の活用保全手法の調査報告書」.
- C.R.ブライアント・T.R.R.ジョンストン著：山本正三・菊地俊夫・内田幸久・櫻井明久・伊藤貴啓訳（2007）.『都市近郊地域における農業—その持続性の理論と計画—』.農林統計協会
- 佐藤忠恭（2012）.「農業体験農園の立地と経営上の意義」『農業経営研究』50巻,2号,pp.17-23.
- 佐藤公子（2015）.「小学校から高等学校における農業体験学習が大学生の食習慣に与える影響」『日本未病システム学会雑誌』21巻,3号,pp.7-14.
- 柴田徳衛（1976）.『現代都市論』.東京大学出版会
- 渋谷寿夫（1978）.『自然と人間：社会のなかの生態学』.法律文化社
- JAまちづくり資産管理情報（2020）.「体験農園の運営の検証—利用者アンケート結果から—」. <https://www.coasys.co.jp/1117/>, (参照2022-12-21)
- Jumper, S.R. (1974), 'Wholesale Marketing of Fresh Vegetables', *Annals of the Association of American Geographers*, 64 (2):378-398.
- Janick, J. (1979), *Horticultural Science*, San Francisco, W.H.Freeman
- 須田文明（2022）.「第11章 都市近郊アグリツーリズムの持続的発展」.『ICTプロジェクト農泊研』農林水産研究所,2巻,pp.179-187.
- 租田修（1998）.『コメを考える』.岩波新書
- 財団法人都市農地活用センター（2009）.「市街化区域内農地の動向—市街化区域内農地面積の推移—」.
- 財団法人 都市農地活用支援センター—農住組合制度・実績— (tosinouti.or.jp), (参照2022-12-21)
- 高橋宏治・八田賢治・大島俊哉（2017）.『事例解説 農地の相続、農地の継承—農地・耕作放棄地の権利変動と農家の法人化の実務—』.日本加除出版株式会社
- 滝沢昌道（1993）.「東京都における農産物の出荷・販売先の選択要因について—平成5年度農業経営研究調査成績書—」『東京都農業試験場』,pp.56-61.
- 田中曉子（2009）.「市街化区域・市街化調整区域の成立過程に関する研究—1968年都市計画法制定時の審議会の議論を

- 中心に一』『都市問題』100巻,6号,pp.89-102.
- 谷口茂 (1986).『現代の都市問題』.ミネルヴァ書房
- 蔦谷 栄一 (2009).『都市農業を守る』.家の光協会
- 津端修一 (1983).「日本版・クラインガルテンを考える」『農村計画学会誌』2巻,1号,pp.36-45.
- 中野典子・馬場景子 (1998).「愛知県三河地方の田楽・田遊びに関する食—モチの分類を中心にして—」『椋山女学園大研究論集』第29号,社会科学編,pp.235-243.
- 西澤真理子 (2009).「消費者の認知と新聞報道の相関分析：BSE対策を例に」『日本リスク研究学会誌』19号,2巻,pp.21-32.
- 西田一也 (2011).「農村における生き物の生態と保全に関する研究の動向」『農業農村工学会大会講演会講演要旨集』pp.2-3.
- 西村利也 (2001).「日本型田園都市構想—イギリス田園都市と比較し京田辺市を見直す—」『立命館大学卒業生論文集』pp.6-10.
- 日本科学者会議編 (1992).『新・食生活と健康』.大月書店
- 日本科学者会議編 (1992).『食生活と健康』.大月書店
- 日本学術会議 (2001).「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について (答申)」『日本学術会議誌』pp.1-112.
- ニッセイ基礎研究所 (2018).「生産緑地の貸借によって変わる都市農業と都市生活—都市農地の貸借円滑化法案の内容と効果」.
- 生産緑地の貸借によって変わる都市農業と都市生活—都市農地の貸借円滑化法案の内容と効果 |ニッセイ基礎研究所 (nli-research.co.jp), (参照2022-12-09)
- 野田正彦 (1986).『都市人類の心のゆくえ—文化精神科学の視点から—』.日本放送出版協会
- 農林水産省 (2022).「都市農業をめぐる情勢について」,pp.1-24. ()  
t\_kuwashiku-31.pdf (maff.go.jp)
- 農林水産省 (2022).「農林業センサス2020」.
- 2020年農林業センサス報告書：農林水産省 (maff.go.jp) (参照2022-01-06)
- 農林水産省 (2022).「農地に関する税制特例について」.
- 農地に関する税制特例について：農林水産省 (maff.go.jp) (参照2022-01-06)
- 農林水産省・国土交通省 (2015).「都市農業振興基本法のあらまし」,pp.1-20.  
kihon\_hou\_aramasi\_3.pdf (maff.go.jp) (参照2022-12-21)
- 農林中央金庫 (2005).「日本農業における都市農業—都市農業を考える—」『農村金融』58,6号,pp.295-310.
- 練馬区 (2021).「練馬区の農業の現状と課題」『練馬区統計書』,pp.1-21  
dai2.pdf (city.nerima.tokyo.jp) (参照2022-12-21)
- 橋本卓爾 (1995).『都市農業の理論と政策』.法律文化社
- 原修吉 (2009).「農業体験農園におけるナレッジマネジメント」『農業経営研究』46巻,4号,pp.43-51.
- 樋口修 (2008).「都市農業の現状と課題—土地利用制度・土地税制との関連を中心にして—」『調査と情報』,621号,pp.1-11.
- 藤井至・池田信義 (2018).「農業体験農園の可能性を考える」『和歌山大学食農総合研究所研究成果』,食農総合研究所研究成果第9号,pp.3-12.
- 藤井至 (2018).「都市農業に果たす農業体験農園の役割と課題」『地域農林経済学会近畿支部大会誌』pp.1-24.
- 藤島廣二・辻和良・櫻井清一・村上昌弘 (1995).「農業経営の個別マーケティングの意義と限界」『農業経営研究』33巻,2号,pp.33-61.
- 星啓・森塚圭一・徳永幸之・須田熙 (1998).「開設状況と利用状況からみた地方都市圏における貸し農園整備の方向性」『都市計画論文集』33号,pp.709-714.
- 細谷賢治 (1997).「都市農業存続の可能性に関する一考察—」『農政経済研究』20集,大阪府立大学農学部農業政策学研究室,pp.63-73.
- 李・妍蓉 (2010).「都市化にともなう市街化区域農地転用の変遷—新都市計画法実施以降における宇治市を事例にして—」『資本と地域』地域経済研究会,6巻,7号,併合,pp.1-21.
- 正木健雄 (1984).『子どもの体力』.大月書店
- 正木健雄 (1990).『子どもの体は蝕まれている』.柏樹社
- 三橋友美・寺田徹・横張真 (2017).「体験農園における民間企業の補助実態」『農業経営研究』80巻,5号,pp.647-650.
- 三井住友トラスト不動産用語集 (2023).「法廷更新制度について」.<https://smtrc.jp/useful/glossary/detail/n/2364>, (参照2022-12-21)
- 宮本憲一 (1995).「地域経済論の課題と展望」『関西大学商学論集』40巻,4-5,pp.395-421.
- 宮本憲一 (1980).『都市経済論』.筑摩書房
- 矢部光保 (2014).「農業体験学習が環境意識と食習慣に及ぼす影響の比較分析—教育効果と地域効果の分離の視点から—」

- 『環境教育』24巻,2号,pp.40-49.
- 八木洋憲 (2020).『都市農業経営論』.日本経済評論社
- 八木洋憲 (2008).「都市農地における体験農園の経営分析—東京都内の事例を対象として」『農業経営研究』45巻,4号,pp109-118.
- 山田浩久 (2002).「大都市圏の地価上昇と空間変容の相互作用」『季刊地理学』54号,pp.236-246.
- 水沢長之 (2016).「地方都市における民間企業による市民農園の普及可能性」『東北大学学論文』pp.1-62.



中国人移民とアメリカーその歴史と現在

宮森 早紀



## 【目 次】

1. はじめに .....	249
2. 中国人のアメリカへの移住 .....	251
2.1. 第1の波—ゴールドラッシュと大陸横断鉄道の建設 .....	251
2.2. 中国人排斥法の下 .....	253
2.3. 移民政策の緩和から第二次世界大戦 .....	257
2.4. 中華人民共和国の建国とアメリカでの反共産政策 .....	259
2.5. 第2の波—第二次世界大戦後の台湾からの移民 .....	260
2.6. 第3の波—改革・開放政策以降の中国本土からの移民 .....	261
2.7. まとめ—アメリカにおける中国系居住者の人口の推移 .....	264
3. 中国系アメリカ人のアイデンティティ .....	266
3.1. 中国系アメリカ人のアイデンティティの変化 .....	266
3.1.1. ゴールドラッシュから中国人排斥法の下での労働者—「衣錦還郷」と「落葉帰根」 .....	266
3.1.2. 20世紀初頭のアメリカ生まれ子供たち（ABC） .....	268
3.1.3. 第二次世界大戦下での中国系アメリカ人 .....	270
3.1.4. 中華人民共和国の建国以降の高学歴移民—「落地生根」 .....	271
3.1.5. 公民権運動後の民族意識の高まり—「尋根問祖」 .....	272
3.1.6. 1980年以降の高学歴移民—「失根群族」 .....	274
3.2. アイデンティティのまとめ .....	276
4. 近年の中国への還流と中国系アメリカ人のアイデンティティ .....	278
4.1. 中国政府の人材戦略と還流 .....	278
4.1.1. 中長期計画—"rely more on brain than brawn" .....	279
4.1.2. 千人計画—ハイレベル人材呼び戻し政策 .....	279
4.1.3. 近年の留学生数・博士号取得者数の推移と残留率 .....	280
4.2. 中国への還流の中でのアイデンティティ .....	282
4.3. 中国グローバルセンター（CCG）の調査による還流の理由 .....	286
4.4. 中国系アメリカ人の帰国の事例 .....	287
4.5. 還流の理由の分析 .....	289
4.6. 近年の中国への還流におけるアイデンティティに関する考察 .....	290
5. まとめ .....	293
参考文献 .....	295



## 1. はじめに

近年、中国は目覚ましい経済発展によって、世界における影響力を伸ばしアメリカと肩を並べつつある。2つの大国が激しい競争を繰り広げる中で、アメリカから中国へ人材が還流するという現象が顕在化している。具体的に言うと、アメリカで学ぶ中国人留学生や、さらに、世界トップレベルの中国系アメリカ人の研究者や企業家といった人材が中国へ還流しているのだ。中国は、半導体、液晶、バッテリー、太陽電池などの先端技術領域で世界を牽引するようになった。これに対してアメリカは自国の先端技術が中国へ流出することに強い危機感を抱いている。そして、中国が最新スマホの通信システムである5Gにおいて技術的に先行すると、アメリカは安全保障の問題としてファーウェイ社に対してアメリカ製品と技術の販売禁止という厳しい制裁を発動し、対抗姿勢を鮮明にした。人材還流の問題は米中が激しい競争関係にあることの表れである。在米中国人や中国系アメリカ人たちの還流においても、背景にあるものは中国の経済発展に伴う経済的な理由だけではなく、在米中国人を含む中国系アメリカ人としての独自のアイデンティティが重要な要因になっているのではないかと考える。このアイデンティティを詳しく理解する上で、それが歴史の中でどのようにして形成された分析することが必要である。なぜなら、中国からアメリカへの移民が始まった1840年代から現在までの約200年の間に、送り出す国家である中国、受け入れる国家であるアメリカの間には劇的な変化があり、それが現在にも影響を及ぼしていると考えたからである。

これまで中国人たちはどのような理由でアメリカに渡り、アメリカで生活し、「中国系アメリカ人」を形成してきたのか、そして、彼らはアメリカへの定住、あるいは、中国へ戻ることのどちらを選択したのだろうか。その流れを歴史的な視点から時代ごとに眺めてみると、その背景に米中関係が大きく関係していることが分かる。なぜなら、中国からアメリカへ移住する際の歴史的な前提条件が、両国家の政治状況や移民政策によって大きく変化してきたからである。移民国家であるアメリカに向けた中国からの移民の歴史は、アヘン戦争の結果によって中国が開国し、アメリカとの国交も開かれた1840年代から始まる。アメリカに渡った中国人労働者は、鉱山開発や鉄道建設で重宝されたが、1880年代になると排斥運動が高まり、政策としても排除されてしまう。その後も両世界大戦の勃発と中国共産党政権の成立、アメリカでの公民権運動、中国の改革・開放政策とアメリカとの国交回復といった政治的出来事は、中国人移民の移動の制限と緩和を繰り返してきた。そして近年では、中国の海外留学の推奨政策、中国の帰国優遇プログラムによって活発な中国人移民の移動が行われている。

しかし、このような歴史的背景の下、アイデンティティを作り上げているのは、在米中国人を含めた中国系アメリカ人一人ひとりである。中国系アメリカ人たちの生活は、社会情勢に翻弄されてきた。彼らは、白人とは異なるアジア系の容姿や習慣ゆえに、アメリカ社会から様々な差別や迫害を受け、過酷な生活を強いられ、時には命の危機にもさらされる中、勤勉に学び、働き、生活してきた。つまり、その時代で変わる暮らし向きの中で、アメリカで形成された彼ら中国系アメリカ人たちのアイデンティティも時代とともに変化し、アメリカへの定住、中国への帰国といった国をまたいだ移動に対して影響を及ぼしたのではないだろうか。

この論文では、第2章において、米中両国の国家・政治情勢、移民政策の変化を時系列的に整理する。それによる中国人移民の入国者数の変化もグラフを用いてまとめる。次に、第3章においては、第2章でまとめたそれぞれの時代のもとの、在米中国人や中国系アメリカ人のアメリカにおける暮らしぶりを調べ、そこで形成されていった彼らのアイデンティティの変化を明らかにする。第4章では、近年の中国への還流について、中国での人材戦略などの政策をまとめるとともに、個々の事例を具体的に調べることで、中国へ向かうという行動の中にアイデンティティが影響しているのかについて分析し、最後に、第3章でまとめた過

去の在米中国人を含む中国系アメリカ人のアイデンティティやその行動との関係について考察する。

## 2. 中国人のアメリカへの移住

中国人はどのような背景の下でアメリカに渡ったのか。まず、中国人のアメリカへの移民の歴史から振り返ってみよう。中国からアメリカへの移民の歴史は、中国が開国されアメリカとの国交も開かれた1840年代から始まる。表1は1840年から2010年の国勢調査に基づく中国系居住者の人口変化を示したものである。国勢調査は、アメリカ国内に住むすべての人を対象にしており、アメリカの国籍がない外国人も含まれる。自分がどの人種に属するかについては、2000年以降複数回答が可能になっている。表から中国系居住者の数は、単純な増加ではなく、増加した後一旦減少し、そして、近年では急激にその数を増やしていることが分かる。なぜこのような増減か起きているのだろうか。

それを知るには、国際的な人の流れを生み出す、受入国側のプル要因と出身国におけるプッシュ要因の両方を明らかにしなければならない。これは、単に労働力の需要と供給といった経済的な要因だけでなく、受入国であるアメリカ側と出身国である中国側それぞれの国家としての政治・政策、そして社会情勢が大きく影響している。この章では、アメリカでの中国人移民に関連した歴史をまとめることで、アメリカと中国の国家情勢や政策、社会情勢が、中国からアメリカへの人の移住と定住などにどのような影響を与えたか明らかにしていく。

表1. アメリカでの中国系居住者の人口

年	中国系居住者の人口	10年間の増減数
1850	758	
1860	35,565	34,807
1870	63,199	27,634
1880	105,465	42,266
1890	107,488	2,023
1900	89,863	-17,625
1910	71,531	-18,332
1920	61,639	-9,892
1930	74,954	13,315
1940	77,504	2,550
1950	117,629	40,125
1960	237,292	119,663
1970	435,062	197,770
1980	806,040	370,978
1990	1,645,472	839,432
2000	2,564,190	918,718
2010	3,535,382	971,192

出所) Kennedy, J. C. G., 1964, "Census: Population of the United States in 1860," Washington Government Printing office, Bureau of the Census Library, Pxxviii. (1850年と1860年のデータ)。United States Census Bureau, 2002, "Historical Census Statistics on Population Totals by Race, 1790 to 1990, and by Hispanic origin, 1970 to 1990, for the United States, Regions, Divisions, and States" , United States Census Bureau. (<https://www.census.gov/library/working-papers/2002/demo/POP-twps0056.html>) (1870年～1990年のデータ)。United States Census Bureau, 2012, "2010 Census Briefs, The Asian Population," U.S. Department of Commerce, P.15. (2000年と2010年のデータ)

### 2.1. 第1の波—ゴールドラッシュと大陸横断鉄道の建設

中国の清王朝の時代は、公式には海外への移民を禁止していたため、中国から本格的な人の移動は、アヘン戦争の後、1842年に結ばれた南京条約による中国の開国から始まった。1844年には望厦<sup>ぼうか</sup>条約が結ばれ、アメリカとの国交も開かれて中国からアメリカへの移民が増えていく。一方、当時の中国では、アヘン戦争後の増税や政治の腐敗など清政権の対する不満が高まり、1851年に華南で太平天国の乱が起こるなど、大きな混乱が発生していた。このような中国国内の状況から海に近い広東省・海南省・福建省などの華南地域の農民たちは海外に目を向け始め、その行き先のひとつがアメリカであった。

#### ● ゴールドラッシュ

アメリカでは、1840年代後半から西海岸のカリフォルニアで金鉱採掘ブーム、いわゆるゴールドラッシュが起きた。アメリカ国内や海外から30万人を超える人がカリフォルニアに集まり、中国からも多くの労働者がお金を稼ぐためにアメリカに渡った。1850年の時点で金採掘者の中でも中国人はわずかであったが、

その後、数は急増した。これに対抗するため、白人の採掘者たちは中国人を排斥する動きを強めた。

1852年には、白人の採掘者は、カルフォルニアの金鉱はアメリカ人のものであるべきだという主張し、それを受けてカルフォルニア州議会の議員たちは中国人をはじめ、メキシコ、チリ、フランスからの出稼ぎ労働者を排除することを提案した。その結果、州議会は、中国人の金採掘を制限するために外国人鉱夫税を制定し、月4ドルの外国人鉱夫税を徴収した。その額は年に約100万ドルにも及び、開発途上であった当時の西部においては莫大な税収であった。

このように、金採掘は白人優位の社会であった。法律で中国人は採掘権を得ることはできず、中国人の採掘者たちは良質な採掘場から締め出され、白人が放棄した廃鉱で金採掘を試みるが多かった。

## ● 大陸横断鉄道の建設

数年後、ゴールドラッシュは下火となってしまったが、続いて大陸横断鉄道の建設が始まる。西部には豊かな農地があり、より多くの人々を東から西へ送り、また、西部の農作物や天然資源を安全かつ効率良く、東の主要市場へ運ぶ大陸横断鉄道の必要性が強く主張された。ゴールドラッシュの後の1860年代から70年代には、この大陸横断鉄道の建設のために中国人労働者たちがアメリカへ渡った。

1862年に、太平洋鉄道法案は議会を通過し、翌1863年にサクラメントで着工記念式典が開催された。そして、東からユニオン・パシフィック鉄道、西からセントラル・パシフィック鉄道が担当して、どちらの会社がより長い線路を敷設できるか競争が始まった。また、この時期、アメリカでは黒人奴隷制に対する非難が高まっており、南北戦争、そして奴隷解放宣言につながっていくタイミングであった。このため黒人奴隷に代わる安価な労働力が必要とされ、中国人移民は歓迎された。

1865年までにカルフォルニアの中国人の数は5万人近くに達し、その90%は若い男性であった。白人労働者が賃上げを要求してストライキを起こすと、鉄道会社は中国人労働者を雇い入れ、白人労働者に代わりの労働者の用意があること示した。Sucheng Chanは、中国人労働者が歓迎された理由として、中国人労働者は、非常によく働いた点を挙げている (Chan 1991=2010: 41)。規律正しく、覚えも早いため、建設労働者集団の中核となり、高度で命に関わる危険を伴う仕事にも従事したとしている。また、Iris Changは、セントラル・パシフィック鉄道の投資家の一人で、当時カルフォルニア州知事であったリーランド・スタンフォード<sup>[1]</sup>が中国人を「静かで平和的、忍耐強く、勤勉で経済的」と賞賛したエピソードを記している (Chang 2003: 56)。

このように、鉄道会社の経営者役たちは、中国人の高い生産性からカルフォルニアへの中国人移民を熱烈的に支持していた。しかしながら、中国人労働者の貢献にも関わらず、中国人の賃金は白人よりもはるかに安く、アメリカ合衆国初の大陸横断鉄道の完成の式典にも彼らは招かれることはなく、差別的な扱いを受けていた。

## ● クレジット・チケット制

当時、キューバのようなラテンアメリカ諸国へ、中国人やインド人が詐欺や誘拐などで集められ、彼らの意思に反する形である「苦力（クーリー）貿易」によって渡った。一方、アメリカへの移動しようとする中国人労働者の多くは、自らの意思で移動した「自由移民」であった。ちょうどこの時期、カルフォルニア州では、州が奴隷州と自由州の境界線を横断していたため、黒人奴隷制度の廃止か継続かをめぐる南北の対立があった。そして、1850年の協定によって奴隷州ではなくて自由州とすることで決着がついた。園田節子

---

[1] のちにスタンフォード大学の創設者となった。

は、このような背景のために、カルフォルニアへの中国人労働者の移住にあたっては、当初から奴隷性や強制性に関して社会が敏感であったと考えている（園田 2009: 52）。

しかし、渡航時の負債や就労地の過酷な労働は、アメリカに向かった中国人もやはり共通していた。ほとんどが渡航費を前借りし、契約年期をあらかじめ定めて就労する、「クレジット・チケット制」と呼ばれる方式を使ったからだ。渡航費は少なくとも50ドル以上と大金であり、中国人労働者は前借りした渡航費に4%から8%の利子を加えた負債を返済するために長い期間拘束されることになった。

### ● 当時の政治的な背景

中国人のアメリカへの移住が始まったこの時期には、2つの大きな問題があり、移住は円滑には進まなかった。ひとつは、清朝政府は国内の反乱と帝国主義の侵略に直面しており、中国人の移住を禁止していたことであった。2つ目には、上述の通り、アメリカ西部における中国人移民は、西部の開発業者には熱望されていたものの、白人労働者や地方の政治家からは猛烈に反対されていたことだった。

この2つの問題は、1868年にバーリンゲーム条約が締結されたことで一時的に解決された。この条約では、中国政府がアメリカへの中国人の自由な渡航を合法化することを約束し、アメリカ政府は、地方条例や州法によって迫害されている中国人労働者を連邦政府として保護することを義務づけた。しかし、この条約をもってしても、中国人を暴徒の暴力や経済的・社会的抑圧から守ることはできず、また在米中国人がアメリカ国籍を取得するための規定も含まれていなかった。

### ● チャイナタウン

ゴールドラッシュや大陸横断鉄道建設で、アメリカにやって来た中国人の最初の上陸地点となったのは、サンフランシスコだった。多くの人々はすぐに地方の金鉱へと移動したが、市内に残った人々は特定の地域に集まり、中国人のために食料や雑貨などを販売する商店が開設され、やがて、それがチャイナタウンへと発展していった。サンフランシスコのチャイナタウンでは、仕事、食事、物品、相互扶助組織、宗教施設、医療、娯楽、中国語新聞など、中国人が必要なものが提供された。しかし、人口が密集し、アヘンや買春などが蔓延する場でもあった。そして、チャイナタウンの中に同郷人から構成した団体が設立されていった。これらの団体は、「会館 (huiguan)」と呼ばれた。1851年に最初の2つの地域の団体である、<sup>さんゆう</sup>三邑会館と<sup>しゅう</sup>四邑会館が設立され、数年後には、他の4つの地域の会館が形成された。

1862年、これら6つの会館は、連合組織として中華会館を結成した。カルフォルニア州への団体登録の際、中華会館は中国六大公司 (The Six Companies) に改称された。中国六大公司の主要な役割のひとつは、中国人を差別する法律の制定に対して闘争することであった。中国人構成員の権利を保護するために、ヨーロッパ系アメリカ人の弁護士団を半世紀以上にわたり雇用した。また、コミュニティ全体の福祉を守ることも目的としており、中国語学校を設立して移民の子供のための教育も提供した。1870年代に中国領事館が設置されるまで、六大公司は中国からの非公式な大使として、アメリカにおける清朝政府の代弁者としての役割を担い、強大な力を持っていた。

このようにサンフランシスコでは、チャイナタウンが中国人のセーフティーネットとして機能してその生活を支えた。

## 2.2. 中国人排斥法の下

1880年ごろにはアメリカに在留する中国人の数は20万人を超え、アジア系移民のほとんどを占めるよう

になった。一方で、ゴールドラッシュのブームも去り、大規模な西部開発事業が終了したことで労働者が余るようになると、低賃金で働く中国人労働者は、白人労働者からさらに反発を受けた。中国人が中国語を話し、辮髪や中国服という中国の文化を維持しアメリカに同化しないことも反発を受ける理由であった。このような背景から、アメリカ連邦政府やカルフォルニアなど一部の州政府は、新規移民に対する規制を始めた。そして1882年5月6日、アメリカ合衆国連邦議会による中国人排斥法の制定によって、アメリカへの中国人移民の流入数は大幅に減少していった。

### ● 排斥への流れ

大陸横断鉄道が完成すると、おおよそ1万人もの中国人が失業に追い込まれた。彼らのほとんどは一般労働者や農業労働者として仕事を探し回りながら西に移動したが、カルフォルニア州ではより多くのヨーロッパ系アメリカ人と仕事を取り合う事態となっていた。Changによると、1870年の終わりには、サンフランシスコではひとつの仕事に対して中国人が1人、白人が2人という状態になっていたという（Chang 2003：117）。さらに、大陸横断鉄道によって、東部からの安価な製品が西部に大量に流入してしまう事態となった。これに対抗するため西部の工場の雇用者は、低賃金で長時間労働に耐える中国人労働者を雇い、アイルランド系労働者を解雇して乗り切ろうとした。この結果、アイルランド系労働者の中国人に対する不満が高まっていった。

### ● 1867年の暴動

こうした怒りは、抗議の形として暴動につながった。最初の大きな暴動が起きたのは1867年であった。数百人の白人労働者が、中国人労働者を襲撃した。さらに中国人が雇用されていた衣料・繊維関係の工場を破壊し、多数の負傷者が出た。事件の首謀者は警察に逮捕されたが、白人労働者の労働組合である反クーリー・クラブの圧力によって市議会は恩赦扱いとする決定を下した。このような暴力的な中国人に対する排斥は、犯罪行為であるにも関わらず、市当局もこれを黙認していた。山下清海は、このような中国人を取り巻く厳しい環境の中で、チャイナタウンは、白人からの排斥を免れる一種の避難所の役割を果たしたとしている（山下 2017: 7）。

### ● 1877年の暴動

その後、事態は益々悪化していった。1876年の冬にはすでに1万人以上の失業者が出ていた上に、1877年にアメリカ西部で大干ばつが起こり、果物や小麦、牛などの生産が壊滅状態になった。株式市場は急落し、あらゆる階層の人々が多額の借金を抱え、困窮していた。

このような深刻な不況を背景に、アイルランド移民のデニス・カーニー（Denis Kearney）は、1877年にカルフォルニア労働党を結成し、「中国人問題」を政治問題化した。カーニーは「中国人野郎は出て行け！」という露骨な排華スローガンで人気を集めた。中国人移民がアメリカの労働者の賃金を下げ、アメリカの理念に反する奴隷労働をもたらすとし、健全な労働競争を破壊する人種は有害であり、国家の存在を脅かすと訴えた。1877年7月には、労働者党の主催により、参加者約8,000人の中国人排斥の集会が開かれ、集会の解散後、参加者の一部が暴徒化し、チャイナタウンの店舗、キリスト教伝道団体の施設、米中貿易の海運会社などを襲撃した。貴堂嘉之によると、この暴動によって、州政府や市のエリート層に暴力がもたらす無法状態がいかに恐ろしいものが理解され、新たな法的秩序確立の意識が喚起されるきっかけになったという（貴堂 2012：98）。

カルフォルニア労働党は、1879年のサンフランシスコ市長選で勝利し、公共事業での中国人労働者の雇

用禁止を認めさせた。カルフォルニア労働党の運動によって労働者の政治的結束が図られ、「中国人問題」が暴力的解決から政治的解決に焦点が移るなかで、中国人労働者を政府として保護することを義務づけていたバーリンゲイム条約の改定への圧力は一層強まっていった。

### ● 清朝政府の対応

一方で、1870年代の後半、清朝政府は中央アジアの諸国や、台湾、琉球、朝鮮などの朝貢国を喪失する危機に直面していた。このため、清朝で外交を担っていた李鴻章は、友好国であるアメリカへの援助を求めた。そして、1880年に、清朝政府はアメリカと、商業条約と移民条約の2つを同時に締結した。商業条約では、両国の商業権益拡大のため関係を維持することで合意した。一方で、移民条約は、最終的には両国の折衷案となった。移民の全面禁止措置は無効とするが、アメリカ政府への中国労働者流入規制権を認可するというものだった。この条約によって、アメリカは、中国市場を獲得するための門戸開放へつながる商業面での関係維持を保証されつつ、一方で移民規制権を獲得した。李鴻章にとっては、アメリカとの良好な政府関係の維持こそが最重要課題であった。貴堂は、この李の決断が在米中国人を孤立させることになったとして、「清朝はその帝国延命のためにアメリカの同胞を見殺しにした」と述べている（貴堂 2012：140-141）。つまり、清朝は、海外同胞の窮状を救うために動くことはなく、この人種差別的な法律を事実上黙認して、政府間関係を優先した。一方、アメリカ政府は、政府間関係を友好に保ったまま中国人移民排斥法を成立させていく。そして、別途結んだ通商条約により門戸開放へつながる商業拡大主義への足掛かりをつかんだのであった。

### ● 中国人排斥法

1879年に、カルフォルニア州で中国人移民流入の是非を問う州民投票が行われ、95.8%が反対票を投じた。このような動きを受け、1881年2月に反中国で知られるカリフォルニア州選出の上院議員ジョン・F・ミラーが、今後20年間中国からの移民を禁止する法案を連邦議会に提出した。チェスター・アーサー大統領は、20年は長すぎると考えこの法案に拒否権を発動したが、国民から強い反発を受けてしまった。その後、禁止期間を20年から10年に短縮した妥協案が提出されると、アーサー大統領は、もはや反対することはできず、1882年に中国人労働者の流入を禁止する中国人移民排斥法案が可決された。

この中国人移民排斥法の第14条では、「連邦裁判所と州裁判所は中国人の帰化を禁ずる」と定められており、これによって「帰化不能外国人」が誕生した。貴堂によると、「中国人移民排斥法は、自由移民の原則が破られた点でも大きな転機をなす法であるが、それ以上に、この居住年限によらず帰化が許されない、『帰化不能外国人』という差別的な内なる他者が創出されたことの歴史的意義は大きい」としている。（貴堂 2012：10-11）また、園田は、この中国人移民排斥法の成立について、日本のアメリカ研究の領域では「中国人という特定の人種を『帰化不能外国人』というカテゴリーに収め、アメリカの国民の枠組みから締め出すことで、アメリカ国民には誰を包摂し、誰を排除するかという境界線を設ける出来事であったと論じられている」として、「こうした排他的な動きは、同時に、国としての制度的枠組みを整えていく証左であり、ここに国民国家を一步進めたアメリカの姿が出現したと解釈される」と説明している（園田 2009：106）。

その後、連邦政府は、さらに中国人の生活を制限する法律を制定した。1888年には、それまで1000ドル以上の資産を所有するか、あるいはアメリカに妻がいる場合に再入国を許可するという法律を変え、中国人労働者が一旦アメリカを離れたら再入国できないというスコット法を成立させた。これによってアメリカに不動産や会社を持ち、家庭を持つ中国人でさえ帰国できなくなったのである。このとき、所得の証明書を所持していた約2万人の中国人は、再入国の権利を失って上陸を拒否された。中国人移民たちは、直ちにスコ

ット法に対して連邦裁判所で異議を申し立てた。しかし、最高裁はスコット法を支持し、「アメリカは、我々と同化しようとしないう異民族の存在は、この国の平和と安全にとって危険であると考えており、彼らの排除を止めるべきではない」と判決を下した。つまり、最高裁判所は、在米中国人を「この国のよそ者」であるとしたのである。

### ● 中国人のナショナリズムの高まり

1902年に議会は再び排斥法を可決し、排斥期間を無期限に延長し、さらに、すでにアメリカにいる中国人への帰化を認めないという法律を制定した。そして、1905年、最高裁は、たとえアメリカ市民権を主張してもアメリカへの入国を拒否された中国人移民は裁判所に訴えることはできないという判決を出した。中国人移民排斥法では、労働者以外の中国人、すなわち、商人や留学生などは特権階級として適用から原則的には免除されており、また、観光目的の入国にも免除規定が設けられた。にもかかわらず、中国人排斥法の適用から免除される者に対しても差別的に扱った。

アメリカの差別的措置に対する最も激しい抗議は、中国で行われた。中国の活動家たちが立ち上がり、1905年にアメリカ製品の不買運動を開始した。上海、広東やその他の地域で中国の実業家たちは、それ以前の契約を破棄して新たな契約を結ばなかった。個々の中国人はアメリカ製タバコの喫煙を止め、アメリカ製の消耗品の購入を自粛した。ボイコットの効果は絶大で、中国にある多くのアメリカ企業は壊滅的な打撃を受けた。しかし、この運動は清朝政府によってとん挫してしまった。アメリカ政府は清朝政府に対して強い圧力をかけたため、清国の中央政府は地方政府に対して不買運動を弾圧するよう指令を発したのだ。

ただ、この不買運動は、アメリカにおける中国人に対して待遇の改善という有益な効果をもたらした。セオドア・ルーズベルト大統領は、商務労働長官に対して中国人移民をより丁重に扱い、移民の可能性の解釈を寛大にするように、管轄している移民庁に対して指令することを指示した。これを受けて、移民庁は、移民手続きの遅れを短くし、恣意的な国外追放を取りやめ、令状なしのチャイナタウンの家宅捜査も中止した。

Chanは、アメリカにおける中国人の待遇改善以上に重要なことは中国人移民自身が新しい政治意識を発展させたことであると述べている (Chan 1991=2010 : 145)。Ling-Chi L. Wangもまた、「アメリカの学生や商人たちは、アメリカで中国人が不当な扱いを受けているのは、中国が後進国であり、無力であるからだ。そして、中国が尊敬され、平等な扱いを受けるためには、近代化、西洋化しなければならないと考えた」と記している (Wang, L. L. 1994 : 193)。アメリカにおける中国人の中で、半植民地状態にあった中国を帝国主義支配から脱却させ、民族の独立と近代化な国民国家の形成を目指すという近代的なナショナリズムが顕著になっていったことを指摘している。

### ● サンフランシスコ大地震

1906年、サンフランシスコで地震が発生した。この災害は、中国人にとってはアメリカにおける新しい移民の機会を作ることになった。その理由は、サンフランシスコの市街地では火災が発生し、市の出生記録と市民権記録が焼失したからだ。この結果、多くの移民たちは自身の出生地を中国ではなくサンフランシスコであると主張し、アメリカの国籍を獲得した。これは、1868年に確定された憲法修正14条において、アメリカ合衆国で生まれた者にはアメリカの国籍が与えられると明記されたことに基づいた。修正14条は、当初その対象を黒人としていたが、1885年にカリフォルニア州北区部の連邦地方裁判所が中国系移民にも適応されると判断した。そして、1855年の帰化法 (Naturalization Act of 1855) では父親が出生時にアメリカ市民であった場合、たとえ子供が外国で生まれたとしてもアメリカ市民であると規定されていた。これを利用してアメリカ国籍を持っていると主張する中国系移民たちは、中国生まれの移民を自分の子供とし

て移民資格申請を行い、彼らをアメリカへ入国させる証明書を手に入れた。杉淵忠基によると、移民資格の不正な証明書は、市民権のある中国系アメリカ人とアメリカへの移民を望む中国人の間で売買されたという（杉淵 2009：93）。証明書を使って新たに入国した中国人移民は、「ペーパー・サンズ（書類上の息子）」と呼ばれた。また、「ペーパー・サンズ」としてアメリカに入国する中国人があまりに多すぎること指摘された。Changによると、「ペーパー・サンズ」現象は、アメリカ政府に中国人に対する警戒心と危機感を抱かせるものとなったという（Chang 2003：147）。

### ● 移民規制の高まり

一方で、1890年代の経済大恐慌に陥ったアメリカでは、中国人排斥法に続き移民制限の動きが全国的に現れ始める。1893～1897年に起こった大恐慌では、都市の失業率が25%に達するなど厳しいものであった。この大恐慌の結果、1890年代の10年間の移民数は370万人となり、その前の10年間の525万人から大幅に減少した。さらに、1897年には、連邦議会は大幅な移民制限を目的とする最初の法案を可決した。この法案は、クリーヴランド大統領の拒否権によって成立しなかったが、その内容は単に移民を制限するのではなく、識字力のない移民の制限をしようと、主に、白人を対象としたものだった。

識字テストを含む移民制限法案は、その後も何度も議会に提出された。第一次世界大戦への参戦をめぐる議論の中で、アメリカ国内では孤立主義の勢力が強まり、それに伴って移民制限を求める意見も激しくなっていた。そして、第一次大戦中の1917年、ついに移民制限法が成立した。同法ではアジア人を排除するために「アジア禁止地域（Asiatic barred zone）」が指定された。「日米紳士協定」のある日本と、フィリピン以外の国は「アジアの大陸に隣接するアメリカの所有国ではない」と大まかに定義し移民を禁止した。しかし、識字テストについては、すでに多くの南東ヨーロッパ人は読み書きを学んでいたため、移民の数を減らす実効性はなかった。高佐智美によると、それにもかかわらず法案に含まれたのは、「象徴的意義を有していた」からだという（高佐1998：54）。つまり、アメリカの移民として適していない者は受け入れないというアメリカ政府の姿勢を象徴するものとして残されたと考えられる。

識字テストに有効性がなかったこともあり、その後、さらに規制を強めた「1924年移民規制法（別名ジョンソン・リード法）」の改正が行われた。この移民法では、国ごとに移民数の割り当てを設けて1890年の国勢調査による出身国別人口の2%に制限するとした。移民総数は年間16万4,667人と算定された。また、「市民権を持つ資格のない外国人」の移民を禁じた。これによって、アジア人のうち禁止されていなかった日本からの移民も禁止された。日本貿易振興機構（JETRO）のレポートによると、移民局は、同法を「国別割当制度を打ち立てた最初の半恒久的移民制限法で、1917年の法律と併せ、1952年まで米国の移民政策の元となった」と説明している（日本貿易振興機構2003）。

## 2.3. 移民政策の緩和から第二次世界大戦

1937年の盧溝橋事件をきっかけに、日本の中国への侵略が本格化していった。しかしながら、戦争物資の輸入をアメリカに依存していた日本は、事実上中国との日中戦争となっていたにもかかわらず宣戦布告を行わなかった。これは、戦争であることを否定することで、アメリカの中立法によって認められていたアメリカから日本への武器輸出を継続させるためであった。これに対して中国系アメリカ人や在米中国人は、自ら日本への戦争物資の輸出停止のデモを行うなど抗議運動を展開させた。

そして、1941年に日本が真珠湾攻撃を仕掛け、アメリカと日本が戦争状態となると、日本が共通の敵となり、中国系アメリカ人や在米中国人はアメリカ社会の中で今までにないほど一体となっていった。1943

年には、同盟国である中国に対して中国人排斥法が廃止され、その後、家族呼び寄せや、留学などの形でアメリカに移住する中国人は増えることになった。

## ● 日中戦争

1937年の盧溝橋事件を受けて、日本への資源、武器輸出を止めるように、1938年12月にはサンフランシスコで大規模な抗議運動が始まった。抗議はニューヨークや西海岸の中国系アメリカ人にも広がり、日本への戦争物資の輸送を事実上ストップさせた。そして、ルーズベルト大統領は、1941年7月にアメリカにある日本の資産を凍結し、さらに8月には石油の輸出を全面的に禁止した。追い込まれた日本は、同年12月に真珠湾攻撃を行い、その結果、第二次世界大戦へのアメリカの参戦へとつながっていった。真珠湾攻撃は、アメリカにおける中国と日本に対するイメージを一変させた。Changは、メディアは中国人を忠実で誠実な同盟国のメンバーとして描き、一方、日本人を邪悪なスパイや破壊工作員として描き始めたと述べている (Chang 2003 : 223)。

また、同年に日本軍が香港を占領したことで、中国とアメリカを結ぶ主要な通信網が閉ざされた。これによって、アメリカからの送金も停止し、中国の家族は生活苦に陥ってしまった。

## ● 第二次世界大戦

1940年、初めて米国生まれの中国系アメリカ人の割合が、外国生まれの中国系アメリカ人の割合を上回った。在米中国人の大半はアメリカで生まれ育ち、中国には行ったことすらない状況だった。親を通じて中国を知る程度であり、そのため中国に対する個人的な帰属意識はほとんどなかった上に戦争が起こり、アメリカ社会への同化の流れが加速した。

そして、戦時中は推定1万5千から2万人の中国人男性が軍に従事した。これは、アメリカ本土の中国人人口の約20パーセントに相当した。Changによると、ニューヨーク市では、中国人人口のほぼ40パーセントが徴兵されており、同市の民族の中で最も高い割合であった。中国人排斥法のため在米中国人の中で独身男性が多かったことが、徴兵率が高い理由のひとつであったと説明している (Chang 2003 : 228)。

## ● 中国人排斥法廃止・マグヌソン法の成立

アメリカの参戦後、1942年に、中華民国総統であった蒋介石夫人の宋美齡が、日本の侵略戦争に反対する支持を集めるために渡米した。宋美齡は、マサチューセッツ州のウェルズリー大学を卒業しており、流暢な英語を話すことができた。宋は、その美貌とカリスマ性でアメリカの聴衆を魅了し、彼女の姿はあらゆる主要な雑誌や新聞を飾った。この活動の効果もあり、1943年12月17日マグヌソン法が連邦議会にて可決され、60年あまり続いた中国人排斥法がついに撤廃されることが決定した。しかし、実際には中国人の移民受入数は年間105名に制限され、また「帰化不能外国人」の地位は基本的には変わっておらず、大規模な中国人移民の再開には、後述する1965年の移民法改正を待たなければならなかった。

## ● 1945年戦時花嫁法

第二次世界大戦後、アメリカ政府は、米軍に従軍した中国兵士たちに報いるために、彼らに市民権を与え、さらに移民政策を見直した。1945年に制定された戦時花嫁法により、彼らは中国で結婚したのち、その妻を米国に呼び寄せることができるようになった。アメリカでの中国人の男女比は3対1と、中国人女性の数が少ないことから、多くの軍人は中国で生まれた女性との結婚を決意した。1949年12月30日に法律が切れるまでに、6千人近い中国系アメリカ人軍人が中国へ行き、花嫁を連れて帰ってきた。その結果、戦後は中

国人の新入国者の約80パーセントが女性となった。1948年3月には、サンフランシスコにある中国系病院の産科病棟では、1日平均2人の出産が記録された。こうした新入国者や新出生もあって、1940年代にアメリカの中国系人口は7万7000人から11万7000人に急増した。

## 2.4. 中華人民共和国の建国とアメリカでの反共産政策

第二次世界大戦は、日本という共通の敵を生んだことで中国人移民とアメリカ人の距離を縮めた。しかし、それも長くは続かず、アメリカ人から新たな敵意を向けられることになった。1949年に、中国の内戦の結果、中国共産党による社会主義国である中華人民共和国が建国されたためである。

第二次世界大戦後、社会主義のソ連とアメリカを中心とする民主主義国家との間で対立が生じた。ソ連の占領下におかれた東ヨーロッパの諸国が社会主義国家となり、さらに、ソ連が1949年に核実験を成功させると、アメリカにとってソ連の脅威はより強いものとなっていた。そして、アメリカは、自国内に共産主義が波及するのを恐れて、反共政策を展開させていく。アメリカの中国人移民たちは共産主義を選択した祖国とのつながりのために迫害を受けることになった。

### ● 中華人民共和国の建国

第二次世界大戦での日本の敗北色が強くなると、中国共産党は中国北部の拠点から日本軍に対して強力な攻撃を行い、中国の広大な領土を解放した。8月6日アメリカが広島に原爆を投下するとソ連が日本に宣戦布告し、満州に進攻してきたため状況はさらに共産党の毛沢東軍に有利になった。

中国の内戦では、当初は中国の主要都市を支配していた国民党の方が有利と思われた。しかし、権力の腐敗、紙幣の大量発行によるハイパー・インフレーションなど指導力の欠如によって国民党は、国民の支持を失っていった。それに対して共産党は中国北部で急速に勢力を伸ばした。

1948年から1949年にかけて共産党は北部の国民党軍を壊滅させ、南下して中国中央部に進出した。1949年4月共産党は国民党の首都である南京を、5月には中国最大の都市である上海を奪取すると、国民党の官僚、財界人、知識人など多くの既得権益層は大急ぎで海外へと退去した。この時、中国からアメリカに渡った移民は、それ以前にアメリカに渡った中国人よりも学歴も地位も高く、そして彼らの移住の動機は、家族の生活を支えるためではなく、共産党による迫害と死の可能性から逃れるためであった。

そして、1949年10月1日、北京で毛沢東は中華人民共和国の誕生を宣言した。国民党の蒋介石は中国本土を離れ、残りの兵力と国庫金の大部分を持って台湾に逃亡した。

### ● アメリカの反共産政策

アメリカは中華人民共和国の成立をアジアの社会主義化の危機と捉えていた。そして、中華人民共和国の建国の翌年に始まった朝鮮戦争に対して、アメリカは国連軍として出兵することを決めた。この朝鮮戦争は、反共、そして、反中国感情を高める結果となった。

1949年にソ連が最初の原子爆弾の実験に成功させた。トルーマン政権の専門家の多くは、ソ連には少なくとも15年間は原爆を開発することはできないと見ていたため、ソ連の原爆開発を支援した者が存在したという疑いを持った。1950年1月に、原爆開発のマンハッタン計画に携わっていた英国の科学者クラウス・フックス博士が、ソ連に機密を渡したとして逮捕された。そして、同年9月に、スパイ行為などの可能性を持つ人物を拘禁する権限を司法長官に付与した、国内治安維持法が成立した。貴堂によると、この法律は、アメリカにおける反共産主義に基づく社会運動であるマッカーシズムの起点をなすものであったという（貴

堂 2018 : 175)。

アメリカを共産主義から守るために、アメリカ国内の様々な組織において共産主義者の摘発が始まった。上院と下院では反共産党の調査が行われ、政府、学界、メディアだけでなく、ハリウッドをも巻き込んだ大騒動となった。忠誠度テストが設けられ、CIAやFBIによる郵便物の開封や盗聴が行われた。

この時期、中国系アメリカ人や在米中国人は共産主義を選択した祖国とのつながりのためにアメリカに対する忠誠を疑われ、特に被害を受けやすかった。彼らは、第二次世界大戦で日系アメリカ人の身に起こった強制収容のような措置が起こるのではないかと恐れた。アメリカ人の朝鮮戦争での戦死を恨んで、サンフランシスコのチャイナタウンでは白人の暴徒がレストランを壊滅させる事件や、中国人が襲われて財産を奪われるという事件も起こった。

## 2.5. 第2の波—第二次世界大戦後の台湾からの移民

第二次世界大戦の後、アメリカの移民政策が見直されていった。1952年に制定された、マッカラン・ウォルター法では、特殊な技能を持つ人材を積極的に受け入れるようになった。科学技術、医療、以外にも芸能、スポーツなどのさまざまな専門家が、技能労働者向けのH-1プログラムでアメリカに入国した。その後、1965年の大きな移民法改正につながっていく。しかし、前節で述べた通り、この時期は、中国の社会主義国化による米中関係の悪化によって、中国大陆からの私的目的の出国が実質的に禁止され、中国本土ではなく台湾、香港出身者の移民が中心となった。

### ● 1965年アメリカの移民法改正

1965年10月3日、リンドン・ジョンソン大統領は、移民法における人種差別を撤廃する新移民・国籍法(別名ハート・セラー法)に署名し、アメリカの移民法が改正された。これにより、主にアジア圏の移民に対する入国上限が大幅に緩和され、中国人移民も一気に増加していくことになる。Changによると、ハート・セラー法が成立する前の1960年の国勢調査では、アメリカ国内の中国系居住者の数はわずか約24万人であり、一般人口の約10分の1であった。ハート・セラー法の施行後、アメリカにおける華人の人口は10年ごとにほぼ倍増していったと述べている (Chang 2003 : 264)。

この法律の改正によって、移民数の割当は、ヨーロッパ、アフリカ、オセアニア、アジアなどからの西半球出身者が17万人、中南米、北米からの東半球出身者が12万人という大まかな枠で決められることとなった。また、1カ国ごとの上限が2万となり、これによりヨーロッパが優先されてきた割り当ての仕組みが見直された。さらに、1976年の移民法改正では、東半球と西半球の移民上限が等しくなり、1978年には半球別の割当制度も廃止された。この結果、ヨーロッパからの新規移民の割合は、全体の半数を割り込み、代わりにアジア、北米、中南米からの移民が増えることになった。また、戴二彪は、西欧諸国が戦後から経済が回復したこと、一方で、東欧諸国は社会主義国化したため移民を厳しく規制したことも、ヨーロッパからの移民が減少した理由として挙げている (戴 2012 : 25)。

また、この新しい移民法の下、1960年代後半から1970年代前半にかけて、毎年2千人ほどの台湾の学生がアメリカへ留学して大学院で学位を取得した。L.L.Wangによると、この中には、戦後の中国の再建と近代化のために、台湾の蒋介石政府が送り込んだ優秀な大学院生5千人が含まれていたという (Wang, L.L.1994 : 195)。

## 2.6. 第3の波—改革・開放政策以降の中国本土からの移民

1978年から、中国では改革・開放政策が始まった。翌年の1979年に、ジミー・カーター大統領は、台湾との外交関係を断絶し、北京に首都を置く中華人民共和国を正式に承認した。米中の外交関係が正常化され、米国と中国本土の交流が始まり、いわゆる「竹のカーテン」<sup>【2】</sup>が取り払われた。これによって、中国本土からの移民が急激に増え、新たな移民時代が始まった。この時代以降の移民は、それ以前と区別して「新移民」と呼ばれている。

アメリカでは、前述の通りハート・セラー法によって1カ国あたりの移民枠が2万人と定められたが、台湾と中国本土にそれぞれに1カ国分の移民割り当てが与えられたため、両国を合計した数は4万人に倍増した。さらに、1990年以降では国別の割り当て数が2万5620人に増えた結果、中国系の移民割り当て数は5万人を超えることになった。

一方、中国では、1985年に全国人民代表大会で「中華人民共和国公民出境入境管理法」が定められた。これによって、国民にアメリカ含む海外への留学、親族の呼び寄せによる移住などの目的で出国が可能になったことが広く知られ、手続きも簡易化されたことで、アメリカへの移民が本格的に増えた。

### ● 1990年アメリカの移民法改正

1980年代以降、日本や東アジア諸国が経済力をつけると、それに危機感を感じたアメリカの経済界や政治界は、産業競争力強化と国益重視の政策を打ち出すようになった。そのような背景を受けて1990年11月に、移民の受け入れ人数の引き上げと専門技術者向けのビザの導入を含む、大きな移民法改正が行われた。同時に、中国では改革・開放政策を進め、中国の技術レベルを高めるために留学を推奨したこともあり、中国から米国への留学、就労者の数は大幅に増えた。

1990年の移民法改正では、移民の受け入れ上限の引き上げと専門技術者向けの短期就労ビザ(H-1Bビザ)の導入が行われた。1965年に定められた今までの移民法では、人道的な理由による離散家族の呼び寄せ枠と、産業界からの要望に基づく専門的な職能を持つ人のための雇用枠の2つを優先することを基本的な枠組みとしていた。1990年の改定では、雇用移民枠の各国合計の移民上限が5万4000人から14万人に大幅に拡大され、そのほとんどが専門技術労働者に配分された。従来の雇用移民枠は、専門技術労働者と非専門技術労働者が半々であったため、専門技術労働者の枠が大幅に増えることになった。H-1Bビザが導入された1990年においては、その年間上限数は6万5000人であったが、1998年に成立した「米国の競争力及び労働力改善法(America Competitiveness and Work Force Improvement Act)」により、上限は11万5000人になり、さらに、2000年の「21世紀における米国の競争力法(America Competitiveness in the Twenty-First Century Act)」によって19万5000人にまで引き上げられた。戴は、このような雇用移民数の拡大と専門技術者向けのH-1Bビザの新設は、世界中から優秀な人材を引き込み、自国の国際競争力を強化しようとするアメリカの戦略を反映したものだとしている(戴 2012: 26)。

表2では、2000年度のH-1Bビザ就労者の専門分野ごとの人数と割合をまとめている。これによると、コンピューター関連の就職者が全体の38%と大きな割合を占めていたことがわかる。さらに、建築・工学・調査の13%を加えると約51%となる。他の科学領域も含めて、半分を超える割合が科学技術領域の専門分野になっていた。

【2】 冷戦時代の東アジアや東南アジアにおける中国をはじめとする社会主義国家と資本主義国家の分離状態を表す比喩

表2. H-1Bビザ就労者の主な専門分野と中国・インドの割合（2000年）

主な専門分野	就労者		割合 [%]		
	人数 [人]	割合 [%]	アジア全体	中国	インド
コンピューター関連	75,114	38.0	82.7	7.1	63.2
建築、工学、調査	25,197	12.8	60.2	10.4	22.9
教育	20,613	10.4	49.7	17.4	9.3
医療、衛生	12,920	6.5	64.2	5.2	19.6
生命科学	6,910	3.5	55.8	28.4	10.5
自然科学	5,443	2.8	57.0	25.7	12.7
全体	197,537	100.0	64.6	9.5	32.9

出所) DHS (2003), Yearbook of Immigration Statistics 2002.

また、戴は、これらの移民政策は各国を平等に扱っているように見えるが、専門技術者としてインドや中国などからの移民が多くを占めることになったとも指摘している（戴 2012：26）。表2からもアメリカの大学の留学生の中で、アジア系が占める割合が64.6%と全体の約2/3と突出していることが分かる。コンピューター関連産業は、専門技術と語学力が必要なためにインド系の割合がずば抜けて多いが、中国も約7%と2番目の割合を占めていた。一方、より高度な学歴と専門知識を必要とする生命科学、自然科学（物理、化学、数学など）、教育（高等教育）などの分野で大学教員、研究者として働いている割合については、中国が17~28%と非常に高くなっている。H-1Bビザの対象となる専門技術者は、アメリカのIT産業、先端科学や技術領域の研究において欠かせないため、最長で6年間滞在することができ、他のカテゴリーの短期就労者に比べてアメリカで永住権を取得しやすい。また、専門技術者の賃金水準はアメリカの中でも高いことから、永住権を取得するモチベーションが上がると考えられ、1990年以降の永住権取得者数が急増の要因となった。

## ● 中国の政策

このようなアメリカの移民政策の規制緩和と制度拡充が行われる中で、中国側はどのような移民政策を打ち出していたのかについてまとめる。中国の最高指導者となった鄧小平は、1978年に、中国の科学と教育のレベルを上げるために、数千人、さらには数万人の学生と研究者を海外に派遣することを提案した。この門戸開放政策（open-door policy）は、技術的な面だけでなく、中国に重要な文化的変化を起こした。最高指導者が直接、科学技術と科学者を支持する声明を出すことにより、彼らの社会的地位をより高めた。1985年には、全国人民代表大会で「中華人民共和国公民出境入境管理法」が成立し、法律が整備されると中国人の海外への移動が大きく促進された。

その一方で、中国国内において留学が「頭脳流出」になっていることが問題視されていた。1970年代末以降に出国した留学生の多くは、帰国せずに海外での定住を選択した。中国統計年鑑をベースとした戴による推定では、中国から海外への留学者の帰国率は、1980年で3%、1985年で8%、1990年で6%と非常に低かったことがわかる（戴 2012：141）。低い帰国率による「頭脳流出」現象は、中国の大学、研究機関を悩ませた問題であった。このため中国政府は、1990年に「服務期」を設け、大学卒業後5年間は原則として出国を禁じることを定めるなどして規制を強めた。

しかし、鄧小平は、派遣された人の10%が戻ってくる限り、「頭脳流出」の問題はないと考えていたと言

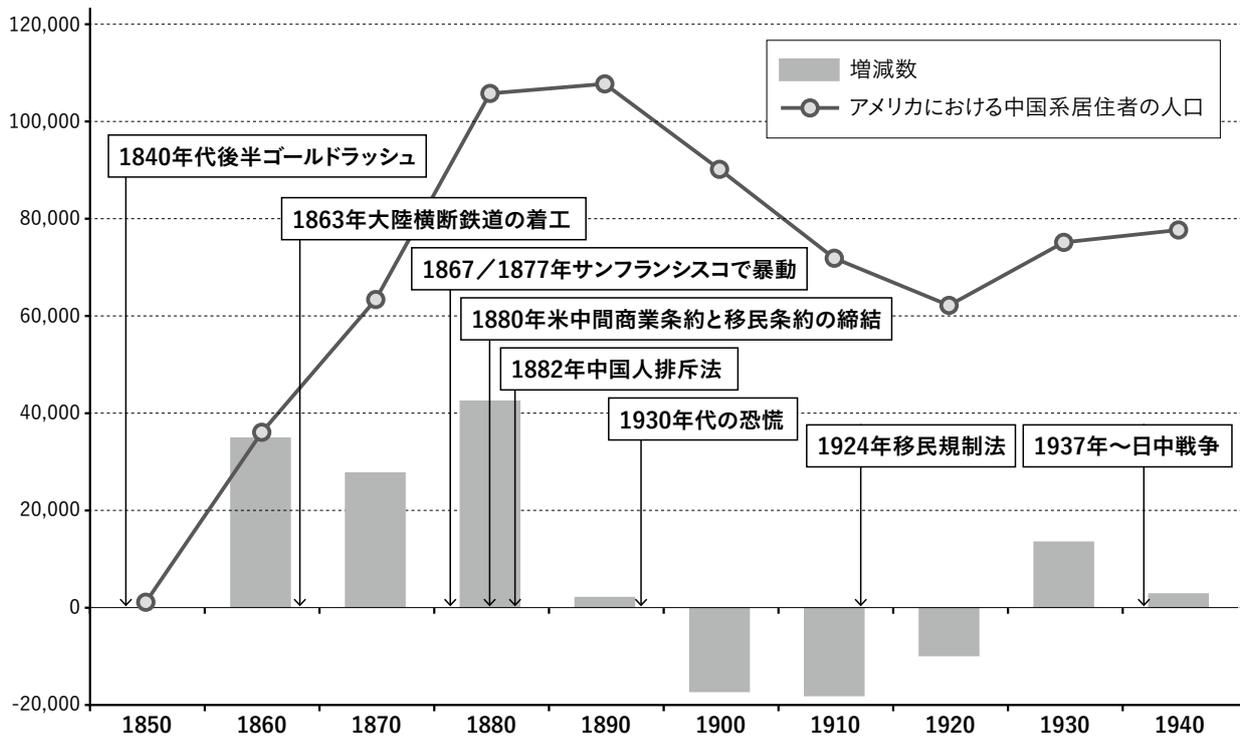
われている。1992年に、鄧小平は“南巡講話”によって、改革・開放をもっと積極的に行い、市場経済体制を導入する方針を明らかにした。これによって留学生政策も大きな転換を迎えた。中国は発展途上国の中で最大の投資受け入れ国となり、技術進歩のための人材の重要性が広く認識され、これを支えるべきハイレベル人材として海外留学経験者への需要が拡大していった。また、中国政府も「支持留学、鼓励回国、来去自由（留学を支持し、帰国を奨励し、往来に自由する）」という斬新的な留学政策の基本方針を打ち出した。この結果、「服務期」といった規制は全て撤廃されて、中国人学生の海外留学は完全自由となった。国民の所得水準の上昇もあり、主要大学、学術機関が集中している北京や上海など沿岸大都市の若者らの私費留学を中心に中国人の留学ブームが起き、さらに全国へと広がっていった。行き先の中でオーストラリア、日本への留学の規模も大きかったが、これらの国への留学は語学学校や大学の学部レベルであった。一方、アメリカへ向かった中国人留学生は、8割以上が既に大学を卒業しており、より専門性の高いレベルの研究を行うために大学院に留学した点が異なっていた。

このようなアメリカの移民法の改定と中国の留学に対する政策の中で、中国からアメリカへの留学生は、1980年には6000人程度であったものが、1995年にはその約6倍の3万人にまで増えた。

## 2.7. まとめ—アメリカにおける中国系居住者の人口の推移

以上、アメリカにおける中国人移民の歴史をまとめた。章の初めに示したアメリカにおける中国系居住者の人口数をグラフにして、その変化の要因を整理してみる。図1は、前半にあたる1850年代から1940年代までのグラフである。

図1. アメリカにおける中国系居住者の人口変化 (1850年～1940年)



1840年代後半から始まったゴールドラッシュによって、1850年にはわずかしかなかった中国系労働者は、1860年には4万人弱まで急激に増えた。さらに、大陸横断鉄道の建設による働き手の需要が高まり、主に労働者の移民が1880年まで急増した。これが、中国からアメリカへの移民の第1の波である。しかし、1882年、中国人排斥法が制定された後は、1890年をピークにして20世紀前半にはアメリカにおける中国系居住者の人口が減少したことが分かる。

図2. アメリカにおける中国系居住者の人口変化(1940年～2010年)

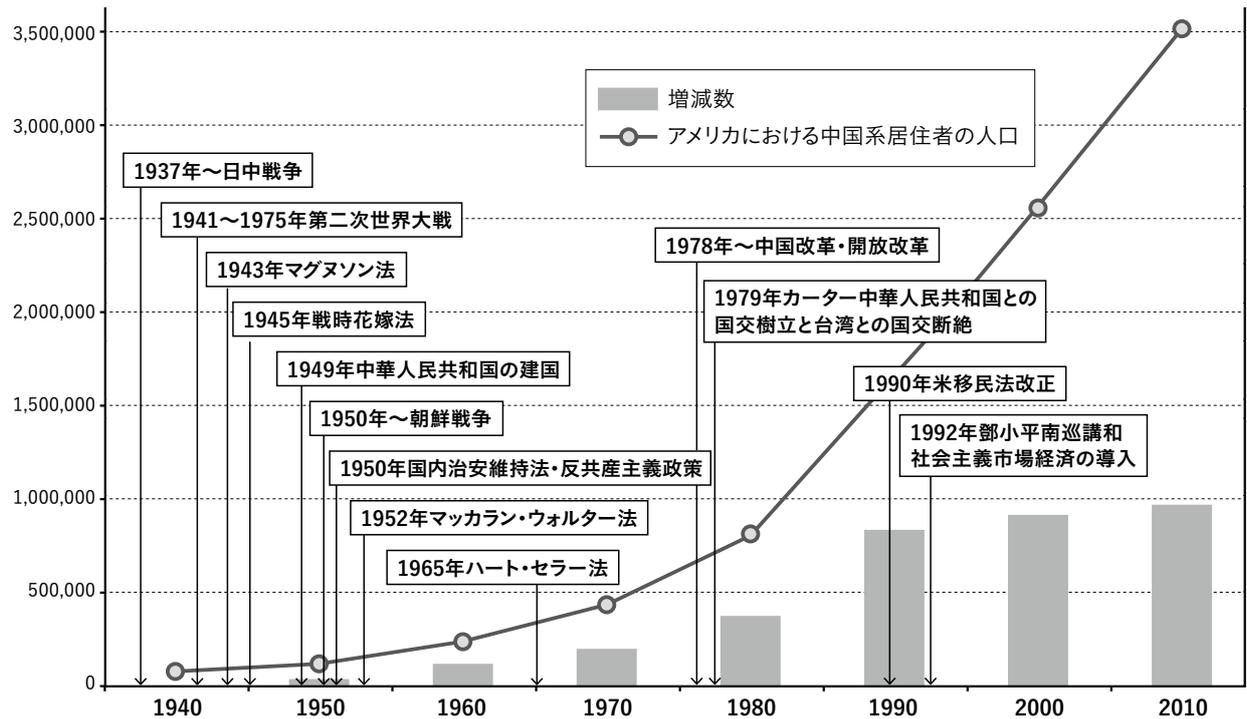


図2に、後半の1940年以降を示す。中国系アメリカ人の従軍による第二次世界大戦での貢献もあり、マグヌソン法の成立によって長く続いた中国人排斥法が1943年に廃止された後、アメリカにおける中国系居住者の人口は増加した。1950年には約12万人となり、1940年では約8万人であったのに対して、10年で約4万人、3割以上の増加であった。これが第2の移民の波である。その後も、中華人民共和国の建国と社会主義国家化によって中国本土からの移動は禁止されていたため、主に台湾からの移民に限定されていたにもかかわらず、1960年には約24万人、1970年には約44万人と、10年ごとの人口の増加数は倍増した。これが、第2の波である。

1978年の中国の改革・開放政策と、1979年に中華人民共和国とアメリカの国交が結ばれたことをきっかけに、中国本土からの留学生、就労者の数がさらに増えた。これが、第3の波である。アメリカにおける中国系居住者の数は、10年単位で見ると、1980年から1990年で約84万人、2000年までの10年間で約92万人、2010年までの10年間で約97万人となった。10年間での増加が100万人という大きな規模で、人口が増え続けていることが分かる。

以上のように、中国の政治的な大きな変化とアメリカの人権政策や移民政策の変化によって、移住の機会と制限と緩和の間に揺れ、アメリカにおける中国系居住者の人口もまた激しく変わったことが確認できた。

### 3. 中国系アメリカ人のアイデンティティ

第2章では、アメリカにおける中国人移民に関する歴史をまとめる中で、中国とアメリカの移民政策や政治状況によって、中国からの新たな移民や既にアメリカに暮らす中国系アメリカ人たちが大きな影響を受けたことを明らかにした。そして、アメリカと中国両国に翻弄される彼らの持つ帰属意識も大きく揺れ動くことになった。第3章では、彼らが時代ごとにどのようにして「中国系アメリカ人」としてアイデンティティを形成したのかを考える。

中国人移民のアイデンティティを示す言葉として、まず「落葉帰根」と「落地生根」が挙げられる。「落葉帰根」とは、移民をした先で一旗揚げて故郷に帰ることを指す。一方、「落地生根」とは、移住した先の土地で根を生やして永く暮らすことを指す。移住初期の中国人移民は、海外の移住は一時的なものであり、いつかはルーツのある故郷に帰るという「落葉帰根（葉が落ちて根に帰る）」の考えを持っていた。つまり、祖国の中国に対して強い帰属意識をもっていた。しかし、移民の世代が進み、その居住地の国籍を取得すると、移住先の環境に適応して定住したいという気持ちが強くなっていく。そして、アイデンティティも「落葉帰根」ではなく、移住先の文化を受け入れ最終的には同化していき、「落地生根（葉が落ちてその地に根を生やす）」と変わっていった。つまり、帰属意識も移住先へと変わっていく。

だが、アメリカの中国人移民のアイデンティティの捉え方として、「落葉帰根」と「落地生根」だけでは説明することはできないのではないだろうか。なぜなら、第2章の通り、社会情勢や政治的な背景が大きく変化している中で、アイデンティティも影響を受けるからだ。この章では、各時代の中国系アメリカ人の生活状況などについて説明した上で、どのようなアイデンティティが形成されたか明らかにしていく。

#### 3.1. 中国系アメリカ人のアイデンティティの変化

1840年代から始まった中国からアメリカへの移民は、その後のアメリカと中国の社会情勢や政治・政策の劇的な変動によって大きく影響を受けて、そのアイデンティティも他の国々への移住した中国人移民とも違った変化を遂げた。以下に、各時代での中国系アメリカ人の生活ぶりをまとめ、特に、帰属意識に注目してそのアイデンティティを明らかにしていく。

##### 3.1.1. ゴールドラッシュから中国人排斥法の下での労働者—

###### 「衣錦還郷」と「落葉帰根」

中国が開国した1840年代から始まった初期中国人移民の多くは、ゴールドラッシュや大陸横断鉄道の建設での労働力としてアメリカに渡った。彼らの目的は、賃金の高い異国での出稼ぎであり、最終的には中国の故郷に帰るつもりであった。

###### ● ゴールドラッシュ

1840年代後半にカルフォルニアで金が発見されたことが、既にカルフォルニアに住んでいた中国人から広東などの人々へ伝えられた。彼らはアメリカでの生活についてほとんど知らず、リスクがあると思いつつも、家族の生活を支えるお金を得るために渡航を決意した。彼らは金目になるものを売り払い、友人や親戚から金を借りて、さらに、アメリカでの将来の収入と引き換えに業者と契約して渡航の費用を用意した。前述の通り、労働者たちはこの負債を返済するために長い期間苦しめられた。また、家族の中には、お金を

稼いで必ず戻ってくるように出発の直前に地元の女性と結婚させ、子供をもうけるように勧める者もいた。

海を渡った先のサンフランシスコでの生活は、過酷なものであった。家賃を節約するために、狭い部屋に詰め込まれた。チャイナタウンでは、ベッドが足りずに床で寝なければならないほどだった。中には、光も新鮮な空気も届かない地下の汚れた地下室に住んでいた者もいた。Changによると、中国人労働者たちは、自分たちの犠牲の上に故郷の家族の生活が成り立っていること、そして不自由な生活を一時的なものであり、いつか故郷へ帰るといふ思いを心の支えとして、過酷な生活と偏見や差別に耐え、家族の生活のために懸命に働いたという (Chang 2003 : 78)。

アメリカで成功した者は、定期的に中国に帰って家族と再会しながら、またアメリカに出稼ぎに出るといふ生活をした。19世紀半ばのアメリカでは中国人労働者の賃金は低くても、彼らの稼ぎは中国にいる家族の生活を変えるには十分であった。19世紀のこの時期、アメリカでの1週間の給料は、中国での数カ月分の給料に相当していた。アメリカに渡った多くの中国人の収入から、広東省に新しい貴族階級が生まれたほどであった。

### ● 中国人排斥法の下

ゴールドラッシュのブームも去り、大規模な西部開発事業が終了した後、労働者の多くは、サンフランシスコの中心の中国人の集住地区に移り住んだ。1880年代初頭に、サンフランシスコで雇用されていた中国人労働者の約4割は、製造業に就いていた。安い賃金で、混み合って暗く換気が悪い工場や製作所で、靴、スリッパ、シャツや下着、たばこなどの製品を作った。しかし、白人からの中国人排斥の動きが高まり、1880年代後半には、中国人が生産する商品に対する排斥によって、その市場から彼らは事実上締め出さされてしまった。

白人と競合しない分野でなんとか生活するすべを模索するしかできず、結果、元手が少額で済む小規模な小さな料理店、洗濯屋、雑貨店を営むことが中心となった。これらの3つの業種は、中国人の生活に密接するものであり、また、そのニーズが高かったからだ。特に、当時のカルフォルニアでは、女性がほとんどいなかったの、食事を提供する仕事は比較的生計を立てやすかった。

洗濯業は、中国系アメリカ移民にとって、特に重要な職業となり、非常に多くの中国人が洗濯屋になった。この職業もまた女性が少ないために必要性が高かった。1850年代初期には洗濯のために、途方もないコストをかけてサンフランシスコからハワイまでシャツを送っていた状況であり、そこにビジネスチャンスがあった。さらに、洗濯屋は下層の職業と見なされていたことも中国人が参入しやすかった理由であった。彼らは多数派の社会から隔離され、店にこもった生活をしていた。店で洗濯の仲介者とやり取りし、食品はデリバリーしてもらうことで生活を濟ませ、ほとんど外に出ることはなかった。英語を話す必要も、アメリカの文化に触れる必要もなく、生計を立てることができた点も中国人労働者にとって向いていた職業であった。典型的な洗濯屋は、洗濯場で働くだけでなく、夜もそこで眠った。Changによると、日によっては、食事もとらずに20時間働き続けるほど過酷に働いたという (Chang 2003 : 169)。また、彼らが、これほど一所懸命に働いた理由のひとつは、中国の家族にもっといい暮らしをさせてあげたいという思いがあったからだ。アメリカに渡った中国人の洗濯屋たちにとって、家族たちの目に映る尊敬の念と賞賛が彼らの厳しい生活を支えていたという (Chang 2003: 171)。

そして、故郷に送られたお金は家族だけでなく、広東省の地域全体を変えた。彼らの送金は、電灯、舗装された道路などのインフラ整備や、新しい学校の建設に充てられた。Changによると、1910年には、アメリカに移住した第一期中国人の半数以上が居住していた台山県 (Toishan county) で、成人男性の識字率が90%という驚異的な数字になった (Chang 2003 : 170)。

ゴールドラッシュから始まった初期の中国人移民は、賃金の高いアメリカで出稼ぎすることを目的としていた。したがって、彼らのアメリカの滞在は一時的なものであった。中国に残した家族の生活を支え、その感謝と尊敬の念を心の支えとして、中国人に対する偏見や、差別、過酷な生活と労働に耐えた。そして、最終的には中国の故郷に帰ることを望んだ。L. L. Wangは、「アメリカにおける中国人のルーツと変化するアイデンティティ（原題: Roots and the Changing Identity of the Chinese in the United States）」と題した論文の中で、彼らのアイデンティティを「落葉帰根（落ち葉は根に帰る）」と表現した（Wang, L. L. 1994 : 198）。また、戴国輝は、「落葉帰根」に加えて、「衣錦還郷」という言葉も使っている（戴 1980 : 54）。つまり、故郷に錦を飾るために、いつか帰国を果たすことを胸に抱いていた。彼らの帰属意識は中国にあったことが分かる。

### 3.1.2. 20世紀初頭のアメリカ生まれ子供たち（ABC）

19世紀の終わりから、さまざまな差別や中国人排斥の下でも、ごく少数であるが中国人移民の子供たちが誕生した。1876年、中国六大公司は、アメリカに住む中国人は数百家族、子供はおそらく千人程度と推定していた。20世紀初頭に入るとその数が増え、1920年以降には中国系アメリカ人の人口を減少から徐々増加へと逆転させることになった。チャイナタウンというある種のゲットーで育ち、支配社会から軽蔑され、抑圧されながらも、パブリックスクールを通じてアメリカの価値観に触れたアメリカ生まれの中国人は、中国人であるかアメリカ人であるかという選択を迫られることになった。

#### ● 教育制度

典型的な中国人移民である労働者たちは、アメリカでは中国人女性が少なく、また結婚する余裕もなく、そのほとんどが独身であった。Changによると、家族を持つ男性のほとんどは、商人か企業家で、中国系アメリカ社会における特権階級であり、アメリカ生まれの中国人の子供（American-Born Chinese (ABCと略される))も、社会経済的な地位が高い層に属していたという（Chang 2003 : 174）。

中国人の親たちは、アメリカでの公教育は子供にとっての当然の権利ではなく、戦うことで初めて得られるものであることをよく理解していた。19世紀半ばには、カルフォルニア州当局は、中国系アメリカ人の子供たちを白人学校から排除しようとしたが、彼らの両親は抗議や嘆願を出すことで防いでいた。しかし、1859年、サンフランシスコの教育委員会は、中国人の子供たちのための公立学校を閉鎖し、1860年代には、アジア人、アメリカンインディアン、黒人を白人の公立学校から隔離する州法が制定された。その10年余り後、黒人とインディアンに対しては、分離教育を認めたが、アジア人には認めなかった。このように、中国人の子供たちは、隔離学校に通うことさえも許されず、園田は1871年から1885年の14年間は、現地の中国人の子供たちにとって、最も厳しい教育からの排斥の時代であったと表現している（園田 2009 : 297）。

公立教育からの排斥に対して、中国人の親は裁判を起こして戦った。ジョゼフ・テイプとメリー・テイプは、娘のメイミイが公立学校であるスプリングバレー校への入学が拒否されたことに対して、校長のジェニー・M・A・ハーリーを訴える裁判を起こした。1885年にテイプ対ハーレイ（Tape v. Hurley）判決が下り、その後、施行された改正学校法によって改めて隔離学校でのアメリカの公立教育を受けられることになった。この判決は、中国系アメリカ人に対する教育環境の転換点となるものであった。そして、サンフランシスコのチャイナタウンからやや外れたパウエル街（Powell Street）とジャクソン街の角に、1885年4月13日、中国人の子供のみを入学対象とする公立の隔離小学校「華人皇家書館（Chinese Primary School）」が開講された。

### ● WASP文化への同化

中国系アメリカ人の子供たちの中には、なんとか白人学校に通う道を探した者もいた。地域社会が反対しなければ入学できるという不文律があったからだ。Changは、この状況が、中国系アメリカ人の子供たちが、おとなしく、礼儀正しく、そして、勉強熱心であるよう影響したと分析している (Chang 2003: 178)。また、中国系アメリカ人の子供たちが統合された学校に通うようになり、初めて白人に接した子供たちは、しばしば自分たちのアイデンティティについて混乱に陥ったという (Chang 2003: 178)。多くの子供たちは、両親から引き継いだ自分たちの中国文化の遺産 (heritage) に対するプライドと、アメリカ人であるために中国人であることの完全な拒絶する気持ちの間で揺れ動いた。中には、中国人らしい自分の外見さえも憎むようになった者もいた。Changによると、テープを貼って二重まぶたにした10代の中国系アメリカ人の女の子や、「11歳か12歳のある日の午後、学校から急いで家に帰り、バスルームの鏡を必死に見つめながら、自分の顔が奇跡的に白人になることを神に祈ったことを覚えている」と、後に回想した男性もいたという (Chang 2003: 179)。

中国系アメリカ人の両親たちは、このことに危機感を抱いた。先祖代々の故郷とのつながりや自分たち中国人としてのアイデンティティを維持するために、子供が家で英語を話すことを禁じ、公立学校の授業の後、ほぼ毎日、中国語の特別学校に通わせるという家庭もあった。Wm. C. Smithによるインタビューによると、1924年にロサンゼルス生まれの中国人の両親を持つ女性が「私は中国語を学ばなければなりません。なぜなら、父は私に、私の肌は黄色だからアメリカ人にはなれない、アメリカ人になれるのは白人だけだと何度も何度も言っていたからです」、「中国語の授業は私にとって試練であり、次第に嫌いになっていきました。アメリカで暮らすことになるのに、どうして中国語を学ばなければならないのか分からなかったのです」と回想していた (Chang 2003: 183)<sup>【3】</sup>。両親たちは、祖国の中国を思い、子供たちの中国に対する帰属意識を高めようと努力したにも関わらず、子供たちはアメリカ文化への同化を望み、その流れを防ぐことは難しかった。

20世紀初頭、アメリカでは、当時のアメリカの文化であるWASP文化に移民たちを同化させようとするアメリカ化運動が始まった。上述のように、パブリックスクールを通じてアメリカの価値観に触れたアメリカ生まれの中国人の子供たちの多くもまた、アメリカ文化へ同化し、白人社会に受け入れられることを望んだ。文化の違いによる不平等を避けるために、両親から受け継いだ中国の言語や文化を拒絶し、徹底的にアメリカ化するためにWASP文化に追従することを選んだ。L. L. Wangは、このような彼らのアイデンティティを「斬草除根 (根こそぎにする)」と表現した (Wang, L. L. 1994: 193)。つまり、彼らの帰属意識は、強くアメリカに対してあり、ルーツ (根) である中国に対する帰属を排除しようと考えていた。一方で、この時代、多くのABCたちは同化を望んだものの差別を受けてそれを果たせなかったという現実があった。

### ● 就職における差別と大恐慌の下の現実

20世紀初頭、中小企業を経営する中国系アメリカ人の子供たちの多くは、西海岸、特にカルフォルニアの大学に入学した。しかし、当時カルフォルニア州には人種差別の風潮があり、専門職を目指すため、工学、建築、科学などの分野で学位を取得したとしても、白人が経営する大企業に就職することは困難であった。Changによると、1928年にスタンフォード大学の就職斡旋課は、「中国人と日本人の一世、二世を、技術、製造、ビジネスのどの職種にも就かせることはほとんど不可能である」と発表したと述べている (Chang

【3】 Chang (2003: 183)で参照されているWim. C. Smith, "I had to learn the Chinese language: Interview with Mrs. C. S. Machida," (1924). Major Document #73, Box 25, Survey of Race Relations, Stanford Universityから引用した。

2003:185)。

また、中国系アメリカ人を採用する企業は、彼らに白人社会と中国人社会の橋渡し役を期待して、英語と中国語の両方に堪能であることを要求した。Changは、ロサンゼルスのある銀行が、中国系アメリカ人の顧客を担当するために、若い中国系二世の男性を採用したが、中国語ができなかったため解雇したという事例を紹介している (Chang 2003:186)。さらに、1929年の大恐慌の下で、アメリカで仕事を見つけることはさらに困難になった。Changは、マサチューセッツ工科大学 (MIT) を卒業したにも関わらずウェイターとなるなど、中国人技術者や科学者が、チャイナタウンに戻って洗濯屋やレストランで下働きをしていることに落胆している状況を報告している (Chang 2003:212)。

ABCたちは、アメリカ社会に同化してアメリカ市民としてのすべての権利を持ちたいと考えたが、現実にはここでは平等な対応は期待できないことを自覚していた。Chanは、1936年にニューヨークのジン・フォーク・クラブが主催した「私の将来は、中国あるいはアメリカのどちらにあるのか」というテーマのエッセイ・コンクールで、賞を受けたエッセイから当時のABCたちに2種類の選択肢があったと述べている (Chan 1991=2010:171)。優勝者であるハーバード大学の学生は、自分を2つの文化の架け橋となる人間だと考え、アメリカで、米中間の理解、親善、ビジネス・パートナーシップを促進することでより多くのことを成し遂げられると書いた。その上で、彼の将来はアメリカにあると結論づけていた。アメリカで中国人が受けている差別を認識した上でも、中国と同じようにアメリカに大きな誇りと感謝の念を持ち、忠誠を負っていると感じていた。また、彼はすでに文化的にはアメリカ人であり、中国ではアメリカよりも、孤独や疎外を感じるようになると思った。一方、2位となった、ワシントン大学の学生は、中国に移民として戻ることが最善であるとした。彼は、厳しい人種差別を体験した後では、アメリカでは幸福に暮らせないであろう。将来の出世が狭められたアメリカとは異なり、中国では全ての職業分野は開放されており、ABCの仕事はいくらでもあると彼は信じた。

Changは、ABCの親の中にはアメリカで教育を受けさせるが、キャリアは中国で積ませるという両国にまたがる生き方を勧める人もいることや、1933年にサンフランシスコの中国語新聞が、彼らに人種差別の少ない祖国での就職を勧めていることを紹介している (Chang 2003:211-212)。1930年代には、ABCの5人に1人が中国に出稼ぎに行ったと言われている。しかしながら、現実には中国系アメリカ人の第二世代にとって中国で働くのも容易ではなく、中国に数年住んでからアメリカに戻るという一時滞在者となった。Chanは、彼らは中国語学校に通学したものの、十分に中国語を取得し、文化を吸収したわけではなく、中国で人々と交流して良い仕事を得ることができるとは限らなかったことを理由として挙げている (Chan 1991=2010:171)。言葉の壁もあって、両親の祖国の人たちと心のつながりを持つことはできなかった。

このように、20世紀初頭のABCたちは、文化の違いによる不平等を避けるために、アメリカ文化へ同化して、アメリカ人となり、白人社会に受け入れられることを望んだ。しかし、その不平等は解決できないと気づいた一部の者は、自分たちの将来がアメリカにあるのか、中国にあるのか悩んだ。自分たちの二元性を活かし、アメリカと中国の文化の架け橋となることを望んだ。ある者は、アメリカに対してより強く帰属意識をもっていた。一方で、差別のない中国での活躍を夢みて、中国に対して強い帰属意識を抱く者も多くいた。

### 3.1.3. 第二次世界大戦下での中国系アメリカ人

第二次世界大戦において、中国とアメリカは、両国を攻撃した共通の敵である日本を倒すために共に戦うことで一体になることができた。前述の通り、日中戦争での日本に抗議するため、中国系アメリカ人や在米

中国人たちはアメリカで活動を開始した。彼らの多くは、アメリカで正規の教育を受けておらず、英語も堪能ではなかったが、極東の状況をアメリカ人に知ってもらうために最善を尽くした。宣伝活動は、中国人コミュニティの内外で行われた。ニューヨークや西海岸でデモ活動を行い、日本への戦争物資の輸送を事実上ストップさせた。当初、アメリカは日本の中国侵略にして中立法の原則を崩さず、日本に対する制裁を行っていなかったが、彼らの努力が実を結び、1941年に、ルーズベルト大統領による日本への武器と原材料の売却停止へとつなげた。

また、資金と物資を調達するために大規模な募金活動が行われた。この活動は、中国系アメリカ人社会のあらゆる階層を束ねるものであったという。中国人のボランティアは赤十字に協力し、包帯、薬、ワクチンなどを中国に送る準備をした。中産階級の女性たちは、バザーやダンス、ファッションショーなどを催した。洗濯屋はカウンターに救済金箱を置き、集まったお金で救急車や綿入れの服、医薬品を中国軍に寄付した。

Changは、こうした活動が中国系アメリカ人たちの間に政治的な一体感を生み出すことになったと述べている (Chang 2003: 221)。排斥政策の下で中国からの移民が少なかった時代であり、先祖の故郷と直接的なつながりを持つ中国系アメリカ人の数が減少していたが、眠っていた中国への忠誠心を引き出し、逆に強化することになった。

兵役に就いた者たちは、さまざまな思いを持って従軍した。ある中国人は、アメリカ市民権を得るために決断した。また、アメリカ生まれ、すでに市民権を得ていた人の中には、生まれた国への忠誠を疑われないために入隊した者もいた。Changは、「自分がアメリカ人であること、たとえ命を捨てても国のために戦う覚悟があることを、これほどうれしく、誇りに思ったことはありませんでした」という、中国系アメリカ人のデービッド・ガン氏のコメントを取り上げ、数え切れないほどの人々の気持ちを代弁していると書いている (Chang 2003: 229)。

中国とアメリカが共通の敵を持つ戦争によって、中国の存続とアメリカの勝利に同時に貢献することができ、これによって、初めてアメリカ社会でやっていけると感じるようになったという。Changは、「おそらく最も重要なことは、米軍への従軍によって、中国系アメリカ人は自分たちのアイデンティティと、子供の頃から親に教えられてきたあらゆる価値観に疑問を抱かざるを得なくなったということだ。多くのABCにとって、戦争は彼らの人生を決定づける瞬間であり、心理的に『中国人』から『中国系アメリカ人』へと変化させた重要な年月であった」と、述べている (Chang 2003: 230)。

中国系アメリカ人は、第二次世界大戦によって、かつて経験したことのないほど多くのアメリカ人に受け入れられるようになった。その戦時中の友好関係は戦後も続き、アメリカの中国に対する新しい認識は、中国系アメリカ人の気持ちを非常に和らげるようになった。

2.3節で書いた通り、中国人排斥法が施行されて移民が厳しく制限されていたために、この時期は、在米中国人の大半がアメリカで生まれ育ち、中国について親を通じて知る程度であり、中国に対する帰属意識はほとんどなかった。第二次世界大戦下での中国系アメリカ人は、アメリカと中国の両国への忠誠心を同時に抱くものの、アメリカ社会での一体感がかつてないほど感じ、アメリカ人としてのアイデンティティを強く実感することができたと考えられる。

### 3.1.4. 中華人民共和国の建国以降の高学歴移民—「落地生根」

優秀な学生をアメリカ、ヨーロッパ、日本に留学させるというのは、近年始まったことではない。19世紀半ば、中国政府から派遣された留学生たちは、エール大学をはじめとするアメリカの有力校に留学した。初期の留学生のほとんどは、最終的に帰国して中国に貢献した。留学の目的は、歴史的には中国の近代化に貢献することであった。中国を西洋の支配から救いたいという愛国心が、進歩的な知識人が海外で知識を得

ようとする動機となった。しかし、アメリカに支持されていた国民党政権が敗退し中国が社会主義国化されると、米中関係は急速に悪化した。アメリカ内で中国へ戻ることを願っていた在米の学者や留学生など高学歴移民たちは、祖国に戻るという選択肢を奪われてしまった。彼らは、アメリカ社会に順応して生きることを選び、自らの存在やアイデンティティを再構築した。

### ● 中国人留学生

1951年、米国政府は、在米中国人に対して中国の親族との連絡や送金を直ちに禁止した。アメリカの大学で学ぶ少なくとも5,000人の国費留学生が、身動きの取れない状態となった。留学生のほとんどは、国民党政権の支援によるものであったため、政治的迫害を恐れて帰国することができなかった。彼らのもともとの計画は、西洋の教育を受けて中国に戻り、そこでキャリアを築くことであったが、卒業したら帰る国がないという事態に直面することになった。

彼らは、親や国民党政権に学費を払ってもらうことも、奨学金の小切手を郵送してもらうこともできず、生活に困窮することになった。このため、アメリカは中国人留学生に対して、中国本土に戻るかどうかにかかわらず、緊急の資金を割り当てた。取り残された学者の多くは、アメリカで新たな人生を歩むことを決意した。米ソの軍拡競争により、アメリカ政府が科学技術に巨額の投資を行い、多くの大学でその分野の学科が新設された。同時に、第二次世界大戦の退役軍人が学位を取得するため大学に入学したため、学生数が増え、大学は新しい教授を雇う必要に迫られた。大学では、博士号を取得していた者が不足していたため、中国人の学者たちは注目の的となった。

中華人民共和国建国で取り残された高学歴移民たちは、中国にいた家族の間の連絡手段を突然絶たれ、また、中国へ帰国した後のキャリアも期待できなくなった。このため、アメリカの土地に根を張り、そこに骨を埋めることを余儀なくされた。L. L. Wangは、アメリカ社会に順応して「落地生根（土地に根をはる）」することで、自らの存在やアイデンティティを再構築したと分析している（Wang, L. L. 1994:195）。中国への帰属を断念して、アメリカへの帰属意識を高めるしかなかったと考えられる。

### 3.1.5. 公民権運動後の民族意識の高まり―「尋根問祖」

アメリカでは、1950年代から60年代のアフリカ系アメリカ人の公民権運動が起こった。それを受けて、1960年代後半から1970年代前半にアジア系アメリカ人の運動に広がった。2.5節で述べた通り、1965年ハート・セラー法によって移民法が改正された以降、アジア系の移民枠が増え、ヨーロッパからの移民に代わって、アジアからアメリカへのマスイミグレーションが始まった時期でもあった。園田によると、エスニシティへの理解と関心が深まってさまざまな改革運動が実践され、「アジア系」はまさに当時のアメリカ全体を覆う社会的関心の一部であったという（園田2006:428）。

アジア系アメリカ人の運動は、アジアにルーツを持つ人々が、アメリカの民主主義の立場から白人社会による人種的抑圧からの解放、人種間平等と社会的公平を目指す運動であった。園田は、この運動について、「1970年代に本格化したこの運動は急進的な公民権運動と異なり、活動内容や要求には政治よりもむしろ社会的・文化教育的傾向が強く、アメリカの運動としては比較的穏健である。運動というよりはむしろ、ひとつの社会潮流とも表現できよう」と述べている（園田2006:429）。中国系アメリカ人の間でも民族的意識が高まり、固有のアイデンティティを確立し、再度その誇りを取り戻そうという運動が始まった。

アジア系アメリカ人の運動の流れを受けて「アジア系アメリカ人研究 Asian American studies (AAS)」が、エスニック研究のひとつの科目として発展し、1968年にサンフランシスコ州立大学とカルフォルニア大学バークレイ校をはじめとして大学の講座として設置されていった。

この運動に参加した中国系の大学生たちは、中国系アメリカ人の歴史と文化遺産を研究し、それを理解すると、同化主義の親たちによって拒絶され、忘れられていたチャイナタウンに再び注目した。彼らは、貧しい人々と高齢者に必要なサービスを提供するために、全米のチャイナタウンに公民権団体と社会サービス団体を設立した。そして、サンフランシスコのCAA (Chinese for Affirmative Action) からニューヨークのチャイナタウン計画協議会、NACA (National Association of Chinese Americans) からOCA (Organization of Chinese Americans) まで、全国規模の組織が、中国系アメリカ人の再定義と再構築のために設立された。また、ニューヨークの「南北アメリカ華人博物館 (Museum of Chinese in the Americas、美洲華人博物館)」やサンフランシスコの「アメリカ華人歴史協会 (Chinese Historical Society of America、美国華人歴史学会)」など、アメリカの中国移民や中国系アメリカ人をテーマとする専門的な博物館が、その歴史や生活を紹介し中国系アメリカ人のアイデンティティを構築する目的で開設された。

L. L. Wangは、この運動の参加者たちが、中国系アメリカ人であることに強い誇りを抱き、アメリカでの中国系アメリカ人の過去の経験と正義と平等の原則に基づき、新たな中国系アメリカ人社会の構築に尽力しようとしている姿を見て、中国とアメリカ双方のルーツから、新しくアメリカで生まれ、花開いていくアイデンティティを「根深葉茂 (根が深く、葉が豊かであること)」と表現した (Wang, L. L. 1995: 208)。

## ● ルーツ観光

1979年、米中の国交が回復されてアメリカと中国本土の交流が始まると、中国で観光客の受け入れも始まった。多くの中国系アメリカ人たちは、アメリカでの家族の歴史を再構築するため、祖先の出身地である中国の村々を辿り始めた。移民やその子孫が自分のルーツを探しに祖国を訪問する旅は、「ルーツ観光」と呼ばれている。このルーツ観光は、永住するためでなく、親族や友人、文化の習得のために、観光者として訪問するものである。ルーツ観光に参加する理由は、中国の文化に直接触れることで祖国との結びつきを感じたいということもあるが、一方で、華僑・華人が居住国で、エスニック・マイノリティとして受ける差別などのネガティブな経験の反動からとも言われる。祖国でマジョリティ・グループの一員であることを感じることで、居住国におけるマイノリティという負のアイデンティティを少しでも払拭したいという気持ちを持っているのだ。

例えば、丸山奈穂は報告書の中で、ルーツ観光に参加した中国系アメリカ人の、自分が白人の友達とは育った文化や「見た目」が違うことを意識しており、中国を訪ねることによってその違いの源を探りたかったという声を挙げている (丸山 2012: 15)。ルーツ観光によって、家族のルーツを見つけ、中国の文化を学ぶことによって中国を「祖先の国」として再認識した、中国が自分の一部と感じたというポジティブな体験ができた参加者がいた一方で、言葉の違いによって地元の人たちの中に溶け込めず、中国への親近感を感じることができなかった参加者もいたと述べている。丸山は、参加者は、ルーツ観光の結果で、生まれ育ったアメリカの対する帰属意識が弱まることはなかったと考察した。しかし、旅行を通じて、自分の家族が持つ、中国とアメリカの文化が融合した固有の価値観を肯定し、それを誇りに思うようになったと述べ、中国系アメリカ人としての新しい前向きなアイデンティティを強めたとしている (丸山 2012: 18)。

Wei-Jue Huangは、中国系アメリカ人二世を対象としたルーツ観光に関する調査を行い、ほとんどの参加者は中国でポジティブな経験をして、再び訪れたいと考えたとまとめている。Huangの調査によると、バイカルチャーである彼らは、失われた精神的な拠り所を探すために中国に行ったのではなく、自分たちの中にある中国らしさを保つために中国に行ったという。家族の歴史を知るという目的で、中国を訪れた者は、両親が経験したことをよりよく理解できただけでなく、「こうなっていたかもしれない」という別の世界を垣間見たことで、現在の生活に感謝するようになったと述べたという。また、祖国への愛着を確認するとい

う目的で訪れた者は、「故郷」が必ずしも家族のいた村や地域ではないと言ったという。Huangによれば、第二世代が中国を「故郷」と考えるときの「故郷」は、小さなスケールの特定の場所ではなく、中国という国全体を含む抽象的な概念になると考えられ、つまり、訪れた場所に関係なく、想像上の故郷への愛着を作り出していることが、移民二世のルーツ観光の特徴と言える。そこで中国系アメリカ人たちは、故郷としての想像上の「中国」に対する「民族」的な帰属意識を持つようになったのである (Huang 2016)。

このように、アメリカ人社会の中で始まった公民権運動は、アジア系アメリカ人の運動へと広がり、アメリカの中国人社会においても過去の移民の歴史を振り返るという活動が生まれていった。その結果、中国系アメリカ人は、アメリカでの家族の歴史を再構築することを目的に、自分たちのルーツを探しに中国へ旅するなど、中国系アメリカ人固有の「民族」的意識の高まりをみせた。L. L. Wangは、アメリカにルーツを持つ中国系アメリカ人の過去に基づく中国系アメリカ人のアイデンティティの再認識は、中国語の「尋根問祖」(自分のルーツや祖先を探ること)、「追根求源」(自分のルーツを追い求め、自分の起源を探ること)という言葉で最もよく表現されているとした (Wang, L. L. 1995: 208)。彼らは、中国系アメリカ人であることに強い誇りを抱き、祖国「中国」に対しても帰属意識を強めていったと考えられる。

### 3.1.6. 1980年以降の高学歴移民—「失根群族」

改革・開放政策では鄧小平の指導の下、中国の科学と教育レベルを引き上げるため、留学生の数は急増した。前述の通り、初期の留学生のほとんどは、先進国で学び、中国に帰国してその知識を中国の近代化に貢献することを目的としていた。これに対して、1980年以降、改革・開放政策の下に急増した高学歴の移民の多くは、中国には戻らずアメリカに定住するようになった。中国から海外への留学者の帰国率は、1980年で3%、1985年で8%、1990年で6%と非常に低く、中国からの「頭脳流出」と呼ばれる現象となった。

多くの留学生たちが、海外で高度な学位を取得した後、アメリカに残ってそのキャリアを積み上げていくことを選択した。L. L. Wangは、これに加えて、中国からの高学歴移民の多くが、中国が他の国に比べて後進的で、かつ、国民に対し抑圧的であることに失望して、自分たちが中国の近代化に貢献することができないと考えたことを指摘している (Wang, L. L. 1995: 210)。

中国政府の抑圧姿勢が鮮明になった大きな事件として天安門事件があった。始まりは、1989年4月に亡くなった胡耀邦の追悼のために、民衆が天安門に集まったことだった。しかし、この年は、アメリカによる中華人民共和国承認10周年、中華人民共和国建国40周年、西洋の自由思想に基づく知的・文学的革命である五・四運動70周年と中国国内では記念の年と重なっていたこともあり、1989年5月下旬には、学生を中心に100万人以上の人々が集まり、中国史上最大の民主化運動となった。そして、1989年6月4日の未明、戦車を従えた完全武装の中国軍が天安門広場に突入し、多数の死傷者が出た。Changによると、血まみれの死体の映像や検挙された民主化指導者たちの疲弊した姿が国際メディアで大きく報道されると、欧米の国が持っていた中国に対する友好的なイメージが、一夜にして、ソ連のような残忍な全体主義政権の暴力的なイメージに取って代わられたという (Chang 2003: 336)。1989年6月5日にブッシュ大統領は、すべての中国人にアメリカ滞在を認める大統領令に署名した。1990年4月11日には、それ以前にアメリカに滞在していたことを証明できる中国人移民に対して、アメリカ滞在の権利を与える大統領令を発布した。

この事件によって多くのアメリカに滞在する留学生たちは、弾圧される可能性から中国に戻れなくなった。そして、1992年、中国人留学生の陳情によって、アメリカ政府は「中国人学生保護法」を制定し、これによって5万人以上の学生や学者が米国で永住権を取得することができた。

天安門事件は、アジア全域の政情不安を煽り、他にも影響を及ぼした。Changによると、1997年にイギリスから中国への返還が決まっていた香港の人々は、中国政府によって返還後に自由な香港の資本主義文化

が変わってしまうのではと、自分たちの将来を心配したという (Chang 2003:337)。

1990年代、台湾の人々も中国の姿勢に危機感を募らせた。1996年、台湾で初めて行われた総統直接選挙は、台湾の独立に強く反対する中国の反発を招いた。中国政府は、台湾の海岸付近で軍事演習を行い、台湾の独立に対して軍事行動も辞さないというメッセージを出した。台湾の将来に対する不安から、台湾の家庭では、子供だけをアメリカで生活させる「パラシュート・チルドレン」という現象が発生した。Changによると、その背景には、台湾の政治的な不安だけでなく、台湾の熾烈な学歴競争を子供たちに味あわせたくないという思いがあったという (Chang 2003:342)。台湾での大学進学競争は激しく、高校は競争率が低く、名門大学が多いアメリカへ留学が成功への近道と考えた。父親が台湾での仕事を辞めてアメリカで再出発することはできず、また、共働きの家庭も多く母親も仕事を辞めて子どもに付き添うことができないからであった。Changによると、1990年の調査によると、8歳から18歳までの約3万から4万人の台湾人の未成年者の学生が、一人でアメリカで生活していたことがわかったという (Chang 2003:344)。パラシュート・チルドレンの約8割は台湾人であったが、中華人民共和国の中にも、アメリカを自分の子供たちの安住の地と考え、中国政治から身を守ろうとする者がいた。

このように中国政治の古い権威主義的な体質は、高学歴移民たちに中国における将来に対する不安を抱かせた。L. L. Wangは、彼らは歴史的な中国というルーツから切り離された「失根群族 (根元を失った人々)」というアイデンティティを持ち、中国はこれからも優秀な人材を失い続けるだろうと考えた (Wang, L. L. 1995:211)。このように、天安門事件以後の中国政府の抑圧的政策は、多くの高学歴移民の帰属意識を中国から切り離し、アメリカで自分達のキャリアを築いていこうという気持ちに変化させたのである。

### 3.2. アイデンティティのまとめ

前節までに述べたアイデンティティを参考に、帰属意識がどのように変化していったかを表3にまとめる。

表3. 中国系アメリカ人のアイデンティティのまとめ

時代	アイデンティティの説明	アイデンティティを表す言葉	帰属意識
初期の労働者移民	一時的に移住先に滞在するが、最後には故郷に帰る	落葉帰根	中国への強い帰属意識
	故郷に錦を飾る	衣錦還郷	
20世紀初頭のABC	中国に対する帰属を排除して、白人社会に受け入れられるためアメリカ文化へ同化する	斬草除根	アメリカへの強い帰属意識
	中国とアメリカの懸け橋になって貢献する		アメリカと中国に対する帰属意識
	差別のない中国で活躍を夢見る		中国に対する強い帰属意識
第二次世界大戦下での中国系アメリカ人	アメリカと中国の両国への忠誠とアメリカ社会との一体感		アメリカへの強い帰属意識
中華人民共和国設立後の高学歴移民	中国へ帰国して貢献することを願っていたが、それを断念してアメリカに定住する	落葉帰根から落地成根	帰属意識を中国からアメリカに切り替える
公民権運動の中国系アメリカ人	中国系アメリカ人の誇りを抱き、米中両方のルーツに基づく新たなアイデンティティ	根深葉茂	中国系アメリカ人として高い誇りを抱きつつ、祖国「中国」への帰属意識を高めた
	中国系アメリカ人としての民族意識が高まり、自分のルーツを探す	尋根問祖、追根求源	
1980年以降の高学歴移民	中国に失望してルーツである中国から切り離されることを望む	失根群族	中国への帰属意識を失い、明確な帰属意識を持ってない

初期の労働者移民は、出稼ぎ目的でアメリカへ移住したため一時的にアメリカに滞在するが、最後には中国に戻るという中国に対して強い帰属意識を持ったアイデンティティであった。同様な帰国を目指す考えは、中華人民共和国設立前の高学歴移民にも見られる。彼らは、中国を変えるという想いをもち、先進国であるアメリカにおいて教育を受け、いずれ祖国へ戻り貢献したいと考えていた。しかしながら、中華人民共和国設立と社会主義国化、その結果、中国とアメリカ間の国交断絶によって、祖国へ戻る夢が潰れて、アメリカへ定住するという落地生根のアイデンティティを取ることを強いられ、アメリカに対する帰属意識が高まることになった。

また、20世紀初めのアメリカでの同化政策のもと、永住権を得た商人や起業家など特権階級の子供たち

【4】ここでは、身体的特性、言語、信仰、生活慣行や文化などの客観的屬性を言う。

は中国とのつながりを切り、アメリカでの定住を望んだ。彼らは、アメリカに対して強い帰属意識を持っていた。一方で、アメリカにおいて白人と異なる中国系のエスニシティ<sup>[4]</sup>のために受ける差別の現実から、自分たちのアイデンティティに悩みも抱いていた。そこから、アメリカと中国の両方の文化を知る存在として、それ強みを活かしてアメリカと中国とをつなぐ活動に活躍の場を見つけようとした者もいた。彼らは、アメリカと中国の双方に二元的な帰属意識を持っており、アメリカで活躍を希望する者もいれば、民族的な差別のない中国へ移ることを願う者もいた。後者は、中国に対してより憧れに近い、強い帰属意識を持っていたと考えられる。

中国に自分のルーツを探し求めるという考えは、公民権運動の後に民族意識が高まった中国系アメリカ人が抱いていたものと類似している点がある。しかし、彼らは、アメリカにおける中国人の歴史や文化を再構築し、また、祖国の中国を知ることによって中国系アメリカ人であることの誇りをより強く感じ、祖国の中国に対しても、その帰属意識を強めていった。そして、1980年以降の高学歴移民は、古い体質で自由が制限される中国に失望して、ルーツである中国から切り離されることを自ら望み、アメリカへ移住し、そこでの将来のキャリアを期待して定住していった。

このように、中国系アメリカ人はその歴史の中でアイデンティティも変化した。アメリカでの差別や排斥によって中国へ戻ることを願う中国に対する帰属意識が高くなった時代、アメリカ社会への同化や忠誠が強く求められたり、中国から切り離されることでアメリカに対する帰属意識が高くなった時代、あるいは、中国とアメリカに対する二元性や民族意識の高まりから両国への帰属意識の間に揺れ動く時代もあった。帰属意識の変化の中で、中国からアメリカへの移住、あるいは、逆にアメリカから中国への帰国や移住など、中国系アメリカ人の両国をまたがる移動に影響を与えてきた。また、その時の政治的背景、政策、社会情勢は異なるものの類似のアイデンティティを繰り返してきたことも分かる。その背景として、アメリカにおける白人社会の中で、中国人としてのエスニシティが起因とする差別や偏見、そして、中国に対する民族的な誇りと中国への想いは、時代を超えて共通する点があるからであると考えられる。

## 4. 近年の中国への還流と中国系アメリカ人のアイデンティティ

近年、中国は目覚ましい経済発展を遂げた。その背景として、アメリカで学ぶ中国人留学生や、さらに、世界トップレベルの中国系アメリカ人の研究者や企業家が中国へ戻り、起業して半導体、液晶、バッテリー、太陽電池などの先端技術領域で世界を牽引するようになったことがあげられる。中国の経済発展によって、中国からのアメリカをはじめとする先進国への頭脳流出から中国への人材の還流が加速しているように見える。

本章では、還流のために実施した中国の人材政策をまとめるとともに、現在の中国系アメリカ人のアイデンティティと帰国について具体的な事例を調べることで、中国へ向かうという行動の中にアイデンティティが影響しているのかについて分析する。また、第3章でまとめた過去の中国系アメリカ人のアイデンティティやその行動との関係について考察する。

第2章において中国からのアメリカへの移民の歴史の中で、アメリカの1990年に行われた移民法改正による移民枠の増加と専門技術者向けビザの導入から、中国からアメリカへの留学生が増加したことを説明した。中国の指導者は、人材を育成することが科学技術で国を活性化するための鍵であると認識し、自国の科学技術レベルを向上させるため留学を推奨したこともあり、多くの専門性の高い人材がアメリカをはじめとした技術先進国へ留学した。留学生の帰国率は低かったために、中国では頭脳流出として問題視されつつも、人材育成と先端技術獲得のために留学を推奨し続けてきた。2000年代後半になると、世界トップレベルの研究者や技術者を呼び戻す帰国推奨プログラムが開始され、人材の還流が顕著になってきた。中国の改革・開放政策以降の新移民のうちで中国へ回帰した人は「海亀」と呼ばれている。中国語で、「亀」と「帰」が同じ「gui」という発音であることから、海外で留学や出稼ぎなど一定の目的を達成し、中国へ「帰る」人々は「海亀」と称された。中国の急速な経済成長と科学技術力の進歩と合わせて「海亀」は広く注目された。

彼らは、どのような理由や想いを抱いて中国へと向かったのであろうか。中国国内経済成長による経済的な理由だけでなく、家族への想いや民族意識がそこにはあったのではないだろうか。本章においてアメリカにおいて形成され、そして、変化した中国系アメリカ人のアイデンティティとの関係も含めて分析していく。まず、4.1節で高度技能を有する研究者やベンチャー起業家の帰国を優遇するようになった中国政府の人材戦略についてまとめる。4.2節では現在の中国系アメリカ人のアイデンティティの事例を紹介する。4.3節と4.4節で、アメリカから中国への人材の還流の理由について、中国グローバルセンターの調査結果と具体的な事例を用いて説明した後、4.5節で分析を試みる。最後、4.6節で還流において近年の中国系アメリカ人のアイデンティティがどのように影響しているか分析する。

### 4.1. 中国政府の人材戦略と還流

中国政府は、1980年代後半以降、帰国留学生への優遇政策を開始した。この優遇政策の対象は、主に、大学や研究機関での高等教育や科学技術研究に従事する専門研究者・技術者であるが、1990年代後半から、ベンチャー起業家や企業での専門技術者・管理者に拡大した。優遇制度の内容は、特別賃金、研究費の優先配分、特別奨励金、住宅購入の補助、北京・上海など大都市への転入などさまざまな項目にわたる。この帰国者優遇制度は、2000年代後半に本格的なプログラムとして進められることになった。

#### 4.1.1. 中長期計画—"rely more on brain than brawn"

2006年、中国は科学技術開発の中長期計画を開始し、中国を強力なリーダーシップを取るポジションにするために、「筋肉」ではなくより「頭脳」に依存する ("rely more on brain than brawn") という国のコミットメントを明確にした。2010年からの10年間の人材育成計画では、以下の5つのゴールの達成を目標とした。

- (1) 人口による成長から人材 (talent) による成長を目指す
- (2) 「Made in China」モデルから「Created in China」モデルへの移行を追求する
- (3) 外資の誘致よりも人的資本の誘致に重点を置く
- (4) 「ハードウェア」ではなく「ソフトウェア」の重要性を強調する
- (5) 投資モデルからイノベーションモデルへの移行

STEM (Science, technology, engineering, and mathematics) 領域での、中国国内の博士号取得者数は、2000年には9038名であったものが、2015年には40,963名と45倍に増加し、欧州の60,223名に及ばないものの、米国の44,521名に匹敵するほど増加した。この博士号取得者の増加など中国国内での高等教育システムの強化は、中国の科学技術基盤の強化の一部でしかなく、米国、ヨーロッパなどの科学技術の先進国へ留学させ、より質の高い中国人人材を育成することも最重要な施策となっている。

#### 4.1.2. 千人計画—ハイレベル人材呼び戻し政策

中国政府は、ハイレベル人材の中国への帰国者が少ないという状況の改善のために、2008年から世界トップレベルの研究者や技術者を対象とした帰国推奨プログラムである「千人計画 (Thousand Talents Plan)」を開始した。

千人計画では、「創新人材 Innovative Talents」、「創業人材 Entrepreneurs」、「若手研究者 Young Professionals」、「外国人専門家 Foreign Experts」の4つのカテゴリーの人材を募集している。創新人材は、アメリカを筆頭とする先進国の有力大学・研究機関に在籍する55歳以下の教授、あるいはそれに準じる研究者・技術者を対象としている。中央政府から、奨励金100万元（約1,700万円）が与えられる他、戸籍選択の自由、配偶者・子女への就業・就学支援、社会保険への加入、免税等の手厚い優遇サービスが提供される。創業人材は、海外で起業経験がある、あるいは、国際的に有名な企業の管理職や役員を経験したことがある人材を対象としている。若手研究者の募集は2011年から開始された「青年千人計画」として知られている。海外の有力大学の博士号取得者やポスドクターなどの40歳以下の優秀な若手研究者を対象とし、中央政府から全採用者に提供される生活補助一時金50万元（約850万円）と研究費100～300万元（約1,700～5,100万円）のほか、各受入れ先から40～60元（約700から1000万円）という好条件の給与と福利厚生が提供される。また、読売新聞によると、外国人専門家の募集については、日本でも国内の頭脳や技術の流出として問題視されているとある（読売新聞 2021）。

当初の計画では、5～10年間で2千人の人材を招致するという目標であったが、目標の期間及び人数を超えて継続されている。中国政府の2015年度報告によると、第1～11回千人計画の公募により合計5,208人の高度人材を呼び戻し・招聘しており、内訳は、創新人材2,358人、創業人材751人、若手研究者1,778人、外国人専門家244人である。

中津純子がまとめた研究者へのインタビューでは、「教授のポストを求めて中国に戻った。千人計画に採用されたことで注目度が上がり、現在では多方面からオファーがある」、「中国には安定した将来の約束はないが、大きなチャンスがある」という回答があり、中国での将来の可能性が中国帰国の大きな要因になっていると考えられる（中津 2018:12）。一方で、「家族（両親）のために帰ってきた。我々一人っ子世代で

は両親の世話をするために帰国する人も多い」と回答する人もいた。逆に、中国へ戻ることを妨げる理由としては、「中国の生活環境が欧米の先進国と比べて悪いと感じる」と生活面が上がっている。また、「完全に自由な研究環境がない。成果主義のプレッシャーが強すぎる」との回答もあった。千人計画がなかったとしても中国に帰ってきたと思うかという質問に対しては、「どちらとも言えない」と「そう思わない」という否定的な回答が多く、千人計画が研究者に帰国を促したことが伺える。

千人計画によって、アメリカから帰国した世界トップレベルの研究者の増加によって、中国と海外の有力大学・研究機関との連携が深まり、共同研究、論文の共著や国際会議の共催が活発化している。帰国者とアメリカに帰化した華人の研究者のネットワークは、中国の科学技術力を世界トップレベルに引き上げるとともに、グローバルな研究開発ネットワークに中国を組み入れることに成功したと言える。

#### 4.1.3. 近年の留学生数・博士号取得者数の推移と残留率

表4に2000年以降の中国人留学生の推移と帰国者数をまとめる。2000年以降留学生数は劇的に増加したが、それ以降も増加傾向が続いている。2005年で約12万人、2010年では約28万5000人、2017年には60万人を越えた。また、1990年代はじめには1割未満と低く、問題となっていた帰国率は、1990年代後半以降、上昇傾向となった。2000年の23.4%から2017年には79%に増え、大多数が留学先に留まる状況から、逆に大多数が中国へ帰国する状況へと大きく変化したことが分かる。これは、残留者数（留学生数－帰国者数）が年間10万人程度とほぼ一定であるためとも考えられる。この結果、帰国者数は2000年の約9000人から2017年では48万人と50倍も増加した。このように、「頭脳流出」から海外経験を積んだ留学生が、中国へ多数戻ってくる「頭脳還流」の流れが変わったことがわかる。累計では、2017年までに520万人の中国人が留学し、そのうち310万人が戻ってきた。帰国率は約60.3%となった。

表4. 中国からの留学生数の推移(2000年～)

年	単年			累計		
	留学生数	帰国者数	帰国率	留学生数	帰国者数	帰国率
2000	38,989	9,121	23%	340,000	13,000	4%
2005	118,515	34,987	30%	933,400	232,900	25%
2010	284,700	134,800	47%	1,905,400	632,200	33%
2017	608,300	480,900	79%	5,194,900	3,132,000	60%

出所) Compilation on the basis of data released by China's (First two columns: National Bureau of Statistics, China Statistical Yearbook, Beijing, China Statistics press, various years. Last two columns: author's research) Ministry of Education. (Cao 2020: 175)

表5. 米国で博士号を取得した外国人留学生の出身と残留率

年度		アジア 合計	中国	インド	韓国	日本	欧州 合計	北南米 合計	アフリカ 合計	オセアニア 合計	中東 合計	合計
2000	留学生数	6302	2619	1000	1064	302	1937	1533	537	249	975	11614
	残留率%	73.7	90.5	87.2	58.4	49.7	71.2	54.5	56.8	52.6	54.2	67.6
2003	留学生数	6590	2787	913	1308	296	2082	1564	481	224	1128	12224
	残留率%	73.3	90.9	86.1	62.2	57.4	74	57.1	64.2	57.6	56.2	69
2005	留学生数	7,638	3,588	1,186	1,442	263	1,846	1,458	497	212	1,115	12,874
	残留率%	76	89.4	85.4	63.6	49	71.2	52.7	61.4	57.5	59.9	70.1
2006	留学生数	8980	4445	1606	1545	270	1817	1387	521	200	1254	14206
	残留率%	78.9	90	88.4	63.2	55.9	70.2	54.5	65.3	63.5	61.3	73
2007	留学生数	9637	4709	2072	1437	276	1822	1487	559	208	1321	15163
	残留率%	79.2	89.5	89.5	66.7	50.4	68.1	58.2	68.3	63.9	63.6	74.1
2008	留学生数	9,711	4,528	2,318	1,442	256	1,789	1,542	511	215	1,379	15,261
	残留率%	79.2	87.8	88.6	66.6	50.4	67.9	57.5	65.4	67.9	65.3	73.5
2009	留学生数	9,355	4,101	2,272	1,526	256	1,702	1,580	482	195	1,317	14,737
	残留率%	75.7	83.3	84.9	64.9	48.4	62.6	56.2	66.4	66.2	67.1	70.7
2010	留学生数	8,581	3,744	2,142	1,381	236	1,510	1,453	477	213	1,275	13,636
	残留率%	74.5	82.1	83.3	62.1	47.5	64	55.9	62.9	58.7	60.4	69.1
2011	留学生数	9,051	3,988	2,165	1,445	244	1,486	1,449	511	187	1,458	14,235
	残留率%	74.8	82.1	84.6	60	50.8	65.5	57.3	64.2	60.4	64.3	70.1
2012	留学生数	9,441	4,222	2,248	1,472	240	1,512	1,471	572	194	1,526	14,784
	残留率%	75.1	82.6	85.7	60.6	45	65.7	56	66.3	64.4	66.5	70.7
2013	留学生数	10,560	4,796	2,204	1,383	217	1,904	1,482	610	80	865	15,674
	残留率%	75	82	84.3	59.1	47.5	62.3	56.3	65.2	58.8	65.2	70.1
2014	留学生数	10,752	4,982	2,316	1,284	173	1,802	1,542	648	64	938	15,839
	残留率%	75.8	81.3	86.2	60.7	48.6	63.4	55.6	66.8	45.3	65.9	71.1
2015	留学生数	10,885	5,374	2,229	1,234	164	1,832	1,480	649	83	1,131	16,129
	残留率%	76	81.1	84.6	62.9	39.6	61.4	55.7	66.4	55.4	66.9	71.3
2016	留学生数	11,016	5,527	2,195	1,229	166	1,776	1,503	653	65	1,309	16,477
	残留率%	78	81	87.2	66.7	53.6	62.7	58	71	61.5	63.9	73
2017	留学生数	10,638	5,553	1,969	1,127	117	1,785	1,443	700	79	1,500	16,287
	残留率%	80	83	88.5	68.5	58.1	67.4	57	71	62	62.1	74
2018	留学生数	11,294	6,176	2,038	1,035	117	1,800	1,466	739	64	1,744	17,584
	残留率%	78	79	87	63.6	50.4	63.3	60	71	57.8	62.3	72
2019	留学生数	11,594	6,305	2,050	1,164	129	1,749	1,528	737	81	2,074	18,351
	残留率%	77	79	86	65.2	51.2	64.5	61	72	71.6	56.5	71

出所) NSF, NIH, USED, NEH, USDA, and NASA, 2007, "Doctorate Recipients from United States Universities Summary Report," SRS 09-321, 96 (2000-2003年データ).

-----, 2012, "Doctorate Recipients from U.S. Universities: 2011," NSF 13-301, Table 53 (2005-2009年データ).

-----, 2017, "Doctorate Recipients from U.S. Universities: 2016," NSF 18-304, Table 53 (2010-2016年データ).

-----, 2020, "Doctorate Recipients from U.S. Universities: 2019," NSF 21-308, Table 53 (2013-2019年データ).

前頁の表5で、米国で博士号を取得した外国人留学生の出身と残留率を示した。米国で博士号を取った中国人の数は、2000年から2019年までの累計で約10万人と、2番目のインドの2.5倍と他の国を圧倒している。年度ごとの変化をみると、2000年で2619名と全体の23%、その後人数も割合も増え続けている。2013年に30%を越え、2015年には5374名と5000人を越えた。最近の2019年では6305名で、全体の3分の1以上となる約34%と圧倒的な割合を占めている。中国に次ぐのはインドであるが、その数は中国の3分の1程度である。日本は、2000年には302名であったが、その後、減少傾向が続き、2019年で129名となり、中国の50分の1の規模まで縮小してしまった。

中国人留学生のアメリカでの残留率に関しては、2019年で79%と、韓国の65%や日本の51%と比べると高いといえる。しかし、2000年では90.5%と9割程度であったものが、2009年に83.5%に落ちると、その後も減少傾向が続いている。2009年は前年のリーマンショックによって米国内での就職が困難になったことが要因のひとつと考えられるが、千人計画も2008年から開始されており、数字からも効果が確認できる。この年は、中国と同様に残留率が高いインドも前年の88.6%から84.9%と4ポイント減少した。インドはその後、徐々に残留率が戻る傾向を示しているが、中国に関してはそのような傾向はない。米国の経済が回復した後も中国への還流の傾向が続いているのは、中国経済の成長とともに、帰国優遇政策が機能していると考えられる。

## 4.2. 中国への還流の中でのアイデンティティ

第3章では、中国系アメリカ人のアイデンティティの変化を説明した。この節では中国への人材の還流が進む現在における彼らのアイデンティティのあり方に関し、3つの事例を紹介する。これらの事例は、“Chinese-American”と“Identity”をキーワードとしてインターネット上で検索しヒットしたサイトから、現在の中国系アメリカ人のアイデンティティに関して書かれているエッセイを選んだものである。

### (1) Julia Di (ジュリア・ディ) のケース (Di 2012)

Julia Di (ジュリア・ディ) は、日本でいう高校1年生 (グレード10) の学生である。彼女の両親はアメリカに移住し、彼女は家族の中でアメリカの地で生まれた初めての世代になる。彼女は、投稿した記事の中で、下記のように悩みを書いている。

私は中国人だそうです。家族に言わせると私はアメリカ人でもあるらしいです。しかし、少なくともまだ中国系アメリカ人ではありません。(Di 2012: para. 1)

私の両親は、工場での生活から逃れるためにアメリカの大学で学び、アメリカを「チャンスの国」と考えていました。つまり、移民の娘であるということは、中国の背景にある豊かな文化的遺産と、アメリカ社会の近代的な恩恵という、両方の世界の長所を持っているという教義を教え込まれたのです。(Di 2012: para. 4)

ここでディが語っているのは、アメリカ人でもあり中国人でもある (逆に言えば、中国人でもなければアメリカ人でもない) という二元性である。彼女は、このような自分の出自の二元性について以下のように認識している。

中国人のいとこは私を「アメリカ人」と見ていますが、アメリカ人の友人は私を「中国人」と理解しています。(Di 2012: para. 4)

その二元性に対して

そして、その期待に応えられなかった場合にどうなるかについては、何も教えてくれません。(Di 2012: para. 4)

これが私の最大の恐怖です。(Di 2012: para. 5)

中国語の読み書きもできません。中国の歴史も知らないし、中国の芸術も知らないし、中国料理を作ることもできません。私は中国の伝統を尊重することができませんでした。(Di 2012: para. 5)

と、コンプレックス以上の恐怖心さえも抱いていると書いている。

2010年の国勢調査によると、アメリカには380万人の中国系アメリカ人がいるとされています。そのうち、200万人以上が中国語を流暢に話します。多くの人が中国語を学ぶのは自分の伝統を守るため、親戚とのコミュニケーションのため、そして中国の経済成長に伴って中国語が有用になると考えているからです。(Di 2012: para. 8)

私は自分の中国人の祖先とアメリカ人の背景を誇りに思っています。私は2つの文化の融合者であり、両親が言ったように、"best of both worlds"を持っているのです。(Di 2012: para. 9)

しかし、最後に、彼女は彼女の持つ二元性についてこれから前向きに考えていくことを決意している。

## (2) Chloe Xiang (クロエ・シャン) のケース (Xiang 2020)

アメリカでは、COVID-19の世界的な流行を受けて、中国系アメリカ人をはじめとするアジア系住人に対するヘイトクライムが増加している。Chloe Xiang (クロエ・シャン) は、中国人移民の両親に育てられたために、アメリカでの英語での言語コミュニケーションに悩みを抱えている。アジア系住人に対する偏見や差別がある状況下で、自分の声を受け入れることで、中国系アメリカ人としてのアイデンティティを再評価した。

移民の両親に育てられた私は、言葉を声に出すことで不器用さを露呈することを恐れていました。いわゆる「本物のアメリカ人」の言葉を使っていなかったのも、自分は悪い意味で変わっていると思っていたのです。(Xiang 2020: para. 4)

私はすぐに、アジア人、特にアジア系の女の子のステレオタイプのひとつである、静かで控えめな性格に陥りました。(Xiang 2020: para. 6)

大人になるにつれ、私は沈黙することが習慣になりました。(Xiang 2020: para. 7)

これが、COVIDでの差別が増えている状況に影響された変化を書いている。

声を出すことで現れる自分の中国人としてのアイデンティティを隠そうとするのではなく、それらの要素があるからこそ、自分の発言はユニークであり、強化されるのだと考えたのです。(Xiang 2020: para. 11)

私の声には、中国系アメリカ人として生きることの素晴らしさに光を当てる力があることに気づきました。(Xiang 2020: para. 11)

私はもう、たまに言葉を間違えてしまうことを隠そうとはしません。(Xiang 2020: para. 12)

私は今、自分の声を使って、まだ小さくて震えていることもあるけれど、中国系アメリカ人としてのアイデンティティを受け入れています。(Xiang 2020: para. 12)

寡黙で多くを語らないことは、中国文化においても美德とされている。儒教の「仁」は、他人に対する親愛の情や優しさを意味していて、孔子の言葉にも、剛直で勇敢であり、素朴で寡黙であることが仁徳に近いとある。中国では、寡黙でおとなしい学生は、授業を熱心に聴いているとみられ評価される。しかしながら、アメリカ社会では寡黙でおとなしいことは良い印象を与えない。

3.1節の中で、20世紀初頭の中国系アメリカ人の子供たちについて説明したが、彼らは、その歴史の中で白人社会の中に溶け込むためになるべく目立たず、問題を起こさないように行動してきた。山本洋子の調査(山本 2011: para. 20)によると、すでに4歳児の段階で、中国系アメリカ人の子供は白人系アメリカ人の子供に比べおとなしく、あまり発言しないことが分かったという。また、中国系の子供の母親は平均約10年米国に居住し、ほとんどの子供が米国で生まれ育っているにもかかわらず、白人系の子供に比べると感情や要求を言葉で表現することが少ないとしている。

クロエ・シャンのケースは、現在においても中国系アメリカ人の子供たちが、自分の出自の二元性に対するに悩みに加えて、言語コミュニケーションにおいて不自由を感じていたり、それによる不利益やコンプレックスを抱えていることがわかる。しかし、最終的には、それを自分の中国系アメリカ人のアイデンティティとして受け入れて前向きに生きることを決意している。この点で、ジュリア・ディのケースと類似している。

### (3) Melissa Tse (メリッサ・ツェー) のケース (Tse 2021)

Melissa Tse (メリッサ・ツェー) は、2012年にアリゾナ州立大学を卒業した。大学での人文科学分野のプロジェクトにおいて記事を投稿している。自らの中国での滞在経験から、「国籍」と「民族」の概念を混同され、民族主義的な社会規範として、中国への忠誠心を求められることにプレッシャーを感じているという。

私はこのとき、中国系アメリカ人としての血統が、より大きな国民的アイデンティティと無意識のうちに結びついていることに気づきました。その夏以前に中国に住んだことがないにもかかわらず、見知らぬ中国人やそうでない人たちへの忠誠心を求められたのです。(Tse 2021: para. 16)

さらに、数名の友人に対してアンケートを取り、下記のようにまとめている。

多くの中国系アメリカ人は中国人として受け入れられているため、ある種の文化的期待にもさらされていました。中国系アメリカ人からは、これらの期待がアメリカ人である自分に敵意を感じさせるという回答が多く寄せられました。(Tse 2021: para. 20)

両親、クラスメート、友人、見知らぬ人など、さまざまな人から人種的プレッシャーを受けたと回答した人たちは、共通して苦悩を抱えていました。彼らは、相反するアイデンティティを調和させることの難しさ、中国の社会的規範を守ることの緊張感、そして自分の存在意義を守るための葛藤をよく知っていました。(Tse 2021: para. 28)

また、アメリカにおいても幼少期に自分たちのアイデンティティを理解するのに苦労したことも挙げている。

両親はよく、アメリカ人は私を『アメリカ人』として認めないだろうと面と向かって言っていた...2つの文化の間で育つことの意味を理解するには長いプロセスだった。(Tse 2021: para. 27)

ツェーのケースでは、中国系アメリカ人の出自の二元性に対する悩みは、中国社会に行っても同様に出現していることが分かる。中国系アメリカ人ではなく、中国人として扱われその態度を求められることは、彼らの中に大きな葛藤を生み出していた。そして、その二元的なアイデンティティを自覚するには多くの時間が必要であり、子供には難解なものであった。

以上、インターネット上にアップされていた中国系アメリカ人の3人の事例を紹介した。共通として言えるのは、エスニシティに起因する「中国人」でもあり「アメリカ人」でもある（また、「アメリカ人」でもなければ「中国人」でもない）というアイデンティティの二元性に悩みを持っていることである。このような悩みは、3.1節で書いた100年前の20世紀初頭のABCたちも同様の悩みを持っていたことから、時代によらない中国人のエスニシティが影響するものである。また、近年も留学生や移民が多く続いていることから、中国からアメリカに渡った両親から生まれた二世の割合もいまだに高く、世代が浅いためアメリカの環境に十分には順応できていないという点でも共通性があると考えられる。

さらに、中国系アメリカ人がこのようなアイデンティティの二元性を抱える環境としては、アメリカにおいて彼らが「サラダボール」状況に置かれていることが言える。「サラダボール」状況は、様々なエスニック・グループが混ざりながら、それぞれの個性や独自の文化を尊重しあいながら、社会を構成している状況である。これに対比して言われるのが「メルティングポット（人種のるつぼ）」状況であり、様々なエスニック・グループが溶けて混ざり合い、ひとつのアメリカ人として社会に統合、同化がなされている状況である。エスニック・マイノリティではなくなっているヨーロッパ系民族は、この状況と考えられる。

一方、中国系アメリカ人は、儒教の教えに基づき、とても人間関係を重視し、特に家族、友人、同郷人を大事にする民族である。彼らは、移民として移住した先で他文化との触れ合いがあったものの、独自の民族的なアイデンティティを保っている。彼らにとって、家族や同郷人との信用、人とのつながりは大切な関係なのである。その結果、独自の文化を保つ「サラダボール」状況になっていると考えられる。そして、このような中国系アメリカ人としての二元性が、アメリカと中国のどちらに属しているか曖昧な「中途半端

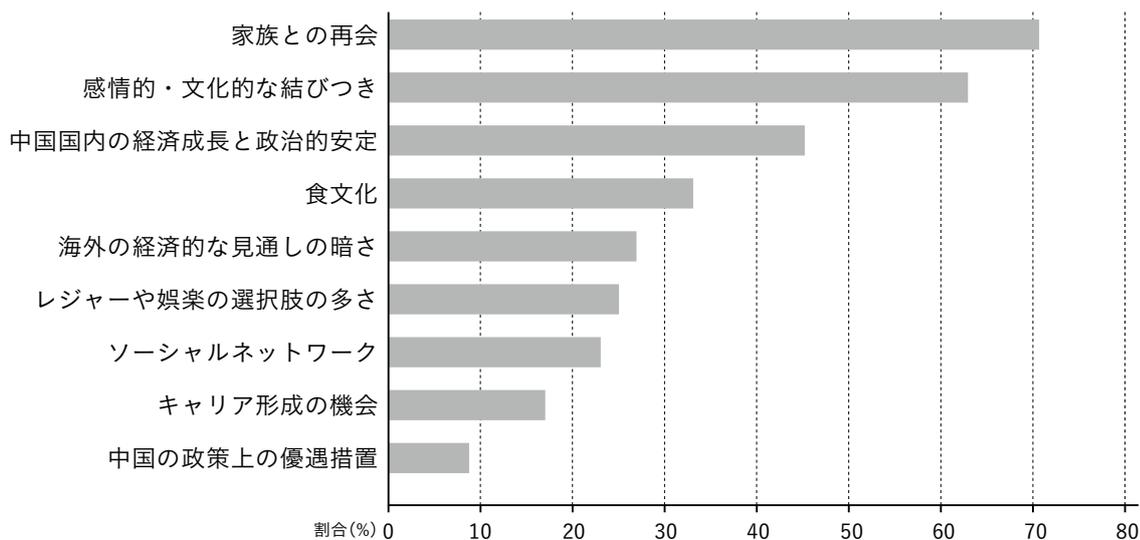
な人」というアイデンティティを生み出し、彼らのコンプレックスにもなっている。

また一方で、中国とアメリカの両方の言語を使いこなせることや、両方の文化を知っていることが、これからますます有益になると前向きに考えようと変わってきていることも重要なポイントである。100年前のABCたちと同じように、自分の中国人の祖先とアメリカ人のバックグラウンドを持つことを、2つの文化を融合できる存在であることを誇りに思い、実際にそれを活用する行動は、中国への帰国につながっていくと考えられる。次節以降で帰国の事例を挙げてこの点を検証していく。

### 4.3. 中国グローバルセンター(CCG)の調査による還流の理由

次に、中国に「環流」する中国人・中国系アメリカ人の帰国の動機づけについての実態をみてみよう。まず、北京に本部を置く中国の非政府系シンクタンクである中国グローバルセンター(CCG)が、帰国者を対象とし実施したアンケートを参考にする。CCGでは、国際人材、国際移住、華僑、海外留学と中国への帰還の状況に関する研究プロジェクトを進めており、2015年から海外帰国者の雇用動向を把握するための調査を毎年実施し、研究報告書として発行している。

図3. 中国への帰国の理由(CCG 2017)



CCGは2017年に、主に、1980年代、1990年代生まれの帰国者を対象としたアンケートを実施し、1,821通の有効な回答を「中国帰国者の雇用と起業に関する報告書」としてまとめた(CCG 2017)。図3に中国への帰国理由と、回答者がその理由を選択した割合を示す。なお、理由が複数ある場合にはそれらすべてを選択している。

帰国の理由として最も割合が高かったのは「家族との再会」、2番目の理由は「感情的・文化的な結びつき」と、それぞれ70.6%と63%であった。多くの帰国者が帰国の理由として選んだことが分かる。経済的な理由は、3番目に、中国国内の経済成長と政治的安定として表れている。意外なことに帰国者の約45%と半分以下の回答者しか、経済的な理由を選んでいないのだ。

今回の調査対象者の70%以上が80~90年代生まれであり、一人っ子政策の下で生まれ、育てられた。当然、家族の依存関係が極めて強いことが分かる。「食文化」が4番目、「レジャーや娯楽の選択肢の多さ」が6番目に入っており、帰国の理由として家族や文化という面で中国との結びつきの強さが確認できた結果であ

った。

一方、中国国内は経済成長の状況はどうなっているのだろうか。中国は「世界の工場」として2008年以降世界最大の輸出国となり、GDPは年10%の成長を続け、中国とアメリカとの一人当たりのGDPの格差は、1985年の35.2倍から2010年には6.2倍へ縮小した。戴によると、特に上海・北京など主要都市の場合はその差は2倍程度とさらに小さく、専門職の給与は先進国並みとなっていると考えられる（戴2012:147）。中国の経済成長の裏替えしとして、海外の経済的な見通しの暗さも理由の5番目としてあげられている。しかしながら、これらの経済的な理由は、家族や文化といった帰属意識に基づく項目ほどは高いものではないことを調査結果は示した。

また、社会的ネットワークやキャリア形成の道筋も帰国を決める際の理由として選んだ者もいたが、20%以下であった。海外からの帰国者を誘致するための中国の政策上の優遇措置により、帰国した人はわずか8.8%だった。前述の中津の研究者へのインタビューによると、千人計画に代表される帰国者優遇制度が帰国を後押ししたことが確認されている（中津 2018:12）。中津の調査は、千人計画に採用された研究者を対象としていたのに対して、CCGの調査は、その対象がより幅広い。千人計画に代表される優遇措置で帰国できる者は限定された少数数であるから、このような割合になったものと考えられる。

以上の、CCGの調査からは、中国の新世代の若者たちは、経済面やキャリア形成面の理由だけで行動しているわけではなく、家族や生まれ育った中国への想いが強く、それが中国への帰国を促していることが分かった。

#### 4.4. 中国系アメリカ人の帰国の事例

この節では具体的な事例について見てみよう。以下でとりあげるのは、陳天璽とLeslie K. Wangの研究の中で紹介されているものである。

##### (1) ラリー・ワンのケース

陳天璽は、中国系アメリカ人の帰国の事例としてラリー・ワンのインタビューをまとめている（陳2010:28）。ラリー・ワンは、ノース・キャロライナに生まれた華人移民の三世である。中国語は祖父母と話す簡単な日常会話を理解する程度しかできず、英語を話して育った典型的なアメリカ生まれの中国人、いわゆるABCである。彼が25歳であった、1985年に祖母と初めて中国へ旅に出かけた。祖母の祖国である中国の経済成長の可能性とそのエネルギーを直に感じた。アメリカでのエンジニアのキャリアに限界を感じていたこともあり、ABCとして生まれた自分の特性を生かすことができないかと考えるようになった。そこで、彼は、仕事を辞めて大学院でMBAの取得を目指しながら、中国語の勉強をし、台湾への短期留学をするなど新しいキャリアに向かって進んだ。

アジアの成長を目の当たりにして、アジア系アメリカ人として何も感じないわけがないでしょう。

バイリンガルで、バイカルチュラルな自分のバックグラウンドはアジアで必要とされるに違いない。（陳2010:29）

と、中国への想いとABCとしての可能性を語る一方で、アメリカに対しては以下のように言っている。

どんなにアメリカが自由で平等な国であるといっても、アジア系であることで限界を感じさせない社会で

はない。一定のところまで来ると「ガラスの天井」にぶち当たるんだ。(陳 2010: 29)

「ガラスの天井」とは、英語の「グラスシーリング (glass ceiling)」の訳であり、会社の中で性別や人種などの理由でマイノリティが不当な差別を受け、昇進に制約をうける状況を見えない天井になぞって言う言葉である。一見、平等に昇進できるように見えるが、実は白人以外には限界が存在している。ラリーは、中国系アメリカ人であるというアイデンティティに立ち返り、多文化の背景や複数の言語能力などの独自性を生かすため、1994年台湾に人材派遣会社を設立した。人材派遣会社では、欧米で教育を受けた人とアジアの企業への就職を斡旋するだけでなく、アジアでの生活に関する情報も提供している。

いま、自分が中国、台湾、香港などで行っているビジネスは、祖父の願いであった祖国への社会貢献でもあるような気がする。(陳 2010: 30)

自分は西と東の橋渡しをする仲介者の役割を持っている。(陳 2010: 30)

と語るなど、祖父が華僑としてアメリカに渡り、アメリカでの教育など子孫として受けた恩恵を祖父の祖国である「中国」へ返したいという中国的な面も見せている。

## (2) Leslie K. Wang (レスリー K. ワン) の調査

次に、Leslie K. Wang (レスリー・K・ワン) の行った調査の結果を紹介する (Wang, L. K. 2016)。L. K. Wangは、2013年と2014年の夏到北京と上海で、中国系アメリカ人二世 (女性26人、男性26人) への52件のインタビューを行った。ほとんどの回答者は、中国で働くことを決めた理由を経済的な利益という観点から見ている。しかし、文化的な動機も重要な役割を果たしている。

### ● スティーブンのケース (Wang, L. K. 2016: 9)

幼少期に中国を離れた25歳の銀行員、スティーブンは、中国に戻った理由を「80%は経済的な理由、20%は自分のルーツに触れるため」と語っている。彼は、経済と文化という2つの領域が相互に影響し合い、さらなる利益をもたらすことができると考えている。「世界における中国の経済的な強さを考えると、この2つの領域は徐々に同じものになってきていると思う。自分のルーツに触れることは、経済的な目的にもなるし、ビジネス目的で来日することは、中国の文化をより深く知ることにもつながる」と語った。

### ● ジョナサンのケース (Wang, L. K. 2016: 9)

上海に住む35歳の企業弁護士で、2児の父でもあるジョナサンは、現在の仕事をキャリアアップのためだと捉えている。しかし、彼は、1990年代後半到北京への留学を決意した最大の動機は、文化的な理由だったという。「留学は純粋にアイデンティティの問題だった。私はただ、「祖国中国」のような中国に戻って、そこでの生活を見てみたいと強く思っていた。人生のある時点では、アイデンティティや自分が何者であるかということにとっても関心があり、その疑問を追求することは重要だと思う。しかし、しばらくすると、それを理解したのか、それとも前進したのか…。今の私の場合は、自分の居場所は家族のいるところにある、だからそこに自分のアイデンティティの根源を置いている。」

### ● ハワードのケース (Wang, L. K. 2016: 10)

38歳の心理学者であるハワードは、北京で急成長しているメンタルヘルスシステムの改善を目指して、2年前に妻と幼い息子を連れて北京に移住した。彼の両親は、中国生まれの台湾育ちで、後にロサンゼルス郊外の高級住宅地に移り住んだ。ハワードが給料を大幅にカットしてまで移住を決断したのは、自分の人生に多くのチャンスを与えてくれた中国に恩返しをしたいという、深い責任感からだった。自分が恵まれた環境で育ったことを知り、両親が与えてくれたものに対する感謝の心があった。

### (3) イーハン・バオのケース

Jason Phamは、イーハン・バオ (Yihan Bao) へのインタビューを記事としてまとめている (Pham 2013)。イーハン・バオは、留学生としてアメリカを訪れ、大学卒業後すぐに、世界トップレベルの会計事務所であるErnst & Youngでコンサルティングの仕事に就いた。しかし、アメリカに来てわずか5年で、両親の世話のために中国に戻ることを考えている。

私は一人っ子なので、私の両親は私にすべてをささげました。(Pham 2013: para. 4)

中国では、親が年老いて、私たちが経済的に支えられるようになると、親を支援するという伝統があります。それが親への恩返しです。(Pham 2013: para. 14)

と、親への強い忠誠心を見せている。ただ、仕事も始めたばかりで、いつまでに親に恩返しすればいいのか悩んでいる。

## 4.5. 還流の理由の分析

中国人移民の事例を見ると、当事者がさまざまな理由で帰国を選択していることが分かった。この節では、CCGのデータとこれまで紹介してきた帰国事例をもとに還流の要因を分析する。

### ● 家族とのつながり

2017年度に行われたCCGの調査での帰国理由のトップは、家族との再会であった。現在、中国人留学生は、1980年代以降の生まれ、いわゆる「80後」世代となっていて、一人っ子政策施行後に生まれている。一人っ子政策の影響で、両親の世話をする人が他にいないために中国へ帰国するかを悩み、最終的に帰国を決断するケースが非常に多い。中国の高度人材呼び戻し政策のひとつである「千人計画」による帰国者にも、両親の世話を帰国の理由にしている者がいた。日本での調査になるが、張泓明は、中国人留学生に対する進路意識に関する調査を行った。彼らは、一人っ子であるため、子供のころから両親からの手厚い支援を多く受けてきた。一方で、両親の老後の世話を考えないといけない点が、留学生の進路意識に深く影響しているとしている (張 2014: 108)。この点はアメリカへ渡った留学生も同様である。

また、バオのケースでは、中国における親への恩返しという伝統的な考えを挙げている。Phamは、ニューヨーク市立大学 (CUNY) の社会学教授であるシャオダン・ジャンの話を用いて、中国の子供たちが両親に対して強い忠誠心を抱くのは、儒教の哲学である「孝 (xiao)」(直訳すると「親孝行」、親を敬うこと) の下で育った結果であると、説明している (Pham 2013: para. 13)。儒教は中国文化の根幹を成しており、「慈」の考えに基づき、親は、お金をかけて子供に尽くす。一方で、子は、「孝」に基づき、その恩を返すために、親が年をとったときに世話をするなど、一生両親を尊重し、奉仕しなければならない。このような固定観念が中国の文化に強く残っている。

一家や一門が代々続き、栄えるために、子供を養育していくということが、中国人の伝統的な考えである。多くの中国の家庭では、子供を優れた人材に育て上げることが、もっとも重要であり、良い学校、大学に入学させることその第一歩であると考えている。そのため、中国では教育熱が過熱し、去年には中国政府が学習塾の規制を打ち出したほどである（湯浅 2021: para. 3）。そして、より高度な教育を受けさせるために、アメリカをはじめとする大学や大学院へと留学させる。

このように、帰国の理由として家族との再会がトップであったのは、中国の一人っ子政策を背景とした親と子供との強いつながりに加えて、両親への恩返しを果たすという中国文化が根底にあると考えられる。

### ● 文化とのつながり

2017年度のCCG調査での帰国理由の2番目は、感情的・文化的な結びつきであった。これに当てはまる事例は、ラリー、ジョナサン、ハワードのケースである。単に中国の文化とのつながりだけではなく、そこには感情的なつながりも含まれていると考えられる。

留学生を含めて、今、中国系アメリカ人の多くは、中国で生まれ育って移住した者や、幼少期に家族とともにアメリカに移住した者や、両親・祖父母が中国からアメリカに移住して、その後生まれた二世、三世が多い。したがって、両親の故郷である中国の文化と、居住国であるアメリカの文化の両方に日常的に触れ、複数の言語や文化を身につけていることが多い。アイデンティティの面でも多くの場合、二元的な帰属意識を有しているところが特徴である。

この二元的なアイデンティティは、時として中途半端に感じられ、中国系のエスニシティからアメリカでコンプレックスを感じたり、場合によっては差別を受けることがある。その中で、民族として帰属意識から自分のルーツを探すために、両親や祖父母の故郷へ回帰する者がいる。そして、彼らは、アメリカではコンプレックスとして感じていた二元的なアイデンティティが、国際的な舞台での活動が期待される中国においては強い武器になると考えている。

### ● キャリア形成

キャリア形成に当てはまる事例は、ラリー、スティーブン、ジョナサンのケースである。中国の著しい経済発展、それを生み出すエネルギーを大きなビジネスや専門技術を伸ばすキャリア形成の場ととらえ中国へ回帰する者も多い。アメリカに生まれたABCは、アメリカで育ち、そこで高等教育を受けており、MBAや科学技術などの専門知識を持つとともに、彼らが中国系である点を生かし、成長する中国やアジアの市場へ回帰している。その背景としてあるのは、居住国のアメリカにおいてマイノリティとしての立場を経験している点である。欧米においては、中国系に対してさまざまな見えない壁や差別が未だ残っていると感じ、それであれば、自分の中国系としての特徴を行かせる環境でさらなるキャリア形成を図ろうと考え、中国へ戻っていると考えられる。これは単に経済的な理由だけではない。華僑、華人の二世、三世は、海外で生まれ育ちながらも中国系として民族的なつながりを持つことを強みと考えており、キャリア形成での帰国については彼らのアイデンティティとも関係していると考えられる。

## 4.6. 近年の中国への還流におけるアイデンティティに関する考察

以上、近年の中国への還流の実態をいくつかの事例を含めて調べ、そこには、経済的な理由だけでなく、家族への想いや中国の文化とのつながり、中国人あるいは中国系としての中国でキャリアを形成していきたいという考えがあったことを明らかにした。単なる経済的な理由だけであれば、そこには帰属意識としての

アイデンティティが影響する要素はないが、アイデンティティにつながる帰国理由が存在していた。そこで、ここでは、彼らのアイデンティティを再度整理した上で、アメリカにおいて形成され、変化した中国系アメリカ人のアイデンティティとの関係も含めて分析していく。

### ● 留学生たちのアイデンティティ

中国から留学生の帰国率は、1990年代までの10%以下という低い数字から大きく変化して、2010年で約50%となり、2017年では80%近くが帰国する状況になってきた。帰国率が低い時代の留学生たちは、留学先の国でキャリアを積んで定住していく落地生根のアイデンティティに向かっていた。一方、現在の留学生は大半が帰国を選択しており、それはアイデンティティの中国回帰をもたらす可能性があると考えられる。

同様に、アメリカから中国へ回帰する志向が強かったのは、ゴールドラッシュや大陸横断鉄道の建設に携わった移民初期の労働者や、中国へ帰国してその近代化に貢献しようと考えた初期の国から派遣された留学生たちであり、彼らは落葉帰根と呼ばれるような強い中国への帰属意識を共有していたと言われている。初期の労働者たちは、アメリカでお金を稼ぐことを目的としていた。そして、その目的を果たした後に中国の家族のもとに帰ることを強く望んでいた。これに対して、現在の留学生たちは、大学院などで高度な教育を受け、最先端の科学技術や専門知識を学び、博士号やMBAを取得することを目指している。その後、取得した知識や資格を活用して活躍する場はアメリカにあり、一人っ子として両親と強いつながりを持ち、両親へ恩返しをしなければならないと感じている彼らは、アメリカと中国の間のどちらに自分の将来を築くかジレンマを持ち、複雑なアイデンティティを構築している。

CCG調査では帰国者の半数弱が、中国国内の経済成長と政治的安定を帰国理由として挙げている。近年、中国は半導体、液晶、バッテリー、太陽電池、スマホ、電気自動車などの先端技術領域で世界をリードしており、留学生たちが海外で取得した技術、知識、語学力やコネクションを活かす場が中国にもある。そして、帰国優遇制度をはじめとする中国政府の方針も中国への回帰の意識を高めていると考えられる。

### ● ABCの二元的なアイデンティティ

ジュリア・ディヤクロエ・シャンは、中国系の身体的特性やなまりなどに対してコンプレックスを持ち、「中国人」と「アメリカ人」の二元性に悩みを抱えている。中国系アメリカ人の二元的な帰属意識のアイデンティティは、20世紀初頭のABCにも見られたものであり、時代を通して共通性がある。

この二元的なアイデンティティは、コンプレックスであるとともに、中国とアメリカの文化を両方知っていることを誇りに思う気持ちでもある。ラリー・ワンは、それを武器に中国でのビジネスに積極的に取り組んでいる。そして、アメリカは自由な国ではあるが、いまだにガラスの天井があると感じている。中国からの移民が始まった1940年代から、既に200年近い時間が経っており、その間に公民権運動から民族意識の高まり、アジア系アメリカ人の地位がアメリカ社会の中で向上しているにも関わらず、現実にはアジア系に対する暗黙の差別はなくなっていない。

中国の市場の大きさから、そこにビジネスチャンスを見出し、中国系としての特徴を生かす中国においてキャリア形成を目指すという考えは、3.1節で紹介した1936年のエッセイ・コンクールの学生の考えと非常に近いものである。当時のように盲目的に中国にチャンスがあると考えたわけではないが、近年の還流の中での中国系アメリカ人のアイデンティティが、20世紀初頭のABCたちと類似する点が多い。

二元的なアイデンティティでは、アメリカと中国のどちらか一方に強く帰属意識を持っているわけではない。その特性を活かしてアメリカと中国の文化の懸け橋になりたいとポジティブにとらえたとき、より自

分にふさわしい活躍の場が中国だと考えた場合に、中国へ移住するという行動につながっている。アメリカに暮らす中国人移民や中国系アメリカ人は、アメリカにおけるアメリカ人社会の中で中国系民族としての二元性故に、そのアイデンティティの変動する社会の中で揺れ動いてきていた。4.2節の事例で示したように、中国系であることで、アメリカ社会に完全に溶けこむことができずにコンプレックスを感じたり、アメリカ人でありながら、中国においては民族として祖国中国への忠誠を強いられる経験をして、自身を中途半端な存在としてネガティブに感じる面がある。その一方で、アメリカと中国の文化を知り、両国の言語を使って2つの大国にまたがって活動ができることを強みとし、ポジティブな考えを持つ面もある。その両義性を持つことが大きな特徴と言える。

近年の中国人移民や中国系アメリカ人は、アメリカと中国のどちらか一方に強く帰属意識を保持しているわけではなく、様々な要因によって複合的なアイデンティティを作っている。一方で、中国の経済成長による中国での活躍機会の拡大や、一人っ子政策による中国の両親のケアは、現在の特異な還流の要因であると考えられる。

## 5. まとめ

本論文では、中国からアメリカへの移民と米中の関係を過去の歴史から現在に渡って調査した。特に、近年の中国の目覚ましい経済発展の裏で起きているアメリカから中国への人材が還流について、その背景にある、中国系アメリカ人としてのアイデンティティの影響について分析した。

この中国系アメリカ人のアイデンティティを詳しく理解するために、アイデンティティが歴史の中でどのようにして形成され、また変化していったかを分析した。中国からアメリカへの移民の歴史は、アヘン戦争の後、中国が開国された1840年代から始まった。それから現在までの約200年の間に、送り出す国家である中国、受け入れる国家であるアメリカの間には、劇的な変化があった。特に、中国は中華人民共和国という社会主義国家の建国という、国自体の在り方そのものが変わった。

当初の中国人移民は、ゴールドラッシュでの鉱山開発や鉄道建設での中国人労働者として重宝されたが、1880年代中国人排斥法が施行されて差別と排斥の時代となった。その後、第二次世界大戦による中国系アメリカ人のアメリカ社会との連帯、中国共産党政権の成立によるアメリカとの断絶、アメリカでの公民権運動によるアジア系民族意識の高まり、中国の改革・開放政策とアメリカとの国交回復、中国の海外留学の推奨政策、そして、中国の帰国優遇プログラムの実施といった両国の政治的事象によって、中国人移民の移動は制限と緩和を繰り返してきた。中国からアメリカへ、そして、逆に、アメリカから中国へと人々は移動した。この変化は、安定することはなく、現在でも、COVID-19パンデミック、米中の経済摩擦によって新たな変化が起きている。

このような歴史的背景の下、中国人移民や中国系アメリカ人たちは翻弄されてきた。彼らは、白人とは異なるアジア系の容姿や習慣ゆえに、アメリカ社会から様々な差別や迫害を受け、過酷な生活を強いられた。時には命の危機にもさらされる中、勤勉に学び、働き、生活してきた。そして、中国の国家情勢の変化によっても祖国の家族と切り離され、帰る場所を失うこともあった。彼ら中国系アメリカ人たちのアイデンティティは時代とともに変化し、アメリカに強く帰属意識を抱いたり、逆に中国に強く抱いたり、あるいは、アメリカと中国の両国の間に揺れ動いたりした。

近年では、1990年に、アメリカは産業競争力強化のため移民法を改正し、移民の受け入れ数を増やすとともに、専門技術者のための短期就労ビザH-1Bを導入した。同時に、中国で改革・開放政策推進のため留学を推奨したこともあり、中国から米国への留学、就労者の数は劇的に増加した。1990年代はじめまでは、1割未満と低く、中国において「頭脳流出」として問題視されていた帰国率は、1990年代後半以降、中国国内外の経済情勢や前述の帰国推奨プログラムの効果によって上昇傾向となり、2000年の23.4%から2017年には79%に増え、大多数が留学先に留まる状況から逆に大多数が中国へ帰国する状況へと大きく変化したことが分かった。

そして、現在のアメリカから中国への移住や帰国の理由、具体的な中国系アメリカ人のアイデンティティと移動の事例を調べたところ、そこには経済的な理由だけでなく、中国にいる家族や文化とのつながり、故郷中国への貢献など複合的な理由があり、中国に対する帰属意識のアイデンティティがその行動との関係することが確認できた。中国へ向かう理由として最も割合が高かったのは「家族との再会」であり、2番目が「感情的・文化的な結びつき」であった。中国へ還流する人の多くは、留学生や大学を卒業した後もアメリカに滞在する中国人であり、彼らは、アメリカでキャリアを継続するか、一人っ子政策時代の子供として一中国にいる両親の老後の世話のために帰国するかで悩んでいる。そして、中国の経済成長や政治的な安定もまた、彼らの帰国を後押ししている。また、中国系アメリカ人の若い世代は、アメリカ人と中国人の二元性

のアイデンティティを持ち、それにコンプレックスを持っていることも分かった。ある場面では中国的、別の場面では居住国であるアメリカのアイデンティティが現れることによって、その中途半端な位置付けに悩んでいる。しかし、彼らは、最終的には中国とアメリカの両方の言語を使いこなせること、両方の文化を知っていることが、大きな武器になると前向きに考えている。この二元的なアイデンティティは、アメリカと中国のどちらか一方に強く帰属意識を持っているわけではない。その特性を活かしてアメリカと中国の文化の懸け橋になりたいとポジティブにとらえたとき、より自分にふさわしい活躍の場が中国だと考えた場合に、中国へ移住するという行動につながっていると考えられる。

現在、米中間の関係は良好なものとは決して言えない。しかし、両国が今後も世界の経済を牽引している状況は変わらない。アメリカには何百万もの中国系アメリカ人や在米中国人がおり、また、年間数十万人もの留学生がアメリカへ渡っている。彼らのアメリカと中国に対する二元的なアイデンティティが真に発揮できる場は、アメリカ、中国、さらには、今後、世界へと広まっていくと考えられる。

## 【参考文献】

- 明石紀雄・飯野正子, 1984, 『エスニック・アメリカ -- 多文化社会における共生の模索』有斐閣選書.
- 江藤名保子, 2015, 「中国の公定ナショナリズムにおける反「西洋」のダイナミズム」アジア研究, 64(4): 61-80.
- 河合洋尚, 2017, 「「エスニシティ」概念」華僑華人の事典編集委員会 編, 『華僑華人の事典』丸善出版, 178-179.
- 貴堂嘉之, 1995, 「「帰化不能外人」の創造1882年排華移民法制定過程」, 『アメリカ研究』, 1995(29): 177-196.
- , 2012, 『アメリカ合衆国と中国人移民——歴史のなかの「移民国家」アメリカ』名古屋大学出版会.
- , 2018, 『移民国家アメリカの歴史』, 岩波新書, 岩波書店.
- 周飛帆, 2001, 「サンフランシスコ華人新移民の. エスニック・アイデンティティに関する調査研究」『言語文化論』, 第8号.
- 杉淵忠基, 2008, 「中国系アメリカ人概説: アヘン戦争から中国人排斥法廃止まで」亜細亜大学学術文化紀要, 14: 71-100.
- 鈴木晟, 1986, 「日中戦争期におけるアメリカの対日経済制裁と対華援助」アジア研究, 33巻 (1986-1987) 1号, 41-74.
- , 1988, 「1850~1920年代におけるアメリカの東洋移民排斥」アジア研究, 34(3): 92-141.
- 曾纓, 2001, 「第8章 中国系アメリカ人社会のアイデンティティ」游仲勳編 『21世紀の華人・華僑: その経済力が世界を動かす』ジャパントイムズ, 200-219.
- 園田節子, 2006, 「北アメリカの華僑・華人研究——アジア系の歴史の創出とその模索——」東南アジア研究, 43(4): 4号, 419-436.
- , 2009, 『南北アメリカ華民と近代中国 19世紀トランスナショナル・マイグレーション』東京大学出版会.
- 戴国輝, 1980, 『華僑: 「落葉帰根」から「落地生根」への苦悶と矛盾』研文出版.
- 戴二彪, 2003, 「改革・開放以降の中国からアメリカへの人口移動—政策背景、規模と特徴—」国際東アジア研究センター, Working Paper Series Vol. 2003-38, 1-24. (2022年11月23日取得, <http://www.agi.or.jp/workingpapers/WP2003-38.pdf>)
- , 2012, 『新移民と中国の経済発展 —頭脳流出から頭脳循環へ』多賀出版.
- 台北市孔子廟管理委員会, 2021, 「台北市孔子廟儒学文化網 儒学思想智慧の語録」, 台北市孔子廟管理委員会. (2022年11月23日取得, 台北市孔子廟管理委員会, <https://www.tctcc.taipei/jp/L/ideology/wisdom/9.htm?1>)
- 高佐智美, 1998, 「アメリカにおける移民法政策の変遷」一橋論叢, 119 (1): 49-66.
- 滝田豪, 2015, 「現代中国のアイデンティティと「伝統」: 近代政治思想と儒教」京都産業大学世界問題研究所紀要, 30: 29-40.
- 張泓明, 2014, 「留学という国際移動 - 現代中国における日本留学実態の研究」金沢大学人間社会環境研究科2014年学位論文. (2022年11月23日取得, 金沢大学人間社会環境研究科, <https://core.ac.uk/download/pdf/196734288.pdf>)
- 陳天璽, 2001, 『華人ディアスポラ: 華商のネットワークとアイデンティティ』明石書店.
- , 2008, 「漂泊する華僑・華人新世代の越境」高原明生・田村慶子・佐藤幸人編 『越境 現代アジア研究1』慶應義塾大学出版, 297-324. (2022年11月23日取得, みんぱくりポジトリ, [https://minpaku.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=205&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://minpaku.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=205&item_no=1&page_id=13&block_id=21))
- , 2009, 「現代移民の多様性: 「Where is Home ?」から「Home Everywhere」へ: 漂泊する華僑・華人たちのネットワーク」国立民族学博物館調査報告. (2022年1月10日取得, みんぱくりポジトリ, [https://minpaku.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1174&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://minpaku.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1174&item_no=1&page_id=13&block_id=21))
- , 2010, 「華人の移動とその目的: 世代・地域別比較の試み」塚田誠之編 『中国国境地域の移動と交流 近現代中国の南と北 (人間文化叢書 ユーラシアと日本—交流と表象)』, 15 - 44. (2022年12月3日取得, みんぱくりポジトリ, [https://minpaku.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=211&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://minpaku.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=211&item_no=1&page_id=13&block_id=21))
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構, 2019, 「中国人留学生の帰国と就職戦線に変化」国別労働トピック. (2022年1月3日取得, 独立行政法人労働政策研究・研修機構, [https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2019/11/china\\_02.html](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2019/11/china_02.html))
- 中津 純子, 2018, 「中国の高度人材呼び戻し政策」日本学術振興会, 国際協力員レポート. (2022年11月23日取得, [https://www-overseas-news.jsps.go.jp/wp/wp-content/uploads/2018/04/2017kenshu\\_16pek\\_nakatsu.pdf](https://www-overseas-news.jsps.go.jp/wp/wp-content/uploads/2018/04/2017kenshu_16pek_nakatsu.pdf))
- 日本貿易振興機構 (JETRO) 海外調査部, 2003, 「米国の移民」, 調査レポート, 1-99. (2022年11月23日取得, <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2004/05000661.html>)
- 巴芳, 2012, 「在日中国人社会におけるネットワークとアイデンティティの変容: 若者たちのサッカークラブを事例として」日中社会学研究, 95-104.
- 白璐, 柳本雄次. 2020, 「日本の中華学校における歴史的変遷からみた多文化教育の展開とその要因—横浜山手中華学校を中心に—」東京福祉大学・大学院紀要 第10巻 第1-2合併号, 121-131.
- 範玉梅, 2005, 「日本語学校における一人っ子の中国人留学生増加に伴う問題」『阪大日本語研究』大阪大学, 17: 59-90.
- 丸山奈穂, 2012, 「故郷を求めて—中国系アメリカ人のルーツ観光経験—」, 観光研究, 日本観光研究学会機関誌, 23(2): 13-18.

- 水島瑠美, 2006, 「日系アメリカ人のアイデンティティ」, 桜美林大学 国際協力専攻 卒業論文. (2022年11月23日取得, 桜美林大学 国際協力専攻, <https://www.obirin.ac.jp/la/ico/con-sotsuron/sotsuron2006/2006M-mizusima.pdf>)
- 孟 健軍, 2018, 「中国の改革開放と留学政策」 経済産業研究所, RIETI Discussion Paper Series 18-J-016, 1-40. (2022年11月23日取得, <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/18j016.pdf>)
- 森聡, 2022, 「第5章 アメリカの台湾政策 (2021~22)」 『国際秩序の動揺と米国のグローバル・リーダーシップの行方』 日本国際問題研究所研究報告, 令和3年度米国研究会, 33-40.
- 山下清海, 2017, 「サンフランシスコにおけるチャイナタウンの形成と変容—ゴールドラッシュからニューチャイナタウンの形成まで—」 人文地理学研究, 37: 1-18.
- 山本須美子, 2005, 「イギリスにおける中国人移民のエスニシティー」 東洋大学社会学部紀要, 42-2: 81-99.
- 山本洋子・Jin Li, 2011, 「寡黙でおとなしい子は損する? ~アメリカにおける中国人移民の子どもの研究より~」 ブラウン大学教育学部CRNレポート, (2022年12月3日取得, <https://www.blog.crn.or.jp/report/02/134.html>)
- 湯浅健司, 2021, 「中国で強まる教育統制 学習塾に規制、習近平思想は徹底~厳しい受験競争は無くならず」 ASIA to JAPAN. (2022年12月3日取得, <https://asiatojapan.com/gjss/recruitment-employment-countries/china/cram-school-yuasa/>)
- 吉原和男, 2002, 「アメリカにおける中国系新移民のエスニシティー」 吉原和男編, 『アジア遊学 (特集) 移民のエスニシティーと活力』 勉誠出版, 32-35.
- 横浜開港資料館, 横浜開港資料普及協会 編, 1994, 『横浜中華街: 開港から震災まで 落葉帰根から落地生根へ』, 横浜開港資料館 横浜開港資料普及協会.
- 読売新聞オンライン, 2021, 「中国「千人計画」に日本人、政府が規制強化へ…研究者44人を確認」. (2022年12月3日取得, <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20201231-OYT1T50192/>)
- 渡辺将人, 2022, 「第6章 米国中華系社会の変容—台湾系、移民社会の国際性、メディア—」, 『国際秩序の動揺と米国のグローバル・リーダーシップの行方』 日本国際問題研究所研究報告, 令和3年度米国研究会, 41-54. (2022年11月23日取得, [https://www.jiia.or.jp/research/Jiia\\_us\\_research\\_report\\_2022.html](https://www.jiia.or.jp/research/Jiia_us_research_report_2022.html))
- American Experience, 2018, “What was the impact of the Chinese Exclusion Act? : The Chinese Exclusion Act,” (2022年7月1日取得, <https://www.youtube.com/watch?v=FbBatK7JWYc>)
- Center for China and Globalization (CCG), 2017, “Report on Employment & Entrepreneurship of Chinese Returnees 2017”. (2021年10月24日取得, Center for China and Globalization, <http://en.ccg.org.cn/wp-content/uploads/2017/08/Report-on-Employment-Entrepreneurship-of-Chinese-Returnees-2017.pdf>)
- Center for China and Globalization (CCG), 2018, “Report on Employment & Entrepreneurship of Chinese Returnees 2018”. (2021年10月24日取得, Center for China and Globalization, <http://en.ccg.org.cn/archives/58099>)
- Center for China & Globalization (CCG), 2021, 「CCGが「中国留学の発展に関する報告書 (2020~2021)」のブルーブックを発表」. (2022年1月3日取得, Center for China and Globalization, <http://www.ccg.org.cn/archives/26670>)
- Chan, Sucheng, 1991, *Asian Americans: An Interpretive History*, Twayne Publishers. (住居広士訳, 2010, 『アジア系アメリカ人の光と陰—アジア系アメリカ移民の歴史』, 大学教育出版.)
- Chang, Iris, 2003, *The Chinese in America: A Narrative History*, Penguin.
- Di, Julia, 2012, “Chinese-American Identity, International Cultures and Issue,” *One World Education*. (2021年10月24日取得, One World Education, <https://www.oneworldeducation.org/our-students-writing/chinese-american-identity>)
- Huang, Wei-Jue, Norman, William C., and Ramshaw, Gregory P., 2016, “Home Away from Home: Diaspora Tourism and Transnational Attachment of Second-Generation Chinese-Americans.” *Travel and Tourism Research Association: Advancing Tourism Research Globally*. 17.
- Kennedy, J. C. G., 1964, “Census: Population of the United States in 1860,” Washington Government Printing office, Bureau of the Census Library, P.xxviii.
- Pham, Jason, 2013, “The One-Child Policy’s Legacy Is Sending Young Professionals Back to China,” *NBC news*. (2021年10月24日取得, NBC news, <https://www.nbcnews.com/news/asian-america/legacy-one-child-policy-sending-young-professionals-back-china-n683781>)
- Smith, Wm. C., 1924, “I had to learn the Chinese language: Interview with Mrs. C. S. Machida,” *Major Document #73, Box 25, Survey of Race Relations, Stanford University*.
- Tse, Melissa, 2021, “The Twists and Turns of the Chinese-American Identity,” *Arizona State University*. (2021年10月24日取得, Project Humanities, Arizona State University <https://projecthumanities.asu.edu/content/twists-and-turns-chinese-american-identity>)

- United States Census Bureau, 2012, "2010 Census Briefs, The Asian Population," U.S. Department of Commerce.
- United States Census Bureau, 2002, "Historical Census Statistics on Population Totals by Race, 1790 to 1990, and by Hispanic origin, 1970 to 1990, for the United States, Regions, Divisions, and States," United States Census Bureau. (<https://www.census.gov/library/working-papers/2002/demo/POP-twps0056.html>)
- Wang, Leslie K. 2016, "The Benefits of in-betweenness: return migration of second-generation Chinese American professionals to China," *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 42(12): 1941-1958.
- Wang, Ling-chi L., 1994, "Roots and the Changing Identity of the Chinese in the United States," Wei-ming, Tu, *The Living Tree: The Changing Meaning of Being Chinese Today*, Stanford: Stanford University Press: 186-211.
- Xiang, Chloe, 2020, "I Learned to Embrace My Chinese-American Identity Through My Voice," *Teenvogue*. (2021年10月24日取得, *Teenvogue*, <https://www.teenvogue.com/story/i-embrace-my-chinese-american-identity-through-my-voice>)



外国人市民の政治参加  
—川崎市・新宿区を事例として—

水野 そよか



## 【目次】

はじめに .....	303
1 市民権とは .....	304
1.1 「市民」と「市民権」 .....	304
1.2 海外における外国人市民の政治参加 .....	305
2 日本における外国人市民の政治参加 .....	307
2.1 90年代から現在に至るまで .....	307
2.2 参議院選挙の公約から見る日本の現状 .....	308
3 川崎市における外国人市民の政治参加 .....	310
3.1 川崎市の現状 .....	310
3.2 川崎市外国人市民代表者会議について .....	311
3.2.1 設立経緯 .....	311
3.2.2 委員構成・参加条件について .....	312
3.3 会議の内容と課題 .....	312
3.3.1 内容 .....	312
3.3.2 課題 .....	314
4 新宿区における外国人市民の政治参加 .....	316
4.1 新宿区の現状 .....	316
4.2 新宿区多文化共生まちづくり会議について .....	317
4.2.1 設立経緯 .....	317
4.2.2 委員構成・参加条件について .....	317
4.3 会議の内容と課題 .....	318
4.3.1 内容 .....	318
4.3.2 課題 .....	319
5 結論 .....	320
参考文献等 .....	322



## はじめに

「どんなに街中で政治の話題が上がっても私には投票権がない、そこに住んで生活しているのに」。私がこの問題に興味を持ったのは、海外留学に行った友人の言葉がきっかけである。

そもそも地方参政権を獲得すると何ができるようになるのか。在日本大韓民国民団中央本部人権擁護委員会は発行する資料の中で次のように回答している。「多くの就任資格が生じ、地方自治に制度的に参加できるようになります。参政権とは政治に参加する権利の総称であり、基本的には選挙権と被選挙権（公務就任権）を指し、国と地方に区分されます。地方選挙権を有する者は民生委員、児童委員、人権擁護委員、地方選挙管理委員などに就任する資格があるほか、地方自治体における各種の直接請求権（議会の解散請求権／首長や議員の解職請求権／事務の監査請求権／条例の制定・改廃請求権）も有し、地方被選挙権を持つ者は都道府県の公安委員と教育委員に就任できます。参政権を持つということは、こうした各種の資格・権利を通じて、地方自治に制度的に参加できるということなのです。（永住外国人の地方参政権14のQ&A）」。少子高齢化問題を抱える日本にとって、すでに外国人は必要不可欠な存在となりつつある。しかしながら、日本で暮らし、日本で働き、税金を納めていても彼らには参政権は認められていない。特に地方自治体において、日本人にとっても外国人にとっても暮らしやすい環境を整備するためにも、多様なバックグラウンドを抱える外国人市民の意見を反映させる必要は高まってきているだろう。

本論文では、海外における外国人の地方参政権問題を確認したうえで、現在に至るまで、日本において地方参政権問題がどのように議論されてきたのかみていきたい。また、地方自治体の中でも外国人市民の政治参加にどこよりも早く積極的に取り組んできた川崎市、在留外国人数が日本で最も多い東京都のなかでもとりわけ多くの外国人が住んでいる新宿区での事例をとりあげ、外国人市民の政治参加について考えていく。

# 1 市民権とは

## 1.1 「市民」と「市民権」

この議論を始める前に「市民」について考えておきたい。ドミニク・シュナペールによれば、市民とは「自由で平等な市民の共同体の構成員（シュナペール,2012:4）」であり、この概念の起源は古代ギリシアにまでさかのぼる。「ギリシア人たちは都市国家を通して集団生活の自立的領域としての政治の出現について熟考した。彼らは具体的個人が形成する現実の社会とは区別される抽象的な政治社会という観念を理解した。アリストテレスによれば、ポリスとは政治的に組織された市民の共同体である。このような抽象的構築物はひとつの創造的ユートピアであり、市民が市民であるかぎり、彼らを分け隔てる様々な差異や不平等にもかかわらず全市民が平等であるという観念の上に基礎づけられる（シュナペール,2012:4）」と述べる。要するに、「市民」とは、自由で平等な都市（共同体）の社会的・政治的主体としての構成員である。それでは、市民がもつ権利、すなわち「市民権」とはどのような権利なのか。T.H.マーシャルは「三つの部分ないし要素のことを、市民的、政治的、社会的というふうに呼びたいと思う」と述べている（マーシャル,1993:15）。また、T.H.マーシャルが述べるそれぞれの要素については、表1にまとめた。

表1：市民権の要素と諸権利

市民的要素	個人の自由のために必要とされる諸権利
	人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利
政治的要素	政治権力の行使に参加する権利
	議員および地方議会
社会的要素	経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利
	教育システムと社会的サービス

出典：T.H.マーシャル『シティズンシップと社会的階級』,1993:15より筆者作成

また、国際連合では市民の権利について「市民的、政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）」とその第一選択議定書を発効している。規約のなかでは、市民の政治的権利も規定されている。以下、国際連合広報センターからの抜粋である。

規約は移動の自由、法の前の平等、公正な裁判と無実と推定される権利、思想および良心と宗教の自由、意見と表現の自由、平和的な集会、結社の自由、公務および選挙への参加、少数民族の権利の保護などを規定している。（国際連合広報センター『市民的、政治的権利』<sup>[1]</sup>より）

また、1966年に国連総会で採択された自由権規約では、25条で以下のことが規定されている。

[1] 市民的、政治的権利 | 国連広報センター (unic.or.jp) (2022/09/21)

すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

- (a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること。
- (b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。
- (c) 一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。（外務省<sup>【2】</sup>より）

これについて、近藤は「選挙権と被選挙権の主体は「市民」とあり、自由権規約に一般的な「すべての人」となっていない。したがって、外国人の参政権は、規約上の要請ではない」と述べたうえで「規約は外国人の参政権を禁止するものではない。EU市民や英連邦市民や永住市民（ないし定住外国人）などに参政権を認めることも許容されている」と続けている（近藤敦,2019:210）。

## 1.2 海外における外国人市民の政治参加

伝統的な移民国家であるアメリカの事例を確認しよう。アメリカでは、基本的に外国人市民に地方参政権は認められていない。しかしながら、「1992年からメリーランド州のタコマ・パーク市などの一部の市町村で市町村議会・市町村長の選挙権を永住者等に認めている（近藤,2019:212）」。また、ニューヨーク市議会では2021年12月に外国人にも投票権を与える法案が可決している。以下はそれについて報じた日本経済新聞の記事である。

米ニューヨーク市議会は9日、外国人にも参政権を与える法案を賛成多数で可決した。2022年1月1日に発効する予定。同市に滞在する外国人のうち約80万人に選挙権が新たに与えられる見通しだ。

ニューヨーク市に30日以上滞在し、永住権や就労許可を得ている外国人が対象となる。市長選や市議会選などで投票できるようになる。不法入国時に18歳以下だった「ドリーマー」と呼ばれる若者も対象になる。（『日本経済新聞』2021年12月10日付）

ニューヨーク市以外でも、民主党の支持者が多い自治体を中心に同様の動きがみられている。しかし、共和党の反対は大きく、ニューヨーク市の外国人投票権に関する条例は2022年6月27日に裁判所によって無効とされている。以下、朝日新聞の記事である。

米ニューヨーク（NY）市が、米国の市民権を持たない外国人の一部に地方選挙の投票権を認めたことをめぐり、NY州の裁判所が27日、「州法に違反する」として差し止める判決を言い渡した。NY市内に住む80万～100万人が新たに投票できる予定だったが、不透明になった。

NY市議会は2021年12月、永住権（グリーンカード）や就労許可証を持っている外国人を対象に、市長選や市議選での投票権を認める条例案を可決した。しかし、投票権の拡大に慎重な共和党市議らが差し止めを求めて提訴していた。

27日の判決は、州憲法や州の選挙に関する法律は投票を「市民」の権利と定めっていると指摘。「米国民」と解釈すべきだと判断し、条例はこれに反すると述べた。また、条例は住民投票も経ていないために

【2】 市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) (mofa.go.jp) (2022/09/21)

無効だとした。(『朝日新聞』2022年6月29日付)

次に、ヨーロッパ諸国の事例についてみていく。「欧州諸国では、1970年代以降の移民の定住化を背景に、外国籍をもつ住民の社会統合の促進が政策的な重要課題となり、社会的・経済的領域における諸権利が徐々に保障されるようになってきている。政治的権利についても、スウェーデンをはじめ、デンマークやオランダ、ノルウェー、フィンランドなど、外国籍住民に対して地方レベルの参政権が認められている国もある」(NIRA・シティズンシップ研究会2001:7)。アイルランドでは、「1963から6か月の「定住者」に市町村議会の選挙権を、1974年から被選挙権を認めた。(北欧市民の域内自由移動との関連で北欧市民に地方参政権を相互に認める動きを一步進めて) 1976年からスウェーデンの3年の居住を要件とする定住外国人に県・市町村議会の選挙権・被選挙権を認めると、定住型が周囲の国にも広がった」(近藤敦,2019:210)。

また、「1992年2月7日に調印されたマーストリヒト条約は、「本国以外の加盟国に居住するすべての連合市民は、居住国の国民と同じ条件の下で、居住国の地方選挙において投票し、かつ候補者となる権利を有する」(86条)として、域内に住むEU市民に地方参政権を付与すべきことを定めた」(NIRA・シティズンシップ研究会,2001:194)。基本法改正を経て、「1994年12月19日、EU理事会はマーストリヒト条約の規定に基づき、EU市民の地方選挙権に関する細則を定めた」(NIRA・シティズンシップ研究会,2001:195)。これにより、EU市民は地方参政権を保障されることとなった。しかし、EU加盟国すべてが同じ対応をとったわけではない。ドイツでは1992年にもハンブルク都市州の議会で区議会への外国人選挙権を認める法案が可決、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州の市町村議会への外国人選挙権の導入を認める法案が可決されるなどの動きがあったが、キリスト教民主・社会同盟が違反として連邦憲法裁判所に提訴し、同年外国人の地方参政権は否認されている(NIRA・シティズンシップ研究会,2001:193)。1994年、上記の欧州共同体の要求を受け、「ドイツの各州は、1995年2月までに州法の改正を行って対応した」(NIRA・シティズンシップ研究会,2001:193)。しかし、指令の「基礎レベルの選挙」という文言をどう解釈するか、見解が分かれたため、EU市民に保障される地方参政権も範囲は州によって違いがあった。「ノルトライン・ヴェストファーレン州議会は95年10月、ニーダーザクセン州議会は95年12月州法の改正案を可決し、市町村及び郡の長ならびに議員についてEU市民の地方選挙権・被選挙権を保障した」。それに対し、「バイエルン州のほかにザクセン州が、市長や郡長は国家権力を行使するという理由から、EU市民である外国人の被選挙権を認めなかった」(NIRA・シティズンシップ研究会,2001:195)。こうした例はドイツだけでなく、「ギリシャ、イタリア、オーストリア、ルクセンブルク、ベルギー、フランス、オランダは、首長への立候補権と地方議会の被選挙権を認めなかった」(NIRA・シティズンシップ研究会,2001:196)。

## 2 日本における外国人市民の政治参加

### 2.1 90年代から現在に至るまで

日本において、外国人市民の地方参政権について議論されてこなかったわけではない。以下表1に地方参政権をめぐる動きについてまとめている。1995年には、最初の地方参政権訴訟の最高裁判決がくださった。これは1990年に特別永住者である在日韓国人らが選挙人名簿に登録するよう大阪市の選挙管理委員会に申し立てたところ却下されてしまったことを大阪地方裁判所に提訴したところからはじまる。大阪地方裁判所は原告の請求を棄却した。原告はこの判決を不服とし最高裁判所に上告した。最高裁では以下のような判決が下され、訴えは退けられた。

「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五一条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。

(中略)

我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」<sup>【3】</sup>

上記のように憲法の国民主権原理が挙げられたが、「民主主義社会における地方自治の重要性を考慮して、『永住者等』に地方選挙権を認める立法は、「憲法上禁止されていない」と判示した」。また、これにより「国会にボールが投げられた」（近藤,2019:215）。この最高裁判決をうけ、「自民党・社会党・さきがけの3党連立内閣の村山首相は、前向きに幅広く議論していく必要があるとの認識を示した（近藤,2019:215）」。当時の様子について、毎日新聞では次のように報じられている。

定住外国人の地方参政権問題が新たな与党三党の調整課題に浮上してきた。積極的な社会、さきがけ両党に対し自民党内には慎重意見が多い。このため三党は「法務」または「地方行政」の省庁別調整会議で意見調整を進める方針。しかし、意見の食い違いが大きいことから、結論が出るには時間がかかることも予想される。（『毎日新聞』1995年3月3日付）

実際、自民党内での意見集約ができず、「1998年に在日韓国人の参政権を要望した韓国の金大中大統領の来日直後、はじめて民主党と平和改革（衆議院の公明党会派）が永住外国人の地方選挙権法案を提出した。また、同年、共産党が永住外国人の（被選挙権も含む）地方選挙権法案を提出」している（近藤,2019:215）。1999年には自民党・自由党・公明党の自自公連立政権が発足した。その際の合意文書では、「永住外国人に地方参政権を付与する法律を成立させる内容も含んで」おり、「公明党と自由党は永住外国人の地方選挙権

【3】 052525\_hanrei.pdf (courts.go.jp) (2022/12/18)

保障に熱心であり、小淵首相も韓国の大統領との間でこの問題を前向きに検討する姿勢を見せていた」という（近藤,2019:215）。

しかし、自民党内では難色を示しており、2000年には、「自民党内の調整を断念し、公明党と自由党だけで（外国人登録証に国籍名がない朝鮮籍者・無国籍者を除く）永住外国人の地方選挙権法案を提出した」（近藤,2019:215）。その後、自民党・公明党・保守党の連立政権になってから、「保守党と公明党の永住外国人の地方選挙権法案、民主党の永住外国人の地方選挙権法案、共産党の永住外国人の地方参政権法案などが提案」されてきた（近藤,2019:215）。2009年には、民主党の小沢幹事長は、在日韓国人への参政権に関して前向きな意見を李明博大統領に述べており、法案提出を模索していたこともあったが、民主党内での反対により断念している。このように、いずれも「実質的な審議は進まなかった（近藤,2019:216）」。

表2：外国人市民の地方参政権に関する動き

1995	最高裁が地方参政権訴訟の訴えを退ける。
1998	民主党と平和改革が永住外国人の地方選挙権法案を提出
	共産党が永住外国人の（被選挙権も含む）地方選挙権法案を提出
1999	自民党・自由党・公明党の連立政権発足。 合意文書には永住外国人に地方選挙権を付与する法律を成立する内容も含む。
2000	公明党と自由党だけで永住外国人の地方選挙権法案を提出した。
2001	保守党と公明党の永住外国人地方参政権法案
2002	日本共産党が永住外国人の地方参政権法案を提出
2009	民主党政権が法案提出を模索（断念）

出所『多文化共生と人権』近藤,2019:215-216より筆者作成

## 2.2 参議院選挙の公約から見る日本の現状

2022年7月10日、参議院通常選挙が実施された。この選挙では自民党が63議席<sup>【4】</sup>の最大議席数を獲得している。今回の参議院選挙における各政党の公約から、外国人市民の地方参政権問題の日本の現状を考えていきたい。以下表2は、各政党の公約から、表3は移住連が各政党に実施した「移民政策に関する政党アンケート」を基に外国人市民の地方参政権に関する8政党の考えをまとめたものである。

最大議席数を所持する自民党は今回の公約では、外国人市民の地方参政権に関しては触れていなかったが、移住連のアンケートには「日本国籍を有する国民が決めるべき」と、参政権は付与しない旨を答えている。一方で自民党と連立与党である公明党は公約でも地方参政権の付与を掲げており、アンケートでも納税義務や地域貢献を理由に地方参政権を認めるべきと回答した。今回の選挙で17議席と野党の中では最大議席数を獲得している立憲民主党は、公約・アンケート共に検討を進めると述べている。次いで12議席を獲得していた日本維新の会は、公約では安全保障を理由に外国人への参政権は付与しないとす一方、帰化手続きの合理化・簡素化の推進を述べている。移住連のアンケートでも参政権については日本国籍を前提とする一方で、帰化手続きに関して同様のことが言及された。日本共産党、れいわ新選組、社会民主党は地域への密着や納税の義務を果たしているという理由から地方参政権付与に前向きな考えを示している。国民民主党は

【4】 参議院選挙速報2022 開票速報・選挙結果 -参院選- NHK (2022/8/12)

公約では触れていないが、移住連のアンケートには在住外国人政策の明確化の必要性を主張したうえで検討するべきと答えている。

以上の通り、8政党の中では、外国人市民への地方参政権付与に対して肯定的な姿勢を見せている政党が4党、否定的な政党が2党、検討を進めるべきとするのが2党と半分ではあるが肯定的な立場を示す政党の方が多い。しかしながら、議席数から考えると、肯定的な政党が21議席、否定的な政党が75議席、検討を進めるべきとする政党が22議席と、否定的な政党の議席数が最大である。また、移住連のアンケートには明確な回答がある一方で自民党、国民民主党は公約に地方参政権問題に関する記載がない。このことから、以前よりも外国人市民への地方参政権に関する問題への関心自体が低くなっていることが考えられる。

表3：外国人市民の地方参政権に関する各政党公約

自民	
立憲民主	外国人の政治参加や行政サービスの参画のあり方について検討を進めます。
公明	日本で生まれ育ち、納税の義務等を果たしている永住外国人への地方参政権の付与を実現します。
日本維新の会	安全保障上の観点などから、各級選挙や住民投票における外国人参政権付与については認めない一方、帰化を望む永住外国人のため帰化手続きのさらなる合理化・簡素化を推進します。
国民民主	
日本共産	永住外国人に地方参政権を保障することに、国会がただちにとりくむことを強く求めます。
れいわ新選組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共生社会の礎となる外国人の包括的な権利を規定する法律を制定します。</li> <li>・ 政策決定過程の透明化と行政監視における当事者参画の徹底を制度化します。具体的には、障害者、高齢者、子ども、生活困窮者、ニート・ひきこもり、LGBT、被災者、外国人等のマイノリティに関する政策決定における審議・検討過程、制度を執行する行政の監視機関等に、当事者を3分の1から半数の割合で参加する仕組みをつくります。</li> </ul>
社会民主	定住外国人に地方参政権を実現させます。

各政党HPより筆者作成

表4：「移民政策に関するアンケート」に対する各政党の回答

自民	×	国政及び地方政治の方向性は主権者である日本国籍を有する国民が決めるべき
立憲民主	△	外国人の政治参加のあり方について検討を進めます。
公明	○	日本人と同様に納税し、地域社会にも貢献していることを踏まえ、日常性の意思を反映させて然るべきであることから、認めるべき
日本維新の会	×	参政権は日本国籍を有することが大前提であり、帰化を望む永住外国人のために帰化手続きのさらなる合理化・簡潔化を推進する。
国民民主	△	国としての在住外国人政策の全体的な方向性や計画を明確にする必要があり、そのうえで現実的な検討が行われるべき
日本共産	○	地域社会に定着している外国人が地方参政権を持つのは当然の権利。18歳以上の永住・定住外国人に、地方選挙の選挙権・被選挙権を法定すべきです。
れいわ新選組	○	日本に根づいた基盤を持つ永住外国人にも地方参政権も認めていくことで、日本の社会が外国人と共生する社会になると考える。
社会民主	○	外国籍であっても自治体の住民として生活し、納税を始めとする一定の義務を負っている人びとが住民自治の担い手となることは当然

移住連「移民政策に関する政党アンケート」【5】より筆者作成

【5】 移民政策に関する政党アンケート 2022参院選 (migrants.jp) (2022/7/10)

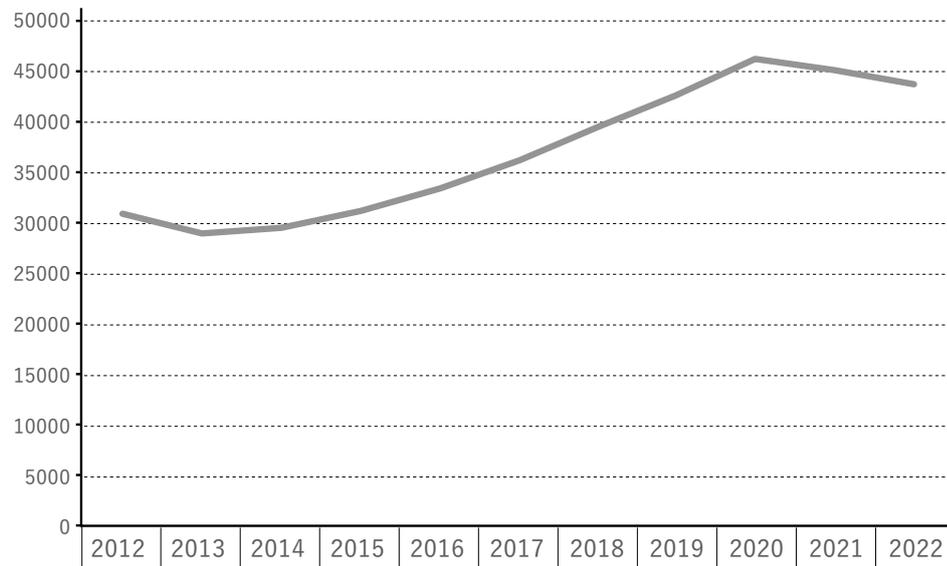
### 3 川崎市における外国人市民の政治参加

#### 3.1 川崎市の現状

地方参政権が認められなくとも、外国人市民の政治参加に対して積極的な活動を行っている自治体もある。中でも川崎市は早くからこの活動に取り組んできており、先進的といっても過言ではないだろう。ここからは、川崎市の事例について述べていきたい。

2022年4月末現在、川崎市には44,513人の外国人が暮らしており、その数は川崎市人口の約2.9%を占めている。図1は2012年～2022年の川崎市外国人住民人口の推移（各年3月末）である。図からもわかるように、2012年から2013年、2021年から2022年にかけて減少してはいるものの、川崎市の外国人住民人口は増加傾向にある。10年前の2012年と2022年とで比較すると12,639人増加しており、約40.6%増えている。

図1：川崎市外国人住民人口



川崎市『管区別年齢別外国人住民人口』【6】より作成

川崎市では、2022年4月末現在、141の国籍の人々が暮らしており、その多様性がうかがえる。以下表5は川崎市外国人国籍別人口数上位5か国をまとめたものである。最も多いのは中国で、15119人である。この数は川崎市外国人住民人口の約34.5%を占めている。2番目に多い韓国は7193人、次いでフィリピンが4756人となっている。

表5：川崎市外国人国籍地域別人口数

国籍	中国	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール
人口	15119	7193	4756	4482	1624

川崎市『外国人国籍地域別統計』【7】より作成

【6】川崎市：管区別年齢別外国人住民人口（city.kawasaki.jp）（2022/09/30）

【7】川崎市：外国人国籍地域別統計（令和4年度分）（city.kawasaki.jp）（2022/09/30）

次に、在留資格に注目してみる。在留外国人統計によれば、2021年12月現在、川崎市で最も多い在留資格は永住者である。永住者は15054人となっており、川崎市外国人総数のおよそ33.4%を占めている。次いで、技術・人文知識・国際業務（7568人）、特別永住者（4626人）となっている。以下、表5は川崎市の在留資格別在留外国人数を多い順に並べたものである。表からも、川崎市の在留外国人において、永住者が多いことがわかる。

表6：川崎市における在留資格別在留外国人口

在留資格	永住者	技術・人文知識・国際業務	特別永住者	家族滞在	留学	総数
人口（人）	15054	7568	4626	4043	2894	45013
割合（%）	33.4	16.8	10.3	9.0	6.4	100

e-stat『在留外国人統計』【8】より作成

## 3.2 川崎市外国人市民代表者会議について

### 3.2.1 設立経緯

川崎市ホームページによると、川崎市外国人市民代表者会議は1996年12月、外国人市民の市政参加の仕組みとして条例で設置された。これは全国で初めて外国人による政治参加制度であった。

樋口は代表者会議の特筆事項として、「①1992年から存在した大阪府の有識者会議とは異なり、代表者に応募する機会が広く一般に保障されている。その結果、さまざまな外国人市民の参加意欲を引き出し、かなり多様な国籍や社会的背景をもつ代表者が選出されてきた。②会議の自主的な運営が条例により保障されている。それだけでなく、行政当局との緊張関係が時として生じるほど、代表者自身も会議の独立性維持を指向している。③会議の提言を市長が尊重する条項が定められており、提言を直接とり入れた条例案が提出されるなど、政策的アウトプットに結びついている。（『外国人市民と政治参加』、樋口、2000:20）」の三点を挙げている。そのうえで、「ややもすると机上の空論になりがちであった市政参加のあり方について、具体的な判断材料を提供する点で、川崎市の事例は多大な意義をもつ」と評価している（樋口、2000:21）。

川崎市において、外国人市民の政治参加が本格的に始まったのは1980年代からである。「80年代に入ってはじめて、外国人にかかわる庁内組織が形成され、いくつかのプロジェクトが実行」されていった（樋口、2000:24）。川崎市ふれあい館が設置されたのも80年代だ。

80年代の政治参加の主役は現在川崎市ふれあい館の運営を市より受託されている「青丘社」だった。樋口はこの時期を「青丘社を中心とする在日韓国・朝鮮人の運動が実質的な成果を獲得し、川崎市当局の側でも対応体制が整備された期間だといってよいだろう」と述べている（樋口、2000:26）。しかし、「方針制定や開館建設のための一時的な体制であり、外国人市民担当部局ができたとはいいがたい」ともいう（樋口、2000:26）。実際、外国人市民の政治参加や外国人施策が本格的に制度化されていったのは1990年代に入ってからだった。

外国人市民施策連絡調整会議が毎年2回開催される、市民局に国際室が設置されるなど「外国人施策の体系化・制度化が進んだ90年代に入ってから、在日韓国・朝鮮人の団体も大衆団交から少数者への話し合いへと行為形態を変えていった」（樋口、2000:27）。川崎市外国人市民代表者会議はそのような中で設置さ

【8】 在留外国人統計（旧登録外国人統計） 在留外国人統計 月次 2021年12月 | ファイル | 統計データを探す | 政府統計の総合窓口 (e-stat.go.jp) (2022/10/19)

れた。

### 3.2.2 委員構成・参加条件について

川崎市外国人市民代表者会議は26名以内の委員で構成されている。委員の条件は外国籍であること、満18歳以上であること、川崎市に1年以上住民登録していることである。また、選任要綱では、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は4人をこえないものとする（第3条）、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切な配慮をすること（第4条）が定められており、委員の任期は2年である。委員の選考は公募制をとっており、選考方法は書類と面接の2段階である。Aさんは、委員の選考方法について、次のように語っている。

「最終的にどう決めているのかと言われれば、トップは局長で、メンバーは部長クラスの庁内の人たちの会議で諮って決めています。書類は当然、個人情報伏せるので、名前も住所も何も伏せています。

（経歴ぐらいを見てっていい感じですか？）

応募動機、とかですね。あとは何年住んでいるとか、日本語能力はどうかっていうところでやっています。～中略～

（応募者は）200人超えます。ただ、100人超は中国です。代表者会議は、国籍地域のバランスを取ってなっていて、大きい枠でいうと、アジア、アフリカ、西ヨーロッパその他、ラテンアメリカ、カリブ海諸国、あと東ヨーロッパという5地域の地域区分があります。これは国連の地域区分なんですけど、ここから必ず一人以上。後は、同一の国・地域は四人を超えない縛りがあって、なるべく多くの人を。やっぱり、バランスの多様性を確保したいというのはあるので、単に優秀な人を選ぶわけではないです。あとは、性別の多様性とバランスも大事。今は、男・女・その他に分けているんですけど、可能な限りそこはバランスをとる。同数にする。今のところ、その他は応募者いないので、基本的に男女比を同数でそろえるとか。あと、川崎市は七つの区があって、同じ割合、同じ比率にはできないですけど、誰もいない区はしないとか、そういう縛りは実はいろいろあって、繰り返しになっちゃうけど、優秀な人から、上からとっていくというよりは、いろいろなバランスを総合的に判断して、26人が選ばれているという形です。」（Aさん）<sup>【9】</sup>

## 3.3 会議の内容と課題

### 3.3.1 内容

会議では、2年かけて調査・審議を行い、その結果を報告、中でもとくに重要だと思われる意見を川崎市に「提言」として申し出る。川崎市は条例によって代表者会議からの意見の申し出を尊重することが定められており、各提言について担当局を決めて取り組むというように、全庁的な対応がとられている。また、毎年提言への市の取り組み状況を調査し、代表者会議への報告も行っている。

表7の通り、第12期では①外国人市民の子育て支援として、乳幼児健康診査のための多言語による支援の充実を図る。②日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるように日本語支援の充実を図る。③外国人労働者の適正な就労に向けた取組を推進する。の三つのテーマに沿って6つの提言がなされている。また、各提言を担当する部局は以下のように割り振られており、「問診票の「多言語記入ガイド」の活用」

---

【9】 2022年6月7日実施

「母子保健事業に関わる情報の多言語化の推進」「日本語指導が必要な子どもへの支援体制の整備」に関してはずでに取り組み状況はA（＝担当局が「一定の成果を得た」としたもの）となっている。一方、(火)外国人労働者の適正な就労に向けた取組を推進する。のテーマのもと出された提言についてはいずれも取り組み状況はB（＝担当局が「取組中・検討中」としているもの）となっている。川崎市の提言に対する取り組みは第12期でも半分ほどが成果を得られるものとなっていること、また提言の取り組み状況が一年に一度調査され報告されるという仕組みもあることから非常に有意義なものとなっていると考える。

表7：第12期の提言と担当部局、取り組み状況

	提言	担当部局	取組状況
①-1	問診票の「多言語記入ガイド」の活用	こども未来局	A
①-2	母子保健事業に関わる情報の多言語化の推進	こども未来局	A
②-1	日本語指導が必要な子どもへの支援体制の整備	教育委員会	A
③-1	外国人労働者の就労について国に働きかける	経済労働局	B
③-2	外国人を雇用する事業主等への啓発等の充実	経済労働局	B
③-3	外国人労働者への啓発や情報提供の充実	経済労働局	B

「川崎市外国人市民代表者会議 年次報告2021年度」<sup>[10]</sup>より作成

現在、委員を担っている第14期は2022年4月1日に任期が開始した。2022年9月11日の審議テーマを決める会議では、30ある審議項目のうち、委員一人につき3票の合計63票で投票が行われ、票数が多いものから審議テーマが6つに絞られた。表8をみてほしい。

表8：川崎市外国人市民代表者会議第14期における議題投票の結果

議題	票数（票）	議題	票数（票）
情報	9	地元応援券	1
外国籍のひとり親支援	9	保育園・幼稚園での異文化理解	1
外国人参政権	8	公園利用のルール	0
日本語学習の場の拡充	7	育児休暇	0
産後支援制度の周知	6	外国人の窓口相談	0
子どものいじめ・異文化理解	4	ウェルカムセット	0
メンタルヘルスケア	4	川崎市のアプリの充実	0
医療・研究	3	食べ物アレルギー・宗教的配慮	0
防災・災害	3	環境問題	0
子育て・教育	2	ごみ	0
税金	2	町内会・自治会の活用	0
保育	1	市立図書館における外国語書籍の充実	0
就職活動のサポート	1	審議会等委員の拡充	0
オリエンテーション／説明会	1	セーフティネットの充実	0
外国人コミュニティ	1	中高一貫の増設	0

参照：清水信敬の記録をもとに筆者作成

【10】 04shiryuu.pdf (city.kawasaki.jp) (2022/12/2)

表8は、1ゼミの清水信敬が会議を傍聴した際に作成した記録をもとに、票数が多かった議題順にまとめたものである。上の通り、最大票を得たのは「情報」「外国籍のひとり親支援」、次いで「外国人参政権」、「日本語学習の場の拡充」「産後支援制度の周知」がそれぞれ1票差で続き、「子どものいじめ・異文化理解」「メンタルヘルスケア」が同票で続く。本会議では6つのテーマに絞るため、再投票が行われ第14期での審議テーマは「情報」「外国籍のひとり親支援」「外国人参政権」「日本語学習の場の拡充」「産後支援制度の周知」「メンタルヘルスケア」に決定した。このように、審議テーマを決める際にもメンバーの意見が尊重されている。それぞれの議題に対して質問もメンバーから活発に出されており、メンバーの積極的で主体的な参加の様子がうかがえる。

### 3.3.2 課題

しかし、川崎市外国人市民代表者会議にも課題は残っている。一つに、代表者会議のメンバーの選出方法だ。上でも述べたように、代表者会議では初期から公募制でメンバーを選んでいる。樋口は「公募制は両義的な性格を持っている」と述べる（樋口,2000:30）。「参加需要の開拓という観点からすると、公募制は一定の意義をもつ。代議制では参加を望みえないし、これまで無視されがちであった外国人市民の意欲を引き出した」ことがプラスの側面として挙げられている（樋口,2000:30）。一方、「選挙で選ばれたわけではないことから会議の正当性に留保をつける見方は、代表者のあいだでも定着している」ことや「代表者がどの程度まで外国人市民一般を代表しているかは、疑問なしとしない」ことが挙げられる（樋口,2000:30）。実際、国籍や地域、性別のバランスに関しては選任要項やインタビューの中でも配慮がうかがえた一方、在留資格に配慮した選考基準は特にない。外国人市民一般を代表するのであれば、在留資格への配慮も必要だろう。

また、代表者の条件として、外国籍であることが設けられている。山田はこの選出基準について、「第二期の代表者のうち、ペルー国籍の日系人が途中で日本国籍を取得し、本人の申し出により解嘱されるという事態が生じたが。日本国籍を取得しても外国人としてのアイデンティティを保持して生きる人たちをどう位置付けるのが問われた場面でもあった」と述べ、「国籍条項によって日本人と外国人を峻別してきた政府の伝統的な方法を代表者会議が踏襲する必要があるのか、これも議論してみる価値がある」と述べている（山田,2000:52）。20年以上経った現在もこの選考基準は変わっておらず、日本国籍を取得しても外国人としてのアイデンティティを保持している人々の参加について、再度考えてもいいのではないだろうか。

最後に、代表者会議において出される提言が実現しやすいことも考慮され、自由度が失われかねないということが挙げられる。2022年6月28日にYさんにインタビューを行った。その中で以下のようなお話しがあった、

市民局に色々な難しい提言が来ても実現するように頑張ろうか。でも他局に、社会福祉だとか教育に絡むような他局にやってくださいとお願いするようなところは、ちょっとお手柔らかな提言にしてもらおうじゃないかみたいな声が、周りにぼそぼそぼそ聞こえます。それが代表者委員の人にもなんとなくわかってきて、なんか役所のほうが困ってそうだなみたいな。段々日本のお役所の雰囲気を知って、ちょっと表現を緩めるような、そんなことがあります。（Yさん）

もちろん、国政に関わってくるようなことを議題として挙げられても市は何もできないということもある。ただ言いたいことを主張するだけでは意義のある会議にはならない。外国人市民の代表として会議に参加する以上、会議を有意義なものにしようという志はメンバーに求められるだろう。また、会議への対外的な評価も気にせねばならず、市が実現しやすい提言であるかという点も考慮されてしまうのは仕方ないことなの

かもしれない。だが、実現しない議題がテーマになったとしても、話し合うこと自体に意義があるのではないかとということもある。

第14期の委員として会議に参加しているLKさんによれば、新たに決まった審議テーマのひとつ「外国人参政権」について質問すると以下のような回答があった<sup>【11】</sup>。

外国人市民代表者会議の方まだ議論十分とれていないので、それを探ってから自分の思いをつくりたいという風に考えております。まず、情報を私は求めているわけですね、もうすでに外国人に与えられている投票に関しての権利、その情報が足りてないような気がしますので、まずそれがもっと補強をされて、あれば助かるだろうという風に考えております。(LKさん)

LKさんは第14期の審議テーマ投票で「外国人参政権」に票を入れている。しかし、主張したい意見があるというわけではなく、議論を重ねる中で情報を得て、自分の考えをつくっていきたいと話している。それも一つ、メンバーが会議に参加する意義となっているのだろう。「外国人参政権」も、提言を市に出しても国政に関わってくる部分もあり実現が難しい審議テーマではあるかもしれない。しかし、議論すること自体に意義があるとすれば、提言が実現されやすいテーマばかりでなくメンバーが審議したいテーマで議論し提言をまとめられる自由さも必要なかもしれない。

---

【11】 調査日：2022年11月21日

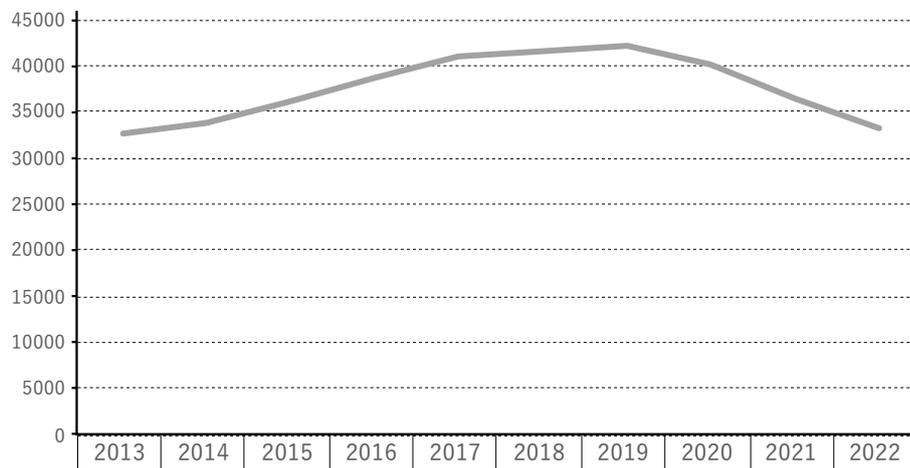
## 4 新宿区における外国人市民の政治参加

### 4.1 新宿区の現状

新宿区でも、外国人市民の政治参加に対して積極的であり、外国人市民がまちづくりに意見を述べることのできる場が用意されている。この章では、新宿区の事例について述べたうえで、第3章で取り上げた川崎市外国人市民代表者会議と比較していきたい。

2022年4月1日現在、新宿区には33,155人の外国人が暮らしている。この数は、新宿区総人口の約9.7%にあたる。以下、図3では新宿区外国人人口の推移をまとめている。グラフからもわかるように、2013年から2019年にかけて新宿区の外国人人口は増加していた。しかし、2020年から現在にいたるまで、外国人人口は減少しており、現在は2014年の人数を下回っている。

図3：新宿区 外国人住民人口



新宿区『住民基本台帳人口 外国人住民国籍別男女別人口』【12】より作成

また、新宿区では119の国籍の人々がくらしている。以下表8に、2022年4月における新宿区外国人国籍別人口数上位5か国をまとめた。最も多いのは中国で10,895人であり、新宿区の外国人人口の約33%を占めている。2番目に多いのが韓国で8,614人、3番目がネパールで2,282人となっている。

表9：新宿区外国人国籍地域別人口数

国籍	総数	中国	韓国	ネパール	ベトナム	ミャンマー
人口(人)	33155	10,895	8,614	2,282	2,124	1,722
割合(%)	100	32.9	26.0	6.9	6.4	5.2

新宿区『住民基本台帳 外国人住民国籍別男女別人口』より作成【13】

在留外国人統計によれば、2021年12月現在、最も多い在留資格は川崎市同様、永住者である。その数は

【12】 住民基本台帳人口 外国人住民国籍別男女別人口：新宿区 (shinjuku.lg.jp) (2022/10/19)

【13】 住民基本台帳人口 外国人住民国籍別男女別人口：新宿区 (shinjuku.lg.jp) (2022/10/19)

8276人で、新宿区の外国人総数の23.8%を占めている。2番目に多いのが7349人の留学生である。新宿区の外国人総数の21.1%を占めており、日本全体の約3.5%の留学生が新宿区で暮らしている。この多さは新宿区の特徴としても挙げられるだろう。次いで多いのが技術・人文知識・国際業務（5778人）である。以下、表9では新宿区の在留資格別外国人数を多い順に並べている。表からも、永住者・留学生が他と比較してかなり多いことがわかるだろう。

表10：新宿区における在留資格別在留外国人人口

在留資格	永住者	技術・人文知識・国際業務	特別永住者	家族滞在	留学	総数
人口（人）	8276	7349	5778	3710	2023	34768
割合（%）	23.8	21.1	16.6	10.7	5.8	100

出所：e-stat『在留外国人統計』<sup>【14】</sup>より作成

## 4.2 新宿区多文化共生まちづくり会議について

### 4.2.1 設立経緯

新宿区では、「多文化共生のまちづくりを総合的・効果的に進める<sup>【15】</sup>」ことを目的に、区長の附属機関として、「新宿区多文化共生まちづくり会議」を2012年に条例によって設置している。条例第2条の中で、多文化共生のまちづくりについて「多様な文化や習慣を身に付けた人々が、交流し、相互理解を深め、共に生きるための地域社会の形成に資する活動<sup>【16】</sup>」と定めている。

また、多文化共生会議がつかさどる事務について、区長の諮問に応じ、「区内の各地域における多文化共生のまちづくりに関する課題の解決のための区の重要な施策に関すること」「区内における多文化共生のまちづくりを推進するための外国人である区民等に対する支援に係る区の重要な施策に関すること」「その他区内における多文化共生のまちづくりの推進に関し、区長が必要と認める事項」の3つの事項について調査審議し、区長に対して答申すること、区内における多文化共生のまちづくりの推進のために必要な事項について、区長に意見を述べることの大きく2つを定めている。

### 4.2.2 委員構成・参加条件について

多文化共生まちづくり会議の委員については、①学識経験を有する者 ②区民 ③多文化共生活動団体の構成員 ④地域団体の構成員の内から、区長が委嘱するものとし、32人以内と定めている。また、委員の任期は2年以内とし、再任は妨げないと規定されている。

実際、第1期から第3期において、外国籍者と日本国籍者の割合は2：3程度であり、外国人と日本人双方の意見が聞ける会議であると考えられる。また、委員の中には出身は他国であるが国籍は日本である委員も含まれており、多様な側面から意見を交わせるのではないかと推測する。外国籍委員12～14人に対し、全ての国籍数は8～10となっており、新宿区の特徴である国籍の多様性が委員構成にも反映できているのではないだろうか。しかしながら、会議の委員として、留学生が参加しているのは第1期と第3期であり、

【14】 在留外国人統計（旧登録外国人統計）在留外国人統計 月次 2021年12月 | ファイル | 統計データを探す | 政府統計の総合窓口 (e-stat.go.jp) (2022/11/02)

【15】 新宿区多文化共生まちづくり会議：新宿区 (shinjuku.lg.jp) (2022/12/18)

【16】 新宿区多文化共生まちづくり会議条例 (g-reiki.net) (2022/12/18)

それぞれ1人ずつである。

## 4.3 会議の内容と課題

### 4.3.1 内容

新宿区では、区長から受けた諮問について2年にかけて審議を行い、そこでの提言をまとめ会議の答申として提出している。テーマが複数ある場合には部会が設置され、部会ごとに審議を行っている。

第4期（2018年～2020年）では、部会は設置せず、「しんじゅく多文化共生プラザの活用による多文化共生のさらなる推進について」というテーマで議論が行われている。このテーマは、「新宿区多文化共生実態調査」により明らかになったしんじゅく多文化共生プラザの認知率の低さ、利用者が減少傾向にあるといった状況がもとになっている。委員たちには実際に、しんじゅく多文化共生プラザと多目的スペースにて開催中の「新宿日本語教室」を見学する機会も設けられた。そのうえで、プラザの機能別に、新宿区が多文化共生の中心として、コーディネートとしての機能を施設が果たせるよう、意見交換がなされていた。第4期では、以下のようにプラザの機能7項目別に具体的な提言がされている。

#### ①外国人相談

相談体制の充実化、適切な広報活動と周知、相談しやすい環境の整備

#### ②日本語学習支援

生活に役立つ日本語学習支援、時間の取りにくい住民への配慮、地域全体の日本語教室に関する提示、地域のつながりをコーディネートできる人の配置

#### ③情報提供

多言語ウェブサイト、外国人コミュニティとの連携による効果的な情報発信

#### ④イベント開催

プラザならではのイベント、来場者を増やす工夫、場所活用に留まらない手法

#### ⑤ネットワーク機能・周辺民間団体との関わり

各団体とのつながり充実化、つながりを促し具体的な事例や成果を共有する役割となる、多文化共生連絡会<sup>17)</sup>によるネットワーク機能を強化、拡大する

#### ⑥多文化共生意識の醸成

地域団体との連携による地域展開の推進、外国人コミュニティ、学校と地域団体との連携の促進、多文化共生の基礎的な理解を醸成するための機会創出

#### ⑦プラザの運営体制

専門性と経験を有する職員の配置又は増員による機能強化、専従的な職員の配置、運営主体に民間の活力を活かすことや外国人目線のサービス展開の検討

多文化共生まちづくり会議で提言された後は、区の各部署が施策へと反映させていくこととなっている。まず、提言までの流れとしては、「期間途中に同会議の審議経過の中間まとめが出される。区側が審議の方向性や中間まとめの事実認識を確認する一方で、会議側は残りの期間で中間まとめをブラッシュアップしていく。具体的には、①行政が実施すべきか、②実現の可能性があるか、③効果的か、④類似した具体策は統合できないか、⑤他の機関が作成した既存資料を活用できないか、の5つの点から検討」する（吉田,2019:60）。その後、最終的に提言されたら各部署が動くといった枠組みだ。

---

【17】新宿区多文化共生連絡会：新宿区（shinjuku.lg.jp）（2022/1/26）

実際、新宿区で以前行われた「多文化防災フェスタしんじゅく」は第1期で出された答申を受けての開催だった。また、上述のように、第4期では多文化共生プラザの活用について議論されていた。これは第2期で挙げられた提言の一つである「しんじゅく多文化共生プラザの運営方法見直し」を受けての審議テーマだと考えられる。川崎市のような施策反映に関する報告が明確には行われていないものの、提言の施策反映が行われていると考えてよいだろう。

#### 4.3.2 課題

新宿区多文化共生まちづくり会議の課題として、留学生の参加が少ないことがある。新宿区において、在留資格別にみて二番目に多いのが「留学生」であり、新宿区における外国人総数の約21%を占めている。しかし、第3節でもふれたが、会議の委員として留学生が参加しているのは第1期と第3期に限られており、またそれぞれ一人ずつとなっている。これは十分な人数であるとは決して言えない。新宿区民の意見をより反映するためにも、留学生の参加人数を増やすことが必要だろう。

次に、会議を通じたコミュニティ形成が挙げられる。2021年11月30日、多文化共生まちづくり会議の委員であIさんにオンラインでインタビューを実施した。Iさんはまちづくり会議の委員構成でいうと多文化共生団体にあたるZ会に所属しており、4期、5期の2期にわたって委員を継続している。インタビューの中で、Iさんは多文化共生まちづくり会議の課題について次のように話している。

せっかく多文化共生まちづくり会議に出てるんだから、議論だけして終わりなんじゃなくて、もっと自分たちの国の文化とかをも話し合える時間があったら良い。

皆せっかくそこで縁があって会って話してるのに、いつも議題に沿って話して終わっちゃうと、いつまで経っても、その人たちの深い文化までは触れることは難しい。

もし自分たちが可能であれば、自分たちでコミュニティを作れば良いんだけど、会議があつての私達ひとりひとりだと思うので、そこでもっとコミュニティが出来れば良い。

自分ももっと役に立ちたいし、頂いたものをまた分けて、自分の知っているところに発信していきたい。  
(Z会Iさん)

上述の通り、会議では每期テーマが設定され、それに沿って議論が進められる。会議としての機能を果たすには十分だが、参加者同士のより活発なコミュニケーションをつくっていくことはお互いをより理解し深い議論に繋げるためにもよいのではないだろうか。会議への参加を通して、参加者同士が国籍や文化、立場を超えた新たなコミュニティを生んでいけるような工夫は今後の課題だろう。

## 5 結論

本論では、川崎市・新宿区の事例を参考に、外国人市民の政治参加について述べてきた。外国人市民が自治体の政治に参加することの意義とは何なのだろうか。川崎市外国人市民代表者会議に参加するLKさんは代表者に立候補した理由について、次のように述べていた<sup>[18]</sup>。

ピンポイントでもないかもしれないのですが、私には2つの愛があって、一つは日本、もう一つは外国人。で、日本人外国人両方とも普遍的なもの求めていると思いますね。安全・安心そういった生活・幸せ・人との関係。その二つの愛の間に私が立って何かできることがあるのではないかと思われました。日本と外国、その橋渡しの役割私ができばうれしいなという風に思われました。(LKさん)

現在、日本には282万3,565人の外国人が暮らしており、日本人と外国人が共に暮らす社会が必要となってきたといえるだろう<sup>[19]</sup>。このような状況で、日本人と外国人の橋渡しを行える存在というのは鍵となる。

外国人市民は地方政治において、その存在になる可能性を持っており、LKさんのように実際そのような存在になりたいと意気込み、会議に参加する外国人市民もいる。

また、新宿区多文化共生まちづくり会議に参加するIさんは多文化共生まちづくり会議の意味について次のように話した。

意味はやっぱり文化をお互いに知って、まちを作っていくための基であることなので、それが意味なんじゃないかなと思いますね。基づくり。

土台をつくっていかないと。土台って大事ですよ。崩れない土台。たくさんの文化が混ざっている場所だからこそ、土台作りって大事なのかなと思っています。(Z会Iさん)

新宿区多文化共生まちづくり会議は、外国人も日本人も参加できるものとなっている。だからこそ、お互いがお互いの文化を知ることができる。Iさんの話にもあるように、お互いの文化や価値観を知ることが、まちの発展には欠かせないものとなるだろう。また、日本人外国人関係なく、同じまちに暮らす仲間として、まちをさらによいものにしていこうと志せることは、まちのさらなる発展に効果があると考えられる。また、会議に参加することで、委員は多くの情報を知ることができるという点にも、これら会議の意義がある。LKさんは参加前後の印象の変化について以下のように話した。

一番大きい所は目が開かれたというか、認識が高まったというか、何の変わりがあるのかわからないんですが、とにかく川崎市がやっているサービスとか外国人を考えての配慮とかその辺知るようになりましたので川崎市、やっぱり多文化の都市としてもうすでに色々とりくんでいることわかるようになりました。それも、感謝に思うこと。(LKさん)

---

【18】 2022年11月21日実施

【19】 令和3年6月末現在における在留外国人数について | 出入国在留管理庁 (moj.go.jp) (2022/12/27)

市が行うサービスや配慮について、どのようなものがあるかは参加する委員にとって非常に有益な情報だろう。また、それらサービスに対して、実際そこで暮らす外国人市民としてどうしてほしいのかという生の意見を届けられることは参加委員にとって良いことなのはもちろん、そういった意見は市にとっても貴重な情報である。委員側自治体側、双方にメリットがあるということは、この会議の大きな意義ではないかと考える。

彼らが政治に参加する意義とは、インタビュー内でもあったように、日本人社会と外国人社会をつなぐ橋渡しのような存在になれることなのではないか。多くの外国人が日本に暮らす今の時代、外国人にとっても日本人は欠かせないし日本人にとっても外国人は欠かせない存在となっている。そのような状況だからこそ、お互いが暮らしやすい環境をつくっていかなければならない。そのためには、外国人市民の意見が政治に反映される仕組みづくりが必要不可欠となってくる。

その制度のひとつとして、外国人市民の地方参政権があるが、日本では認められていない。市民権には、政治に参加する権利は含まれていると考えられており、諸外国でも定住者への地方参政権を付与している国は多数ある。しかしながら、近年、外国人市民の地方参政権問題に関する議論は活発だとは言えない。実際、2章でも述べたように、最大議席数を獲得した自民党をはじめ、7月の参議院選において公約の中でこの問題には触れていない政党もある。

外国人市民への地方参政権問題において、彼らの政治に関する意見はそのまちの発展にとって欠かせないものである。外国人市民に地方参政権を付与することは外国人市民にとってだけでなく、地方自治体にとっても意義のあることだと考える。今後、外国人市民の政治参加がより積極的なものとなり、日本人と外国人双方にとって暮らしやすい環境が整っていくことを期待する。

## 参考文献等

- ・ Marshall T. H. (.H.・ Bottomore Tom B. (.B.・ 岩崎 信彦・ 中村 健吾, 1993, 『シティズンシップと社会的階級：近現代を総括するマニフェスト / T・h・マーシャル, トム・ボットモア著；岩崎信彦, 中村健吾訳』法律文化社.
- ・ 宮島 喬, 2000, 『外国人市民と政治参加 / 宮島喬編』有信堂高文社.
- ・ NIRA・シティズンシップ研究会, 2001, 『多文化社会の選択：「シティズンシップ」の視点から / Nira・シティズンシップ研究会編著』日本経済評論社.
- ・ Schnapper Dominique・ 富沢 克・ 長谷川 一年, 2012, 『市民権とは何か / ドミニク・シュナペール著；富沢克, 長谷川一年訳』風行社.
- ・ 近藤 敦, 2019, 『多文化共生と人権：諸外国の「移民」と日本の「外国人」/ 近藤敦著』明石書店.
- ・ 『朝日新聞』2022年6月29日
- ・ 『日本経済新聞』2021年12月10日
- ・ 『毎日新聞』1995年3月3日
- ・ 「自民党」総合政策集2022 J-ファイル (nifcloud.com) (2022/07/10)
- ・ 「公明党」manifesto2022.pdf (komei.or.jp) (2022/07/10)
- ・ 「立憲民主党」2022\_seisakushu.pdf (2022/07/10)
- ・ 「日本維新の会」「身を切る改革」と徹底した透明化・国会改革で、政治に信頼を取り戻す | 日本維新の会 参議院議員選挙2022 (o-ishin.jp) (2022/07/10)
- ・ 「国民民主党」国民民主党政策パンフレット20220606-2 (new-kokumin.jp) (2022/07/10)
- ・ 「日本共産党」69、外国人問題 | 2022参議院選挙政策 | 日本共産党の政策 | 日本共産党中央委員会 (jcp.or.jp) (2022/07/10)
- ・ 「れいわ新選組」附属文書(れいわ新選組 2021年 衆議院選挙 マニフェスト「れいわニューディール」)| れいわ新選組 (reiwa-shinsengumi.com) (2022/07/10)
- ・ 「社会民主党」重点政策2022発表について - 社民党 SDP Japan (2022/07/10)
- ・ 移住連「移民政策に関する政党アンケート2022参院選」(2022/7/10)
- ・ 国際連合広報センター「市民的、政治的権利」(2022/09/21)
- ・ 外務省「市民的及び政治的権利」(2022/09/21)
- ・ 最高裁判所「判例」(2022/12/18)
- ・ NHK「参院選開票速報」(2022/8/12)
- ・ 新宿区「新宿区多文化共生まちづくり会議」(検索日2022/12/18)
- ・ 新宿区「新宿区多文化共生まちづくり会議条例」(検索日2022/12/18)
- ・ 出入国在留管理庁「令和3年6月末現在における在留外国人数について」(2022/12/27)
- ・ 新宿区「新宿区多文化共生連絡会」(2022/1/26)
- ・ 新宿区「住民基本台帳人口 外国人住民国籍別男女別人口」(2022/10/19)
- ・ 政府統計の総合窓口e-stat「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」(2022/11/02)
- ・ 川崎市「年次報告 資料」(2022/12/2)
- ・ 川崎市「外国人国籍地域別統計(令和4年度分)」(2022/09/30)
- ・ 川崎市「管区別年齢別外国人住民人口」(2022/09/30)





うつ病患者の回復過程における困難と  
患者による自己管理について

牧野 純



## 【目次】

序論 .....	329
1. 病むということ .....	332
1.1 病人役割 .....	332
1.2 診断とは .....	332
2. うつ病について .....	333
2.1 診断基準と治療法 .....	333
2.2 うつ病の特徴 .....	334
3. うつ患者の傾向 .....	335
3.1 Helplessness .....	335
3.2 悲観的な説明スタイル・自動思考 .....	336
4. 回復とは .....	337
4.1 認知の修正（認知行動療法）に関わる課題 .....	337
4.2 何をもって回復とするのか .....	338
4.2.1 患者にとっての回復とは .....	338
4.2.2 社会的役割と回復 .....	339
5. 回復に関わる問題 .....	340
5.1 回復に関わる患者自身の葛藤 .....	340
5.2 病人役割がもたらす感情管理とその負担 .....	340
5.3 患者に生じる悪循環 .....	341
5.4 「望ましい病人」とは .....	342
6. 患者が病いに対処する過程 .....	343
6.1 慢性疾患と生きるとは .....	343
6.2 うつ病患者の具体例 .....	343
6.3 患者の自己管理とは .....	346
6.3.1 他者の二分化 .....	346
6.3.2 患者による説明モデルの構築とヘルスケア・システム .....	347
6.4 患者による戦略 .....	348
結論 .....	350
参考文献 .....	353



## 序論

2000年代以降、患者数の増加や自殺などといった社会的な問題の拡がりから、うつ病をはじめとした気分障害が人々の関心を集めるようになった。1990年代には横ばいに推移していた患者数は、2000年代に入って著しく増加している。また、厚生労働省の「令和3年版自殺対策白書」では、原因・動機別の自殺の状況について、「健康問題」の割合が最も高いことが示されている<sup>【1】</sup>。世界保健機関の「Preventing Suicide: a global imperative」(2014)によると、自殺で亡くなった人の中で精神障害を抱えている人は90%であり、自殺関連行動と最も関連のある精神障害は、うつ病とアルコール使用障害であるという<sup>【2】</sup>。

東京都福祉保健局も、自殺者の多くが自殺前に何らかのこころの病を抱えている状態であり、中でもうつ病が多くの人に見られたと述べる。うつ病は誰でもかかる可能性のある病気であり自殺の要因ともなりうるため、早期発見・早期治療が重要であるとされている。インターネット上には、公的機関によるものから民間のクリニックのサイトのものまで幅広くうつ病を疑うサインやセルフチェック項目などが掲載されている。

また、職場生活でのストレスなどから「うつ病」の診断を受け、休職する人の割合も増加している。奥田祥子は、職場における問題に悩む当事者がうつ病という診断を受けて休職する過程には、パーソンズの病人役割への「期待」が存在するのではないかと指摘している(奥田, 2020)。病人役割とは、医療者からの診断によって患者が得る「役割」であり、これによって患者は社会的役割を免除される。奥田はこの役割への「期待」について、当事者が職場から逃れるために「職場で課せられた役割、社会人として社会で果たすべき役割などを免除されるよう、自ら『病人』を演じてしまう」(奥田, 2020, 178)と述べている。

うつ病は、抑うつ感などの気分変調や倦怠感など、当事者が「何かしたい」と思っているにもかかわらず、身体がついていかないといった症状が長期的に生じる。治療の中心となる抗うつ薬は、ゆるやかに効果が出る薬であることから、治療も長期的なものとなる。気長に治療を継続しなければならない中で、患者自身は自身の健康状態や周囲との関係において、「回復」に関わる葛藤を抱えるのではないだろうか。

当初、患者は病人役割によって得た社会的役割からの免除を維持したい、つまり復職したくないなどといった「社会的」な理由によって回復から遠ざかるのではないかと推測していた。しかし、うつ病や慢性疾患に関わる文献を読み進める中で、患者が順調に回復できない、または回復したいという意欲を持ち続けられない原因は、社会的役割の問題だけでは説明できないと考えるようになった。

社会的に広く共有されている病気からの回復とは、病人役割概念の役割期待が作り出す回復である。この「回復」とは、病気は「完治するもの/または完治させるもの」であることを前提としており、患者には、回復によって病気を患う以前の状態に戻ることが期待される。しかし、慢性疾患の患者は病気を患う以前の状態に戻ることができず、病いの経験を持って日常生活の中の困難や課題に対処しながら生きていくことになる。つまり、病気の解消ではなく、生活の中で病気が占める割合を減らすこと、病気が対処可能なものとなっていくことが目指されるため、患者にとって病気とはともに生きていくものとして位置付けられる。その一方で、医療者にとって病気とはあくまで「治す」ものであり、回復とは「元に戻る」ことである。患者にとっての現実的な「回復」が、社会的な「回復」と異なることによって、患者は病いに対処しながら生きていくという日々の課題に加え、健康な他者たちに元には戻れない自己への理解を求めなくてはいけないとい

【1】 厚生労働省,「令和3年版自殺対策白書」

【2】 厚生労働省,「No.3 自殺の予兆への介入 | うつ病 | こころの耳:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」

う負担を抱えることになる。このように考えると、患者は職場環境や家庭環境などといった発症の原因となりうるような社会的な問題の解決のみでは、病気を治すということは達成し得ないのである。

うつ病という慢性的な病気に関わる「回復」のあり方について、病人役割の役割期待によって作られる医療者視点の「回復」と、病いの経験の中で患者が目指す「回復」は大きく異なると考えられる。患者は、病人役割を引き受けることによって社会的役割を免除される一方で、医療者にとって「望ましい病人」であることや、医療者視点の「回復」を求められることになる。うつ病患者が回復意欲を維持できない、言い換えれば「病人」であり続けたいと考えるのは、社会的役割の免除に関わる問題が原因ではなく、患者にとっての「回復」と社会的に共有されている「回復」が大きく異なるためではないだろうか。

本稿では、病人役割概念とうつ病の診断基準や傾向をもとに、うつ病からの回復とは何か、回復に関わる問題とはどのようなものかを論じ、具体的なうつ患者へのインタビューから、患者の自己管理について論じる。そして、患者の自己管理をもとに、患者によるうつ病という病いととも生きるための「戦略」について検討する。

アーサー・クライマンは、その人固有の病いの経験を理解するために、一般に「病気」と呼ばれるものを、「疾患 (disease)」と「病い (illness)」に分けて考えた (堀川, 2002, 116)。「疾患」と「病い」の違いについて、堀川英起は以下のように説明する。

病気の生物医学的側面を表す「疾患」(disease) に対して、「病い」は病気の社会文化的、主観的側面に注目する。疾患とは、もっぱら生物学的な視点から構成された現実を指すのに対して、病いは、病者とそれを取り巻く人々が、症状や苦しみをどう受け止め対処し生きていくかの経験の総体を指す (堀川, 2002, 65)。

本稿でも、実際の症状に関わる内容については「病気」、患者の病気に関わる経験については「病い」という言葉を使い分けて論じる。本論の流れは以下の通りである。

1では、社会の中で人が病むことについて、病人役割概念と診断というプロセスから、人がいかにして「病人」と認められるのか述べる。病人役割によって人々は社会的役割を免除される一方で回復義務を負い、回復に向かうことを社会的に要求される。

2.1では、うつ病の診断基準である類型診断とその問題点、うつ病の治療法について解説する。2.2では、うつ病の特徴について述べる。

3では「Helplessness」「自動思考」「悲観的な説明スタイル」から、うつ病患者に共通する傾向、うつ病が長期化する原因についてまとめる。「自動思考」や「悲観的な説明スタイル」といった認知の歪みは、うつ病に大きく関わる傾向であると考えられる。その一方で、これらの認知的な問題の解消のみではうつ病から回復することは難しい。

4では、病気からの「回復」に注目し、認知の歪みの修正に関わる課題と、患者にとっての回復とは何か、社会的役割と回復の関わりについて論じる。4.1では、認知の修正に関わる課題について、アラン・V・ホーウィッツの指摘をもとに論じる。4.2では慢性的な病いからの回復とは何を指すのかについて、患者視点と医療者視点では「回復」に求めるものが異なると論じる。医療者の求める「回復」が病気を「治す」こと、すなわち患者が「病気になる前の状態に戻る」ことであるのに対し、患者にとっての「回復」とは、病気が対処可能なものとなることである。4.2.1では患者視点の回復に着目し、患者は病いの経験の中で病気によって生じる困難に対処できる主体となることが目指されることについて論じる。4.2.2では社会的な回復について、医療者が求める「回復」が社会的に共有されていることによって、患者が「病人」であるために抱

える葛藤について述べる。

5では、回復に関わる問題として、患者自身の葛藤と病人役割によってもたらされる感情管理の負担について、また、それによって生じる悪循環とその原因と仮定される「望ましい病人」像について論じる。5.1では患者が「回復したい」と思い続けられない状況があることについて、5.2では病人役割によって生じる感情管理と病人特有の感情規則について論じる。5.3では、感情管理の負担によって生じる「悪循環」について、5.4では「悪循環」の原因と考えられる、医療者視点の「望ましい病人」像について論じる。

6では、慢性疾患と生きる患者は日常生活に生じる問題に対処する「戦略」が必要になるということを前提として、堀川英起によるうつ病患者へのインタビューの引用から、うつ病患者の自己管理と患者による戦略について論じる。6.1では、慢性疾患と生きることについて、6.2では堀川によるうつ患者へのインタビューを具体例として紹介する。6.3では「他者の二分化」「説明モデル」「ヘルスケア・システム」をもとに、患者の自己管理について分析する。6.4では6章全体の内容をもとに、患者による自己管理と患者が生きていくための戦略について論じる。

# 1. 病むということ

## 1.1 病人役割

病気になるということは、社会的にどのような意味を持つのだろうか。「病人役割 (sick role)」とは、パーソンズが提唱した医療社会学における重要概念の一つである(野島, 2021)。パーソンズは、「社会システムが存続するために充足すべき先行要件として健康を捉え、健康とは人が課された役割を遂行する最適状態であり、その対極に位置するのが病気である」(野島, 2021, 16)とし、病気とは単に身体的または精神的な機能異常が生じているということだけでなく、社会的役割を遂行することが困難な「逸脱」であり、それに対処するのが医療であるとした。この病人役割は、医師の診断という正当な過程を経て「病人」と認定されることによって得られるが、この認定が得られないかぎり、症状を訴える人の状態は「病気」として承認されない(野島, 2021)。これについて野島はネットルトンの言葉を次のように引用している。

人は、異例に「病む」ことは許されない。社会は、「認められた」病理学上の、あるいは生理学上の異常が不在の場合、人びとが病むことの許可をすぐには与えないのである(野島, 2021, 33)。

私たちは社会の中で「ただ病む」ということは許されないのである。診断によって自らの訴える症状が正当性を持った病いであると認められないかぎり、自身の感じる不調への社会からの配慮や役割の免除は期待できない。つまり、診断名が見つからない、すなわち病気であると認められなければ、自分の感じる症状や経験を否定されるだけでなく、遂行が困難に思われる社会的役割を免除してもらうこともできない。

パーソンズの病人役割を野島は以下のように紹介している。野島によると、パーソンズの病人役割には、正常な社会的役割の責務の免除、病気に対する責任の免除、望ましくない病気という状態からの回復の義務、医療専門職への援助の要請と協力義務という四つの期待があると述べている(野島, 2021)。

病人役割について、最重要であるのは「免責」である。正常な社会的役割からの免除、病気に対する責任の免除がこれにあたる。病人役割を得ることによって、自身に課せられていた負担を免除されることを、社会によって許されるのである。そして次に「回復」がある。病気という状態からの回復義務、医療からの援助と協力義務がこれにあたる。つまり、病人役割を与えられるということは、課せられていた社会的役割を免除されると同時に、正常な状態への回復を求める姿勢が要求されることになる。

病気という状態は一種の「逸脱」である。逸脱とは、ルールから外れた望ましくない状態や行為を指すものであり、共有されているルールは所属している社会によって異なる。病気に対して医療とは、逸脱状態に対して処置や治療を行う、つまり病気「うまく処理する」機能を持っているものである(野島, 2021)。

先に述べたように、人々は異例に病むことは許されない。正当に病むためには病人役割を得ることが必要であり、病人と認められるためのプロセスとして診断がある。

## 1.2 診断とは

人々が正当な病人と認められるためのプロセスとして診断がある。「診断は極めて重要な出来事でありプロセスである」(野島, 2021, 3)と言われるように、私たちは医学的な証明がない限り病人として認められない。診断が見つからないということは、当事者が感じている苦痛が医学的に承認されないというだけでなく、自らの症状についての情報にアクセスする方法も得ることができず、困難の中に取り残されてしまうのである。

病人として認められないことによって、自身では不可能に思われる物事を免除されることができず、その上に満足に役割を果たせなければ、周囲に責められることも免れない。

診断の力について、野島はA・M・ジュテルの言葉を次のように引用している。

診断を得たからといって、事態が良くなるとは限らないが、問題は明確になる。説明できないことが説明できるようになり、どうすればいいかはっきりする（野島, 2021, 40）

診断されることによって事態が解決するわけではないが、診断の重要性とは、それによってどこかへ続く道筋が生まれ、何らかの可能性が開かれることであると考えられる。診断それ自体は治療ではない。しかし、それによって病む人に生じている事態が以前よりも明らかになり、説明ができなかったものが説明可能になるということは、治療や生活、先の人生を考えられるようになるということなのである。

チャールズ・E・ローゼンバーグによれば、私たちの文化において疾患とは、私たちが同意してはじめて社会的な現象として存在するという（野島, 2021）。いくら個人が生活上の困難や苦痛を抱えていても、それらは名づけられるまで病いとは認識されない。つまり「病気」とは、私たちの中で名付けられ、病いであると認められた症状でなければいけない。これに対して、診断とは私たちに「病気」を認識させるとともに、当事者の訴えが認められる症状であるか否かを区別し、診断を受けたものだけが正しく病んでいる状態であると示す。診断がなければ、症状には正当性がなく、役割を免除されることは認められない。つまり診断は、当事者が病人となることができるかを決めると同時に、周囲がその人をどのように受け入れるのかといったことにも影響するものであるといえる。診断名を得ることで、患者は自身に生じる症状や苦痛について、周囲の理解を得るためのスタート地点に立つことができる。その一方で患者は、診断によって得られる理解とは、自身の病いの生活の中におけるスタート地点に過ぎなかったのだということを、病いの経験の中で学んでいく。

また、人々が訴える不調について「正当性」を求める理由として、「動機づけられた病気」（野島, 2021）がある。「動機づけられた病気」について進藤雄三は、「役割義務からの合法的免除を獲得する手段として「病気」が利用されうる、つまり動機づけられたものとしての「病気」という側面（motivated aspect of illness）が存在しうる」（野島, 2021, 17）と述べている。病気が動機づけられるかぎりにおいて、社会の中で一定水準の役割遂行を確保するには、この動機を統制するメカニズムが必要とされるのである（野島, 2021）。そして、この統制の担い手となるのが医者である。

## 2. うつ病について

### 2.1 診断基準と治療法

診断はある苦しみを抱える人々に対して、その苦痛が正当なものであることを認め、病人となることを認める。また、診断を受けた人が病いの回復に向けて何をすべきなのを示してくれる。クラインマンは診察について、レオン・アイゼンバーグの言葉を次のように引用している。アイゼンバーグによれば、「医者の診察を受けようと決心することは、解釈を求めているということである」（Kleinman, 1996, 333）という。自らの苦痛の経験と医師による解釈が一致する、つまり症状への適当な説明を手に入れた場合、患者の抱える苦痛は得体の知れない苦痛から、説明可能な症状へと姿を変えるのである。そして、診断されること

でそれ以前の社会的役割を免除され、正当に病人役割を得る。

精神疾患の診断に用いられるDSMは、特定の症状がいくつかあり、それがどの程度持続しているのかによって診断するという操作的なものであり、操作的診断と呼ばれる。うつ病の診断の多くは類型診断によって行われる。類型診断とは、似たような特徴や症状をある特定の傾向から集めるという方法であり、それによっていくつかのタイプの最大公約数的な典型例が見出されるので、それを一つの疾患とする方法である(鍋田, 2012)。

うつ病と診断されるのは、以下に述べるような「中核症状」がほぼ揃っている場合である。まず、身体症状の中核症状の例としては、特に早朝覚醒を主とした睡眠障害や体重減少を伴う食欲不振、疲れやすさなどがあげられる。次に、精神症状の中核症状の例としては、一日中継続する重い抑うつ気分、気力の減退、頭が働かない、集中力の低下、不安焦燥感、自責感などがある。これらの中核症状が揃っていれば臨床家が納得するうつ病状態であるといえるが、患者の訴える症状には、これらの中核症状の他に「疑うべき症状」もある。「疑うべき症状」のみの場合では診断が困難になる。「疑うべき症状」の例として、身体症状には入眠困難などの不眠や性欲減退、身体が重い、だるいなど、精神症状には頻繁な抑うつ気分、何をしても億劫、明確な理由のない不安、人に会いたくないなどがあげられる。うつ病の診断を混乱させているのは、類型診断における共通の症状や経過が示されている典型例のようなケースもあれば、症状の一部しか当てはまらないケースもあるということである。

精神科の診断では、原因から診断ができない場合には状態像をそのまま病名とするため、不安が強い症状であれば不安障害などといった病名がつけられる。鍋田は「うつ病は医学的な原因診断が確立していないために、主に状態像と経過で診断せざるをえず、本質が掴めていないままラベルのみが独り歩きしている」(鍋田, 2012, 9)という。また、アメリカの心理学者であるマーティン・セリグマンは「うつ病には、すべてのうつ病患者が備えているような症状は何一つない、うつ病というのは、ある一群の症状を包括する診断学状の一つの手ごろなラベルだからである」と述べている(Seligman, M.E.P. 1985, 77)。

類型診断の問題点は、類型診断によって典型例は見出すことができるが、それぞれの特徴においては連続的である可能性が高いことである(鍋田, 2012)。そのため、典型例には当てはまらないが症状がないともいえないような、中間的なケースが存在せざるをえないのである。

治療法には、医薬品による薬物療法と医療機関等の専門家との対話による精神療法がある(厚生労働省, 2011)。薬物療法に主に用いられる治療薬は、選択的セロトニン再取り込み阻害薬(SSRI)などの新規抗うつ薬である。セロトニンとは、脳内の神経伝達物質の一つであり、精神を安定させる働きがある。抗うつ薬はすぐに効果が現れるものではないため、自己判断で薬の量を変えたり中断することなく、医師の指示に従い服薬を継続する必要がある。精神療法については、基本的な治療法である支持的精神療法に加え、認知行動療法や対人関係療法といった専門的な治療がある(厚生労働省, 2011)。

## 2.2 うつ病の特徴

前節ではうつ病の診断基準とその問題点、主な治療法について述べた。本節では、うつ病の病気としての特性について論じる。

うつ病とは、抑うつ感を主とする気分変調、物事に集中できなくなる、活動性の低下などの思考と意欲の障害を特徴とする気分障害であり、単一疾患ではなく、複数の異なる病因によって引き起こされている症候群と考えられている(鍋田, 2012)。うつ病の原因は明らかになっていないが、遺伝的要素と環境的要素が関与すると考えられている。また、同じく気分障害の中核をなす双極性障害では遺伝的要素の関与が大きい

とされているが、うつ病に関しては育ってきた環境と発症前のストレスが占める割合が大きい<sup>【3】</sup>。主な症状としては、一日中気分が落ち込んでいる、何も楽しめないといった精神症状とともに、倦怠感や疲労感、食欲低下や不眠などの身体的な症状がある。

鍋田恭孝は、うつ病を患うことは生きる気力そのものが低下することから「他の病気にかかることとは異なる独特の悲劇性」（鍋田, 2012, 1）を伴うと述べる。また、うつについての情報が溢れていることから、うつ病に関しては、一般の人々のみならず、臨床家もさまざまな曖昧さや混乱に陥りやすいと指摘する（鍋田, 2012）。

また、セリグマンもうつ病の特性について次のように述べている。

抑うつ的な感情は誰もが一度は抱くものであるが、ほとんどの人にとっては頻繁に生じるものではなく、生じたとしても通常それは短い時間でおさまるものである。しかし、ある人々にはこのような感情が繰り返し生じ、その感情に満たされ、致命的な強さを持つものになりうる（Seligman, M.E.P, 1985, 73-74）。

製薬会社を中心とした「うつは心の風邪」というキャンペーンにより、うつ病が誰もがかかりうる病気であることを広く知られていった。しかし、鍋田は風邪とうつ病の大きな違いについて以下のように述べている。

風邪は、よい環境でも、健康な心身の状態でもかかりうる。しかし、うつ病の多くは、対人関係や職場の問題も含め、生活環境においてストレスを抱えているときにかかりやすい。つまり、うつ病になりやすいきっかけや状況というものがある。それゆえ、風邪のように薬を飲んで休んでいるだけでは、多少の改善はしても実際には問題が解決していないケースがほとんどである。そのため、ある程度よくなっても、元の生活に復帰すると再発しやすい。この点が決定的に風邪と異なる（鍋田, 2012, 3）。

うつ病に対しては、薬物治療や休養だけでなく、患者がうつ病になった原因を明確にし、その原因に対して対応をはかった上で復帰させる必要があると考えられる。「うつは心の風邪」というキャッチフレーズは、この点も曖昧にしているのである。

鍋田は、うつ病にかかりやすいライフスタイルについて、うつ病にかかりやすい人は、周囲の枠組みに依存した生き方をしている人が多いように思われると述べる。例えば、疲れていても他者に言われるがままに役割を果たそうとする、言いたいことを我慢しすぎるなど、本人に無理のある生き方をしている傾向があるといい、このような性格的な特徴や傾向に関わる問題も解決しなければ再発の原因となると指摘している（鍋田, 2012）。

### 3. うつ病の傾向

#### 3.1 Helplessness

うつ病になりやすい、またはうつ病を長期化しやすい傾向とはどのようなものであろうか。エドワード・ビブリングはうつ病について、「適応の主体である自我が『途方に暮れた (helplessness)』状況や『無力感 (powerlessness)』を抱いたときの情緒である」（鍋田, 2012）と説明している。ビブリングは特に

【3】 岩波生物学辞典, 「うつ病 depression」

「helplessness」的状況の重要性を主張しており、人はさまざまなうつ病的状況に直面した場合、「helplessness」を抱かざるをえない状況が共通して見出されるとしている。危機的状況に際して不安を抱くように、人は「helplessness」に陥るとうつ感情を抱く傾向にあるという（鍋田，2012）。「helplessness」の例としては、熱心に子育てに取り組んでいた女性にとっての子どもの自立や、任せられていた仕事の役割を果たせないと感じた場合などがあげられる。

ビブリングは、「helplessness」的な状況は患者の自己価値にダメージを与えると述べる。自己価値を支えているものは人によって異なる。大切な対象や立場を失う、重要な役割を果たすことができない、大きすぎる負担を抱えてしまうなど、自己価値を感じられるように生きられないと思うときに、自我が「helplessness」を抱きうつ病に陥るのだという（鍋田，2012）。これをもとに考えると、人が自分にとって大きな価値を持つと感じている「拠り所」ともいえるものに関して「helplessness」に陥ることがうつ病を引き起こす原因の一つであると考えられる。鍋田は臨床家の視点から、患者が途方に暮れている状態、つまり「helplessness」の状況を明確にし、解決できるものを解決することが重要であると主張する（鍋田，2012）。

また、セリグマンは犬の実験から「helplessness」理論を展開した。人間に対しても騒音などを用いて実験を行い、不快な刺激に対し自分ではどうすることもできない状況に置かれた者は、不快な刺激を受けても何もせずにいる傾向があることを発見した（Seligman, M.E.P. 1985）。そして、「helplessness」を学んでしまったことを「学習的絶望」と名付けた。実験の結果からセリグマンは、「何をしてもどうしようもないというコントロール不能感や、自分の行為が何一つ外界の問題に影響を与えられないという『行為と外界への影響の不連続性（contingencyのなさという）』を学ぶうつ病に陥る」（鍋田，2012，70-71）と分析した。また、うつ病患者の傾向について、「うつ病患者は、自分が人生の中で悩みを和らげたり満足をもたらしたり滋養をもたらしたりする要素をコントロールできない。言い換えれば、自分が絶望的だと学習したり信じたりするのである」（Seligman, M.E.P. 1985, 90）という。

その一方で、実験対象であった犬にも人間にも、「helplessness」状況に置かれても影響を受けなかったものがいたことや、「helplessness」を学ばせずとも「helplessness」になりやすいものがいたことから、「helplessness」に陥りやすい「準備性」が存在するのではないかという研究を行った（鍋田，2012）。この「準備性」については4-2で「悲観的な説明スタイル」と「自動思考」を取り上げる。

## 3.2 悲観的な説明スタイル・自動思考

うつ病の要因となりうる「helplessness」に陥りやすい「準備性」として、「悲観的な説明スタイル」と「自動思考」について説明する。

「悲観的な説明スタイル」についてセリグマンは以下のように考えている。

何かマイナスの体験をすると、それを「いつもこのようなことが起きる」「何をしても、あらゆる領域で起きる」「それは自分のダメさからくる」と考えるような説明スタイルの人は、容易に「helplessness」の心理状態に陥りやすい（鍋田，2012，71）。

「自動思考 automatic thought」とは、アロン・T・ベックが開発した認知療法の中心的概念の1つで、意図せず自動的に頭に浮かぶ思考や心的イメージのことである<sup>[4]</sup>。ベックらはうつ病患者の話の中心的な

---

[4] 有斐閣 現代心理学辞典

テーマは主に何らかの「喪失」に関わるものであるとした。そして、この喪失という主題から、心理的障害と認知の問題の関係性に言及し、以下のうつ病の認知の三徴を明らかにした（鍋田, 2012）。

「世界に対する否定的な考え（この世の中は大変なことに溢れているなど）」「自分自身に対する否定的な概念（自分は何れにも愛されない人間、無能な人間など）」「将来に対する否定的な評価（どうせ将来も悪いことばかり起きるだろうなど）」（鍋田, 2012, 72）

ベックらはうつ病の発症には、人に何らかのショックを与える出来事そのものより、その出来事に対する認知の仕方に問題があるとした。そして、ある出来事に対する「思考」「感情」「対応」「身体反応」は必ずセットとして生じ、そこには歪んだ認知が関係すると考え、その歪んだ認知による考えを「自動思考」と呼んだ（鍋田, 2012）。そして、感情や身体反応は反射的に起こるため変えられないが、それに伴う思考すなわち「自動思考」は変えることができると考え、自動思考の修正を治療の目標とする認知療法を主張した（鍋田, 2012）。

自動思考に結びつく歪んだ認知の基礎は生活史上のどこかで何らかの要因から身につくものであり、「スキーマ」とも言われる（鍋田, 2012）。町沢は自動思考について、「患者の思考に熟慮なく飛び込んでくる習慣的思考」（榎原, 2022, 86）と説明している。つまり、自動思考とは、意識的に遮断することが困難なレベルで習慣化もしくは内面化されているものであると考えることができるだろう。ベックは時期や要因については明確に言及していないため、本稿でも詳細な記述は避ける。

悲観的な説明スタイルや否定的な自動思考は回復を妨げる要因の一つと考えることもできる。患者本人はうつ状態や病気を「治したい」と思っているにもかかわらず、悲観的な説明スタイルや自動思考はその意欲を阻害する。例えば、回復途中の不調や、想定通りもしくは理想通りでない回復過程に対して不安や自己嫌悪を募らせてしまうこともあるだろう。また、「昨日は調子が良かったが今日は死ぬほど気分が落ち込んでいる」というような、日や時間によって変化する自らの精神状態のアップダウンに耐え難いこともあるだろう。悲観的な説明スタイルや否定的な自動思考を持つ傾向がある患者は、このような状況に対して、「どうせ治らない」「何もうまくいかない」「やはり自分はダメだ」といった思考パターンを適用してしまうと考えられる。このように、患者自身が認知的な問題を解消しなくては、「治したい」と思い続けることすら困難である可能性がある。この「helplessness」に陥りやすい「準備性」としての認知の歪みは、うつ病の原因となる可能性が高いとともに、うつ状態を維持してしまう、繰り返してしまう要因にもなりうると考えられる。

しかし、認知的な問題の解消には限界がある。人間が自分の思考を完全にコントロールすることはできない。「こう思わないようにしましょう」と意識してある思考を避けるのは、一方でその思考に囚われているということである。自動思考や悲観的な説明スタイルの修正はうつ状態の回復を助けるものの一つであることは否定できないが、同時にこれらの完全な修正は不可能であり、これらの修正のみでうつ病が回復すると思えることはできないといえる。

## 4. 回復とは

### 4.1 認知の修正（認知行動療法）に関わる課題

本節では、3.2で取り上げた認知の歪みの問題に対して、認知の修正には限界があることについて論じる。榎原は認知行動療法（CBT）が準ずる思考として、社会学者のアラン・V・ホーウィッツの考えを次のよう

に引用している。

正常な人は世界を合理的に思考する。ゆえに治療は、精神病を患う者が、世界を正確かつ論理的に考えられるような訓練に焦点をあてるべきというのが、CBTの基本的な想定である。この観点からみれば、理性は感情や本能を飼いなすことができる。無意識や、内にある生物学的な欲動、過去のトラウマの記憶などを扱う必要もなければ、社会的な現実を問題視する必要もない。なぜならば、社会的世界よりも個人の知覚が変えられなければならないからである (Horwitz, 2013, 113) (榎原, 2022, 88)。

合理主義的な人間観では、人は自らの利益を最大化するように行動すると想定されているため、賃金を得るための仕事に出勤できないなどの状態を引き起こすような恐怖や不安は「非合理的」であるとされる。そして、合理主義の哲学では、人間はこのような非合理的な感情を「理性」の力で退け、克服することが求められるという。これに対しホーウィッツは、「『頭では分かっているのだけれども、身体がどうしてもついていけない』という状態も起こりうるのではないか」(榎原, 2022, 89)と指摘している。また、心理学者であるケネス・ガーゲンも「なぜある特定の認知が発生するようになったのかという原因に関する十分な説明がCBTには欠落している」(榎原, 2022, 89)と指摘しており、CBTの想定にも懐疑的である。

このように、認知の変化によって行動が変化するという想定の認知行動療法には、依然として課題が残っている。自動思考や悲観的な説明スタイルにより、うつ病になりやすい、うつ病を再発しやすいといった傾向があることは否定できない。その一方で、ホーウィッツが述べるように、「頭では分かっているけれども身体がついていかない」という状況は、人間が人間であるがゆえに克服しがたい部分であるとも考えられる。

また、セリグマンも、うつ病において認知と情緒の区別はほとんどないと主張する。認知と情緒は言葉の違いによって分離する必要はなく、うつ病には気持ちと思考にたくみな相互依存があることは否定できないという (Seligman, M.E.P. 1985)。自動思考の修正は、うつ病の回復に一定の効果をもたらす可能性があると考えられるが、これのみでは不十分であると言わざるを得ない。

## 4.2 何をもって回復とするのか

### 4.2.1 患者にとっての回復とは

病いからの「回復」とはどのような状態を指すのだろうか。本節では、患者視点の回復について論じる。パーソンズの病人役割概念では、病人は社会的役割を一時的に免除される代わりに病気の回復義務を負う。そして、回復義務を果たした先に想定されるのは、再び社会的役割を遂行する人間として社会に戻ることであり、病気とは完治するもの/または完治させるものを前提としていると考えられる。この考え方に従うのであれば、病気からの回復とは、病気を患う以前と同じような状態に戻ることを指すと考えられるかもしれない。しかし、病いの経験をした人間が「病いになる前の自分に戻る」ことはほぼ不可能である。一度体感した不自由な経験や不安感は、身体的な症状が改善されたとしても経験として消えることはない。自分が「患者」であった経験は、その後の自己に影響せざるを得ない。身体的なもので例えば、高血圧で入院した人は順調に回復して退院したとしてもその後の食生活に気を遣い続けるだろうし、膝を負傷した人は無意識的にであっても階段を避けたり飛び跳ねることに躊躇したりするだろう。

これと同様な影響が精神疾患患者においても生じると考えられる。例えば、うつ病で休職していた人は、復職後も日常のさまざまな場面で不安になりそうな物事を予め避けるようにしたり、憂うつな気分や不安感が生じて「大丈夫だ」と自己暗示をかけることを習慣化したりするだろう。このように上記のような例か

ら、病気の症状自体が良くなっても、「患者」であった経験に基づく行動の選択が生じる可能性があるといえる。つまり、病気からの回復とは、患者が病いを抱える以前の状態に戻ることはないと考えられる。しかし、例にあげたような人々は「回復していない」というわけではない。鍋田は、「健康なうつ状態と、病的なうつ状態とは連続的なもの」（鍋田, 2012, 30）であると述べる。病いの経験をした人間にとって、健康と病気であることはもはや対極の状態ではない。連続的な状態の程度をいかに自然に、日常生活に苦痛を伴わない程度に維持するかという課題が存在するのではないだろうか。

うつ患者にとって、病いという苦しみやそれによる症状に執着しなくなることで、つまり病気というものが生活や思考の中心ではなくなることで、一つの回復として位置づけられるのではないか。これは、「病気の存在が生活に占める割合を減らす」ということもできる。櫛原は回復について、「何を治そうとするのか、言い換えればトラブルをどのようなものとして捉え、形づくるのか」という問題とも密接な関係がある」（櫛原, 2022, 159）と述べる。さらに櫛原は「トラブル」の解決と解消について、不眠症患者の例をあげて説明する。不眠症状というトラブルへの対処として処方された睡眠導入剤を服用したことで眠れるようになったとする。この場合、眠れないという問題は解決されたと考えられることもできるだろう。しかし、不眠症状は服薬という手段で「解決」されたとしても、自然に眠ることができているわけではない以上、問題は「解消」されていないと考えることもできる（櫛原, 2022）。

慢性的な病いに対しては、問題すなわち病気自体の解消ではなく、生活の中で生じるあらゆる困難をその都度解決していくことが目指される。すなわち、困難や不自由な事態の解消を通して病いとともに生きる方法を模索し、よりよく生きていく空間を構築していくのである。このような病いへの対処が可能になっていくこと、対処が日常化されていくことも回復過程の重要な一部分であると考えられる。

## 4.2.2 社会的役割と回復

4.2.1では、患者視点の回復について論じた。本節では、社会的役割に関わる回復について述べる。

1で述べたように、社会の中で人が正当に病むためには病人役割を得る必要があり、病人と認められるためのプロセスとして診断がある。人々が訴える不調について「正当性」を求める理由として、「動機づけられた病気」（野島, 2021）がある。「動機づけられた病気」について進藤雄三は、「役割義務からの合法的免除を獲得する手段として『病気』が利用されうる、つまり動機づけられたものとしての『病気』という側面 (motivated aspect of illness) が存在しうる」（野島, 2021）と述べている。

社会的な役割を免除されるために病気が利用される可能性があるということは、社会的役割を免除され続けたいために「回復したくない」と思う患者の存在を示唆する。例としては、職場に戻りたくないために回復したくない（＝病気であり続けたい）と思う場合などが挙げられる。奥田は、職場における問題に悩む当事者がうつ病診断を受けて休職する過程には、パーソンズの病人役割への期待があると述べる（奥田, 2020）。そして、この病人役割への期待について、職場から逃れるために「職場で課せられた役割、社会人として社会で果たすべき役割などを免除されるよう、自ら『病人』を演じてしまう」（奥田, 2020, 178）と述べている。

しかし、患者が職場等の問題から逃れたいと思いつつ「病人」であり続けようとするのは、所属する環境の問題のみが原因だろうか。仕事内容や人間関係に深刻な問題を抱えている場合もあるだろう。しかし、より重要な原因として考えられるのは、社会的役割の遂行を求められる社会環境で一般に共有されている「回復」と、患者にとっての「回復」にずれがあることではないだろうか。つまり、患者が社会的な役割を免除されるために回復したくないと考えるのは、社会的に共有されている「病気からの回復」が、完治すること、または病気を患う以前の状態に戻ることとされているからではないだろうか。医療者にとって病気とはあくま

で「治す」ものであり、回復とは「元に戻る」ことである。フランクによれば、医者とは社会統制の担い手であり、患者に対して、病気を治し職場や家庭といった通常の義務に戻ることが病人の務めであると要求するという (Frank, 2002)。医療者視点の回復とは症状の解消が目的であり、医者にかかる患者は「治ったら復職する (=治ったら社会に戻る)」ことを目的として医者の治療に積極的に協力する。これにより患者は、自身の生活に生じる苦しみや困難を解消するために治療に協力するだけでなく、苦しみや困難の解消によって「社会に戻る」という課題を引き受けることになる。しかし患者自身は病いの経験の中で、自分が病いの経験を持つ前の状態に戻ることはできないことを知っていくため、病いによる不都合や困難に対処しながら病いとともに生きていく方法を模索する。しかし、健康な他者に共有されている回復は医療者視点のものであり、患者は「元に戻る」ことが求められてしまう。それによって患者は、病いに対処しながら生きていくという日々の課題に加え、健康な他者たちに元には戻れない自己や自分の状況を理解してもらわなくてはいけないという負担を抱えることになり、結果として回復意欲を削がれてしまうと考えられる。

このように考えると、「職場に戻りたくないから回復したくない」といった社会的役割に関わる回復の難しさは、職場の問題を解消すれば解決するものではないと考えることができる。患者が「回復したい」「回復したくない」の間で揺れる原因には、社会的な理由には還元できない、「病人」が抱える葛藤が存在すると考えられる。

## 5. 回復に関わる問題

### 5.1 回復に関わる患者自身の葛藤

それでは、回復に関わる社会的な理由に還元できない「病人」が抱える葛藤とはどのようなものだろうか。患者は「特定の病気」のイメージに合った行動をすることで、その病気を患っている人、すなわち「病人」と認められる。つまり、自らが病人であることを周囲の人間にも理解されるよう、態度または行動で示さなくてはならないということである。しかし、回復の過程について、どれほど回復しているのか、その一方でどのような不調が残っているのかなどを周囲に理解されることは困難である。そのため患者は、理解を求めながら回復へと心身を向かわせなくてはならないので、自身の回復という本来の課題に加えて、周囲からの理解を得るといった課題を引き受けることになる。

また、到底「治った」とは言えない回復状況であっても、病気のイメージから脱した行動をとることで、「治った」と思われてしまう不都合も生じるのではないかと。調子が良い日と悪い日の差があることや、健康な他者にとっては変わりのないことであっても、患者自身ができると思えること、思えないことの基準がある場合などが考えられる。後者の例えとしては、休日に1人で外出することはできるが、他者と待ち合わせをして出かけることは億劫に感じるなどである。周囲からは、1人で目的を持って外出できるのであれば、人と会うこともできるのではないかとと思われるかもしれない。患者が自分自身に対して「何ができる」と思うのかを周囲が理解することは難しく、患者も感覚的な部分を明確に説明することは困難であると考えられる。このような回復に関わる理解の難しさやそれにとまらぬ負担が重なり、患者は病と向き合う中で「回復したい」という気持ちだけではいられなくなってしまうのではないかと。

### 5.2 病人役割がもたらす感情管理とその負担

病人役割に関わる問題として、「治したい」と思い続けられないことから生じる患者特有の苦しみがある。

病人でありながら、言い換えれば社会的役割を免除され病人役割を得ている立場でありながら、「回復したい」と思えない瞬間があることについて、罪悪感や自己嫌悪などが生じることが考えられる。病気とは、患者自身が自発的に「治したい」と思うのではなく、社会的に「治さなくてはならないもの」であるとともに、病人は回復義務を負うことから、病気を「治したい」と思うものであるという前提がある。一般に内面化されている「病気を治したいもの（治すべきもの）」という前提に合わない精神状態に陥ることによって、患者自身は病気を「治したい」と思っていないとも、「治したい」と思わなくてはならないことに悩み、自分の意志に反して回復に向かわなくてはならないことにも苦しむと考えられる。

アメリカの社会学者であるA・R・ホックシールドは、「社会には感情を感じるべき場所、感じるべき感情の種類、感情の強度や持続性の範囲を示すルール、すなわち『感情規則 (feeling rules)』が存在する」(山田,2019,22)と述べている。私たちは生活の様々な場面で、その場面において適切な感情な感情を表出し、適切でないと思われる感情を抑制するという作業を行なっている。感情管理に関わる手続として、「感情の贈与交換」(山田, 2019)がある。感情の贈与交換とは、感情作業の過程において、何かしてもらった行為(=親切)に対し、感謝を示すというように、お互いに求めている適切な感情を交換することである。

病気の治療中という場面では、病気を「治したい」と思うことや、元の生活や自分に戻りたいと思うこと、病気によって他者に迷惑をかけて申し訳ないと思うことなどが適切な感情として位置付けられると考えられる。また、患者と健康な他者との関わりでは、健康な他者からの心配や回復への期待といった善意、いわば「親切」を受け取った場合、患者として求められる適切な態度である感謝や回復への意欲を返すことが求められる。たとえかにか回復に関わる複雑な感情を抱えていようとも、他者との感情の贈与交換において、健康な他者に病人として認められるために、病人には病人特有の感情規則が存在している。

### 5.3 患者に生じる悪循環

病人特有の感情規則では、健康な他者からの心配や回復への期待に対し、感謝や回復の意欲を返すこと、つまり病気「治したい」と思っていることが求められる。しかし、「治したい」と思わなくてはならないことによって、かえって患者を回復から遠ざける「悪循環」が生じると考えられる。

長谷正人は「ある目的に向かって努力すればするほどかえって目的から遠ざかってしまうような現象」(長谷, 1991,1)を、「行為の意図せざる結果」と説明する。これをうつ病患者の感情規則の観点から考えると、病気を治さなくてはならないと思いつくこと、または思おうとすることによって、患者の生活の中心に病気が位置付けられてしまい、かえって回復という目標から遠ざかってしまうといえる。病人役割によって社会的役割を免除され、回復のための休息を取る必要があるにも関わらず、破綻のない「望ましい病人」であろうとするために、本来の病気の苦しみに加えて感情規則による負担を引き受けてしまうのである。健康な他者からの「回復」の要求に応えようとすることは、慢性的な症状を抱える患者の感情的な負担を増やし、結果的に患者を回復という目標から遠ざけていると考えられる。

また、長谷は「悪循環」について次のように述べている。

悪循環とは、ある人が自身の置かれている状況を問題のあるものとみなし、これを解決しようとする行動に出るが、この解決行動自体がとうの問題を生み出してしまふというメカニズムを持ち、しかもこれが反復的に繰り返されるものを言う(長谷, 1991, 78-79)。

つまり、患者自身が病気を「治したい」と思い続けられない状況を問題であると認識し、「治したい」と

思わなくてはいけないと考えたり、「治したい」と思えない自分を否定するようになった場合、この思考自体が「治したい」と思い続けられない状況を生み出してしまおうと考えることができる。うつ病の症状による苦痛だけでなく、社会的に「望ましい病人」であるための負担も加わることにより、「治したい」と思うことそのものが患者の負担となり、回復から遠ざかってしまおうと考えられる。つまり、「治したい」と思わなくてはいけないことによって、病気に執着せざるを得ない状況が作り出されてしまうのである。

また、悪循環が「反復的に繰り返されるもの」（長谷, 1991, 78-79）であることについては、自動思考と重なる部分がある。これらは、「考えないようにしよう」と思っても考えずにはいられず、それによって同じ思考を繰り返してしまうのである。3-2で述べたように、「考えないようにしよう」と意識してある思考を避けるのは、一方でその思考に囚われているということである。つまり、「治したいと思わなくてはいけない」と思うこと自体が、「治したいと思えない自分」を意識させてしまい、罪悪感や後ろめたさを感じさせるのである。悪循環は自動思考と同様に、患者本来の思考の傾向による部分もあるだろう。しかし、患者の回復意欲に関わる悪循環の原因には、人々に内面化された社会的に「望ましい病人」の姿があるのではないだろうか。

## 5.4 「望ましい病人」とは

患者の回復意欲に関わる悪循環の原因として考えられる社会的に内面化された「望ましい病人」とは何だろうか。この「望ましい病人」像とは、5-2で述べた「病気とは完治するもの／または完治させるもの」を前提とした病人役割概念によるものである。病人役割概念によれば、病人であるということは回復義務を負い、病人は治療に積極的に取り組み、回復を目指し社会的役割を遂行する個人へと「戻る」ことが望まれる。しかし、患者の抱える病気が明確な完治を目指せるものでない場合には、その「回復」も患者によって条件が変化する。例えば、うつ病患者が完治ではなく病いに対処しながら生きていくことを一つの回復として位置付けた場合、健康な他者にとってその患者は目指すべき「回復（＝完治）」に積極的ではないとみなされるため、「望ましい病人」像には当てはまらないだろう。しかし、患者にとっては病気を「治したい」と思い続ける状態よりも、病気に執着しなくなることを、言い換えれば、患者にとって病気が対処可能なものとなっていくことの方が現実的な回復過程であると考えられる。

この「望ましい病人」像は、医療者視点の理想的な病人であるとも考えることもできるのではないか。クライマンは、慢性的な病いを患う患者に共通する経験について次のように述べている。

慢性の痛みをもつ患者のほとんどすべてに共通する唯一の経験があるとすれば、それは、ある時点で、患者の周囲の人びと——おもには治療者だが、ときには家族メンバーも含まれる——が、患者が経験する痛みが本物であるかどうか疑いをもつようになることであろう（Kleinman, 1996, 71）。

長期化する病いの苦しみに対して、治療者、すなわち医療者は疑いの目を向けることがあるのだという。つまり、回復が順調ではないことは医療者にとって不都合な事態であるという。これは、健康な他者が患者に求めるような病人像と重なるといえる。

患者が病人役割を引き受けるということは、社会的役割の免除という効果をもたらす一方で、「望ましい病人」であることや、医療者視点の「回復」を求められるということになる。つまり、本来は患者の負担を軽減するものであるはずの病人役割によって、別の負担を抱えることになるのである。病人役割の役割期待によって作られる病人像や理想的な回復は、患者にとっての病いの経験や目指すべき回復とは大幅に異なる。

## 6. 患者が病いに対処する過程

### 6.1 慢性疾患と生きるとは

三井さよによると、病院という場は問題解決のために高度にシステム化された場であり、患者は退院という明確な出口を目指し、一度社会関係に区切りをつけ入院生活を引き受けることができる（堀川，2022）。その一方で、生活という場は、患者にとって普段の人間関係や仕事が切り離されずに存在し続ける。慢性疾患患者は、基本的に完治を目指すのではなく、いかに周囲の人々や関わる他者の理解を得て、生活に関わる様々な不自由を解消し、自らの病気の症状と付き合っていくのかを考え、実践しなくてはならない。ストラウスらは、「慢性疾患を持って生活する」際の医療的側面ではなく社会心理的側面を強調し、病いに直面していても、なんとか普段通りに生きようとしている人々の日常生活を考察対象とした（堀川，2022，62）。そして、慢性疾患患者は、日常生活で出会う問題に対処するための「戦略（basic strategy）」を發展させる必要があるとし、その戦略とは、家族や友人などといった周囲の他人の助力を求めるものであると述べている（堀川，2022）。慢性疾患とともに生活するということは、普段通りの日常を継続するために、直面せざるをえない複数の問題に対処するための策が必要であるというのである。

### 6.2 患者の具体例

6.1で慢性疾患とともに生活する患者は複数の課題に対処するための策を必要としていると述べた。6.2では、うつ病患者へのインタビューを引用し、患者が病いにどのように対処しているのかを考える。

堀川は著書『患者の語りを聴くという問い』（2022）で、5人のうつ症状を持つ患者へのインタビューを通して患者がどのような自己管理を行っていたのかを分析した。本章では、堀川のインタビューに回答したCさんの具体例をもとに、6-3で患者の自己管理について解説する。

Cさんの事例については、①Cさんの人物像とうつ発症の経緯、②Cさんの友人関係について、③正論を浴びせる他者について、④周囲との関係における戦略について、⑤自殺未遂の体験、⑥「分かってくれる人」との関係について、という流れで紹介する。

#### ①Cさんの人物像とうつ発症の経緯

Cさんは30代後半の男性で、インタビュー当時は精神科通院歴が15年に及び、6人目の精神科医にかかっていた（堀川，2022）。また当時は無職で両親と三人暮らしをしており、本格的な音楽活動を行っていた。Cさんはうつ発症の経緯について、就職先の雑誌編集社でのひどいパワハラをきっかけとして、それ以前の失恋体験による人間不信をその伏線と位置づけていた。つまり、Cさんは自身のうつの発症を周囲の人間関係と関連づけていたといえる。その後Cさんはパワハラのない人間関係を求め病気に配慮のあったIT会社へと転職するが、人間関係に問題のない環境であっても欠勤が続いてしまい退職する。このような就労の失敗体験を経て、「働くのは無理」という意識がCさんに根付いていった。

#### ②Cさんの友人関係について

Cさんはうつを発症した当初は、自分が働くことができないのはやる気や性格的な問題ではなく病気であるということを理解してもらうため、周囲の友人たちに「うつである」と隠さず伝えていた。Cさんは、友人との関わりについて以下のように語っている。

「うつ」であると告げると] 友達は単純に偏見があったんで、減りましたね。「がーっ」と。人間関係でひいちゃう人も。(中略) 自分としても、やっぱり分かってくれない人に、分かってもらおうというのも無理かもしれないと最近思うんですけど、それまでは「なんとか分かってくんねーかな」と思ってたんですけどやっぱり分かってくれない人は分かってくれないんだなって感じで(堀川, 2022, 93-94)。

堀川は、Cさんの意図に反して友人たちの理解が得られなかったことについて、「周囲の人々が精神科ラベルをどう意味づけるかは、伝えた本人の意図に関わらず、受け取った相手に全面的に委ねられてしまう」(堀川, 2022, 94) と説明している。

### ③正論を浴びせる他者について

周囲の人々がCさんのうつを理解するのが困難であった理由として、Cさんが音楽活動などの「好きなこと」に関しては活動的だったことがあげられる。Cさんは、ライブの次の日は普段服用している睡眠薬を飲まずに眠れたと言う。これについても、友人から理解が得られなかったという語りがあ

「睡眠薬飲んでいる」って言ったら、「人間は三日もすれば自然に眠くなるからそれに任しとけ」みたいなことを言われたこともあって……理屈では分かるんだけど、自分でできること、できないことっていうのがありまして。理屈で分かってちゃんと行動できる時もあるんですけど、「理屈は正論だけれど、無理だよ」っていうのも。さすがにこれだけ長い年数病気やっていると分かってくる(堀川, 2022, 95)。

Cさんのうつは「『好きなことはできるが好きでないことは停滞している』状態」(堀川, 2022, 96) であるといい、それゆえに周囲の人々はその症状について病気によるものであると納得し難かったと考えられる。引用した薬に対する言及などは、Cさんの自己管理が不適切なのではという疑いが含まれているだろう。そして、一部の人は「正論」という形でCさんに意見を浴びせるが、身近な人による正論は「分かってもらえない」という落胆を招いてしまうものであった。また、「理屈は正論だが無理」という言葉からは、5-1で示した「頭ではわかっているが身体がついていかない」状態が窺える。

### ④周囲との関係における戦略について

その後、Cさんは身近な人から浴びせられる正論から自身を守るため、身近な人を「分かってくれる人」と「分かってくれない人」に二分し、後者との交流を「シャットダウン」するようになった(堀川, 2022)。そのため交友関係が狭くなったというが、周囲の人々から受けるダメージを減らすための戦略として、他者を見極めるスキルが身につけていったという。シャットダウンの見極めについて、以下のように語っている。

単純にやっぱ、言動で。やっぱり甘えてるとか、そういう風な判断を下した友人、知人とはこっちからもシャットダウンして、逆にフォローしてくれてる人たちには、純粹にそれを信じて連絡をとりあっているみたいな感じ…(中略) もう何十年もこの病気にかかっていると、「この人には分かってもらえないだろうな、この人には分かってもらえる」というのが雰囲気分かるようになるんで(堀川, 2022, 96-97)。

「分かってくれない人」には医療機関の人間も含まれており、「分かってくれない」と判断した医師の元か

らは、転院という手段で関係を絶っていた。Cさんは生活の中で、医療者も含め自分自身が誰と関わるのかを線引きし、管理していたのである。

### ⑤自殺未遂の体験

Cさんの「分かってくれない人」との関係を断つという方法は、他者からの正論からの自己防衛という面で効果的であり、合理的な戦略であった。しかし、Cさんは回避したはずの他者からの否定的なまなざしに苦しめられ続けており、「社会からつまはじきにされた」という疎外感を感じていたと語る（堀川, 2022）。

年相応の生き方をしていない、一般常識から言って。[今でも] まだそこらへんを割り切れていなくてという感じなんですけど、へこんだり、持ち直したりを繰り返したりで……将来が単純に不安というか。（中略）「社会からつまはじきにされた」という疎外感がすごいあります（堀川, 2022, 98）。

Cさんは、分かってくれない他者からの否定的なレッテルを自己概念の一部として取り込み、自分自身を責めて苦しむ中で、薬物治療の効果がでないことの絶望感も重なり、自殺未遂行為に及んだ。自らの行為についてCさんは他人事のように淡々と語っていた。

自殺未遂行為の後、医療者からの態度は、Cさんが働けないことやCさんの音楽について肯定的な態度へと変化した。医療者の態度が変化したのは、自殺未遂を契機に医療者にとってCさんが自殺の危険性の高い患者となったためであり、その結果Cさんの主張や活動を尊重するようになったと考えられる（堀川, 2022）。

また、元々理解を示してくれていた「分かってくれる人」たちも、Cさんが会社勤めでないことや音楽を生活の中心としていることについて、積極的に肯定するようになった。「音楽があるじゃない」「会社勤めではない生き方もあり」などといった「分かってくれる人」からの肯定的な言葉は、Cさんの生きる意欲を積極的に支えようとする意図があったと考えられる（堀川, 2022）。自分自身だけでは自分の生き方を肯定できず、生きる意欲すら失っていたCさんは、「分かってくれる人」からの様々な承認によって、自らが自分の新しい生き方を肯定できるようになっていった。

### ⑥「分かってくれる人」との関係について

Cさんは「分かってくれる人」からの承認によって大きな支えを得ている一方で、シャットダウンしてきた「分かってくれない人」との関係性は全く変わっていない。Cさんは二分している他者に対して次のように語る。

「分かってくれる人」と「分かってくれない人」の差が激しすぎるかなって感じは多いですね。（中略）[うつは] マイナス面ばかりじゃないだろうっていうのが個人的にはあって。特に、[音楽] 作品にはよい意味で「[うつ] 体験が」反映されるようになったというのもある……（中略）それがあある意味、死ぬのを食い止めているのかなって感じはしますね（堀川, 2022, 105-106）。

Cさんは「分かってくれる他者」との関係性の中で、うつである自身やうつ自体に対して徐々に肯定的になっている様子がわかる。そしてそれによって生きる意欲をつなぎ止めている。「分かってくれる人」たちに生き方を承認されることで支えられ、自立しつつあると捉えられる。Cさん自身が「分かってくれる人と分かってくれない人の差が激しすぎる」（堀川, 2022, 106）と述べるように、Cさんを積極的に支える人

とそうでない人の間では壁があり、「分かってくれる人」の承認によって成り立っているという不安定な状況であった。

堀川はCさんの語りについて、インタビュー当時の印象を「自分自身の健康問題を他人事のように話し、身近な人や医療者を批判する内容が多かったために、自らの責任を放棄しているように聴こえた」（堀川、2022,86）と語る。また、自分自身で対処することや周囲に助けを求めることを諦めようとしているようにも感じられたという。医療者の視点からでは、患者が自身の病気や症状を他人事として扱う態度が、病気への対処に積極的ではないと感じられたのだろう。医療者は潜在的に、患者に積極的に病気に対処し、解決を目指す姿勢を求めていると考えられる。

Cさんによる他人事のような語りは、Cさんが自分自身を守るために構築した説明モデルであるとも考えることもできる。自らの責任を放棄したように病いの経験を語ることによって、Cさんは自らの感じる苦しみや困難が自分自身の性格や性質の問題ではなく、病気によるものであることや、医療者を含む周囲の他者の理解の問題であると示そうとしたのではないだろうか。つまり、Cさんは自身のことを他人事のように語ることによって、病気の苦しみや他者の批判と距離を取ろうとしていたのである。Cさんの一見「無責任」に聞こえかねない主張に対しても肯定的に受け止め理解を示した人々が、Cさんにとって「分かってくれる人」として位置付けられ、Cさんが安心して自己呈示できる拠り所となったと考えられる。

## 6.3 患者の自己管理とは

### 6.3.1 他者の二分化

6.3.1では、患者による自己管理の起点となる「他者の二分化」について論じる。

K・シャーマズは、慢性疾患患者は次の4つの苦悩を通じて「自己の喪失 (loss of self)」を経験すると説明する。その苦悩とは、「①制限された生活を強いられること (leading restricted lives)」、「②社会的に孤立すること (experiencing social isolation)」、「③自己の評判を傷つけられること (being discredited)」、「④他者の重荷になること (burdening others)」である (堀川、2022, 100)。

堀川は慢性うつ患者の「自己管理」の連関を次のように説明している。第一に、「他者を二分化」することによって、安心して自己呈示できる他者や場を見極める。第二に、自己呈示できる他者とのやりとりから自分なりの「説明モデル」を作る。そして、自己呈示できる他者の中から、ストラウスのいうワークを担い得る他者を見極め、配置し自分なりの「ヘルスケア・システム」を構築する (堀川、2022)。

堀川によると、患者が自己の喪失を防ぐために行う「自己管理」の起点に、「他者の二分化」がある。「他者の二分化」とは、患者が病いの経験の中で関わる他者から自身を守るために、他者を「分かってくれる人」と「分かってくれない人」に区分し、「分かってくれない人」との交流を避ける、または断つことを指す。

前節の例のCさんは、慢性うつ患者であるCさんに対し「甘えている」などといった否定的な評価を一方的に下した人々を「分かってくれない人」として、「シャットダウン」していた。Cさんにとっての「分かってくれる人」とは、否定的な評価や決めつけをしない人であった。この慢性うつ患者による「他者の二分化」は、医療者視点では、うつ病者の病理の認知の歪みの一つである、「白黒思考」としてネガティブに捉えられる可能性がある一方で、患者にとっては、自己の喪失を防ぐシステムを作るための「境界づけ作用」とみなすことができる (堀川、2022)。

佐藤俊樹は「境界づけ作用」について、システムがあって境界ができるのではなく、境界が形成され、そ

の内側とされたものがシステムになるという考え方であり、このシステムは「社会」と言い換えることも可能であると説明する（堀川, 2022）。慢性うつ患者の他者の二分化を境界づけの作用と捉えると、他者の二分化という行為は、患者が理解を得られず道徳的な責めを負う危険のある社会の中で、うつである自己を安心して呈示できる足場を築こうとするものであると考えることができる（堀川, 2022）。

### 6.3.2 患者による説明モデルの構築とヘルスケア・システム

6.3.2では、自己管理の連関の第二段階である説明モデル、第三段階のヘルスケア・システムについて解説する。堀川は、患者は他者の二分化を行なった後、安心して自己呈示できる他者とのやりとりから、自分なりの説明モデルを構築するという。「説明モデル」とはクラインマンが創出した次の概念である。

説明モデルとは、「なぜ病気になり、その病気はいかなるメカニズムで成立し、どのような治療法で対処され、いかなる予後が規定されるのかについて、一貫した理解を提供するものであり、加えて、誰かが治療の対象として病んでいて、誰が治療者であるのか、症状のうちのどの部分に本体があるのか」を説明する枠組みである（堀川, 2022, 66）。

また、クラインマンによると、説明モデルが病気エピソードを説明しようとする時には、「①病因論、②症状のはじまりとその様態、③病態生理、④病気の経過、⑤治療法」（堀川, 2022, 131）の5つに分けられるという。治療者の説明モデルは①から⑤のすべてに答えようとするが、病者と患者が重視するのは最も際立った心配事に対してのみであるという違いがある（堀川, 2022）。

6-2で取り上げたCさんも、医療者の提示した説明モデルをそのまま受け入れるのではなく、医療者の言葉をもとに自分なりの説明モデルに組み替えていた。Cさんは自身の病いの経験を他人事のように語り、医療者や周囲の人間を批判することで、自己を守ろうとしていた。病気の症状による苦しみや健康な他者からの正論について、自分に責任を求めないことによって、病気や他者の意見と距離を取っていたのである。医療者の視点からは、病人でありながら当事者意識が薄く、治療に積極的でないように見える態度は、Cさん自身を守る説明モデルであったと考えられる。

堀川は、医療者による疾患用語をもとに患者自身が説明モデルを構築することには、二つの理由があったと分析している。第一の理由は、医療者や家族との関係を変える機能があったことである。疾患用語を用いて患者自身が説明モデルを構築することは、医療者や家族に対して、従属的で感情的に巻き込まれる受け身の立場から、状況をコントロールできる主体的な立場に変える機能があった（堀川, 2022）。第二の理由は、医療者に提示された医学的に正しい説明モデルでは患者が生きる意欲を得ることができなかつたためであるという。堀川は、「患者なりの説明モデルには、回復意欲や希望などといった力強く生きるために必要な力を引き出す効果があったと捉えることができるだろう」（堀川, 2022, 136）と述べている。

第三の段階であるヘルスケア・システムとは、クラインマンによれば、「病者が自らの心身の不調を意味付けて対処したり治療者の援助を求める時に、社会や文化が提供する体系全体」（堀川, 2022, 141）のことであり、これは、「民間セクター（popular sector）」、「専門職セクター（professional sector）」、「民俗セクター（folk sector）」の三つの場に分けられる。クラインマンによると、ヘルスケア・システムが目標とするのは「疾患の治癒ではなく、『疾患を効果的にコントロールすること』と『病気がつくりだす生活上のさまざまな問題に私的、社会的意味を与えること』である」（堀川, 2022, 142）という。

本稿ではヘルスケア・システムにおける各セクターについて詳細な言及は避けるが、インタビューで登場するのは民間の相談員などである。

堀川は患者の自己管理について、慢性うつ患者は、まず他者を二分化し自己呈示する場を見極め、自己呈示できる他者とのやりとりを通して自分なりの説明モデルを構築し、患者が病いをコントロールしながら生活を回すための「ヘルスケア・システム」を構築していくとまとめる。

堀川はそれぞれの患者に対してインタビュー時に感じた違和感について、医療者視点の「自己管理」と患者視点の「自己管理」では、自己管理のためのシステムの構造原理が異なるためであるとした。医療者視点の自己管理とは、患者の症状や問題を「治癒」や「回復」などの目標に向けて、医療の中に用意された枠組みに従い制御しようとするものである（堀川,2022）。それに対し患者による自己管理とは、境界づけ作用を重ねることでその都度システムが更新されていき、決まった枠組みではなく「病いと共に生きる自分」と付き合う中で必要とされるものであると考えることができる。

## 6.4 患者による戦略

6.4では、「他者の二分化」と「説明モデルの構築」が患者にどのような効果をもたらす戦略であったのかについて論じる。

堀川の分析から、医療者からの視点では患者の認知の歪みとして捉えられてしまう可能性のある行動は、患者が病いと生きていくための「戦略」として捉え直すことができると分かった。これは、病人には病人の「戦略」があると言い換えることもできる。つまり、病人には健康な他者とは共有し難い複雑な苦しみや葛藤があるため、医療者や健康な他者から見れば不合理に思えるような行動も、病人にとっては病いを抱える自己を守り生き抜くために必要な「戦略」であると考えられる。

第一に、他者の二分化は患者にとっての安全地帯（セーフゾーン）の確保として位置付けられる。健康な他者からの正論は、患者の病気に対し医療者視点の回復を求めるものであり、患者が病いと共に生きていくための気力を削ぐものであるとともに患者の自己管理を否定するものである。健康な他者にとっての正論は、患者にとっては「分かっているけどできない」ことであり、その正論を受け取るとは、できない自分を否定することにつながる。患者自身では病気が原因でできないのだと理解していても、周囲から批判的なまなざしを向けられ続けられれば、その批判を内面化していつてしまう。患者が現状を「分かってくれる」他者と関わることで、自分の生き方や抱えている問題について肯定することができ、患者が「病気である自分」を認め、それに対処するための土台を作ることができるようになる。

患者は最終的に、安全地帯から「出ていける」自己を目指す場合もあれば、そこにいる自己と外の自己という二つの側面で生き続ける場合もあると考えられる。社会役割を再び遂行できるようになっても、病いの経験は患者に残る。社会の中で病いの経験による困難や課題に対処しながら生きていくためには、完全な回復ができないこと、健康でないことが許される場所、分かってもらえる場所が必要になる。そして、日常生活の中で病気に左右される時間が減っていくにつれて、患者にとっての安全地帯の重要性は下がっていくと考える。安全地帯を持った状態で職場などといった「外」で活動できるようになり、安全地帯を支えにゆるやかに安全地帯と外の境界が弱まっていくことが目指されるのではないかと考える。

第二に、自分なりの説明モデルの構築は、患者が自身の病気をコントロール可能なものとして位置付けるために必要な過程であると考えられる。他者の二分化によって確保した安心して自己呈示できる「分かってくれる人々」とのやりとりの中で構築した説明モデルは、病気に翻弄される受け身の自己を、病気による困難に対処しながら生きる主体的な自己へと変える効果がある。病気による困難や「できること」「できないこと」を患者自身が区別し、それが周囲の他者に理解されることで、「病気の自己」を肯定することができる。病気であることや、病気の症状に苦しむこと、それによってできないことがあることなど、それらが自

分の言葉で説明可能なものとなっていくということは、「病人である自分」を説明できるようになっていくということである。病気の自己を認め、受け入れてもらえる関係性の構築によって、自分自身の病いが説明可能なものとなり、一般化された回復ではなく、「自分にとっての回復」を考えられるようになるのではないか。

また、Cさんが自分のことに対して無責任とも思える語り方をしたことには、Cさんが他者からの否定的な意見から自身を守ろうとしていた意図があった。このように、患者が自分の病気や病気と付き合う自分、病気にどう対処していくかを患者自身の言葉で語ることには、患者自身を守る意図があるとともに、自分がどのような回復を目指すのかを模索する意味があると考えられる。

医師から提示された説明や治療に従い続ける「理想的な病人」であろうとしても、回復に伴って患者にとって「理想的な病人」でいることや「社会に共有された回復」は不可能なものとなっていく。病いに対処しながら、生活の中で病気が占める割合を減らしていくことが目標となった時、一元的な「回復」を示される説明モデルでは患者は生きる意欲、自信を得ることができないのではないだろうか。完治ではなく対処を目的とし、それによって「気が付いたら病気のことを考える時間が減っていた」というようなゆるやかな流れの方が、慢性的な症状を抱える患者にとって現実的な回復過程として位置付けられるだろう。症状に対処する方法を身につけていく中で、患者なりの説明モデルが構築され、患者にとって病気がコントロール可能なものとなっていくのである。

また、医師による説明モデルとは、その病気に人に共通する一般化された説明モデルであるとも考えることもできる。しかし、病いの経験とは人によって大きく異なるものであるため、患者は一般的な説明のみでは自身に生じる症状への苦しみや将来的な不安感を解消することができない。そのため、自分なりに病いの経験を説明し直すこと、言い換えれば自分の人生の中に病気を意味づけることによって、自分にとっての「回復」を目指していくと考えられる。

堀川は医療者と患者の行動への意味づけの相違について、「うつ患者が講じている『病気を持ちながら日常生活を営む』という生存戦略を、医療者が治療対象としての病理として捉えてしまうと、医療は二次的に役立つどころか有害になってしまう」（堀川,2022, 110）と指摘している。病気の完治、つまりトラブルの解消を目指す医療者と、病いに対処しながら生きていくことを目指す患者とでは、目的が異なるために患者による生存戦略は戦略として理解されない場合がある。患者の戦略を病理として捉え、治療の対象とすることは、患者を「望ましい患者」へと制御しようとする試みであるとも考えられる。しかし、患者は病気をもって新たに病いと生きる自分を構築していく必要を迫られているため、制御することでは患者にとっての「回復」は望めないのではないだろうか。

## 結論

本稿では、うつ病という慢性的な病気に関わる「回復」のあり方について、病人役割の役割期待によって作られる医療者視点の「回復」と、病いの経験の中で患者が目指す「回復」は大きく異なることを論じてきた。患者が病いの経験の中で「元に戻る」ことはできないと理解した時、患者が目指す回復は、医療者視点の病気という問題を解消するという目的から、病気に対処しながら病いととも生活を送るという目的へ変化していく。

1では、本論の前提として、社会の中で人々が病人となるための病人役割の必要性と、病人役割を得るためのプロセスとして診断があると述べた。病人役割によって人々は社会的役割を免除される一方で病気からの回復義務を負い、そのために医療機関への協力を求めるなど、回復へ向かうことを要求される。病人役割を得るためのプロセスとしての診断は、説明のできない苦痛を抱える患者に病名を与え、その苦痛の正当性を認める。また、診断は当事者が病人役割を得るか否かだけでなく、周囲がその人をどのように受け入れるのかにも影響を与えるものである。

2では、うつ病の診断基準と治療法、うつ病の特徴について述べた。うつ病の診断の多くは、似たような特徴や症状のある特定の傾向から集めるという類型診断によって行われる。うつ病の診断では「中核症候」が目立つが、その他の症状として「疑うべき症状」もあり、この「疑うべき症状」のみの場合では診断が困難になる。類型診断の問題点は、類型診断によって典型例を見出すことができる一方で、中間的なケースが存在せざるをえないことである。また、主な治療法は薬物療法と精神療法である。特に薬物療法に用いられる抗うつ薬の効果はゆるやかであり、自己判断で薬の量を調節したり中断したりせず、医師の指示に従い長期的に服薬を継続する必要がある。そして、うつ病の病気としての特徴については、鍋田が「独特の悲劇性」が伴うと述べるように、抑うつ的な感情に満たされることによって生きる気力そのものが低下してしまうことが挙げられる。

3では、うつ病になりやすい傾向としての「helplessness」的状況と、その準備性として「悲観的な説明スタイル」と「自動思考」について論じた。「helplessness」とは、途方に暮れた状況を指し、患者の自己価値にダメージを与えるものである。この「helplessness」に陥りやすい準備性として、「悲観的な説明スタイル」と「自動思考」がある。「悲観的な説明スタイル」とは、何らかのマイナスの体験に対し、「いつもこうなる」「自分がダメなのだ」と考えるような説明様式のことである。「自動思考」とは、何かの出来事に対して生じる歪んだ認知による否定的な思考のことであり、意識することが困難なレベルで習慣化されているものを指す。患者にとって思い通りにはいかない回復過程に対し、悲観的な説明スタイルや否定的な自動思考による思考パターンが適用されることで、「治したい」という意欲を維持することが困難になる場合があると考えられる。このように、うつ病患者の回復過程には認知の歪みを修正することが課題であるが、一方で認知的な問題の解消には限界もある。

4では、病気からの「回復」に注目し、認知の歪みの修正に関わる課題と、患者にとっての回復とは何か、社会的役割と回復の関わりについて論じた。認知的な問題によってうつ病になりやすい、再発しやすい傾向があることは否定できないが、人間が自分の思考を完全にコントロールすることは不可能であり、「分かっているけどできない」という状況は起こりうる。認知の歪みを解消することが必ずしも患者を回復へと向かわせるということとはできないといえる。また、病人役割概念によって想定される回復とは、病気を患う以前と同じような状態に戻ることであると考えられる。しかし、病いの経験をした人間は「病いの経験をする前の自分」に戻ることが不可能である。病いの経験をした人間にとって、健康と病気であることはもはや対極の

状態ではなく、この連続的な状態を一定の程度で維持し、日常生活を送っていくという課題が存在するのである。うつ病の患者にとっては、うつ病が生活の中心ではなくなること、言い換えれば「病気の存在が生活に占める割合を減らすこと」が一つの回復であるといえる。病気の解消、すなわち完治を目標とするのではなく、病いの経験の中で症状に対処する方法を身につけていくことが、患者にとって重要な回復過程であると考えられる。その一方で、患者が「元に戻る」ことを期待する社会は、患者にとって生きづらく理解されることも難しい。医療者にとって病気は「治す」ものであり、回復とは「元に戻る」ことである。この時患者は「病気を治し社会的役割を遂行できる自己に戻る」という課題を引き受けることになるが、病いの経験の中で「元に戻る」ことはできないことを知る。そして、社会的役割を遂行する社会環境で共有されている「回復」と、患者自身が目指せる「回復」とのギャップに苦しみ、病人特有の葛藤を抱えることになる。

5では、回復に関わる問題として、患者自身の葛藤と病人役割によってもたらされる感情管理の負担について、また、それによって生じる悪循環とその原因と考えられる「望ましい病人」像について論じた。患者自身の葛藤には、病気のイメージに合う行動をしなければ病人であると認めてもらえないことや、患者の「できること」「できないこと」の基準を周囲に理解してもらうことに伴う負担が関係している。また、病気とは社会的に「治さなくてはならないもの」であるとともに、回復義務を負う病人は、病気を「治したい」と思うものだという前提がある。病気の治療中という場面では、病気を治したいと思うことや、元に戻りたいと思うことが患者の「適切な感情」として位置付けられており、この病人特有の感情規則もまた患者の大きな負担となる。そして、この感情規則は患者にさらなる悪循環を生じさせると考えられる。病気を治さなくてはいけないと思いつくこと、または思おうとすることによって、患者の生活の中心に病気が位置付けられてしまい、かえって回復という目標から遠ざかってしまうのである。患者視点の回復では、病気が生活の中心でなくなることが目指される。その一方で、社会的に内面化された「望ましい病人」像とは、病気の完治を前提とした病人役割概念によるものである。これは患者に悪循環を生じさせる原因であり、医療者視点の理想的な病人と言い換えることもできる。つまり、患者が病人役割を引き受けるということは、社会的役割を免除される一方で、「望ましい病人」であることや、医療者視点の「回復」を求められることになるのだ。

6では、慢性疾患と生きる患者は日常生活に生じる問題に対処する「戦略」が必要になるということを前提に、うつ病患者へのインタビューの引用から、うつ病患者の自己管理と患者による戦略について論じた。患者の自己管理とは、第一に安心して自己提示できる場を確保するための「他者の二分化」があり、第二に自分なりの「説明モデル」の構築がある。そして第三には、病いととも生きるための「ヘルスケア・システム」の構築がある。第一と第二の段階である「他者の二分化」と患者による「説明モデルの構築」は、医療者の視点からは患者の認知の歪みとして捉えられてしまう可能性もある。病気の完治を目指す医療者と、病気に対処しながら生きていくことを目指す患者とでは、目指す方向が異なるため、患者による戦略の意義や必要性が医療者からは理解されない場合もあるからである。しかし、患者視点で考えると、これらは患者が病いととも生きていくための「戦略」としての意味を持っている。患者にとって「分かってくれる他者」の存在は、患者の現状や回復過程、患者が目指す生き方を肯定する効果をもたらす。また、患者なりの説明モデルの構築によって、病気がコントロール可能なものとなり、患者自身がどのような回復を目指すのかを示すものとなる。一見認知の歪みと捉えられる行為が、患者の回復過程において重要な役割を果たしているといえる。

うつ病患者が「回復したい」と思い続けられない要因として、患者視点の「回復」と社会的に共有された医療者視点の「回復」が大幅に異なることについて論じてきた。患者は病人役割を引き受けることにより社会的役割を免除される一方で、「望ましい病人」であることや、医療者視点の「回復」を求められることになる。医療者視点では病気とは完治するものであり、回復とは「元に戻る」ことである。その一方で、患者

視点の回復とは、病気の解消を目的とするのではなく、病気が生活の中心ではなく対処可能なものとなっていくことである。病気に対処する過程で、医療者側からは認知の歪みによるものと捉えられかねない行為は、患者が病気に対処しながら生きていくための「戦略」としての意味を持っていた。

うつ病患者が治療中に「回復したい」と思い続けられない理由には、社会的役割を免除され続けたいという「社会的」な理由には還元できない、「病人」としての葛藤が存在する。患者は、患者がより良く病いと生きていくための戦略を持って、患者なりの回復を目指している。一方で、社会からの医療者視点の回復を求める批判的なまなざしによって、回復に伴う葛藤を抱えているのである。

## 参考文献

- ・A・クラインマン, 江口重幸, 五木田紳, 上野豪志訳, 1996, 『病の語り』, 誠信書房
- ・アーサー・W・フランク, 鈴木智之訳, 2002, 『傷ついた物語の語り手』, ゆみる出版
- ・長谷正人, 1991, 『悪循環の現象学』, ハーベスト社
- ・堀川英起, 2022, 『患者の語りを聴くという問い』, 生活書院
- ・福島章, 1992, 『精神医学と社会学』, 金剛出版
- ・榎原克哉, 2022, 『メンタルクリニックの社会学』, 青土社
- ・M・E・P・セリグマン, 1985, 『うつ病の行動学 学習性絶望感とは何か』, 誠信書房
- ・鍋田恭孝, 2012, 『うつ病がよくわかる本』, 日本評論社
- ・野島那津子, 2021, 『診断の社会学』, 慶應義塾大学出版会
- ・奥田祥子, 2020, 『社会的うつ—休職者はなぜ増加しているのか』, 晃洋書房
- ・山田陽子, 2019, 『働く人のための感情資本論 パワハラ・メンタルヘルス・ライフハックの社会学』, 青土社
- ・厚生労働省, 「令和3年版自殺対策白書」  
最終閲覧日: 2023年1月10日  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2021.html)
- ・厚生労働省, 【1】厚生労働省, 「No.3 自殺の予兆への介入 | うつ病 | こころの耳: 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」, 最終閲覧日: 2023年1月10日  
<https://kokoro.mhlw.go.jp/mental-health-pro-topics/mh-pro-topics003/>
- ・厚生労働省, 「うつ病 | こころの病気を知る | メンタルヘルス」,  
[https://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease\\_depressive.html](https://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_depressive.html)  
最終閲覧日: 2023年1月3日
- ・厚生労働省, 「セロトニン | e-ヘルスネット」,  
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/heart/yk-074.html>  
最終閲覧日: 2023年1月3日
- ・東京都保健福祉局, 「うつ病について」  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/tokyokaigi/kisotishiki/utsu.html>  
最終閲覧日: 2023年1月10日





榎田涼華「行動経済学における双曲割引の検証～時間的非整合性のある行動と成績の関係～」は執筆者の意向により Web 版には掲載されません。

法政大学社会学部

# 優秀卒業論文集 2022

---

2023年3月31日 発行

編 集 法政大学社会学部

発 行 法政大学社会学部

〒194-0298 東京都町田市相原町4342

電話 042-783-2351

制作協力 株式会社 ふ こ く 出 版

印 刷 株式会社 ヒラツカ印刷社

---

©法政大学社会学部